# 名所記 第二

# 近世文藝叢書 第二



# 近世文藝叢書第二 名所記二

## 緒言

一、本巻は、上巻收むる所の三都名所記類の後を承けて、諸國名所記類、即ち鎌倉物語以下七種三十九巻を收めたり。而して其排列の順序は、開版の年代によれり。書目左の如し。

一、鎌倉物語五巻　京童の著者中川喜雲の著にして、萬治二年京都に於て開版せらる。此書頗る世に行はれたるにや。寶暦二年に至りて小本に縮刻したるもの出でたり。著者喜雲の傳は上巻の緒言に見ゆ。

一、高野山通念集十巻　難波鑑の著者一無軒道冶の著にして、寛文十二年の自序を附せり。刊行年月を記さずと雖も、版式及繪風より察するに、その寛文年間の梓行たるや明かなり。道冶の傳も上巻

の緒言に見ゆ。

一、南都名所集十卷附錄一卷　大和の人太田叙親、村井道弘の共著にして、延寶三年の自序あり。本書題して南都名所集と曰ふといへど、實は汎く大和國の名所舊蹟を記せるなり。著者の傳詳ならず。

一、河內國名所鑑六卷　河內國柏原の人三田淨久の著にして、延寶七年の開版なり。此書、題簽には河內鑑名所記とあり、序文及び跋文には河內國名所鑑と記し、各卷首には河內名所記と題すれども、今便に從ひ河內國名所鑑を以て定名と爲す。著者淨久の傳は未だ詳ならず。

一、有馬名所鑑一卷　天和二年有馬の有野屋次郎右衛門が梓行する所にして、著者詳ならず。蓋し有馬の名所及溫泉の效驗を世に知らしめんが爲に、此書を開版して諸國へ頒布せしに似たり。

一、長崎蟲眼鏡二卷　元祿十七年の開版にして、大阪富士屋長兵衞の梓行なり。弄古軒菅秋の序に其舊人江原氏の著なるよし見えたれども、所謂江原氏の傳は今攷ふるに由なし。

一、三河雀四卷　三河の人花翁の著にして、寶永四年の序あり。花翁の傳未だ詳ならず。

明治四十三年八月

校訂者識

# 近世文藝叢書第二　名所記二

## 目次



目次終

# 近世文藝叢書第二

## 名所記　二

### 鎌倉物語序

しばし旅だちたるこそ、目さむるこゝちすれと古人いへる、それもさる事にて、又ゆかずして名所をしるも猶おかし、爰に鎌倉物語あり、事は詞にあらはし、かたちは繪に見せしむる、誠に踵をめぐらさずして、彼地をまのまへにながめ、故をとはずして、獨由緒をおぼゆるは此草紙なり、諫鼓苔ふかうして、鳥の足形たえず、けいべんかまくらに螢あつめて、此草案をしるせり、予見まくほし月夜とかこてば、やさしも腰越といらへ、その卷々をなげうたしむ、鶯とぢの梅が谷、棚をかざりし藤が谷、仰てたゝむ扇が谷、ひらくは袖の雪の下、言葉に花をふらしつゝ、のこる方なく由比の濱、和歌ゑの島をかきまじへ、男女貴賤のもてあそびとなせる、かゝるいとまあるも、御代たいらけくやすけきゆへ也、五日の風枝をならさず、十日の雨壌をやぶらぬおほん時にあひ奉り、われも浮木の龜が谷にさまよひ、硯の海ばたにくびさしのべて、ながながしきは鶴が岡せたき序文と、人の口うごかさぬさきに、はやく筆捨の松、

中川氏喜雲

# 鎌倉物語目録

巻第四



巻第五　鶴が岡より東北の名所



目次終

# 鎌倉物語卷第一

○鎌倉の郡

一、相摸國鎌倉の郡と申は、大織冠鎌足、鎌子丸と申せし時、いなかより都にのぼり給ひて、次第の官位にとゞこほりなく、天智天皇八年に藤原の姓を給ひて、內大臣に任給ふよろこびの宿願あるによりて、ひたちの國鹿島にまふで給ひ、歸洛のつぎにさがみの國油井鄉に宿し給ふ、その夜の夢の御つげにより、多年たしなみ給ふ所の鎌を、大倉松岡にうづみ給ふによりて、鎌倉の郡と申なり、かゝる前世の宿緣あるにより、ながくかまくらは世をおさむる勝地となれり、大織冠玄孫染や太郎時忠、文武天皇の御宇より、聖武天皇神龜年中まで、かまくらに居住して、東八ヶ國の總追捕使して、東夷をしづめ國家をまもり、そのゝち平將軍さだ盛まご上總介直方かまくらに居住せしに、伊豫守源賴義相摸守に任給ひ下向し給ふ時、直方むすめを以て緣をむすぶ、賴義嫁し給ひて八幡太郎義家をもふけ給ふ、陸奥守東夷將軍ににんじ下し給ふ時、直方かまくらを義家にゆづり、義家うけつぎ給ひてより、源家代々の勝地となれり、右大將賴朝日本國の總追捕使をたまひてより、父子三代平政子一代、攝家より二代、親王家より五代、合十一代はかまくらより天下國家をおさめしに、正慶二年に當今後醍醐天皇、かまくらの執權平の高時ほろぼされ、第八の宮を征夷將軍になしまいらせられすゑ奉らる、又世みだれて、足利贈太政太臣高氏の二男、左馬頭基氏を關東將軍となし給ひてすゑ給ふ、基氏の孫六七代おさめ給ふ、公方世おとろへ給ひてより、農人のすみかとはなれりされどもかゝる由來ある古跡なれば、今も心ざしある人はとひきませる也、

花も月も見るや旅ねの高枕

此發句は中川喜雲が作なり、一とせ花の都より月のむさしに下りし時、かまくらにも立寄、帝都より大樹のおほんもとまで、道すがらの名所々々を、狂句につらね詞につゞけ、壹部のさうしとなして、外題を道草といへり、いまだ梓にちりばめぬものなれば、今此物がたりの鎌倉の鎌をひつさげて、その道草をかりとるもの也、奥にいたりても名をあらはさゞる狂歌發

句、みなこの喜雲といふすきものが句なり、

○鶴岡山八幡宮附神宮寺

一、東鏡大概、右兵衛佐殿義兵を興し給ひて、漸威東國に襲ふのきざみ、心願あるにより、先鎌倉に打入給ひ、小林郷の北山をてんし、宮廟をかまへ、下若宮を此所にくわんじやうし給ひ、先かり初成により、茅茨きらず、くわかうのかざりにおよばず、奉行大庭平太、

一、治承五年に當宮假の建立、そこつの儀なればとて、武藏國淺草より、木のみちのたくみを召寄、棟梁をさだめ、七月八日事初、專結構を盡しくわかうをかざり、神威をかがやかし給ひ、同八月十五日遷宮あり、奉行は梶原景時、土肥實平、大庭景義、昌寛坊なり、八幡權現これなり、

一、建久二年若宮の上の地に別て、正八幡宮を勸請し給ふ、上の若宮是也、

續後撰 石清水たのみをかくる人はみな
久しく世にも住とこそきけ 右大將 頼朝卿

一、東鑑に、若宮のかたはらに、熱田大明神を勸請し給ふとあり、今左右に三輪、熱田、諏訪、三島、住吉の社あり、山の上八幡の右の方に、武氏神、頼朝宮、あいせん堂、右の脇に經堂、石坂の上わきに龍の爪跡の石、鶴龜石、その外平成石二つ、まろうどの門に制札のうつしあり、五尺許のよこ板に、數ヶ條の一つ書あり、寛永五年八月朔日佐倉の侍從、前橋の侍從判と有、神人に神寶を尋しに、御弓矢、十二の手箱、何れも岩清水より下りしとぞ、代々名作の太刀盡しがたし、弘法大師法花經、同作の藥師、あいぜん鹿の玉、牛の玉、人神も覺えがたしといへり、油井濱まで十八町、兩のわきに直松ありて、はる〲と見へわたりて、眺望なのめならず、

一、上宮より下る石坂のわきに、銀杏の木あり、東鏡に建保七年正月廿七日、實朝將軍右大臣はいがの時、神拜事おはり退出し給ふ時、上宮石橋の砌、いちやうの木陰まで公曉伺來て、丞相を害し奉り、御劔の役人をもともに射、ちくでんし給ふによつて、隨兵等宮中に馳入るといへども、求出すに所なし、或人の云、上宮の砌におひて、別當公曉、父敵を討のよしなのらるるといへり、是により各件の雪の下の本坊におそひ至り、かの門弟、惡僧等寺内に楯籠あいたゝかふ、長尾新六父子兄弟先がけをあらそふ、終に抑やぶると

いへども、悪僧等はかけおち、公曉はましまさず、軍むなしく馳歸り、たゞ亡然の外他なし、こゝに公曉後見の備中阿闍梨が北谷の宅にむかはる、それまでも猶かの御首をはなされず、使者を以て三浦義村が方へ被二申遣一けるは、今將軍の闕あり、我専東關の長に當れり、早く此儀を廻し申べしとの使也、義村此事を聞、先君の恩化不レ忘、落涙數行におよび、そのゝち使に向、やがて此方より兵士を御むかいに可レ進のよしを申送りて、かの趣を平の義時につぐる、義時即公曉を誅し可レ申のよし啓せらる、義村一門をあつめ評議し、長尾新六定景を討手に指、定景郎從以下五人甲冑を帶し、備中か本へ行向、公曉阿闍梨さへぎつて、義村が方へ行むかはれけるに、途中にて定景行逢、雜賀次郎いたき雌雄をけつせんとす、終に定景太刀を以て公曉の首を討て、則義村がかたへ持參す、義村義時の邸へ又持參す、燭を取首を實檢せらる、今日の勝事兼て告を示事一つにあらず、殊に庭前の梅を見給ひて禁忌の和歌を詠せらる、

出ていなば主なき宿と成ぬとも
軒端の梅よ春をわするな

勝長壽院に葬奉る、さる夜御首の有所不レ知により、公氏に昨日被レ遣所のびんの御かみをもつて、御くしに用ると也、將軍薨去の愛傷にたへず百四人出家す、公曉は右大將家の嫡子、左衛門督賴家の二男也、賴家遠流の後孤と成給ひしを、尼御臺三井寺へのぼせられ、學文のいとなみ有しを、年たけ給ふにより、建保五年六月迎取、若宮の別當にすゑられし也、

一、八幡權現の右に護摩堂、左に多寶堂、かねつき堂、眞中に舞堂有、東鏡に文治二年四月八日、伊豫守源義經妾の靜の前、若宮の廻廊にて、大殿望により舞曲を奏す、鼓は左衛門尉祐經と、ひやうしは畠山重忠、靜先歌を吟じて

吉野山峰のしら雪ふみわけて
いりにし人の跡ぞ戀しき

次に別曲をうたふの後、又和歌を吟ず

賤やしづしづのをだまきくり返し
昔を今になすよしもがな

賴朝聞給ひて、まことに昔をこふるは、反逆の義經をこふるにや、八幡の御寶前にては奇怪なりと云、然時御臺所の仰には、君伊豆國に御配流の時、ひそかに

ゑんをむすびたてまつりしに、北條殿世の聞へをはばかり給ひ、我を引給ふといへども、猶心君にあり、其後石橋山の合戰以後暗夜にまよひ、伊豆の御山に捨られ、君の御行衞を不ㇾ知、たましゐを遣すの時のうれひ、今のしづか思ひのごとくならんか、義經多年のよしみを若忘ば、豈貞女のすがたならんや、尤幽玄といひつべしとのたまへば、二品しづまり給ひ、靜下向は三月朔日、男子平產は壬七月廿九日、仰により赤子をば安達新三郎油井の浦にすてせしむ、歸路は九月十六日、

一、仁王門額に鶴岡山とあり、わきに木神立給ふ、東鏡に此馬塲にて競馬度々あり、神拜數をしらず、八足の門といふもあり、池を西東へ掘廻、鳥井のうちにそり橋をわたせり、池の中に島七つあり、其形七やうに似たり、東の島に辨才天立給ふ、是もちいさき橋かゝれり、

一、承元二年四月廿五日、鶴岡の東の角に、神宮寺を可ㇾ被ㇾ立のよしにて、今日地引せらる、同七月五日棟あげ、同十二月十二日造畢す、本尊藥師の像をあんちせらる、雲慶作、實朝建立、執權義時、鶴岡山いぬいのふもとに一宇じゐんを立て、後鳥羽院を勸請し奉らる、新宮大權現とあがめ申、重尊僧都を別當職にふせらる、かの怨靈をなだめ奉らる、是より天下もしづまりぬ、されどもそのおんねんやまざるにや、其後の御たくせんに、關東滅亡我所行なり、關東滅却も廿二日、朕が崩御も廿二日と云、誠にをんねんのおそれすくなからずや、今の上の宮のにし、雪の下へおるゝ石坂のわきに、柳營の宮と云あり、平安城は花のみやこ、かまくらは柳の都といふ說あり、

鎌倉やかまくら山に鶴が岡
　柳の都もろこしのさと　鎌倉右大將

千年ふる鶴が岡べの柳原
　あをみにけりな春をしるべに

新拾遺賀　鶴が岡木だかき松も吹風の
　雲井に響く萬代の聲　左兵衞尉基氏

一、鴨の長明が記の中にも、つるがをか若宮は、松かしはみどりいよ〳〵しげく、蘋蘩のそなへかくる事なし、陪從をさだめて、四季の御神樂おこたらず、職掌に仰て八月の放生會おこなはる、崇神のいつくしみ、本社にかはらずときこゆとなり、

鎌倉山證歌

二ばしらたが立てそめし鶴岡
　　鎌倉山とこれをいふ也　鎌倉右大臣

鎌倉里

續古今賀 宮柱ふとしき立て萬代に
　　今ぞさかへん鎌倉の里　同

八まんの三寸(みき)をくまんの霞かな
　　きゆる雪は黑鹽なれや鶴が岡

○志一上人石塔幷稻荷社

一、上人の石塔、若宮より西わきの町やの後の山の上に有、岩山を切洞にして其內に有、わきに新敷逆修の石塔もあり、先立のいへるは、此上人は筑紫人なりしが、訴訟ありて下り給ふ、すでに訴訟も達せしめけるに、文狀を古鄕に忘置給ひて、明の朝といはんにはいかゞせん、身體極れりと、上人さはがれし時、つねに宮仕せし狐、一夜の內に古鄕へ歸り、かの文狀をくわへ、曉に歸り來て上人に奉る、そのまゝ息絕打ふし死にけり、上人訴訟達せしかば、則かの狐を稻荷の宮とあがめ、社を立て祭給ふとぞ、則坂の上脇にちいさきほこらあり、上人は太平記の頃、左馬頭基氏の代に、上杉そうきやうにより、鎌倉より上方へのぼられけると、無極抄に見へたり、昔の上人の寺の跡には、今新寺の比丘尼寺あり、逆修の石塔は比丘尼のしわざにや、高山のうへにひとりすみ、殊勝に物哀なり、鶯が谷ともいへり、太平記に仁和寺志一坊とて、外法成就の人の有けるに、むそう國師のはつけんに妙吉侍者と云僧、吒祇尼天の法をならひて、三七日行けるに、頓て法立所に成就して、心にねがふ事かなはずといふ事なしとあり、又此志一、細川相摸守淸氏にたのまれ、將軍を呪咀しける人なりとあり、

○雪下山附押手正傳神

一、昔は廿五坊ありしに、中頃絕はてしを、家康公十二坊に成され、建立有りしとなり、むかしは廿五のぼさつを表せしとぞ語りし、今宮とて東の谷に宮あり、社の後に大杉五本一かぶより生出たり、何も二かい程あり、所には天狗の住所とておそれあへり、

一、僧正院に右大將家の法華堂の本尊を引、泉水山の上に建立しあんちせられしなり、かの本尊は賴朝石橋山合戰の時、杉山ににげ籠給ふ、すでになんぎの時かの佛を取出して岩のはざまに置給ふ、兵どもいか

でかく捨させ給らんとふしんし奉る、頼朝その時、源氏の大將ほどのもの、常に佛を身にはなたずなど、かばねの後にさたせられんは、落度たるべしとの給ひて終にすて落せしめ給ふの後、程へて護持の僧ひろひ來て、佐殿に奉りし、銀の一寸六分の觀音なり、それを今木ぞうの觀音のいたゞきに納てあるとかや、又押手のせうでんといふ神も同堂にあり、此神は本は比叡山に立給ひしを、或凡人雲の上人を戀奉り、誠にいやしき身のおよばぬ雲の上せんかたなくて、此せうでん神へ千日の歩をはこぶ、神納受やし給ひけん、ひそかにあふ事度かさなる、雲の上には日西山に落、たそがれ時にもなれば、彼宮女何方ともなくうせ給ひて、朝にはかへり來り給ふ、宮中是をふしんし奉り、くわしく尋申せば、宮女の仰には、我心となすわざにもあらず、夢うつゝのごとくにして、さそはれ行なりとの給へば、好臣計てたそがれ時にも成ぬれば、御手にすみをそゝぎ、是を彼門に押給へと有しかば、をしへにまかせて歸り給て、朝に人をめぐらして見給へば、洛中の門々に手の形有て、何をそれと知がたし、只神力にやとふしんなせしに、たび重なればとかく顯れて、ゑい山せうでん神の神力に極りしかば、神力とは云ながら、宮女をかくし給とて、關の東に流給ひしを、鎌倉に祝奉られしとなり、それよりして押てとは申奉るとぞ、今の世にもせうでん祭をし信じ奉れば、大に利生あり、不信には大ばつ有とぞ、

一、等覺院にくさり大師とて、弘法大師の作の佛有とかや、ゑかう院に勝長壽院の本尊は殘らずありしとなり、

一、何坊やらん、或少女兒(ちご)を見初、ふかき戀路となり、病の床にふし、かぎりの枕に成ぬれば、女母にむかいて、我別の病にあらず、しかぐ〵のわづらひ也、はかなく成なば、かくのとをりを、かの兒につたへてたび給へとかたる、母おどろき、さいわひその兒の父母は、我しれる人なり、心やすくひそかにあわすべしとて、とかくしてあわせつ、然ば女心ちやすらかに成て、本のごとくなりしかば、父母のよろこびかぎりなし、然ども兒こゝろざしもやなかりけん、通なかばしてうち絶ければ、娘はおもひ死にしてけり、父母かなしみて、骨を善光寺へおくらんとて、箱に入ておきけり、そのゝちかの兒又病つきて、物くるはしく大

事に成ければ、一間なる所にをし込ておきければ、只ひとり居て、友とものがたりなどする聲聞へければ、父母あやしく思ひ、ものあひよりさしのぞきてみれば、大なる蛇身と物がたりなどして、むつまじき體に見へければ、父母手をつかねあわてけれども、ついにうせにけり、さて入棺して、わかみやのにしの山にさらしけるに、棺の中に大蛇兒をまとひ、くる／＼として有ければ、とりはなつにおよばずともにさらしてけり、扨又むすめの父母、かの骨を取出してとりわけ、鎌倉の寺にもをき、善光寺へも遣ふべきとてあけて見れば、ほねさながら小蛇となつてはいまはるもあり、なかば成けるも有とかや、父母おどろき、或僧にはじめよりの物語をして、孝養の儀式を頼けるとかや、沙石集に見へたり、むかし物語には怨執により、その身蛇となりて、頭に角おいけるを、ひじりのすゝめにより、念佛の功にて、角落成佛せしとぞ、

いにしへの花見小袖や雪の下
ふじ山か夏もながむる雪の下　野田氏基春

○小袋坂

一、雪の下より山内へゆく切通しの坂をいふ、延應三年十月十九日、山内を切通、往還の通ひ路作る、頼經將軍の代、泰時の執權、

○山内

一、小袋坂より須崎までをいふ、

○建長寺

一、建長五年十一月廿五日、建長寺供養也、中尊丈六の地藏菩薩、同像を千體あんちせらる、建長三年十一月八日に事初有て、すでに造畢するの間、供養をとげらるゝもの也、將軍は宗尊親王、ことに時頼時定精誠をぬきんでらる、開山蜀道隆蘭溪、

一、鐘は建長七年、いもし大和守

表門額　此筆者は此寺の僧といふ

天下禪林

裏門額　朝鮮人の筆年號も彼國の也

海東窟法　宗禎元年十一月竹西書

中門額　筆者すかうといふ又そくしともいへり

巨福山

奥二階
門之額

**建長興國禪寺**

此寺の脇坊せいがんの筆といへり

一、寺寶
一、ゑんかんが鏡
一、唐繪百ふく
一、日蓮の金字法花經
一、うしろに池有、大覺池とも龜池共云、五尺許成龜常にあり、寺内に池三つ有、
一、寸山と云額うしろの山にあり、
一、先立のいへるは、頼朝公の御世には、地ごく谷とて、罪過のものをせいばいなされし所なり、或時さいたといふもの、鎌倉中を横行せしむるのよし聞へあり、頼朝ふしぎに思召、さいたを尋させられしに礑(はた)してもとめ得たり、めし出して尋仰られければ、さいたが云、敷皮になをり刄の光を待と雖も、人あへて其氣色もなく、頓而退散の間、扨はゆるされを蒙ると心へ、有がたき露の命をたすかりて如レ此しといへば、扨は常に何れの佛か信じ奉りしと有ければ、さいたつねに地藏菩薩をしんじ奉りしと申、さて彼地藏を見奉れば、彼佛の御首に太刀の切目確にあり、扨は疑ふ所なしとて、則地ごく谷にいはひ奉れとて、いはゝれしとぞ、扨こそさいた地藏とは申奉るぞと語りし、
一、建長寺に繪島の辨才天十六童子の内、一童子は此寺に有といへり、むかし蘭溪和尚らい朝の節、繪島辨才天より一童子を船中まで迎につかはされ、鎌倉まで送りまいらせけるとなり、扨らんけい此寺建立の時、繪島辨才天らんけいにの給ふやう、佛力とうとしとはいへども、福神なくては法のはんじやう成がたからん、然ば童子をみやづかへ給へとて、三十二そうの美女をさづけ給ふ、らんけい神のつげにまかせ、藏あづけ納所をぞまかなはせ給ふ、さて諸事萬寶をねがひ給ふに、叶ざるといふ事なし、扨こそいよ〳〵寺はんじやうしけれ、然る所に鎌倉中に、らんけい美女をかくし置給ふといふ說、ちまたにおほし、その頃の御臺所、此事いつはりにをいてはうたがひあらじ、然ども人のもうあく鬼口ふさぐに所なし、寺詣に事よせて實を見んとぞはかられける、扨俄に美女三千人を催し、建長寺に參詣し給ふ、然ばくり、めんぞう、ゑんの下まで人ならずと云事なし、然ば神女かくれがに所なく、扨こそ御臺所かの美女を求得たり、御臺所らんけいにの給ふやう、和尚尊しといへども珍敷も

のをゑたり、いかゞふしんおほしと有し時、らんけいのいはく、我破戒のなんにあらず、是繪島の辨才天よりさづけ給ふ神女なりとて、則神女をめし出し、誠の姿をあらはし給へと有し時に、俄に神女長卄丈許の大蛇となり、ろう門を七重にまきて見せ給へば、御臺所ありがたし共おそろしとも只もとの姿と有し時、又美女とぞなり給ふ、其時らんけい神女にのたまふ、俄の事とはいひながら、此人數を馳走して給へと有しかば、神女則三千八に膳ぶをわたしてほうらいの山をつき、國土のくわしをもつてちそうし給ふ、かく俄の事といへども神女のなすわざ、凡人の及所にあらずとぞの給ひける、御臺所はうたがひをはらしてかへらしめ給へば、神女はてんにあがり給ふ、扨こそ一童子の內福神は、建長寺にいはゝれ給ふと先立のかたりし也、

一、むかしの七堂がらんの跡に、今新しき御堂を立られたり、本尊地藏千體佛あり、うしろにかいさん代々の御影あり、いにしへ見しにかわりて、七堂がらんの跡もなく、六本のびやくしんの古木は今にあれども、間々にありし居石もなく、中道のわきになみ杉ありて、古き木はなきがごとく、竹がきもなわめかたくゆいて、古き道もきりかへ、よろづあたらしく、かゝる所はなにはにつけてふるびたるこそ見所ありて、昔こひしくおもはるれ、

鎌倉はとかくやつなり此寺も
　　五さんといへば八にあらずや

○最明寺

一、名月院の下、西の方に堂あり、最明寺殿御影有、本尊は土佛、棟ばしらに氏滿の自筆あり、

一、開基は時賴が禪門、建長七年建立、時賴此寺建立し給ひて執權をのがれ、爰にておこなひすまし給ふ、卅七歲にて卒去の時は、衣けさをかけ、繩の床に上り坐禪せしめとうやうの氣なく、頌に云業鏡高懸、三十七年、一槌打碎、大道坦然、弘長三年十一月卄二日道崇珍重と云云、

一、東鑑に名月院と云事を聞ず、上杉管領の內に名月寺殿といふ有、上の寺は後建立有しにや、住寺に尋なば本說はしらるべし、寺脇十六らかん岩山に切付て有、又上杉管領屋敷は名月院と建長寺の間也、
　この堂は名月院のもとなれば

げにや最(もつとも)明(あきらか)な寺

○圓覺寺

一、弘安五年時宗建立、開山は佛光禪師、同九年に寂す、唐僧也、

一、先立のいわく、此寺を開き給ふ時、地を引とき石のかろうとをほり出せし間、ひらきて見れは圓覺經あり、扨こそ圓覺寺とは付られしとなり、其かろうとは平時宗の骨箱となりしが、今は佛日庵と云わき坊に有と語れり、大鏡は平貞時きしん、年號は正安、もじは大和守、銘はせいがんしどん西澗子曇、先立の云く、此かねは唐にても名高、此寺にさる鐘有と聞へし也、先ひゞきよのつねならず、かねはやりとて六十年のねんき來れば、人もつかざるにおのれと音を出し、五日も十日もなる也、むかしもかはらずといへり、

一、下池白鷺池といへり、禪師來朝の時、若宮八幡宮白鷺と成給て、鎌倉道引し給ふ、佛光も白鷺の行處へもしたひ給ふ、此下池にすわり給ふにより、此所に寺を開給ふ、さるにより白鷺池といへり、

一、上池は宿龍池と申、禪師日本へわたり給ふ時、一つ龍船を守護し奉り、あまつさへ鎌倉までおくり、上の池に宿せしにより、宿龍池とは申なり、

一、獅子かんとて山の奥にほらあな有、穴の奥極りなし、この寺建立せられんとなされし時、此穴より獅子出て飛わしりぬ、それにより隨鹿山といふ額をうたれたりと云へり、

一、寺寶にくづきのしやり、唐繪いろ〳〵有とかや、門に額かけてなし、門破損せしむるにより、寶藏におさむるのよし、外門、中門、奥の堂合て三枚有しと也、其額に

後醍醐天皇御宸筆

| 大光明寶殿 |
|---|

上同

| 圓覺興勝禪寺 |
|---|

龜山院御宸翰

| 隨鹿山 |
|---|

一、外門の前の道内に、一つ又外をまはる海道あり、いかなる故やらんと尋しに、勅額の前は乘打をゆる

さず、外門に勅額うたれしより、道を付かへられしとなり、

○松が岡

一、圓覺寺のむかいがわにて東なり、中の門より内に比丘尼寺七ヶ寺程あり、脇坊たいしうあんいんしやうし寺、ゑい福寺、妙喜寺、せいしう院、本寺松岡山東慶寺、右大將の御時は道心寺にて有し也、頼朝公叔母尼に成給て、比丘尼寺とし住寺にすわり給ふ、それより打つゞき寺はんじやうせしなり、相摸守時宗御臺所、東慶寺しせんと申奉りし、後宇多院勅額を申下し給ふ、中頃の開山になり給て、それより一門の後室住寺にすわり給ふ、北條家つぎて尊氏家の後臺十四代つぎ給ふ、其後はおのづから寺すいびせしを、左大臣秀頼公御息女此寺にいらせられしを、天秀和尚とぞ申ける、それも正保一二の頃ほひかくれさせ給ふ、本堂の後山の内、藪のなかに御墓所あり、總じて此寺に入人は、人をうらみて身をかこち、あるはうとましきおつとをすて、しのびがたき宮づかへをのがれ、ふかきうれひにしづみて、後世をねがへる人か、しづかなる住所をもとめて心をすます人か、あてやかにわかくて、あまならぬ人もおほかりし、

松が岡の琥珀やよせし花の塵

○浄知寺

一、五山の内、よろづふるびたる氣色見所あり、然ども開山建立の年號をくわしくしらず、後見し人書付たまふべし、名月院と向合て有、

○海藏寺

一、ゑけが谷、山號扇谷山、開山はげんおう和尚、なすのゝ殺生石をいのりわられし時のけさも、今に有とかや、

○梅谷

一、海藏寺より西、けはい坂の下の谷をいふ、

鳥よりも人來〳〵や梅が谷

きりがやつの櫻は物か梅がやつ　　基春

○けはい坂

一、梅谷の上、西南へ上る坂なり、昔はこゝに遊女ども住し故、けはい坂といへり、されば曾我物語に、けはい坂のふもとに、五郎時宗が通ひし女あり、梶原源太濱出のかへさに、かの女のもとに立より、よもすがら遊びて曉かへるとて、刀をわすれ出ければ



女のもとより、刀をつかわしけるとて、

　いそぐとてさすが刀をわするゝは

　　おとし物とや人のみるらん

かげすへこまをひかへて、

　かたみとておきてこし物そのまゝに

　　返すのみこそさすが成けれ

と返歌せし、それより源太ふかくおもひそめ、よそのむつごとまでたわぶれければ、女引こもりて、かりそめの人にもあわざりけり、時宗おもひもよらず尋行ければ、友の遊君、此程は源太殿のめしをかれ、大方の人にまみゆる事かたしといへば、五郎聞て、ながれを立るあそび者、たのむべきにはあらねども、世に有身ならば源太にはおもひかへられじ、ひんは諸道のさまたげは、おもしろかりける言葉かな、人をも世をもうらむべからずとて、

　あふと見る夢路にとまる宿もがな

　　つらき言ばに又もかへらん

と書置てかへりけり、女此歌を見て、大きにはづかしめるけしきにて、むかしの貞女は両夫にま見へずとかや、いかなる身にてか引てあまたに生れつらん、時宗が心のうちさこそ思ひやられてはづかしや、何れをさだむる妻にもあらねども、かゝるうきめは又も見るべし、人の心をやぶるも、後世のためおそろしやとて、

　かずならぬ心の山のたかければ

　　おくのふかきを尋こそいれ

　すつる身になほ思ひ出と成物は

　　とふにとはれぬ情成けり

とよみて、まことや天人のゐんせさる所は、わざはいありて、しかもわざはひなしとかや、とうばうさくが言葉おもひしられてさぶらふ、しかるべき善知しきなりとて、生年十六さいと申に出家して、諸國を修行し、後は大磯のとらがすみかを尋來て、ともにおこなひすまして、八十よにして大わうじやうをとげにけり、有がたかりし心ざしとぞ聞へける、

花の波やながれをたてゝけはい坂

〇葛原岡

一、けはい坂の上也、爰にて左少辨俊基を切奉る、此俊基は後醍醐天皇近臣、相摸守高時ほろぼさるゝ御計略、專此人のはかり事より出けると也、去るにより京都にてめしとり奉り、かまくらへ下し參らせて誅せられ給ふ、むほんの樣子ながくしければこゝに略す、太平記につぶさに見へたり

〇源氏山旗立山ともいふ

一、けはい坂上の山より南の方に、高きはへ山有、是をいふ也、八幡太郎義家奥州合戰の時、まづ鎌倉にうち入て、此山にはたを立給ふ、然ば當國の軍勢馳あつまるによつて、源氏山、旗立山といへるとなり、壽福寺の上の山なり、

源氏山きゆる霞や雲がくれ

〇景清籠

一、梅谷と山王堂が谷と間の山の出はなれ也、けはい坂へ行ば籠の下をとほる也、景清鎌倉にて籠に入し事、何のほんに有レ之やらん見あたらず、景清といふ舞は都にて籠をやぶりしとあり、景清のむすめを鎌倉龜谷の長にあづけしとなり、かゝるゐんに付かくいへるにや、

〇藤が谷

一、大友のやしきといへり、屋敷の下北の山の根に扇井とてあり、まはりに石せう有、先立のいへるは、此井の水いかなる炎かんにもひる事なし、其ひやゝかなる事夏はなを氷のごとし、頼朝公夏は此水をくませ、爰にて暑氣をしのぎ給ひしと也、井扇ごとく成により、扇井とも扇が谷ともいふといへり、東鏡には扇井扇谷と云所に見あたらず、頼朝大友屋敷へ渡御といふ事も見へず、然ども東鏡には年を略し、月をのぞき、日をぬきがきにせし物なれば、つぶさにはしらず、太平記には扇谷と書し所まゝおほく見へたり、

をらで見ん扇が谷の藤の花

○泉谷

一、淨光明寺は武藏守長時建立、山の上の網引地藏は爲相の建立、あみ引地藏の上に爲相石塔あり、爲相は冷泉殿元祖藤原定家卿の孫、爲家卿の子なり、母は阿佛房也、

すくひ給へおもき罪にはしづむとも

ちかひの網を引南無地藏

一、文永二年五月三日、故武藏守禪門の忌景、泉谷の新造の御堂にてとけおこなはるゝあり、

一、脇坊華藏院に、たがいの御影といふあり、

一、八坂不動とて、京八坂より申下しふどう也、近頃にや有けん、同宿ゑいりん坊、師坊に意趣ありて、寺に火をはなしちくでんす、住寺かなしみ、かの不動をかきおひまいらせつゝがなく逃出けれども、身體ことごとくやけゝれば、一兩日ありて死畢、其後ちかきあたりの畠に、火付のゑいりん坊はうづくまりて物いわず、はたらかずしていたりけるを、からめとりて見れども言葉を出さず、すくはりかへりて眼はつねのごとし、五逆なればとて寺社の奉行所へことはりければ、火獄にぞきわまりける、扨死罪さだまりて物をいひ出、我には不動明王の千筋のなわをかけ給ひて物いはれず、はたらかれざりしが、たゞ今なわをゆるさしめ給ふとて、則とがをざんげす、火攻のみぎりは臨終すゞしかりしとぞかたりし、淨光明寺の山號は泉谷山といふ、

○龜谷山壽福寺

一、開山は千光國師、正治二年賴家開基、大建立は實朝也と住寺のいへり、又本は八幡太郎義家奥州合戰の時、かま倉に打入給ふ、此所に居住し給ひて、上の山に白はたを立られ、勢をめされし也、それゆへ相次で下野守義朝の御館となりしを、その以後此寺を御建立ありしと、住寺語り給ひし也、

一、東鏡卷の一、治承四年十月七日、兵衛佐殿、左馬頭義朝の龜谷の御舊跡を監臨し給ふ、岡崎平四郎義實、左典厩御薨去以後、御ために一つの御堂を立て、かの御跡をとぶらひ奉りしとなり、

一、鏡の二に、三月朔日、兵衛佐殿御母儀御忌日、よつて土や次郎義淸が龜谷の堂におひて佛事あり、

一、正治二年二月十二日、尼御臺所、義淸か龜谷の地

をひきてんじてがらんを立らる、是下野國師の御舊跡、其御跡に草庵をむすび置所也とあり、同十三日葉上坊律師榮西に龜谷の地を給はる、將軍家御出、義淸美膳を上る、則壽福寺と號す、がらん建事はじめ也、
一、建仁二年八月十五日舞女、微妙、榮西の脇坊にて出家をとぐ、持蓮と號す、父にはなれなげきの餘り、夢後をとぶらはんとのためなり、尼御臺所御哀憐のゆへ、居所を深澤の邊に給はる、然るに此女日頃古郡左衞門保忠と密通し、ひよくれんりの契りをなすの所に、保忠甲斐の國に下向す、歸來を待て出家せしめ、保忠歸着して微妙が行衞を尋る處に、榮西の門弟祖達坊にぞくし、かざりをおろすのよしを聞、先件の室に行、子細を尋とはんとて、彼坊に赴所に、祖達恐てちくでんす、保忠同宿を打たゝく、是により龜谷そうどうす、後日に尼御臺所より、保忠御かんきを蒙るとあり、
一、本尊籠釋迦、かごの上を百重ばりにせしと也、脇立文珠、普賢、大唐までも聞えしきらん洞のほら寺より南のかたにあり、山の內をあなたへきりぬきてぬけとほるなり、七堂がらんの跡、石ずへなど今に有、大成びやくしんの木の枝に、つきがねをかけたり、
ふるさとの花に龜谷や春の雁

○尊氏屋敷

一、雪の下より龜谷の入口、海道より南の方を尊氏屋敷とおしへたり、太平記には大倉が谷とあり、
一、東鏡に仁治四年正月九日、足利大夫判官の龜谷の亭、向がわ等燒亡とあり、然ば高氏先祖の屋敷也、二所ながら尊氏の屋敷なるべし、高氏は淸和天皇末孫さぬきの守貞氏の嫡子也、太平記に具さに見へたり、

○石切谷

一、壽福寺より南にしの岩石切立たる谷あり、それをいふといへり、

○人丸屋敷

一、龜谷より巾の鳥井へ行道のひだりのかたをおしへたり、惡七兵衞景淸がむすめといへり、それにより景淸といふうたひを本說として、かくいひならはせるにや、

○興泉寺附無量寺谷

一、石切谷と無量寺谷との間の山の出はな也、松島うんごの寺也、山のうへに堂あり、油井の浦見わたされ

ておもしろき所なり、又無量寺谷は左介谷の東の谷なり、こうせんじのまへを西へ行方なり、

○千葉殿屋敷

一、左介谷とむりやうじ谷との間の山のふもと也、東鏡にも甘縄の千葉やしきとあり、

月星と待ぬる花や千葉の紋

○鐵地藏并鐵井

一、鐵地藏は若宮前の町、扇が谷へゆく道のにしの方にあり、鐵(くろがね)の井とは此地藏の井なるゆへにかくいふといへり、若宮前の町の扇谷へゆく道の角に井あり、つねにひしやくにて雪の下中是をくむ、

鶴のはし鋤鍬もちてほりたれば
鐵の井と人やいふらん

○鍛冶正宗屋敷

一、山の内管領屋敷の邊りにあり、上金水といふ井、かのやしきの内にありて、太刀かたな刄をつくる時は、かの井の水を秘してくみけるとかや、ある目利のものがたりなりとぞ、

鎌倉物語巻第一 終

# 鎌倉物語巻第二

○西行橋

一、左介谷(さすけがやつ)といふよりながれ出る川に、わたせる石の橋をおしへたり、はゞ二尺ばかり、長二間ほどもやあらん石也、西行がわたせるといへり、西行それ程まで鎌倉にとうりうせしにやおぼつかなし、

なき跡の石をかたみに水鏡
五倫の代で西行がはし

一、東鏡に文治二年八月十五日、鶴岡に二ほん御さんけいの時、鳥井の邊に老僧一人たゝずめり、けしきふしぎに思召、とはしめ給へば、西行法師なりとこたふ、神拜事終の後歸らしめ給ひ、西行を招請し給て、歌道並秀郷以來の弓馬の道御尋、しばらく雑談あり、翌日奥州へ赴とあり、

一、西行が發心記東の道行に、鎌倉へ立寄りしとはなし、

○さゝめが谷

一、東鏡に寛元四年閏四月一日、前の武州經時死去、

同二日にさゝめ山のふもとに葬し奉るとあり、
一、左介が谷より西の谷なり、山のうへに六觀音あり、むかし此所にびくに寺有しとなり、
さかづきもさゝめが谷や花の友

○藤九郎盛長屋敷

一、篠目が谷のまへをおしへたり、盛長は頼朝伊豆國へながされ給ふのとき、たゞ一人めしつかわれ、忠をつくしはかり事をなし、ついに天下を頼朝の世とせしものなり、
一、養和二年正月三日、兵衞佐殿御行初、藤九郎盛長が甘縄の宅とあり、又文治二年正月二日、二品御臺所甘縄の神明の宮に御參り、還路に藤九郎盛長が家に入御とあり、
一、建久十年七月廿日の夜、月深更におよびて、頼家將軍中野五郎を以て、安達彌九郎景盛が妾女をめし、小笠原彌太郎が家にすへおかる、御てうあいはなはだし、これ日頃やうがんびれいを聞めしおよばれ、數通の御書をつかわされけれども、あへて御返事を申上ず、さるにより御つかいとして、景盛を三河の國へつかはされ、留守にむかへとらしめたまふ、景盛歸參以後、景盛妾女が事によつて、將軍をうらみ申のよしうつたへ申者あり、然ば頼家小笠原、和田、比企等をめし、景盛うつべきのよしおゝせ付らるを、小笠原はたをあげ、藤九郎盛長入道が甘縄の家に行むふ、よつてかまくら中さうどう、尼御臺所聞しめ給ふ、俄に以盛長家に渡御、行光をもつて將軍家へ申されけるは、幕下薨御の後いく程をへず、姫君此頃早世うれへいまだ半也、然るに合戰をこのみ給ふ事、是亂世のもといなり、なかんづく景盛は、右大將家殊にれんみんせしめ給ふの間、ざいくわの輕重をたゞして成敗せられんか、おしてついとうせられば、我まづ其やにあたるべしと、つぶさに仰つかはさる、然る間軍兵の發向をとゞめらる、尼御臺所翌日まで御逗留、景盛をめして、きのふは一旦のなんをのがるといへども、我すでに老すい也、後難をふせぎがたし、まつたく野心を存せざるの由、起請文を書しんずべきと仰らる、然ば御意にまかせさゝげ奉る、尼御臺所還御、則かの狀を將軍へしんぜられて申されけるは、きのふは景盛をそこつに誅せられんとす、不義の至りはなはだ也、およそ當世の有さまを見るに、政道のおもむき海内の守

護に用ひがたし、民の憂をしらず、人のおもんぱかりをかへり見ず、近習の輩多く邪佞臣也、仍て恨をふくむ者殆と多しときく、ひとへに政の正しからざるの故也と、さまぐ\ふかんの御詞を盡されけると也、

○甘繩

一、極樂寺切通よりかまくらのかた、御靈宮、長谷大佛、神明、左介谷、さゝめが谷、むりやうじが谷まではは甘繩と云、總名と見へたり、東かゞみにみゆ、

一、神明はさゝめ谷より西山のちいさき谷有、松林有て海道より見ゆる也、

○稻瀨川

一、大佛の前よりながれ出る川也、

かまくらや見こしがたけの雪消て
稻瀨の川に水ぞ增れる　鎌倉右大臣

○みこしが嶽

とけてゆく氷はとちへいなせ川

一、大佛のうしろの山をいふともいへり、また大佛よりてまへ、ひがしの山をいふともいへり、

のびあがりみこしが嶽や花の枝

○大佛

一、むかしの堂の跡あり、すへ石一間四方程也、ひざのひろさ五間、うしろへ四間の內、高さ積りがたし、大きなる男ひざの上へあがりて、二間一尺の鐺おとがいへとゞく、大ゆびふとさ二尺五寸、つめ七寸あり、此所を深澤といへり

一、東鏡、嘉禎四年三月廿三日、深澤の里に大佛を建立せしむる事、はじめ僧淨光といふ者、尊卑勸進せしめ、此ゑい作をくわだつる、御くしのめぐり八丈とあり、賴經將軍の代、又おくに阿彌陀の木像とあり、

一、鴨長明が記に油井の浦といふ所に、あみだの大佛を作り奉るよし語る人あり、やがていざない行て見れば、とうとく有がたし、事の起をたづぬるに、遠江國の人定覺上人といふ者あり、過にし延應の頃より高きいやしきをすゝめて佛を作り、堂舍をたてたり、其功すでに三が二に及ぶ、息悉たかくあらはれて半天の雲に入、白毫あらたにみがきて、滿月光をかゞやかす、佛兩三年のかうすみやかになり、又は十二樓のかまへたちまちに高し、彼東大寺の本尊は、聖武皇帝の御製作、金銅丈餘の盧舍那佛なり、天竺、震旦にもたぐひなき佛像とこそきこゆる、此あみだは八丈の

御長なれば、かの大佛も半よりすゝめり、金銅木像のかはりめこそあれども、末代にとりてはこれもまことゝ言つべし、佛法東漸之砌にあたりて、權現力をくはふるかとありがたく覺ゆとあり、長明が鎌倉下向は、仁治三年秋八月十日あまりとあり、

一、東鏡に仁治三年はしるしてなし、扨長明はさる延應の頃よりといひたり、東鏡には嘉禎四年とあり、其間一年あり、嘉禎四年より長明下向までは四年なり、太平記時行蜂起のとき、名越式部太夫が勢、大風をのがれんとて、大佛殿ににげ籠所に、棟木みぢんにおれて、其内に集居たる軍兵ども、五百餘人一人も殘らず、おしにうてゝ死にけりと有、見聞軍書といふ物は、近頃作れると聞たり、今の大佛を見て、時行蜂起をおもひ出るはことはりなり、嘉禎四年淨光が勸進せしめ、建立せし大佛とかけるやふしん、淨光が作れるは木像なり、

一、東鏡建長四年八月十七日、深澤の里に奉レ鑄金銅八丈釋迦如來像、于レ時將軍宗尊親王、執權時頼、右かんがへみれば、嘉禎四年より建長四年までは十四年後也、今にのこれるは此時の大佛成べし、

大佛やあたりに目ぐむ阿羅漢樹

○行時山大梅寺

一、法華宗日朗上人入給ひし籠とて、高き山の上堂のうしろにあり、日朗籠に入給ひし事、註畫讚にくわしければ、こゝにしるすに及ばす、日朗は日蓮上人第二の御弟子也、中にも秀で給ひ尊かりしと、世もつてあふぎ奉りしとなり、御名を大國院と申奉る、應長二年正月二十一日遷化し給ふ、武州池上の開山なり、

○長谷觀音

一、札所の四番なり、酒井讃岐殿より御建立のち、御正體拜せられず、まへに丸と角との手水鉢二つあり、鐘つき堂ふだ打堂わきに有、

○盛久首座

一、たゝみ四じやうじき程の草村なり、いまにおゐてかの所へくわを入れば、その者なやむといへり、是も東鏡などには本説がましき事は見あたらず、盛久と云うたひ有、それゆへいふにや、

○御靈宮

一、極樂寺切通しへかゝる、在所の北の山あいだにちいさき社あり、松榎三かいほどなるが雨のわきにあ

り、
一、東鏡、元暦二年八月廿七日、御靈宮鳴動す、よつて兵衛佐殿御參詣ありて、御神樂御神拜あり、
一、同鏡に御所の女房の夢に、景正と名のる老翁、夢中につげてのたまはく、崇德院の御たゝり世にみつ、よつて今鎌倉中人多死す、我是をふせがんとす、然共大きにかゝはりを得ずといへり、鎌倉殿傳へ聞給ひて、諸寺諸社にて御祈をはじめらるゝ、
一、同建久五年正月四日、甘縄の御靈の宮御奉幣、知家御使、
一、同建保三年六月廿日、御靈宮鳴動す、兩三度に及ぶと有、先立のいへるは、八幡殿後三年奥州合戰の時、鎌倉の權五郎景政、くりや川の城にて、鳥海彌三郎に弓手のまなこをいさせ、その矢をぬかず持廻りて、とゞを矢をもつてかたきをいおとしければ、凡夫の所爲にあらずとて、かまくらに御靈宮といわひ奉られしとかたれり、たゞ八島の舞のごとし、

〇星月夜の井

一、極樂寺の切通しへあがるひがしの坂口なり、道のはたに井戸あり、それをいふ也、

我ひとり鎌倉山を越行ば　星月夜こそ嬉かりけれ　鎌倉右大臣

一、星月夜といふいわれは、井の内に星の光あらわれけるゆへなりとぞ、

花軍ありや甲（かぶと）の星月夜

〇虚空藏

一、星月夜の上の山にあり、虚空藏の頭に七やうの星有とかや、井の内のほしも、この佛のほうべんなりといふ說もあり、

〇靈山崎（れうせん）

一、切通しより南の山の海中へ出はなを云といへり、先立のいへるは、日蓮上人雨のいのりをなされし時、からかさ木履にて此山へのぼりいのり給へば、甘雨たちまちに降るといへり、

〇極樂寺

一、弘長元年建立、開山にんせう坊平の重時といへり、
一、和漢合運に弘長元年平の重時薨、號ニ極樂寺一とあり、又極樂寺にてある僧の夢に、文珠連歌したり付よとて、

いざかへりなんもとのみやこへ

諸僧付ける中に

思ひたつ心の外の道もなし　慈濟律師賢明坊

とぞ付けると沙石集に見えたり、

○月影谷

一、極樂寺うしろの谷なり、むかしは曆の出所といへり、十六夜記にあづまにてすむ所は、月影が谷とぞ云なる、浦ちかき山本にて、風いとあらし、山寺のかたはらなれば、のどかにすごくて、波の音松の風たへず、卯月末になりけれども、ほとゝぎすの初音ほのかにも思ひたへたり、人づてに聞ば、ひきの谷といふ所に、あまた聲鳴けるを、人聞たりなどいふをきゝて、

阿佛房（あんか門院四條と申せし人爲相の母なり）

しのび音はひきの谷なる時鳥
雲井に高くいつかなのらん

猿猴か月影が谷の花の雲

○稻村崎

一、靈山崎の西の方出崎をいふとなり、むかし此所にて、新田小太郎義貞、みづからはき給ふ金作りの太刀を海へなげ入、龍神に深く祈誓し、おもふねがひをかなへ給ふとなり、太平記十巻につぶさに見えたり、

○金洗澤

一、谷川の海へながれ出るをいへり、行逢の濱ともいふ、日蓮上人龍口の御難のとき、かまくらの使龍口の使、爰にてゆきあひ給ふゆへに云といへり、

一、七里濱と云は關東道七里也、四十二町ありといへり、北は山、南は海浪打ぎわを行也、

○腰越

すこし山の上也、海へ出はりてある人家四五十もやあらん、東鏡に腰越の濱にて、平井喜六梟首せらる、さる石橋山合戰の時、北條三郎殿をうち奉りし者也、又義經を留し所也、

腰ごへや文をこのむ木の花の鳥

○萬福寺

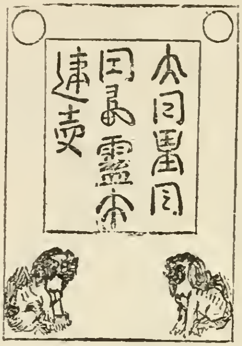
一、腰越にあり、行基菩薩の開基、凡千年におよべりといへり、義經は此寺に宿し給ふといへり、辨慶がすずり水の池とてあり、彼申狀を此水にて書しといへり、申狀の下書辨慶が手跡、寺寶と成て今にあり、

○江島

一、上の坊下の坊あり、上坊に巖本院と額あり、龍の

頭の懸け水もあり、御正體は願行上人の作といへり、
一、如意輪観音めうこ辨才天、岩本院の上にあり、ほらあなの神は、夏は此堂へうつらせ給ふといへり、
一、ゑんか寺の上にふく石、あまがへる石とてあり、すなはちかたちあまがへるに似たり、よつて名とするか、あまがへる池といふも、かのかへる石の下にあり、むかしは立横今よりはひろかりしとぞ、上の辨才天の御前に、唐より渡りしとて屛風石と云あり、高さ五尺横三尺程、あつさ九寸あまり、上に日月光を切付、下のわきにから獅子を切たり、石の面に文あり、

此石は正殿山ちぶ上人歸朝のとき、もろこしよりせおひて渡されし時、本朝にておろさるるとき、中よりおれしとておれめあり、



様子圖の如し、額の内末二字見えず石の色は紫也、

一、此島は北西東三つなり、西山へは中はゞ二間程つゞけり、それを行ば石の鳥井に額かゝりあり、その額に、

## 金龜山

筆不レ知

一、兒が淵といふは、山より岩なめらへ下て有、まないた石より北の方也、こゝをちごがふちと名付る事、若宮別當僧正院に白菊といふちご有、その形たへにして、一度紅顔を見初し物、寸々の腹わたとなり、聞もの肝をけさずといふ事なし、かゝりける所に建長寺の貧僧、いかなるひまにか見初たりけん、むねの焼火をけぶりにたくらべ、おもひを田子の浦によせ、數の文つもりければ、ちご情の道のわりなきかたにひかされ、忍ぶ山忍びて通ふ道もがな、一夜の情かけまほしと、心をくだきけれども、僧正のおもひ又ふかき事そう海を極、高き事雲をつくせり、ちごいとけなき心にも、人しれぬ情をかくるも、僧正の法衣の一重なる思ひをやぶり、まだあい見ぬ戀路に、あすまでの命をかこちける、此夕ぐれにもなき人と聞かば、我命千年をたもつとも、岩木の類なるべし、しかし命を捨て、二人の思ひのわくかたなき心の程をあらはし、又

かゝるいやしき思ひをよせける情のおん、死してや報ぜんと江島へ參り、後生善所と祈りつゝかの淵のあおくならくの底までわきかへりたる浪の汀に打のぞみ、すゞりとり出て、

白菊としのぶの里の人とはゞ
おもひ入江の淵とこたへよ

と書すてゝ、そのまゝ身をなげしとなり、建長寺の僧は陸奥のもの也けるが、白ぎくの行衞と歌とをつたへ聞て、しのぶの里とよめるは、ひとへに我になさけをかけ給へり、また年月おもひし人をなき人と聞ては、片時も命いきてあるべき身とも思はれずとて、ゑの島へはしりゆき、ちごの身をなげ給ひし所をとたづね聞て、

しら菊の花の情のふかきうみに
ともに入江の島ぞ嬉しき

とよみて、そのまゝ海に入ぬとぞ、それよりしてちごが淵といふといへり、

春も魚はおどりねぶつか兒が淵

一、まないた石とて、ちごか淵よりほら穴の方へよりて、山より廿間程さし出て有、十間四方ほどなる石なり、まないたのなりして、上いかにも平なり、それゆへいへるにや、此まないた石より北にとび石どもおほし、是をはる島うは島大こく島と云といへり、

一、ほら穴の內に辨才天立給ふ、ひろさ三間高さ七間程、口より四十間程より奥はせばし、大かた百間許も奥へ行て、父母のたい內とて、ほらあな二すじにわかれたり、右はやがて行どまりなり、たわ水をわたり、明し松をとぼして行ば、六七町まではゆかるゝ也、凡穴のかぎりはつもりがたしといへり、

一、ひがしの浦家數卅四五もやあらん、江島のひがしの方なり、すなどりをことゝすると見へて、海草さかななどもあり、

一、東鏡、養和二年兵衞佐殿腰越に出しめ給ふ、御家人等供奉す、それより江島御參詣、今日高雄文覺上人、兵衞佐殿御願祈誓のため、大辨才天を此島に勸請し、供養法初おこなひ給ふ、よつて御參詣、ひそかに此事は鎮守府將軍藤原秀衡てうぶくと云云、けふ島井を立られ歸らしめ給ふとき、金洗さはへんにて牛おふ物あり、

一、岩本院のうしろより見ゆる景なのめなり、總じて

江島より見ゆる名所は、ふじ、はこね、伊豆海、大しま、はしま、目のまへにうかびたり、

箱根路を我こえくれば伊豆の海や
沖の小島に波のよるみゆ　鎌倉右大臣

一、大磯、小いそ、こゆるぎの森、磯まのあたりにつらなれり、

君を思ふ心を人にこゆるぎの
磯の玉もや人もからまし　みつね

とふ事を待に月日はこゆるぎの
磯にや出て今は恨みん　右　近

ゑの島や焼筆あてしうす霞

○龍口寺

一、寂光山といふ、寺大破に及び、片瀬村に寺七ヶ寺あり、それよりまわり持にするといへり、日蓮上人入給ひし籠あり、鎮守のやしろあり、

一、此所にての御難は、文永八年辛未九月十二日也、上人名越にて生捕れ給ひて、龍口の海邊にいたり給ふ、もの丶ふ共打かこんでひしめく事かぎりなし、是を見て頼基かなしみ、御名殘もつきせず、又法花經の御ためなれば、同じく御供とぞ申上る、かくて上人子刻許りの事なるに、敷皮に坐し給ひ、たなごゝろをあわせての給はく、時は澆季におよんで神は國をさり給ふ、さりながら正直のかうべにやどり給ふべし、しかるに日蓮は正法の行者なり、天神地祇はなんぞ靈山のやくそくをたがへて、おふごをばくはへざらんやとのたまふとき、たちまちに江の島のたつみより、大きなるひかり物かたち滿月のごとくにして、いぬいにとび、御くびはねんとする座のうへゝとびきたること鷹隼のかけるがことし、うしろの山の松にうつるかと見れば、雲霞すなはちたちて闇の夜となる、此ひかり物は月天子のけんじ給ふとぞ、或は八幡大ぼさつけんじ給ふとも云也、是に武士どもたましひをけし地にたふる、うたんとせし太刀は段々となりける、又かまくら殿屋かたには、大星くだりらいでんし、虚空には大きなる聲あつて、法花經の行者をいたづらにうしなはゞ、子孫めつし國土をほろぼしなんといふに仍て、相摸守大におどろきて、日蓮のくび切事をゆるさんとて使をつかはす、龍の口の使と金洗澤の濱のほとりにして、使たがひにあへりとぞ、上人なんをのがれ、又佐渡の國へながされ、文永十一年二

月十四日に赦免狀到來、則御弟子日朗持參し給ふ、さて佐渡を出給ひかまくらに入給ふ、其時賴綱に對面し給へば、むかしの言葉とかわりて、面をやわらげ禮拜し、諸宗無得道の法文をたづぬ奉り、そのゝち天下の御祈禱あそばして、鎌倉殿よりの仰には、西御門に寺をたて、あいぜん堂の別當にすへ奉り、寄進の地は一千町たるべしとの上意なると申されければ、天下の祈禱には念佛をとゞめ給ふべしとの給ひけり、それより甲斐國身延山久遠寺に入給ひ、庵をむすび給ふ、上人御歌に

如風於空中の心を
立渡る身のうき雲もはれぬべし
　たえぬ御法のわしの山風

惡鬼入其身の心を
心とは邪にふる雨はあらじ
　風こそ庵の窓はうつらめ

但以假名字引導於衆生の心を
蘆の葉のかたちは舟に似たれども
　なにはの人をえこそ渡さね

とよみ給ひ、弘安五年十月十三日、武州池上本門寺にして入滅し給ふ、御年六十歲なり、御骨は御遺言にまかせて身延山に納奉りける、まことに此聖人は此所にての御なんばかりにあらず、所々にての大難小難數をしらずと、あそばされおきたまひけるとなり、されば御經にいわく、佛御入滅の後、後五百歲中、本化上行菩薩御出世なされ、衆生に法花經をひろめ給はんと也、後五百歲といふは、佛御入滅二千年すぎて次の五百年を云也、此時にあたり法花經をひろめ給ひ、不自惜身命とて命をおしまず弘經し給ひしは、此上人ならずや、誠に上行菩薩の御再誕うたがひなし、かやうに此娑婆世界へ御出世なされしも、衆生の女人惡人を佛道に入しめんとの御ちかひなり、ありがたき事にあらずや、此宗旨たらん人は、日々に願ひをはげまし、首題をとなへ御報恩を謝し給ふべし、凡上人御入滅當年迄三百七十八年に成といへり、その葬送の事おもひ出て、

霞もや葬禮の旗に龍の口　　基春
龍の口や水を上ぬる花の枝

○唐が原

一、片瀨川より東南、鎌倉の方を云と云り、古歌に

名にしおはゞ虎やすむべき東路に
　　ありといふなる唐が原

一、長明が道の記に、急ぐ心にすゝめられて、大磯、江島、唐(もろこし)が原など聞ゆる所々をも、見とゞむるひまもなくて、打過るこそ心ならずおぼゆと有、然ば今おしゆる所なるべし、

雲の帯に月と星との大小は
　　さしこなしたるもろこしが原

○片瀬川

一、東鏡に、片瀬にて大庭平太景親が首刎られしと有、片瀬の在所あたりは片瀬川と云、石上堂村の前にては石上川と云といへり、

○砥上が原

一、片瀬川より西の原をいふといへり、ある人の云西行の歌とて、

浦ちかきとかみが原に駒とめて
　　片瀬の川の汐干をぞまつ

一、重衡海道下には、小磯、大磯の浦々、やつまと、とかみが原、見こしが崎をも打過てと有、大磯よりかまくらの方と見へたり、西行法師發心記とて、都より奥州迄の道の記有、それにいわく、相摸に大場と云所とかみが原を過るに、きりの隙より秋風にさそはれて、鹿の聲聞へければ、

ゑいまがふ葛の茂みに妻こめて
　　とかみが原に男鹿鳴なり

そのゆふべ、澤邊に鴫のとびたつ音しければ、

心なき身にも哀はしられけり
　　鴫たつ澤の秋の夕ぐれ

とあり、今しぎ立澤と人の云より、大磯のかたをもとかみが原といふにや、西行が道の記にはかまくらへ立寄し事見へず、東かゞみにはあり、

さびたるは砥上が原や花の跡

○ねぢ松

一、片瀬の在所のひがしのはづれ、藤澤海道にあり、枝葉西のかたへさしてあり、西行かまくらへ下りて、鎌倉に住しけるが、心のとまる所にあらずとて、歸りさまに此松の枝を都の方へねぢしといへり、片瀬より藤澤まで一里あるとなり

鎌倉物語巻第二終

# 鎌倉物語卷第三

○北條屋敷

一、若宮前の町東への行當りなり、今は法海寺といふ寺有、後醍醐天皇の御建立、高時一門御弔のためとぞかたりし、

一、東鏡、正治二年五月部に、江間殿屋敷大倉とあり、此北條屋敷邊も大倉郷の內か、若宮あたりは小林鄉と有、時政は名越へ隱居し給ひて後は、江間殿すみ給ふ成べし、東鏡すへの卷に、專江間殿大倉の亭と有、代々執權は此所にすみ給へるにや、太平記には元弘のいにしへ、かまくら義貞にほろぼされし時、安藤入道聖秀と申せしは、義貞の北方の伯父なりしが、鎌倉今はと見へければ、北の方義貞の狀に我文を書そへて、ひそかに安藤がかたへぞつかはされける、安藤稻瀨川邊へ向ひたりしが、世良田太郎と長濱に取こめられ百餘騎に討なされ、とても死なんずる命、鎌倉殿の御屋形のやけ跡にて腹きらんとて小町口へ打のぞみ、塔辻にて馬よりおり、むなしきやけ跡を見れば、傍輩一人も打死せず、安藤口をしき事哉、日本國の主かまくら殿の住給ひし所を敵の馬のひづめにかけさせながら、何樣千人も二千人も打死せざるこそむねんなれ、今朝まできれいなりし大かうしやうの構たちまち灰燼と也、きのふまで遊びたわぶれしほう友おほく戰場に死し、盛者必衰のことはりをのこせりとて、安藤淚をおさへ茫然たる所に、義貞北の方の御使とてうすやうの文をさゝげたり、何事ぞとて安藤ひらきみれば、鎌倉の有樣今は扨とこそ承り候へば、いかにもして此方へ御出で候へ、此ほどの式をば身にかへても申なだむべきなんど、さまぐ\にかゝれたり、是を見て安藤大きに色を損じ申けるは、せんだんの林に入者は、染ずして衣みづから香ばしといへり、武士の女房たるものは、けなげなる心を一つもちてこそ、其家をもつぎ子孫の名をもあらはすものなれとて、唐漢の王陵が事などをいひ出し、我たゞいままで武恩にほこり、人にしらるゝ身となれり、今事の急なるにのぞんで降人に出たらば、人豈はぢを知りたるものといはんや、されば女性心にてたとひかやうにいはるゝとも、義貞勇士の義をしり給はざる事

や有べき、然ばせいせらるべき事也、又義貞たとひ敵の志をはからんためにの給ふとも、北の方は我方様の名をうしなはじとおもはれれば、しせらるべき事なり、たゞ似たるを友とするうたてさ、子孫のためたのまれずとて、一度は恨一度はいかりて、彼使のみる前にて、其文を刀ににぎりくわへて、腹きつてぞうせにける、定て此所成べし、小町といふも今北條屋敷の前をいふ、塔の辻とは石にて切たる七重の塔、辻ごとにあり、

○葛西谷

一、法海寺の續の谷をいふとなり、むかし相摸守高時父祖代々墳墓地、東勝寺といふ寺あり、鎌倉中に火かかりければ、一千餘騎にて此所へ引籠り給ふ、一門の人々その外諸大名郎從以下、東勝寺におゐて以上八百七十餘人ぞ自殺しけるとかや、此外其門葉の者遠國の事はいざしらず、鎌倉中には總じて六千餘人となり、元弘三年五月廿二日、平家九代のはんじやう一時に滅亡して、源氏多年の蟄伏一朝に開けヽるとかや、東勝寺佛像ども今は北條屋敷の法海寺にありといへり、高時以前鎌倉執權の次第、

第一、遠江守時政、頼朝父子三代、文治三より建保三迄卅六年執權なり
第二、相摸守義時、時政長子、實朝、平政子二代、
第三、同泰時、義時息也、平政子、頼經二代、
第四、同經時、時氏長子也、時氏は泰時息、頼經、頼副二代、
第五、同時頼、時氏の次男也、頼副、宗尊親王二代、
第六、同時宗、時頼息也、宗尊親王、惟康親王二代、
第七、同師時、時宗息也、惟康親王一代、
第八、同貞時、時宗息也、久明親王一代、
第九、同高時、貞時息也、守邦、成良親王二代、
執權次第無極抄に如レ此、太平記抄には師時をのぞきて八代としるせり、

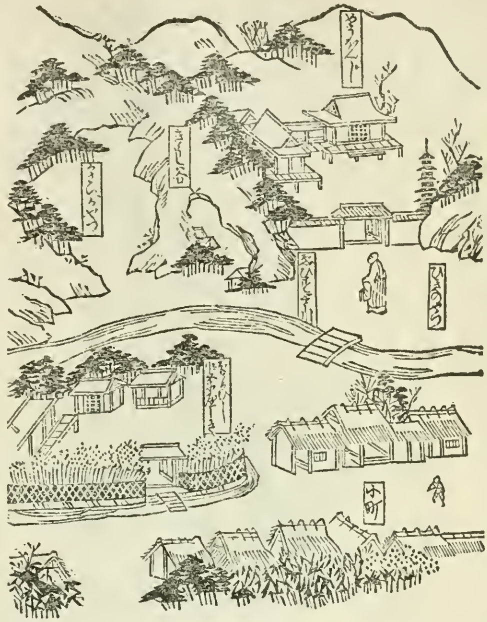
一、北條時政は、桓武天皇十二代、四郎大夫平時家息、從五位也、將軍頼家、實朝祖父也、

○小町

一、北條屋しきの前より、ひきの谷までの町をいふ、

○比企谷

一、長高山妙本寺、本尊のわき立にあみだ佛をあんちせられ、此寺開基の初、上人他宗と法論有て、法門に




勝給ふせうことして、その寺のあみだを押とり給ひて、すへまいらせられしと也、寺寳數多の中にも、蚫形のまんだらといふあり、是は昔一亂の時、此寺にも敵おゝいしかば、上人日蓮の御手跡をおしみ奉り、古井の中へなげ入寺を出給ふ、敵打入てことぐゝく寺中を亂亡して、井のうちまでさがし見れば、小蚫水にうかみて別に寳はなし、扨敵退散ののちに是を見給へば、まんだらはそのまゝ有、それをのちにかたり合て、蚫形のまんだらと申奉りしと也、その外にもまんだら數の寳有とかや、東鏡に養和二年七月十二日、御臺所御産氣に付て比企谷殿にうつり給と有、比企判官能員が屋敷こゝに有しにや、御臺所は能員がむすめ、同建仁三年九月二日比企判官能員害せらる、此能員は將軍頼家の思ひ人若狹局の父なり、其頃將軍御不例、日追てたのみすくなくならせ給へば、御讓符西三十三ヶ國を以、御弟千幡君實朝に進せらるゝ、時に十歳、關東廿八ヶ國の地頭幷に總守護職を御長子一幡君にあてらるゝ、時に六歳、爰に能員外戚の權威につのり謀叛を企て、千幡君ならびに彼外家已下をほろぼさんと思ひ、ある時能員若狹局を以て申けるは、御讓符の事殘所なき御仕配に似たりといへども、兩雄は必あらそふ習とかや、千幡君の外戚時政一類權威につのるとも、關廿八ヶ國をも一幡君には奉らじ、然ば御在世の内にかの一家を亡し給ひて、心やすく日本國を一幡君に奉らしめ給へ、然ば御子孫もながく傳り給ふべしと訴ければ、將軍病中亡然の間、ひそかに能員談合せしめ、時政一類追討すべきのよし謀計有しを、尼御臺しやうじごしに是を聞かしめ給ふ、

いそぎ北條殿につげ給ふ、時政おどろき給ひて、やがて能員をめし寄、仁田四郎忠常等に仰うたせらる、能員が殘黨一幡君の小御所にたてこもる、然ば尼御臺所より軍兵をさしむけらる、先江間どの同太郎殿、武藏守朝政、小山兄弟、畠山、榛谷、三浦、和田の一門、土肥、工藤其外鎌倉中の大名うんかのごとく馳むかふ、よつて即時に攻やぶる、こもる所兵ことごとく自害す、一幡君も同此所にてむなしくならせ給ふ、ある僧御死がいをたづね求めけれども、何れをそれとわけがたき所に、めのとのいわく、御さいごの時は菊のおり文の御小袖をめさしむ、それをしるべに尋ね給へとおしへければ、語るにしたがひて見奉れば、菊のあやの文脇下に殘れる小き死がい有、それをしるしとしてだびし奉る、御骨をばかの僧首にかけ、高野山に納奉りけるとなり、それよりして將軍やむ事を得ずして、和田義盛、仁田忠常等が本に、時政以下を誅すべきのよし使者を以て仰遣はさる、義盛そのおもむきを時政につぐる、尼御臺所より將軍家おしこみ奉り、御弟千幡君に御世をうけつがせ給ふ、頼家をば伊豆國に流し奉り給ふ、かの國にて頼家は實朝のためにうたれ給ふと也、

一、正元二年八月十五日、相州政村の息女邪氣をわづらはしめ給ふ、今夕殊に惱亂し給ふ、比企がむすめ讃岐局が靈のたゝりをなすのよし自託す、われ大蛇となりて頂に大き成角おひ、火炎のごとく常にくるしみをうくる、當時比企の谷の土中にありと發言すとあり、さぬき局とは、頼家の御臺所わかさの局の事か辨へがたし、

一、爲相在鎌倉久しきにより、北の方幼子引つれ下向し給ふ、爲相の上洛そせう有しにかなわざりしかばその頃よまれしとなり、

一こゑはひきの谷なる時鳥
　雲井をかけてさぞな鳴らん

右のうた上へ聞へ、爲相上洛せられしとぞ、

青柳や目をひき袖をひきの谷

○佐竹屋敷

一、家の紋五本骨の扇の如くなる山のうねあり、其下を佐竹屋敷といふ、屋敷のうちにぎをん社有とかや、淨土寺あんやう院と云寺もありと也、

一、佐竹殿紋五本骨扇を付らるゝ事、頼朝奥州合戰の

時ひたちの國へ打出給ふとき、しら旗さゝせたる勢有、兵衛佐殿尋給へば、佐竹の某とかやことふ、其時佐殿白旗は予が用る所意外なり、用捨有べき所也、但此扇を横上に付よとて扇をつかはさる、則それをゆい付給ふ、それより扇を紋に用ると東鏡に見えたり、

○花谷附蛇谷

一、内に谷々多し、大倉へ出る切通しあり、此谷の内に蚰谷といふ有、是をへびか谷と云事、昔此所に若男よはひかたぶきたる女に相ぐせり、彼女廿年許なるむすめをつれたり、年頃すみわたりて女のおもへるは、我よはひかたぶき若き男に相なれし事、誠にわが身ながらもおこがましく、人の見るめ世のおもふ所もうとましければ、しかじ我娘を男にあわせ、我は別に家をつくりて、しうとめのごとくしてかゝり居しかるべきとしあんして、若き男にしかぐの由をかたりければ、男いときやうがる事のやうにうけかわず、なんでうさる事の有べしとて猶したしかりけれど、女のいわく少もうわの空なる事にてもなし、我のぞむごとくしてやしなひ給はゞ住べし、今のごとくならばいとまを給はるべきよしたびく いひけれ

ば、いなみがたくて云にまかせ、我居所のわきに小き部やをこしらへてすませて、男は娘と相ぐしてけり、一年二年すみわたりて、彼母わづらはしく氣色やう有てねやより出ざりければ、男の留守に娘母のもとに行て、などやらん此ほどは御心おもく見へさせ給ふ、もし御いたはりも候はゞ、藥など奉らんなどしめやかにとひなぐさめけれども、母ふかう忍びてこともなきよしをいひしかば、娘のいわく、此ほどは御氣色もまめやかにおはしまさず、又我すむ所へも御立出もなく、よろづ何事ぞや我にかくさせ給ふ事はそもうらめしとてなき恨みければ、母のいわく、かくそこゐもなくのたまふうへは申なり、我男に其方を合置てすみなす事、我心よりしてなすわざ、人をうらむべきにあらず、然るを何となきねざめのさびしさ、又は二人がすみゐ給ふをよそながらみなせしが、若それゆへにや有けん、我ゆび二つへびになれり、我身ながらもはづかしく、何ねたましさにやなりけんとあんじ煩計也、是見給へとて取いだすをみれば、兩の大ゆび二つ蚰になり、目口あざやかに有てくちをあけしたをいだし、ひろくとしてむすめをまもりけれ

ば、娘おそろしく二目とも見る事なく、とかく我有ゆへにやとおもひけん、そのまゝはしり出て有寺へ行出家してけり、男歸り來此事を聞、せんかたなく思ひけん、其まゝさまをかへけり、母も若き二人のものだに出家す、われとてもいかでかあらんとてさまをかへ諸國修行しければ、りんゑをやはなれけん、もとのごとくゆびは成けるとかや、それよりして蚫が谷といへりとかたれり、長明が發心記と云にも此物語は見えたり、

○松葉谷附慶雲寺

一、名越坂へ通る道の北東谷也、日蓮上人はじめてかまくらにて、妙法蓮華經の首題を高讀し給ふ所也、其時の草庵はをくに有しと也、

一、日蓮上人は聖武皇帝の末孫、姓は三國氏名字は貫名、本國は遠州、生國は安房國小湊の浦なり、御母は清原氏、つねに朝日をねんじゆし給ふ、日天むねをてらすと夢に見給ひて懐姙し、貞應元年二月十六日に誕生、御童名を藥王丸と申奉りし、十二歳にて清澄山へのぼり、十八歳にして出家し給ひ、御名みづから日蓮とあらため給ひ、八宗顯學して卅二歳建長五年三月下旬の頃、初て南無妙法蓮花經の七字をとなへしめ、安房の國より鎌倉へ移り給ひて、名越の松葉が谷に小庵をむすび、毎日名越坂へいで妙法の首題をとなへ、諸宗に聞法の結縁をほどこし、松葉が谷の口に寺をたて、安國寺と名付、此所にて立正安國論をしるして、文應元年七月十六日に鎌倉の奉行宿谷の左衛門入道をたのみ、平の時頼へあげ給ふ、宿谷にたいしていさめ給ふやうは、國をおさめたみをやすくせんとおぼさば、禪宗、念佛者をせいし給ふべし、もし此いさめをもちひ給はずば、此一つより事おこり、他國にせめられ給はんと、三たび天下をいさめ給ふこれはじめ也、かくのごとく天下までをすゝめ給へば、其下々はいふに及ばずすゝめ給ふ故に、諸人にくみ夜討殺害の御難たび〳〵なりとぞ、御年四十の時伊豆の國伊東の浦へながされ給ふ、弟子旦那御名殘をおしみ奉り、付參らせんとしけれども、檢使ゆるす事なく、扨油井の浦より御舟にめし、伊東の浦に遷座し給ひて、法のきどく様々有て、祖随身自佛をば得給ふ、弘長三年に赦免狀到來、それより鎌倉へ還り給ひて、いよ〳〵諸宗を破し、妙法をすゝめ給へり、かるがゆ

へに邪氣邪心の諸僧諸人、此事を鎌倉殿へうつたへたり、是により奉行所へめし意趣を尋給ふ、上人の給はく、國を思ひ君を尊み衆生を憐むの故にすヽむる所の法文也、此旨申所の諸人めしけつせられての上にて御さたむるべきか、押て罪過に處せられば、天の責のがれずして、後悔ゑき有べからずと申給ひて立給ふ、さて文永八年九月十二日、頼綱數百人の武士をかたらひ、名越の小庵にきたり、押て上人をからめとり奉る、上人のたまはく、日頃の本望これなり、此法文のひろめ初しより此かた、命を法花經に奉り、名を十方世界の諸佛の淨土に流すべし、さいわい成哉法花經の御ために、くさきかうべをはねられば、いさごに金をかへ、石に玉をあきなへるにおなじとの給ひて、いよ〳〵武士どもをぞいさめ給ふ、武士いけどり奉りてかまくらに渡し、それより龍の口の海邊へおもむきたまひけるとぞ、くわしき事は註畫讃に見えたり、

一、松葉が谷よりにし山のはなに、慶雲寺と云法花寺あり、

○安國寺

一、松葉が谷の南山のはなにあり、日蓮上人安國論を作り給ふ寺也、籠あり、内に大上人の石塔あり、籠の前に御影堂あり、

花見れば心底やすし國の寺　　基　春

○名越入

一、比企谷より南、今の材木座、ひがしは名越切通しまでを名越入といふか、在所しらず、名越とばかり有をしるし置もの也、

一、東鏡に建久三年七月廿四日、幕下名越殿に渡御し給ふ、三浦之介經營をまふくると有、頼朝御遊興の御館有レ之

一、同御臺所名越のはまの御館に渡御し給ひ、御所をてんぜらるヽ、同十月十九日御臺所若君濱の御所より幕府に御歸宅とあり、濱の御所にて御平産有しにや、今の名越より南海邊までを名越の濱といふにや、

一、鴨長明が鎌倉道の記に、暮かヽる程に下り着ぬれば、なにがしの入とかや云所に、あやしの賤が庵をかりてとゞまりぬ、前は道に向て門なし、行人征馬すだれの本にゆきちがい、うしろは山たかくして窓にのぞむ、鹿の音蟲のこゑ垣のうへにいそがはしく、旅店

の都にかはりて異なる様、心すこし隠しつゝあかし
くらす、秋より冬にも成て、一行のかり金そらに消え
ゆくもあわれなり、

　帰るべき春をたのむの雁金も
　　鳴きてや旅の空に出でまし

かゝるほどに神無月廿日あまりの頃、はからざるに
とみの事ありて都に帰るべきになりぬ、其頃のうち
水茎の跡も書ながしがたし、錦をきるさかえは本よ
りのぞむ所にあらねども、古郷にかへるよろこびは、
朱買臣に似たるこゝちす、

　古郷に帰る山路の木枯に
　　おもはぬほかの錦をやきん

十月廿三日の暁、すでにかまくらを立都へおもむく、
宿のせうじにかきつく、

　馴ぬれば都をいそぐ今朝までも
　　さすが名残のをしきやど哉

右なにがしの入と云けるは名越が入にや、

○名越坂

一、三浦へかよふ道なり、杜戸明神を見物せんと思ふ
人は、此坂へかゝりてゆく小つぼへ帰りてよし、凡雪
下より杜戸明神までは二里許もあらん、

○日蓮上人乞水

一、名越坂をのぼれば、坂のわきに井有、是は上人安
房國より鎌倉にうつり給ふ時、此坂中にて水をもと
め給へば、にわかにわき出けるとかや、いかなる大か
んにもひる事なしといへり、

　乞水は照つゞく日の蓮かな　　基春

○名越が谷三まいば

一、名越の切通より北の方、山のいたゞきに廣所あ
り、石塔あまたあり、是を云といへり、此上より三浦
のかたに男石塔と云あり、又女石塔と云は男石塔の
北の方にあり、

○おさる場山王

一、女石塔の東のちいさき山に、松少はえてあり、昔
はこゝに山王立給、日蓮上人房州より鎌倉に初出給
ふ時、諸人にくみ奉り一飯をも奉らず、然時此山王よ
り猿どもいくらもむらがり來てやしなひ奉りしと
也、おさる場の三枚畠と云も、彼山王立給ふわきに畑
三枚有、猿此所に出て、喰物のいとなみをして日蓮へ
奉りしとぞ先たちかたりし、註畫讃には見えず、

○猿畠山法性寺弘安九年建立

一、おさる場山王、三枚畠も此法性寺へ附也、此寺は日蓮上人を猿やしなひ奉り、山王御りせうたつとくおはしましけるとて建立せられしと也、ゐんはく山と云山號もそのゆへにや、寺の遙上の山に日蓮上人の御影あり、堂の前に塚有、塚の上に松あり、二かいほど六老僧の籠もあり、籠と云は山の內を角に切、その內に石塔をすへられしと見えたり、是人糺明する籠とは見えず、名越よりはるかに北也、此道へかゝりてこせは名越坂をば見ず、

○多古江川

一、汐のさし引により、殊外ふかくてわたられぬ時もあり、その時は川上へまはりてよし、汐干には膝ふしの頃有、東鏡に將軍家長壽院永福寺へ御參詣、ついでにたこへ川の邊逍遙し給ふとあり、

○六代塚

一、たこへ川より東山のふもとにちいさき塚山に松はえて有、塚の脇の生木をおしけづりて落書あり、

うき瀨にも終にはもれぬ多古江川
　むかしの浪にぬるゝ袖かな

○鷺浦

一、杜戶明神へ行道也、漁師の家あまたあり、片濱にでおもしろき所なり、

○杜戶明神

一、海中へ五十間ほどさし出たる所也、松ひむろの古木しげり、浦の眺望島けしき、うしろの山の有さま、ゐの島金澤にもおとりまさりはわきがたし、

一、賴朝御舟あそびの時、こゝには貝の類ひなしとて、さゞゐをおほくまかせられしに、ひだり卷にせしかば、そのさゞゐみなひだり卷に成て、今にことごくひだり卷とぞ、

明神の神寶　あこ小皷どう　こまのつの　うんけい作の獅子　りんし一通、その文はしれず年號は嘉元元年守殿(もりとの)明神刑部介物部恒光とあり、

一、一位尼の袖判とて神主取出せり、見れば先交の口に判あり、判は丸かくのごとし、畠三段の免文也、年號は曆應二年十二月十四日とあり、神主二位の尼の時代年號をしらざるかかたらず、舞殿の落書に、

みどり子のおやの心を知るゆゑに
　もりとの神と跡やたれけん

○なしま

一、杜戸明神の向ひ三町程海上あり、不レ殘岩山の小き島也、賴朝此島に逍遙の時、水や有とめされしかば、俄に飛泉わき出しといへり、海上のどかなる日は舟にて渡りてよし、

○三浦三崎

一、東鏡十四に將軍家三浦三崎津御出、是山庄しられんの故なりと有、今の寶藏山是也、又九月六日三崎別業に渡御と有、

一、見聞軍書に三浦三崎の説さま〴〵あり、三崎の前くがより四五町程はなれて島あり、是を城が島といふ、此島に三つの出崎、あそびが崎、御前が崎、灘が崎是三つ也、又陸の方に三つの出崎有、長明崎、尼崎、犬崎是三つ、城が島の出崎に出向てあり、内に入海まん〳〵として岸をひたし、釣する船世を經てわたるあみの綱、うけくにさわぐ浦千鳥、すべて此地のけしきをもよほさずといふ事なし、うしろは山そびへ、谷々の寺塔木間にあらはれ、またはるかに見わたせば、大島や伊豆の御崎、ふじやはこねの山も目のまへに、安房上總の浦々さながら心にはうかべども、こたへん言葉もなしとあり、見ぬ所なればしらず、さもあらんかし、小坪より杜戸へかゝりて三崎へゆけば、道七里も有といへり、武藏の金澤より舟にてわたれば、三四里有とかやいへり、

○小壺村

一、飯島より南三浦へ通る道也、漁夫の家のみ有て海草肴おほし、たこ、蚫、かつを澤山なり、むかしより鎌倉に鰹たくさんなりしにや、つれ〴〵草に鎌倉の海にかつをといふ魚は、彼さかひには左右なきものにて、此頃もてなす物也、それもかまくらの年寄の申傳へしは、此魚おのれら若かりし世まで、はか〴〵しく人の前へ出る事侍らざりき、頭は下部もくわず切て捨侍りし物なりと申き、かやうの物も末の世になれば、上さままでも入たつわざにこそ侍れとあり、

一、正治二年九月二日羽林將軍小つぼの海邊に御出の時、朝夷名が水練を見給ふに、海底に入さめの魚三獻を取上る、御感のあまり名馬を給はる、兄の常盛が曰く、何事によらず義秀に負る事あらじ、某とすまふをめし決せられ、勝負に付て此御馬を給るべきかと云、將軍その外當座興入、則すまふを合らる、義秀兄

をうやまふの氣有て、しばらく勝負を決せず、武州泰時興のあまり扇を取立給ひて、左右へ引わけ給へば、常盛そのまゝ彼馬に乘ちくてんす、各かんたんす、義秀むねんとせうす、內々常盛所望せし御馬なるによりかくのごとく企けるにや、

○住吉明神附珠數かけ松

一、飯島のひがし山の上也、後にくらがり矢倉と云切ぬきの洞あり、じゆずかけ松といふもかの洞穴のわきにあり、夏百日の夏立(げたち)などして、所の者珠數かくる也、それによりいふにや、

一、永正の頃三浦介陸奧守義同法名道寸たて籠しとかや、北條宗雲と戰まけ、三浦荒井へ引籠り、三年籠城してついに打死せしとかや、北條五代記に見へたり、然ば道寸が城ともいふなり、

一、飯島といふは光明寺の前を南へ海邊の片岸をゆく在家あり、

○和歌江島

一、寬喜四年七月十二日、今日勸進聖往阿彌陀佛舟船着岸の煩無之の樣に、和歌江島を可築の由訴訟をいたす、武州泰時歡喜あり、合力せしめ給ふ、因て諸人又同加勢をなす、然ば八月九日島成就すと云々、

○光明寺

一、開山はきしゆ上人、北條經時の建立、東鏡にては見おぼえず、

寺寶　松陰鏡　二位殿硯　菅相丞硯　十六羅かん長さ十二間の名號弘法大師筆　中將姫蓮の糸にておらせ給ふけさ有とかや、かまくら中の淨土寺のがらんなり、

○霧谷

一、光明寺の東の谷をいふなり、又光明寺より名越のかたの谷をいふともいへり、

霞とぞ都を出てきりが谷　基春

○下若宮

一、東鏡一卷に、本社は後冷泉院御宇伊豫守源賴義勅定を請、安倍貞任を征伐せらるゝの時、丹祈の旨ありて康平六年秋八月に、ひそかに石淸水のみづがきを當國油井の鄕にうつし奉らる、今是を下若宮と申、永保元年二月に陸奧守源義家しゆふくをくわゆる、又兵衛佐殿小林鄕にうつさるゝとあり、

○油井の濱附作間石

一、東鏡に文治二年九月七日油井深澤邊歷覽せしめ給ふとあり、深澤は大佛の邊をいふ、
一、同建保四年海水色へんじ紅のごとし、其頃陸奥へ大魚のぼりしと也、かの大魚の血たるかといふ、
一、建保五年四月十七日、唐人和けいに仰て唐船つくらしめ給ふ、船成就して海にうかべんとす、實朝出しめ給ふ、かまくら中こぞつて筋力をつくすといへども、船うこかず、種々方便めぐらすといへども、波にうかむ事あたはずして、いたづらに沙頭にくちぬ、此和けいは頼朝東大寺供養の時、しきりに對面をのぞまれしかども、和けいがいわく、此人はおほくの人をころし、つみ一人にきする人なり、世治め給ふともあやまち有の人に何ぞまみゑんやとて、終に向顔せず、頼朝も身のとが罪せうの程思ひやらるゝとの給へり、さね朝の世にあたりて鎌倉に下向、實朝對面せしめ給ふ、和けいのいわく、君の前生を見るに唐金山寺の僧たり、前世の宿がうによつて今日本の大樹となれりといへり、實朝それよりして渡唐の心ざしありて、金山寺參詣のためとて、和けいに仰て唐船を作らしめ給ふ云云、

一、作間石といふ有、たけ四尺程、人のうづくまれる形のごとし、先立のいわく、安房の國に作間のなにがしとかや、人つぶてを打しが、こゝまで來りて石となれりといへり、
一、盛衰記に三浦一黨と畠山と油井小つぼにて不慮に合戰す、和田義盛が弟同小次郎義茂、綴兄弟が首を取けり、軍の樣子はなが〳〵しければもらしつ、油井のはまにて、

月の輪や汐くむ桶を油井の濱　　重貞

○三河守屋敷

一、建久四年八月二日、三河守範頼起請文を書將軍家に付らる、是れむほんを企らるゝのよし御疑のゆへなり、
一、範頼は清和天皇の末孫、源左馬頭義朝の五男、源頼朝の舍弟也、屋敷は油井の濱にありしとかや、

○和田屋敷

一、東鏡に建保元年三月十日、若宮大路の西がわ燒亡、懷島平權守舊跡、土屋次郎、和田左衛門尉等が家よりみなみ、油井の民屋に至るとあり、和田最後は建曆三年五月三日と有、軍のやうすなが〳〵しければ

もらし侍る、
一、和田義盛は桓武天皇末孫、三浦大介義明が孫、杉本太郎義宗嫡男也、義盛子は常盛、義氏、義秀、義直、義重、義信、秀盛、義國如レ此なり、大かた子息建暦の頃自害といへり、くわしくは系圖に見えたり、

鎌倉物語卷第三終

# 鎌倉物語卷第四

○頼朝御屋敷

一、若宮よりひがし田畠の中に、すこし作りもせずして賴朝屋敷とて女童迄こと草も云あへり、東鏡見合するにまぎれもなきおしへ所なり、
一、東鏡一に、治承四年十月六日、兵衛佐殿安房上總より武藏をへ、かまくらへ打入給ふ、先陣畠山後陣千葉、同九日御亭立らるべきとて、奉行を大庭平太景義に仰付らる、御屋作の事知家事兼道が山内の宅を大倉の鄕にうつされ是を建立す、彼家有、正暦年中に建立するの後回祿のさいに逢ず、晴明朝臣鎭宅符を押のゆへ也、同十二月十二日大倉の御舘へ御わたまし、
一、鴨長明が記に、抑、かまくらの初を申さば、右大將家と聞え樣は水尾の御門九代の末葉をたけき人に請しより、去にし治承のすゑに當て、義兵をあげて朝てきを靡かすより、恩賞しきりにくわはりて、身をたて家を起さる、終に瀧山の跡をつぎて將軍のめしをにたり、棨舘を此所にしめ、佛神を其砌にあがめ奉り、

それより此の方いまはんじやうの地となれりとかけり、

一、頼朝薨去の事、正治元年正月十三日、同三月二日故將軍四十九日御佛事有と云々、又薨去の次第かんがへ見れば、建暦二年二月廿八日に相摸川の橋修理を加へられんかのよし、三浦義村申之處に、相州廣元善信一同に云、建久九年に稻毛入道重成法師是を新造して供養をとぐるの日、故將軍渡御し給ふ、及ニ還路ニ御落馬あり、幾程へずして薨じ給ぬ、重成も不慮に凡討（誅カ）◎反せらる、旁々不吉なりとあり、平家物語年代記等にも、正治元年正月十三日年五十三歳にて卒去と有、此御屋敷にておさめ給ふ代々將軍次第、

一頼朝 正二位大納言右大將 源義朝三男　治廿年 治承四年より 正治元年まで

一頼家 左衛門督正三位 頼朝嫡子　治五年 正治元年より 建仁三年まで 元久元年七月十八日 修禪寺にて被レ誅

一實朝 左衛門督右大臣 頼朝二男　治十六年 元久元年ゟ承久元年まで 承久元年正月廿七日鶴岡にて公曉に被レ弑

一平政子 平時政女頼朝後室　治八年 承久元年より 嘉祿二年まで 嘉祿二年七月十一日に薨ず 六十九歳

一頼經 藤原左大臣道家公息　治十八年 安貞元年ゟ寛元二年まで

一頼嗣 頼經二男 從五位上　治九年 寛元二年より 建長四年まで

一宗尊親王 後嵯峨院第四王子 一品　治十四年 建長四年ゟ文永六年まで

一惟康親王 宗尊親王御子 二品　治廿四年 文永二年ゟ正應元年まで

一久明親王 後深草院王子 二品　治廿年 正應二年より 延慶元年まで

一守邦親王 久明親王御子 二品　治廿年 延慶二年より 嘉暦三年まで

以上十代と云、治承四年より是迄百五十四年也、

古郷よりともこそ見えぬ花のかげ

○畠山屋敷

一、東鏡、正治元年五月七日、南御門畠山次郎が家に醫師時長をおかる、御所の近所たるによつてなりとあり、八田右衛門尉知家が家も南御門と有、しかれば頼朝屋敷より南のかたなり、いまの海道より南とも又は頼朝屋敷と海道との間ともいへり、たしかにしれず、

○鳥合の原

一、若宮のかまへより頼朝屋敷へ出る道の北を鳥合（とりあはせ）の原と云、南を秩父屋敷と先立は云へり、秩父屋敷は頼朝屋敷よりみなみなるべし、鳥合の原といふは、むかし相摸入道鳥をあはせ、犬をいどみあはせられし

所なるゆへと云へり、

○西御門附女意觀音

一、ふかき谷なり、奥にこうせう寺とてびくに寺あり、近頃の建立、ある人の云、紀國の亞相賴信御母儀より開基なされしなどヽいへり、見物をゆるさず、法花宗也、その上にちしゆ寺あり、すこし歸りて鶴岡山のかたにつきて女意觀音たち給ふ、彼觀音破そんしければ、正保の頃修理を加へけるに、一のふしぎあり、佛の內うつろにして中に人のかたちたしかにあり、小袖のあやのもんから國のいふくを着せり、白骨もなほ人の形也、奇異のおもひをなし、いよ／＼內をみれば一卷の書あり、むしくひつゞりたるを取合て見れば、文字さだかなり、文に云、御ほうし殿息女七歲にて果給ふを納奉るとあり、又佛の御くしをあけてみれば、佛舍利二ますほどあり、是もふしぎなり、くわしく內を見奉れば一卷の文あり、其書にいわく、三井寺より佛舍利五粒申下し奉り納ると有しを、近頃なればまのあたり見し人のかたりし也、彼佛の座の下にはあなをあけ、薰ろく香を敷て、內に納し息女の惡水のもれるやうにこしらへたり、佛舍利かの方取ちらし盜などせしに、先々にてたヽり有しかば、こと／＼くかへし治めしとなり、

○三浦若狹前司屋敷

一、賴朝屋敷より北にあたれりと見えたり、然ば西御門なるべし、さだかに所はしりがたし、

一、寬元三年七月六日、將軍家御方たがへとして、若狹前司泰村が家へ渡御、やすむら家は御所より北にあたるとあり、さいごの樣子なが／＼しければもらし侍る、東鏡にみゆ、

○法華堂

一、賴朝屋敷のうしろ北の山のはな也、すぎばやしのうちによりともの塚あり、よき寺地なり、

○からいとが籠

一、法華堂より東のかた山の谷に土の籠あり、所のものはかの所をおしへたり、見れば內に石塔あまたあり、

一、唐糸と申女は、木曾義仲の郎等てづかの太郎光盛がむすめ也、其頃賴朝公にみやづかへせしに、賴朝義仲のむほんのよしを聞しめし、退治せらるべきの沙汰有し時、からいと心に思ふは、義仲うたれさせ給は

ば、我父てづかも定てうたれ給ふべし、いかにしても此おもむきを義仲へしらせ奉り、親をたすけ申べきと思ひ、こまぐ〱と書てつかはしければ、すなはち家につたわるちやくいといひし太刀を御返事に相そへくだされける、からいとよろこび身をはなさずかくしもちけるに、あるとき御風呂へ御供にめされし時、かの太刀かくすに所なく、小袖におしつゝみておきけるに、風呂の奉行見付おどろきこのよしかくと申上る、よつてめしとりまづ松ヶ岡殿へぞあづけられける、それよりいよ〱からいとがむほんのよしかくれなかりければ、頼朝公よりめし文松ヶ岡につく〱、されども松ヶ岡殿御出しなかりければ、頼朝公も力および給はず、かさねて罪科にしよせらるべきにさだまりけり、かくて松ヶ岡殿からいとをかまくらにはかなふまじとて、ひそかに信濃へ下し給ふに、折ふし梶原源太道にてゆきあひ、からめとりて鎌倉へ下りかくと申上る、頼朝なのめに思しめし、いそぎ籠者と仰けり、すなはち御所のうしろに土の籠をこしらへ入られける、此事世にかくれなければ、古郷にまします老母、十二歳になりしまん壽の姫、此よしを聞いかにもしてたすけたく思ひ、老母にもしらせずしてめのとゝ只二人かまくらに下り、御所にみやづかへ申つゝ、母からいとの行衛をたづねて、忍び〱にはごくみ給ふ、さてあらたまの春にも成ければ、御所の御座敷に小松生出たり、はかせをめしうらなはせ給ふに、はかせの云、鶴岡にほうらい山をかざり、十二人のをとめをそろへ、法樂の舞をまわせられ給はゞ、御よろこびたるべしと申上る、さるによつて十二人のをとめをそろへ給ふ、先一番に手越の長がむすめ千壽前、二ばんに遠江の國ゆやかむすめの侍從、三番にきせ川の龜鶴、四ばんにさがみの國山下の長者がむすめとらのまへ、五番にむさしの國入間川のぼたんといひししら拍子、これらをはじめとして以上十一人はさだまりけり、かまくらひろしと申せども、今一人たらずしてさだまらざる所に、まんじゆを申上る、さてさだむる日にもなりしかば、御所のさん敷をかまへ、そのほか東八ヶ國の大名小名われおとらじとかまへ給ふ、舞も次第に初りけり、五番めをまんじゆの姫とぞ聞へける、いづれもおろかはなかりけれども、なかんづくまんじゆはその姿言葉花やかにて、

四季によせて君を萬代といわひ、小松を引かづきて六千歳を君にさゝげければ、頼朝かんにたへ給ひ、ともに舞出神事の興をぞもよふされける、さて神事おさまりければ、まんじゆをめされ、さて此度のよろこびに何をかつかはすべき、何事ものぞみあらば申べしと有しかば、まんじゆよろこびて、我はからいとが娘也、千町萬町給はらんより、母をくだされば、是ぞ鶴岡の御りせうと有がたかるべしと、はゞかる所なく申上る、頼朝きこしめし、汝が母からいとは、女とは申せども朝敵なれば、われたる石があひいりたるたねが二たびおい出たるためしは有共、たすくべきものにてはあらね共、君子二言なければ、此度のよろこびに母をとらするとて、あまつさへ所領を相そへ下されけり、萬壽かたじけなしとよろこび、母もろともに古郷に歸り、いよ〳〵かう〳〵しやしなひさかへけるとかや、是ひとへに孝心ふかきにより、八まんもおふごをたれさせ給ふゆへとなり、此事本說はさだかならねども、世人よく聞およびいひもてなせば、あら〳〵としるし侍る、まことにおやかう〳〵は、よくつくせしうへにもなすべきわざなりと、聖人賢人もふるき文におほくのべ給へり、

唐糸が錦と見ゆるはなの番

○文覺上人寺地

一、かさいが谷と大御堂の間の山のちいさきふところにすぎばやしあり、こゝに寺ありしと也、前の川をざぜん川といへり、此の川水にひてゝ坐禪ありしとなり、

一、文覺上人と申せしは、渡邊黨に遠藤左近將監盛光が一男也、その母いまだ子なかりし時、ふうふともに家のたへなん事をなげきて、大和國長谷のくわん音にまふでゝ、一七日祈申ければ、左の袖にとびの羽を給はると夢に見て、くわいにんしてまふけたる子也、父は六十一母は四十三の時生れたり、母は難產にて死ぬ、父赤子をかゝへてなげきかなしみけるが、よしみありて丹波國へつかへしてそだてしに、いく程なく父も打死しける、一門の中に遠藤三郎遠光といふものよびよせて、ゑぼし子にして盛遠と名のらせ、父があとをつがせ、上西門院の北面に參り、遠藤武者もり遠とぞ申ける、もとより文武の道人にすぐれ、詩歌のたしなみくらからざりしとぞ、しかるに發心修行

のおこりをたづぬるに、十八歳の頃かとよ、わが姨のむすめにけさ御前とて、其かたち諸人にこえいとけだかうして、緑のかんざし雪のはだへ、越の西施もかくやと世人いひあへり、さるによりならびの里源左衞門渡とて一門なりけるが、しいて望み申されければ、はづかしからぬ事也とて遣しけり、かくて盛遠此女房を見て心みだれ、誰の娘ならんかとよく見るに我姨の娘なりしかば、いかゞせむと月日をおくりけるが、思ひさだめて姨の方へゆき此よしをいひ、ぶけうしてさしころさんとす、姨肝をけし、其儀ならばいかにもして其方にめあはし申さんとて、それよりかの娘をよびよせ、此よしかくと申ければ、娘きゝてしばらく思案して泪をながし申けるは、ともかくもわれに御まかせ候へとて、盛遠と一夜あいなれ申けるは、われとちぎりをながくこめ給はんとおぼさば、我夫渡をうしない給へと申ける、盛遠まことゝ悦び、さあらばいかなる手だてにてかとだんがうしけるに、女の云、われ家にかへり夫に酒をもりふさしむべし、則所は高殿にと約束して家にかへり、夫と酒もりして夫をおくふかき所にふさしめ、われは男のすがたをまなび、高殿にふし今や〱と待けるに、案のごとく夜半許にみだれ入、あへなく首をうちとり歸りける、かくて渡が家にはみだいうたれ給ふとあやしむをと聞へければ、ふしぎに思ひかの首をよく見れば、女房のくび也、盛遠はつとおどろき、泪をながし無常をかんじつゝ生てもせんなしとて、かの渡がもとへゆき、有のまゝにかたり、はやく誅し給へといへば、渡もさすが義ある者にて、盛遠が心をかんじ申けるは、さても神妙なる事かな、さりながら其儀にて候はゞ、御身も我も遁世しぼだいをといてゑさせんとて、二人ともに出家して跡をとぶらひけるとかや、かかる貞女のおこなひためしすくなき事也とて、世以かん涙を催ほしけり、かくてそれより盛遠は諸國修行して後代に名をあげ、文覺上人とあらはしけると也、くはしき事は盛衰記に見えたり、

ぼんなふもほだいのたねや花心　　基　春

〇勝長壽院大御堂

一、海道よりみなみ七堂がらんのあとあり、

一、鏡に、兵衞佐殿朝敵ことごとく西海へ追出誅戮何うたがひかあらん、然ば今は亡父追善のいとなみ

にしくはなし、一宇を建立せんとて、かまくら中勝地を見給ふに、御所の南の山のふもとに勝たる地形あり、よつて元暦二年二月十九日、南堂の事初、然ば故左馬頭御廟をかの地にあんちすべきのよし思慮し給ふより、ひそかに此事を後白河法皇へ奏聞ありければ、ゑいかんのあまりに東のこくもんのあたりにおいて、故左典厩の首をたづねられ、鎌田兵衛政清が首を相そへ、江判官公朝を勅使として是れをくださる、よつて公朝下着のよし聞えければ、頼朝是をむかへ奉らしめんがため、みづから稲瀬川の邊に參向し給ふ、御遺骨は文覺上人の門弟の僧等首にかけ奉る、兵衛殿みづから請取奉り歸らしめ給ふ、時に、以前の御裝束をあらため素服を着し給ふと云云、正清が首をそへ南御堂の地にはうむり奉る、路次は御こしを用らるゝ、御家人等供奉次第嚴重也、九月廿一日南御堂に本佛をうつし奉る、丈六みな金色阿彌陀佛、佛師は成朝なり、御堂供養の導師は本覺院の僧正公顯下着し給ふ、御堂は勝長壽院と號す、同廿四日供養の儀あり、寅刻より御家人等の內異なる健士を以て、辻々を固めらるゝ、けいごのてい嚴重なり、佐殿寺門に入しめ給ふの後、義盛景時門外にこうして事をおこなふ、供養の御布施れうらきんしう、金銀米錢數をつくし、次に淸僧の分一は口別にいろ〳〵のかづけものあり、總じて御追善のよそほひのべつくすべからずと云云、

○釋迦が谷

一、大きなる谷なり、此おくより名越の花谷へ出るきりどほしあり、

○ねがら天神

一、頼朝やしきよりひがし、東鏡に御所よりひがしねがらのまへ燒亡と有、神寶正宗の脇指あり、はゞことの外ひろし、地景おもしろし、左の方に銀杏あり、

花々はねがらのかみの表具かな　基春

○大倉が谷

一、所の人のいへるは、ねがらよりひがし、二階堂を大倉といへり、東鏡には、頼朝やしき北條屋敷も大倉としるせり、惣じて北條屋敷より金澤への切通しまで大倉が谷といふとも聞ゆし、

鎌倉物語卷第四　終

# 鎌倉物語卷第五

○藥師堂谷

一、がくをん寺ぢふう山と云寺有、藥師堂天井棟木に尊氏の自筆、開山の自筆あり、此寺建立の事は、建保六年七月鶴岡におゐて、實朝將軍昇進の御拜あり、右京兆義時供奉せらる、歸り給ひて其夜義時の夢に、藥師十二神の內戌神枕上に立給ひて、明年正月大臣はいが有べし、かならず供奉し給ふべからずと云云、夢さめて奇異のおもひをなし給ふ、大倉鄕にて便宜の地をゑらび、藥師十二神の像をあんちせらる、雲慶作也、翌年正月右大臣はいがの時、わか宮よりきざはしの砌まで供し給ふのところに、白犬御前をとほると見給ひしが、則身心例ならずして、御劍を仲成にゆづり退出し給ふ、公曉御劍の役者を義時とおもひ、實朝をがいし奉り、すなはち御劍の役人をもともに誅戮し給ふによつて、義時死をのがれ給ひ、明曉則藥師堂へ悅びの神拜あり、建保六年十二月二日藥師堂供養とあり、寺のわきにくろ地藏といふ有、所のもの色々の說をいひたつ、然共沙石集に見へたるは、鎌倉の濱に古き地藏あり、丈六の佛也、其邊の浦人つねに參詣する所に、浦人どもある夜殘らずふしぎの夢を見る、若僧のいつくしきがきたつて、日頃常に見參しつるに、人にうられて外へまかる也、扨名殘おしさにまふでたりとて夢さめぬ、いづれもふしぎの思ひをなしける所に、此堂の主貧きまゝに先祖の佛をうり放つ、東大寺勸進願行房の上人、是を買て二階堂の邊にうつし奉らんとて佛をわたし奉るに、人夫不足にして思ひわづらふ所に、いづくよりきたりけん、下す法師のせい大長成が來て、十人が振舞は仕るべしとてもち奉る、十人ばかり不足なるに、此法師かひ〴〵敷もちてやす〳〵とぞわたし奉りける、扨食せさせんとて尋ければ、いづちともなくかきけすごとくうせてけり、誠に權化のしわざにやとぞあやしみける、扨かの佛御うなじ少そんじゝかば、佛師をよんで見せけるに、靈像にてましませば、輙やぶりがたしとぞ申ける、然ば別の佛師をよびてなをさせんとてたづねける所、明るあしたのきふの佛師きたつて、ゆふべの夢に若僧來て、たゞ我身をばなおせくるしみなきぞと

仰らると見て候とてなをし奉りぬ、其後旦那など來て供料など寄進をしてけり、佛の相も人の相にたがはずといへり、當代のふしぎなり、彼上人の弟子坊説なりとあり、それよりして浦邊のもの右の夢のつげかれこれふしぎを聞傳へ、いまに參詣のともがらぐんじゆせり、

○大塔宮籠

一、やくし堂が谷の東の山の南へ出はな也、土籠二段にあつておくふかく見へたり、大塔宮兵部卿親王は、後醍醐天皇御むほんにより、天台の貫主たりしかども、御計略のため諸國に流浪し給ひ、所々にて難行にあい、終に天下を君の代になし奉られし也、此親王天下無爲になりし後は、本の貫主に任じ給ふべき所に、征夷將軍の宣旨を申うけ、天下の武道を守らしめ給ふ、しかれども御心のまゝにおごりをきわめ、世のそしりをわすれて嬉樂をのみ事とし給ひしかば、天下の人みな再世のあやうからん事をぞ思へり、元弘三年五月京都靜謐の後、宮の候人殿法印良忠が手のものども、洛中にて夜討强盜をしければ、足利高氏よりからめ取て六條川原にて首をはね、其高札に大塔の宮の候人殿法印良忠が手のものとぞかゝれける、此意趣をもつて、宮高氏をほろぼさばやとおぼしめして、勅許なきに諸國へ令旨をなされ、兵をぞめされける、高氏この事を聞て内々繼母の准后そゝし奉り、兵部卿帝位をうばい奉らんため、諸國の兵めされ候とて、國々へつかはされし所の令旨を取て、十餘通上覽にそなへ讒言をぞかまへ給ふ、君大きに逆鱗ありて、御會に事よせ宮をからめ取て直義にわたさる、直義うけ取則かまくらへ下し奉りて、二階堂の谷に土籠をぬつてぞ置まいらせける、南の御方と申ける上ろう女房一人より外は、つきそひまいらすべき人もなく、月日のひかりも見へぬ闇室の内に向て、よこぎる雨に御そでをひたし、岩のしたゝりに御枕を干わびて、年の半を過し給ひける、御心のうちこそいたはしけれ、君一旦のげきりんにかまくらへ下しまいらせられしかども、是程までの御沙汰はなかりけるを、直義日來の宿意をもつて禁籠し奉りけるこそあわれなれ、繼母其子を讒するはゝかならず國を傾け家をうしなふとかやとて、もろこしの驪姬が事を書出せり、かくて直義すでに山の內を打過ける時、淵邊伊賀守を

ちかづけ、當家始終あたとなるべきは兵部卿親王なり、此御事死刑におこない奉れと云勅許はなけれども、只うしなひ奉らんと思ふ也、御邊はいそぎ藥師堂の谷へはせ歸りて宮をさしころしまいらせよと下知せらる、淵邊畏てうけたまはり候とて、山内より主從七騎ひき歸り、宮のおはしましける籠の御所へまいりたりければ、宮はいつとなく闇の夜のごとく土の籠の中に灯をかゝげ、御經あそばしておはしけるが、淵邊が參たるを御覽じて、汝は我をうしなはんとの使にてぞ有らん、心得たりと仰られて、淵邊が持たる太刀をうばはんとはしりかゝらせ給ひけるを、淵邊持たる太刀を取なほし、御膝のあたりをしたゝかに打奉る、宮は半年許籠の內に居かゞまらせ給ひたりければ、御あしも快たゝざりけり、御心はたけくましませども、うつぶしに打たおされ、をきあがらんとし給ひし所を、淵邊御胸のうへにのりかゝり、腰の刀をぬいて御首をかゝんとしければ、宮御首をちゞめて刀のさきをしかとくわへさせ給ふ、淵邊したゝか者なりければ、刀を奪れ參らせじと引合ける間、刀のさき一寸許くいきらせ給ふか、おれて失にけり、淵邊其刀をすて脇ざしの刀をぬいて、先御心もとの邊に二刀さす、さゝれて宮少よはらせ給ふ體に見へける所を、御髮をつかんで引あげ、則御首をかきおとし、籠の前にはしり出て、明所にて御首を見奉るに、くいきらせ給ひたりつる刀の切先、いまだ御口のうちに留て、御眼なほ生たる人の如し、淵邊是を見て、去事有、かやうの首は主には見せぬ事ぞとて、かたはらなる藪の中へなげすてゝぞ歸りける、さる程に御かいしやくの南の御方此よしを御覽じて、こは夢かうつゝかとなきかなしみ給ひける、遙に程へて理致光院の長老かゝる御事聞給ひ、御そうれいの御事とりおこない給ひけるとぞ、御石塔は今にりちくはうちの上の山にありしとかや、くわしきことは太平記に見えたり、

〇永福寺

一、寺地何方ともたづねきかざりし也、二階堂の跡とて、ゐがらより東、藥師堂谷より南の方に石ずへの跡ありといへり、

一、文治五年十二月九日、永福寺を可レ被レ立之事、初に沙汰有、建久二年正月十五日賴朝大倉山邊御出、こ

永福寺の地形見立給はんとて也、去々年此儀を御沙汰有といへども、去年又奥州そうげき又は御上洛のさはり、世上きゝん、彼是延引せしむるにより、今年おぼしめし立所也、同三年より土石をはこび、地引幕下たび〳〵出せしめ給ふ、大かた出來の時、御堂地に池をほらせらるゝ、立石居石建一丈ばかり成を、畠山一人してさゝげ持はこぶ、御感なゝめならず、人是をかんず、同十一月廿五日永福寺供養、將軍御參詣、先陣後陣の隨兵例のごとし、建久四年藥師堂供養、抑此永福寺供養せらるゝ事は、奥州において泰衡をほろぼし給ひて、かれらが造立せし精舍を見給ひて、當時の華構をくわだてらるゝ所也、且は數萬の怨靈をなだめ、且は三有の苦果をすくはん爲也と有、奥州合戰の次第は、伊豫守源の義經朝敵と成給ひて、四海に身のおき所なく、ひそかに奥州に下り秀衡入道をたのみ給へば、謹てりやう定し奉る、然る所に入道むなしくなりて、二男泰衡遺跡をつぎ陸奥出羽の押領使となり、相次で二心なく守護し奉る、かゝりける所に義經奥州に居住し給ふよし鎌倉に聞へ、そのよし内裏へ奏もん有ければ、義經追討の宣旨泰衡が舘へつき、かくし奉るに所なく、文治五年四月晦日伊豫守を衣川の城にて討奉りぬ、しかれども數年隱謀のくわだて奇怪也、泰衡をも追討せんとてそのよし奏聞し、宣下をまたず同七月十九日賴朝鎌倉を打立給ふ、相したがふ人々二十八萬四千騎、總じて三手にわけらるる、東海道の大將軍千葉介常胤、八田右衞門尉知家一族相ぐし、磐城岩崎へまはり、逢隈川の湊をわたり參會すべきとなり、北陸道は上野國高山、小林、大胡、左貫等の仕人は、越後國より出羽國に出て合戰すべしとなり、二品は三軍をつかさどり、大手として中道より押しめ給ふ、先陣は畠山の次郎重忠、同廿九日白川の關を越給ふとて、二品景季をめして能因法師が秋風當時思ひ出ざるやとおほせらるれば、景季馬をひかへて、

秋風に草木の露をはらはせて　君がこゆれば關守もなし

と申上る、八月七日二品陸奥伊達郡阿津賀志山の邊國見澤に着給ふ、泰衡も日頃は十七萬騎の大將とぞ聞へける、かねて追討使の事を聞、あつがし山に城郭をかまへ要害をかたくして、國見宿とかの山との間

に四五丈のほりをかまへ、逢隈川のながれを關入、兄西木戸の太郎國衡大將軍にして金剛別當秀綱、其子下須房太郎秀方以下二萬騎の軍兵を付る、又苅田郡に城郭かまへ名取廣瀨兩川に大綱はり、泰衡は國分原鞭楯に陣す、又栗原、三迫、黑岩口、一野邊には、若九郎太夫金平六以下郎從を大將軍として、數萬の勇士をさし置、田河太郎秋田三郎兩人を以て出羽の國をけいごす、二品夜に入明曉やすひらが陣をせむべしと先陣にふれらる、あくれば八日早旦畠山次郎、小山七郎、加藤次、工藤小次郎、同三郎、金剛別當が陣にをしよせ矢合はじまりぬ、別當ふせぐといへども、大勢彌、重て入かへ〳〵せめ込ゆへ、巳刻に及び終に賊徒陣をやぶられ、大木戸を引退かゝりける所に、三浦平六、葛西三郎、工藤小次郎、同三郎、狩野五郎、藤澤次郎、河村千鶴丸生年十三以上七騎、潜に畠山が陣をはせすぎ、これ互に先がけをあらそふの勇士也、しかる所に重忠が郎從、旗本の勇士先がけをあらそふ、夜中に此陣をはせすぎ候ぬ、先陣を給はるは當家の面目也、彼軍士をおしとむべきのよし畠山に告る、重忠がいはく、心ざしの侍をいかでか押とゞめんや、無下の至り也、先登すといふとも他の功にあらず、皆先陣の內を出て戰のもの也とて留にあたはず、よつて七騎の兵も夜もすがら山をこへ先がけし、木戸口にて合戰す、よせて打重て其日戰くらす、あくる十日も卯刻よりいどみ戰といへども、城內事ともせずおつべきやうには見えざりけり、爰にさる夜小山七郎宇津宮が郎從、山の案內者を先に立、夜もすがら土湯嶽、鳥取越にかゝり、大木戸の上國ひらが陣のうしろの山へ取上、城を目下に見おろし矢石をとばしければ、國衡たゝかひ利なくしてふせぐに便をうしないければ、忽に城をおとされこと〴〵く奥郡をさし逃てゆく、追討にうたるゝ兵幾千萬ぞや、國衡大高の宮の前をはせすぐる所を、義盛よつ引放矢あやまたず、西木戸がひだりのかいなに射留る、國衡弓を引事を得ずして逃てゆくを、重忠が郎從是を討とむ、賴朝舟迫の宿に逗留し給ふ、國衡が首重忠持參するの所に、義盛がいわく、此首は義盛が討留し首なりとせうす、重忠がいわく、我追かけ郎從に是れをうたすと云ふ、義盛は大高の前にて左のかいなに矢をいとむる、しかれ共沼をへだつるのゆへ、國衡ちくでんせしむといふ、

賴朝聞しめし、重忠は矢を放ざるやと仰らる、重忠は弓引ずと申上る、然る時よろいを召出し見せしめ給ふ所に、はたして左の小手にのみの如くなる矢目あり、二品此矢目ふ通の者の所爲にあらず、義盛が弓勢にうたがひなし、重忠はじめより强あらそふにあらず、忠直をあらはすのだんかんせしめ給ふ、かくて廿日の曙に玉造郡泰ひらが多加波々の城を攻落し、平泉におもむき給ふ、津久毛橋渡給時、梶原景時一首の和歌を披露す、

みちのくの勢は御方に津久毛橋　わたしてかけん泰ひらが首

二品吉凶よしとゑみをふくみ給ひ、それより岩井郡廚川邊におもむき給ふ、祖父源賴義當國にて十二年が間此所にたゝかひ、此くりや川の城にて貞任、宗任が首を見給ひし例にまかせて、當所にて泰衡が首を見んとその給ひける、はたして九月二日郎等河田次郎が爲にうたれ首を持參す、秀衡が四男本吉冠者高衡、比爪俊衡、同五郎季衡降人と成て出來る、陸奥出羽打したがへ靜謐しければ、淸衡が造立せし關山中尊寺、基衡が建立せし毛越寺、秀衡が開基せし無量光院、其外の往古の寺社殘らずじゆん禮し給ふとなり、

一、寬喜四年九月廿九日、賴綱將軍永福寺の林頭の雪詠覽のため御出、歌御會あり、御歸路に

雪氣雨脚變餘興未レ盡

とありければ、判官基綱申ていわく、雪爲レ雨無レ全と云云、武州泰時聞し召たまひて、

雨の下にふればぞゆきの色も見る

基綱やがて

三かさの山をたのむかげとて

と申ければ、泰時興ぜられけると也、又仁治二年評定所の庭の梅を見給ひて、武州泰時、

事しげき世のならひこそ物うけれ　花のちりなん春もしられず

〇獅子谷

一、大塔宮籠の前をひがしへ行ば北の方谷を云也、獅子にたる岩有、それ故にや、

〇杉本の觀音

一、二階堂を出て東へ行ば北の方也、山林の間にいらか見へて、みるよりとうとき地形なり、順禮札所の一なり、

一、文治五年十一月廿三日、夜にいり大倉觀音堂燒亡、別當當臺上人燒亡を見落淚し、堂の砌にいたり、涕泣のあまり則堂にはしり入本尊を出し奉る、諸人の思ふ處死亡疑なき所に、忽然として本尊を出し奉る、衣はこと〴〵くやけうするといへども、身體はあへてつゝがなく、ひとへに觀音の神力によれるかとあり、建久四年二月十八日、大倉觀音堂に御さんけい、御歸路に江間殿御亭へ御同座とあり、

○衣張山

一、犬懸谷たくま谷の後の山、鎌倉中の高山なり、衣はり山といふいわれは、むかし此處に比丘尼寺有しとなり、彼比丘尼松ぐいにかけ、きぬをさらせしが、其松に枝葉さかへしとなり、今山の上に松の大木二本あり、かれをいふといへり、短尺の井とて井ありとかや、西方に大石の角成がありしと也、

○淨明寺とうか山

一、五山のうち、地形、物ふり見所あり、いか成ゆへやあるらん、尋ざりしかばしらず、

○鎌足大明神

一、杉本觀音と淨明寺の間に有てちいさきほこらなり、しれる人もまれなり、大織冠鎌をうづめ給ふ所にや、又一說には松が岡といへり、おぼつかなし、

○たくま谷

一、報國寺へゆく道、外門に額有、その額に、

漸入佳境

筆者たづねざりしかばしらず

一、迦葉尊者の木像あり、雲慶の作也、又阿難のもくぞうあり、是はくわんきやう上人作といへり、

○なめり川

一、たくま谷へ行ばこゆる川なり、太平記に報光寺、最勝園寺二代の相州につかへて、引付の人數に列りける靑砥左衞門と云ふ者あり、數十ヶ所の所領を知行して、財寶豐成けれども、衣裝には細布の外をせず、飯にはやき鹽ほし魚一つの外はせざりけり、出仕の時は木さや卷の刀をさし、總じて我身の爲には聊も過差成事をせず、公方の事には千金萬金をもおしまず、又飢たる乞食つかれたる訴訟の人などを見ては、分に隨ひ品によつて米錢絹布の類をあたへければ、佛などの樣にぞ申ける、ある時相摸守と地下人と

訴陳に番事あり、理非分明にして地下人申所道理に成けれども、奉行頭人評定衆みな相摸守殿に憚りて、地下人を負しけるを、靑砥左衞門たゞ一人權門にもおそれず、理に當る所を申、相摸守殿をぞまかせける、彼地下人その恩に報ぜんとや思ひけん、錢三貫文を俵につゝみ、後の山より靑砥が坪の內へぞ入たりける、左衞門是を見て大に驚、沙汰の理非申つるは、相摸殿を思ひ奉るゆへなり、地下の人を引にあらず、若引出物を取べくは、相摸殿よりこそ給るべけれとて、一錢をもとらず、づゐにもたせて返しけり、又ある時左衞門夜に入て出仕しけるに、いつもきんちやくに入て持せける錢を、十文とりはづしなめり川へぞ落し入ける、左衞門以の外にあわて、其邊なる町屋人をはしらかし、錢五十文を以てたいまつを十ぱかいて則とぼし、終に十文の錢をぞもとめける、諸人これを聞、小利大そんかなと笑ければ、左衞門眉をひそめ、さればこそ御邊達は愚にて世の費をもしらず、民をめぐむ心なき人なり、錢十文を只今求ずは、なめり川の底に沈てながく失ぬべし、それがしがたい松を買つる五十文の錢は、商人の家にとゞまりてながく失ふべからず、我そんは商人の利なり、かれと我と何の差別か有、かれ是六十文の錢一つもうせず、豈天下の利にあらずやと爪はじきして申ければ、笑ける人人舌をふつてぞかんじける、又ある時相摸殿御夢想によりて、三萬貫に及ぶ大庄を給はりけれども、うけざりけるとぞ、こゝを以て平氏相州八代まで天下を保けるとなり、右のやうをおもへば、靑砥左衞門屋敷はたくまが谷にありけるにや、

○佐々木屋敷

一、淨明寺よりひがしにあり、たかみが谷といふと云へり、

○馬ひやし場

一、佐々木屋敷の東に山の內を切ぬき、壘十でう敷程なる所二つ有て、中を通るやうにして內にたなあり、火などとぼすやうの所も有し、

○基氏屋敷

一、田畠も作らずあれ野なり、基氏より公方代々此所にて關東を治め給ふと也、基氏逝去は貞治六年四月廿六日、生年廿八歲、瑞泉寺と號す、左馬頭從三位評判書をみれば、基氏、新田義宗義治によせられ給ふ

時、雪下より廿町許の所にけいごのそなへなく、節所一つもなかりしかば、石堂、三浦、小俣、蘆名、案内者にて山々に取のぼり谷々にみだれ入て終に追落しとあり、然ばおしへの所必定なるべし、雪の下より廿町もやあらん、

〇梶原屋敷

一、基氏屋敷より東小き山のはなを行廻て、海道より北川向をおしへたり、松杉はへて奥ふかき谷也、梶原凡討は正治元年十月廿七日、女房阿波局、結城七郎朝光につげていわく、景時汝をざんす、頓て誅をかうぶるべしといへり、朝光つく〴〵是を聞、三浦義村と契り深ければ行て談合す、義村聞て事急にしてしかものがれがたし、はやくはかり事有べし、抑景時故將軍の御時より、おほくの人をざんにしづむ、よつて恨をふくむものこれおほし、尤宿老等に是を聞しめ、さしづにまかすべしとて、使をつかはすの所に、和田義盛、藤九郎盛長入來、則義村此事をのぶる、件の兩人聞てはやく同心の連署狀を以てうつたへ申すべし、彼讒者一人を賞せらるべきか、諸の御家人をめしつかはるべきか、御氣色をうかがふべし、無二裁許一ば死生をあらそふべし、件の狀を誰人にかゝすべし、仲業は文筆のほまれあり、景時に遺恨ありかた〴〵心よかるべしとて、仲業に相定、翌日廿八日群議のさぶらい鶴岡に參會し、景時違背の事改返すべからずのよし敬白し、そのゝち彼狀をよみあげ各加判す、其衆千葉、小山、畠山、佐々木、宇津宮、稻毛、岡崎、土肥、土屋、曾我、工藤、河野を初として都合六十六人なり、義盛、義村等件狀を廣元の本へ持參す、廣元延引し十一月十二日將軍家へ披露す、則景時へくだされ是非をちんずべしと仰らる、景時ちんずるにあたはず、親類等引ぐし相摸國一宮へ下向す、十二月九日梶原かまくらに歸參す、內々沙汰有て鎌倉中を追出し、かれが家を破却し、永福寺の坊へつかはさる、正治二年正月廿日景時一宮に人數をあつめ、むほんを企て、上洛の聞へありと告きたる、よつて追討使として三浦義村、比企兵衛、糟屋藤太、工藤小次郎以下の軍兵をつかはさる、景時父子するがの國淸見關にいたる、然る所に近隣の甲乙人射的のため群集して、退散の砌景時にあい逢、かの蜚矢を射かけ打止めんとて、蘆原小次郎、工藤八郎、三澤小次郎、飯田五郎おいかけける、景

時狐崎にて返し合あいたゝかふ、父子討死す、いわゆる景時嫡子景季、二男景高、三郎景茂、六郎景國、七郎景宗、八郎景則、九郎景連、伴類三十三人と云云、

○五大堂

一、梶原やしきより東、道より北、川向なり、住僧の云本は大倉にありて賴朝のきぐわん所のよし申侍べりしといへり、

一、東鏡に文應二年正月廿一日、五大尊堂建立、幕府の鬼門の方に相當る、毛利入道西河が領也、今日地引總門立らる、供養は六月廿九日、五大明王は不動降三世軍荼利大威德金剛夜叉とあり、

○光澤寺ほうやけ阿彌陀と云

一、海道より南橋をわたる方也、阿彌陀の尊像あり、是をほうやけあみだと云事、賴朝の御時氏女とていせひ有し女有、其内にまんざい法師とてくらをまかなふ物あり、一人の子なければ後の世をなげき、則滅無量罪とねんじ、藏の納物をあみだに供養しけるを、氏女是を聞あやめ、まんざい法師を燒金にてせめなやみけるに、まんざい是を少もなげかず、ひとへに彌陀を念じくゆる事更になし、その時つねに參詣せしあみだ、まんざいに替り、燒金を請給ふにより、ほうにやけ跡つきければ、それよりしてほうやけのあみだといふとなり、此事當寺に卷物をつくり、ゑんぎこれあり、長々しければ漏しつ、あらましは如レ此也、

○六浦濱

一、川といふ在所を行過て鹽燒場あり、爰を六浦がはまのあふらづゝみといふといへり、てるての姫とかや身をなげし所なり、むかしはふかきふちの由、今は鹽燒場あり、六浦が橋といふもこゝにありしとかや、

○瀬戸明神

一、此神は三嶋の明神と一體といへり、木ども多し、内に大木のびやくしんあり、正一位第三赤神宮と申奉るといへり、

○辨才天

一、瀬戸明神の前より海中へ五十間ほどつき出し、十二所に橋を渡せり、幅四間程もやあらん、雨のわきに松びやくしんの木あり、何も一かゝいほどあり、

詠めやる心の内をそのまゝに
　かたりつくさん言葉もがな

誠に此所より詠やるけしき、こゝにまされる所やあ

らんとおもはる、落書の心も思ひ合ておかし、

○てるて姫松

一、瀬戸すさきの間を堤をつき、両のはしを橋にて渡る、瀬戸の方の橋より北の方、海の中岸のはたにちいさき嶋ありて、松一本はへたり、かしこにてるての姫をふすべしといへり、今にかくそうそく仕よし先立のいへり、

春日影さすや照天の姫小松

○筆捨松二本あり

一、瀬戸の橋より北を見れば、山の上にあり、海邊をつたいて行也、是より見ゆる景金澤の内海入江々々數しらず、三浦の出島五つ、そのほか嶋々、安房國さる嶋、なつしま、百間がしま、ふじ、箱根、こしかたに名高く聞へし名所どもにも、遙立のびていわんかたなし、筆捨といふ事、むかし狩野と云繪師、みつ鹽に繪をうつし、汐干になりて地景かはりてかゝれぬとて筆を捨しと云へり、又うつしてもく繪にはかゝれぬとて筆を捨しともいへり、宗祇法師歌とて、

もしほ草書つくしたる筆の跡
ことわりふかき浪の上かな

一、此所より後少高き所に松一本あり、能見堂といふ所なり、此所の景何方にもましたるは、橋四つ一所より見ゆるとなり、橋四つ一所よりみゆるはもろこしにもまれなりとて、のつけにたおれしとて、のつけん堂といふといへり、此松のわきをとほりて新宿かたひらへ出る道あり、金澤まで三里半ほど有といへり、道は近し、江戸より見物せんと思ふ人は、先かたひらより金澤へ來て、鎌倉へ行ば見物の次第よきなり、

○稱名寺

一、金澤村にあり、是は龜山院の勅願所なり、楊貴妃の玉のすだれ、其外寶物かずく龜山院より御きしんせられしと也、八木の内文珠像、普賢像といふ櫻、こく梅、櫻梅、せいこ梅、青葉のもみぢ六本此寺に有しと也、せいこ梅、さくら梅は若木なれども今もあり、梅櫻はいづれもから國より傳へしと聞し、青葉のもみぢをよめる、

爲相卿

いかにして此一もとのしぐれけん
山に先立庭のもみぢ葉

ふりはつる此一本のあとを見て
袖の時雨ぞ山に先だつ



後の歌は讀人を聞忘れし、此紅葉は青葉の頃はやく散しとなり、本堂は中々ふるび、雨風にされてから木にて造れるが如し、落書ども多かりし中に、消殘りたる墨をみれば、筆捨の松の斷りさもと聞なして、

もろこしの詠は繪にもうつさまし
筆にはいかで金澤の浦

堂へまいる中道の左右蓮の池なり、

○百間が嶋

一、金澤すさきより沖の方への出嶋也、南ひがしに當る、八木のうち一本松といふも此嶋にあり、すゞめの浦とも云といへり、

○金澤村

一、知足山りうけんじ、又やくわう寺、てんねんじ、せうめう寺よりすさきの方にあり、

○八景

一、くわしく知る人に尋てきけば、さも有りと、もろこしのながめまでおもひやられて、ゑならぬ氣色なり、もろこしの八景にかなへる歌、

瀟湘夜雨こつみといふ所をいへり
船よする浪に音なきよるの雨を
とまよりくゝる雫にぞしる

洞庭秋月原といふ所をいへり
秋にすむ水すさまじく小夜更て
月をひたせる沖津しら波

遠寺晩鐘せとのはしの事也
暮かゝる霧よりつとふ鐘の音に
をちかた人も道いそぐ也

遠浦歸帆むろの木のもとをいふ

風むかふ雲のうきなみ立と見て
　つりせぬさきに歸る舟人
山市淸嵐峠をいふ
松高き里より上の峰はれて
　嵐にしづむ山もとのくも
漁村夕照せとの浦邊をいふ
波の色は入日の跡に猶見えて
　磯ぎはくらきこがくれのやど
江天暮雪野島をいふ
あしの葉にかゝれる雪もふかき江の
　みぎはの色は夕べともなし
平沙落雁ひらかたと云所をいふ
まづあさる芦邊の友にさそはれて
　そらゆく雁も又くだるなり
一、爰峯かしこの谷、此浦かなたの海などなづらへて
聞ば、おもしろき體は此うらなり、
八景や花に猶ますこゝの景
八景の浦や三五の月の影　　野田氏　基春

鎌倉物語卷第五　終

文字あればしらぬむかしにともなひ、畫圖あればみぬ里にいたる、四十七もじを出ずして神歌をもとゞめ、あらうみのさうじの手長足長も、ゑがけばおかしきこと國さへあらはす、此鎌倉物語またしからざらんや、されば時おなじからずしてそのかみをさとし、几帳を出ずしも千里の外をしれるは書畫のなすなり、よりて遼遠をみずいにしへをきかぬ人のために、洛陽の仕侶その名は序にしるるし、いとまの夕べ〳〵これを粹(しらぐ)、はづらくは猶衍文錯簡あらむ事をとなり、

丹波國田作末葉(たつくりのすゑは)謾書

萬治二年己亥七月吉日
洛陽寺町誓願寺前
安田十兵衞開板

# 高野山通念集

高野山は、もとより女人結界の地なり、されば女性は五障の雲あつく、法性の月のさはりあれば、此山に影をかゝず、たま〳〵歩をはこぶといへども、遙なる峯をわたりて、餘所ながら拜見し、近く界内に足を入る事あたはざるにより、彼がために山々の名所、谷々の舊跡を圖繪にあらはし、古人の詩歌古德の名をしらしむ、一院一坊にいたりて、靈佛靈寶の數滿々たり、彼是もらさじとするに、あふさきるさにおもひみだれ、只洋に望て若にむかへるがごとし、彼秘密のことは、我が道にあらざればさし置ぬ、今さだかなる肝要の事ばかりをあげて、編次して十册とす、奥院壇上を兩部に配し、自餘を八册にわかち、八の嶺を表せり、されば此書の名とせむこと、とありかゝりと心をめぐらしけるに、このとし初冬上の五日の夜、夢ともなく、うつゝともなく、大明神枕上に拜まれさせ給ひ、たゞしく示現ありしは、汝この文に心をくるしむること年あり、これ登臨しがたき女の爲にたすけをなすことあさからざる事也、題して通念集と號すべしとのたまひ、神歌を詠じさせ給ふ、

曉をおもへば久し高野山

なをかきたてゝひとに傳へよ

予もさめて後感嘆し、神もうけ給ふにやといとたうとくて、急ぎ其後前をしるし侍る物ならし、于時寛文拾二初冬、南山の覊客自得子、一無軒にして硯をならし畢ぬ、

# 凡例

一、凡此書婦人小子の爲に集むるが故に、言のいやしく語の複なるをもかへりみず、たゞ讀やすく解し易からん事を旨とす、

一、凡院々の本尊靈寶等、其麗億のみならず、是をあまねくし是を悉くせば、紙つゐへ筆禿なむ、皆一として由來あらずといふ事なし、しかれども多は口づから傳ふる事のみなれば、其内可レ信の事を取摭ひしるし畢ぬ、只舊記に載たる事は、くはしくしるして後代の參考を俟もの也、あるひは本尊の由來、相同じきあり、相似たるあり、互に交へ出す、邪正は予が知る所にあらず、

一、凡當山に神を勸請せる、大抵其理を考て附るに愚按を以て斷る、君子の是正を俟もの也、

一、凡舊記の中、寺院の號あるひは塔婆墓所等を載たるも、今其名のみにして跡あるもあり、又其跡はいづこなりといふ所を知らざるもあり、皆一々しるして知者の考を俟ものなり、

一凡寺院の號舊名をあらためたる所多し、必委悉にして隱さず、あるひは所以ありて舊地を他にあたへ、新地にかへたる所あるをば、その所に隨て是をことはる、

一、凡此卷の中、大明神と書し大師と書す、多くは我山の神祠也、只詞の繁多なるをいとひ略し畢ぬ、但其所によりて、他の神あるひは他の大師たるあれば、各其號を略せず、觀者詳にすべし、

一、凡山々谷々の名、あるひは當山寺院の號、あるひは麓の村里、あるひは古德先師の號等、一々ことはるに及ばず、其文の前後を考てしるべし、彼他所他山の師等は、必其所の名を付侍る、

一、凡僧名俗名等、元來人口に渉るのみにして、あるひは當山の人なりや否や、あるひは他所の人なりやいなやといふこと、未勘なるをも其儘しるす、後人詳にして其出所を得ば附益すべし、

一、凡本朝の載籍の中、予が見聞の及ぶ所、當山の事に關る旨あれば、悉考て粗、愚按などを加へ侍る、博雅の士の校正をねがふもの也、

一、凡當山の關る和歌詩文等、予が見聞の及ぶに隨て細大捨ず書載畢ぬ、

一、凡御幸考御手印等の事は、當山の榮とする所なり、是等の事いかでか錄せざらん、其外因にあづかることあるをば集めて、今附錄として卷末にあらはし侍る、

一、凡一事をしるすに、說々まち〳〵なるあれば、いづれもあげて捨ず、是君子の折衷を俟もの也、

一、凡奇怪の事、あるひは未徹の事あるをば、直に刻除せず、只愚按を以して是をことはる、

一、凡此書を分て十冊とすること、奥院壇上を兩部に配し、自餘を八葉の峯に當るもの也、奥院を首とし慈尊院の卷を尾とする外、一二の次第によらず、又谷々の寺院の次第も、必孰を先とし孰を後とすといふ次第に及ばず只其寺の列る並にしたがひ、便にまかせてしるしぬ、幷當山の事に涉る事、年記分明なるは悉考へ、別に小史一卷を錄し、年の下に一々繫て見る者のたよりとするものなり

一、凡此書のうち、所々の圖を書あらはすといへども、精密のことは筆するに及ばず、只大抵而已、しかれば由ある所を書にしるせば、同じくは圖にももらさず、只人の口に唱ふる卑近粗淺のことをも、圖にのせて其所をしらしむ、あるひは奥院の圖に粗石塔など記すといへども、强ちに其誰の石といふ事を詳にせず、

一、凡此書の體格、古書の編輯に類せず、事を記するに寺院名蹤を先にし、加るに本尊の威靈、古德の行狀を以てするもの也、彼傳をつらね志を記すとは各〻別なり、如レ此せざれば、かくの如くの事錄しがたければなり、往々に貴戚大家の當山に檀盟を結び給ひしなど記すこと、此書の本意にはあらねど、かくの如きの由緖を載たくおぼさるこゝろを破らじとてしるしぬ、是を衒ひ是に奢り給はんとのこゝろざしあらば無下の事也、たゞ予は見ん人の信をはげまさしむる梯階の一ともならむかしとおもふから記しはべりぬ、

一、院々の故事等、是又舊記を本とす、少も胡亂なる事をまじへず、又近代の新儀といへども、事によりて書のせ侍る、

一、凡此數條のことはり一毫も私意を雜へず、邪氣を挾まず、是を錄するもの也、辱も當山大明神の命を承り奉れば、いかんぞ冥慮の程を畏れざらん、抑〻信否は人にあり、吾涉る所にあらず、

# 引用書目 時代之前後不レ拘

御手印縁起　性靈集　秘藏記
教王經　弘法大師行狀記　檢校帳
高野山年中行事　高野山秘記　悉曇抄
高野山往生傳　慶保胤往生傳　拾要意
勸修寺作法集　血脈抄　勸發信心抄
南海流浪記　町石願文　明神講式
高野山緣起　歷代編年集成
文選　左傳　易經
論語　中庸　孟子
蒙求　說文　南浦文集
日本紀　王代記　神社考
萬葉集　古今集　千載集
新古今　新勅撰　續後撰
續古今　續拾遺　玉葉
續千載　風雅集　新千載
新續古今　拾玉集　月清集
新葉集　夫木集　山家集
西行家集　撰集抄　藤川百首

拾遺愚草　名寄　公任卿家集
徒然艸　兼好家集　公事根源
年中行事歌合　宗祇方角抄　無言抄
野槌
元亨釋書　壒囊抄　太平記
盛衰記　平家物語　東鑑
甲陽軍鑑
長明發心抄　假名法語　沙石集
貞安問答

# 高野山通念集目錄

目次終

# 高野山通念集卷一

一無軒　道冶輯

○御廟所 萬年草 御入定幷三度中絶 佛法僧の鳥

往古は寶塔たり、今は寶形の御堂也、宗祇方角抄には西向とあれども、南むき也、傳寫の誤にや、廟窟七所ありといへども、秘密のことなればあさ〳〵しくはいはず、御入定の後、觀賢僧正對面し給ふは、今の廟下なり、禪定が洞ともいへり、歌には岩の室、岩の洞ともよめり、瑞籬のうちに萬年草あり、年ごとに三もとづゝ空より降てはへ出るとなり、今世に人の取あつかへるは、萬年草によく似てさにはあらず、まことの草は、遠境を隔てもて行とても、青々としていさぎよし、今山下にて、女ばらの手道具のうちに入置て、夫他の國へ行てをとづれあらねば、水に入て見るに、事なければあを〳〵として本のごとし、若さきにてなくなりなどしければ枯ると也、さるによりて遠津國へも取行て重寶とす、されども常にとる事はならず、每年文月十五七日掃除あり、人これを御掃除といふ、此時自然にまことの草をとりける人も有となん、佛法僧の鳥の事は、靈窟の閑林のうちにて、曉がた一夏のあいだ啼と也、雄佛法となけば、雌僧と聲をあはするなり、

後夜聞二佛法僧一　　　弘法大師

閑林獨坐草堂曉、三寶之聲聞二一鳥一、一鳥有レ聲人有レ心、聲心雲水倶了了、

玉葉賀　君が代は高野の山の岩の室
　　あけむあしたの法に逢迄　　俊成

夫木集　入月の朝日待こそはかなけれ
　　高野のおくのこけの洞にて　　公任

抑仁明天皇承和二年彌生中の五日、大師のたまはせけるは、我入定せん事は、ことし姑洗廿一日寅の刻也、もろ〳〵の弟子等歎きかなしむ事なかれ、我則入定の後は、兩部三寶に歸信し奉れ、自然に我かはつて眷顧を蒙らしめむ、我生年六十二、夏臈四十一也、我はじめは思ひき、百とせに及び世にすんで、敎法をまぶり奉らんと擬ひぬ、我閉眼の後、かならずまさに兜率陀天に往生し、彌勒慈尊の御前に侍るべし、五十六億餘の後には、かならず慈尊と共に下生し、祗候して

我先跡をとふべし、またしばらくいまだくだらざらん間には、微雲管より見て信否を察すべし、此時つとめあらんものには幸を得せしめ、不信ならんものには不幸ならしめむ、努々後にをろそかにする事なかれと、御遺告あそばしけるとなり、既に入定の期近付ければ、御弟子達彌勒の寶號をとなへ給ひける、終に同じき三月廿一日寅の刻に、結跏趺坐し、奄然として入定し給へり、諸の大德皆わかれのなみだにぞむせび給ひける、彼娑羅雙樹のほとり、釋尊涅槃の春のそらには、滿盡の羅漢猶離別の胸をこがしき、況や時すでに末世なり、凡夫豈此くるしみにたへんや、行法の牀わづかにとゞまりて嵐にむなしくはらひ、觀念の窓ながく閉て月ひとりすめり、花は根に歸り鳥は谷に入りぬ、孤山春くれて禪室に日ながし、結緣のあかざることを思へば、六十餘廻の夕部すみやかなり、出定の期約を契れば、五十六億の曉はるか也、各三衣の袂をしぼり、一鉢の味を忘れたり、扨も奥院といふ所は、兼て入定の窟と定め給ひしかば、かしこに送り給ふに、實惠、眞雅、眞如、眞濟、眞紹、眞然等御輿かゝせ給ひ、世の中の法になずらへて、七日々々の御齋忌を行せ給ひけり、御顏をとろへず、鬢髮ながうならせ給ひけり、後に石をたゝみて其上に塔婆をたてられけり、太上天皇も共に御歎ありしかば、實惠等の御弟子の中へ勅書をくだされて、ねんごろに弔しめましましける、諸の御弟子あるひは公家の護持をいたし、あるひは別所の居住をこゝろざして、みな雲嶺を持し給ひしに、大師の遺命にしたがひて、眞然僧正高野にとゞまり給ひき、されば依身をとゞめて入定せる事、西天雞足山に聞ゆといへども、邊土にいまだ其例なし、高野の樹下に住給ふて、慈尊の出世にいたるまで、國家の福利をまし、佛法の惠命をつぐはかりごと、いづれの祖師といふとも、いかでか弘法大師に及び給ふべきや、

拾玉集　有難や高野の山の岩陰に
　　大師はいまだおはしますなる　慈鎮

月清集　ながき世の朝日待間の心こそ
　　高野のおくの有明の月　後京極

新勅撰雜一　高野山おく迄人のとひこずば
　　靜に峯の月は見てまし　參議成賴

弘法大師讃　僧一休

生身大日覺王尊、出入神通活路門、迦葉依持長夜魄、秋風春雨月黄昏、

又　廟所　　同

大千沙界毘盧境、濁世神通薩埵邊、誰見廟前深夜月、慈雲未レ點朔風天、

又　　僧虎關

聖賢應レ世數元存、南海生緣南印源、頭上寶冠即身佛、諸師自レ是堅ニ降幡一、

又　　同

導派青龍出ニ大唐一、五瓶水闊窄ニ滄浪一、髮長衣弊那伽定、借ニ路花宵一謁ニ后皇一、

又　　大江匡房

偉哉大聖、都率降レ神、爰自ニ髫亂一、匪ニ直人人一、乘レ桴浮レ海、越レ境問レ津、甘露弘レ法、大日施レ仁、三杵示レ兆、五筆留レ眞、二朝傾レ首、萬乘禮レ塵、他鄕月夜、高野華春、初證ニ三地一、後遺ニ全身一、入ニ金剛定一、昇ニ摩尼輪一、民受ニ其賜一、奈ニ何大鈞一、

御廟所昔日三度中絶せり、按御入定八十三年の後、延喜十七年より同廿一年まで、山門荒廢五年の間なりとぞ、抑中絶の由緒を尋ぬるに、東寺卅帖の雙紙の故也、件の雙紙は、大師御請來の儀軌本經をつゝめ給ふ小雙紙也、然るを御入定のとき、實惠大德に附屬し給ふ、實惠は東寺におはしければ、眞然僧正高野より東寺へ彼卅帖の雙紙を一見の爲からしめ給ふ、其後幾くの日月を隔ずして實惠入滅し給ひ、其主なければ誰人にか返すべきとて、年來披見し給ひて門弟に附屬し給ふ、時に中院の無空律師は南山の座主たり、觀賢僧正は長者の時なれば、延喜帝へ卅帖の雙紙を、本の如く東寺に安置し給はんことを奏しけるに、叡慮にかなひ、勅命なれば無空律師ものがれがたくて、彼卅帖を返納ありしとかや、于レ時此雙紙は鎭護國家の重寶たり、此後東寺の門外を出すべからずと、かたく秘し給ふとかや、其後無空は歸山なくして、山城の國圓臺寺にて、延喜十八年六月廿六日に入滅し給ふ、（檢授帳には伊賀國にて入滅すとみえたり）この時道路人跡をうしなひ、絶々なりしこと、最初中絶の因緣也、卅帖の雙紙は大師御筆井橘大夫逸勢（嵯峨天皇朝の能書、恒平の息）助筆なりしとぞ、しかるを彼雙紙後白河院の御時に、守覺親王上覧あらむとて取出させ給ひ、其後東寺へ返納なくして、仁和寺にとどまりけると申傳へたり、

其後村上天皇御宇天德年中、和泉講師雅眞所レ造の御堂也、御入定以後百十九年也、抑此雅眞は石山普賢院淳祐内供の弟子、醍醐延命院元杲僧都の同門也、大師の御跡をしたひ、此山に攀のぼり給ふ、時に天暦七年のころか、其所由を尋ぬるに、奥院廟塔修理の後二十ヶ年を經て、雷火に燒失せり、其年記をはかるに廿年にあたるか、彼雅眞はじめて政所今の慈尊院に來り、里人にむかひて御廟所を尋給ふに、里人答ていはく、廟塔修理ありて此かたあへて往還の人なし、されば林木山頭にしげり、道路人跡をうしなふ、更に案内をしらず、いかでか廟下を示すべき、しかのみならず奥院廟塔雷火に燒失しければ、何ぞ聖廟をあきらめむ、しかりといへども慇に山路を見知する人に語て、忽に登山を企てゝ、遂に廟所にいたりて、則廟塔燒亡の灰燼をはらひ、俄に廟塔建立の願念を起し、すみやかに匪石の誠を抽で、はじめて土木の功をいとなみ（御入定後百五十四年）て、天德の初御廟堂つくり畢ぬ、雅眞は長保元年三月廿一日、天野の社頭にして入滅し給ふ、墓所澁田の莊にあり、

去じ長保三年、紀伊守景理御廟堂を造り、神地を掠領しけり、それより此かた、代々國司先に準じ例に任すとて、非義を行ふがゆへに、常住不退の山僧もたちまちに安堵のたよりをうしなひ、觀念座禪の道人もながくとゞまり住むはかりごとを闕けり、あるひは他寺他山にうつりゆき、あるひは洛中洛外に經廻して、後東三條院の御願所天野神宮寺山王院を、わづかに依住の所となして棲息しぬ、しかれ共寺家の山籠り、常住の僧、九旬安居の夏中には籠り侍りて上寺を行ひ、三冬栖寒の深雪には、今の天野にくだりてすむ也、仍て長保三年より長和五年にいたりて十五六年の間、住山の僧なくして、春の霞のとぼしく、一鉢の底に塵つもり、秋の霧三衣の上に露しげく、寔に旦暮の雲も草庵につゞきがたく、朝夕の煙柴の戸に絶易し、既に衣食の資あるにあらず、還て飢寒の友なきがごとし、飡霞の客寺家に住がたく、臥雲の賓山門に退やすきところに、南都門流子嶋の末弟祈親上人、東室に山籠し侍りて、深く住山の志をはげみ、嚴寒のくるしみをのがれんとて、土室をほりかまへ、桶脊はきものなどを作り、寒を忍びて常住の願を遂、不退のをこないをなし給ふ、今の寺々の土室これなり、寔に興法

利人の事を以て其願念とし、濟生益物のおもひを以て、專彼岸のつとめをはじめ、此山の佛法を興す、しかのみならず九枝を影堂のうちにかゝげ、萬葉を契て先祖を祈り、七株の樹を鎭壇の上に植て、我山をかざり榮花に擬ひぬ、南山人法の繁興斷絶せざることも、ひとへに祈親のちからならずや、終に永承二年二月十四日入滅し給ふ、（御入定より二百零二年）此上人の御墓、南谷釋迦文院にあり、但今燈籠堂の前に一基の石塔あり、爰を上人の御墓とて諸人拜く、按此墓はいつの頃よりか釋迦文院より爰にうつしたると云事をしらず、只燈籠堂祈親の建立なれば、其しるしの爲に石をたてたるを、墓ありと云なせるか、覺束なし、近曾其石の文字を拜見するに、名等上人のことにあらず、然るをあやまりていひつたへ侍るか、又むかしは根本の石ありつるを他所へ展轉し、他石を其跡に置か、是識者を侯もの也、祈親は寛弘のする（御入定の後百六十年餘）長和のはじめ、いさゝか長谷寺にをいて夢想を感じ、この山にのぼらるゝとなり、

○奥院へ兩大明神之二社勸請

御廟の橋の南、道路にしのほとりに、むかし二の社あり、これは土佐の國厨の明神なり、本地は愛慢愛語の二菩薩也、密教を感喜して影のごとく身にしたがひ、大師を鎭り衛護いたさんが爲なりとかや、當山にをいては耳聞通法の明神ともいへり、是誰人の勸請、いづれの時の登山といふ事さだかならず、是は御廟の外の事也、今は御格子のうちなり、御手印の縁起の繪圖には、丹生高野大明神の社と見えたり、正説とすべし、

○骨堂（位牌建立并經藏禮堂）

諸人骨をとりおさむる事、所々の靈區に置といへども、取別此堂に納る事尤宜なり、就中高野山は日本に九品の淨土ある中に、上品の上生にあたれり、是淸凉山の文殊の示現なり、さるによりて勝たる靈崛なるがゆへに、專此堂に納め置ならし、寛治年中に東寺の定額僧正勝賓といひしが、讃州善通寺の別當になりて下向ありしとき、彼寺にをいて御筆の一紙を感得す、文云、

卜二居於高野樹下一、遊二神於兜率雲上一、不レ闕二日々之影嚮一、檢二知處々之遺跡一、

かく侍れば、高祖草創の砌、望む人は巨益むなしから

ざる中に、殊に此山はまのあたり入定留身の地なり、爰に身骨を納めん輩、いかでか有縁の益にあづからざらんや、しかのみならず大師の御記文にも、我山に送りをかん所の亡者の舍利、我毎日三密の加持力を以て、先安養寶刹に送り、當來には我山の慈尊説法の聽衆の菩薩たるべしとあそばしをかれければ、此子細によりて此堂に骨をおさむるといへり、元和年中、播州姫路松下河内守源朝臣元綱、頓證菩提、平等利益の爲に再興し給へり、并日牌或作二盃坏一月牌を建立しけることも、ながく五十六億下生のあかつきまで此名を此山にとゞめ、晨夕の廻向にあづからん功德をおもひはかるべし、經藏は、近江國坂田郡石田治部少輔三成、悲母菩提の爲に一切經をおさめ置也、經藏の左は禮堂とも看經所ともいへり、一度禪林寺僧都靜遍修理し給ふと舊記に見えたり、

○燈籠堂

むかしは拜殿ともいふか、性靈集には萬燈會と見えたり、弘法大師御在世の時よりの御佛事か、御制作の中に、於二金剛峯寺一聊設二萬燈萬華之會一、奉レ獻二兩部曼荼羅四種智印一、所レ期每年一度奉レ設二斯事一、奉レ答二四恩一、虛空盡、衆生盡、涅槃盡、我願も盡んと云云、大師是程に誓願し給ふ、豈少功德ならんや、されば康平六年二月十八日、以二揖里大谷二村一立二替有馬祤野萬燈會之莊一被二寄進一と舊記に見えたり、むかしは每年九月廿四日萬燈會あり、但天長年中に初給ふといふ義もあり、今も每年兩三度、奥院御廟の橋よりうちの左右に、數百の土器もて火をともし、萬燈會の儀式を聊あらはせり、凡燈明の功德は諸經に多くあかさるといへども、菩薩藏經にも、十千の燈明を燃して衆罪を懺悔すとかや、抑此燈明は大師御入定の後、實惠眞然等の六人の御弟子、御廟窟にをいてかゝげたまふところの火、今にいたるまで相續し來たれりとかや、誠に御誓願むなしからずして、一たび廢毀尤はなはだしく、道路人跡をうしなひ、誰油を加るとなけれども、此火のみ不思議に消る事なしとかや、大師の德は此等のことのみにあらず、又一說に、此所荒凉のときは、此火も共に消たりといへども、御入定百六十年餘後、持經上人再興し、鑽レ燧ともせる火を今につたへけるといへり、しかるゆへに此堂の正面に兩燈をかゝげて他に異んし、持經燈籠と云、寔法燈ながく

今に傳はり、五十六億七千万歳の後、慈尊の出世三會のあかつきをまつとなり、祈親つねに法花等を誦持したまふがゆへに、持經上人と云と釋書に見えたり、所持の法花經は、興福寺の住釋親の本なりとかや、其後東室にとゞまりけるとなり、其外大日經の疏もとどまり當山の證本たり、自筆書寫の仁王經は遺りて此山の寶物たり、隨逐の弟子性因法兼とて二人ありとかや、此堂の中壇の舍利は、後高倉院の御願也、幷弘法大師御持來の御鉢御念珠、種々の御寶物あり、又白河院は寛治二年二月廿六日御幸ありて、奥院の石壇の上に三萬燈を燃されけると也、其證據あげてかぞへがたし、猶御當家御寄附のちからを以て、ながく燈明をけさぬやうに其法式をさだめ、二六時中懈怠なきを見るに、たとへば阿闍世王佛をむかへ奉りて說法ありしに、夜に入てかへり給ひければ、王宮より祇園精舍まで、十萬國土の油火をあつめて、數萬の火を燃したまへるも、かくやとおもひ侍りき、

續千載　消ぬべき法の燈かゝげても
　高野の山のあくるをぞ待　入道二品親王性助

新六　高野山あけむひかりを待人の
　ながきよけたぬ法の燈　知家

新葉　高野山曉遠く松の戶に
　ひかりをのこす法の燈　如願法師

○閼伽井

燈籠堂のひがしにあか井あり、是は天竺靑龍口より出るとなり、壇上のあか井は白龍口より出す、弘法大師みづからほらせ給ひ、無熱池の水を入れ給ふ、あか井のふた、むかしは御筆の銘をあそばし、籠寶藏とありとかや、壇上も是におなじ、石の室は方六尺たり、あかといふは水の梵語也、此あかあげけるに、時として奇瑞の事ども有となむ、

拾玉集　これやさは高野の奥にすむ心
　阿伽振鈴の夕暮の聲　慈鎭

○奥院烏

奥院に一双の烏あり、眼金色なり、足の爪は靑色なり、是を天烏といふ、常の烏にあらず、或云此二烏は不動愛染の變形なりとぞ御入定三月とて、納涼房のほとりにとび來りて鳴ぬ、眞然きゝ給ふに、若有諸衆生、知此法敎者、世人應供養、猶如敬制底、高祖眞然に仰て、一生補所菩薩、住佛地三昧道、離於造作、知世間、九住於道賢、住賢住地

と御返答ありければ、烏これを聞ていづちともなく飛さり、又三日を經て其後かへり、入定の御廟の木にとまるとなむ、件の烏のこゑ、眞然は聞給ひけれども餘人は聞ずとなり、今にいたるまでこの烏あり、是は神明よりの使者ともいひ傳へ侍る、則奥院御供所より毎日餌をあたふる也、若一山に禍あらんとする時は、此餌をはむ事なし、されば寛永元年文月の頃餌をはまず、衆僧これをなげき、いかなる禍かあらんとあやしみけるに、良昌法師（蓮花谷來迎院）其事を詳にしていはく、我大師の御室になれぬる烏、いづくへか飛行けん、置ぬる餌をもはまず、しかもくだりたる世のさがある人の心をばうとみ侍るとも、爰に歸り來りて、其曉の月のさやけき時まで、人の眠をさます聲をもつげよとて、

陰ふかきねぐらに歸れ山がらす
聲をしるべのあさなゆふなに

かく詠じ給へば、又烏飛來りて、ありしにかはらず餌をもはみ、何事もなかりけるとかや、今も烏飛去りて餌をはまざる時は、此歌を人々吟詠すれば、かへりて餌をはむとぞ、

### ○彌勒石

諸說さま〴〵にしてあるが中にも、此石は弘法大師兜率天より、蓮の糸してつりおろさせ給ふなどといへど、これらのことおぼつかなし、予おもへらく、此地はこれ則彌勒の淨土なれば、爰をさること遠からず、大師御母堂を彌勒菩薩と勸請し給へば、其五輪形なるがゆへに彌勒石といふか、くはしく秘記をたづね給ふべし、

### ○御廟橋（附流灌頂水手向所）

總じて當山に六の橋あり、是六婆羅密を表すと也、御廟の橋の板、金剛界三十七尊をかたどりて、其數三十七枚なり、一枚々々の裏に悉く種子をすへ、其尊の名號をあらはしけると也、人王六十八代一條院の御時、治安三年十月十七日、法城寺大相國入道殿下（俗名道長公）御參詣ありて、此橋造營し給ふとかや、これ高家御參詣の最初也、第七世執行山籠峯杲の時なり、されば此橋むかしより、罪障の深きものは、川水に異形の物浮ぶと、まなこにさえぎりて渡ることあたはず、當時もわたり得ざる人としごとにあり、是罪業のほどおもひはかるべし、文祿三年彌生、太閤秀吉公此山に登臨

し給ひ、此ことを聞召され、我數萬の軍兵を打たいらげ、今かく天が下を掌ににぎるとはいへども、怨敵のなすわざもあらん、罪障のほどもしれがたし、明日佛參あらんに、若渡り得ざる事あらば、いかばかり諸人に耻辱を蒙らんとて、其夜半人しれず、ひそかに木食興山上人應其をたゞひとりめしつれさせ給ひ、此橋をわたり御覽じけるに、ことなくわたり給ふて御感甚し、直に御廟所へ遶堂あれと應其すゝめ申せば、我參詣にあらず、此橋をわたり見んが爲なり、明日束帶して詣んと宣ひけるとか、此こと供奉の諸士ひとりとして知なし、其明日遶堂あそばし橋をわたり給ひて、いづれも橋はわたりけるが、太閤罪のほどもしられたり、旁いかにと仰せありとかや、かやうの御心づかひ、上一人より下萬民にいたるまで、かくあるべき事かなとたうとくぞ侍る、

夫木集　これや此音に高野の橋ならん　法性寺入道關白
　　聞渡しにたがはざりけり

さて此川にて流灌頂といふ事あり、夫本朝傳法灌頂のはじまりは、高雄の道場にをいて、弘法大師より傳敎へさづけ給ふ、其後平城天皇の御灌頂のこと、嵯峨天皇十善の玉體を屈して五智の瓶水に浴し、萬乘の寶位をのがれて三密の法門をならひ給ふ、是帝王の御灌頂のはじめ也、又結緣灌頂といふは、弘法御在世に、東寺の灌頂院造畢せざるにより、實惠僧都に仰をかれ、圖規を殘さるゝにより、御入定の後をこなひ給ひ、東寺の恒例となるとかや、凡灌頂に三種の德をあげらるゝ、中にも諸佛の大悲にかなはむ事、最上の善根は皆灌頂なり、今此流灌頂の體を見るに、卒都婆をつらね、繩に樒の葉をくゝりさげ流す、此水にふれん鱗類、若は無緣の死骸白骨、かならず得脫の緣となるべし、秘藏記に、從レ因至レ果、其間の一切の功德莫レ不二灌頂一とかれければ、ながれ灌頂も諸佛の放光を其人にかむらしむることはりなれば、などか益なからんや、此川のほとりにて、參詣の諸人、子としては親の爲、臣としては君の爲、部類眷族乃至三界萬靈の爲に、經木そとばをながして水をそゝぐ、此所をして人水手向所ともいひならはせり、

○明遍杉

明遍上人此山に入給ふ時、杉の枝を杖て奥院にまふで、大師に誓て曰、二世悉地の爲に此山にいりぬ、本

願むなしからずば、此杉の枝をして枝葉を生しめよとて、御廟の橋の左の脇にさしはさみ歸給ふに、久からずして、萌芽生長し、枝葉さかへ茂れり、今の世の人明遍杉といふ是也、されば御廟の橋よりうちは、諸佛集會の道場なりといふ事、此上人の眼に見付させ給ひければ、あへて橋を渡らせ給はず、常に此杉のもとより御廟を拜き給ふにより、今の人も立かへりて爰より拜くこと、此遺法とぞ、又按に秘記に曰、延喜年中、勅使惟助、觀賢僧正等登山の時、御廟窟をひらき、辱も御影を拜し、御髮をそせら給ひ、各感涙を押へ御暇を申させ給ひけるに、大師みづから御廟を出させ給ひ、御橋の許までをくりましましければ、觀賢申て曰、如レ此下賤の者迄を、何のゆへにかをくりましますやとありしに、大師曰、汝は下賤と見る、我は佛性ををくり奉る也、たとひ末世後世なりとも、參詣の者にをいては、橋の所まではをくるべし、又我日々影向の誓みだりにすべからず、たとひ不信放逸の者なりとも、此所へ來らん一念信心のもの、かならず願に隨ひて諸佛の土にをくるべしなど、こまぐ\仰下されければ、いづれも有がたくおぼへ、立かへり答拜したてまつりけり、しかれば今の參詣の人、御橋のもとより立歸拜し奉る事、此遺法にもあらんかし、

○御供所（ごくうしょ）附巡寺大黒天

弘法大師御入定の後、實惠眞然等の六人の御弟子、御廟前にをいて供花燃香等をなし、勤仕したまふとかや、今奥院正位衆廿四人のうちより、輪番不退に毎日六人づゝ佛詣して、彼遺法をつぎ、御飯、香花、御茶湯等、悉此所にをいて調進せるがゆへに、御供所といへり、則此所に大黒辨才天を守護神とあふぐ、共に弘法大師の御作、總じて此二尊は、七珍萬寶の福利をましけるとなれば、さにや、今御當家より莊園數所をつけをかれければ、其餘力をいとなみける、御惠みの程淺からずたふとく、誠に慈尊彌勒の世までもながく相續し繁榮あらんことかと、末たのもしく有がたくぞ侍る、

弘法大師みづから開眼加持し、御厨子のうちに安置し給ふ大黒天あり、則鍵なき錠を加へ給ふがゆへに、今に至るまで御厨子開く事なし、抑此天は財寶の福主なれば、一天榮耀國土豐樂、當山繁昌富貴自在の事をながく此天に大師たのみ置給ふと也、二十四人正

位の内、臈次に各院へむかへ奉り、半年つゝ守護し、毎年二千座の護摩供、毎日三時の供養法等をなし、天下太平、國土安穩、五穀成就の祈誓をこたる事なし、

○護摩堂并木食庵

御本尊不動明王は智證の作也、此不動もとは骨堂の前にありしを、木食快眞此堂にうつしけるとなり、往古長弘上人すみけるより、今に長日の護摩を修し、ながく天下太平諸人豐樂の勤を祈る物ならし、抑長弘の先跡を尋れば、和州三輪の平等寺の住たり、しかるに此山に入り、最初は一心院谷蓮坊今蓮定院に住れしが、奥院へ詣でける路もはるかなり、又は寺家のまじはりもしづ心ならねば、たゞ御廟所のあたり近き寂寞の地をよろこび、此堂にふかく行ひすまして、後には穀味をたちおはしければ、人木食長弘といひけり、されば壇上の皁鐘（つりがね）は大師御建立なり、其後絶て久しくなかりしを、長弘鑄させられけるとかや、かゝる道心の身とし、一鉢のまうけ他力の助成を蒙り、本願成就し、終に諸行無常の響をあらはしける事のたうとくぞ侍る、并木食の庵の事、むかしは東林院と號し、體蓮房も此所にすまれけるが、快法上人より絶ず木食の跡をつぎ、今も御山邊の杉の葉にて庵むすびて、樒たくなる夕煙、花のこずゑにかよはる風、誰とへとてかよぶこ鳥、終日にあはれならずといふことなし、谷ふかくかくれて、嶺の松風に雲消て月を見給はむこと、うらやましくぞ侍る、たゞ人はいかにもよき所をもとむべき也、心は所によりてすむべきにや、かの印土竹林寺、波羅提寺、もしは跋提河、尼連河などのすめるやう、唐土の江州終南山、廬山の惠遠寺などのしづかなるも、此庵にはすぎじとぞおぼへ侍る、

○求聞持（くもんぢ）堂

聞說求聞持といふは、弘法大師石淵僧正勤操を師とし、三論宗を學し、并虛空藏の求聞持の法をうけ給ひ、阿波の大瀧寺にいたりて修行し給ふに、悉地の相あらはれ、天より大なる劔飛て、瑜伽の壇上に落けり、此所の靈寶となり今に有とかや、又は土佐の室戶の崎に至りぬ、此所南海はるかに見渡して補陀落を望み、青巖かたはらにそばだてり、松を拂ふ峯の嵐は、旅人の夢をやぶり、岩にくだくる磯の波は、妄心のあかをすゝぐ、村煙遠く隔て雲水渺々たり、空閑寂靜は如來のをしへ也、靈木靈水は相應の地形とおぼ

して、呉楚東南に折け、乾坤日夜に浮といふ古句など書給へる佳境なれば、庵などむすびてすみ給ひ、折にふれて物ごとにあはれなりければ

古今戀二 法性の室戸ときけど我すめば
うゐの浪風よせぬ日ぞなき

さて聞持の行を觀念し給ふに、伏龍の事または明星口のうちに飛入て、佛力の奇異を示し給へり、是を海に向ひて吐出し給ひしに、其光水底に沈んで、今に金色のひかり殘るとかや、されば大治年中、乘橋上人此聞持堂に住給ひて、修錬し給ふこと幾久し、それより此かたこゝろざしある人は、百日の行法に身をこらし、毎日虚空藏の眞言一萬遍を誦しけり、今も其德により、人により、結願にいたり、寅の一天にあかを汲けるに、水花の立うかび、明星入水の事なきにしもあらず、是悉地成就の相ならずや、瑜伽の壇上にさせる瓶花は樒の木なり、百日過て庭へさし置に、願望成就の人たれば、青々としておへ付て、ながくさかゆとなり、予竊にある阿闍梨に問奉るに、曰、弘法大師勤操より求聞持の法傳授ましまし、後大唐惠果阿闍梨に値遇あそばし、秘密の法を傳へさせ給ひしより此かた、當山の此所にて奉レ修求聞持も、彼秘密の法をもて潤色し給ひし軌則なりとぞ、

○斷食所

むかしは燈籠堂より川の西に有つるを、全得といひしが此所にうつしけるとかや、其後諸人こゝろざしあれば斷食を行ずるに、一日乃至三日、又は七日幷一日一夜飲水せざること有、抑斷食を行とする事、本文未レ勘、されどもむかし唐玄宗皇帝開元年中、庭前の樹かれたるに、金剛智三藏に勅して祈らしめ給ふに、三藏七日斷食し心念をこらし修行し給ふに、其樹ふたゝび滋茂すといへり、

○御室御庵室 靜蓮法師附

御庵室の所は、奥院川の北道の東にありと舊記に見えたり、これは中の御室性助親王、此所に籠らせおはしけると也、大師御廟所ちかくて、まうで給ふ事よしとやおぼしめされけん、まことに玉體の御身ながら、梅のかさすよりはじめて郭公を聞給ひ、紅葉の時を感じ雪を見給ふことにも、後の世の事露わすれ給はず、ふかく人倫をいとひ、山靜にしてわづかにきかせ給ふ物とては、佛法僧のこゑふかくして、たま〳〵御

覧じける物とては、香花雲の色、御こゝろは奥院羅洞の月と共にすませ給ふ、御跡今に名のみばかりにて、それとさだかにしる人もなし、かゝる御言の葉むなしく詠はてんもいと本意なくて尋ね出ぬ、靜蓮法師も此御跡にすまれけるやとおもはる、猶尋ぬべし、

續拾遺秋上　いかばかり高野の奥の時雨らむ
　　都は雲のはるゝ間もなし　中務卿宗尊親王

同かへし　時雨らむ都の空に思ひしれ
　　高野は雪の雲ぞかさなる　入道二品親王性助

高野にまいりて侍りけるに、奥院に靜蓮法師が庵室にまかりたりけるに、哀に見えければ歸りてつかはしける、

千載雑中　誰もみな露の身ぞかしと思ふにも
　　心とまりし草の庵かな　權大納言實國

○三山并高野山

轉軸山、楊柳山、摩尼山此を三山と云、近來の詞人此山をかなへの三足にたとへて、鼎峯といへり、轉軸山には仙宮ありて、深山に入る人、時として見る事ありとかや、楊柳山には觀音の鎮座し給ふ、五種の淨土ありと申侍べり、摩尼山は弘法みづから如意輪の像をつくりて安置し給ふ、むかし役行者も此所におはしまして、第十地の菩薩不動の三摩地に入給ふ、無明體冠を御ぐしに着し給ふとかや、この無明體冠とは、百八毒蛇を御頭にまとひ、くりからをよこさまに三廻り斗まはせり、これを無明體冠といふなり、七千の守護神給仕し、御前にたけ八尺の猪子をつながれたりと也、其外三所は秘所の靈崛なれば、あさ〳〵しくは云侍らず、猶尋給ふべし、今三山まいりとて姑洗(やよひ)の初かた、雪なども消、漸花のめぐむ頃ほひ、諸人のぼる也、青葉の頃よりは山もしげりて道もふさがれば、又秋の紅葉のちりて木がらしのころまいる也、高野山のことはむかしより人間不通の所なれば、行てふたゝびかへらざると也、常に仙人のすみければ、姑射山ともいふ、歌によむたかの山といふは是なりとぞ、大師以前よりの名どころたるよし、

千載集　曉を高野の山に待ほどや
　　谷の下にも有明の月　寂蓮法師

續後撰雑部　昔思ふ高野の山の深夜に
　　あかつき遠く澄る月影　正三位知家

同　今こそは高野の峯の月を見て

深き御法の程もしらるれ　源具親朝臣

（新古今雑下）君を又契有てや高野山
その曉をともに待らん　眞空上人

（續拾遺秋上）高野山あかつきを持鐘の音も
幾夜の霜に聲ふりぬらん　心圓法師

（續千載哀傷）行さきの道もおぼえす高野山
是を別れのはてゝと思へば　法印憲基

（新千載釋）鐘の音もあけぬときけど高野山
猶はるかなる曉のそら　宗尊親王

（新續古今釋教）高野山其曉を契りきて
爰にも同じ月や澄むらん　僧正宋縁

（同）高野山浮世の夢も覺ぬべし
其曉を松のあらしに　元可法師

（山家集）紅葉見し高野の山の花盛
賴めし人のまたるゝやなど　西行

（拾玉集）おろかなる高野の山に有明の
月をもよそに何思ふらん　慈鎮

（拾遺）君が代は高野の山にすむ月の
まつらん空に光そふまで　定家

（藤川百首）降初る雪より跡ぞ絶ぬべき
高野の山の冬の人めは　二品親王源勝

（太平記）高野山まよひの夢もさむるやと
其曉を待ぬ夜ぞなき　光嚴院

花までも心ありけり高野山
浮世の春をのがれてぞ咲　作者未勘

○御影井

人王六十代延喜の御門の御時、御夢想の御告ありて、檜皮色の御衣をまいらせ給ふに、般若寺の僧正觀賢、勅使には少納言橘惟助（千手院金剛頭院寄宿、今の諏訪家の先祖也）を仰付らるる、時に重病あり、綸言は汗のごとし、勤めんとすれば身けがらはし、いかゞあらんと天に仰ぎ地に臥、悲歎のなみだせきあへず、かたじけなくも其夜の夢に大師示現して宣く、汝重病は先世の業なり、世間の醫療にかなふべからず、我山の大坂なる靈水を飲よとありしに、惟助夢さめて先世の宿縁のあつきことを悅喜し、すなはち勅答をひるがへし、言上して勅使の役をつとめらる、まことに大師の御記文にも、一度此地を踏人は、ながく三途の業をまぬかれて、即身成佛の願成就すとは、かゝることをや申らむ、御告のごとく大坂のにしの麓の水を飲ければ、たちまち瘡ぬげ

て後いたむ事なし、其時水を浴装束をぬぎかへて、觀賢を相具して御廟の戸びらをおし開き、御衣をきせ奉らんとしけるに、霧あつく隔て大師拜れさせ給はず、時に觀賢深くかなしみて、我悲母の胎内を出て、師匠の室に入しより以來、いまだ禁戒を犯さず、さればなどか拜みたてまつらざるべきとて、五體を地になげ發露啼泣し給へば、漸霧はれて月の出るがごとくに、大師おがまれさせ給ひけり、其時觀賢隨喜の涙をながし、御衣をきせ奉り、御ぐしのながく生のびさせ給ひたるをも、剃たてまつるぞ有難き、其時諡をくだし給はる、其詞に云、

琴絃既絶遺音更清、蘭叢雖凋餘香猶播、故贈大僧正法印大和尚位空海、消疲煩惱、抛却驕貪、全三十七品之修行、斷九十六種之邪見、既而佛日西沒、渡溟海而仰餘暉、法水東流、通龍谷而導清浪、受密語者多滿山林、習眞趣者自成淵藪、況太上法皇既味其道、追念其人、寔雖泛天之波濤、豈忘積石之源本、宜加崇飾之典、諡號弘法大師、

勅使　橘朝臣惟助

延喜二十一年十月廿七日　勅僧石山觀賢僧正

作者在原元方

惟助と僧正は拜み給へ共、僧正の御弟子石山內供淳祐、其時はいまだ童形にて供奉せられたりしが、大師を拜み奉らずして深くなげき、なみだにしづみおはしけるを、僧正手をとりて大師の御膝の上におしあてられたりければ、其手一期のあいだ香ばしかりけるとかや、其移香は石山の聖教に殘りて有とぞ、大師自曰、我昔値薩埵、親悉傳印明、一頌四句の勅答ありとかや、此とき入定の後八十七年にあたるが、大坂の靈水今にあり、御影の井と申傳たり、

○中之峯

人王五十二代嵯峨天皇の朝に、大師入定あるべきよし奏し給ひければ、我早世の後葬禮を大師へとこそおもひしに、先立入定あらば本意相違し侍らんとの勅定なり、大師重て申させ給ひけるは、其時ははからひ侍るべし、御葬禮を御急ぎ有べからずとのたまはせけり、其後承和九年文月中の五日、嵯峨天皇登霞ありけるに、御遺詔にまかせて、御棺をさがのの木のうへに置奉りけるに、しばらくありて雲に入、南山よりさがのまで五色の雲そびきけり、則御棺は大塔のう

しろまで飛來りたまへば、大師御出立ありて、實惠眞然などに仰られ、荼毘し奉りて、御骨をば大坂の西の峯におさめ奉るとなり、今の中の峯といふところこれなり、

○蛇柳幷玉河

柳のことを尋ぬるに、所の人のいひならはせる異説さまざまにして、くだ〱しければ今爰に載侍らず、され共大師三密の加持力にて、蛇を柳となし給ふ事人うたがふべからず、既に大師は兜率の內院におはし、微雲管より常に信否を察し給へば、今とてもかゝる靈地に大蛇道路をさしふさぎ、わざはひをなしてさまたげ侍らば、御出定まし〱て其慈力を加へましまさざらんや、辨事靜慮、成就のゆへとしろしめさるべし、柳のなり蛇のごとくにうなだれて、其形今に分明也、則蛇を封じ込らるゝ所は、是より南にあたりて大瀧といふあり、時として今も大蛇かたちを現じけるを、山人見ける事も有となん、玉川のことは秘水なれば、今さらいはむとにはあらねど、弘法大師御詠歌に、

風雅雜中 忘れても汲やしぬらむ旅人の
高野のおくの玉川の水

此御歌の心を竊にうかゞひ奉るに、或人の説に、大師いづれの聖敎か持來し給ふを、大明神きらはせ給ひけるによりて、彼聖敎をこと〴〵く埋めをかるゝ所を玉川と名づけ給ふと也、其したゝりの雫を諸人呑事なかれ、毒水なりといましめ給ふとなん、又ある人の云、大師當山の諸弟子、或は他國より參詣の人々の爲に、諸の毒蟲を此所に封じこめさせ給ひ、此山にをいて永く其厄難を免かれしめ給ふ、されば其毒蟲を封し給ふ所此川の源なれば、川流毒水となれり、さるによりて御敎誡の慈詠なりとぞ、安撰和歌集とやらむにみへたりと、予いまだ直に其書を拜し奉らず、後の君子の校合を俟もの也、又多魔川と書ともいへり、此等の說いづれか是なる事をしらず、

夫木集 吹花に錦おりかく高野山
柳の糸をたてぬきにして　知家

○多田滿仲御石塔南龍院殿

紀伊九棘賴宣卿は、文武の道世に越させ給ひ、外には五常を守りまし〱、内には三寳を供養し、大殿高閣のあいだに住給ひ、諸士にいつかれ、國中に政を敷ほ

どこし御座す、民ぐさに仰下さるゝ其文に、父母に孝行に、法度を守りへりくだり、奢ずして面々の家職をつとめ、正直を本とすること、誰もよく存たることなれども、彌常に油斷なきやうに、下へ申きけべき也、かゝる御製作を守りゐるゆへ、をのづから國民の心もすなほなれば、他境の人も此國に來らんことをねがへり、されば花の宴を專にし、秋は月の前の興つきさせ給はず、風雅の道をもてあそばせ給ふ、あるとき雁金のなきわたりけるをきこしめして、

初雁のなくにも我は驚かず
　玉づさかよふ人しなければ

しかれどもはじめあるものは、終りなきにしもあらず、寛文十年初春十日に、古來稀なる御年にて此世を辭し御座す、御名をあらため南龍院殿顥永天晃と申奉る、きく人聲をのみ泪を墮さずと云事なし、爰に多田滿仲公の五輪形あり、御菩提所は高野山寶幢院谷增福院なりとて、より〳〵御墓の塵などはらひ、燈明をかゝぐるより外、誰とひ奉る人もなく、名のみ計は有明の蘿洞の下にすみ給ひ、其石のたけもわづかに餘石にことなりき、此石の寸尺をうつさせ、予レ時寛文十一仲秋のころ、南龍院殿の御墓も此所にならばせ給ひけり、見奉るにつけ滿仲公の御後身かとぞおもはれ侍りぬ、かくありつるも御遺詔などもありしによりてなりとかや、かゝる土窟にかくれましますとは、誰ありてしるべき、予も故君のことなれば、御跡をしたひ、風の夜雨のあしたには、御墓にまいり落葉などひろひめぐれど、誰守護し奉る人もなし、むかしをおもへばかりそめの御出立にも、後先いとにぎやかなりしことも、いつしか今は引かへて、ひとりおはしけるよと、涙しぼらぬ時ぞなき、只おもひをとむまじきは此世なり、一天の君萬乘のあるじも、しかのごとくのくるしみはなれ給はねば、刹利も首陀もかはらず、宮もわら屋も共にはてしなき物なれば、高位とても終にはかくなり給へるよといとかなし、ひととせ武州大宮の原へまかん出給ふ折ふし、予も供奉しまいらせしに、風吹ければ風をおそれ給て、御駕にめされながら、しばしがほど諸士に馬のらせ御覽じけるに、其時御近習のなにがしに仰たまふは、我のるさへあるに、まして我をのするものゝ肩のたゆくやあらん、人の見ぬ所なれば杖にて立置、肩をやすまさ

せんとおもへども、人々の分齊としてさもならず、いかばかりかくるしからん、さるにても人としては、食に飽ぬれば他の飢をおもはず、あたゝかに服しては人の寒きをしらず、よろづの心づかひはかくなりと聞へさせ給ふ御言葉の末、延喜聖代の御衣をぬがせ給けるもかくやとおもはれ、今に耳にとゞまり有がたくぞ侍る、かゝる名將またとも有べきや、其外御金言あぐるにいとまあらず、

高野山通念集卷一終

# 高野山通念集卷二

一無軒　道冶輯

## ○壇上

中門の内、十二の石壇の上をいふ也、上の字或は場につくりて、壇場とも書也、奥院を幷せて兩壇と名づく、其故は密家に金剛界、胎藏界の兩部を、東西の兩壇として行ずるがゆへに、こゝの兩壇もそれをかたどり名づくる也とかや、されば奥の院御廟の橋のうち、參詣の道路を𑖮𑖽(はん)字のかたちに表し、壇上の巡禮の道路は𑖀(あ)字のかたちをあらはせり、文字の形の上を踐行し奉る事、まことに有難き事也、一度參詣高野山、無始罪障道中滅の文、何ぞ虛しからんや、

## ○中門

多聞持國二天の像、佛師能光の作也、此佛師は政所下の莊今の慈尊院の住人也、あるとき木をもつて馬をつくり、乘て上洛しける事も有とかや、此中門は大師の御弟子檜尾實惠僧都、祖師の御遺約にまかせ、殊

に懇志を抽で造立せられけると也、又検校琳賢谷上彌勒院、永治元年十月の頃、金堂の前壇上の中門を改かへて、下の壇にうつしたてらる、今の在所これ也、其後第五十世検校良覺南谷華王院、建長五年六月の頃、舊門をあらため三間一階にし、五間の樓門を造營ありとかや、當時の中門これなり、

○金堂

人王五十二代嵯峨天皇の御宇、弘仁七年弘法大師高雄の舊居をさりて、南山にうつり給ふ、最初に此堂をつくり給ふ、御手印の緣起には御願堂と見えたり、則四面周匝各七間也、七七四十九間、即都率内院四十九重の摩尼殿を表し給とかや、御本尊は

阿閦弘法大師御作、皆金色丈六坐像、須彌座仍八尺、是は高野開闢の時、地鎭の御本尊也、又は藥師とも云、二佛同じきがゆへ歟、

金剛薩埵　弘法大師御作、皆金色　八尺五寸坐像

普賢延命　御頭弘法大師、皆金色也　八尺五寸立像

虚空藏　御頭弘法大師御作　八尺五寸立像

不動　弘法大師御作　七尺二寸坐像

降三世　御頭弘法大師御作　七尺二寸坐像

賓頭留像

善女龍王像　定智筆

以上御帳内

兩界曼荼羅

うしろの壁にかゝる、抑此曼荼羅は、むかし大師御在世の時より有しとみえたり、其子細は東まんだらの灑水器は、青龍寺より御相承、無熱池の水を入、西まんだらの灑水器は、大師の御作なりと舊記に見えたり、しかるに又平家物語には、西まんだらは常明法印といふ繪師にかゝせられ、東まんだらをば清盛かゝむとてみづからかゝれけるが、八葉の中尊の寶冠をば、我が首の血を出してかゝれけるといへり、則其まんだら今に現然たり、按にむかしのまんだらの有のうへに、重て清盛かきたまふにはあらじ、古まんだらあるひは破壞し、あるひは展轉しけるを、清盛故を温て革め給ひける歟、

七寶舍利塔一基、

又四天王像は、輔上座定智筆也、

中壇の北に安ず、高野御室覺法親王、東寺の舍利を安置し、百八十口の請僧を以て、萬代毎年の舍

利會をはじめ給ふ、今四月の舎利會これ也、彌勒院琳賢檢校、久安六年に入滅御座す、全身舎利となれり、一山の衆徒崇敬し奉り、金堂のうしろ堂に安置し、あまねく拜し奉れり、其後石室に納め、彌勒院の後の山にかくし奉りぬ、今に至るまで諸人金堂のうしろを拜せるも、又大塔の北のかたの石壇の上より、琳賢の廟所を遙拜し奉るも、此いはれなりとぞ（此説可レ尋）或曰、大塔の北の方の石壇の上より遙拜せるは、嶽の辨財天なりと、未レ知二孰是一、

内陣の長押の上に、坐像のあみだ、外陣の長押の上に立像の觀音は、御室御安置也、中壇の鈴は大師御相承の鈴なりとぞ、堂において毎年新得度の僧供花の勤め有、是を夏衆といふ、

拜二金堂一　　僧一休

六時不レ斷稱名聲、萬嶺松濤洗レ夢清、衆病悉除藥王力、山中淨侶自長生、

天正十三仲秋のころ、金堂の御柱たてなど拜み奉るに、所から人のたゝずまゐを見るに、天上にむまれ侍る心ちして、思ひの外久しく谷上にやどりける寐覺に　　紹巴

かたしきの枕の下の谷水の
音に心もすゝめる夜の月

○金堂之前櫻

此櫻は東室持經上人植をかれけると也、これは壇上の七株のさくらといひつたへ侍る、其いはれをとへば、七株は七たび株となるといふ事なりとぞ、此所より西にあたりて松の木あり、これは中院の御房明算のうへをかるゝ、三會曉松三もとのうちとぞ、此外の二もとの松の有どころ、しれる人に尋べし、

○金泥一切經藏

金色釋迦の像一體あり、此經藏は美福門院の（鳥羽院后近衛院の母贈左大臣長實公息女）御願也、平治年中、時の奉行は朝隆朝臣なりとぞ、一切經の外題は女院の御筆也、料所紀州荒川の莊といふ、それゆへあら川經藏とも申傳へり、按にむかしは毎年七月に、晝夜尊勝陀羅尼を此經藏にをいて修せらる、これ鳥羽院御國忌のために、美福門院の御願なり、女院の御廟所、いまに荒川の莊のうちにあり、

○杓子が芝（附松）

荒川經藏の前の芝を云也、明王院如法上人、久安元年四月十日白日に都率天に往詣し給ふ時、御沓のかたかた落て松の枝にかゝれり、世に鞋懸の松と云是也、明王院東邊の山上にあり御弟子歸從小如法と云上人の御跡をしたひ、おなじく天上しけると也、其時いかゞありけん、杓子と云物を持てけるが、こゝへものしけるを以て、こゝの名とすと俗にいひつたへ侍る、

○龍臥洞

壇上のあか井の下、南ひがしのかたを、龍臥の洞と諸人いひならはせり、愚按に龍臥の洞此所にかぎるべからず、すでに御手印の緣起に、東西は龍の臥るかたちなりとかゝせ給へば、此山のうちいづれか龍臥ならずや、識者にとふべし、あか井のことは奥院のあか井の所に見えたり、

○雨大明神

御社北丹生神殿女體本地胎藏界大日南高野神殿俗體本地金剛界大日是を山王院と云也、是當山鎭守の神なり、弘仁十年五月三日、大師勸請ましますす、啓白文有、

總社一宇　本地摩利支天兩社の南のかた也

十二王子百卄伴の社也、

御寶殿は、南谷持明院禪信檢校法橋の時、承安二年の頃あらため造らるゝよし、同拜殿もかくのごとし、毎月十六日の法事、弘長二年八月より勤レ之、其後弘安九年十月十六日にはじめて精進供を調進すと、高野年中行事に見えたり、拜殿の東の鳥井は、大峯の一の鳥井なりといひ傳へり、然れども未レ勘也、識者を待ものなり、

○西塔文殊樓經藏

九丈寶塔也、九丈制底は本有の九識をあらはし、爲ニ觀心之境ニ耳云々、金剛界の五佛也、此寶塔は眞然僧正大師御朱印の緣起の旨にまかせ、小松天皇の勅命によりて建立ありしとかや、しかるに破壞顚倒の後、鳥羽院御幸のとき、修理の院宣を下されけるにより、御願たり、大治二年二月十一日供養、導師は勝覺僧正なりとぞ、又本經藏之事文殊樓とも云、

御本尊文殊菩薩なり、此經藏は康和三年三月廿九日、出羽の平源上人勸進書寫の一切經藏也、幷經藏あり、是は唐本の一切經をおさめけると也、右兩經藏退轉して、其いしずへばかり殘れり、され共加行の僧は、本式にまかせて今も拜するなり、

○孔雀堂
隱岐の法皇の御願也、三尺七寸孔雀明王の像なり、長者六條僧正延杲、役行者の作の孔雀明王を以て、今此御本尊のうちにつくり籠給ふとかや、正治二年十一月供養ありとぞ、

○新御塔
高野御室覺法親王の御願所、木像の尊勝曼荼羅なり、近衞院御宇久安元年六月供養あり、導師は檢校琳賢といふ、

○準胝堂
小松天皇御願也、準胝觀音弘法大師御作也、本は寺家の食堂に安置し、大師御在世出家得度を被ㇾ行と云云、金剛界五佛、四天王像、如意輪觀音等皆御作、大師御本尊として本は御影堂に安置せらるゝと也、按高野年中行事に、毎年七月三日陀羅尼、朔日より三日まで於ニ此堂一勤ㇾ之、承德元年七月一日より初ㇾ之、明算中院の御房の御時なり、

○御影堂幷大師十號幷高野へ分入せ給ふ事 附壇上の犬事
檜尾僧都實惠御建立、弘法大師御在世の御持佛堂也、大師の御影をば眞如親王御手づから摸寫し、此御堂に安じ給とかや、但御開眼は大師御眞筆なり、飛行の三鈷、御作の御鉢、脇息、繩床等御具足、みな此御堂に安置あそばしけるとなり、内陣に兩まんだらをかくる、これは靑龍寺より御相承のまんだら也、外陣東西兩方兩界のまんだらをかくる、是は師子王御室の御眞翰也、紫金臺寺の御室とも申奉る、西ひがし二方のふたつの灯籠のうち、東の燈爐は持經上人當山再興のとき、發誓をもつて燧一打即得ㇾ火、所ㇾ燃の火今に相續してこれあり、西の灯爐は白河院みづからかゝげさせたまふ所也、此御堂の巽角の下長押を、江輔勅使としてきらしめ給ふ、此子細は内裡炎上のとき、二間の觀音燒失せるにより、彼觀音は大師御作たり、此御堂も弘法大師の御作たれば、衣木(みそぎ)にあそばされんとにや、其外靈寶あぐるにいとまあらず、毎月廿一日の法事、往古よりつとめ來るよし、此御堂のうしろに寶藏あり、靈寶の目錄別にあり、
抑大師の御俗姓をうかゞひ奉るに、讃岐國多度の郡屛風の浦の御人にて、父は佐伯の直氏也、先祖を訪へばいともかしこく、景行天皇の御子、稻背入彥命の孫、阿都別命の男、豐島といひし也、人王第卅七代孝

德天皇の御時、はじめて佐伯の直の氏をたまふとかや、其稻背入彦の命、御兄日本武の尊にしたがひ、東夷をたいらげ給ふ、其功ありし故に依て、讃岐國に勳賞の地をたまはり、其所にとゞまり、胤葉ながく彼地の縣令たり、御母は阿刀の氏人也、しかるにある夜夢見らく、天竺より聖人飛來て、懷に入と見へて妊胎あり、時に人皇四十九代光仁天皇の御宇、寶龜五年六月十五日、十二ヶ月にして御誕生ましますとかや、是唐の代宗皇帝大暦九年六月十五日、不空三藏入滅の日也、仍て大師を彼後身とも申ける、御一生のうちに十號あり、一には眞魚(まうを)、二には貴物(たふともの)、三には神童、四には無空、五には敎海、六には如空、七には空海、八には九筆和尚、九には遍照金剛、十には弘法大師と申奉る、委は行狀記に見えたり、

扨又高野へ分入せ給ふ事は、弘仁七年孟夏の頃、禪定相應の靈崛、伽藍建立すべき所をもとめんとて經行し給ひけるに、大和國宇智郡と云所にて獵者に逢給ぬ、その形よのつねの人に異なりき、弓箭を帶し黑白の犬二疋を具せり、大師此獵者にのたまひけるは、汝はいかなる人ぞ、其樣を見るに久しく山野になれたる形也、我伽藍建立の志あり、若しかるべき所やあると問給ふに、答て云、我は是南山の犬飼也、山地を領すること其數あり、其中に幽然たる平原あり、三面に山つらなりて山巽にひらけたり、萬水東にながれて、みなまた一水にあつまれり、晝はあやしき雲そひき、夜はまた靈光現ず、これ紀伊國伊都の南にあたれり、和尚來りて住給へ、かならず助成をなし侍らんといひて、此犬を放て失にけり、二疋の犬是則普賢、文殊の二菩薩、獸の形と變じ給ふとかや、其獵者は後に此山の大明神と現じ給ふ、世に圖畫し傳ふ獵場の明神と云是也、今の犬飼と云所、これ對面の地也、其後大師紀の川の邊に着給ふ、今の政所慈尊院これ也、大和國にて御覽せられし犬は、本より大師を見付て山をさしてのぼる、大師即彼犬を相具してのぼらせ給ふ、

謹按に、弘法大師御筆の記云、紀伊國黑犬一伴、阿波遲國の三原郡の白犬一伴、品田天皇奉レ寄山地云云、御犬口代奉レ飯云云、又此伴犬甘藏吉人、三野國在牟毛津と云人の子、犬黑比と云人、此人を奉レ寄、此人等は今に丹生人と云姓を賜ひて奉レ別、犬黑比と云者、彼御犬二伴率、引二弓箭一矣、手取持て大御

神座、阿帝河の下、長谷川の原に、犬甘の神と云名をえて、石神となりて任す、今に彼兒花平自十三の祖時、今に大贄人と仕奉りて、丹生人の召姓を賜りて侍る云云、如ㇾ此遊ばされしをおもへば、今壇上に犬の在せる、是又一説にして寔に由ある事にこそ、扨又かり場の明神并犬飼の理（ことはり）、上に記す趣と大きに相違せり、今暫く錄して備二觀者參考一、

大師平原の廣澤にいたらせ給ひ、其地形を御覽ずるに、東西は龍の臥せるかたちにて東流の水あり、南北は虎のうづくまる形にて棲息を催す、浮木にのらざれ共忽に雲漢に入、妙藥をなめざれ共神窟を見る、輪鐵を引て帶をなす、日月地より出て、雲煙まなこの前に盡ぬ、誠に修禪相應の靈地、佛法弘通の聖跡なるべしとおぼしめし、高野にかよひ給ふ、山路の邊一町ばかりの澤あり、山王丹生大明神の社あり、今の天野といふ所これなり、大師此所に一宿し給ふに、大明神託宣してのたまはく、妾神道にありて威福をのぞむ事久し、今菩薩此所に至り給ふ妾が幸也、弟子むかし人たりし時、食國の皇命、家地萬許町を給へり、南は南海を限り、北は大和川をかぎり、東は大和國をさかひ、西は應神山の谷をさかへり、願はこれをたてまつり、ながき世に仰信の心あらはさんとのたまひき、高野天野とて山上山下にこれをいはひ奉りて、財政法施たゆる事なし、此丹生高野の二神は、すなはち母子にておはしますと申傳へり、あるひは夫婦とも申傳たり、高野の大明神は太神宮の御弟也、又玉津島の衣通姫をおもひ人にて、御馬にてしのびて通ひたまひけるを、丹生明神やすからぬことに思召されけり、彼玉津島へ神馬をたてまつられし時は、明神の御前にてくつばみの音をならさぬ事にて侍るなりとなん、今此所を尋ぬるに、牛窟とて玉津島山の南の江の町にあり、むかしは高野明神の神輿、此窟へ渡御の事毎年ありしか共、今斷絶なり、窟のうちに小社あり、くはしくは公任卿家の集に見えたり、

あま人の乘渡しけむしるしにや　岩屋に跡をとゞめ置けん　公任

○三鈷松

大明神高野を弘法大師に奉り給ふて、既に三寶の敷地となりぬれば、早く寺塔をかまへんとおぼしめせ共、普天の下皆王土なりぬれば、公家に奏せらるべき

とて、官奏を經られけるに、やがて此こと叡慮にかなひ、勅許滯りなくして、明神相傳のうへに重て御手印の印符を下さる、大師此所に至り、寺院をたてんとて樹を伐はらひ給ふに、みどりの松の木の間より、光明かゞやきけるをあやしみ御覽あるに、大同のはじめ、大唐明州の津にて投し所の三鈷、松の枝にかゝれり、これを見るに密敎有緣の地といふ事あきらけし、誓願くちずしてあひ見る事よと、深く感じ給ひし、奇雲靈光のしるしも、此事を告たまひけるにや、

一說に、此松は住吉大明神の御社の左に、千とせを經たる松なり、かれを此所にうへ置給ふなりとぞ、其時住吉明神の御歌に

君が代の久しかるべきためしには
　兼てぞうへしすみよしの松

此御歌を詠じたまふ時、空より五色の雲たなびきて此松にかゝる也、さるにより三鈷の松といひつたへける、佛書には此松を十六大菩薩の種子也といへり、傳聞、大師は第三地の菩薩高貴德王菩薩とかや、我朝に誕生ありければ、住吉の御本地も高貴德王菩薩なりければ、大師と同體なりといふ事、さもあらんかし、

風雅雜中 是ぞ此唐船に法をえて
　しるしを殘す松の一本　阿一上人

夫木 高野山さこそ千とせと賴らめ
　昔にかへす松のしるしに　爲家

同 君が代は高野の山の峰の松
　まつも久しき月やかるべき　家衡

題二三鈷松一　僧一休

正因已熟至二兜率一、手裏金剛飛放レ光、瑞氣猶殘野山寺、一株松籟響二扶桑一、

又　僧虎關

劍落大瀧峯、杵懸高野松、旱天霖雨足、瓶外有二眞龍一、

又　僧澤庵

千年淸操聳二雲衢一、三鈷松蟠其勢殊、枝上徘徊深夜月、老龍吐出一團珠、

○灌頂院

此院は、仁和寺大御室長和親王の御願也、觀音院法印造の八祖のうち、弘法大師の御影は御室の御作、并兩界のまんだらあり、又一說には、應德元年にはじめて

つくり、同三年に造畢、仲秋中の七日供養あり、同日に結縁灌頂をおこなはるゝ也、其後久安五年五月十二日、大塔炎上のときおなじく燒失せり、かさねて久壽二年のころ、再興ありと申つたへり、又按に高野年中行事には、春秋二季に結縁灌頂をおこなはるゝとみえたり、寛治八年是をはじめらるゝとぞ、

○大塔

人王十四代仁明天皇の御宇、承和元年八月廿三日、弘法大師南天の鐵塔をうつして、一基の塔婆をたてんとおぼしめし、知識を十方に唱て、興善を四衆に望ませ、遂に多寶の塔一基を立給ふ、高さ十六丈なり、則內證十六大菩薩、一體無二なることを表し、一層の甍霞のうちにさしはさみ、九輪のかざり雲の外に出たり、扉一丈六尺は、外院十六現在菩薩、聚集同體なることをあらはし、柱十六本は、圖繪兩界のまんだらなりとぞ、爰に不思議なる事有、此塔たてんとて地を拓かれけるに、長さ五尺廣さ一寸八分の寶劒を掘いだされき、前佛の遊所伽藍の舊基と云事分明なり、勅によりて叡覽にそなへられしに、いとたうとくおぼしめされ、銅の筒に入て又本のごとく返しをかれけるとかや、御本尊は胎藏界の大日、これ彌勒菩薩の內證也、むかしは定印の上に寶塔を持しまします、しかるを彌勒院琳賢檢校御覽じて、眞言の最極深秘を人にしめす事あらは也とて、とりすてたまふとかや、高さ八尺五寸、座の高さ五尺五寸、光一丈五尺五寸也、金剛界の四佛、阿閦、寶性、彌陀、釋迦、各高さ七尺、座の高さ四尺五寸、光一丈二尺、これ兩部不二の理をあらはす也、いづれもむかしは大師御作たりしが、炎上の後展轉す、初度の回祿は一條天皇の御宇正曆五年七月炎上す、其後白河院御幸のとき、大塔をつくるべきよし宣旨を下され、嘉保二年につくりはじめ、康和二年十一月造畢せりとかや、しかしより久安五年雷火に燒失しけるゆへ、同五年七月重て大塔をつくるべきの宣旨を下され、播磨守平の朝臣忠盛奉行なり、忠盛登山なくして清盛のぼり給ひて、久壽三年につくり畢ぬ、此時五佛をつくりけるとぞ、佛師は圓位法眼、ある說には康成法師ともいふか、其後炎上の事これありといへ共、なが〴〵しければ不レ載レ之、御當家に至りて寛永七年十月四日雷火に燒失す、時に御建立あらんとて、同九年十月四日釿始（てふのはじめ）ありて、同十九年八月年數つもりて造畢せり、寔に誰ありて力に及べきや、

題二鐵塔一　僧一休

南天經緯至レ今殘、禪坐本源尊像壇、百丈浮屠凌二碧落一、老身眼錯作二雲端一、

○愛染堂

後醍醐帝、建武元年八月十六日、左中將長光綸命をうけたまはり、勝寳院僧正に仰て、高野山金剛峯寺不斷愛染王護摩、并長日談義事、自二來廿二日一可レ令二始行一之由、可下令三下二知寺家一給上者、天氣如レ此と勅書をなし下されしより、此かた其儀式たえず、其後建武三年料所をあて被レ下、供僧七十二口學侶百廿人也、又光明院の貞和年中に、重て綸旨を下され、長日談義并護摩等永代勅願たるの由也、御本尊は宗家の七ヶ條の注進のうちに、御等身愛染王像を造立せらるべしと見えたり、按供僧并學衆器用をえらび、必可レ被二擧申一之由、僧正の下文にみえたり、然ば供僧の外、學衆は若輩をきらはず、器量に隨ひて祿を給る也、是を新學者といへり、

○蓮花乘院又會堂と云

五辻齋院の御願、安元三年則治承元年也御建立、同十一月九日供養等あり按、高野山年中行事、長日談義、治承元年十一月九日始て號二傳法會一、始十住心論談レ之、檢校兩學頭、其外學衆百廿人勤之、齋院より紀州南部莊を料所に附給はるのよし、承安五年の院宣等にも見えたり、是故鳥羽院御菩提所として令二建立一御也といへり、并春日殿御文齋院の御母、又三位殿の御文春日殿姉、又圓位大本房の文に散位康清の息、佐藤兵衛憲清法名也、一名西行法師、數通見えたり、いづれも長日談義所御といへり、御本尊寳冠丈六の阿彌陀如來、白檀釋迦如來、兩界曼荼羅、文殊の像也、又年中行事にも、毎年の夏五月十一日より、五十ヶ日談義を始むといへり、愚按に談義の會場なればにや會堂ともいふ歟、

○三昧堂

第十二代長者、東南院濟高大僧都の建立、康和三年三月五日、始て六口三昧僧を置が故にしかいふ歟、今增福院、五智院、覺證院、勤二修之一、是も西行法師奉行すと云傳り、近き頃迄堂の前に櫻木有、人西行櫻といへり、西行其時の住坊は、南谷靈仙院成とかや、御本尊は弘法大師御在世の御佛也、金剛界の五佛四天王の像あり、

三昧堂の方へ分參て、秋の草ふりかはりけり、鈴の音にかすかに聞え哀にて

西行家集　思ひ置し淺茅が露を分入ば

たゞわづかなるすゞむしの聲　西行

○東塔

七丈寶塔、白河院御願也、崇德院の御宇、大治二年十一月供養あり、此とき御幸西塔とおなじ、御本尊は金色等身尊勝佛頂像、不動明王の像、降三世明王の像なり、

○六時鐘

中尾鼻にあり、先年安藝太守福嶋左衞門太夫正則、巽朝より渡せる洪鐘をもとめ、此山に傳送して此樓にかゝげさせ給ふ、幷多くの資財をなげうち、漏司の吏の料にあてらる、今に至るまで二六時中に邪眠をさまし、眞性を省せしむる功德、などか揭焉ならざらんや、其後火ありて、正則の令子ふたゝび鑄師に命じて、父のこゝろざしをつがせ給ふ、

○壇上法事

兩壇の法事、恒例の寺役、高野年中行事に載たる所、合一百三十七ヶ條とかや、其外自餘臨時の佛事神事等は又別なり、又近代はじめてをこなひ來らるゝ事も粗ありと見えたり、今こゝに壇上の分あらまし記し侍る、

祈

四時の中月（二月、五月、八月、十一月、）於㆓山王院㆒祈といふ事あり、一日より四日まで也、置文には、貞和年中より始めて、天下太平國家豐饒のために行はるゝと見えたり、又ある説に、弘安年中蒙古すでに襲來るとき、天野三太神宮託宣してのたまはく、我神力をもつて敵を退治すとはいへども、猶以佛力によらずんば有べからず、不動の咒をとなへて祈るべしと、故に南院の不動を筑紫へうつし奉り祈誓す、果して四ヶ日未㆑終に勝利を得たり、今にいたるまで壇上へ不動明王をうつし奉り、四ヶ日の法事をなし、天下安全山上山下快樂の祈念をこたらず、

修正

正月一日より七日まで、於㆓金堂㆒修正あり、往古は三ヶ日までなり、寛治五年より七日となるよし、高野年中行事にみえたり、

花供

高野年中行事にいはく、花供の定日なし、躑躅開敷のとき行㆑之、され共夏中に入て勤㆑之、吉日をさだめ衆日中門に札を立たり、嘉元二年よりはじまる、當時は毎年四月廿二日に行㆑之、

舍利會

花供の翌日也、久安二年四月一日、高野御室禪定二品親王七寶塔を金堂に安置し、佛舍利二粒を其內におさめたまふ、その時はじまると高野年中行事に見えたり、

竪義精義

每年五月三日にをこなはるゝ也、中古のとき山の衆徒不信懈怠の心ありしにより、明神託宣してのたまはく、我天上せんとありしに、山の衆徒これを歎き、精々祈誓を申、就レ中此竪義をつとめ奉らんとて、すみやかに役人をとゝのへ此會をはじむ、其後又明神託宣曰、此法味を嘗て天上の思ひをわすれぬ、永く此山にとゞまるべし、然らば此日に至るごとに、一滴にても雨をふらすべし、それをしるべにして我ありといふ事をしるべしと、今にいたるまで其靈驗あらた也、五月三日は、昔日弘法大師明神を此山へ勸請おはしましゝ日なり、

最勝講幷內談義

高野年中行事にいはく、むかしは定日なし、五六月の間、吉日をえらび行はるゝと見えたり、承安三年六月六日に初レ之、當代は六月十日より十五日の朝まで勤レ之、むかしは勅使ありとぞ、今は其儀を聊あらはせり、六月一日より十日まで、內談義といふ事あり、兩學頭の自院にて勤レ之、（左學頭權大僧都 右學頭權少僧都）官位の事、寶性院第三世玄海法印のときより、永宣旨をたまはる、これすなはち最勝講の席にて論議せる事を、內講せる儀式と見えたり、

按、最勝講とは、長保四年五月七日にはじめてをこなはる、吉日を撰て五ヶ日あり、清涼殿にて最勝王經を講ぜらる、東大寺、興福寺、延曆寺、園城寺、四ヶ大寺の僧侶まいりてをこなふ也、證義講師聽衆など有、公事根源に詳也、五月にある事なれば、歌にはさつきのみのりともよめり、

（年中行事歌合）百敷や五月の御法こゑ〲に
いのるいのりも我君のため　內大臣

不斷經

每年秋七月七日より十四日まで、晝夜不斷に理趣三昧を行ふ、（本中院龍光院の下に見えたり、）於二金堂一勤レ之、按に高野年中行事に曰く、寬治八年七月、安居の修行滅罪生善のため、山籠の勸進に依て諸衆一同に始レ之、明筭の時也、

ある說に、昔日都率天より、空智空圓とて兩人來降していはく、此法事をながくつとむべし、我も其衆中にまじはらむとて共に行導し給ふ、今に引頭のとき、經の頭と三十人との間をあらけ、列座の時はたゞ三十人の上座を闕するも、彼兩人今世も來り給ふゆへなりと云、猶しれる人にたづぬべし、

○御國忌曼荼羅供

毎年八月十六日、後醍醐帝の御國忌曼荼羅供勤レ之、されば此事年中行事には見えず、いつの頃よりかはじむならし、尋ぬべし、

此先大なるを擧るまでなり、細事不レ遑レ記、

附○巡寺八幡

當山に御旗幷三熊手幷御矢等ありて、守護神とあふぎ、六十軒の寺院より巡次に各院へむかへ奉り、半年づゝ尊敬し、毎月の八幡講、毎年二千座の護摩供、毎日三時の供養法など怠る事なし、是即本地の法味をさゝげて、垂跡の神威をあがめ、天下大平國土富饒、御武運長久の御祈禱をなし奉る、抑此諸具の由來をたづぬるに、昔日西國に凶徒起りけるを、退治の爲とて御旗等を申請、終に運をひらきけり、其時なにとかしたりけむ、御旗海中に入せ給ひつゝ、水にさかのぼりて、紀の川を上へながれ行しを取上ければ、旗の緒三熊手にかゝりたりけり、然れば此急流のさかのぼる事、いかばかり神靈のあらたなる事よとて、高野山にむかへ奉り、鄭重して守護の神と仰ぎけり、今の世に及んでも、不信不義の輩、不淨不潔の人には、祟罸まのあたりに明か也、元和年中、仁和寺總法務宮覺源親王御登嶺のとき、御幡銅函に封じ籠させ給とかや、此神に靈寶あまた箱にみてり、中にも後陽成院宸翰を染させ、三社の託宣を下し賜はる、

此箇條巡寺の神たれば、院々の卷のうちいづれの所へか加入すべき、其所を求ざれば此卷末にのせぬ、後人其心をして見給ふべし、

高野山通念集卷二終

# 高野山通念集巻三

一無軒　道冶輯

○千手院 千手堂附

千手千眼大士、阿彌陀地藏、不動、毘沙門の五身を安置せる堂あり、其堂の名を千手院といへば、其名によりて此谷の號とすとみえたり、昔日(そのかみ)化千手上人の建立ともいへり、正しく觀音の化身なりとかや、行狀并此堂の造營等の儀、古籍未レ考がゆへに一決しがたし、一説に弘法大師より數百年前、天智天皇の御宇にあたり、役優婆塞修驗の行願により、葎率たる巖藪をひらき、此所に御堂を建立あり、此所に坊舍などをも結構ましまして六坊有けり、(佛向院 南室院 高徳院 龍上院 乾坊 眞光院)今に六坊小路といへるは其遺跡也とかや、堂の南に熊野三社權現同時に勸請あり、北に多寶の塔を建立し給ふといへど、火災にかゝりて丘墟のみ存せり、弘法大師大峰御修行も御堂より行ひ始給ふ、其遺法とて今に高野大先達兩部の峰中修行ある事也、大師未來世の爲とて、密藏肝心の菩提心論釋論等の聖教を自書して、峯中の靈巖に籠置給へり、其秘所の故實は大先達にあらざれば傳授せる事なしとかや、寔役の行者と大師は御契盟あさからずして、今の世までも役の行者此山へ通はせ給ふ時は、異香山に薫じ奇光谷をてらし給ふとかや、此堂にをいて每年一夏九旬の供花、四季の大般若、月次の法樂等懈る事なし、是四海大平國家安全を祈り奉る、又或舊記に云、阿彌陀堂同塔は、前總在聽經緣の建立と見えたり、按右の數說いづれか是なることをしらず、知者の考を俟もの也、

○延命院

開基能山法師、(俗姓は玉置、紀州田邊の人なり、)永保年中、小野の範俊僧正那智山居のとき、玉置の家にいたり、能山の法器あるを見て、父に乞て出家せしめ、常隨給仕す、僧正歸京の後、此峯に攀、此地に留り、一宇を營構し、延命地藏の尊像を安置し奉りぬ、(弘法大師作、伽羅陀山の像)其後時々京兆にあそび、俊師に隨て秘法等を傳授し、三密の修行をこたる事なく、終に永長年中、瑜伽の三摩地に住して

寂し給へり、第二世能海阿闍梨（能山法師の外甥なり）、地藏菩薩の法を修し給ふ事、凡五十一夏のあいだ、一日一夜も懈倦ある事なし、其結願の曉、入我に入の觀既に終て、みづから瑜伽の座を立て、本尊の厨子の中に入て、内より手づから御戸を閉給へり、弟子等奇異のおもひをなし、則厨子を開て拜しけれ共、只地藏の尊像のみ在して、能海阿闍梨は見え給はず、誠に知ぬ地藏菩薩の再生なる事を、又文祿の初、覺算法師と申ありけり、ある夜禪定の床に坐し、觀念の窓に住し給ひしに、堂のうちさはがしく聲ありて、火事よとよばふ、法師立出てことのやうすをうかゞひ見るに、護摩堂より出火せり、其時人々ちからをあはせうちけつ、堂中を見るに薩埵のましますあたり、佛具等狼藉たり、依レ之さきのよばひし聲は、本尊の爲なりと人々さとりぬ、其外靈驗あまたゝびに及べり、靈貨數種、雲州尼子の家臣三澤爲清、天文年中寄進ありとかや、

○文珠院（今見樹院）

開基さだかならず、本堂の御本尊は文珠菩薩、（運慶の作也）、文珠院と號するは、御本尊の因緣によれるのみにあらず、中興の住持勢譽法印、大聖文珠現に清涼山より來臨し給ふと靈夢を蒙り、翌朝持佛堂を見たまへば、あやしき尊像一鋪あり、披き見たてまつれば文珠の尊像也、即降文珠とてあがめ置ぬ、文珠院と號するもかゝる故也、抑勢譽法印は（泉州の産也）、髫年にして此山にのぼり給ふ、凡天下久しくみだれて互に侵掠年月にかはり、此山も危難に及べる事幾百年ぞ、一山の僧徒衞護のためとて器仗を帶して、其威像沙門の格式にそむけるを見て、兒童の心にも深く歎き、我此風を變せずんば、七百年の法燈今時に消滅せんと、感激骨に徹せり、奥院廟參の時泣を垂て默禱したまへば、御廟老樹の梢より空吹風に聲をあはせて、眞言不思議、觀誦無明除とつげたまへり、歡喜のあまり百禮を盡して、彌再興のこゝろざしをはげませり、すでに薙染の後、顯密二敎の淵源を盡し、倭漢兩朝の外籍にいたるまで該通せずといふ事なし、醍醐三寶院准三宮義演僧正に兩部の灌頂を承受し、寶性院勢遍阿闍梨、遍照光院賴慶阿闍梨、木食順良師にあふて、中院の法流秘奥を盡して受得せり、當時の衆僧文筆に拙なきを悔ひて、趙子昂が跡を學で其勢趙氏と伯仲の間也、この事後陽成院の天聽に達し、詔命を蒙り、和漢兩風を摸

し、榮雅の古今集にそへて奏覽にそなへ奉りければ、叡感のあまり皇朝類苑一部幷純綿等を下したまはりぬ、一度信長公此山に發向したまふとき、法印此難災をなげき、身骨をつくして衞護したまひける、其功力によりて信長の數萬自退さりぬ、はじめ應其上人江戸よりのぼりたまひけるときは、誰みちびき案内しけるとにもあらねど、勢譽法印の住院におもむき、抖擻のこゝろざしをのべたまひければ、法印上人の威容まさしく此山のあるじたるべしと、心をあはせて其緣の熟するを待ける間十三年なり、上人果して太閤の命を受しより、常に隨逐して危きをたすけ、おごれるをおさへ、絕たるをつぎ、廢れたるを興したまふとかや、上人飯道寺安住の後、勢譽法印興山寺に從住して、東照神君の御代に其宗派の貫首となり給へり、神君勢譽法印を寵遇し給へる事あさからず、駿府勤仕のときは、殿門の中轅輿に駕する事をゆるされ、御前に候するときは、每度圓坐をたまはり、當時の諸侯其德風をしたへり、老年の後、興山寺を上足應昌法印に附屬して、終に當院に退き、慶長十七年三月廿三日に、秘密の印明を結誦し、容貌儼然として遷化し給へり、其全身をば同院山上の廟窟におさめけるとぞ、蒲生氏鄉は世々の檀越也、同孫下野大守參議忠鄉卿逝去の後、令嗣中務大輔忠知、其追福のため當寺を改て建立し給ふ、それより見樹院と號す、見樹院は忠鄉卿の法號なれば也、されば秀鄉の由緖を繼て、西行法師當寺に閑居せられけるとかや、其時の歌とて、

宮法印此山に籠らせ給ひて、事の外にあれて寒かりし夜、小袖を給たりし、又の夜のあした奉りしに、

今夜こそ衾ぞあつき心地して　嵐の音はよそにきゝつれ

是撰集抄にも、西行の高野にすまれしこと粗みえたり、其時のことなるか、其外西行家の集に、高家にて詠じける歌ども書あつめしは、

　　舜然高野にまいりて、深き山の紅葉といふことを、宮の法印の御庵室にて歌よむべきよし侍しに、參り逢て、

さま〴〵の錦ありける深山かな　花みし峯をしぐれそめつゝ

　　あとの事共捨て、高野へ參りかへりたりしに、

舜然へ、
入さには拾ふ形見も殘りけり
　かへる山路の友はなみだに
返し
いかにとも思ひわかてぞ過にける
　夢に山路を行心地して
阿闍梨兼賢世をのがれて、高野に參りてあからさまに仁王寺に出て、僧綱に成てまいらざりしかば、申遣侍し、
袈裟の色や若紫に染てけり
　苔のたもとを思ひ歸して
大炊御門右大臣大將と申侍しをり、德大寺右大臣うせ給ひたりし服の中、はかなく成給ひぬと聞て、高野よりとぶらひたてまつるとて、
かさねきる藤の衣をたよりにて
　心の色をそめよとぞ思ふ
前尾陽侯二品亞相義直公、御母堂相應院殿の御靈座等當院に安置奉り、供花燒香等をこたることなく、其由緒今に易からざりしと也、
○曼荼羅院

開基不㆓分明㆒御本尊不動明王也、弘法大師御作、水川不動と云、其由來記文に見えたり、大師當山を御入定所となし、密法紹隆の地とし給ひしより、三世の諸佛雲のごとくにあつまり、兩界の諸尊雨のごとくに滿々、法爾常恒の說法、石礫とも盡ることなけん、しかる故に一度此山に攀來らん輩は、無始の罪業道中に滅し、必西方淨土に往生せしめんと御誓願ありて、大師自一箇の滑石を取て兩片となし、東西の曼荼羅を各一片にちりばめ給ひ、西曼陀羅は西方淨土に抛やり、東曼荼羅を此山に留め、未來參詣の輩をして、此曼荼羅を施與し、命終の後西方淨土に行て、彼曼荼羅と符合すべしと也、故に割符の曼荼羅とも、今半紙の曼荼羅共云、昔日此曼荼羅を、此院の坤に二層の塔を建て安置しけるが故に、院の號とす、寛治年中の住持、行智大師の靈夢によりて、奧院に奉納せしむ、今御供所に有ㇾ之、一時院宇に火有て、彼塔も焦土となり、其基趾のみ存せり、又清盛入道金堂の曼荼羅をも、此院にをいて圖せられしとかや、其後法印大和尙位智宗房などゝいふ名德も此院に住持し給ぬ、又慶長年中に、後陽成院當寺の住持權大僧都覺心を、宜ㇾ叙㆓法印㆒宣旨を下し給ふとなり、

○徳善院

信州の沙門瑞音といひし人、寛治年中此院開基して本覺坊と名づけ、不動明王を（智證の作）安置せり、瑞音常に不動の密法を修行しければ、道場のうち二童子忽然とあらはれ、供具をそなへ承仕し侍りけると也、其後正應の頃、甲州小笠原といふ所に板垣といふあり、彌陀、觀音、勢至等に歸依し持念せしに、一時母の喪にあたりて一心に恭敬し念佛しけるに、其夜の夢中に亡母つげていはく、汝が念佛の功力により、三惡趣のくるしみをまぬかれ、今西方淨土にいたるなり、敢て此尊を輕忽にすべからずとありしより、いよ〳〵信をはげましけり、入道かゝる靈佛を邊土に置奉らんもいかゞとおもひ、此山に守り奉り、當院に寄宿し、住侶に彼物語などしつゝ、終に尊像をとゞめ置けり、今小笠原氏と檀契絶ざること、其元をしらずといへ共、かの板垣入道の由あるによりてか、（此寺もとは光臺院のあたりにありしが、此院の狹少なるをいとひ、此地にうつして新坊と命ぜられけるとぞ、）又元弘年中、尊仁法親王賊のためにをそはれさせ給ひ、當山に微服あそばされし時、道乘法師をたのみおぼしめしければ、則同門の僧徒をかたらひ、かくし奉らむと議しけるに、賊はせ來りかなたこなたを尋もとむるにより、道乘はかりごとをなし、親王を本尊不動明王の厨子の内にかくし奉り、みづから其前に座して、安然として行法す、其時彼賊みだれ入、其ありさまを見て、爰にはましまさずとおもひ恐くうせさりぬ、親王からふじて命をのがれ給ひぬ、道乘をめして曰、此度の厄をまぬかるゝ事、汝がはかりごとゝいひながら、偏に本尊明王の加被なりとおぼへたりとて、あまたゝび禮拜奉らせ給ひ、其後佛舍利一粒道乘に給りぬ、于ㇾ今いたるまで師資相承して重寶とす、元和年中、仁和寺の一品親王覺源、御登山の時、徳善院と號を給ひ、御令旨などを下されけるとなり、

○西生院

此院は、二條殿の一世遁世して營構し給ふ、法名は意阿上人とかや、傳記燒失しける故に詳ならず、されば此寺に惠果阿闍梨の自筆の御影あり、此御影は弘法大師御在唐の時、惠果阿闍梨みづから筆をとり、みづから等身の御影を寫して空海に附屬し給ふ、錄に云、法本無ㇾ言、非ㇾ言不ㇾ顯、眞如絶ㇾ色、乃悟乃至、種々威儀、種々印契、出ㇾ自二大悲一、一覩成佛、經跡秘略、載二之

圖像、密藏之要、實繫ニ乎茲ニ、傳法、受法弃ニ於此ニ誰、文、然るに大師御歸朝ありて、彼御請來の錄を以て天子に捧たまふ、其一ヶ條に云、青龍寺惠果阿闍梨の影、三幅親(まのあたり)に付ニ法阿闍梨耶ニと書のせ給へり、此御影御門に有しを、此上人遁世の御志甚深なりけるをきこしめさるゝにや、彼御影を上人に下されぬ、其後當寺の什寶となりて今猶見にあり、又いかなる所縁にや、筑紫九國の屋形、大友左近將監一法師丸再興して菩提所とせる故に、一法師丸より代々五百年來、廿有五代餘の系圖等、今に當院に現然たり、

○光明院内講坊小侍從宮附

總じて光明院一道場の開基行空上人也、建立の檀主待宵の小侍從、法名如信、按元亨釋書に云、釋行空世に一宿上人と稱す、其所居兩夜を經給はざるがゆへに、世に一宿上人と稱す、五畿七道行遍せずといふことなく、隨身の資具三衣すら猶全からず、況や其餘のものをや、只法花一部のみ晝よむ事六部、夜も又しかり、行旅の間あるひは道にまよへば天童示し、渴乏のときは天女水をあたふ、若病苦あれば天樂をのづからいたり、供をかけば甘露現前す、歲九十にして鎭西に歿し給ふ、臨終に天衣をのづから身にまとひ、蓮花衰足をうけ、普賢文殊降現摩頂し給ひぬ、平生の誦する所三十餘萬部に及べりとかや、此上人はじめは天台を學し、後には秘密門に入給ふ、終に此地に此道場を建立せり、中にも講坊は、上人の自院としていまそかりしゆへ、常恒の花講讀の砌なればとて、此院號を命じ給ふとかや、又小侍從の事、彼是傳記に載ぬ、もとは阿波の局とて、高倉院の御位のとき、御宮づかへして候けれ、ある說に、八幡檢校竹中法印光淸のむすめ也、母は建春門院の小大進のつぼねが腹にまふけたりともいへり、彼待宵の更行かねのこゑきけばとよみしより、其詠歌を新古今集に編しぬれば、其名世に鳴れり、いかなるすくせにや、筑後國上妻郡司黑木のなにがしに嫁して、其國に下りけるに、世中のはかなきことをおもへば、又もや都へかへらん事も定なきおもひでに、上人をたのみ、末の世までも名の殘りとどまり、勤のをこたらぬ所にとて、かくのごときの寺をたてゝ、今に至るまで素意のごとくになれりき、彼黑木氏の末は、今猶立花氏の下には黑木と名のり、鍋島氏の下には川崎星野と兩家に相わかれり、いづれ

も此寺に由緒あること、今のゆへなるべし、其後天正年中に、美濃國稲葉伊豫守貞通公、加藤遠江守光泰公、ちからをあはせて再興まし〳〵しなり、其外市橋氏、徳永氏、西尾氏いづれも此寺に由緒を殘せしより此かた、其跡彌歴々たり、此寺の傍に八幡の禿倉あり、毎年中秋中の五日に、此道場の僧侶こぞりて法事しぬ、是侍從をまつるとなり、彼侍從男山八幡宮の拜殿にて生れ給へりとかや、又終焉の日八月十五日なれば、かゝる勤もなせるならし、又塔一基堂などありと舊記にみえけれども、今は其跡さへ見えず、扨講坊の靈寶とする物一にあらず、弘法大師御筆の片假名六字名號、并傳教大師の傳來し給ふとかやいへる佛舍利、其外繪像木像等を珍藏せり、

○國城院天滿宮附

開基一遍上人、伊豫國河野七郎通廣子念佛勸進の聖にてましまします こと、今の世にも遍く人の存知せる所なり、上人建長年中に發心し沙門となり給ひ、熊野に詣で給ふ、下向の次で當山にのぼり、此地の天神宮の前にて通夜し、念佛をとなへましまします、其曉すこしまどろみ給ふに、老僧來りて夢中に告て曰、汝しばらく此所にとゞまれとありしかば、上人さめて後奇異のおもひをなし、此一宇を建立し、彌陀等の三尊を安置し奉り、其後諸國遊行に赴き給へり、其上人の後第二代にあたりて、他阿彌陀佛と申ありけり、此因緣をたづね來りて、又此地神社佛閣等を再興して、畠山一家の菩提所となせり、しかれば年つもりて後、檀盟をとろへぬれば寺も衰微す、天正年中砥雲法師を住持せしめしより此かた、秘密瑜伽の道場となりぬ、砥雲常に彌陀の秘法をおこなひ、ある時は虚空藏聞持の法を修せり、臨終正念にして如法の衣を着し、彌陀を禮し密印を結びて化せり、

鎮守天滿宮は、いつの頃誰人の勸請といふ事さだかならず、按弘法大師行狀の記に云、寛弘年中に河内守久高當國に下向し侍るとき、普光寺の住侶幡慶にかたりていはく、年來高野に住せんとおもふこゝろざしあり、しかれども資緣備へずして本意をはたさゞるに、夢のうちに高野に詣でけるに、ひとりの高僧倚子によりおはしまして、幡慶にむかひ宣く、汝はやく此地に來るべし、菅丞相は我違世の身、小野の道風は我順世の身なりと、幡慶修學の人なるがゆへに、大師

の冥監にあづかり、此靈夢を感ずるといへり、されば幡慶のみにあらず、總じて道にこゝろざしあらん人は、何ぞ此神を仰ざらんや、大自在天神は菅丞相の靈なりといふこと釋書にも見えたり、十一面自在の靈應といへば、大師と同體なることさもあらんかし、いよ／＼信仰をはげますべき事共也、扨又月次の連歌の興行は、興山應其上人の時よりとぞ、

○明星院

當院は覺鑁上人の開基也、上人ある時此地にみづからあか井を穿ち給ひ、虛空藏菩薩を自畫し、求聞持を修し給ひしに、悉地を得、寅の一天に井中に明星來現せり、それより此地の靈なるを感じ、後世につたへしらしめんとて、寶殿を造りて明星をあがめ奉らる、故に院の號とす、今の庭前のあか井是なり、上人手づから不動尊一軀を彫刻し本尊とし給ふ、今の持佛堂の明王これなり、もとより院宇偏小なれば、中古の住侶これを嘆き、偏く衆に請て境內をひろめて、永く無疆にをよぶまでに、此名區の沒せざるはかりごと、寔にたふとくこそ覺ゆれ、

○萬日堂

御本尊弘法大師の御影也、寬平年中、一人の佛工いづくよりともなく此地に來り、如法の衣を着し、一刀をくだすごとに三禮し奉り、數十日を經て此尊像を成就せり、其時あやしき童子一人來り、同じく力をあはせ、彼佛工と共に其功を終へぬ、人々怪しみ、童子いづくより來らせ給ふぞとゝへども、あへて答へずなりぬ、其後信心の行者此尊を崇敬し奉り、每日步をはこび、すでに三十餘年に及べり、行者かゝる勤によらば、いかさま靈驗あるべきことにこそと、いさゝか疑心をきざせしかば、大師其夜の靈夢に告て曰、其萬日の功眞實なるかなとて、少東のかへり見させ給ふとみしより、いとありがたく覺へて、急き御堂にまいり尊像を拜し奉るに、夢中のありさま其儘にしてましましけり、行者此よしを遍く世人に語りつたへしより此かた、俗萬日大師と申けり、いまに至るまで尊像の御ぐし、後のかたをかへり見まします、ある人の曰、彼童子と修行者とは本一體にして、正しく高祖の化現し給ひけるなりとぞ、此堂に弘法大師御所持の鈴杵を傳來せり、又此傍に護摩堂あり、御長一尺の阿遮羅尊の塑像を安置せり、大師御童形の時讃州にして作らせ給ふと也、

○山之堂

御本尊は、春日大明神と弘法大師合體の不動明王也、大師當山開地の最初にあたりて、春日大明神へ參籠ましまして誓て曰、我今廣大の伽藍を建立せんとす、鬼門の本尊はいづれをか安ずべき、仰願くは神其旨を示し給へと、深く誓願し給へば、夢中に大明神告て曰、薩埵のおもひ給はん尊を片像作り給へ、我又おもへる尊を片像つくるべし、若其尊像相違ずんば、薩埵の悲願成就せんとなれば、大師諸魔降伏の尊なるがゆへに、不動明王の像を一片つくり給ふ、大明神の作らせ給ふ片像と相合せ給ふに、符節を合せたるに似たり、大師歡喜したまひて、其尊をこゝに安じ、艮鬼門の靈尊となし給ひて後、波旬の障碍なく、諸伽藍等建立したまふとなり、又此堂をさる事數百歩にして、大師御手づからあか井を穿ち給へり、若不淨不信のともがら此井を見る事あれば、祟罸歷然なる事、今の世も人みなしれる事なりとぞ、

○全光院

本は正法院といへり、開基誰といふこと分明ならず、山内家代々の御菩提所として、九代以前大和守殿仙昌院殿の御爲に、總院中を仙昌院と號しけるもかゝるゆへにや、其砌高野山にをいて四方十許町の山林、又所領の國にをいて田園を寄附し給ふ、寔に黃金を敷て祇陀林をもとむる功德を感じ給ふなるべし、されども慶長年中に院宇に火ありて燒失せり、其後吉川藏人佐（四位侍從）廣家公、代々の御菩提所なれば、彼舊跡の荒敗せるを歎じ給ひ、先妣の御爲にとて、總本堂を再興し給ふ、是又寛永年中に失火の難にかゝりけるを、嫡男廣正公、先考の御爲として、正法院の院宇堂塔を建立し給ふ、御慈父の法名なるがゆへ、舊號をあらため新名をあたへ、全光院と名づけ給ふ、扨又土岐家、繁澤家、吉見家、菅沼家、舊因の檀契たり、靈寶あまたあるうちに、弘法大師御筆六字の名號あり、傳聞此名號は、昔日大師遠州國木原といふ所に寄宿しまし〱ける時、館主に給はりしを、代々其鄕の靈寶とあがめ置けるを、當院の住侶佾阿上人と申せしが、深く懇望たるにより、永年中此院に送り來たせり、其元をうしなはざるなどいへるはかゝる事なるべし、其證記今現に存す、其外檀越より寄附の珍器等あぐるにいとまあらず、一とせ烏丸亞相御登嶺のとき、當院

の住持全榮にあひ給ひ、高野山古今の因由など尋ましく〳〵て、奥院御參詣の時、
雲うづむ高野の峯の曉に
なをあひがたき月の影哉　放鷗子
その折から、
おもひきやこの柴の戸をまれに明て
大宮人の袖をみんとは　全榮
放鷗子、全榮こゝろざしのほどを感じ給ふゆへにや、御歸京の後、高野のあるじの僧のよめると題して、彼家の紀行にいれ給へりとかや、これらのこと此書に載ん事、いかゞ侍らんなどおもふべかめれど、彼家の集歌のうちにさへ書入させ給へば、などか殘しをくべきや、一樹の陰一河のながれをむすぶも、みな其えにしとはいへど、かゝる時にあひ奉り、其名を人によばれんこと、且其人の德の厚がゆへ歟、

〇光臺院

開基覺法親王、白河院第四宮、御室御所第三世、高野の御室と號す、大治二年の頃御草創、本堂の御本尊、彌陀、觀音、勢至、是白河院御持佛堂の御本尊たりしを、覺法親王高野御韜晦のとき、讓與し給ふと申傳ふ、今にをいて恒例の法事を勤仕す、ある時庵室の前に藤の花の唉けるを見給ひて、
續千載釋教　藤の花わがまつ雲の有なれば
心にかけてけふも詠めつ　二品覺法親王
第五世守覺親王御登山のとき、彌陀如來を拜し給ひ、本堂の白壁にみづから書付給ふ、
年每の花は朽れどあみだ佛の
ちかひにのこる法の一舟
亦櫻の枯木を御覽じて、
遠き世を忘れやらじと朽殘る
花にゆかりの哀をぞしる
抑昔日の舊制を尋ぬれば、堂閣、宮殿其外車寄、院家、寺僧、候人の所居、各々軒をつらね地を撲、されば諸國より寄附の莊園數所あり、其後代遠く歲去て、今は纔に萬の一をとゞめたり、しかれども數代法親王寛平法皇より第四世紫金臺寺覺性親王、第五世喜多院御室守覺親王、第十世後中御室性助親王等なり、御隱遁なされ、御練行あそばされし芳躅なれば、今に至るまで仁和寺御所の御支配たり、近代覺深親王より御本尊阿彌陀如來へ灯油料など寄附し給ふ、
冬の頃後入道法親王こもりて侍りけるに逆り給ひける

千載釋教　降雪は谷の扉を埋む共
三世の佛の日やてらすらん　崇德院

返し、
照すなる三世の佛の朝日には
降雪よりも罪や消らん　仁和寺後入道法親王

光臺院の谷に甘露院といふあり、覺法親王御隠遁の時、甘露寺殿おなじく隨逐ましく＼、其院に閑居し給ふとぞ、其由緒于レ今絶ず、甘露寺殿、水無瀨殿代々の位牌を安置せり、若又登山し給ふときも、此院の寄宿ありとなむ、

同谷寶蓮院は、是も覺法親王に屬して登山したまふ、すなはち洛陽の寶蓮院殿より、此地に一宇を草創してをこなひすまし給ひけるとや相傳ふ、此院の御本尊も光臺院の如來と同木同作の御佛なりとぞ、うしろの山林に關白秀次公の廟窟あり、文祿四年七月十五日此所に葬り奉るとかや、

右御室の由緒を談ずれは、悉五室の攝在たるべきに、千手院の中に攝す、名實相違するが故、後來の狐疑を慮りて、漫に一辭を贅するものなり、

○峻德院

本は壽命院と號す、近來井伊靭負佐直滋、いかなる縁にか有けん、有爲の財寶をなげうち、無爲の涅槃のねがひて此院を購ひ、舊名をあらため新名をあたへたまふ、直滋朝臣の號を後德院といふが故に　其後烏丸亞槐登山ましく＼、御悲母の御遺骨を此山におさめさせ給ひ、御位牌など安置し給ふ折ふし、此院に御詞をよせ給はる、その言葉にいはく、

洛西常盤のもりのかげに、法雲といふ小院をかまへて、我祖の遺跡とす、井伊拾遺直滋朝臣おなじところにあとをとゞめらる、今こゝろざす事ありて、この山に分入ぬるに、かの縁にひかれて峻德院といふによりて、とふべき人のしるしなどしをき侍とて、一村雨のかげならぬことをおもひて、かの靈前に手向することになりぬ、

高野山苔の下まで結びけり　放鷗子
ときはのもりのつゆのちぎりを

奥院御悲母の石塔に
壽量未三必比二仙家一、長保二法身一意若何、
爪髪併埋二靈地裡一、化爲二土塊一待二龍華一、

結び置えにしくちめや高野山
　その曉をまつの下露
立ならぶ名もしら露のふる跡に
　かたぶく石のなをあはれ也
おなじくは命ある世にふたゝびと
　ちぎりて出る杉の下道
　また不動坂にて山人の柴おろすをみて
山がつの峯よりおろす柴車
　とむるかたなき我心かな

右の如くみづから筆を染させ給ひ、一巻とし當院に殘しをかせ給ふ、まことに後代の靈珍とすべき者也、されば人により風にうつされ、俗にひかれてことのあたらしきは珍しからずなどいへるもあれど、是等のことなどかあげてしるさざらん、むかしより殘しをかれし物にも、其時にあたりては今此事のごとくなるべきに、傳へ殘せる心からこそ、今に至るまで古事をも見侍りぬ、

○五之室

此谷をかく名づくる事、光臺院に覺法親王御隱遁なされしとき、御境内の庵室五軒ありしゆへとぞ申傳ふ、又は御室の御所なれば、直に御室と云べきを、轉訛して五の室と云ともいへり、いづれか是なるや、

○大定院

此一道場は、明寂上人の建立、并不動堂あり、則彼上人の骨をおさめ給ふと舊記に見えたり、抑隱岐入道明寂は、時棟孫、隱岐守、大江安成息也遂に俗網をのがれしよりこのかた、虚空藏菩薩を本尊とし、求聞持の法を修し、即悉地をなし、其後當山にうつり、此院に寓居しましまし、北室院の良禪阿闍梨にしたがひ、兩部大法をうけ、一生のあいだ永く五穀を斷、身に絹綿を不レ着、口に鹽酢をなめず、偏菩提をすくひ、天治年中入滅し給ふとかや、于レ時ある人の夢想に、暗有レ聲云、五之室菩提往生可レ奉レ禮との奇異のことゞも、委く高野山往生傳に見えたり、又長暹法眼堂とて、三の宮御室の仰によりて、建立ありと舊記に見えたり、これさへいつのころにか退轉し、そのあとさへ今は見えず侍りき、

○極樂堂

御本尊、遍照金剛の尊像也、抑此寺は大師四十二齡の

御とし、大峯御修行のとき、みづからの御影を埏埴して作らせ給ふとぞ、開基を尋ぬるに、むかし此所の地地獄なりしにより、貴賤これを悞怖す、時に大師一七日秘法を修し給ひしかば、火坑たちまちに變じて、清涼の地となる、すなはち池中より丈六の阿彌陀、并觀音、勢至等涌出し給ひけり、又幾ほどなくしてかくれさせ給ひき、因て茲末世利生のために堂を立、丈六の彌陀を大師みづから安置し給ふとぞ、其後十阿彌陀佛といふ僧、應永十一年夏六月廿一日、奥院に通夜じ給ひしに靈夢を感ぜり、曰、極樂堂破壞に及り、汝是を興すべしと、爰にをいて十阿四衆の合力を賴みて財寶をあつめ、同十七年四月八日に功を初んとて、古き堂をこぼたれけるに、棟の上に一の箱ありしをひらきて見れば、むかし此堂建立の縁起の文なり、其後永正年中まで傳來せるを、おもはざりき火難おこりて終に燒失す、又嚴島の明神を此一道場に鎭守とすること、彼十阿ある時夢中に、嚴島の神より玉のかんざしを給ふと見しに、さめて猶手のうちに有ければ、有がたくおぼへ小社を建立し、天女を此所に勸請ありけると也、

〇阿彌陀峯覺法がたは附

むかし僧が谷といひて墓所なりとかや、されば覺法親王、西光院今天徳院の阿彌陀を深く念じ給ひ、日ごとに詣でさせ給ひけるに、あるとき如來此峯に來迎ありしより以來、阿彌陀が峯といふなり、按秘記に云、當山に內外八葉の峯を分つ、其隨一に西方阿彌陀が峯と云あり、大門北方の高峯、此山にをいて往生を遂るは此故なりとぞ、しかるに其舊名はとなへうしなひ、今の新名をいひもてはやす、是のみにあらずかくのごときの事多かりき、歎くべし嘆ずべし、

あみだが峯を越て行から　法橋紹巴
佛にはなり過たりや高野山

さて覺法がたはといふ事、是も同院へまふでさせ給ふに、あみだが峯は道も嶮にして程遠し、此たはは近道なれば、此道路を分させ給ふよりして、所の人覺法がたはといひならはせる也、予おもふに、故をたづねてあたらしく、當代の人口にいはせん事、おそれあるべきこと共也、されどもいひ傳へけるを今又改にはあらず、何ぞ其名なからんや、それさへあるに今の人かつごうがたはといふ、猶恐べし無下にや、

○高祖院

開基後醍醐院の御宇元應年中、九十三代の檢校圓雅、月壽房、紀州大谷の人なり、其後暦應元年のころ、光明院殿の勅願の道場となりぬ、弘法大師彫刻し給ふみづからの御影を此院にうつし安置したまふ、此故に高祖院といふ、利生の德をあふぎ、國家の福を祈り、長日光明眞言護摩の料所として、和泉國土生鄕地頭職參分一、細川陸奥守顯氏、聖朝安全武門長久、殊爲レ資ニ先祖菩提鬪亂死靈一彼料所としてながく件の地を寄進せらる、一たび佛界に投の財、ふたゝび俗境にかへらず、縱雖レ及ニ末代一豈此理をおもはざらんや、子々孫々にいたるまで敬信のおもひふかく、寺領田園にをいて違亂あるべからずとの寄附狀、今見にあり、禪定法皇、前光明院殿の神主顯氏、細川家代々諸尊靈、慶長年中に建立し、晨夕の勤行をこたらず侍る、又慶長のはじめ、桑山法印、大師堂寺院再興ありとなむ、

○大德院

御本尊阿彌陀佛并二菩薩也、故に古は蓮花院と院號を命ぜり、開基快仙大僧都、俗姓鎌足十四代苗裔藤原朝臣、波多野筑後守義通之孫、義定之七男、文治元年始賜ニ關東將軍號一、はじめは南朝東大寺に寓居し給ひ、唯識等の旨を究め、其後壽永二年三月に登り、五之室谷禪定が峰鉢覆山の麓に、一字の蘭若を創建しましましゝより以來、明德踵を繼でをこなはせ給ふ梵刹也、大檀那は大柱國源家康公御先君新田親氏公、三州松平の鄕に棲遲し給ひしときより、師檀の芳盟を結び、代々の御菩提を祈り奉る道場となれりける事此故にや、其後信光公の御末子御隱遁ありしに、此寺に住せ給ふと申傳へり、享祿年中には右京亮長親公御登山ありて、久しき山のありさま、古たる寺のよそおひ、御先祖の御神主など拜ませ給ひ、感心し給ひけん、此院を再造ましましぬ、されば天文五年の頃は、淸康公の御骨を此山に納め奉らる、遠山氏林氏等供奉せられけるとかや、同十八年大樹寺殿御菩提の御爲、此寺にして念頃に執行はせ給ひぬ、弘治元年には、廣忠公品々の御調度、并佛像經卷等御寄附ありけるとや、此後恭く大權現宮西三河所々御進發の頃より、當寺中興宥雅上人を歸依し御座し、常に御陣營に隨從せさせ給ひ、粗御吉凶等を告奉る、天正八年濱松にをいて、此院の荒凉せるを聞しめされつゝ、修覆の御諚ありて、隣地の茅をきりはらひ、寺の制度を廣めぬ、今

年高野に御登嶺あるべきよし嚴命ありければ、宥雅かしこまりて行程の次第を記し奉らる、文祿元年異朝御出陣の時、宥雅聚落に伺公し、則御祈禱の事など仰を承て、誠精をこらされけるとかや、終に文祿三年芳野よりこゝに登臨し給ひ、此寺に御寄宿あそばさる、此時彼長親公はじめて御造修ありし棟札などを台覽にそなへ奉り、且又親氏公より廣忠公にいたるまで、御靈座等を拜し給ひ、つら／＼累世舊好の寺なる事をしろしめし、永く來世に傳へまく思しめし、種種の御寄附の物を下し賜ふ、中にも弘法大師御作の香合の愛染明王、同蓋に虚空藏幷大威德明王の像寸餘なるを出し給ひて、且宣はく、是はこれ我常に懷中に安置して、守護の尊たりといへども、今こゝに附屬す、晝夜此尊を供養して、國家の安全武運の長久を祈るべしとの鈞命を蒙りしより以來、是を襲み是を箱にして內佛殿に安置し奉る、彼敎令をたがへず奉持す、次に御親筆の和歌二首扇面にあそばされ、幷御紋の幕等を賜はり、ある時宥雅御とのゐの夜すがら御物がたりの序に、師檀の御約束はいくらの宿世ともはかりしりがたし、今より後御武運いよ／＼たかく、萬々世にいたるまで變易なく、猶懇篤の御こゝろざしを仰奉らんとあれば、誠をつくし身を全し、牌前のつとめ懈る事なふして行末を待べし、吾子葉繁榮にをいては、なんぞ踈かならんと、殊更德川の一字をくだされ、蓮花院の舊號をあらため、今より大德院と號せよと命じ給ふ、御詞の有がたくもたのもしくも、忘れ奉るものかはと、上人人々にも云つたへられしとかや、又慶長六年高野山の法式を糺したまふ時にも、宥雅を駿府にめされて、師檀舊好の寺なり、奉祿望にまかすべきなど御諚ありけるに、上人かしこまり奉て、破衲かたじけなくも御累世の靈牌をあづかり奉り、其上御一家の大小名、幷御旗本安祥山中岡崎等の御譜代、大形我寺の檀越として其志あさからず、時々佛施の賜もの有、さなきだに法師は貧衰なるを以て修行とす、今食祿人に乞事なく、衣服裳ながふして寒苦をいとはざるも、ひとへに御恩澤に浴する所身にあまりたり、さらにだに御沙汰にも及ぶべきにあらずとばかり、かたく辭しければ、只殊勝々々とばかり仰ありて、其事は止侍るとこそ、又寛永年中はじめて當寺の境內にをいて、東照宮、台德院殿の兩御佛殿を

御造構あり、奉行小出大和守吉英、戸川土佐守正安、此とき佛具法具等の品々の靈寶、莊園などを御寄附ありけり、しかれば毎月東照宮の法樂、台德院殿、大猷院殿の御法事、殊に晨夕のつとめ懈怠なしとかや、自餘の寶物先大抵を註す、

一、高野山牛王板裏に沙門遍照空書と有

一、太政官符　壹卷

一、丹生記　眞濟大德御自筆

一、弘法大師御筆の御經　二軸

一、同御所持之花皿　一面

一、彌陀觀音勢至　閻浮檀金

是は天野氏康宗寄進

一、呉道子觀音像

一、東照大權現御影大僧正天海自筆の讃

此外不レ遑レ記、

○一心院

此谷は行勝眞俊房住居したまひしより、鎌倉法印貞曉御隱遁の御ときには、高野の別墅の其一として、總門などたてをかれける、そのあとあり、心の字の池の事、これ又たれのうがちけるといふ事、さだかならず、又は拜殿淸涼臺などゝて、十二人の供僧をゝかれ、紀州南部莊、山東莊、中村の莊、かれこれ莊園數所を寄附ありしとかや、そのかみは學道をも執行せしところといひつたふ、まことにすぐれたる靈地なりとぞ、

○中谷

むかしは此所に十三佛堂のうち、經藏、上の塔、護摩堂、安樂庵、寶瓶院、念佛堂、悲願院などゝてあり、貞曉法印の御時には、いづれも莊園寄附ありと舊記に見えたり、中にも悲願院の地藏とて、靈驗あらたなるあり、昔日一心院の住僧の身まかりぬるに、葬禮の導師はいらず、則此地藏のうけとり給ふなどいひ傳て、其儘葬しけると也、されどもいつの頃よりか中絕して、當代は此事もなかりき、坊舍もむかしの名はひとつとしてなし、

一云、中谷の事、貞曉法印の御時は、此所に多くの伽藍を建立し給ふといへども、悉く退轉して今は本堂幷御本尊のみ殘れり、養泰院殿の御位牌ばかり香花の相續絕ず見えける、先年本堂再興のとき、南都の御門主一乘院殿、御自筆にあそばされし奉加

帳于ㇾ今あり、

愚按に、此谷に小院あまたあるうち、むかしの安樂庵、寶瓶院、悲願院などゝいへる舊院の跡也やいなやといふ事もしるべからず、久しく年序を經たる事なれば、いつの頃よりか彼舊號をあらためけんもしるべからず、識者を俟もの也、

〇不動堂

行勝上人御遁世の後御建立、八條女院鳥羽法皇御むすめ御願なりとぞ、頼朝公より莊園等御寄附あり、本堂の中尊幷八大童子、廊のくりから二童子は運慶作也、中壇の不動は行勝の本尊たり、西廊の大師は、不動堂鎮壇の時造らせ安置せらるゝと舊記に見えたり、總じて十三佛堂ありといへども退轉す、されどもこの堂は于ㇾ今存す、

〇阿彌陀堂

此堂は、土砂の阿闍梨行勝上人小師御房なり御遁世の後、建立せらるゝ精舍なり、土砂の阿闍梨の御廟は、阿彌陀院の上山の櫻の下なりと舊記にみえたり、御在世のあいだは、此堂の傍に小庵をむすびておはせしとなり、其後代遠く歳去て修理をいとなまざれば破壞し侍る、

〇寂靜院又五坊と云

大檀主源頼朝公也、歴代編年集成釋永祐撰第廿七云、貞應二年に鎌倉法印貞曉建立し給ふ、貞曉は頼朝公の三男、仁和寺勝寶院門主也、本尊阿彌陀等の三尊、又丈六堂を造る、本尊御身右大將鬚髮を納め奉り給ふと見えたり、三時上堂して本尊の三昧を觀じ、五相入觀して自他の兩願をまんず、又護摩堂の本尊は不動明王、行基菩薩の作也されば行勝上人大峯の笙の岩屋に參籠し、護摩を修行ありしとき、常隨給仕の隨力得善の二人の弟子、おりふし殊勝の心ざし、取分奇異のおもひおこり護摩を拜むに、不動明王爐中に現じ給ふ、隨力得善、上人に此よしを申せば、上人珠數を爐中になげらるれば、忽くりから明王となる、其形像上人手づからつくりましゝます、則護摩堂に安置してあり、又笙の岩屋の不動明王にも、靈夢により、行勝上人寂靜院護摩堂の本尊として、日々の護摩晨夕の勤行をこたる事なし、誠にむかしより勅命を下されし地なれば、ことに後伏見院嘉元年中に勅額を下し給はる、今に重寶たり、後光嚴院より以後、代々後土御門、後崇德院、後大通院、いづれも勅命ありて、此寺にて御菩提

を祈り奉る、又五坊と云は、昔日妙法蓮花經の五字にかたどり、五軒の坊舍をたてをかれけれども、今は此一字のみさだかなれば、卷て此院を五坊と云とみえたり、さて又後光嚴院殿より以來、如法經を執行せしむべきの旨宣下あり、依レ之三時の如法經の勤行をなし、八軸の妙典無垢の書寫をなすと也、

○蓮坊今は蓮定院三基五輪附

開基鎌倉法印貞曉也、御本尊聖觀音、安阿彌の作也、されば當寺の舊記を考るに、貞曉三坊にすませたまふとあれば、寂靜院と奥坊と此寺となるべし、則此坊にして、寛喜三年二月廿二日、御とし四十六齢にして御入滅ありけるとかや、本願御臨終付御往生の素懷をとげ給ふことをしるしをけることあり、按、東鑑にも仁和寺の法印又高野の法印とも見えたり、或説に、貞曉此所に閑居ましましける御時には、御名を千阿上人と申奉るよし、尼公登山ましまして、千阿に天下を讓給はんとありければ、上人みづから片目をくぢつて、五根不具にして辭し給ふといひ傳へたり、是等のこと、後の君子の參考を俟ものなり、則千阿上人の寫眞一幅于レ今現然たり、又建保五年六月廿五日、行勝上人の四十九日の忌に、貞曉千體の地藏をつくり給ひ供養等ありと舊記にみえたり、其後木食長弘上人、和州三輪の平等寺を出、最初落着して此寺に寓居したまふとかや、委奥院の卷護摩堂の下に見えたり、此坊の隣所に三基の五輪あり、これは賴朝公、三代將軍、并二位の尼公の石塔なりといひ傳へたり、すなはち此所を昔は拜殿と申奉るよし、近き頃迄かくいひけると、老宿はかたり傳へけるを、まのあたり聞ける人もまゝ有となん、此石塔誰の造立せるといふ事たしかならず、予おもへらく、上人其祖の御ぼだいの爲に立給へるならし、たゞ識者あらば尋給ふべし、

○阿光院茶木之事附

昔日明惠上人閑居の精舍なりとぞ、常に上人弘法大師御筆の阿字をかけ置觀じ給ふに、光明赫奕と室中を照しけるよりして、寺號をかくいひけるとかや、于レ今其阿字一幅傳來して、當地の重寶とせり、持佛堂の天井に光明眞言のまんだらを記し給ひしが、世遠く年積りて悉くふるび、文字等もさだかならず、されども乾角のかたに𑖀字あり、今にあざやかなり、上人持來し給ふ五色の舍利一粒、佛工春日の作の地藏尊一體あり、是は臨終佛と申傳へたり、予おもふに彼悲

願院の引導地藏と申奉るは、若此尊像ならん歟、因に云、拜殿の後の山の岸根に茶の木あり、昔日恵上人、栂尾より此所へなゑをうつしうへさせ給ひしかば、程なく生茂せり、其後世久しくなりて、相續し養ふ人なければ枯槁に及べり、近代まで其株はありとかや、古老のいひ給へり、

○蓮花定院

本は奥之坊といへり、開基行勝上人、（心後房、生國攝州武庫郡の產也、後鳥羽院土御門の御宇人、）其頃公武兩家殊に源賴朝公歸依し給ふとかや、當山にをいて僧房佛閣等を建創し給ふ事、粗舊記に見えたり、本堂の御本尊無量壽如來也、（佛工春日作、）上人此寺を念佛觀法の淨刹として、院の號を念佛院と命じ、晝夜四時に觀念を凝し、三衣一鉢にて修行せられしに、虛空より一顆の寶珠降來て鉢のうちに入ぬ、上人不思議におぼしめされ、試に寶珠を破碎し給ふに、鐵鉢は窪めども寶珠は曾て碎る事なし、則寶珠は摩尼殿をつくりて安置し、彌勒修をこたり給はず、あるとき堂中にひかりを放ち、頻に搖擊して、一顆の寶珠より長一丈計の倶利伽羅明王の像現じ給へり、暫時ありて又珠中に收りて、寶珠も更に損する事なしとかや、寔須彌容ニ芥子一、大海收ニ毛端一と說給へるも、さもあるべき事ども也、上人則未來世の爲にとて、其時のかたちをうつし鑄て、以て食堂に安置しぬ、（今護摩堂の本尊これ也、）又承元年中、丹生高野の兩神、夢にもあらず幻にもあらず、上人に告て曰、汝行業すでに足て、我を尊崇する事年久し、與に笥飯嚴島の兩神は、我が往昔の友たり、今に善好を忘れず、願は昔日のごとくに一所に相住んで密法を護持し、又異國を退治する時、扶翼の武將とせん、はやく丹生祝に命じて招請すべしと也、上人神勅に任せて天野に詣で、丹生祝に告、祝曰、我夢見る事も又同じと、相議して二所の神社を天野に經營し、丹生高野の兩社と相雙て、密法擁護の四社とあがめ奉る、（上人□□の後丹生祝社を立、上人を崇祭して若宮と號す、くはしく天野の卷に見えたり、）扨又當院中の鎭守兩社權現も、此上人の勸請なりとかや、上人は建保五年五月七日に、寂然として滅を唱へり、則金海等の弟子、兒の坂の山に葬して後一社を立置、今にいたるまで行勝の宮と仰ぎ奉りぬ、又念佛院の舊號を蓮花定院とあらためられしは、金海上人の時なりとかや、第三世金海上人より、禪眞房、自明房、旨心房等と、師資相承し來りて付法續々たり、殊

當院上人號院家職の事は、第七世の住侶定詮上人の時也、（應永年中の人、付法の記別に在レ之、）又先達行範、永祿年中の頃、大峯之岩幅に入て籠居せられし時、俄に風雨雷電し、惡鬼神等來りて種々の障碍をなさんとす、行範右の手に利劍を持、左の手に念珠を携て、阿遮羅明王の大呪を誦し、降伏の三摩地に住せられければ、惡鬼忽に退去て、行願悉成就せりとかや、

一、當院は、往昔海野信濃入道棟綱より眞田一德齋にいたりて、代々の祈願菩提所として、檀盟ながく絕ふる事なく、其子孫に及で彌誠心あさからず、寺院など再興ありとかや、其外村方氏、望月氏、蘆田氏、いづれも檀契の由緒ありとぞ、

○附外之不動

此堂むかし誰の建立といふこと明ならず、中興の施主、備前國上都郡金岡莊野崎三郎兵衞入道久家、二世安樂の爲に造營ありとかや、御本尊阿遮羅明王は、昔日覺鑁上人のつくらせ給ふといへり、一たび失なひ奉りし後、又あらたに造りて安置せると也、

高野山通念集卷三終

# 高野山通念集卷四之上

一無軒　道治輯

○本中院

此所かく名づくる事、委龍光院の下に見えたり、

○龍光院

當院は、弘法大師御在世の時御住居の精舍なり、其時には中院と號すと見えたり、則大師御筆の御手印の緣起に、當院の圖を手づから書のせ給ふ、其後大師高野を以、御弟子眞然僧正に付屬し給ふ、しかるゆへに眞然を中院の僧正と號し、又高野後僧正とも號す、

守覺親王拾要意に云、中院眞然僧正、爲ニ高野管領一、又爲ニ東寺長者一云々、又號ニ後僧正一、初因ニ眞濟擧一、空海僧都贈ニ大僧正位于野山一、準ニ望之一云ニ後僧正一、

當山の舊記に云、宇多天皇仁和四年、擢ニ當金剛峯寺座主職一、是眞然の御時也、次壽長、（寬平三年のころ當院に住持し、）次に無空（眞然入室也、傳記在ニ于釋書井慶の保胤が往生傳記一、）峯禪（內供奉眞然入室、）定觀等相續て住す、皆滿寺の座主上綱たり、其後明算檢校、（長元八年二月十八日誕生、嘉承元年十一月十一日入滅、傳記見ニ元亨釋書一、但生國を紀州神前之人と記す、雖レ然那賀郡竹房に誕生し給ふと云說、當山の記錄にのせ

らる、延久の頃、小野成尊に隨て兩部の大法を受學し給ふ、殊に上足の御弟子也、當山にかへり中院に住し御座しますゆへに、明算の御法流を中院流と號す、然しより以後今に至るまで、他山他寺にをいても此法流を傳授す、これ此寺は中院法流の本寺なり、中院御房示現記に云、明算住居の日一童子あり、常隨給仕し給ひて、營事悉く師の心にかなはずといふ事なし、此ゆへに秘印口訣等を以て一々さづけ給ふ、其後彼童子師に暇をかふてかへらんとす、みづから龍體を現じ、中院のうしろの山にかくる、其後時々龍身を現じて、師に拜謁し奉る事再三也云云、予レ今後の山下に龍窟あり、ある時又小龍現前す、頂に寶珠をいたゞく、其玉大光明を放つがゆへに、中院をあらためて龍光院と號し給ふ、これ明算師の御時よりの名也、明算の後第六代の住持源照阿闍梨上表の文の其略に云、

高院忝高祖大師棲息之地、眞然僧正近住之跡也、無寔律師相傳之後、我山佛法暫雖レ隱ニ龍宮之浪一、至ニ于末代一、中院檢校阿闍梨明算、殊仰ニ彼聖跡一、興ニ院宇一、鎭ニ壇之後、靑龍數放レ光、名ニ龍光院一、職而斯由也、則屬ニ小野僧都成尊一、練ニ學兩部之大法一、傳ニ來諸尊之瑜伽一、遂安ニ置一宇之經藏一、流ニ傳于一山之學徒一、其後敎眞阿闍梨、明眞山籠、濟俊檢校、實覺阿闍梨、井某、師資相傳、寫瓶無レ漏等云々、繁故略レ之、

一、彌勒堂、むかし大師當院のうちに建立ましまし丶か共、近代退轉す、御本尊は閻浮壇金の尊像、予レ今大師の御影向所に安置し奉る、秋七月一七晝夜の不斷經は、明算師の御時まで、此彌勒堂にをいて執行す、其後大衆あるがゆへに、壇上の金堂にて勤レ之、

一、小塔、又は名ニ金剛峯寶樓閣瑜祇塔一安ニ輪形於五方一是もむかし、大師みづから中院のうちにをいて建立し給ふ塔也、しかれ共いまだ造畢し給はず、後に眞然僧正其御こゝろざしを繼給ひ、其功を終給ふがゆへに、舊記にあるひは大師の御建立ともいひ、あるひは眞然の御建立ともいふ、當山を以て金剛峯寺と號すること、此塔の內證にかなへるがゆへなりと舊記にみえたり、眞然僧正御詠歌とて記されたるあり、

うちけぶりもゆとも見へぬ草の名を
わらびとは誰がいひ初にけん

一、靈寶あまた傳持し給ふ中にも、

一、八祖相承三衣

一、同相承五鈷杵眞金也、傳言、云ニ都五鈷一、言ニ都集ニ一切功德一義也、有ニ傳記一、
一、同相承柄香爐
一、同相承灌頂道具秘密之器深秘之故不レ書ニ其名狀一、
一、佛舍利殿は大師御作、　一、倶利伽羅蛇形劔、悉大師御作、
一、十住心十喩四幅一對大師御手澤書畫共に有り、
一、法華經大師御筆
一、金光明最勝王經全部十卷紫紙金泥
一、同經全部細字御筆
一、大日經全部明算手澤、於ニ小野僧都所一傳授之由、有レ跋、
此外畫圖經書等あぐるにいとまあらず、

○明王院

如法上人或云如法仙人、懷譽眞禪房一名は滿信、舊地なり、肖像の賛に云、久離ニ睡眠一、常凝ニ座禪一、木食草衣、宛如ニ仙人一見えたり、抑當院は、弘法大師御在世の日、御手づから五太尊を刻ませ給ひ、御堂建立し、壇上東北鬼門の鎭將とし給ふとかや、まことに淺からざる靈地なり、彼上人其傍に草庵を結びましますゝ、殿堂門廡の廣壯嚴麗なるは、其後つくりなせるよし也、初上人誓願して、明神の御體を拜見し奉るべきの志をはげまし、致誠行業積功せり、あるとき明神御影向ましまし、御すがたは天女にして、光明赫奕として、いたゞきに天冠あり、身に瓔珞をかざり、異香芬馥として室中を薰せり、乃上人に告て曰、

大師入定之時、以ニ此山住侶一懇誂ニ置吾一、依レ之誓ニ住侶一志、時無ニ蹔忘一、立ニ朝煙一防ニ夜嵐一計、更無レ非ニ吾力一、其中有ニ信心一之類殊加ニ哀愍一、有ニ道心一族直送ニ淨土一、若有ニ不信懈怠之輩一、決定應ニ受レ業難レ轉、仁導不レ及レ力者、且交ニ吾使者中一、待ニ解脫於慈尊下生一、其程蹔雖ニ著レ皮戴レ角之身一、可レ令レ憶ニ持神咒一矣、

かくのごとく託宣ましましてうせ給ひぬ、今に至るまで御神體を彩繪して拜み奉るは、此時の御相貌とぞ、されば上人は中院明算阿闍梨より秘密の法を傳へ、又北室良禪檢校より的受相傳ありしとかや、小野勸修寺の作法集一卷の中、三衣の作法、高野山懷譽眞禪房の傳とてのせられたり、終に久安元年卯月十日白日に都率天に往詣し給ふとかや、壇上杓子が芝の下にみえたり、其後代々名德出給ひ、中古忠義法印當院に住持し給ふ、ある時太神宮へ參詣し給ふ次で、宮川の邊ゆたといふ里にて死人葬送にあひ給ふ、法印明を誦し印を結び、

持戒清浄印明、廻向して通り給ひしに、其夜亡者の子夢見らく、亡親來り告て云、我高野山忠義法印の廻向によりて成佛得脱す、あへてかなしむことなかれ、あけなば法印又此邊を過給ふべし、ねんごろに此狀を申たてまつり、禮謝をこたることなかれとて夢さめぬ、ふしぎのおもひをなし、道にさへぎり法印を待うけたてまつり、夢中の事をのべ恭敬しけると也、法印の上足長算阿闍梨良忍房、博學他にこえ論議衆を控ひしぐ、闍梨二六時中書をよみ給ひしに、心にかなふ處あれば、則記錄しまします、牆壁厠上といへ共、筆硯をそなへ給ふとかや、其錄する所の書抄等世にをこなはる、三井寺智證弘法大師御猶子、みづから圖畫し給ふ不動明王の尊像一幅、俗に赤不動と云、井黄不動、新發意不動と云、いづれも靈驗卓犖たり、

○東南院

弘法大師御令姪智泉大德の御廟所也、されば智泉の德行あまねく世人の識知せることながら、いまだ幼孩のはじめより、魏嶷にして比倫なかりしかば、大師法器なりとよろこばせ給ひ、異願あさからず、此山の秘法をも傳へさせ給はんなどおぼしめしけるとかや、しかれどもいかなる百六の運にかあたらせ給ひけん、御とし三十七にして、天長二年二月十四日に世をはやふし給ひぬ、爰にをいて大師の慟哭かぎりなかりしとぞ、まことに天喪の歎もしかじとぞ聞へ侍る、其哀悼の御作文を見て見つべし、三十五日の忌日に至て、法事を執行あそばされしに、時の僧侶を供養し、職掌の其儀嚴重也、其會につらなりし人々も、かなしみ骨に徹して、各泪を落さずといふ事なし、今にいたるまで當山にをいて、五七日の法事は此時の式にしたがへりとぞ、むかしは當院にすこしきなる庵室のみありしを、中古六條院御宇、第卅三世檢校宗賢、知處房、仁安年中の頃、紀州伊都郡三谷の產なり、智泉の遺跡の泯せんことをかなしみ、宏基鉅構をなし給ふ、按御手印の緣起の繪圖に、壇上の東塔を東南院としるされたり、耆宿の記を考るにいはく、此寺中頃衰微して、塔の修理等もなりがたかりしかば、壇上の諸伽藍の列に入て、修營など一山の沙汰にをよべりとぞ、彼檢校宗賢は、壽永二年九月十三日入寂し給ふ、

○遍明院

本堂の御本尊大日如來也、開基眞如親王と申奉る、大

同帝〔平城天皇第三の親王なり〕すでに皇太子の位につかせ給ひしかども、故ありて薙染し給ひ、先南都東大寺に寓居ありしとかや、天性聰敏にして、志氣宏邁におはしゝかば、學は内外の典籍に渉せたまふ、三論をば道詮に學し、密教を空海にうけさせ給ふ、終に阿闍梨位を得給ぬ、常に曰、密乘の奥秘は、此方にしてもいまだ盡ざるとみえたり、大唐に入て所疑を質すべし、彼地も又此土のごとくならば、遠く葱嶺をも越なんとおぼし召、貞觀三年に上表し給ひ、四年に入唐ましまし、あまねく名德を訪せ給ふに、御心のごとくなる師なかりしかば、終に西のかた十萬里程、多少の難を經させ給ふとかや、元慶五年在唐留學の沙門中瓘といひし人の、便りに書をよせ來していはく、眞如王子流沙川を過させ給ひて、羅越國までいたらせ給ひしに、逆旅にをいて遷化あそばされしと傳へきゝつるとなり、しかれば當院は、親王の此山に御止住の時の靈刹なり〔眞如親王或は遍明和尚とも申奉るが故に、院の號とする成べし〕と見えたり、謹で舊記を考へ奉るに、親王はじめてみづから大師の禪床をうかゞはせ給ひしに、大師は薩埵のごとく觀法成就ありければ、道場のうち光明赫奕たり、親王禮拜恭敬あそばされ、則御弟子とならせ給ふとかや、ある時一首の雅詠を獻ぜさせたまひしは、

かくばかり達磨をしれる君なれば
　怛他薩多迄になりのぼりけり

大師の御返歌に、

いふならくならくの底に落ぬれば
　刹利も吠舍も隔てやはする

となんきこへさせ給ひ、師資の約束あさからざりしとかや、大師は中院にましまし、親王は當院に御座ありしに、大師當院の門前を經過し給ふごとに、王子のゆへを以て一禮あそばされしとなり、今にいたるまで諸人其式をたがへず拜し奉る也、其後建長年中に、當院の御兒慈氏王丸と申いまぞかりけり、ある日俄に志氣狂亂し、口辯輕快にして、みづから道範〔正智院〕阿闍梨に對していはく、高野明神我に託してのたまはく云云、其言説一々利をきはめ妙に入、耆宿老師の疑惑せる所をこゝろみとふに、悉く秘蘊をひらかずといふ事なし、各奇異のおもひをなしけり、中にも別てのたまひしは、當院へ未來永々にいたるまで毎日影向すべしとて、一所をさしゝめさせ給ひしにより、今

に其一間をしつらひ、御影向の間とて傳へ來る事其ゆへ也、又當院の主鍵は、世々都率の往生たるべしとなり、まことに有難事共也、道範其時の談論等の始終を自筆にうつし一軸とし、當院にながくとゞめ置たまふ、此院の主領ならでは、たやすく拜み奉る事なし、其後後宇多天皇の御宇、祐信圓大房（紀州伊都郡政所河南人）當院に住しましく〳〵けるに、撿校執行に任じ、剩權律師の永宣旨を頂戴ありけると、當山の舊記に載られたり、靈寶等箱に滿、棟を柱ふ中にも、

一、弘法大師御作の御劔　一枚

是は大師より親王へ給りしに、親王泛海の時みづからの給はく、我が魂を爰に殘しをかんとて、其儘當院にとゞめさせ給ふのよし、相傳の記錄に見えたり、

一、弘法大師御筆の不動明王　二幅

中にも常喜院の心覺阿闍梨の相傳し給ふ尊は、殊に靈驗あらたなり、俗に火取不動と申奉る、由來ある事とぞ、

一、千體之不動明王の像　一幅　大師御筆

一、法華經全部一卷　同　御筆

一、文珠厨子に入る共に大師御作

是は大師御入唐の時、船中御隨逐の御本尊也、相傳ふ、常に御枕とし給ひしとぞ、

一、尊形の兩界曼荼羅　惠果和尚の御筆

是は大師御灌頂の時御相傳ありしと也、

一、愛染明王　一幅

眞如親王御筆、

一、五色の舍利　七粒入レ殿

是は先德より傳來也、

右の靈寶少も狐疑に涉たる物なし、此外牧溪和尙の三幅一對の繪あり、見るもの嘆惋せずといふ事なし、

○荒神宮　相殿は大辨功德天

昔日高祖の勸請ましく〳〵て、壇上の鬼門を守護せしめ、邪惡魔障の難を滅除あらせんとの御素意、まことに法水のながれ遠く、皇風の化廣からしめんとの御方便、有がたかりける事共也、

○興山寺　三千貫首寺也

往古千光院と云伽藍の墟也、本堂の御本尊阿彌陀如來、運慶作也、太閤秀吉公木食應其上人に命じ、地をさいて

院莊となし給ふより、造營して繁榮の地となれり、抑上人は近江の國藤原氏の家に產して、初は將種たりしが、ゆへありてたちまち金革をなげうち、則一首の歌に、

よしや世にいはねの小松年ふ共
　待見んもたゞこがらしの風

と詠じ給ひ、南山を攀て秘法の密室に入、塵纓早く脫し世緻及ばずして、野澤の流派を汲、木食草衣の身となり、採菓汲水の功十三年を積給ふ、一とせ此山にことありて、既に安危を朝夕にはかりしに、上人此禍をなげき、はじめて山を出、あまねくつげ悉く說て、終に彼厄難を解、一山の大衆枕を泰山の安きに置ことを得たり、其後太閤御所の寵遇をうけ、檀契ありしより以後、伽藍の造營寺領の寄附等、悉以古規に復す、終に鳳闕に內參し、興山上人の勅號を蒙り、此興山寺にをいて勅筆の額を安置し、往來住山の僧徒を招て衆をむすび、論議法談の席をひらき、永代學問增進のはかりごとをなし給ふ、其外洛陽の大佛殿、誓願寺、東寺の塔、金堂、講堂、醍醐寺の金堂、嵯峨の釋迦堂、宇治の平等院、清水寺の子易塔、安祥寺の青龍權現の社、東山豐國明神の社等、國々常塔佛閣、所々の拜殿神社等、都合八十一宇營構し供養し給ふ、されば上人は風雅の道に入、鳰の浪より若の浦にこゝろざして、いにしへ心敬宗祇の風をしたひ、紹巴を友として隱を索め玄を鈎て、既に和歌の秘要を提て、無言抄三卷を述作し世に傳へ給ふ、はじめいさゝか靈夢を感じたまふ事ありて、

神垣や梅の立枝の匂ひ出て
　あはれ昔の色を見せばや

因レ茲はじめて筆を染、其功を終たまふとかや、其時又清書轉軸の曉、

霜にさへ下葉は露の深みかな

此夢想によりて、洛陽東山大佛殿奥院樹下にして、慶長二年初春の頃書はたし給ぬ、法眼紹巴の奥書をそへられけるを、勅定により上人みづから老筆を染、かけまくもかたじけなくも、天子へ進獻奉りしかば、大覺寺殿二品親王空性も同御詞を加へられ、無言抄といふ外題の文字は、勅筆を染下されけること、淺からざりし事共也、代々の帝も御手をふれさせ、連歌の式目此道に執しける人は、此掟を守る物ならし、其後上

人六十齢の頃、石山の觀音堂を再興し給ふ、次で紫式部が古事を尋て、終に狩野右京に命じ、式部の影を圖し、上人一首の歌を詠じて讃し給ふ、

種や何若むらさきのことの葉の
　深き心の水のみなもと

風雅の道を慕ひ給ふ志ざし、老ても朽せぬものから、哀れにぞ思ひ侍る、然りしより後又天下の亂に依て、上人離騒の厄にかゝりて、二字精舎を勢譽法印に附屬し、江戸の飯道寺にをいて觀念坐禪を凝しましましゝに、終に慶長十三年十月一日、春秋七十三にして寂をとなへらる、遺弟等感慨の餘り、棺槨を故山の舊宅に送り、全身を興山寺の廟塔に納めらるゝと也、

一、うしろの山林の内に、東照大權現宮を勸請し奉り晨夕の勤行をこたらずぞ侍る、靈貨數種あり、中にも鎮守府將軍秀衡、唐朝より請求せし紺紙金泥の一切經は、無比の靈珍也、又金紙金泥三部の秘經の中、大日經七軸の内三卷は、一行禪師の御眞筆とかや、今東照宮の寶庫におさめをかるゝと也、其外不ㇾ遑ㇾ記之、

高野山通念集卷四之上終

# 高野山通念集卷四之下

一無軒　道冶輯

## ○小田原

此谷を小田原と云事、昔日教懐上人住し給ひしより此かた此名たり、しかるに教懐上人は京兆人なり、幼日出家して南都興福寺にすみ、壯年寺を離れ山城國久世郡小田原にうつり給ふ、故に俗呼て小田原迎接房の聖といふ、其後當山に來り、廿餘年の春秋を送り給ふ、毎日の所作として兩界の修錬、彌陀の行法、兼受㆓持大佛頂陀羅尼㆒、誦㆓念阿彌陀大眞言㆒、自餘行業人のしる所にあらず、終に寛治七年五月廿七日、德行積りて九十三齢にして入滅ありとかや、旁奇異の事共、委高野山往生傳、并長明が發心集にも見えたり、彼上人の其名をいはず、常に小田原房とよび來れるゆへに、此谷の名とするとかや、此中淨土院谷と云あり、和合院の下に見えたり、

## ○青岩寺

昔日鳥羽院の御願傳法院の墟也、一とせ正覺房覺鑁、門徒の事おこせしより、當國根來に寺を造營して、此寺を移せし也、其後此地草莽となりぬ、しかるに天正廿年親月廿二日、前關白太政大臣豐臣朝臣秀吉公の御母堂掩粧ましましけり、すなはち天瑞寺殿春岸大禪定尼と戒名したてまつる、其御菩提の御爲とて、當山にをいて興山上人に課て、淨刹を造營し給ふ、精舍并經藏、鐘樓、七寶二層の提婆、本尊の御堂、護摩堂、樓門已下悉く落成して、後三井貫首聖護院殿、并小出播磨守、中村式部少輔を上使として、封戶をつけ給はるの旨をくださる、其後文祿三年彼尊靈の第三回忌なれば、御追福の爲に太閤御所みづから此山に登臨し給ふ、公家には藤原朝臣近衞龍山公をはじめ奉り、月卿雲客勅定にまかせ隨逐あり、武家には源朝臣内大臣家康公をはじめ奉り、各御供奉の式を刷ふ、すでに法筵にのぞませ給ひ、莊嚴誠を盡し、祭奠敬をいたせり、則恭敬稽首し、拈香供花し給ひし後、一首の御詠歌をあそばしける、

なき人の記念の髮を手にふれて
つゝむにあまる涙かなしも

滿座伺公の人々、悲涙袂をうるほさゞるはなかりき、其翌日法談ありしに、講士寶性院政遍阿闍梨、問者如意輪寺來遍、敎音房又其翌日連歌の席を催せさ給ひ、百韻を滿じ給ふ、御所みづから御發句をあそばさる、

何衣　松

年を經ば若木も花や高野山
霞むかたへのひろき垣うち　奥山上人
軒端には殘らぬ庭の雪みえて　白
ひかりさしそふ竹のすゑ〴〵　鳥
白浪のよせ來るかたや月ならん　常眞
さらに夕は秋のすゞしき　紹巴
露をただ一村雨のなごりにて　徳川大納言
霧はらひつゝかへるさの袖　玄旨

右聯初表を記しぬ、あまねく人の吟弄しはやすことなれば、今略す、
又今様の謠を作らせ、高野參詣と命じさせたまひ、御所みづから扇をひらき袖をひるがへし踏舞あそばされしこと、まことに希代の樂事なり、それ此山は弘法大師の掟として、禪定を妨ぐる牛のこゑ笛の音など禁じ給ふ、しかれ共此能の折から、笛なくてはいかゞ

とて、秀吉公役人に命じてふかせらる、然るとき俄に風雨晦冥震雷爍電夥し、終に笛をやめ給ひ、速に山下し給ふ、今古老の親りに見せし事也、誠に大師の德はかゝることのみにあらず、抑此所は後僧正眞然の御廟の地なれば、御堂を別に構へ、長く人に渇仰せしめ給ふ所なり、眞然御忌日寛永三年九月十一日、愛染明王、是本身也、眞然の穿ち給ふあか井あり、井門前に覺鑁のほらせ給ふとかや池あり、うしろの山林を五百頭が峯といふ、是は覺鑁求聞持を修行し給ひしに、五百の羅漢現じ給ひし峯なるがゆへにかくいふと也、其後大相國公天下を一統まし〱し後、當山の靈なる事を御信仰ありて、佛法興隆の諸沙汰を被レ下、當寺を以て永代檢校職の精舍とすべしと鈞命をくだし給はる、則此青岩寺に住し、國家の安全を祈りおはします、毎月十六日山王院の法施、廿一日御影堂の法樂、乘輿に命じ門徒に圍繞せられて自勤仕し給ふ、若故あれば執行代のつとむる事もあり、

○西光院谷天德院之事附

往古は此谷に、西光院とて鎭西京暹上人の建立の寺あり、名作の阿彌陀佛丈六の像ありけり、覺法親王御信仰あさからざりしと也、委見二于阿彌陀峯一、兼好法師の位牌過去帳など有となん、其寺の跡に天德院と云寺を建立せらる、抑此天德院と申奉るは、加越能三州大守中納言利常公の君夫人にして、大相國台德院殿の御女也、元和八年に御他界あり、其御骨等を此山に納め給はん爲、名藍のあとをつのりもとめ給ふに、幸西光院の靈地なることをきこしめし、主翁に乞求て此寺を建立し、同年秋九月に號を改て天德院と名づけ給ひ、捧花燒香の供養ながく懈る事なかれとの命を下し給はり、淨侶の供養の爲に毎年糧財を給せしめ給ふ、又西光院と云名の泯せん事を惜ませたまひ、谷上の奥に移せり、ある說に、兼好は弘安五年にうまれ、觀應元年四月四日六十八にして卒す、當山西光院に位牌ありとかけるもさることぞかし、兼好の事は諸書に載たれば、今更いふべきにしもあらざれども、其法師さへ、おぼしき事いはねば腹ふくるゝわざなれば、筆にまかせつゝなどいひしをおもひ、予もあぢきなきすさび、後前（あとさき）つゞかぬこと書つゞくるこそ、いと物ぐるほしけれ、兼好其先蹤を尋ぬれば、大織冠鎌足公十八代の末孫にて、父は兼顯といふ、代々兼の字を付事は、

兼好十代已前の祖に、吉田兼延と云に、はじめて兼の字を下さる、鎌足の鎌の字のつくりなりとぞ、兼好發心の因緣は、あまねく人のしりたる事なれば云に及ばず、家の集に、修學院といふ所に籠りたるよし、又横川にすみたりとも侍り、今吉田にも其住たりといふ舊跡あり、ならびの岡に無常所まふけて、かたはらに櫻を植させて、

契おく花とならびの岡の部に
　あはれいく世の春をすぐさむ

されば兼好も改めて益なきことをばあらためぬがよきといへるも、改て益あることをばあらためよなるべし、其作の徒然草のうちに、高野のことに付難儀とすることを考ふるに、

證空上人古來傳記見えず、今又當山にて尋ぬるにさだかならず、按此證空は南山に住房はなしとみえたり、今も依學の爲諸國より登峯して、所化となりつゝ此所にすみ給ふ人多し、又は一夏のあひだ山籠などしける人もあれば、證空も此たぐひならん、しばしの旅住たるか、南山より京へまかり給ふ折からなれば、人高野の證空といひけるか、いぶかし、新千載集に歌など入れり、西岡善峯のほとり、三鈷寺第三世といふ説あり、其所にて尋ぬべし、

呼子鳥の啼時、招魂の法をおこなふ事、眞言書のうちにありとかけり、ひとゝせ大相國公の仰をたまふて、林道春南山寶性院政遍に尋られける事、埜槌に見えたり、され共其法は秘密のことなれば、政遍あさ〳〵しくいひ給はぬと見えたり、或人の云、普賢延命の法に付て、招魂の作法あること、三十卷敎王經第十四に本說たしかに見えたりとかや、然れども其道にあらざれば其沙汰をなすことを得ず、聞及びしにまかせ、今こゝに書付て知者の參考となすもの也、予過にし頃、於駿府總社宮內少輔に神道の古今傳受しける時、呼子鳥の事もいさゝか其說をきく事を得たり、彼是思ふにさもあらんかし、委く師說をうくべし、

玉造の小町の事、眞言家へ尋ぬるに、高野の大師の御作の目錄にいれりと諸抄にあれど、玉造の文のことは實なしと見えたり、按兼好も見ぬことを見たるやうにかくまじ、世人なきことゝいへば、兼好に難をあたゆる事いかゞ、玉造の文のこと、ひとゝせ三宅昌三、寶性院政算に尋けるに、大師御製作の目錄九十二

番目にありと答られたりとなん、其時昌三又問云、大師と小町との時代前後せり、大師は承和のはじめにかくれ給へり、小町がさかりなる事其後の事也、其說いかゞ、いぶかしとあれば、政筭重ねて曰、されば小町若年のはじめより、其人相をよくしり、老衰の末々かくあらんと考給ふ成べし、これらの事凡慮の及ぶ所にあらずと答給ふとなむ、いとたうとし、因にいはく、今世俗のうたひ物とする卒都婆小町は、右の文を本として作れるなるべし、相傳ふ、寶性院宥快法印の作なりとぞ、

○花折院昔は在二蓮華谷中一

御本尊は阿彌陀如來、惠心作也、抑當院は定家卿の曾孫、正二位大納言爲世卿、御歲六十九齡にして俗を出眞に入、法名山陰明釋とあらためて、此地に庵を結構して住しましく、夕に修し朝に念じて、廿年を經させ給ふ、終に建武五年仲秋初の五日に、八十九齡にして入滅し給ふとかや、其時みづから眞像をうつし給ひ、

詠折花供佛寄露無常

たが爲に折とかはしるさくら花
三世の佛もゆるせ一枝　山陰明釋

愚按に、此詠歌のうち當院の號をかくし入れ、ならびに爲世の二字をよませ給ふ事、まことに殊勝にこそおぼえ侍れ、近曾まで蓮花谷の舊地に、其卿のなん植をかせ給ふといふ櫻の木ありけり、それも又朽て株ばかり殘りしを、老宿はまのあたり見及び給ひけるも有となり、彼明釋遷化し給ひし後、一族の諸卿追薦の爲に、堂宇等を經營し給ひしか共、時うつり世かはりて、其跡とむろふ人もまれくなりしに、剩近年の失火の難にかゝり焦土となりぬ、それ聖代には、絕たるをつぎ、廢たるをおこすならひなれば、後の人こゝろざしをはげまし功を積て、今又此地に舊地の塔の本といふを償ひもとめ、名をあらため花折院と號して、ながく其名の泯せざらん事を期する物ならし、

○安養院

開基分明ならず、中古の住侶沙門昌道といふあり、富樫氏、越の前州府中の產なり、冠歲にして州の永平寺に入て薙髮染衣し、洞家の玄奧に通徹し、壯年のころほひより諸國行脚し名師に逢、宗々の秘旨を伺ずといふことなし、耳順の後北京にあそび、憲源僧正に謁し秘密の大法を傳授しぬ、爰にをいて年來の疑念渙然として遂、此敎

にあふことの遲きをなげく、しかしより瑜伽の密觀懈ることとなし、中にも無量壽の行法、幷念佛を以て常修とせり、建長年中此山にのぼり祖廟を拜せんと、紀陽におもむき給ふ折から、津の國天王寺のほとりを過ける時、忽爾に一人化來し、長二肘なる彌陀の羯摩身を授けぬ、是はこれ我年來彫刻せる尊像なり、汝持念せば西方往詣何ぞうたがひあらん、是誠信を感ずるが故に與へつ、（今道場の本尊是也、故上宮太子作と云、）則禮拜荷負し來り、當院に止住し給ひぬ、されば院の境內狹小なるを歎き、若干の黍金を投じて院地を恢廣し給ひぬ、終に持念の如來を道場に安置し奉り、常に念佛三昧に住して化し給ふとかや、此本尊の此地にをける、此院の本尊にをける、しかることを期せずしてしかる所の道理を得たり、中古勢尊住持し給ひしとき、山陽山陰十州の伯毛利右馬頭大江朝臣元就公に遇知せらる、爰にをいて新に嚴翰を下して、師檀の約束を來葉に殘し給ふ、嗣君輝元公に及で、數百の祿粟を附せらる、蓋し先靈の遠きを追ふの誠志不ㇾ淺事也、

○福藏院

御本尊不動明王、（妙澤畫像、）開基分明ならず、大永年中參內仙人（紀州伊都郡嘉勢田是吉、）此院を護持しましましける頃、由ありて青蓮院法親王、（尊鎭後柏原帝第三之皇子、）當院に寓居あそばされしに、參內仙人夙夜の勞懈らず、頸足してつかへ奉らる、しかるに親王本山に御歸座の後、參內仙人の誠心を感じおぼし召、奏聞を經させ給ひしに、叡感のあまり、紀泉兩州、堺南北、僧俗の官位の御代官をあづかり給へるとかや、あるひは唐船、高麗琉球の舟の祈禱等、專先例にまかせ奉るべきの綸命を奉り、小田原の（御宿坊御所坊）などゝ奎畫を屈しくださるゝ、于ㇾ今現然たり、幷內侍宣尊長親王等の明文を珍襲し奉る、其後參內仙人を嘉勢田にをいて、所の明神と同意にあがめ奉る事、寔にかくのごときの高德あるから、衆人の尊奉大形ならざる事也、

○實相院

開基鎌倉大禪定尼公とかや、其後賴賢（意教上人）阿闍梨秘法修練の勝地也、相續て慈仁上人閑居密室の道場也、本堂の御本尊阿彌陀等の三尊、鎌倉實相寺の尊像也、むかしは塔一基あり、本尊大日如來、是も鎌倉より送り奉りし尊像なり、其外鐘樓山門是ありといへども、天正年中に悉く炎上す、又兩實相院ともいへり、善女龍

王のすみけるとて、靈池幷小祉等于今現然たり、往古は和州箸尾の莊を、此院に寄附ありとかや、

○上之坊今泰雲院

當院の御本尊は、高祖大師みづからの御影を、御手づから埏埴して作らせ給ふ尊像也、抑此御影は、讃州誕生院にましましゝを、いかなるゆへありてか、雲州尼子の家に代々持念し奉りき、一とせ經久の息晴久のち代にいたり、毛利元就と國をあらそひし時、晴久うち負、尊像を元就の家にわたされけり、彼元就は當院に舊因あるにより、久住の本尊となし奉らんとて、元就自身の影を畫し添、當院へ送り來たせり、其時寄附の記文を書して云、弘法大師御自作土佛御影但背空海、居數に三辨寶珠の御指跡、又傳來の佛舍利、青白 嵯峨の天皇御自筆の心經一卷、紺紙金泥、

○高室院

本堂の御本尊藥師如來、行基の作なり、開基延喜帝の皇孫具平親王の御子房海阿闍梨と申奉る、其後大聖房と申奉るは、辨財天女の化身とかや、しかるに當山の麓天の川といふあり、弘法大師みづから辨財天女を勸請ましまし、當山の衆徒の財福をいのらせ給ふ靈地なり、ある時天女幷十五童子等珍寶を舟につみ、はるかの雲海を經て當院に來臨まします事、一とせのうちに一兩度に及べりとかや、いつの時にか有けん、歸帆の刻、十五童子のうち印鑰童子、彼船にのりをくれ給ひけるを、大瀧といふ村のこなたなる川端の山に、宮殿を造營しいはひ奉る、若破損のときは此寺より于今修造をなし奉るも此いはれなり、當代も時を得て空中に楫櫓のをとするを、まのあたりに聞人もありとぞ、每年十月亥の日、天の川にをいて諸方の眞俗御湯をさゝげ奉るに、先當院よりはじめて、其後は高家貴人の御湯をもさゝげ奉る事也、其故は、一とせ官家より勅使を下し、第一に御湯を奉らんとせしに、御湯曾て沸涌せず、あるひは社壇の扉等開けざりければ、勅使あやしみおぼしめし、あまねく咨詻給ひしに、祝子など申さく、むかしより高室院第一の御湯をさゝげ來れり、若其ゆへにも侍らんと申ければ、勅使さる事もあらんとて、先高室院より開發あるべしとて、則其式にしたがひけり、爰にをいて御湯も心よく、立扉も忽ひらけさせ給ふとかや、彌今にいたるま

で此例にまかせ來れり、扨又北條美濃守氏直、關東沒落の後、此山へ潜藏ましまし、當院にしばらく寄寓し給ふ、長氏、氏綱、氏繁、氏政、氏直等の翰墨數通當院にあり、靈寶あまた有て、中にも大威德明王弘法大師の御筆、毎年七月十五日に内庫をひらき、衆寶をことごとく外陣に出し奉り、諸人に拜せしむるを例とす、ある時いかゞしけん、此明王を出し奉らで、其まゝ箱のうちに置奉りしに、寶藏のうちに牛のほゆるこゑなんしけり、人々あやしみ尋もとめて、其ゆへを知侍りぬ、是より世俗に啼牛の本尊と申ならはせり、又庭鳥の繪一幅、徽宗皇帝の宸筆也、其外世間出世の畫圖寶物、毛擧にいとまあらず、

○禪定院今和合院

開基敎懷上人、上の小田原の題目のうちに見えたり御本尊不動明王、弘法大師御作、異瑞殊にあらたなり、寛治年中白河帝當山に御幸まし〳〵、當院に御車をよせ給ひし折から、不意に丙丁威を振ひ、院宇悉く災に罹れり、折ふし風急にして、寺物一箇もすくひ出す事を得ず、御本尊もむなしく灰燼とならせ給ふやらんと、各かなしみあへりしに、院の東一町許りに池あり、今在二上藏院一たま〳〵其ほとりを徘徊しみるに、池中の盤石の上に御本尊まさしくたゝせたまふ、人々奇異のおもひをなし、火中より爰に飛來らせ給ふといふことを識知せり、帝此由を叡聞まし〳〵、みづから明王を御とりあげありしに、此尊すこしもうごき給はざりしとかや、帝敎懷上人に詔ありしに、上人緣謝即滅機興即生の道理にまかせ、有緣の衆生に詫し利益を施すべしと、ふかく觀念に入て手をさへ給へば、明王すなはち飛あがらせ給ぬ、今盤石の上に、御足の御指跡のこりてあり、帝たふとくおぼしめし、禪定院と勅號をくだし賜はる、それより飛不動と申奉ると舊記に見えたり、貴賤道俗の渇仰大形ならず、上人常に護持の本尊として奉戴せらる、上人別に道場を建立し、彌陀等の三尊を安置し、晩年に常に勤念し給ひ、并聖道淨土の二門を建立せられけるとぞ、扨又春日大明神を勸請し、當院の鎭守とし給ふ、ある時春日大明神詫して曰、上人の住所に我日々の影向闕ことなからん云々、其後庭上に俄に藤出生す、まことに不思議の勝地なり、又上人の望にまかせ、勅ありて築山などをつかせ給ひけると也、而後寛治七年五月廿七日、九十三齡にして入滅ありとかや、

按舊記云、敎懷上人淨土院幷塔一基を建立したまふ、されども其跡いづこと識者なし、

或人の云、むかしは當院を淨土院といひけるとなん、彼上人山城國小田原に住給ひしが、爰にうつりまし〳〵を、世人小田原とよび來れるが故に、此傍を小田原谷といひ、別して此谷を淨土院と名づくとかや、知者の是正を俟ものなり、

當院に六尺の寶劍あり、弘法大師御入唐の時御歸朝ともに隨身あそばされ、海上の風波をしづめたまふとかや、故に今護摩堂に安置し奉り、長日不怠の護摩勤行、是災禍を退け壽福を增すの白業、ありがたかりし事也、

或人のいはく、御本尊明王は弘法大師の御作にして、阿闍梨惠果の御開眼とも申傳へり、

○細入坊今成慶院

開基行意律師、長德二年八月二日閉眼、生壽七十二、本堂御本尊は、弘法大師みづからの御影を刻彫し給ふ尊像なり、護摩堂の御本尊不動明王、智證作、中古土御門御宇、畠山殿の執奏によりて、當院に牓して成慶院と號し給はる、其宸書慶長の回祿に烏有となりぬ、其後寬永十九季秋の頃、時の院主秀應、故事を温て竹門主無障金剛二品法親王良恕公に奏達し、令名の泯せんことをかなしみけるに、親王みづから妙翰を染させ給ふ、まことに舊號なりといへども、其額これあらたになりぬ、今當院の重寶とす、扨又三光上人は、天文の頃の住持たり、一時の楚才にして、當山佛法護持の功あさからず、像化を扇揚し給へば、あまねく大内にも聞え侍り、叡感つねならずして、終にかく上人の號を許容し給はる、其綸旨今に現然たり、

防州山口住大内弘貞殿、法名覺淨、寬元の頃の人、同義隆公、法名龍福寺殿、瑞雲殊天公、いづれも歷代當院の檀越をなせり、今當院の靈寶のうち、毘首羯磨眞作の赤栴檀の釋迦の尊像は、雲谷雪舟老人異朝より請來せるを、彼檀主より寄附し給ふと見えたり、則雪舟自筆の金銘附書分明也、

甲斐國武田殿、往昔逸見義淸公より、信玄公、勝賴公、滿千代公に至る迄、代々當院に符契たること揭焉也、則信玄公支證あまたに及べり、目錄如レ左、

信玄公壽像逍遙軒の筆　一幅

信玄公御直判之御寄進狀　一軸

其外數通翰墨等あり、幷勝賴公又是におなじ、

同直筆在判軍門色裝方之書
往歲其文を寫し酒井忠勝公進呈す、因て謝書を給はる、
同軍器再配串
小出吉英公、袋と箱とをつくらしめて寄進し給ふ、
同持念の辨財天女并十五童子安阿彌作
厨子に入、武田の家の紋を畫く、
同印子之珠數　一連
同觀音大士　一軀
沈香木、重さ百五拾六兩、
同不動愛染合體の尊像　一幅
弘法大師の御筆也、戰場隨身の本尊とかや、
十王十幅并十二天十二幅
遙道軒の筆、
佛舍利二粒
金殿入、其分破八十有餘粒、但駿州鬼岩寺の什物たるよし、彫刻の銘あり、
信玄公自行大威德法次第　一冊
市川の僧曉善筆、敬白の文を見るに、自行の爲たること顯然也、

信玄公御所持之圓鏡　一面
尺有餘也、
釣釜　一口并弦蓋等　一具
世稱二富士釜一、是信玄公鍾愛の物也とかや、
金鈴　一口稱二小松蟲一　法花經一部紺紙金泥
赤熊　右三種も信玄公より下し給ふのよし、
信玄公當院にをいて、武田の家の紋免許せらる、
山縣三郎兵衛昌景、高坂彈正虎綱、兩判の支證分明也、甲府の興藏寺は、武田家の祈願寺也、本尊十一面の薩埵也、御厨子の鍵、當院の管領する所也、是則當院ゟ兼帶し來る故也、其旨趣寄進狀にあり、
一、武田信重公、嘉吉元年九月當寺に詣し給ひ、剃髮し法名成就院殿と申き、大井氏栗原氏等供奉し給ふ、又傑山勝公の御追薦の爲、信昌公より山下帶刀を來し給ふ、其後信虎公は長興院殿の御佛事など執行せ給ふと、支證の文に見えたり、
此外信玄公勝賴公等の書翰一々記するにたへず、寄附の靈寶あぐるにいとまあらず、并逸見彌太郎光長末葉、伴野一家、并今川殿御祈願の事なども、當院に由緒を殘せり、寔にさる大將は、かゝる名山に名を殘

し行をしるし置給ふこと、ゆへある事也、其信玄の事は甲陽軍鑑に載たれば、今爰に文をわづらはしくせず、又御當家にいたりて、大御所公より當院へ所由ありて御書をなしくださる、其御判紙現然たり、

○上藏院

開基淨藏貴所、洛陽人、寛平三生、康保元年十一月廿一日化ニ雲居寺一、壽七十四、されば淨藏少小より聰敏無レ雙、四歲にして千文字をよむ、聞レ一知レ二、七歲にして出家をもとめ給ふとかや、委釋書に見えたり、しかれば淨藏熊野山に往詣し給ふ折から、此山に攀、此地の靈勝なるを觀喜し、修練觀法の室場となし、暫寓居し給ひし院宇なるがゆへに、淨藏院と號す、中古淨を上に書かへたり、御本尊地藏菩薩、弘法大師御作なり、先德より相傳して秘佛たり、厨子の鍵は御室に有レ之とかや、護摩堂の不動尊は佛工春日作なり、庭前に名池あり、子細見ニ寺和合院の下一、當院は伊豫國河野殿御菩提所として、寺院の營構にちからをよせ給ぬ、しかれば通宣通直、代々共に高駕を此院に屈し給ふ、かゝる由緒により、闔國をして當地に檀盟を結ばせらる、數通の芳翰現に今存す、

一、匕首銘は正宗　腰刀銘は長船則光

是は道宣寄附、予おもふに、かゝる兵革は、法中のことゝする所にあらず、しかれ共名將の身を立道をおこなふて名を後世にあらはし給ふ具なるがゆへに、留めて菩提の緣になし給はんとの誠心にや、

一、陣守本尊幷具足刀

是は道直より寄附ありしとかや、本尊は胡桃の殼の中に、勝軍地藏、摩利支天、普賢、文珠、不動、二童子、毘沙門を安せり、工者をしらずといへ共、其工妙細にして、一々の尊像、形貌偉麗也、良に絕世の異巧ならずんばかくのごとくの妙手を振はんや、

一、二八應眞之像　十六幅　兆殿司筆也

一、六字名號　壹幅　一遍上人筆也

其外靈寶箱に充り、あぐるにいとまあらず、

○窪之坊今圓滿院

開基不ニ分明一、本堂の御本尊遍照金剛の畫像、靈應のことます／＼盛にして、地墨山毫も費がたし、當院の住侶といへども、其人にあらざる時は、身心凛乎として容易に拜し奉ることあたはず、淨淸の奠供を雲海の廣きになずらへ、秘密の法樂を日月の遠きに守りて向ひ奉れば、尊容あらはれさせ給とかや、寔に希代の瑞寶也、其誰人の筆せるといふことをしらず、舊記

等にも載せずと雖ども、かゝる妙畫は凡人の及ぶべきにあらず、其筆者を認尋ずとも、其人の德をしてしるべし、ある人のいはく眞如親王の御筆なりとぞ、元和年中、讃州の大守生駒正俊御母氏永福院、二世安樂の爲に當院の御影堂を修造まします、幷錦帳佛具等悉く懿美ならずといふことなし、

○證菩提院

開基篠目の快尊僧正俗姓は入鹿大臣の後胤自一紙の記文を殘しをかる、記に云、人皇八十四代順德院の御宇、予年三十六而攀ニ登高野山一、建保三年三月廿日、於ニ北室院一傳ニ授眞言法一、而後建保五年自ニ四月十六日一、一七日夜奥院御廟前參籠、而或夜感ニ靈夢一見ニ明遍僧都一、令ニ安心決定一矣、建長三年八月二日とみづから筆せり、其後正和年中、足利上總守此寺を再興し給とかや、後の山に石塔三基あり、一基は奉ニ爲土御門大納言一、法印御房造ニ立之一、文保元年三月二日、一基は原左衛門尉入道淨忍、元亨三年卯月八日、行狀東鑑に見えたり、一基は足利上總守行狀上同とかや、寔に嵐にむせびし松も千とせをまたで薪にくだかれ、ふるき塚はすかれて田となる事多かるに、かゝる名山に名を殘し于レ今現然たること、大師の德の厚きに歸せずんば、などかくあるべきやと、感涙袖をうるほすばかり也、

○金剛三昧院

大檀主鎌倉二位禪尼の御建立、羽州太守秋田城介泰盛入道大蓮房覺智奉行せり、本堂の御本尊は實朝公御持尊の聖觀音たりといへ共、院宇の回祿にかゝり烏有とならせ給ふゆへに、中古以來愛染明王、運慶作也昔日造營の御願は、平政子二位禪尼、別して關東御代々將軍家武將の榮耀をいのり、兼ては三代將軍の御菩提をたすけ奉らんが爲也、昔は賴朝公毎月御忌日、庭儀大曼荼羅供、實朝公毎月御忌日、平座大曼荼羅供有レ之と舊記に見えたり、其上綸命をふくみて、金輪の榮福天下の靜謐を護持し奉る靈地なり、しかるゆへに綸旨、院宣幷御敎書、莊園、御寄附の郡邑、村里、むかしは數十ヶ所を領す、十萬石餘、將軍御代々の御祈願所として、御恩澤餘寺に殊に、人法繁榮して敎學相續する僧侶數百人、總じて當院扶持の輩三千に及べり、右の趣御代々の御袖判の記等、六卷今現にあり、されども二百年に及で退轉せり、又諸國往來の所化、當山に止住の客僧、依學の能化所也、葉上僧正建仁寺榮西也、第一世也、其後法灯國師覺心等寓住しおはします、釋書に當院の行勇を師とし、建長のはじめ入宋し給ひ、同六年に歸

朝ましく、再び此寺にかくれましますと見えたり、國師入宋の事は實朝公前生唐雁蕩山にすみ給ふ事を、ある夜「よもしらじ我もえしらじ唐國のいはくら山の薪とりしを」、此靈夢を感じ給ひ、御鬢髮を雁蕩山におさめ給はんとて、葛山五郎法名願性をつかはさるゝに、五郎筑紫まで下しが、ゆへありて鎌倉へかへり、後國師をつかはさるゝと、院家の記に見えたり、其第十二代證道實融は、意教上人頼賢阿闍梨、行狀血脈抄に見えたり、金剛三昧院のうち、安養院にも住したまふとかや、の寫瓶にて、唯密を傳持し來れり、證道がたの法流とて今に絕ず、尊氏殿下昔は尊氏公、毎月御忌日庭儀大曼荼羅供、義滿公改鹿園院殿、毎月御忌日廿五三昧執行し給ふと舊記に見えたり、此上人を崇敬し給ふ事自餘に異なり、ある時殿下南無釋迦佛全身舍利の靈夢を感じ給ふによりて、かの文字を假名に分て題とし、公武兩家の間和歌に名を得しもの、并和歌四天王の四人に命を降して、短冊百二十枚詠せしめ給ふ、題は百二十枚ともに、人王九十七代の御宇光明院勅筆を染給ふ、短冊紙背の寶積經は、初の一品は鎮守府將軍源直義公、次の一品は天龍寺の開祖夢窓國師、終一品は征夷大將軍あそばさる、跋は源直義朝臣御直筆として御寄納あるも、此證道上人の時也、短尺後に見えたり、當院靈寶あまたあるうちに、柹木の鏤字といふあり、この鏤字は甲斐の國やまなしの郡の內にたかき山あり、金峯山と號す、その麓に長賓寺といふあり、其寺のうしろに古き柹の木の大なるあり、住所行範ゆへありて、此柹の木の根より上三尺ばかりあけてきるに、ふたまたなる一方のきりくちをわるにこの梵字あらはれけり、誠に龜背法爾の字、龍上自然の文なりと、一國の人々不思議のおもひをなし、渴仰あさからずぞ侍る、またこれを閼伽水にすゝぎてのましむるに、病たちまちにいへぬる輩數十人あり、後に都へのぼり、東寺の衆徒に拜ましむるに、大師の御筆に疑ひなしとて、いよいよ尊重し給へり、則この緣起は九條の殿下後京極攝政關白良經公の御自筆なり、今見に院家の重寶としてこれあり、

短冊之寫

題の文字百二十字悉勅筆也、

行末もめぐりあはむとたかの山
その曉を月にこそまて　賢俊

な　なにはづの汀の波ものどかにて
いまは春べと霞たつなり　尊氏

む　むろのうちに光はみちて燈火の
おのが影こそ又あまたなれ　直義

さ　さだめなき浮世の中としりながら

なをあらましを思ふはかなき

か　から衣うらにかけゝる玉をなど
しらで年月まよひ來ぬらん　重茂

ふ　ふたつなき佛のみちとしりながら
わくる心に迷ひそめてき　爲明

つ　月にわが心のみちをさかすれば
へだつとみつる雲もまよはず　顯氏

せ　せをはやみ行水よりも程なきは
むなしくをくる月日なりけり　有範

む　むまれあふみのりの道のうれしさよ
人の身をだにうけがたき世に　廣秀

し　しらゆきのつもる我身のつみをだに
思もしらでふるぞはかなき　師直

む　むつの道めぐるもしらで見る夢の
さめぬや闇のうつゝなるらん　行珍

さ　さてもさは佛のかた見のこしをきて
いまのよまでも法はたえせず　賴春

り　りやう山にときおく法のあるのみか
しやりも佛のすがたなりけり　尊氏

な　ながき夜の月はしばしもくもらぬを
眠りのうちの闇にぞ有りける　直義

む　むら雨のおとはの山のほとゝぎす
なく一聲はまがはざりけり　尊氏

さ　さ月まで後はと思ひしほとゝぎす
今だに聲のあかずも有かな　爲秀

か　かりそめに雲かくれせし月影の
跡をぞ照すのりのともし火　行春

ふ　ふきつとふわしの山かぜいまゝでも
にほひぞたへぬ法のはなぶさ　和氏

つ　つもりきてうき老と成月もなを
曇りなき代をたのまずはなし　道惠

せ　せをせけばふちとなるてふ山河の
ふかきみのりの水はにごらじ　貞賴

む　六の道いつかは出ん小車の
わづかなる世に又むまれぬる　爾藤

し　しな〲にたつるみのりの位山
登りはてゝもわが身なりけり　慶運

む　むすびける契の程もあらはれて
さもきゝがたき法に逢ぬる　重茂

さ　さとるべき心をほかにもとむるぞ

やがて迷ひのはじめなりけり　實性

り　りうぐうにわかちおさめし玉のうちも
そら行月ぞみがきそへける　爲明

な　なをざりにあらぬ敎へをまよふ身は
いづれのかどか宿りならまし　爲明

む　むなしとておもひすてぬるあだし身を
うかぶ心ぞありがほになす　爲秀

さ　さとりてはかはらじものをいかなれば
やつ九重にときはおくらん　尊氏

か　かぎりなき御法の道をたづぬれば
かたくもあらずやすからぬかな

ふ　ふくる夜の鶴のはやしの木のまもる
月こそしばし雲かくれすれ　賴春

つ　つきもせぬうき世のやみもはれぬべし
こゝろの月のきよきひかりに

せ　せきの戸もさゝぬ昔の跡とめて
又あふさかのみちはさはらじ　行存

む　むまれきてうけがたき身をうけながら
御法に入らぬ人ぞはかなき　直義

し　しぐれつる雲ははれ行山風に
木の葉やいとゞ降増るらん　蓮智

む　六十左右なれてもさらにめづらしき
算路の初雪能㐂　道恵

さ　さら〳〵にうつりもて行心こそ
物を追てふまよひなるらめ　廣秀

り　りやくには誰かもるべきをしなべて
御法をきかぬ人しなければ　顯氏

な　ながらふる身にしあらずばうきをへて
今あきらけき時にあはめや　有注

む　むかしよりつたふるのりのはなぶさの
にほひをうつしわしのやま風　有範

さ　さだかなる色もすがたもなかりけり
心といつか其名のみして　賴春

か　かせさむみ雪氣になりてよひのまの
しぐれにもにぬむら雲のそら　廣秀

ふ　ふかゝらぬ世のことはりのうのさらに
こゝろをもつも猶かたきかな　尊氏

つ　つたへ聞敎の外のことはりは
尋ねしよりぞまよひそめける　直義

せ　せめて今後のいほとせすぎぬよに　行春

あふもかひある我身ともがな　和氏

む　むさしのや雪ふりつもるみちにだに
迷ひのはてはありとこそきけ　兼好

し　しづかなるあか月ごとに思かな
ながきねぶりのさめぬ心を

む　むかしいま猶ゆく末もまことには
たゞ時のまの思ひなりけり　直義

さ　さとらんとおもふ心もかへりては
あやまりとなる法のみちかな

り　龍宮にかくれんことも程とをし
さうなみのりのよを守るらん　頓阿

な　なれゆけば花ぞうつろふ山ざくら
そむる心の色はまさりて　為秀

む　むばたまの夢にかはらぬ世の中を
うつゝとなく心とむらむ　頼氏

さ　さてもわれたが力にてをきふすと
思ぞのりに入はじめなる　直義

か　かみかきにしらゆふかけてふる雪は
幾代たえせぬたむけなるらん　貞頼

ふ　ふりぬるにたちかへりつる道なれば
さはらずはこぶ見つぎもの哉　尊氏

つ　つゐにまたこゝろの月のはれやせん
しばしまよひてかゝるうき雲　清胤

せ　瀬にたかき波おさまりて彼岸の
よる邊たどらぬ法の船人　道恵

む　むつの道に迷ひそめしはこの法の
心をしらぬこゝろなりけり　尊氏

し　しなてるやかたおか山の昔より
くちせぬ法の花ぞさきける　重茂

む　むなしきも色をへだてぬことはりは
此みのりにぞあらはれにける　頓阿

さ　さきさかる千草の花の色ながら
露さゝかはるむさし野のはら　尊氏

り　輪廻せしわが故郷のやみぢにも
月はもとよりすみける物を　有範

な　なに事にむくゐときけばのちのよの
ためにみのりをちぎりをく哉　和氏

む　むつの道まよひはおほくかはれども
いづれも夢のうちとこそきけ

さ　さのみやはこの世ながらにしづむべき

うき木のかめの刧つくすまで　爲明

か　かしこきとをろかなるとぞへだてなき
心にてしる法にあらねば　直義

ふ　ふけぬるかねぶらでかべにむかふ夜の
まどにきへゆくともしびの影　有範

つ　つたへきてよゝにかはらぬくれ竹の
すゑぞひさしき家の風かな　尊氏

せ　せきわくるよものながれののりの水
すゑはひとつのうみとこそきけ

む　むねのうちにすむともしらぬ程なれや
そら行月にめでし心は　貞頼

し　し葉の戸に獨すむよの月の影
問人もなく指人もなし　兼好

む　むまれあふ契ありてやこのたびも
かゝるみのりの道を聞らん　行春

さ　さま〳〵の色やかたちを尋ぬれば
かゞみにうかぶ影にぞ有ける　直義

り　理にそむく道とおもはゞ和歌浦や
しづみても世をいかゞ渡らん　爲秀

な　ながき夜のねぶりのいつかおどろきて
夢なりけりとおもひあはせん　廣秀

む　むらしぐれ又めぐりきていくたびか
おなじねざめに音をきくらん　光政

さ　さてもとて我身ののちをおもふにぞ
しばしうき世の夢もさめける　高範

か　かけまくも賢時の鳥ぞとや
山ほとゝぎすまづ名のるらん　道恵

ふ　ふけまさるなこそを月におもはずば
猶もくもらぬ影をみてまし　爲秀

つ　つのくにのなにはのうらのよしあしは
名のみ變りてひとつなりけり　直義

せ　せきもりもよい〳〵ごとにうちやねん
おさまれる代にあふさかの山　尊氏

む　むくひぞと思ひしりぬる身のうきを
なにゆへなげく心なるらん　貫性

し　しづかなる夜のねざめにわが心
いかになりぬとかへりみる哉　直義

む　むなしともありともいはゞなか〳〵に
のりのまことを猶やへだてん　蓮智

さ　さとりとは我がこゝろぞときくにこそ

をろかなる身は猶まよひけれ　慶運

り　理即より究竟にいたる佛こそ
ひとつ心の玉と見ゆらめ　兼好

な　なか〳〵にをしへし後やとぶ鳥の
あとなき法にまよひそめけむ　行珍

む　むつのみちめぐる子の身ぞをぐるまの
法にあふべきたよりなりける　爲明

さ　さだめなき夢の中にもなをみゆる
ゆめやまことのこゝろなるらん

か　かにゝほひ妙なる道にあらはれて
みのりの花や春をつぐらむ　兼好

ふ　ふたつなきもとのさとりをとく法の
道はかた〳〵などわかるらむ　慶運

つ　つたへきて今みる玉やいにしへの
鶴の林のはなの下つゆ　頓阿

せ　せめてものめぐみとぞ見る三國まで
たきゞつきても殘すかたみは　爲明

む　むまれあふ契もふかく今も猶
雪のみかほのなごりをぞみる　頓阿

し　しらざりし法にもあへばわだつ海の
ふかき心をさとらざらめや　尊氏

む　むなしきは夢にうつゝのかはるとも
おもひわけしもまよひ成けり

さ　さめぬるとおもふばかりやへだつらん
ゆめもこゝろのほかのものかは

り　靈山の春のかすみに入月や
其曉にめぐりあはまし　行春

な　中々に吹よはりてや山かせの
雪になる夜はしづかなるらん

む　むすびをく契しなくばいかにして
かくあひがたき法にあはまし　實性

さ　さめぬればうつゝとおもふ心こそ
夢をもしらぬまよひなりけれ　行春

か　かゝげける人もさすがに絕せねば
代々にかはらぬ法の燈

ふ　ふけにける我にもしらで老らくの
かたぶく月をよそにやは見ん　行珍

つ　つたへきていまもあふげばわしの山
面かげのこる在明の月

せ　せきかぬる心の水のみなかみを

詩ぬれば又露だにもなし　直義

む　むかしにはなを立こへて君が代に
かゝげぞそふる法のともし火　高範

し　しかのそのわしのたかねに入月の
のこす光ぞ世をてらしける　頓阿

む　むなしきとおもふもそむきあるとまた
いふもいよ／＼違ふなりけり　尊氏

さ　さとりとてほかにもとむる心こそ
いとゞまよひの數をそへけれ　蓮智

り　理智ふたつある共何かわきていはん
さはるももとの心ひとつを　慶運

な　ながめやる外山の花やさきぬらむ
ひとむらかすむ嶺の白雲　道惠

む　むすぶてにごるばかりもなかりけり
ふかきみのりの水のこゝろは　慶運

さ　さやかなるむねのかゞみをいたづらに
くもると見てやなを迷ふらむ　行珍

か　かくしつゝおなじまよひのまゝならば
幾だひかうき世々をつくさん　實性

ふ　ふしておもひおきて思もかはらぬは
心の法のつとめなりけり　慶運

つ　つたへきて聞もはつねを郭公
み山にのみとなにたづぬ覽　兼好

せ　せきの戸はさゝでふり行和坂の
ゆきにやしばし道をとづらん　為秀

む　むつの道にまよふ心をてらせとや
光をのこすのりのともしび　和氏

し　しらざりき聞ずば如何にうたがひの
上にてやがてさとりありとは

む　村雨のはれ行跡のなかぞらに
こゝろもともにすめる月かげ　季行

さ　さめぬよの夢路はいつをはじめにて
今までまよふ身となりにけり　有範

り　靈山の付屬をいまもわすれねば
君がまもりて法ぞ久しき　直義

夫寶積經要品者、示二供養如來之眞理一、著二空寂自性之本元一、寔是修行大乘之直路、證得菩提之通門也、是以新書二一軸一、奉レ納二高野山金剛三昧院一、以爲二常住持經一矣、是中迦葉會分始則余自書レ之、其次夢想國師書レ之、優婆離會分則征夷大將軍書レ之、抑先年因二或

人感二靈夢一、以二南無釋迦佛全身舍利之數字一、各冠二和歌之首句一以詠レ之、既而成レ軸矣、爲レ令下彼詠歌之衆結中良緣上、寫二眞文於其紙背一者也、伏冀三十一字之綺語、契二當三藐菩提一、二十餘輩之歌人成二就二世願樂一、兼施二餘薫一普及二三界一、敬白、

康永三年十月八日

従三位左兵衞督兼相摸守源朝臣直義

右の短册時の住持の點檢を請て、一字をたがへず一行をかへず寫し畢ぬ、世の龜鏡とすべし、ひとゝせ烏丸亞槐此院に來訪ましまし、短尺御覽じける次でに、一首の詠歌を賜はる、　放鷗子

玄より玄に入て高野山
妙なる門を尋みしかな

短册作者考

光明院御製　六枚

人皇九十七代帝、治天十二年也、延元後一年、曆應四、康永三、貞和四、御諱豐仁、後伏見院第二皇子、母后廣義門院、左大臣藤原公衡公女、觀應二年十二月廿八日御出家、法諱眞常惠、改二眞惠一、于レ時御歲三十一歲、御戒師泉涌寺了舜上人、康曆二年庚申六月廿四日崩、御歲六十、御製七首編二于風雅集一、

左大臣征夷大將軍源尊氏公　十三枚

號二等持院殿一、贈大相國、足利讃岐守源貞氏男、伊豫守源家時孫也、法名妙義、延文三年四月晦日、五十四歲薨、詠歌編二于續後拾遺集一、

従三位行鎭守府將軍源直義　十二枚

號二大休寺殿一、鎭守府將軍權相摸守、則尊氏公弟、貞和五年十二月七日、出家法名惠源禪門、觀應三年二月廿六日、四十六歲而薨二于鎌倉一、詠歌編二風雅集一、

高階駿河守重茂　二枚

詠歌一首、編二于風雅集一按多多羅濱合戰之時、奉レ對二將軍一引二和漢兩朝之例一人歟、

權中納言爲明　七枚

二條家、權中納言爲藤卿男、權大納言爲世卿孫、貞治三年十月廿七日、七十歲而薨、詠歌編二于續後拾遺集一二首風雅集、三首新千載集一十五首新拾遺集之撰者也、

陸奥守顯氏　三枚

細川八郎四郎賴貞男、八郎俊氏孫、詠歌編二于風雅集一、一首新千載集一、二首

藤原少納言有範　五枚
南家儒者也、三位藤範男、式部大輔從三位廣範孫、詠歌編二于風雅集、一首新千載集二二首
長井大膳大夫廣秀　五枚
大江高廣男、縫殿頭貞重孫、詠歌編二于風雅集二二首
高階武藏守師直　一枚
法名道常、詠歌編二于風雅集一、
行珍　五枚
俗名二階堂信濃守藤原行朝、三郎左衞門貞綱男、下總守賴綱孫、詠歌編二于續千載集、二首風雅集、一首新千載集二三首
讃岐守賴春　三枚
號二先勝院殿一、細川八郎太郎公賴男、八郎俊氏孫、觀應三年閏二月廿四日、於二七條川原一討死、詠歌編二于風雅集、一首新千載二二首
權中納言爲秀　五枚
冷泉家也、藤原爲相卿男、大納言爲家卿孫、應安五年六月十一日薨、詠歌編二于風雅集一、
紀行春　五枚
法名祥最、權大納言爲兼卿家人、詠歌編二于雅風集、一首新千載集二一首
阿波守和氏　五枚
號二補陀條院一、管領細川八郎太郎公男、詠歌編二于風雅集、一首新千載集二三首康永元年九月廿三日卒、壽四十七、按時代相違、又云同五年二月十一日頓死、二說未レ知二孰是一、
道惠　五枚
俗名左馬頭源泰直、因幡守行直男、修理大膳權大夫親直孫、嘉吉元年六月廿四日、赤松害レ之、于レ時四十八歲、按普廣院殿義教公、亦法名道惠、雖レ然時代相違、此時未生以前也、
澁川丹波守貞賴　三枚
二郎四郎源義春男、二郎義顯孫、鎭守府將軍源直義舅也、
爾藤　五枚
此名未レ得レ讀、只寫二筆畫一而俟二識者一、
實性　五枚
實性寺法印也、法印長舜男、日向守源兼氏之孫、詠歌編二于續千載集、二首續後拾遺、一首風雅集二一首
蓮智　三枚

俗名宇津宮遠江守貞泰、常陸介藤原泰宗男、尾張守景綱孫、詠歌編二于新千載集一、一首

兼好　　五枚

左兵衛佐卜部兼好、則以二俗名一爲二法名一、治部少輔兼顯男、右京大夫兼名孫、詠歌編二于風集雅、一首 新千載集、三首 新拾遺集、三首 新後拾遺集、三首 新續古今集一、六首

頓阿　　五枚

俗名泰尋法印、仁譽男、仁尋孫、小野宮大納言藤原能實卿玄孫也、詠歌編二于續千載、一首續後拾遺、一首風雅集、一首新千載集一、四首

淨辨　　二枚

淨或作レ成、未レ知二是非一、日野兵部大輔國行仍孫、按察法印光成男、卿豪成孫、詠歌編二于續千載集、一首續後拾遺集、一首新千載集一、四首

慶運　　五枚

法印成辨男。詠歌編二于風雅集一、一首

光政　　一枚

秋山小太郎源光定男、太郎光朝孫、河原合戰之時、丹之黨與二阿保肥前守忠實一、互振二猛威一精兵也、見二于太平記一、

高範　　二枚

傳未レ考、但備後三郎高德歟、若然者將軍家之敵也、如何、

季行　　一枚

傳未レ勘、

粟飯原下總守清胤　一枚

又有二粟飯原下總守氏光一、今作二清胤一者改レ之歟、或別人歟、

右歌人都合廿六人、短冊百二十枚、

此外

醍醐三寶院大僧正賢俊　一枚

日野權大納言藤原俊光卿男、中納言資定孫、大僧正賢助資、詠歌編二于風雅集、一首新千載集一、二首

高野山通念集卷四之下　終

# 高野山通念集卷五

一無軒　道冶輯

○往生院谷

むかし此谷のうちに、往生院といふ寺有しにより、かく名づくと見えたり、舊記を考るに其院の願主さだかならず、只壇上の灌頂院建立の次手に開基し給ふといへば、大御室の御建立ならんか、今此の谷のうちに寺多けれども、いづれかむかしの往生院なる事をしらず、歎かはしきことにあらずや、

○如來堂

當院の御本尊は、信州善光寺の如來の尊容を鑄形として、聖徳太子御手づから鑄させ給ふと申傳へり、彼の善光寺の如來勅符をつけ給ひし後、世人容易拜み奉る事あたはざるにより、此如來を御前立とし、正眞の尊像ともあふぎ奉るがゆへに、人此の如來を佛祖(言は造佛の元祖なり、)とも申傳へり、ある時水内郡權田川原、刑部大輔といふものに夢中に告て曰く、早く汝が馬に乘り高野に登るべしと見えさせ給ふ、大輔夢寤め感幸し、御告にまかせ馬にのせ奉り登山しけり、又その比當院の住僧愛阿と申すありけり、同靈夢に感じ、如來を御迎の爲にとて、江州勢田の莊まで出けるが、道にて行逢奉りけるとなん、其時信州より高野まで、宿々の村邑より資粮を給し奉りしこと、あげてかぞへがたし、其の趣くわしく舊記に見えたり、則この寺にうつし奉りしより此かた、如來堂と人々よび來れり、如來をのせ奉りし馬、幾程なく此寺のかたはらにてなん斃けるを、則ち馬頭觀音とあがめて、すこしき禿倉(ほくら)にしるしをのこせり、

○蓮花寺

開基誰といふ事さだかならず、永仁年中、武藏の國主何がしとかや(法名忍阿)いひし人、遁世して此の寺にすみ給ふ、一とせ八月十五日、名月にむかひて觀念を凝し居給ひしに、明神正しく御告ありてのたまはく、汝如法修行のこゝろざし甚深也、讃州に伽藍あり綱寺と號す、十一面觀音幷五色の舍利あり、急き彼所にまいり求覓すべしとありしかば、忍阿御告にまかせて彼所にいたりぬ、おなじく綱寺の住僧も靈夢に感じて、本

尊舍利等を守り奉り送り來れり、終に此寺にむかへ奉りぬ、今の御本尊これ也、抑此尊像は、弘法大師御手づから彫刻し給ひ、御入唐のときも船中に常隨し給ふとかや、俗號ニ綱引觀音ト、此子細により彼寺も綱寺と申とこそ、當院傳來の寶物として、弘法大師御筆の烏髮の御影一幅、唐繪の涅槃像一幅あり、古老の云、此の所を峯の導場といふは、當山八葉のうちの一葉の峯なるがゆへとぞ、

〇小坂坊

開基誰といふことをしらず、中古稱光帝應永年中、紀州鬼ヶ城の主、淺里山城守實氏の次男知則發心して行運といひしが、那智山に登り、飛瀧權現を持念すること三歳、その後此院に來り、院宇の傾倒せるを再興し、常に彌勒の本誓に住し、七十有三にして滅度をとなふ、本堂の御本尊地藏菩薩は、弘法大師御入定三日以前御彫刻、是則末世の衆生能引導の主なり、況や又靑蓮の活眼より熾然の光明を涌出し、遙に彼の廟頭をてらし給ふの靈驗等、一々あぐるにいとまあらず、世人引導院の地藏菩薩とあがめ奉る、記文に詳なり、高野政所道圓、燈油田一ヶ所寄附す、本券に見えたり、弘和中なり、又應永八年天野郷敎圓といふが、是又供養舊記附す、甲州武田の御一家、當寺に恩顧を加へ給ふが故に、信虎公暫く此院に御止住の後、信繁公より芳書を給はる、其外御門葉御登嶺の時は、かならず高趾をよせられ、御靈座等を安置す、其の上勝賴公御書を下され、當寺に御由緒を殘し給ふ、幷制狀等あり、

一、信虎公幷信玄公壽像　二幅あり
一、勝賴公幷御臺所御曹子壽像　一幅
一、寶劔　一腰　信玄公御隨身
一、伊綱本尊幷法次第同　一冊
一、戰場法度之書同御自筆　一通
一、毘沙門同御具足守本尊　一軀
一、匕首勝賴公御隨身　一腰
一、大勢主菩薩同守本尊小野道風筆
一、觀音品弘法大師御筆同御前御守　一卷
一、阿彌陀觀音勢至中將姫の縫ひ佛舍利御守　一粒

右十種、勝賴公顧命とて、甲陽東郡慈眼寺より寄附す、其旨書翰にしるし、目錄等を別に附す、

一、幹緣書晴信公幷信繁、信廉、信是の御判形也、　一卷
一、詠歌之書　一冊

甲州柏尾山勝沼殿息女げいしゆあんりけい比

丘尼の手跡也、自書して以て寄附せらる、是勝
賴公幷供奉の衆辭世の和歌也、
一、江州淺井の御一家、尤も當寺の檀盟なり、故に代代御祈願の翰墨あり、備前守長政公の夫人、當院に寶塔一宇を營構し、千手の尊像を安置し給ふ、中比塔は火災にかゝりしか共、尊像は殘らせ給へり、又壽像四幅あり、秀吉公一幅、淺井久政一幅、長政一幅幷御臺所一幅、
一、崇源院殿、大將軍秀忠公の大夫人、淺井長政公息女、御靈屋、もと大樹秀忠公御創建なりしを、又御當代明暦年中の比、石の寶塔とあらため造らせ給ふ、しかれば本院女院の御所御祈願をもつとめ奉り、天恩を蒙ること彼來由によりてなり、
一、京極宰相高次公、夫人淺井氏の娘右の由緒あるにより、一とせ此の院に棲息し給ひしことありき、其後僧供の料をあて給はる、御書等現然たり、

○菩提心院

往生院のうち、西谷に美福門院の御建立の阿彌陀堂ありと舊記に見えたり、彼御骨を安置し奉るよし、され共年記しば〳〵重り、春秋いくばくか過し故にや、其所はいづこなりとさして知らず、ある古老の云、この谷の奥の墓所より左りてに圓山あり、此所をして御骨山といひける、猶尋ぬべし、

美福門院かくれ給ひて後、高野山に納め奉りける比、

續古今釋教 をくれゐて思ひやるこそ悲けれ
高野の山のけふの御幸は　俊成

美福門院御骨、高野の菩提心院へわたされ給ひけるを見奉りて、

西行家集 けふや君おもふ五の雲はれて
心の月のうてな出らむ　西行

又此谷に聖衆來迎院とて、醍醐勸修寺門跡成寶僧正、元暦年中に隱遁ましましゝ舊地あり、今に此の師の德風をあふぎ、法流を傳る僧侶多し、此例によりて勸門の御隱遁所として、西谷の院主をさだめ、法流補任狀等を給はる事也、むかし熊野權現の臣に、江の本氏の末豐前守、當院に本堂を建立せるにより、今に江の本堂と人よびきたる也、此寺に船板の名號とて、靈察とあふぎ奉るあり、弘法大師延暦年中御入唐の時、豐前の國守佐八幡宮に祈誓ありしに、八幡納受し給ふにや、六字の名號金色のひかりをはなち、船中に出現

し給ふ、則衆生利益の爲なればとて、大師みづから船板にうつさせ給ひしより此かた、俗に船板の名號とぞ申奉る、終にながく此所の鎭守とあがめ侍るもの也、くわしく緣起に見えたり、

○不動院

前大僧正快賢御隱遁の爲に開地し給ふ所也、その後年紀荏苒として舊蹤をとひ奉る人もなかりしに、一とせ東寺慈尊院眞照僧正、當院へ尋ねきたらせ給ひ、逆修位牌を安置し給ひ、先德の牌と一所にして彌勒の出世を期せんと誓はせ給ふ、其後弘法大師の御自筆の御影、幷讃語五言四句なるを寄附し給ふ、前門主寬海僧正御自筆に裏書等を懇にあそばされ、其の上僧正の御副狀などをなし下さる、其詞に云、勸修寺の門主の古跡、修鍊授法の靈瑒也、然る間先哲の風雅をかへりみ、法流の由緒を存し、且後世の龜鏡にそなへんが爲、圖繪する所の繪像、はやく寄附せしむるものなりといへり、扨又本尊不動明王は、大師の御作也、御衣木一本を二つにして、根本を以て此尊をつくらせ給ひ、末を以ては地藏尊を作らせ給ふとかや、小阪坊今號二十輪院一の地藏尊これなり、彼由緒により、むかしより今にいたるまで、正朔の禮參退轉なし、彼みなもとを忘れざるの義歟、

一不動の利劔一枚相傳し來れり、其由來を尋ぬるに、源義經の從者伊勢三郎義盛、勢州多氣郡井のうちといふ所の小鹽氏の人なるに、一とせ討死しけり、其子小鹽一丸といふありけるに、孤となりて後、年の長ずるにしたがひ、父の事を歎き、菩提を弔ひ奉らんが爲、父の記念とて殘しをかれし匕首七寸五分なるを母にこひうけ、當院に寄進せりとかや、

○三寶院

當院の開基は和泉阿闍梨明珠房源空の建立なり、每年三月廿一日、壇上御影堂へつまむぎの三寸を奉る、其始め大師御入定の後、いまだ御伯母は此山の麓にましましけるに、御手づから籾といふ物を一粒づゝはききよめて御酒に造り、御影堂にをくり給ひしより、今に絕えずと申傳ふ、其の御里より取たて申寺なれば、此寺の職として奉らるゝ也、

○觀音院

開基の先德諱といふこと未ㇾ詳、本堂の御本尊阿彌陀如來、幷觀音勢至、護摩堂の御本尊不動明王、幷二童

子、弘法大師御作中古後圓融院の御時、圓俊僧都この地の狹隘なるを嫌ひ、境内を廣めしに、乾の角にあたりて大盤石あり、此石を穿見るに、千手大士巍々としてましります、僧都奇異のおもひをなし、持佛堂に安置し給ふ、むかしより院の號をかくいふ事、寔に故ある勝藍也、則ち彼石を觀音石と名づけて、貴賤の渇仰おぼろげならず、又小法師などいへる能書も、當院をしろしめされしとかや、奥州の大守前中納言政宗公、羽州山形の守最上の先祖修理大夫源兼頼公、九鬼氏、曾我氏等代々檀契あさからず、中にも政宗公は信心あつくましまし、地を割て當院の僧供に給しまします、此ゆへに伊達の門葉等までも由緒を垂給ふ、當寺の靈寶什物等衆多にして、一々あぐるにいとまなし、

○遍照光院

當寺は高倉院の御宇、承安年中、湛増阿闍梨源種房開基也、第二世寛意阿闍梨、號二品親王、第三世阿闍梨兼意、眞言家の書の中、高野山成蓮院兼意と云ふも是なり、第四世心覺阿闍梨、佛種房と申は、安德天皇の御宇、當院に住持す、初は三井の法水を汲て、三觀の月をうかべ、後には八葉の蓮峯を擧て、兩部の窟をさぐる、此時當院に常喜院の一流を傳てより以後、今にいたるまで續々として絶えず、第五世顯覺阿闍梨、順德院の御宇の人也、この時仁科次郎盛家の室を佛母と號す、則ち當寺の本堂を建立ましまし、建暦元年二月十六日供養あり、其日より阿彌陀の供養執行すべしとて、三口の供僧をあて下し給はる、其後第十世に至て、阿闍梨覺斅、教王上人と名づく伏見院の御宇正應年中に住し給ふ、弘法大師の告により、諸方に唱て二百餘基の石の町卒都婆を建立ましまし、其の後頼慶阿闍梨宥賢房慶長の比、御菴室を出、當院に移住しましまず、碩德世に鳴り雄辨人をおどろかす、ある時洛陽の念佛者貞安、阿州渭津にをいて、念佛名號の談義を述て諸宗をそしり、殊に眞言は不成佛の宗なりと邪義を説く、國民耳をかたぶけ心を寫ぐ、阿闍梨速に船を艤し阿州にいたり、書を貞安にあたへて對論をせんと請ふ、貞安みづから不是なることを知て、面縛して罪をこふ、今世に傳ふ貞安問答是なり、其外德行あげてかぞふべからず、一生の著述帙にみてり、終に慶長十五年冬十月、豆州走湯山にをいて逝す、寶物また秘藏したまふ、中にも、

一、柿(こけら)不動の板

是は八祖大師傳來の白五字の板を、守護せしめん爲とて、弘法大師みづから彫刻し賜ふ尊像也、ある時異物隙をうかゞひ、白五字をとりてゆかむとせしに、不動みづからいかりをあらはし追付、後の山にて彼の邪惡を劔して つきとめさせ給ひしより、峯を劔先が峯とも劔が峯とも俗に傳へり、まことによしあることにや、しかれば此尊の靈應あさからぬ事とて、此板に淨墨をはき紙にすり、或は絹もてすりたてまつりて、あまねく世の寶となし給ひぬ、今も孟春下の八日には、寶號を一洛及唱へ、供養法まで執行し、此の尊を摺たてまつりしを各請せり、

一、あか井寺内にあり、是は眞濟僧正の自から刻らせ給ふとかや、明王の板をすり奉る時、此の水を汲で墨磨す、これながく常規とせり、

一、阿彌陀觀音勢至の三尊裏に摩利支天板

是は弘法大師金剛山に千日運歩し給ふ折から、石井寺にをいて、衆生濟度方便の爲、且群盲陣敵降伏の爲に刻彫し給ふとかや、しかるにいかなる由緒ありてか、此板寛永年中の比當院に送り來せり、其外名作の本尊畫像、世間出世の畫圖珍品等、毛擧にいとまあらず、

〇稻荷壇

昔日弘法大師、筑紫にて稻を荷ひたる翁にあひ給へり、直人にはあらずと御覽じ、何人ぞと問給へば、われは是京八條の二階の坊に侍る、二階の柴守長者と申ものなりと名乘せければ、大師さらば我が佛法を守り給へと契給ふ、其の後紀伊國田邊といふ所にて又あひ給へり、翁の曰く、靈山にて見奉りしなりとあれば、さも候ひなんと大師答給ふ、稻荷大明神申されけるは、我は魏の國の大臣也、無福の衆生をすくひ、佛法を愛する故に、此の國に渡れり、八條二階觀音堂、福子稻富が家に寄宿し侍るなりとあれば、大師言く、我は皇帝の御願所東寺を賜ふて、佛法を其所に興す、必ず來りて守護し給へと御約束あり、其後柴守長者東寺にまふでけり、大師ことに饗應し給ひ、赤飯をすゝめ、法樂のために法花經を講じてきかしめ奉らせ給ひけり、則ちいざなひて先巽の方へをもむき、今の稻荷山へのぼり、爰にて王城を鎭護し、我法をも守らせ給へと、ねんごろに約諾しかへらせ給ひ、小祉を

造て大師額をあそばしまいらせ給ふ、今御祭の時神輿に是をかけらる、彼の二階は今の御旅所とかや、筑紫にても都にても、大師稲荷にあひ奉らせ給ふことは、巳の日なるがゆへ、それより緣日とす、かゝる御契約のほどを感じ、いつの比にか此所に稲荷大明神の小社を勧請し、稲荷の壇といふもこのゆへならんかし、

○覺鑁池

正覺房覺鑁は、弘法大師のむかしの跡をしたひ、此山に登臨し、傳法院をとり立、龍花三會の曉を待て、入定し給はんとありければ、本寺の僧徒あつまりて、大師の外誰人か我朝に定に入れるはある、中にも世くだりて、我山にいかなる行德のあるものなりとも、いかでか大師の御まねし侍るべき、いざ傳法院へよせ、かの覺鑁が入定さまさんと、をの〱俄によせにけり、覺鑁の門徒ふせぐべき力なくて、ちりぢりになりぬ、本寺の僧入定の所にみだれ入て見るに、不動尊二體おはしましけり、一體は覺鑁日比に安せられし本尊の不動にておはします、今一體は此聖の化したるとおぼゆ、たゞし何れと見分がたし、如何すべきとてためらひけるに、或る僧一體の不動をさぐりたてまつりければ、少し溫たかにおはしける故、これぞ覺鑁よとて太刀にて切りけれ共、露きれざりけるを、なにかはとていたくきるほどに、上人も身をかくさんがために、此池へ入水し給ふといひ傳へり、さるによりて俗に覺鑁池と云、〔委しく龍生院の下に見えたり、〕其の後覺鑁は同州根來寺にうつり給ふとかや、されば此覺鑁は只人にてはいませざりけると哉らん、平氏將門の後胤也、比丘の教にまかせ、一度此山にのぼり、定尊阿闍梨を師として、密學を極め、傳法院を建立し給ふゆへに、住持のことを以て王庭に奏聞せんとおほしめし、宮門の邊にたゝずみおはします、其比天仁上皇鳥羽院御悩のことありて、ひそかに法救を弘法大師にいのらせ給ひしに、則御夢にひとりの沙門南方より來らせ給ひ、手に柳の枝をとり香水をそゝぎ給ふ、御夢さめて後御悩愈させ給ふ、適々宮門をかへり見させ給ふに、覺鑁いまぞかりけり、其形正しく御夢のうちの僧に少しもたがはず、あやしみ思召、其來由を尋ねさせたまひ、崇敬日々にさかんなりとかや、上皇莊田を捨て、ながく根來寺の學侶に充てさせ給ふ、其外靈異あ

げて數へがたし、終に康治二年十二月十二日に、四十九歳にして遷化ましましけるとなん、

○地藏院

當院は勸修寺嫡流、尊海阿闍梨（名改二仁濟）持佛堂の舊墟なり、御本尊地藏菩薩を安す、（地藏房ハ小野篁の作也、）嘉元年中司烜職をうしなひ、院宇遺火ありし次でに、本尊を南谷補陀洛院に移し奉りぬ、補陀洛院主慶賢阿闍梨、供花燒香のつとめをこたらざる事三年に及べり、其の後地藏院再興ありて、本尊を舊地へ送り奉らんとする前夜、薩埵自ら夢中に現じ給ひ、慶賢阿闍梨に告て曰く、三年の間誠悃正に感ずるに堪へず、我今汝に西方往生の印明を授與せんとて、四印二明をまのあたり傳へ給へり、慶賢夢中に奇異のおもひをなし、隨喜信受禮拜恭敬し奉り、覺て後彌念々をこたらず、今に至るまで志ある人は、受持し相承し來れり、何れの御時にかありけん、關東下妻の領主田賀谷太夫のなにがし、高山登山の志ありて、紀の川の邊迄來られしに、折節五月雨降つゞき、水かさまさりて津渡を得ず、空しくかへらんとせしに、いづくともなく小比丘一人現前し、船を艤ひ太夫を渡し、同道して此院に來れり、後に太夫彼の小比丘を尋ねもとめ、寺僧に其狀を語りしに、人々駭異しけり、さて持佛堂の邊に、ちいさき泥足のあとまさしく見へぬ、しからば此の薩埵の見に引導ましましけるよと有がたく覺へ、それより下妻の領にとなへて、人々同く此院へ歸依し奉るべきよし申されけり、今に其由緒絶ずとぞ、寔に田賀谷氏は因ること其親を失はざる人なれば、其所領の地民も、ながく宗とする所の正しきを得たるは、あさからぬ事也、さて又當院に佛舍利十三粒安置せり、是東寺御舍利三百三十粒の內を傳へ來る由、當院の舍利の緣起にも見えたり、其傳來明白也、又如來の右眼の御舍利一粒、同安置す、まことに希代の重寶也、愚竊におもへらく、誠に如來の遺身を拜し奉るは、駄都に過たる物なし、然れ共家ごとに貯へ、戶口に奉ず、是れ邊地末代に流傳し、六種四生に周偏して、ひとしく利益を授けんが爲とは云ながら、何ぞかくの如く多かるべき、當院の御舍利のごときは、其傳來正しく、其品他に異なり、疑地に涉る類ひにあらず、かゝる御寶こそ眞實なるべけれ、我等ごときまのあたりに如來を拜み奉る事、碎身の御方便によらずんば、三千餘年の今の世

に、なんぞ生身を供する人と、福正等にしてことならざる事を得んや、適悦のあまりいさゝか詞を寄奉りぬ、

○阿及院

開基高隣大法師、（高亦後改杲）弘法大師上足の御弟子也、高雄の三綱の文にも、禪師杲隣を拔て爲二上座一とあそばされたり、中比伊豆國走湯坊幷修禪寺を草建せらる、大師御入定の後當院をかまへト居し給ふ、（其比は東西の隣寺、慈藏院、寶持院、一院たり、後三ヶ寺に分る、）親行のいとま阿及羅尊を刻彫せり、則この院の本尊とあふぎ奉る、實に易からざる御事也、隣公入寂の後、遺弟四十九院を修造して、末世不忘の遺跡とあがむ、且又三ヶ院各彼尊像を摸寫して、常に恭敬の法樂をつとむ、

○寶積院

本は高顯院といへり、御本尊弘法大師の御影、この尊の靈驗勝て計ふべからず、一時失火急に來るに、御すがた彷彿と現じ給ひて、纔に瓶水をそゝぎ給ふとみれば、猛火立どころに消滅し、終に其急難をまぬがる、誠に奇異の靈尊なれば、人皆渇仰せり、開祖は眞純阿闍梨、（近江國志賀の人也、）初め叡岳に攀て台教一實の旨を學び、壯年の後寂圓阿闍梨に就て秘密曼荼の教風を請益し、其後當山に來り此地を草創して、四上持念怠る事なく、五部の陀羅尼口に絶ることなし、終に八十八齡にして掩化ありとかや、寂圓阿闍梨自書して與へ給ふ大毗盧舍那經住心品一卷、五鈷金剛杵一箇此の院に留め給ふとかや、中古の阿闍梨開心名德三密、禪念の餘暇每日法花經を讀誦せらるゝ事二十餘年、ある夜夢見らく、寶積菩薩飛來し給ひて告て曰、我昔の四佛知具は即ち阿字四轉の妙德なり、善哉善哉、今秘密一乘の師止觀圓頓の教旨を重んずる事、益つとめてをこたる事なかれ、我も又この寺に住して、共に佛法を擁護せんとの給ひしとぞ、覺て後彼の菩薩を恭敬禮拜し奉り、寺を寶積院と改名せりとかや、

○萱堂

當院は念佛者覺心と申人のト居の地となん、此覺心は紀州由良の湊の漁者、（一說に下野國奈須野氏七郎親張、）發心せるなり、初め法燈國師（信州神林郡の人、常澄氏の族なり、）いまだ小なりし時、東大寺にをいて出家受戒し、當山にのぼり三密をまなび、又金剛三昧院の行勇を師とし、建長のはじめ入宋し給ひ、同六年に歸朝まし〳〵けり、再び當山の故居に

かくれまします、ある時は鷲峯に往來して妖魅を降伏せしめ、或は熊野妙法寺にのぼりては、青天に忽に星みえ祥雲降り覆ふ、終に鷲峯にをいて西方寺を建立まします、此の時由良の湊の漁者、國師に向ひて平生の罪業をなげき懺悔し隨喜す、爰にをいて發心して國師にしたがひ、師資の契約あさからず、寢飡を忘れてつかへ給ふ、國師則名づけてのたまはく、我が名も覺心、汝も又心をさとれば覺心よとよび給ひしより、いよ／＼尊とく覺へて、信心をこらしむ、其の後國師は相州にくだり、上都にゆき給はんとせしに當て、覺心に宣く、汝は高野にのぼり我を待べしとあれば、此旨にまかせこの所に來り、終に一把の茅にて庵を結びすみ給ふ、

引寄て居ながら結ぶ萱の庵
解ればもとの野原なりけり

ある時異相の老翁來りて告て曰く、善哉上人斯に來る事、此是前佛の聖跡なり、我永く擁護せしめんと云云、（此言別に記文あり）後黑白の二犬來りて地を穿ことやまず、度を重て所をおなじくす、怪しみて猶ふかく探るに石函あり、急ぎひらき見れば石をおさむ、青色にして琵琶の槽の文字、上に上品上生の四字あざやかなり、冥感銘レ心秘して置事本のごとし、今の築山の在所是なり、又魔民來て上人につかふ事三年、後本に歸して法を受とかや、其後國師上都より此所に來り、

をのづから心のすむか身の住か
萱が下葉の在明の月　法燈國師

返し

をのづから心もすまず身もすまず
茅が下葉の露の月かげ　覺心

此の故にかや堂と俗にいひつたひけるか、覺心つねに鉦鼓をならし、六字の御名をとなへ、念佛三昧に入りて居給ふ、時に山の僧徒、我が大師御入定より以後、鉦鼓をならすこと、いかばかり法外なりとのゝしりあひて、つゐに此かねをとり谷にすてければ、此かね忽ち飛行し夜なよなひかりをはなち、日を經て止ず、人々奇異のおもひをなす所に、またもとの如く此院にかへり、本堂のはしらにかゝりしをおさめをきぬ、夫より何の事もなかりけるとなり、さるによりて此かねを飛鉦鼓と、今の世にいひもてはやすも此いはれ也、（又曼陀羅堂の下に見えたり、）又いづれのときにかありけむ、筑

紫松浦のなにがし、發心して高野にこもりしを、刈萱道心と號するよし、婦人小子のもてあそぶ雙紙に見えたり、信ずべきにはあらねども、若し此かや堂に住せるより、さいひなせるか、追ておもふに覺心の居住せると、松浦氏の居住せるとの年代、いづれか前後といふこと未ㇾ勘也、

御本尊は即ち千手觀自在薩唾、（本尊の事記文にあり、）後深草院より上品上生の勅額をくだし給はる、（號して深草山安養寺成竹院といふ、古に名づけ萱堂と云、）又近衞藤相國上人に命じ道を探り、則大宋國より持來の觀音大士をゆづり給ふを、後又櫻禪閤此ところに移しつたへて今にあり、閻浮檀金の靈像なり、又一條禪閤より寶物寄進ありけるとき、一首の詠歌に、

まことかやたうときことの數々を
高野の山につくせりと聞

又延文二年の春、大師の靈夢により、毎月一日より六日まで、奥院御廟所へ御茶湯をたてまつる、昔し寺中いかなるゆへにか糧つきなんとす、池中の藕をとりて食ふ、後觀音の御手を失す、あやしみてこれをたづぬるに、池底の泥の中に御手を得たり、かゝる奇異なることを感じ、藕を絶て調することなしとかや、

○密嚴院

當院は鳥羽院の勅願として、長承年中創建し給ふ精舎也、開基覺鑁上人也、則この院にをいて觀念成就し給ふ秘密道場なるがゆへに、上人を號して密嚴先德と申たてまつり、院號をかく命じけるも由ある寶坊也、（粗見于元亨釋書、其外上人の行狀傳記等諸書に見えたり、）其後保延年中一時の變にかゝり、院宇幾破毀に及べり、しかれども舊蹤の泯せん事をかなしみ、今はわづかにむかしの萬が一をのこせり、靈貨數種ありといへども、其中上人の畫し給ふ倶利伽羅明王の圖像、并五智房融源の畫賛上人の肖像等を珍藏せり、其の外弘法大師石油にて點したまふ五大力明王、并阿遮羅明王の千體佛はたぐひまれなる靈尊なり、また當麻中將姫はすのいとの淨土九品のまんだらあり、これ又諸人の識知せるところなり、

○地藏堂（四十九院と云）

建立花乘上人也、本尊地藏薩埵は、弘法大師承和二年三月十九日に、御手づからきざませ給ふといひつたへり、御光は盆なり、相傳ふ往昔大師天川の辨財天

に、千日御參詣ありしに、天女法樂の深厚を貴み、如意寶珠牛王三のたからを盆にもり大師に附屬し給ふ、しかるを此尊の爲に、其の盆を先に用ひさせ給ふとかや、歲曆縣邈にして三のたからも展轉し、牛王のみ殘りて院の珍とす、大師奧院に御入定し給ひしを、此の尊いさゝか顧視し給ふとかや、于ㇾ今御くし、すこしかたはらを見まはさせ給ふ體也、俗見向の地藏と云、又開眼地藏とも云、十九日を緣日とするもこのゆゑなり、又この尊は阿字形なりといふことあり、秘密のことゝてあさ〳〵しくは傳へ給はず、まことにたうとき事とぞ、

一、當山の人々身まかりぬれば、奧院に送る也、かならず此の尊の前を過るに一磬をうち、加被をかふ事も往古よりなし來れるとみえたり、ゆへありてこそ、古人のかくしたまへるならし、

○寶幢院谷

昔日法花房上人鍐阿、この谷に寶塔三昧院といふを建立し、丹後の二位を以て願主し給ふとかや、其後寶幢院とあらためたるよし舊記にしるせり、又一基の塔婆あり、是も同く上人の建立といへり、是等の由緒により、此所を寶幢院谷と命ぜると見えたり、されば其寺今は亡たりや、又再轉して他の號を蒙りたるや、明かに知る人なし、暫らくしるして後人の考を待ものなり、

○芝坊今明王院

開基實應上人、白河院承保二年二月十日入寂、御本尊不動明王、弘法大師の眞毫なり、むかしは武州岩附に御座ありしを、中古故ありて當院へうつせり、則尊像のかたはらに不動尊の三字を記せらる、然ば大師の御筆たること明けし、元和年中仁和寺法親王、寶輦を此山にめぐらせ給ふとき、此の尊を御高覽に備ふ、親王令旨をくだし給はり、當院の號を明王院とあらためさせらる、さて又梵文の兩界の曼荼羅二幅、これも大師の御筆なりといへり、又影向の明神の尊像一幅は、如法上人の親筆とかや、委は本中院明王院の下に見えたり、弘法大師の尊像一幅、これもおなじく上人の筆跡とて傳來せり、

○龍生院

開基分明ならず、御本尊毘沙門天、佛工春日作也、昔年院宇に火ありしとき、此の尊も灰燼とならせたまふにやと、住侶悲涙をおさへうちむかひければ、後の山脚に相好端嚴にして立せたまふを拜見し、奇異のおもひを

なし、適悦の顏を解て抱き、急ぎ假殿をかまへ安ず、今現に尊像の背焦ておはしける事、諸人の見聞するところ也、又庭前の龍池は、其の形鑁字を表して、智水とこしなへに湛へ、旱魃にも其底を涸すことなし、往古より神龍すんで、永く慈尊のあかつきを期すとなり、代々の住侶毎月一度づゝ前行潔齋して、清淨の供具をそなへ、此の池頭にむかひ、彼神龍を勸請したてまつれば、至誠感應ありて、其長八寸ばかりにして、頭のあひだ金色なる神龍かたちを現したまふ、則瓦盆に水をため、其中にうつしたてまつりて、佛壇にあがめをき、法味などさゝげ、一晝夜經てのち、又本の池中にかへし入たてまつりけるとかや、立詮法印龍の圖像に賛して曰く、

擁㆓護山房㆒鎭㆓一泉㆒、　神龍蟠屈定多年
兼知芳契慈尊曉　後會期遙九五天、

又昔日覺鑁上人定に入らんとせしとき、一山の僧徒上人をいましめんとせしにより、身をかくさんがため、稲荷の池に入水し給ふ、（今に覺鑁池と號す、）それより此龍池へ出給ふ、其の時の住侶一法律師、上人を袈裟の裏にかくし奉ければ、上人感喜のあまり、阿舍羅明王の秘印秘明をさづけ給ふ、しかしよりこのかた、二十五世の今にいたるまで、此の院の住職を得る人は、唯授一人と傳來しけると也、稲荷池と龍池と、其間山を隔てはるかなりといへ共、覺鑁池の塵をはらへば、此の龍池も濁り、龍池すめば彼池も又いさぎよし、龍生院と號するも之によりてなりとかや、

○光明院

開基大進法橋行清也、其の時は人只長吏坊とのみいひけり、（行清行狀、粗盛衰記に見えたり、）中古快尊法師住持し給ふ時、相州小田原より當寺へ阿彌陀如來一體送り來たせり、今の本堂の本尊是なり、此如來の所由を尋ぬるに、相州小田原に河野氏のなにがしとかやいひし人ありけり、ある夜獵の爲に山中ふかく入しに、あやしきひかり見えぬ、かへりて里民にかたりけるに、さればとよ、其ひかり夜な夜なありしを、われもみつ、人も見つと各々あやしみけるといへり、何某不思議におもひ、又ある夜彼山に徘徊し、妖化にてやあるらむと、物の隙より潜にうかゞひ見るに、光明のうち種々の異瑞現ぜり、其光の所をよくしるして、夜のあくるを待、其の所を穿ち見るに、如來をほり出し奉りぬ、有

がたく尊とく覺えて、我屋に荷負し奉り、それより世の人この如來を光明阿彌陀と申ける、ある夜如來彼なにがしに告て宣く、我を高野に送るべしとあらたに示現まし〳〵候ゆへ、みづから守り奉り、登山して此院に來り、快尊法師の德儀をたふとみ請待せり、于今いたるまで河野氏の由緒續々たり、扨又當院に靈貨あまたあり、中にも弘法大師の御筆の毘沙門天一幅、これは阿州大守蜂須賀蓬庵居士、年來持念し給ひし尊像なり、然るに居士ゆへありて、當院にしばらく閑居まし〳〵つゝ、檀契深く結ばせ給ふがゆへに、此の尊を寄附し給ふ、幷當院を再興せり、且又しろしめす郡內にをいて、灯油の田を喜捨し給ふ、此ゆへに今の松平氏阿波の大守、むかしの例をたがへ給はざる事、誠に淺からざる誠心也、この院に住持する輩、彼居士の御菩提を祈念し、晨夕の勤行懈る事なし、

○瀧口入道隱居梨坊幷多聞院の事

按に平家物語に、齋藤瀧口入道時頼發心の事をかきけるに、時頼本は小松殿の侍たりしが、十三のとし本所へまへり、建禮門院（高倉院女院永子、平清盛のむすめ、）雜司横笛（神崎の遊君長者の）むすめ、といふ女あり、瀧口これを愛せり、父茂頼いさめければ、瀧口申けるは、夢幻の世の中に、見にくきものを片時も見て何かはせむ、おもはしき物を見んとすれば父の命を背くに似たり、是善知識なり、しかし浮世をいとひまことの道に入らんとて、十九の年髮をきりて、嵯峨の往生院にをこなひすましてゐたりける、横笛此よしを傳聞てあくがれ出、爰にやすらひかしこにたゝずみ、尋かぬるぞ無慚なる、住あらしたる僧房に、念誦のこゑしけるを、瀧口入道が聲ときゝすまし、具したる女に案內せさせければ、入道このよしを物の隙より窺ひ見て、やがて人を出して、全く是にはさる人なし、若し門違にてや候らんといはせければ、横笛情なくうらめしけれ共、力およばず、泪ををさへて歸りける、其後入道、たとひ一度は心づよくとも、又もしたふことあらば、心もうごきなんと思ひ、嵯峨をば出て高野に登りけり、彼の横笛もやがてさまをかへぬるよし聞へしかば、

そる迄は恨しかども梓弓
誠の道に入ぞうれしき　　瀧口入道

返し

そるとても何か恨みん梓弓

　　引とゝむべきこゝろならねば　横笛

其後横笛はならの法花寺に有けるが、其おもひのつもりにや、幾程なくて終にはかなくなりにけり、瀧口此よしを傳聞て、いよ／＼深くをこない居たりければ父も不孝をゆるしけるとかや、

又盛衰記を考るに、時頼嵯峨の奥法輪寺に出家し、法名阿淨とあらため、をこないすまして居たりしを、横笛尋行、あらしに伴ふ曉の鐘、今宵もあけぬとうちひびき、月にかゝやく紅葉ばも、幾重軒端につもるらむ、おつる涙にしぐれつゝ、袖をしぼりてとひよれど、あるじの僧はしたなく、なしと答へて出さねば、うき身の程もあらはれて、今は人を怨むるに及ばず、さすがあけ行空なれば、人の爲つゝましとおもひつつ、

　山ふかみおもひ入ぬる柴の戸の
　　まことの道に我をみちびけ

かく讀すてゝ、此の世の見參はかなはずとも、朽せぬちぎりにて、後の世には必ずと、なくなく都へかへりけるが、つれなくながらへて、よしなきものをおもふべきかと思ひければ、桂川の水上、大井河の早瀬、御幸の橋のもとにて、とし十七と申に川のみくづとなりけり、入道此のことを聞、水練をかたらひて、女の死骸をくゝりあげ火葬にして骨をひろひ、首にかけ山々寺々修行して、こゝにかしこにおさめける、いかにも都近ければこそ、かゝるうきことをも見きくとて、高野山に登りつゝ、奥院に卒都婆を立、女の骨を埋み、我身は寳幢院の梨坊にぞ住しける、異本には（蓮華谷、小松大臣の建立、）又いはく、横笛は法輪寺よりかへり、髪をおろし雙林寺にありけるに、入道のもとより、

　しらま弓そるをうらみと思ふなよ
　　まことの道に入れる我身ぞ

といひたりければ、女かへしに、

　しらま弓そるをうらみと思ひしに
　　まことの道に入ぞうれしき

其後横笛尼、高野の麓天野に行て、入道のけさ衣すゝぐとかや、瀧口入道は高野に籠り、五六年にぞなりけり、しかるべき人々は、瀧口入道といひけるを、一家のもの共は高野の上人とぞいひける、

右平家物語にしたがへば、清淨心院の聖の坊に住けるとあれば、多聞院なるべし、入道の塚してかたはら

しつらひ殘しをけり、又盛衰記には、寶幢院谷梨房と見へたり、今の來藏院、この寺の舊記をうかゞふに、後白河帝の勅願として、鑁阿上人の住し給ひけるとかや、時賴法名阿淨の位牌などもあれば、此院にてもあらんかし、彼入道嵯峨より此所に來り、今ははや橫笛も尋まじきとやおもひけん、

高野山名をだにしらで過ぬべし
うきをよそなる我身なりけり

橫笛猶執心ふかくして鶯となり、此の寺の前なる井筒に來りて鳴けるとかや、其とまりたるといふ紫の石今に現然たり、まことに葛城の高間の寺の僧の弟子、なくなりて後鶯となりて、初陽每朝と囀りしとかや、日本紀にしるせることなどおもひ出、あはれにぞおぼへしか、其後かの鶯も庭前にてなん死しければ、入道其爲に阿彌陀等の三尊を彫刻し、中尊の御ぐしに鶯をこめけるゆへ、鶯阿彌陀といひ傳へり、今寶幢院谷の堂に安置せる是なり、愚おもへらく、兩書の數說いづれか是なることをしらず、博雅の君子の評を待ものなり、

○常慶院

開基入道心月房覺蓮なり、建立の檀主は和泉前司隆行なり、しかるに七代以前の住持明山は、大通院と號して鈴木小太郎の三男なりとかや、依レ之古老因に語らく、元祖鈴木三郎重家舊緣の寺也、又曆應元年六月、備後の國宮下野守兼信登山まし〳〵、本堂建立ありしと也、法名は玉峯となん申ける、其後文明年中に水野藏人佐再興し給ふとかや、當院の重寶十念法號は、弘法大師御筆として、都鄙そのかくれなし、殊にその紙背に法然上人自から筆を染させ給ひ、證文をあそばさる、其の詞に曰く、

空海御筆也（建曆元年八月十五日）　源空御本尊也

又法然上人一紙の文を以て、萱堂の覺心上人に此の名號を賜はるとて、

弘法大師一生一幅之依レ爲二御本尊一、十遍名號愚僧爲二臨終正念一雖下奉二安置一候上、貴僧於二其山一念佛弘通之趣 殊勝存候間 讓渡申候、至二末代一成佛院可レ爲二常住物一者也、一筆如レ件、

建曆二年正月　源　空在判

覺心上人

かくありといへども、いかなるゆへありてか成佛院

をいで、今當院に傳來せり、惣じてかゝる濟生の寶物は、公共の物としてながく世に傳はり、廣く衆をすくふを本とせるなれば、泯滅せざるを貴べるが故に、かなたに有しがこなたにありとも、なんぞ隔別のおもひを起し奉らん、たゞ信心に歸して持念するを、正當の人とはいふべし、

○清淨心院谷

平宗盛公此谷の中に、寺など建立しけるによりてなりとかや、谷の名を清淨心院といふ事、異說あれば記し難し、

○北坊

當院は八嶋大臣宗盛公の建立、開基の名德分明ならず、弘法大師自ら御作の塑像を本堂に安ず、其の傳來等たしかならずといへ共、人力の及ぶべき製作とは見えず、其上御肩のうへに微雲管といふ文字をしるし置給へり、うたがひなき御筆法也、古老傳ていはく、大師御入定の前一日、末代諸弟子の爲に此像をつくらせ給ふるゆへに、今俗に二十日大師と申奉るとぞ、

○赤松院

往古は山本坊といへり、開基何人といふことを知らず、御本尊は大日如來たりといへども、中古十一面觀音を安置す、赤松則祐、播州補陀洛山中山寺へ三十三體の觀音を造立し給ふ、其一佛也、元弘年中一品兵部卿尊仁親王、後醍醐天皇第二皇子、芳野より當山へ潜幸ありけるに、千手院德善院の下にも見えたり、赤松律師則祐供奉し、當寺にしばらく寄宿ありけるより、寺を赤松院と號し、月潭圓心則村代々檀越の約束深く〳〵、建武年中の比、住侶快實法師に課て、寺院を再興し給ふ、奉行野中八郎貞國其時節播州多河郡高田井村同賀西郡網引村前莊にて數町の田畝をなげうち喜捨し給ふとかや、應安年中の比は、左近將監義則の仰に依て、住持快辨阿闍梨に、播磨美作備前三ヶ國寺社方の司令、相計べきなど、命じ給ひけると也、寔に時の歸依大形ならず、其由緒今に絕ず、筑後久留米の城主、有馬中務大輔賴元公、先靈の跡をしたひ、當寺を以てながく御菩提所となし、誠志あさからずぞ侍る、靈寶珍器秘藏せり、枚擧にいとまあらず、

○萬荼羅堂

昔日誰の開基といふ事明ならず、淨土の九品の曼陀羅一幅傳來せり、代々いひ傳へしは、弘法大師和州當

麻寺にをいて、中將姫にあはせ給ひしとき、彼寺の萬荼羅を、天平寶字七年に繕寫ありしまんだらなりとぞ、いかなるゆへありてか、此寺に來れるや、よしを知らず、まことに希代の靈寶也、幷まんだら抄三十卷あり、又中將姫の御自筆とて、藥師如來幷十二神の像一幅、又大師御筆のくりから不動、赤帝龍王、白帝龍王の像共に三幅、菅丞相御作の十一面觀自在の木像一軀、これみな重寶として現然たり、昔より此の堂にをいて念佛を執行し、六時の勤をこたらず、今に至るまで相續せり、又此院に云傳ふ、萱堂の飛鉦鼓この所へ落けるをとゞめ置しとて、今猶見にあり、

愚案に、此一事萱堂の傳來には、彼鉦鼓もとの如く飛かへりてけるといへり、今且らく兩說を存して後の參考に備ふ、

又黑谷法然上人も、此の堂にしばらく閑居ましましけるとかや、其時よりとゞめをかせ給ふとて、珠數一れんあり、手澤新にして香氣芬馥たり、

○蓮花谷

むかし此谷變じて淨土となり、池中に蓮花を生ずるが故に、其名を得ると見えたり、

○隨心院

當院開基、石淸水の成淸法印、行狀粗東鑑に見えたり、建立也、本堂の御本尊藥師如來、弘法大師御作なり靈驗あらたなるがゆへに、一山の僧侶歸依し信仰し奉る、むかし平の景亮の母氏尼公塔を建立せらる、其の後火ありて又阿彌陀佛後乘坊重源也勸進して再興ありと舊記に見えたり、かゝる事ありし跡さへ今はなし、

○五大院

開基不ニ分明ナラ、延久年中に行圓沙門といへるは、泉州の人、小野僧都成尊にしたがひ密法を學び、南北の京に抖擻し、常に五大明王の呪を口にたやさず誦し給ひぬ、晩年偶々この峯をよぢ、奥院に詣でたまひ、此地のほとりを過ぎ給ひ、寺院の古跡なることをさとり、自からあはれを催し、樹下一宿し給ひぬ、すでにしのゝめの空もあけわたるに、嶺の南にあたりてあやしき雲たなびきけり、尋行て見給ひしに、こぼれたる堂のうちに、五大尊の靈像暴露せり、奇異のおもひをなし、年來持咒の功むなしからざることを感じ、堂を修覆し尊像を安置せり、又此の地にをいて一宇を營構し、同く五大尊の像を本尊とあがめ奉り、いよいよ修力

をはげましまします、終に天仁元年三月廿八日遷化せり、まことに行圓にあらずんば誰か此院を再興してん、又この院によつて行圓が志しを見ることを得たり、其後法印澄喜より奥州葛西の菜檀契あさからず、寺院も益繁榮せるとかや、

○知識院

當院の開基たれと云事明ならず、按に平家物語に、熊谷次郎直實遁世して後（名改蓮生）當山に登り、蓮花谷の傍知識院に寓居して、行ひすませるよしくわしくみえたり、寔に名將の舊居なれば、今に至るまで其名現然たり、直實の殘しをかれしとて、寫眞一幅、（是は當院にて水鏡してかゝれるとかや、其水鏡にしたまふ井とて、今見に當院の庭前にあり、）匕首、（銘は則氏）弘法大師御筆の六字名號一幅、（常州河越と云所にてあそばされしゆゑ、入川越の名號といふこれなり、）代々當院の靈珍とす、蓮生ある時和歌を詠ぜしは、

約束の念佛は申まで候よ
　やらふやらじは彌陀のはからひ
いにしへの鎧にまさる紙衣は
　風の入矢もとをらざりけり

又彼の敦盛の死骸を經盛の許へ送り致せしに、其謝書一通近年までありしに、藝州毛利氏につかふまつる熊谷伊豆守信直といふ人、先祖の故事を認て當院に使を來し、乞請て于今傳持せらるゝと也、聊か恩禮の爲に貲粮を運送せらる、

一、菅丞相の親筆の自影　一幅

是は相公安樂寺にましましゝ時、天拜山にのぼらせ給ひ御祈ありしに、一夜のうち白髮にならせ給ひし御影とかや、當國根來寺の僧傳來せしに、ゆへありて當院の靈寶とならせ給ふ、

○來迎院

曩祖は清算法師、御本尊は阿彌陀如來也、清算つねに彌陀の三摩地に入て、安養界に往詣せんことを期して、勤念をこたらず、ある時瑜伽のうちにをいて、親（まのあた）り三尊如來を拜することを得たり、かゝる盛事都鄙にかくれなく、各々瞻聽を聳かしぬ、叡岳の僧都惠心此事を聞及ばせ給ひ、すみやかに當寺に來り、同く信心を凝し苦練まことに頭然を救ふが如くにはげまし、本誓に住しましましけるに、忽ちに又其の眞儀を拜し給ひけるとかや、僧都感氣のあまり、みづから靈像を妙剟し奉り、清算法師に附屬しましまし、終に當院の本尊となし給ふと也、其時より扁して西方寺

來迎院と號す、其後小松三位重盛卿の適孫、法童丸此院に寓住し給ふとかや、近代慶長寛永の頃、良昌法師住持し給ひ、勤修のいとま屢和歌を詠じ給ふ、其篇什積て卷を爲す、實に悃誠のいたり、冥慮にかなひ非類を感動することも亦尠からず、今人口に膾炙するもの多し、當院に靈貨あまた秘貯せらるゝといへ共、枚擧に暇あらず、

○丈六堂

堂の御本尊丈六のあみだ如來、(佛工春日作、)此堂を俗に丈六堂ともいへり、昔日阿閦上人(和州宇智郡人、)建立と舊記に見えたり、幷八幡辨才天の二社を鎭守とせり、

○誓願院

大檀那源三位頼政といひ傳ふ、されども舊記等紛失せるによりたしかなる事なし、今鷲巣の氏族世々檀主たるは、彼源三位の由緒によるとかや、さて又誓願院と名づけし因縁を尋れば、京三條に荒五郎といひし男、かぎりなく貧しくて、せんかたなくやありけん、妻のすゝめけるは、かく經がたき折からは、あらぬ所爲をもして我をもすぐし給へ、左なくばいとまたべなんと云けるに、男もわりなくや思ひけん、ある夕暮に窈窕(なまめいたり)ける女の、下女つれて通りけるをさし殺し、小袖はぎとり、血のつきたるをもて歸りて妻にやりければ、斯くうつくしき小袖着たる女ならば、髮のめでたからんに、など切てこざらんと罵りけるを、荒五郎聞、さしも女は情なきものかなと思ひ入て、發心して山に登り、此寺に住しに、又ある發心者いづくともなく來りて、此寺におなじく住けり、日を經てむつまじくなりければ、互に發心の因緣なんど語りけるに、後に來りし發心者、荒五郎がいひける事をつらつらきゝて、其着物は、其ころされし女の年頃は、其日は、其所はとねんごろに問ふて、それこそ我妻なりと手をうちて、あさましき事を聞きつることかな、と泣もあへず、魂もきゆるばかりなる有樣、よその見るめも哀れなり、荒五郎もあきれはてゝぞ見へける、夫よりいひかはして彌々道心堅固につとめ、此女の後世をも弔ひけるが、折節この寺の煙もたえだえに、一鉢もむなしくなりしかば、如何はせんと思ひしに、所緣やありけん都にのぼり、三條殿へかゝるよし申あげければ、限りなく感じ思召し、我その寺を中興し得させんと、芳命を下され、年ごろ持念せさせ給ふ彌陀如

來を此所にのぼせ賜はる、抑この如來は、京誓願寺の本尊刻彫のとき、佛工春日おなじき御衣木を以て作り給ふ、此旨にまかせ當院も誓願院とつけられぬ、今の御本尊これなり、彼荒五郎が法名は由阿彌陀佛、彼一人は勒阿彌陀佛と申て堅固にをこなひ、臨終正念なりしとかや、二人共に此寺に住はてぬると見えたり、沙石集に値二悪縁一行二菩提一と無住のかゝれけるは、此の道心者等の事なるべし、

○常住光院

むかし明遍上人遁世ましましゝ時、此谷に庵室を結び住居ありしにより、其傍の地をひらき別庵を建立ましましけること、數多所ありと見えたり、當地も其の列なるべきか、ある舊記に曰く、五郎坊の開基なりと、予おもふに、上人御登山の時隨逐の人々多かりしに、各々遁世ましまし、自ら庵を構へられし舊蹟か、年紀久遠なれば、何れが是いつれが非なることを知らず、本號は十二光院といひしが、一とせ了英僧正住給ひし時、御本尊安置の爲に、堂を建立ありしに、死といふものを以て覆ひければ、山中稀有のことゝて、時の人死堂とぞ呼ける、其後いづれの時、誰人か名づけけん、昔しの號をあらためて、今は常光住院と云、元祖より興廢度々なりしに、ある時濃州七條の城主、林内匠頭再興ましましゝより以後、小田原の城主稲葉氏に至り、代々當院に力をあわせ、心をかたぶけ給ふとなり、

○御庵室又號二蓮華三昧院一

本堂の御本尊阿彌陀如來は安阿彌作なり、（俗云二行導阿彌陀一、其義後に見えたり、）開基明遍上人なり、藤原通憲卿の息也、始め東大寺にをいて出家す、十九歳にして此山に入給ふ、杉の枝をつき奥院に參詣し、大師の前にて誓て曰、爲二二世悉地一入二此山一本願不レ空者、使三此杉枝生二枝葉一云已りて則御廟の橋の左の脇にさしはさみ歸り給ふ、いくばくならずして萌芽生長し、枝葉繁茂す、今の人明遍杉といふ是也、上人常に御廟にまいり給ふ時にも、橋より内は悉く諸佛の會場と見給ひ、足を容るゝに地なくして、彼杉のもとより伏し拜みかへらる、今に至るまで御廟を拜し歸る人は、かならず此の杉の本にて立歸り拜するは、今のいはれなりとぞ、上人則雨壇の中間に庵をかまへおはします、（是を號二御庵室一）其後一門卿相修懺堂を建立す、（本堂なり）、名けて上の御堂と

云、其の外の諸堂は後々の造營也、上人はじめは念佛の行者なり、安阿彌は佛匠の名を得たる人也、上人の門下の人なりければ、上人之に命じ如來の尊像を刻ましめ給ふ、佛工一刀を下せば、上人みづから三禮をなし、名號を唱へさせ給ひ成就ありし也、その尊を本尊と安じ給ひぬ、後に眞言密法を醍醐の勝賢にうけ、又覺海にあふて彌々其の秘を傳ふ、改曰二空阿一二六時中の修行をこたらず、一紙の記文を作り世に傳ふ、今曰二明遍假名法語一と、上人五十餘歳の秋、念佛三昧に入給ふ時、弘法大師告曰、善哉善哉、汝今心朗境閑、而專修二淨業一、敢勿二退緩一、斯福田衣、是當來値遇之標也と告已て、耦絲の袈裟をさづけ、又淨土教文を示し給ふ、其文略レ之、上人出定して壇を見れば、忽に藕絲の袈裟あり、又念佛三昧に入て行導し給ひしに、同列の數一人多し、上人の御目には如來の正しく行導の衆に交り給ふと御覽あり、他人は只如レ常の人とのみおもへり、上人後に此ことを語り給へば、各々彌ありがたく覺へ信じき、又六十餘歳の冬、依二大日經疏一修二蓮花三昧一、其の時此の谷變じて淨土と爲る、庭前の池中に忽ち蓮花を生ず、是に因て、此院の號を蓮花三昧院と名づけゝるとなり、春日熊野の兩神、みづから現じて秘密念佛の印可を授け給ふ、今に至るまで兩祉を東南のかたに一所にかまへて、影向所と云、終に上人は貞應三年六月十六日に入滅ありとぞ其の外此の上人の緣起、元亨釋書に見えたり、當院に古來傳へ奉るゝ靈珍數種あり、

御本尊行導阿彌陀　　藕絲如梨見二于前一

柄香爐其由あり　　眞佛舍利其由あり

能佐性是如意寶珠

弘法大師法制し給ひしを、勝賢阿闍梨に傳はり、それより明遍上人に附屬し給ふ、今の世も信心の檀主ありて、淨財を投じて、永く此の珠の溫潤を世に傳へ及ぼさしめ給ふ、此外一々記するにいとまなし、

いかなる故にか有けん、千葉介の先祖より代々檀越たり、延德年中千葉胤直殊に御書を賜はり、本支百世其因を違ふまじき旨を蒙る、其上代々の家譜等までそへ給はりて今にあり、其外所領の郡縣にいたるまで、當院を賴み登山の寄宿とすべしと數通の證文を下さる、然るによりて其の由緒絕る事なし、庭前に一

架の古藤あり、相傳ふ上人の愛させ給ふと云り、

〇千本槇

五太尊の堂をさること十町余、懸崖のかたはらに數本あり、予倚々見るに本一根より千株をむらがり出すこと、あたかも一瓶に數本の槇をさしはさめるに似たり、まことや古人の傳へ侍りしは、弘法大師虚空藏求聞持の法を執行あそばされしとき、いさゝか瓶花を其まゝ此地にさしをき給ひしより此かた、高德の所爲に感じ、今の世にいたるまでかくの如く絕ず、繁榮しける也、まことに此山のうち、惣じて此の木其所を得て、土のよろしきにしたがへるにや、生長し叢茂せずといふ事なし、中にも此一所にをいて、斯の如くの比類あらざる靈木あること、是大形ならざる德化の致す所なるべし、

〇的場山

當山は四方に高山圍繞せり、中にも此の山は岠(からやま)にして、一巘(けん)たけたかく聳びへ出たり、誠に神人の射場ともいふべし、我が大明神は、御弟子の信否をかんがへ給ひ、非禮不道の輩には必ず矢をあて給ふこと決然たり、予去年冬の初、神矢を感得す、まことに有がたく覺へ、秘して人にもらさずありしに、又ことし初冬にかたじけなくも靈夢を蒙る事あり、其御告にも、我が山の中不信懈怠のものには、かならず矢をあて命をうしなふ也、去年汝にさづけし所の矢は、あまねく弟子の不信を懲しめんが爲、いさゝか示現せり、あからさまにおもふべからずと、まさしく神勅をうけて夢さめぬ、恐るべき事にあらずや、其の外近代聞をよびたるうちにも、御矢にあてられ命を斷せる人なきにしもあらず、然らば明神の射をもてあそばせ給ふ事明白なり、世に名づけて明神の的場山といふもさもあらんかし、

〇天狗木又傳供木

蓮花谷より野川にいたる中間の峠にあり、俗につたへてかく名づく、予おもふに、昔し此の山は大木生長し深林をなせり、彼の天狗やうの物の棲息する所のたより多かんめり　其後木をたいらげ、道をはりひらきしより此かた、人氣勝て惡氣托する所なし、しかれどもかなたこなたに伐のこせる大木あまたありしに、此木もその列なるべし、彼の天狗陰氣に乘じて、時々はこれらの木にも飛行し來りし事、近代までも

ありしより此かた、人こぞりて天狗木といひならはせる物あり、いさゝか唐の文にも聞およばず、杜子美が天狗の賦とて文章にあらはせるを見れば、隔別の事なり、只山中人倫の通ぜざる所には、魑魅罔象とて異やうの妖怪ありと左傳にしるし、文選の賦にものせたり、詳に是をおもへば、天狗といふも其類なるべきか、然れば邪心をおこし惡行をなす輩には、惡氣其隙を得てその心をまよはし、其虚に乘じておもひみだるゆへに、或は命をうしなひあるひは夜のあくるをも知らず、雪霜をもいとはずまよひありき、終に本性をうしなへるありさま、誠に天狗のなすわざとはおぼへず、みな我から爲すといふ斷をわきまへざる人も儘ありと見えたり、歎ずべしかなしむべし、

一ある說に傳供木(でんくき)といへり、何れの御時にか有けん、女院大師の御廟に御膳をたてまつらんとて、此所より傳供し給ひしとかや、其時女院いさゝかもたせ給ひし御楊枝を、其のあたりにさゝせ給ひしに、其後枝葉生長せしが今は枯ぬ、其の株を見けると古老はいへり、

○新別所 往生院南へさる事十餘町

御本尊釋迦如來幷文珠普賢菩薩也、開基は智證大師、又ある人の云、智泉法師もすませ給ふとかやいへど、いづれもしるしとする書なければ實否を知らず、中古淨侶結衆して、二六時中不斷念佛の道場なりと云事、粗舊記に見えたり、按に東鑑第十五に、東大寺の重源上人 俊乘房南無阿彌陀佛、實名は號二重源一と、 逐電して高野山に有レ之と云云、予おもふに、今寺院の故事を尋ぬるに、上人のすませ給ふと云所、專修往生院といひて、塔婆一基を建立せらるゝのよし、舊記にのせたれども、綿時邈歲なれば今その跡とても見えず、しかれ共恐らくは此院をいふなるべし、今に伽藍の跡など多し、長明が發心集に、齊所權介成淸が子の事をしるせるに曰く、彼の成淸が子、親にかくともいはで、ひとり都へのぼり、東大寺上人をたのみ遁世せんとて、只身命を佛道になげて、佛の悲願をたのみ奉らん計こそかしこからめと、二心なく思立て侍るといふを、聖事のありさまを聞き涙をおとしつゝ、則髮をろして後、彼の弟子の聖どもにまじはりて、三とせばかりや有けん、只ねてもさめても心には西方をかけたり、聖ありふるまゝに此有樣を見るに、有難くたうとく思しめされ、進て

曰く、朝夕佛道の爲に、身をくるしふせらるゝも大なる結縁なれど、尙心をしづめ身をやすくして、あくまで念佛せんにはしかじ、高野に新別所といふ所あり、則我はじめ居ける所なり、本より法界の地なる上に、不斷念佛をとなへて、一片に往生極樂をねがふより外に他のいとなみなし、しかれば爰に多かる聖の中に、もし道心ありと見ゆる人をばすゝめて、必彼の念佛衆に入るゝと也、はやく其衆につらなりて、念佛の功をつまれよといさめられ、高野へ登りけり、彼の往生院の廿四人の中にて月日を送るありさま、ありしよりも異なり、田舍には此人をうしなひて、父母妻子とも肝心をまどはし、當國隣國いたらぬ隈なく尋ねもとむるに、高野にこそ住なりと聞て、麓に天野と云所に詣で、そこに呼出して對面したりけるなんど、詳に載られたり、されば東大寺の上人は重源の御事なれば、此文の言證とすべし、彼の上人此所にすみたまへ、其、幾程なく關東より前掃部頭親能、將軍家の御使となりてむかひにまいられけるより、關東に下向し給ふと見えたり、近頃多々良姓山口氏修理亮重政剃髮して宗愚と號せしが、出家遁世の後名を深慶とあらたむ、寛永十二年九月十九日薨す、歲七十二、其嗣を瑞岩といひ、其號を大安全勇居士といふ、由ありて東照權現の旨にしたがひ、此の地に來り出家受戒して、智證重源の舊跡をおもひ、伽藍を造立し、終に賢俊房良永律師を請じて、大乘三聚菩薩戒の律院となし給ふ、山云靈覺、寺云圓通、院云律藏、實元和五年なり、越て東照神君の眞影を安置したてまつり、如在の禮奠をこたることなし、其の後大猷院殿の御宥恕を蒙り、江府にめされ本地をなし下さる、其上分を以て當寺の厨費にそなへ給ふがゆへに、粥飯のいとなみ貧しからざること、まことに佛法の威德成べし、于今至る迄三學通備の比丘相續まします、信厚の輩には聖衆來迎し、明神影向し給ふこと、近代もありし也、まことに故ある勝地也、正保年中全勇居士の嗣子、從五位下但馬守弘隆、居士の小像を刻彫し、當寺に安す、扨又當山は三ヶ院本中院、南谷西院、并谷上の外を卷て別所とす、其外に初て爰を開地し給へば、新別所と名づくるか、是れ愚案にして古事をしらざるがゆへに、ひそかに識者の是正を待者也、

高野山通念集卷五終

# 高野山通念集卷六

一無軒　道冶輯

○谷上

此所より大瀧に至る迄（大瀧村は高野の南、五十町麓なり、）四十八の瀧あり、其ながれの上なるがゆへに、谷上と名づくと見えたり、

○無量壽院（門首寺也）

御本尊無量壽佛、御堂は牧野四郎左衛門入道建立せしと也、相傳ふ正智院道範阿闍梨を此下に葬ける所とぞ、又もとは釋迦堂ありき、是れ四郎左衛門入道建立す、又塔婆も同人の建立也、開基深覺阿闍梨をはじめ奉り、其外名德あまたおはします、中にも長覺阿闍梨は、實性院宥快法印の法眷として、德儀あまねく聞え、事教兼備へ給ひ、眞敎を宣揚し、道福賑衍にして、門學市のごとし、製作の書籍帙にみてり、長覺阿闍梨壇上參詣ましますごとに、黑白の犬二疋かわりがわりさだまりてをくりむかへをなしけると也、是則大明神の御感應のゆへなるべし、今に長覺阿闍梨の御影を圖畫せる中に、犬をうつせるも此故なりとぞ、誠に德あるものにはなどか靈異なからんや、彼漢蕭芝が至孝なるに感じて、雉數千頭飮啄宿止し、直（とのゐ）に上るにありては岐路に送り、直をくだるに及べば、門に入て車の前に飛鳴せるも、今阿闍梨の事に似たる物から、いさゝか嘆德の御爲にしるし侍りぬ、按に弘法大師行狀の記にいはく、承和九年七月十五日、嵯峨天皇崩御ありけるに、御遺詔にまかせ御棺をさがのゝ木の上に置奉りけるに、しばらくありて雲にいらせ給ひぬ、其時南山よりさがのまで五色の雲そびき、御棺すなはち南山に飛來らせ給ひ、西の岡の櫻の木にかからせ給ふゆへに、其さくらを今に棺掛ざくらと申傳へ奉る、（奥院の卷中の峯の所に見えたり、）其西の岡といふは、大塔のうしろ西のかたとあれば、當院なること明けし、其櫻も今はなし、抑當院は其宗派兩門首の一として、學徒の統宗と仰ぎ、威を振ひて人をただし、和を施して物をあいす、誠に一時に獨步し擢で丶遴選（りんせん）に應じ、住持をなせるも所以あるかな、眞如親王御眞翰の弘法大師の御眞像あり、是は大師御在世の時、絹三幅をかさね、上なる絹に書うつさせ給ひけるに、二幅の絹にも同じくあり〳〵と墨うつりて、上の絹に書せ給ふと

異ならず、其とき大師みづから石油を以て墨をすらせ給ひ、點眼あそばされしを、一幅はとゞめて今の壇上御影堂に安置し、一幅は當院へ傳持し、一幅は親王御入唐の時隨身せさせ給ふと申傳へり、希代の靈寶なり、

○正智院

○本堂御本尊阿彌陀如來、安阿彌の作なり、開基敎覺正智房、永久五年八月廿五日入滅、代々名德住持し給ふ、第四世明任檢校、崇德偉器にして、梵行清修なりしよし舊記に見えたり、第六世道範、覺本房、阿闍梨南海流浪の記に、覺園房阿闍梨法性遷化ありしをきこしめし、且云く、彼阿闍梨は少年より同學也、交如芝蘭、昵同膠漆、しかのみならず傳法灌頂を先師法眼和尙に受て、既に秘密血脈一門たり、顯密の因緣旁以深云々、法眼和尙位と申奉るは、是明任檢校の御事なり、御弟子あまたおわします、其中法性、道範とて、高野の八祖の隨一と唱ふ御かた、兩人までもたせ給ひつれば、其師の德はおしてしりぬべし、道範阿闍梨自ら南海流浪記を制作まします、其略に云、末院傳法院凶惡をかまへ、本寺に隨はざるにより、本寺の衆徒仁治三年發向を企て、彼凶黨を治罰せんとする處に、天火自然に出、順風たちまちに起りて、一院須臾に灰燼となりぬ、それより傳法院憤をふくみ、本寺の宿老等廿六人を記し、公家へ訴へ申ければ、其交名にまかせ、同年十一月六波羅にめされ、日々兩方の對問あり、傳法院かたは龜毛の條條を巧出し、詐僞の非論をかまへ申、然りといへども空花濫訴の故、一々無實の旨あらはし申されければ、子細あるまじと謳歌せしむるの處に、同四年正月いかゞありけん、悉く配流に處すべきのよし風聞せしめ、つゐに正月廿五日、宿老等各々配流の國の武士に預けられぬ、法性阿闍梨は出雲國に配流し、道範阿闍梨は讃岐國の守護所に誦せられぬ、正月卅日都を出給ひ、久我に宿し、二月一日纜をとき、神崎の橋の下に宿し、淀のわたりを過給ひしに、はるかにみやこのかたを望みたまひて、

都をば霞のよそにかへり見て
いづち行らむ淀の川なみ

同二日須磨のうらにつき給ひしに、まことに月の名どころと見へて、四方のけしきいとめづらしかりければ、

ながれ行身にしあらずば須磨の浦
　とまりて夜半の月はみてまし
さて繪島にかゝり給ひ、岩のすがた、松の色、碧潭のひゞき、嵐の音なひ、まことにうきをわすれ給ふばかりなり、明神にまいらせ給ひ、
見るばかりいかゞ語らむ繪島がた
　むべしを神はこゝにすみける
四日淡路島のあたり近くなりければ、東のかた千里の外まで望みやり給ふ、中にかすかに高野山のなむ見ゆるかたあり、山門寺中の事なんどおもひやらせ給ひ、あはれに覺しめし、船中の人々に、あすよりは高野の見ゆる所はあるまじきかとゝわせ給へば、淡路の山の中に入なば、高野の見ゆる所はよも候はじと申を聞しめして、
はなれくる高野の山の霞をも
　けふばかりやはながめくらさん
さて陸地をふみ、淡路の八木の府にいたり給ひ、一日二日のあいだとゞまり給ふ、さるにてもきのふまでは、淡路配國の人と同道同宿して、互に物いひなぐさむ事もありしに、そのかた〴〵もおゝくは瀧の口にとゞまりぬ、又此ところよりは只同朋一人ふたりばかりなれば、まことに羇旅の思心ぼそからぬかは、
さらぬだにねざめおほかる草枕
　まどろむ夢を吹くあらし哉
六日國府をたち出ふくらの泊りに至り給ふに、折ふし風惡くして三日まで其まゝゐ給ふ、西風はげしく雪ふゞきすさまじく物あはれなり、
奥つ風ふくらが磯にひかず經て
　ならはぬなみにぬるゝ袖かな
行さきもわかふる里にあらなくに
　こゝを旅とはなにいそぐらむ
十二日讃岐の國府にいたり給ひ、十三日國府を立、同じく守護所長雄次郎左衞門の許に至らせ給ふ、次のあした淡路よりの使かへるなんどいひければ、其國に留る人のもとへ文をおくらせ給ひ、そこよりおゝくの海山をわたり、流浪の事ならびに老後流刑の事、かへすがへすもおもひよらざるなど書せ給ひて、
天が下などすみ染の袖ならむ
　老の波にもながれぬるかな
十四日守護所のもとより鵜足(うたつ)津の橋藤左衞門高能と

云御家人のかたへ預けらる、十五日堂舍一宇僧房などある所へ移しすへらる、里はなれていくばくなければ、地形いとおもしろく、東は高山を望みて月の出るを待、西は遠嶋をながめて日の入をおしむ、うしろには松山そびへ前は潮水滿てり、

さびしさをいかでたヽまし松の風
波も音せぬすみかなりせば

或るつれ／＼にうしろの山に登り見渡させ給ひて、

うたつがた此松かげに佩立てば
嶋のあなたもひとつしら波

三月廿一日善通寺に詣でさせ給ひ、大師の聖跡を巡禮まし／＼、古事など思し出し給ふ、御誕生所とて石高く廣く疊めり、

高野山岩のむろ戸にすむ月の
このふもとより出けるかさは

此御誕生所は、西方に五岳山と云て、五佛の高山のある其麓也、寛元元年九月善通寺に移住ましゝます、同廿一日に大師の御行導ありし所にいたらせ給ふ、（俗號二世阪一と、）其道のほどけはしく、老骨のたえ給ふべくもあらぬに、人に扶けられて登臨し給ふ、此行道は五岳の中の我拜師（わしの）山の西の岫也、大師此所に觀念經行の間、青岩の松の緣なる上に、釋迦如來雲に乘じ影現し給ひしを、大師正しくおが見給ふにより、我拜師山と云なりとぞ、しばらく法施し給ひ、如來影現の事貴く覺しめして、

我拜師の山常にすむなる夜半の月
來りて照す嶺にぞ有ける

南大門の東の脇に古樹の松あり、耆宿の傳へて、むかし西行この松の下に、七日七夜こもりゐてよめる、

ひさに經てわが後の世をとへよ松
あとしのぶべき人もなき身に

とありしより、此松を西行が松と申なりと、申をきこしめして、

契りをきて西へ行ける跡にきて
われもをはりを松の下かせ

寛元二年八月、淡路國なる人のもとへ、修行者の便に文つかはさるヽとて、此離山三年になり、在國兩歲になる事、本山戀慕、羈旅の艱難、さだめて同心なるべし、抑その淡路島は、高野の大門にてちか／＼と見え侍りしが、其國にても南はさは／＼と見侍らむ、浦山

歟こそとて、

君はなを見てやなぐさむはなれぬる
　高野の山の峯のしら雲

さても又この居所は、大師御誕生の聖跡なれば、御建立の伽藍今に少しは殘れり、中にも大師御眞筆の御影常に拜見し奉る、これ愁の中の喜なるよしにて、

世に出てみづからとむる影よりぞ
　入にし月のかたちをも見る

淡路の人々もいたふなきて返しに、

高野山みねの白雲跡たえて
　むなしき空に雨ぞこぼるゝ

入月もひかりやともにならぶらん
　みづからとめし影にうつりて

寶治二年十月、伊與國寒川地頭、小川六郎祐長、一堂に三尊を安置し奉るにより、供養導師に賴み奉るべきよし告來るにより、彼國に渡らせ給ふ、波路頭に比女の八幡と云所あり、讃岐の內、其所に大なる楠木を、半出の阿彌陀佛に造り奉り、堂をつくり覆へり、其木の末は大にさかへてかれぬ、

楠木も本のさとりをひらきつゝ
　ほとけの身とも成にける哉

其かへさに琴曳の宮に詣で給ふ、讃岐の內、此宮は昔し八幡大菩薩の、筑紫より此所に落つきて、京の八幡へとわたらせ給ふ、其御舟の舳と御琴とを、宮內につくりこめたり、さて琴曳といふ山のかたち、京の八幡山のごとし、三面は海なり、

松かせにむかしのしらべかよひきて
　いまにあとある琴曳の山

十一月尾背寺へ詣で給ひし次でに、稱名院の九品の庵室を來訪ましく〳〵けるに、院主念々房他に出られければ、よみをき給ひぬ、

九の草の庵とみしほどに
　やがて蓮のうてなゝりけり

九つの草の庵にとめをきし
　心いざなへ海の西まで

其後念々房よりかへし、

むすびをく草の庵のかひあれば
　今は蓮のうてなとぞきく

九つの草の庵にとゞめけむ
　君が心をたのむわが身ぞ

稱名院へつかはされし御文、上品房の許へ送られたりければ、上品房よりかへりごとなどいひおこせたりしは、さても一たびまみえざりしは、生前の遺恨なれ、まことに二首の御詠歌卷返し誦し奉りぬ、又五首のこしおれをさゝげて、手向の心緒をのべたてまつるとて、

いかゞして君がみのりの燈を
　くらき見山の庵にてらさむ　上品房

君が賴む寺のむかしの聖こそ
　此山里にすみかしめけれ

君ならで誰か覺らん草の庵
　やがて蓮の臺なりとは

九品の蓮の露にやどりけむ
　月の光りを見ぬぞ悲しき

とゞめけむこゝろの底をしるべにて
　この山里にすむ人もがな

建長元年五月、この諸國の流人赦免の宣下ありて、同六月に院宣、幷六波羅の下知狀、及長者御房の御書狀來着ありしより、歸洛し給はんとありしに、風の心地により出行し給ふことならせ給はず、四十ヶ日にあまりて本山に歸り給はんとて、此の七とせの間うらなく語らせ給ひし人の許へ、

なゝとせのたゝぬむくひの末の露
　同じ蓮のうへにあそばむ

とよませ給ひつかはされしかば、返しに世々に引攝蒙らんとて、

末の露おもひ定めぬ身にしあれど
　問ことのはにかゝらざらめや

又かさねて申されしは、毎年一度は高野山へ登りたてまつらんとの志深しとて、

たのめをきし法のしるべの燈の
　重ねて照す嶺を尋ねん

かくして終に別れ給ひ、八月十七日に登山ましましけり、高野大明神常に當院に影向ましまし、道範阿闍梨に對して問答なんどあそばされしと也、いま上の山に影向石とて殘されしは、明神常に來らせ給ふ所とかや、當山にをいて、影向の明神の尊形を寫し奉るも此時の御かたち也、この阿闍梨一代の制作の聖敎、遍明抄など、その外數部の書あり、あまねく人の傳來し奉れば、不レ及レ記、建長四年五月廿二日入寂まし

ます、其後快雅阿闍梨のとき、此寺衰微せしにより、檐もる雨もしのぎがたく、みづから御笠をめし、佛堂に入て行法などあそばされしとかや、

苔の下さこそと後の世をしれば
板間の雨のもるはものかは

とよみ給ひしも、此時の御事なりと申傳ふ、されども當院には、嶽の辨財天女の十五童子內、印鑰童子の祉を、大師の御時より勸請ましく〳〵ければ、今は寺院甍をならべ、堂塔檐をつらねて、畫棟朝の日にかゝやき、金舗夕の露をみがくも、此童子の御鎭座の故なるべし、當院にをいて靈寶あまた傳持し給ふ、中にも牛皮の曼茶羅とて類希なるあり、小野の曼茶羅院と申御寺も、此曼茶羅の故に建立せられしとかや、今ゆへありて此院の寶物となれり、緣起等に見えたり、弘法大師の御筆の善女龍王の尊像一幅、是は靈驗の尊なれば、一山の衆徒尊重せずといふ事なし、又雨をいのるに、一山の衆徒大瀧高野山南の方五十町麓に出て、此尊像をむかへ奉り修法す、則ち大瀧の別當職は、此院の住持所帶なるも、此尊像のゆへなりとかや、しかれば莊園を分て、この尊に寄附し奉る事誠にあさからざる事也、又當山より大瀧にいたるまで、四十八級の瀧あり、當院の前も其一級の內なりと申傳ふ、いはれある事にぞ、

○北室院

當院は、昔日弘法大師の御在世の御時、開基ありし靈地なり、其時は寺家といふことなくして、室すまゐとて房局をならべ、あまたの僧伽寄宿し居て、粥飯の時は一厨にあつまり喫食しけるとかや、其室東西南北にかまへたれば、東室院、南室院等の名ありとみえたり、此院も其隊といひながら、大師の粥飯を調進し奉れる院なれば、他の室にことならんか、其上當山を八葉に分つに、當院其一として、觀音の淨土たること舊記に見えたり、御本尊は大師御眞筆の五太力尊、一山渴仰し奉る靈像なり、故に諸衆心をあわせ、別て燈油糧を喜捨し奉る、殊に每年孟春鬼宿日に當りて、壁上の金堂へうつし奉り、阿闍梨百僧仁王念を開演し、天下太平の悃情を盡し、山上靜謐の祈願を抽ず、むかし長久の頃、山籠行明の住し給ひしより、第十七世檢校良禪解脫房主領たり、謹て良禪檢校の先を考るに、高野山往生傳に云、紀州那智郡神崎の人也、俗姓は坂上

氏とかや、御母ある夜、月輪胸間に入と夢見給ひて則懐妊あり、終に永承三年に御誕生なるとかや、六七歳のとき常にみづから曰く、月輪影現すと、其父母あやしみおぼしめし、終に佛家に入奉り、十一歳にして初て當山にのぼり給ひ、任尊山籠を師としつかふまつらせたまひ、十四歳にして出家受具し、其後當院の行明にあひ、大隨求大佛頂等の陀羅尼、幷兩部の大法をうけさせ給ひ、ながく山門を閉て俗塵にまじはらず、穢土を厭離するを以て心觀とし、淨土を欣求するを以て自行とし給ふ、旁隨伏して小聖と名ずけ奉る、其後中院の明算檢校に隨て、兩界の灌頂をうけ、五部の智水に浴し給ふ、しかれば名望世にあらはれ、德澤衆に施せり、すべて住山の年季八十一回にして、保延五年二月廿一日、淨衣を着し新座をまうけ、先不動尊を拜し、次に南方にむかひて、壇上御影堂を拜し、終に西方に向ひて安養界を拜し、身心不動にして泊然として、遷化し給ふ、春秋九十二、夏臈七十九也、一生のうち建立し給ふ佛閣、寶塔、鐘樓、經藏等記錄するにいとまあらず、あるひは一家の法輪を引て、葉々今に至るまで涸渇することなし、かゝる名德の名區なれば、續て第廿一世檢校兼賢、大光房仁平の頃、治山、解脫房入壇の資、愛染明王悉地成就の人なり、紀州海士郡の產なり、幷廿五世房光、惠淨房承安の頃人也、仁安三年五月三日依ニ傳法院裳切の事一壹岐の島へ配流、紀州名草郡和佐莊の人也、など申奉り、高僧住持し給ひ、數百年の今日に及ぶまで、名跡のとなへ揭焉なるものか、

庭前に一株古松あり、俗になるこ松と云ふ、子細有事にや、

○彌勒院

本堂御本尊彌勒菩薩、弘法大師御作なり、高野山第十九世執行檢校琳賢、圓如房、傳見ニ元亨釋書一、今の本賢を作賀談也、開基の所也、琳賢はじめは奈良興福寺にて法相を學し給ひ、後に當山に登り、中院の明算阿闍梨を師として、密乘に心を遊ばしめ給ふ、高德世にきこえ、練行倫を絕しおはします、ある時請雨したまひしに、善女龍王降臨ありて、感應のすがたをあらはし給ふとかや、鳥羽院琳賢に命じ給ひ、當院に別に灌頂の道場を建立し、灌頂修行せしめ給ふ、今院々に本堂を建立せらるゝ事は、此時よりはじまれり、其時節當院にて御修法をつとめしにより、勅有て六口の供僧をつけ給へり、其供僧の住坊各々にありと見えたり、正法寺と云は、此院の境内にありしも、名のみ殘れり、其外は名さへしらず、

此正法寺に寓居せし僧、大和國犬飼の正法寺を兼帶せり、しかる故に彼寺の靈寶多く此寺に傳來す、中にも弘法大師犬飼にをいて、高野明神に逢ひ給ひし時の、明神の御相貌を御筆にうつしたまふ尊像俗に狩場明神と云、あり、靈驗擧て記しがたし、拜み奉る人畏敬せずといふ事なし、久安六年八月十四日、琳賢阿闍梨入滅、全身舍利となり給ふ、是則身成佛ならずや、其後後鳥羽院、當山御幸のとき、すでに琳賢阿闍梨の入滅をさる事五十餘年なり、あらかじめ琳賢阿闍梨の德行をきこしめし、すなはち阿闍梨の廟前に御幸し給ひ、廟門を開き御覽ずるに、身體散せず儼然たり、彌々稀有のおもひをなし給ひ、末代の利益になる儀をのこされよと勅定ありしに、琳賢一眼忽ちに落にけり、釋迦如來の舍利とすこしもことならず、今に至るまで其舍利を當院に傳持し來れり、其時供奉の公卿に至るまで、感嘆拜頓せずと云事なし、中古快旻僧正など名德御座す、民の旱魃を苦しめるをあはれませ給ひ、祈雨の法を修し給へば、遠近恩澤に潤へり、後は寶性院に移住す、寛文十年當院領首堅昌阿闍梨示寂ありしに、其願命により彌勒尊の秘法を一萬座修行し奉りき、然るに當山往生院谷のある寺に、もとより行基菩薩の御筆の彌勒尊を襲珍とし戴奉せり、此時住持の夢に告曰、我谷上彌勒院へ移らん事を欲す、早く送り致すべしとありけれども、住持いかゞあらんと人にもかたらず居けるに、再三其夢を感せり、奇異の思ひをなし、翌朝當院へ告來れり、終に迎へ奉りて當院の靈寶とす僉曰、當院は往昔琳賢檢校より以來、彌勒の尊像を本尊とし念じ座す、今又別て秘法修行の砌なれば、是妙感妙應なりとて各嗟嘆せり、一山の衆遍く知識せる所也、別所の比丘快圓師聞之て拜見し給ひ、諸方の人に告たまへば、大阪の善女人感喜髓に徹し、修覆し奉り繕裝す、まことに澆季の世とはいへど、佛法の不思議は猶泯せぬ物から、今かく琳賢阿闍梨をさる事六百年に及ぶといへども、其膸膏殘芳いまだ斷ざること、崇むべし貴むべし、

上峯に小塔婀と云あり、大師の七廟の一也と云傳ふ、清淨の地なるか、ぬかざるに草生せず、はらはざるに塵なし、

○普門院

此寺に矢篦竹(やのたけ)一窠(むら)あり、俗是を明神の矢竹といふ、近

僧ある人の曰、古老の云傳へしは、惣じて高野山の矢竹とて、天下の名物にせるなり、昔日は隱所川、(高野山の中、惣じて路の傍の溝川を云、)墾道、(高野山の中、惣じて寺院の前の通路、幷に山林に通ふ路を云、)のかたはらに矢竹連り茂れり、然るを後々寺院檐を並べ、甍をつらぬるにより、悉く其竹を切すて丶地をひらきけり、今幸に此寺に殘して、古きをれ忘は給ぬ計を示し給ふは、有難御志とぞ覺ゆる、夫我山大明神は、門徒の信不信邪正を明鑒ましくて、不信邪惡の人には、速に一矢をあて丶命を滅し給ふ、其例證今の世にもあり、まことに恐るべき事也、加樣の由來あるによりて、明神の矢竹と云歟、識者に尋ぬべし、

○蓮金院

御本尊愛染明王也、開基第廿九世執行檢校理賢月乘房(建久元年入寂、歲七十四、)と申奉る、愛染明王の法を修して、其悉地を成就し給ひし名德なり、御弟子覺弘惠智房、是もかぎりなき名僧にておはしけり、于レ時鎌倉の將軍家、大佛殿の造立し給ひしに、開眼供養導師の爲に、檢校理賢阿闍梨を請せらる丶といへ共、元來當山の寺務は、一山の外に出る事あたはざる例にまかせ、則ち惠智房をつかはされ、慶讃の導師をつとめさしむ、此上人うちには德行を專として、外の行粧を繕ひたまはねば、みづから垢膩の衣を着し、歩よりして鎌倉にくだりましくけり、人々あなどりかろしめて、此體にては大法の導師とすべきことはいかゞあらんとて、別に僧を請じて導師となしけり、上人物し給ふこともなく、堂のうしろなるかたに踞り居て、念誦などしたまひしに、御佛忽にうしろのかたを見かへり給へば、人々奇異のおもひをなし、其かたを尋もとむるに、高野の上人ずゞつまぐり居給へるより外はなし、さればこそかゝるたうとき聖とはしらで、おろそかにし奉りし事の勿體なきとて、各ぬかづき高座に請し奉りければ、本尊も又本のごとくに御くしを正面にむかはせ給ひけり、さて事終りて將軍稱巽し、淨信を生じ給ひ、いかばかりの所願をもし給へ、御こゝろにしたがひ奉らんとありしに、上人のたまはく、世のたからは何ならず、只しかるべき尊像こそあらまほしけれとありしかば、將軍年ごろ鄭重し給ひし愛染明王七體を(今に七體愛染の緣起とて鎌倉にあり、)出し、いづれなりともまいらすべしとありしを、則其內一體申請たてまつり、又歩よりして歸峯あ

りしとかや、其道の次でに近江の國を經給ふに、大河なかるゝありけり、其傍に宿し給ひしに、あるじ上人を見奉り、まことの高野の聖にて渡らせ給はゞ、効驗を見せ給へとのゝしりあへりけり、上人さらばといひて前なる川に臨ませ給ひ、愛染を持念し給へば、大川忽にさかさまにながれて、其ほとりに夥しく汎濫せり、あるじは五體を地になげて悔あへりければ、上人又呪を誦して本のごとくになし給ひけり、于レ今この川を愛智川（愛染の愛と惠智の智との字なり）と書も此斷とぞ、其後本山にかへり給ひしに、將軍淨財をすてゝ七堂伽藍を建立し、井富貴莊千町の租を以て、山厨の供費にたまひしとかや、彼の惠智房住持の時兒童ありけり、前なる池の魚をとり、みづからあぶりて上人に奉る、上人則其魚を加持し給へば、かたはらこげながら蘇生し侍りぬ、ふたゝび池中に放ち給へば、魚又其所を得て游泳こと本のごとく、其後かの魚おなじくかたはらこげたるごとくの子を生くし來りて、近きころまでも人の見けるとなん、其池も今は閼伽院となりて、本堂の下にあり、

將軍當院を御建立ありし以後、數代を經て、當院中絕し侍りぬ、其後ある僧ふたゝび一宇を造營して、舊蹤をつがまく欲するに、力たらずして其功をなすことを得ず、しかるに嶋津兵庫頭惟信公、爲下厭ニ有爲非レ眞欣中無爲離上レ妄、於ニ于當山ニ一宇の名藍を求め給ふに、當院の造畢せざることをきこしめし、終に家珍をなげうち、其功を終しめ給ふ、且又薩州の地にをいて莊田を捨て、永く寺の產とし給はる、其外眞俗の兩財其麗（かず）をしらず、中にも孔子聖跡の圖を屏風にうつし、傳贈して當院に有レ之、其由來幷建立の緣起等、南浦文集等に見えたり、

○愛染堂

本は阿彌陀堂といふ、建久年中に惠智房（和州下の郡の人）、再興し給ふ、幼年の頃、南都西大寺において、剃髮染衣し、幽玄と號す、其後當山に攀て、此谷の青蓮院に落着しそれより此堂の傍に草庵を結構し、（其名改ニ覺圓一と）、戒法律儀を守り、眞言行法を凝し給ふ、其頃鎌倉將軍家大佛殿造立し給ひしに、開眼供養導師を勤給ふ、將軍功勞を感じ褒賞を加へ、多く寶を運送し給ふとは雖、世の寳には尊像に過たることなしと、年來念じさせ給ふ、五種相應の中王一佛愛染明王を申請奉り、則ち荷負

して此堂に安置し、朝懺暮悔の勤め懈たらせ給はず、誠に明王の靈驗あげてかぞへがたし、蓮金院といふ勅額を下され、于レ今現然たり、中にも毎日御口より白米を吐いださせ給ひしかば、寺中の僧膳に充けるとかや、其の米今猶當山に傳持し給へる人あり、穀の長さ五分ばかり也、毎年六月二日尊像を開帳して、二十五口の僧讀經の勤等をなし、諸人におがませ侍る、

○大日堂

此堂は長元年中後一條院の御願、七堂伽藍御草創の其一宇なり、御本尊大日如來の五佛を安ずるが故に、金剛心院と號す、寛德年中の囘祿に荒涼の地となりぬ、しかるを美福門院舊地の靈場なる事を聞召され、鳥羽院の奉爲とて、伽藍等悉く御再興ありといへども、其後又火災にかゝり此堂のみ存せり、今四十八口の僧侶、四季の祈りを勤め、天長全久五穀成就の御祈禱等懈る事なし、近き頃まで傍に妓王妓女の墓とて、ふるき塔婆一基あり、審に考るに誰人のたてたるといふ事明かならず、ふるき文にも見えず、あるひは其ゆかりの遁世などして、此あたりに住ける人の立る石ならむか、おぼつかなし、

○引攝院

開基花藏院宮、聖惠御建立なり、御本尊阿彌陀如來、運慶の作也、莊嚴端正にして相貌美妙也、當山北室院良禪阿闍梨此院に止住し給ひしより此かた、中院の法流をつたへて、別に引攝院かたとて、今の世にいたるまで傳法し來れり、寔に故ある名跡なり、定範琳觀房は第九十代の檢校たりしに、當院に住し給ふ、正和五年の頃也、其時大和尙位の永宣旨を下し給はる、大永年中參議長敎の筆跡にて、引攝院と額を書し給はる、今猶見にあり、

○寶光院

開基乘澄勝喜房、何の許の人といふ事詳ならず、第二世道範阿闍梨也、阿闍梨はもと泉州大鳥郡船尾村の人也、其村の林中に、道範屋敷と號して賦役免除地あり、有樂堂敷畝の領地あり、今に至るまで土人貢稅を當院に收納す、はじめ正智院に住し給ひしが、故ありて讃州に謫せられ、歸峯の後正智院を辭して當院に住し給ふ、事相の書錄多くは於二當院一制作し給ふと見えたり、御墓今の無量壽院の内にありといひ傳へり、本堂の御本尊は三尊來迎の彌陀等なり、安阿彌の作、又當山の乾嶽山妙音

房より相傳の六幅、兩界并八祖師の像、この三種は道範阿闍梨の弟子澄辨にみづから讓與し給ひ、則ち曰、縱ひ院宇の頽廢にをよぶといふ共、此三種を以て佗地にうつすべからずと、慥に筆して給へり、其書于レ今あり、此外平生受持の法華經、并範師自作の塑像、（今庭前の池にて御影をうつし造り給ふがゆゑに、人これを鏡池といふなり、）むかしは此像の前にをいて、諸師座をつらね法論す、ある人私に文句をつくり、範師の言と號し、我が義を證するものあり、時に此像言ありて曰く、我が語にあらずと、其時一座擧て驚嘆し、禮拜して像の御口を見るに、唾泡ありしと也、今も御口の體質に言を吐給ふ時のごとし、其外奇瑞澆季の今に至るまでたえず、惣じて當院は彼妙音房の常に守護をなし給ふとかや、（妙音房は嶽山の天狗なり、）

○成就院

本堂御本尊大日如來、開基は覺和阿闍梨、（日圓房、）抑この阿闍梨は、白河の法皇第四の皇子、惠深阿闍梨、南山養智院におはしまし丶時、密乘をうけて既に上足たり、德といひ才といひあまねく衆に蒙らしめ、長く世に傳へたり、誠に戒行淑純にして、風規を歆艶せずといふものなし、高野の八祖の隨一なれば、人々の識知せる所也、當山の鎭守明神御法樂のため、毎月十六日山王院にをいて、問講の席を開く事あり、其時表白の文を誦し奉らる、其表白の文この阿闍梨の製作なり、今の世までうけつたへて、古法にしたがひ申さるとかや、悉曇の章は人の難解とする所なるを、阿闍梨その奧秘を探り、七例八囀の妙義を得て、禽の嚶々、蟲の喓々、風の所レ觸、水の所レ激、悉く其情を得給はずといふ事なし、ひと丶せ弘法大師の御告を蒙り、當院に七堂伽藍を建立し給ふ、今は漸く其あとを而已認るばかり也、しかれども本堂寢殿門守等の巍々たるも、貽厥に乏しくむかしにかはりたるありさまながら、靈地の粧いとたうとくぞ覺ゆる、且又嶽の辨財天女日々影向し給ひしを、阿闍梨みづから其尊形を筆し給ふ、其畫妙細にしてまことに絶筆なり、今當院の重寶たり、か丶る名德の威光泯せぬ故にや、奧州刺史政宗公の時代より、玉作新田村と云所を此の院の資糧に供し、旌異し給ふとかや、

○多聞院

本堂の御本尊多聞天王は、弘法大師の一刀三禮の尊像也、開基は人王八十六代四條院の御宇、仁治年中、

多聞房觀覺阿闍梨也、その名世に聞え其德人を感せしむ、其ころ本中院の中遍明院にをいて、大明神託宣して曰く、

道範觀覺者皆非二凡類一也、道範者權類而實類也、觀覺者實類而權類也、

ときこえさせ給ひしより、人々彌たうとみあへり、終に此院を建立して、此の本尊を安置し給ぬ、それより傳燈三十世の今にいたるまで、系嗣瓞々(てつ)たり、每月三日御本尊の御法樂の爲に、法莚をひらいて論議の會場を刷(かいつくろ)ふ、むかし孟春の初會には、山中の諸講をとどめしとなり、まことに安からざる靈地也、

○嶽之辨財天

弘法大師この山へ分入せ給ひしより後、各々院々をかまへ、佛法相續せるといへども、僻地深山のことなれば、しかじか後代までの營みいかゞあらんと、嘆かしくおぼしめし、とかく福田ならでは、澆季に及て佛法も興しがたしとて、此の嶽に天女を勸請ましまし、又は寶珠など埋み、ながく末弟子の福田となし給ふ、有がたかりける事どもなり、故に往古より元日丑の時御沙汰所衆卅年預等參拜し、溪毛沼沚の誠をぬきんて、續經の作法柴燈の護摩など修して、一山年中の福利を祈り奉らる、又每年六月朔日、行得度の僧侶とともに參詣あり、儀式正月に同じ、

高野山通念集卷六終

# 高野山通念集卷七

一無軒　道治輯

○南谷

愚按に、此所は壇上より南のかたにあたり、西院は西のかたにあたれば、各其方の名を以て、谷の號とするならし、

○寳性院門首之寺

本堂の御本尊は大日如來、定朝作、昔は法性院と書、中頃寳性と書かへたり、開基法性大德と申奉る、正智院道範阿闍梨ノ南海流浪記にいはく、寬元三年十一月廿一日、出雲國の配、覺圓房阿闍梨法性、預延二死門之命一、誓以二廿一日一爲二閉眼之期一、是大師引攝炳然歟、同十二月十八日、自二本山一告二遣之一、聞レ之周章悶亂、悲泣哀慟、彼阿闍梨者、自二少年一同學也、交如二芝蘭一、昵同二膠漆一、加レ之受二傳法灌頂於先師法眼和上位一、既爲二秘密血脈一、顯密因緣、旁以深、離別哀傷豈以淺乎、例自二十九日一始行二阿彌陀護摩五十箇日一、泣資二彼菩提一、其後自行念誦等之時、囘向隨一、是爲レ蒙二彼還來引攝一也云々、まことに哀傷やゝめがたくやおぼしけむ、

かたかたのもとの雫はちらぬなり
　いつか我身のすゑのしら露

法性阿闍梨の御遺弟、御影をうつさんと申奉りければ、我が死相を見るべしと、さて遷化の後、御足のうらに明かに空海と云文字あり、是によつてさては大師の御再誕ぞと人々おもひあへり、しかるにより大師の御影を法性大德の御影ぞと門徒拜し奉る、其後第三世玄海法印の德義舊記にあまねく見えたり、されば法性玄海は高野の八祖の隨一也、其外代々學業優贍の名德あまた住持す、事敎の聖敎あまねく今に傳授し來り給ふ人多し、中比宥快法印莊嚴房俗姓は藤氏、太政大臣實行公の遠緒、左中將實光卿の御子なり、後圓融院御猶子の御契約あり、其頃興雅僧正山科安祥寺の門跡たり、しかるを法流等を以て悉く宥快に附屬し給ふ、ある時御修法の爲大内に參り給ふ次でに、後圓融院より一首の御製をつかはさる、

祈るべき道はしばしも迷ふなよ
　かへる御山の花の白雪

かへし　宥快

迷はじな花の白雪ふみ分て
　道ある御代を祈る心は

又悉曇の抄物を述作し給ふ時、ある夜深更に及で寂寞の扉をひらき、夢にもあらず丹生明神降臨御座し、天衣儼然として魚腦の燈爐(とうろ)を持し給ふ、宥快問云、この山は是我祖師弘法大師結界して女人を禁ず、姉何故に來り給ふぞ、女答て曰く、我は凡女にあらず、すなはち丹生明神也、汝が學勇猛なり、吾山の密教を興すべし、大師深く隨喜し給ひ、我も樂で哀苦なし、殊に悉曇の興行こそ諸佛隨喜し、我も又うれしけれとのたまふ、宥快兼て餘單即重章に於て疑滯ありしによつて、問云、餘單重章名義の通局いまだ決せず、願くは神その實を示し給へ、神告曰、われこゝに來る事は、且は此ためなりとて、深義を悉しくさづけ給ふ、宥快又問て曰く、夫神は光明自在にして黑暗の障りなし、何のゆへありて燈火を持し給ふや、神告て曰、我もとより幽冥のさはりなしといへども、今かく持來る事、汝この山にをいて法燈を挑げ、邊方の迷暗をてらすべき標相とて、すなはち一首の神詠を擧て、歌舞數行し給ふ、其御詠歌に曰、

曉はまだはるかなり高野山
　猶かきたてよ(かゝげてよイ)法のともしび

しばしは羽衣曲をかなで、忽然としてうせ給ふ、其とき宥快の返歌に、

　高野山あかつきを待身なれ共
　更るはおしき法の燈

宥快後日に其神影を寫し、寶藏に納め給ふ、今猶見にあり、それよりして彼火をうけつたへて今にたえず、其外當山の事教の典籍御述作しるすにいとまあらず、扨又大樂院の四間に參籠し給ひしに、信日阿闍梨夢に現じ、密宗の秘事等悉く傳へ給ふ、かゝる英髦にて渡らせ給へば、中興の名師三百年來、一山の大衆この德風をあほがずと云なし、殊更三國傳來八祖の內、第六の祖師一行禪師の後身と、院家の記にみえたり、抑門首といふは、一山にをいて兩門首を分ちて、各門徒を教導し、玄風を闡揚し給ふ、貫首の職を得人なり、誠に英俊森列たる山なれ共、此選にあたる人はまれなり、願行上人のとちかねきりの劔とて名劔あり、子細あまねく人口にあり、幷御筆の五悔一卷、自餘の靈寶秘蓄勝て計ふるに堪へず、

○大樂院

本堂の御本尊、十一面觀音、弘法大師御作也基舜大智房大德、或は俊基、長寛二年八月廿九日入滅、開基也、むかしは戒法律儀を守し院なり、維範の廟窟あり、興正菩薩もしばらく寓居し給へりとみえたり、今にいたりて常隨し給ふ鉢の具、幷に影像等あり、信日、信堅兩阿闍梨は、興正菩薩の御猶子たり、當院の住持職をうけたまひ、共に高野山八祖の隨一也、大師の御遺告は、末代の御弟子の爲として遺し置給へども、秘事等あまた所にありければ、東寺の一の長者ならではたやすく傳へ給ふ人なかりしを、信日阿闍梨なげかしく思しめし、御影堂に七日參籠し、此ことを祈誓し給ひしに、大師自現し給ひ、御遺告をさづけ給ふ、それより當山にをいて御遺告の傳受ははじまれり、又嘉元三年十月、天野御社造營の事あり、廿七日の夜假殿に御遷宮し奉らんとて、兼て日を點して一七日の行法あるべしとて、廿一日より廿八日まで七日のあいだ、高野の宿老十人をゑらび勤仕せしめ給ふ、信日阿闍梨も其隨一たりしに、廿六日の朝行法のとき、字輪觀に至て有相觀より無相觀にうつる時、空與不空、畢竟無相、而具一切相の大空觀に入給ひ、幻夢陽焔等の十緣生不思議の心に住し給ひしとき、思慮を廻し給ふに及ばざるところに、ケ爾の心に浮びて覺へ給ふは、

世の中は夢まぼろしとしりながら
　心をとむる人ぞはかなき

信日阿闍梨、日來に歌を好ませ給ふ身にもあらず、又觀念の間詠歌し給ふべきにもあらざるに、かゝることあるは大明神の御告なるべしと思しめし、彌たうとみ法施など遊ばされしと、御自筆の記に見えたり、毎年二月一日より十日まで、涅槃經の講莚をひらき、十一日には遺敎經等を講ず、同十五日涅槃講を執行す、則ち一山の名德を撰び役職をあたふ、其儀式嚴重也、抑此會は往古より勤レ之、中ごろ龜山院の御宇にあたりて、彌綸綍を下され、古規を守るべきのよしにて、御手づから宸筆を振ひ、涅槃の式を寫し給ひ、其外羅漢遺跡、舍利の式等にいたるまで、當時の名家に詔ありて、慇懃に書寫せさせ給ひ御寄附あり、今にをいて其式を以て勤行し、幷弘法大師御作の舍利塔、又同御作名木の本尊數體、俗枕本尊と云共に大師より嵯峨天皇へ進奏あり、然れば龜山院迄代々禁中御相傳たりし

を、時の住持信日阿闍梨を尊重したまひ、涅槃講の爲に御寄附なさる、それより勅願の會といふ、むかしは泉州近木莊、備後太田莊等の莊園數所を附給ふ、其後德治三年の頃、龜山帝信堅に命じ、釋論を講ぜさせ給ふ、初夏より初秋に至て在京せり、其間の日記等今にあり、みづから釋論私記を作て帝に奉る、叡感あさからず、彼の講談時開二小板一挿二釋論一殿上し給ひしに帝みづから、御手にとり給ひ、裏に四句の秘文を書、表に題して秘密藏とあそばさる、今に當院の寶とす、是れ當山雙紙形の初なり、又講談の中秋冷の日、帝みづから御衣の袖を解給ひ、阿闍梨の首にかぶらしむ、是又花の帽子のはじめなり、昔しは塔婆を建立し、甲斐の太郎殿の御骨をおさめらるゝよし舊記に見えたり、今は其跡さへも見えず、（甲斐の太郎の事東鑑に見えたり、）

○釋迦文院

本堂の御本尊釋迦如來、開基は敎助上人なり、あるひは祈親上人とも云、則ち上人の御廟窟は、今の本堂の下也、靈驗のこと樣々あり、初め上人長谷寺の觀音の靈夢にまかせて此山にのぼらせ給ふ、大師御入定の後百六十餘年、寺院の廢毀尤も甚しく、狐兎の跡のみなり、上人かなしみ身を修營に委ね、幾程なく當山を輪奐に復し給ふ、常に御經を誦持したまふがゆへに、持經とも申奉る、上人ある時燈のもとにて讀經し給ふ折から、高野大明神まのあたりに示現してのたまはく、

（續古今神祇）我あらばよも消はてじ高野山
　　たかきみのりの法の燈

又常照上人とも尊號を申奉るよし舊記に見えたり、むかしは塔婆ありといへども、近來の回祿に燒失して跡のみあり、大和國益田の池の碑の銘一卷、弘法大師御筆の本、今に此寺の重寶なり、御筆あまたありとも、此一卷に比類せんものあるべからず、まことに希代の靈珍なり、

幸明阿闍梨と申は、寶性院玄海法印の師範にて渡らせ給ふ、類ひなき名德なり、其行狀、記するにいとまあらず、

○南院

開基誰人といふ事さだかならず、元祖より八代の間、たしかに記錄もなし、其內大和國小嶋寺眞興上人も住持し給ふ故、今に其の法流を傳へ來る、先以て南都

東大寺の中、南院といふ寺を移し來り給ふ故、この院號とす、其後維範阿闍梨（嘉保三年二月三日沐浴結二定印一唱二彌陀一而寂、年八十六、於二當山一即身成佛之人證之一人也、）住し給ふとき、不思議の告ましくて、本尊不動明王この院へ入らせ給ふ、抑も此本尊は、弘法大師大同二年御歸朝のとき、船中安穩の爲にみづから刻彫し給ひしを、惠果和尙御開眼なされし也、まことに三國無雙の尊像なり、則船中にして、風波の難を凌ぎ給ふ事度々に及べり、（世俗是に波切不動と申奉る、）今に至るまで船路往來の人、此尊に祈り奉れば効驗あらたにして、諸難衆災を遁るゝ也、近年ある人の夢に托して、尊像を板鏤し世人に廣く施すべきのよし靈夢あり、急に板にちりばめてあまねく分ち給ふ、むかしは此尊高雄に御座ありしを、故ありて尾張熱田にうつり給ひ、それより、南院維範のとき當院へわたらせ給ふ、弘安年中蒙古襲ひ來りしに、朝野恐れて高野の神前に祈求せしに、三太神宮の神託にて、不動の呪をとなへ祈るべきのよし有ければ、則この尊を筑紫へうつし奉り修法申されければ、即時に感驗あり、今四季の祈此時より始まれり、熱田にて御劍をとどめて一社に祝ひ、筑紫に迦樓羅炎をとゞめて本尊とす、いづれも靈應あらたなりとかや、殊に此尊へ脇谷と云所に莊をくださる、毎日の修法護摩天下太平の祈禱怠らず、諸人豐樂の勤め、誠に名跡に住し、此尊に供奉し給ふ住持、宿因あさからず、たうとくぞ覺ゆる、惣じて當院に名德あまたおはします、中にも隆惠阿闍梨はかぎりなき事敎の達者にて渡らせ給ふ、又第七十一世執行檢校法橋上人位賢隆房（知眼）弘安年中の人なり、されば壇上の舍利會は久安二年よりはじまり、建治二年にいたりて百三十一年の後及二陵怠一之間、寺僧歎レ之略儀七ヶ年の後、弘安五年賢隆寺務の時再び此會を取たて、同六年卯月廿六日本のごとく被二勤修一とかや、かゝるゆへに相續し、此會をこなひ來らるゝも、ひとへに賢隆のちからならずや、且又此尊に付て靈寶あまた傳へ來れり、一々不レ能レ記、ひとゝせ烏丸亞槐放鷗子此院へ詣で給ひて、

高野山なき身の數にけふも又
もれてきゝぬる入逢の鐘

〇心南院

開基は尙祖阿闍梨、（淨菩提院の下に見えたり、）御本尊阿彌陀如來二體を安ず、昔日尙祖阿闍梨阿彌陀三昧を修し給ふに、

行道の衆の數一人多し、阿闍梨あやしみ給ひ、持佛堂を御覽じければ、一體の如來見えさせ給はず、又行道を止給へば、二體の如來本のごとく拜れさせ給ふ、阿闍梨懇請をつくし、いづれか行道ありし如來ぞと祈誓ましましければ、一體の如來みづから御指をさゝせ給ひ、かなたの如來を敎給ひしより此かた、俗にき傳へ奉りて、指さし阿彌陀と申侍る、其指さし給ふ如來をそれぞといふことは、當院の領主ならでは傳受せずとぞ、一體は弘法大師の御作、一體は安阿彌の作也、第二祖仁然大德は、實性院玄海の附法を得て、中院の一流を別支して、心南院方とて今に傳へ給ふも、此院よりとぞ、

○悉地院

本堂の御本尊阿彌陀如來、運慶作なり、弘法大師御入定の後、惟助朝臣勅使として般若寺観賢僧正を相具し、登山ありし時、僧正みづから金剛杵を持し、この院の後の山林のうちにあか井を穿給へり、于今その井現然たり、しかれば僧正の草創し給へる靈場なること明けし、則當山第三世座主峯禪のかはりとして、第四の座主にそなはり給ふ、是れ東寺の長者として、又當山の座主を兼帶し給ふ最初也、其時は眞光院又ある説迎佛院といひけるとぞ、其後ゆへありて東室院を西院にうつし、其地を當院の境内に加入す、しかれば新親上人の舊地ともいふべし、まことに大形ならぬ名區なり、其後第百七世の檢校執行法印大和尙位寶杲金胎房、延元年中に住し、檢校靜喜應永年中に住持し、檢校長悳永享年中に住持し、檢校行遍永祿年中に住持し給ふ、いづれも名望他に越、德儀世に鳴、まことに僧正の餘澤、傳て數百世の今に至るまで、渴せざること有がたくぞ覺ゆる、

○補陀洛院

開基勝恩房敎算阿闍梨なり、むかし紀州濱の宮の海上にあやしき光ありしを、小船をうかべ尋もとむるに、一軀の觀音大士、長一寸八歩なるあらわれ出たまふ、則その里の邊へ安置し奉りぬ、一夕夢に告て曰く、我は是南方補陀洛界より涌出せし也、速に高野に送り屆くべしとありしにより、始て此院を建立して、別に大士の像を刻彫し、御首に納め奉り、則この院號をかく名づけらるゝと記錄し殘せり、靈驗他にこへけるより、一山の學徒志ある人は禮拜恭敬す、其後慶

賢阿闍梨、見二往生院之内地藏院下一、隆助隆辨とて聰敏超軼の僧あまたおはします、中にも隆辨僧正は、當山七十五代の檢校として、鎌倉鶴岡の八幡宮の別當職をも兼帶ありと見えたり、今にをいて八幡宮に僧正の記錄し給ふ書物等に、當院の事をも載給へり、此僧は最明寺入道の歸依僧也、東鑑幷徒然草に見えたり、

○持明院

本堂御本尊不動明王、代々相傳て曰く、弘法大師御歸國のとき、於二船中一刻ませ給ふ御尊像と也、大座に浪をほりつけ給ふ、御室寛助大僧正御法化、眞譽持明房の開基也、覺鑁は其の法弟也、覺鑁登山し給ひし時、最初落着し給ふ寺なり、庭前に覺鑁のひらき給ふあか井今にあり、水底に梵文等を石に鏤め給ふ、覺鑁より眞譽阿闍梨へつかはされし消息等數通あり、互に師資となり給ふとかや、覺法親王も眞譽上人の法弟也、この眞譽阿闍梨高野に天魔の障碍多をうらみ、自誓願して天狗となり、其列に入て魔障を鎭め給ひ、三會の下生を待ち、今に每日飛行し給ふとかや、當山にをいて即身成佛し給ふ人證をかたれば、持明房も其一人也と舊記に載られたり、されば高德の御僧なれば小野六流の外に一派を傳へて、持明院がたとて當山より廣め給ふ、柿袋の大事などあり、事相の聖敎秘中の極秘とかや、按ずるに高野往生傳に云、經得上人年來當院に居住し、小堂を建て惠業をその中に修しましませば、人小房聖とぞ申ける、近き邊の兒童かるしめ奉ければ、常にみづからのたまはく、六千部の法華經を讀み、六趣冥路を塞ぐの身也、汝我を輕んずることなかれとぞ、其後臨終の夕、弟子能法をめして、彌陀の像を安せしめ、西方に向て高聲に念佛し、正念に住して、已に滅度をとなへ給へば、人々稱嘆せずといふ事なし、時に花藏院の宮僧正寛曉は、當山に參籠まし〳〵、近江の阿闍梨宗觀は、仁和寺に居住せり、飛廉を指遣して僧正に申て申さく、夢想のことあり、一旒の綵幡自二西方一飛來り、高野山をさして則さり、幾程なくして本のごとく西方にかへると見侍りぬ、若し當山のうち往生の人や候覽と告來りぬ、則ち時日を尋れば、すでに小房の終焉の期なりき、一山の僧徒たちまちに悲泣す、彼の僧正には隨喜のあまり中陰佛事等を修し給へりとぞ、

○寶瓶院

開基不分明、本堂の御本尊愛染明王、弘法大師御作也、故に秘號を以て院の號とすと見えたり、此の明王の靈驗あげて計るにたへず、大永年中の比、堂のうちより時ならず煙の出る事頻なり、住持あやしみ、護摩を修する煙にもやと行て見るに、其事もなし、彌あやしくいかなる禍が出來らん事を欺き、明王へ誠心に祈りければ、其の夕明王夢に告て曰く、今幾日ありて火難急に來るべし、是類火自然のわざなれば、遁るゝに所なし、寺物をも支配し、其日にあたらば我をも守り出すべしとなり、住持夢さめ有がたく、寺物一箇も殘さず內庫におさめ、其日を待けるに、御告のごとく隣所より出火す、折節風急にして坊舍悉く灰燼と成ぬ、其時明王をも荷負し出けるとなり、誠に此寺の異瑞を感じ奉り、人々にも語り傳へき、元和年中赤松の何がし、宿敵退治の爲、軍中守本尊に此明王の靈成を聞及び、持明院の住侶快應阿闍梨を以深く望み給ひ、西國へ招請し、宿敵相果して後、又當院へをくりかへされけると也、今安置する所の明王是なり、扨又當院の靈寶とする中に、元弘年中高野奥院にをいて、後二條院御菩提を可レ奉レ訪とて、河內國江泉村を寄附し給ふ綸旨等奉持す、其外弘法大師の御筆等秘藏せり、是又疑心の生ずべき類にあらず、正しく其證記等有レ之こと也、

○六地藏

六院の中靈驗の地藏を安置す、六院一々記し畢ぬ、

○最勝院

實敎房上人の建立し給ひし以後、釋迦文院幸明阿闍梨の御弟子、瓊算阿闍梨と申す事敎の達者も此院に住せ給ふ、抑本堂御本尊地藏菩薩、威靈殊勝の御事遍く人々の存知せる所也、昔日此院衰微して應門五尺の童もなく、採薪一介の夫もなかりしに、住持みづから炊爨して、本尊の供物等をも調進せらるゝ事年ありけり、ある時土室に火たき背を炙りて眠りましましけるに、終夜其火薪つくることなくもえけり、曉に及で夢さめ、うしろをかへり見給へば、小比丘一人宛然としておはします、住持奇異のおもひをなし起あがり給へば、彼比丘はや見え給はず、彌不思議の事と思しめし、持佛堂のあたりを御覽ずるに、ちいさき足のあとつきけるを認て見給へば、本堂までつらなりつづけり、さて堂の內を御覽じけるに、薩埵の御顏

煙にふすぼり、御手御足など炭づき灰にてよごれさせおはしけり、住持有がたくおぼして、一山へ傳へ廣めたまひしかば、各々恭敬の心を凝しけり、其外の事一々記するに及ばず、

○花王院

順徳院の御宇、第廿七世檢校覺海（南勝房、生于但馬、貞應二年八月十七日、八十二滅、大樂院寛秀阿闍梨入壇の資、）開基也、池の邊に廟窟ありと舊記に見えたり、又は遍照が岡の傍に廟所とて、所の人毎月十七日に燈明かゝぐる所あり、此阿闍梨の德行當山の記に彼是見えたり、七生以前の事を悟り給へる人なり、地藏菩薩は、其後小松院御宇、第百十三世の檢校唯觀房（弘惠、明德年中湯川の人なり、）南谷觀蓮院より當院へ入院ありし時、おなじくうつし奉られしとかや、抑この尊は、土佐國金剛頂寺と中寺に千體の地藏あり、弘法大師手づから彫刻あそばしけるとかや、御たけ九寸六分あり、然るをいかなる故ありてか、紀伊國海士郡木の本の東の莊の西のしやう、境の浦と云所に、下郎のとしよりたるくち祖母ありて、三體安置し奉る、其祖母もとは三河國の者にて侍りける程に、三河太祖母とぞ申ける、何たる因緣かありけん、此浦にて鹽やきしける、彼三體の尊を鹽屋のうちに安置して、常に棚に置ければ、棚佛とぞ云ける、朝夕に食ける物の上食を供養しける程に、設け得たるをよき事にして、蛤鯵など云魚類をもそなへけり、龜山帝の御代文永七年五月のころ、其所の地頭にて侍ける人のはからひにて、葛木の麓の里近きかたに、女谷といふ山一ところを鹽木の料にゆるしければ、村人競集りてかりけり、されども祖母は行歩不自由なりければ、たやすく薪かり取ことを得ずなんぬ、此祖母いとうらめしくおもひて云やうは、世の中に佛につかふるばかりいたづくことはあらじ、年久しく地藏菩薩につかふまつれども、柴木かりけるたすけにもなり給はざる事よとて、梱に枕して臥けり、其時夢に見けるは、小法師二人つれたち祖母が上を越て外へ出けると見て、又後のかへるさにも同じく二人越て內に入給ふ、其時彼の小法師一人のたまひしは、祖母が望む鹽木は刈けるぞと聞えて目さめぬ、あたりを見ればまことに檐とひとしく柴木をつみ置り、人々あやしみ、これは祖母の刈べき事とも覺えず、いかゞしてかくおびたゞしくつみをけるぞと問ければ、祖母夢のありさまを

かたりけり、きく人たうとく覺えて、さて拜み奉るに、二體ともに腰より下は、五月雨の降つゞきぬる比の路泥にけがれさせ給ひおわします、其所の地頭職は湯淺權守宗重が七ヶ所の本領の內也、その時の地頭をば竹內源左衞門入道とぞ云ける、禪門此事を聞て後、祖母をば萬雜公事を免して、其外一切心やすく世を過すべき具足を相計ひ、彼の尊を乞渡し奉りけり、禪門の舍弟田淵のなにがしとかや云けるが、二體の內を請しに、禪門この尊に向ひて、彼祖母に物の給ひしは何れにて渡らせ給ふぞやと、一心に祈誓せしに、夢に告有て、顏にすみのうす〳〵と付たるこそそれよとのたまひければ、やがて拜み奉るに、まことに其ごとくなり御座す、それを留て今一體のを田淵に與てけり、其尊は傳法院の學頭の許へ傳はらせ給ひし、御行衞いかゞ有けん、其後禪門より再轉して、高野山慈光院の本觀房宗伊阿闍梨に、親類の緣有けるにより渡し奉らる、彼唯觀房は又宗伊阿闍梨の猶子なれば、今こゝにつたはり來らせたまふとかや、今にいたるまで所望の事あれば、至心に祈り奉るに應驗なしと云事なし、合山の渴仰あさからざる故に、別して燈油の料を奉りて、その德光をかゞやかし奉らるるとぞ、

○十輪院

此院は開基眞辨阿闍梨、則ち五佛院にも住持し給へり、高野の八祖の一人なり、其行可㆑知、本尊地藏薩埵は弘法大師の御作也、ある人この院主に恨をふくむ事ありて、窃に隙をうかゞひ襲ひ來りしに、折ふし深更なれば下部の知るもなく、心やすく忍び入、彼閨を見るに寂然たる燈の下に、衣引かつぎ臥給へるをしすましたりとよろこび、衣を取のけすでに刄を刺んとして、つらつら見ればいまだ若年の人と覺しき法師なり、さては人たがへにもやとおもひ、さるにても殘多き事かな、是ほど迄せめ入、むなしくかへらんも本意ならず、いざ此法師をさまし問ばやとおもひ燈かゝけてつまびらかに見るに、まことの薩埵にて渡らせ給ふ、賊たちまち慚愧して頭面禮足し奉りき、然る所に下部ども聞つけふためき來り、こはそもいかなる事ぞといひのゝしりあへれば、賊件のあらましを說つゝ、我も前非を改め、長く薩埵に歸依し奉るべし、願はくは許容して志をとげしめ給へかしと、淚を

ながしあはれみを乞けるほどに、誠心に感じ人々ゆるしてけり、是則薩埵の慈心にて、住持をも難をまぬかれしめ、賊をも道に入しめ給ふ、有がたかりける御事なり、數百の僧侶、數百年の今に至るまで、信を凝し歩を運ぶ、等閑ならざる事なり、此尊にも別して給供とて菲儀をさゝげて、厚德を附益し奉らる、

○清雲院

昔日は花園院と號す、近代改めてかく名づく、御本尊地藏薩埵は春日の作なり、東室持經上人の安置し給ひし尊なり、往古此院の主翁、當山勸學院の學道を勤められけり、抑この念場は役儀嚴重にして、たやすく勤むべき事にあらず、本書二十餘卷の內を精談講讃して、一山の學徒の員に加る事なれば、此住持誠心にして、此尊の扶持を祈りけり、しかるに彼會に臨で、すでに此院主の講ぜらるべき鬮の出たりければ、さればこそと彌祈誓して讀出さむとせられしに、うしろの方より誰ともなく、和雅の音を出し精白の義を談ず、まことに彼住持の談ぜらるゝと人々おもひけり、また巳の刻より申の終に至れども、條理分析し深義暢達して窮る事なし、其とき沙汰人等日もすでに晩に及びぬ、御了簡あら〳〵あそばされ候へかし、又明日の御講讃も候にと申せば、さあらばともかくもにて候とてやめられけるとぞ、後にこそ人々もこの薩埵の講じさせまたふとは知けり、此尊にも又一山の衆徒中として淨財を奉じて、香花雲の供養おこたらず、

○養泉院

開基さだかに記せるなし、御本尊地藏菩薩小野篁の作なり、いつの頃にか有けん、此寺の傍に庵しつらひ、常に此尊に供花燒香などして、菩提を祈る人ありけり、しかれ共其心慈悲すくなく、我慢のおもひをさしはさみけり、ある夜夢ともなく幻ともなく、化人あらはれ來り、いざ我が行かたへ參り候へ、物見せんとていで給ひけり、なに心もなくあとより行けるに、曠野に着けり、化人曰、これは六道のちまたなり、汝常常我を供養するとはいへども、惡心いまだ除かざれば、今六道を見せて、速に無上菩提を得せしめん爲にこゝに具したり、不思議の思ひをなすことなかれとのたまひて、一所を見せ給へば、刀山峨々として登れば血ながれ、火坑炎々として臨ば身こがる、八萬四千

の地獄まのあたりなり、此人恐しく身の毛もよだち、忽に惡心をひるがへし、善念を萌してけり、化人みづから地藏の形をあらはし、善哉々々自ㇾ今以後其心を轉ずることなかれ、必ず證果を得しめんとあるとおもへば夢覺ぬ、ありがたく覺へて常恒不退に觀念して、終に泊然として化しけると也、しかれば此寺の靈異のみにあらず、今の代に至ても信を起さしめ、敬をなさしめ給ふ事大かたならぬ尊像也、さるによりて闔寺奉戴のあまり、寸忱をさゝげて德に報ひ奉らるゝ、

○山の堂

弘法大師の御作之地藏尊也、近來の遺火に烏有とならせ給ふ、むかしある寺の僧貧きをくるしみ、毎夜この尊に參籠して福を祈りけり、或時薩埵みづから寶珠を賜ふと夢見て、願成就せりとよろこびかへりけり、それより七珍藏に滿ち萬寶箱に堆かし、然るにより彼僧奢を極め不善をなす、又ある夜薩埵夢に現じて汝が心にまかせて世福をあたへつ、しかれ共來世の安樂を忘れ、現世の奢侈をなす、ながきを厭ひみじかきを執す、惑はなはだし、しかじ冥福を祈らんにはと曰て、寶珠をとりかへし歸らせ給ふ、それよりもとのごとくの貧僧となりにけり、後僧駭異して大道心を發起し、安く往生をとげしと也、

以上六地藏

右の本尊いづれも靈驗多し、其院にて尋ぬべし、今こゝに梗概を記しぬ、

○勸學院

御本尊大日如來也、毎年八月廿一日より十ケ日の間、於二此院一學道の勤有ㇾ之、散日の其翌日は問講あり、抑この會は往古宇多天皇（寛文十二壬子年迄七百八十年、大師御入定以後、六十三年に相當る、）宸衷を承勤策しぬ、今に至るまで其儀嚴重也、山の學侶たる中器量をゑらび、此會場につらね給ふ、其詮委細なり、愚按に、此の會場の勤め、傳へきく唐土朝廷に及第とやらんいふことあり、それに似たる事也、進士に擧られて詔に應じ、いかやうの官領をも奉はるごとく、此會の新衆を一年つとめぬれば、會衆の名號を帶し、後々碩學の列にも至るべし、中古建武元年（寛文十二壬子の年迄三百三十九年）に至て、彌相勵ますべきのよし定め被ㇾ下、永代の爲にとて一紙に各々判形を記す、されば最初第百卄一世の檢校寛藝（願舜房、東禪院、應永年中の人、）をはじめ、三百三十年來の今の代まで、いづれも

同列に載らる、其の卷重大也、いづれの御時にか、大明國の大法師この國へ來り、此會につらなり、學道をつとめたるよし判形あり、此院は昔日は金剛三昧院の管領たり、しかるゆへに一度寶光寺殿相摸守時宗御願にて造營せられ、秋田城介泰盛入道大蓮房覺智其奉行たるよし舊記に見えたり、其後いかなるゆへにか、一山の學徒の支配となりぬ、其年代いづれの頃にてかありし、未レ考、

一、花園帝文保二年九月廿九日の院宣にも、高野勸學院は御祈願たるゆへ。肥後國岳牟田莊を以てながく寄附し給ふと見えたり、

○城眞院

御本尊地藏菩薩也、この尊像は弘法大師泉州槇尾山にして、岩淵勤操僧正に隨て出家受具し給ふ時、手づから彫刻御座し、持佛堂に安し、僧正持念し給ひし靈尊とかや、其後數十年を經て、永久年中槇尾山宥慶上人小野檣僧正勝覺に隨て密乘を學し給ふ人也、いかなるゆへかありけむ、此の薩埵を荷負し當山に來り、いづれの所にか安置すべき其所をうかゞひけるに、幸ひ遍照か岡といふ勝地を得たり、是則大師七廟の隨一なれば、感應むなしからざることをよろこび、此地に小堂を結構し、其麓城の壇と云に庵室をしつらひて、香を炷し花を散じて、朝懺暮悔怠る事なく、七十有餘にして正念に臨終し給へり、其後薩埵を庵室のうちにむかへて、今にいたるまで恭敬し給ふ、彼上人城の壇にして、秘密眞言の三摩地を修せらるゝがゆへに、城眞院と名づけ、後舊跡の小堂を修覆し、燈明などかゝげけると也、其遍照が岡は、今に當院よりしるよしありとぞ、物換星移五百餘の今の世まで、其法水涸る事なく、三十八世相承し來る事、上人の德海の深きを測るべきにや、自餘の事緣は院家の記にみえたり、

高野山通念集卷七終

# 高野山通念集卷八

一無軒　道治輯

○西谷院（南谷の下に見えたり、）

○遍照岡

南谷の湯屋の西のかたにあたれる岡なり、是も大師七廟の隨一と申傳ふ、此岡の名をおもふべし、發光院、遍照尊院、遍照院などいふ寺も、此麓に建立せし寺なれば、かく名づけゝるが、宿老に尋ぬべし、又槇尾山宥慶上人も住し給ふとかや、

○櫻池院

開基、白河帝第四の王子覺法親王也、（委しく光臺院の下に見えたり、）初め光臺院に御住居ありて、廿餘年の後當院を又草創ましましけるとなり、本堂の御本尊阿彌陀如來、常恒の念佛今に至るまで絕ず、親王は仁平三年十二月六日、當院にをいて入滅ましましゝを、光臺院の奥に葬り奉りけるとぞ、昔日寺號を光恩寺といひ、院號を養智院と命じ給ふ、其後數代を經て、正嘉二年彌生の末つかた、後嵯峨院御幸の折から、王子の舊地を訪はせ給ひ、庭前を御覽ずるに、小池のほとりに、櫻花いとめでたふ咲覆ひし木の間より、月影もれて池水にうかびけるを、あはれと叡慮にかけさせられ、供奉の九條殿下をめされ、いかゞ見侍りけるぞと勅定ありければ、殿下勅答とおぼしくて、かくなん、

櫻咲木の間もれくる月影（のイ）に
心もすめる庭の池水

ときこへしより、後院號の文字をあらためて、櫻池院と書かへられけるも、其時よりのことなりと、當院の舊記に載られたり、其舊記ゆへありて他人の手にありしに、不幸にして失火の難にあひ、今日亡たり、されども古老のまのあたり見給ひし衆など、近きころまでも在世ましまし、今の老僧まゝ其の物がたりをきゝ傳へらるゝ人多し、傳來の靈寶、

一能作性　一顆

是は醍醐三寶院權僧正勝覺の御制也、

一八代祖師傳來之大佛舍利　一粒

右二種、勝覺僧正より親王へ御附屬ありしを、常に隨身し給ひ、信仰ありしとかや、

○寶龜院

延喜廿一年十月廿七日、勅使橘惟助僧正觀賢御登山ありて、與院御廟窟をひらき大師を拜し給ひ、謚號幷檜皮色の御衣を下し賜るよしの勅定を申させ給ふ、其の時帝よりの詔として、年々御衣を新に調進仕べきのよしありし故、觀賢僧正當院を開基あそばし、毎年三月廿一日は大師御入定の日なれば、必ず新御衣を奉るべしとて、永く其規矩を守らしめ給ふ、今に至るまで其法式に相違ふ事なし、帝より初て下し賜ふ時の御衣の唐櫃今にあり、其時又帝の御本尊十一面觀音大士寄附し給ふ、今本堂の御本尊是なり、此の尊はもとより靈驗あらたなる事なれば、あらかじめ菅丞相に命じ、式を作らしめ給ひしありけり、今當院へ其式幷御衣の料として、紀州藥勝寺と云所を附給ふに、同ぐ菅家に詔ありて、御衣幷本尊莊園等を下さるよしを記し賜はる、其後後一條院御宇、治安三年十月廿三日、後朱雀院治暦三年二月六日、後三條院延久三年六月廿二日、各々太政官符を下され、彼藥勝寺の籍田封戸等委しく記錄し、永く當院の所領たるべきのよし也、其時その所より鑄て奉りし鐘、今鐘樓にあり、施主悉く小民鄙夫たり、其子孫今に斷絕せずして、時として遠きを追て樓に登り、先祖の名を拜見し歸るもあり、されば世には更革のあるならひとて、其莊園も他人に押領せられしかば、寺もむなしく衰微して、松間寂々として煙火なくなりぬ、しかれども聖風上に行はれぬれば、時運再び循環して、太閤秀吉公の御時、故を温て又澁田村にて御衣の料を寄附ありしとかや、爰にをいて延喜帝の勅願の高蹤草棘の中に沒せず、觀賢師の誓約の洪基狐兎の跡を交へざる事を得たり、殿堂より樓門を列ね、浮圖の煥乎たる巍巍たる、まことによしある寶坊也、

○無量光院

開基覺法親王、本堂の御本尊阿彌陀如來、行基菩薩の作なり、本堂の北に小庵をかまへましく〳〵、閑居の趣をなし給ふ、其の御庵室を竹院と號し奉る、古老のいはく、其御庵室のほとりに、希有なる竹生茂せるがゆへに、かく名づけさせ給ふと、其の竹數十年以前までありしかども、今はなし、中古印融法印當院の住持たり、抑法印は本武州の產なり、眼を八宗の雪にさらし、心を三密の月にすます、聲明悉曇、あるひは事相、あるひは教相等の經論章疏に渉り、末弟の爲に數十部の書

を制作し給ふ事、諸人のあまねく識知せる所なり、其次覺融阿闍梨より、淸胤、玄仙、玄廣等の諸阿闍梨耶に至るまで、師資傳授し稟承して、學德深廣なりといへども、著述は印融に及ばず、名も又共に隨ふ、其中に玄廣は殊に論議の才を得て、衆議涌がごとく、至理正に密なり、故に論場に交ては他人の席をうばひ、講肆に臨では先德の蘊を發す、まことに比倫まれなる名德也、故に大相國公玄仙玄廣の學德を讃揚ましまし、殊に署して碩學の名を世に知らしめ給ふ、俸祿にいたるまで一山の門首とおなじく充て下し賜はる、寵遇ましますこと有難かりし事也、彼玄廣は末學の敎相者のたよりとて、論議の書を編集せる事恰も充棟せり、越後國上杉輝虎公は、武勇の大將文學の名士也、しかるに淸胤法印に歸依し給ひ、剃髮染衣して謙信と改名あり、終に加行灌頂の秘法をうけて、常に心を密宗に勵し給ふ故に、師恩報謝の爲とて越後國寶幢寺に封戸をつけて法印を請じ給ふ、幷御出家の時の諸道具、幷屛風古法眼筆、茶壺一金壺と名づく、等の賚錫甚だ渥く、崇敬たぐひなかりしにより、一國の風悉くなびきしたがひぬ、其國藏王堂の別當惠辨といふ僧、弘法大師御筆の不動と飛行の五鈷等を寄進す、抑々此の尊は大師大同年中御歸朝の時、鬼界が沖にして龍神障碍をなしけるに、大師卽ち不動尊を持念ましましけるに、忽に不動二童子虛空より降臨ましまし、海上にうかばせ給ひ、利劍を以て惡龍の難をきりはらはせ給ふ、大師其有樣を卽時彩繪あそばし、後東寺に安置して守護の尊と仰せ給ふ、又五鈷は大師御歸朝のとき、明州の津より獨鈷三鈷五鈷の三種を以て、日本にをいて密敎流布の地に行て點ずべしとて、投させ給ひしに、各ひかりと共に飛來り、終に越後の國彌彥の莊久賀美寺に五鈷は落にき、大師御入定の後、山門の惠亮和尙、不動尊と五鈷等を求て、一山の靈寶とし給ひしに、延喜帝勅命ありて禁中にうつらせ給ふ、其後菅相公に給ひしを、相公左遷の時、山門の法性坊尊意僧正に讓與し給ひぬ、是僧正は相公師範たるにより、報恩の爲に送り給へるならし、僧正自筆に其尊幷に五鈷の緣起を二通したゝめ殘しをかる、しかる所に信長公の時、叡山は焦土となりぬ、終に越後の國藏王堂の別當のもとへ渡らせ給ひしを、近年其の寺の僧當院の由緖を尋て傳へ來たせり、幷惠心の僧都御母

堂の衣服を七に分ち、各々彌陀の像を畫給ふ、其の隨一同寺に寄附す、
駿州大守今川氏眞公、當院を歸敬し給ひ、府中惣持院に莊田をつけ、當院の住持を請じ下し住持せしめ、其上合國の眞俗男女、高野山佛詣の時は、此の院に寄宿すべしとて手書をなし給はる、此時當國久能寺の靈寶のうち、牧溪觀音幷に賴朝公より相傳とてありつる舍利塔、悉く寄進す、
甲州武田信玄公、玄仙法印に優禮を加へ、當山にをいて護摩堂を建立し、本國にをいて法善寺に知行所を付給ひ、玄仙を請じ渥遇ありしとかや、本より應仁天皇御筆の彌陀如來は、當來引接の有緣佛、現世武運の守護神なれば、武家の家の重寶たりといへども、悲母の靈夢のあらたなるによりて、其彌陀の由來等をねんごろに直筆し、共に當院へ寄進す、
近代毛利輝元公も、又玄仙法印を尊貴ありて、寺院を建立し給はる、幷安藝國滿願寺にをいて、千石の祿をつけて法印を請じ給ふ、其時いさゝか世間の道具等を當院に寄附し給はるに今あり、
能作性幷牛王三顆、繪像、木像等の靈寶不レ遑レ記、

○東室院

弘法大師御在世の御時、東西南北に室をかまへ、各々あつまりて修行せられける其一なり、北室院の下に見えたり、然れば開基大師なり、其の後東大寺の祈親上人、大師の御跡をしたひ、當山に止住の志を勵まし、當院に來り三冬の嚴寒を凌がんとて土室をかまへ給ひ、樣々の調度をこしらへ、僧侶のたすけをなし給ふ、されば當山は大師の御入定の後、上人の發誓にて法燈再び明かに、祖を閉といへども、一たび草棘あとを塞ぎ、雲霞扉跡正しくなりぬ、是至德にして至道凝のしるしなるべし、于レ今いたるまで衽を左にせず、ことばの侏離ならざることは此上人の所爲なり、古人はまことに其恩を忘れず、其德を重んずるが故に、むかしは當山の大湯屋にて、每月十四日此上人の御忌とて、大衆あつまり湯をわかして、身心の垢穢を刮りきよめ、佛號をとへなて、報謝ありし事も、近代はなくなりぬ、今の世に御名さへ知人なければ、まいて其行を仰ぐ事なし、かなしいかな今の世に殘りし事も、後代にいたらば又今のむかしを見るが如くならむ、かゝる名德の御事さへ、澆季に至れば泯沒に及ぶ習ひなれば、其

の外の事の傳はざるは嘆ずるにたらず、世は定めなきこそいみじけれとは雖も、代謝のはなはだしきは、感慨のかゝるものともいへり、されども不顯の德は聲もなく臭もなしと哉らん談ずるうへは、至人はいかゞ心をうごかさん、予微眇の身にてかゝる文を書置事、いかばかり人のあざけりならむ、さりながらかれに是に問もとめて、或は邇言を察し、或は遺書をも考がへて、一善をうれば拳々服膺して失はず、或は紳に書すなどの古賢のしわざをおもひ出て、つゐに衆人の說を一所にあつめ、諸家の長を一帙に納む、一事として意見臆說をまじへず、但來者の參考の爲にもなりなんかしとおもふから、誠を發しかく集め待りぬ、彼見る人の信否と用舍とは、予が關からざるところなり、

當院はむかしは南谷の中にあり、（今の悉地院の境內、）所以ありて西院のうちへうつされけり、祈親上人の自畫自讚一幅當院の重寶たり、自餘の聖敎等あまねく傳へ給へり、（尙此卷の中、三度中絕の下、幷燈籠堂の下、幷尺迦文院の下に見えたり、）上人は永承二年二月十四日に入滅し給ひしを、南谷に御墓を築き奉りぬ、今釋迦文院の境內にあり、一云釋迦文院の開基も此上人なりとぞ、

○蓮上院

開基の名德分明ならず、或る舊記には、幸祐阿闍梨とみえたり、出所等未勘也、第六世の檢校覺基（圓性房、）泉州山代の人なりしが、蓮金院現賢檢校の入壇の資となり、德行を內外にふるはせ給ふ、承元四年十月十八日、於二仙洞一天堂の御祈の爲に、孔雀經の御修法を勤行し給ふ、同廿五日御結願なり、悉地成就せしむるによりて勸賞あり、則法橋上人位を以て、永代高野の檢校につけらるべきのよし、仁和寺二品親王奏聞を經さしめ給ふによりて、勅許滯りなく永宣旨を下され畢ぬ、しかれば覺基以後、高野の檢校皆法橋上人位を帶し奉れり、まことにやんごとなき御事也、本堂の御本尊不動明王は、相傳ふ弘法大師一刀三禮の尊像なりとぞ、靈驗めでたく明德沒せざるゆへありて、淨財を奉り信心をこらしめ給ふ檀越あまたありとぞ、

○淨菩提院

往古太政大臣良平公の御願たり、中古大江維光三男、陸奧守少內記大膳大夫廣元朝臣、この院主聖國和尚に歸依し給ひ、寺塔等を造營せり、此廣元朝臣の事東

鑑に委く見えたり、今長防二州の主毛利の先祖なり、嘉祿元年六月十日卒す、八十三歳、法名學阿と號す、當院名德多き中、尙祖學禪房と申は、高野の八祖の隨一也、前には南谷心南院に住し給ひ、後に當院へ移住し、寛元三年十一月廿五日遷化有けり、當院の坤の方の高山に葬る、其しるしに松を植置ぬ、世人其松を祚松(そまつ)と號す、今にあり、道範讃岐の國配所にしてよしを聞しめされ、

高野山ながれし水もかれぬめり
　草木よいかゞたねをきざゝん

近年も大覺寺の宮御住山の時、此寺に寓居し給ひ、後陽成院の御神主等安置なされたり、

〇智莊嚴院

開基、第廿世檢校行惠、惣持房、久安年中人、本堂の御本尊大日如來、佛工春日の作也、護摩堂の御本堂如意不動明王とて、安祥寺一流秘法の尊像なり、弘法大師みづから刻彫ましましを、當院に相承して尊重し奉る、此尊につきて秘傳のこと重々有之、住持も一世のうち一度は扉をひらき、錦帳を褰て妙相を拜し奉るより外は、他人は曾てあづからざるとかや、依之長日の護摩懈怠なきもの也、且又中院一流の大事に、智莊嚴院やうとて一派の血脉をつたふ、朝遍阿闍梨より祐雄阿闍梨に傳へ、次に寶性院法印宥快寫瓶し給ひしより此かた、一派の源として系連明覈に由緒絕ざる事、まことに安からざる勝藍なり、慶長年中木食興山上人も、よしありて寓居し給ひしかども、事に隨て當山をさり、江州に命を終給へり、上人の自筆にて寫眞の讃をとゞめ置給ふ、其詞に云、

あだし世を廻り果よと行月の
　今日の入日の空にまかせむ

又行惠檢校の建立とて、塔婆一基ありつるよし、舊記に見えたり、

〇善集院

醍醐天皇の御宇、延喜廿一年十月廿七日、少納言橘惟助勅使として當山に詣し、弘法に大師號を諡給ふ、橘惟助弘法大師の御筆の宗論の御影一幅、御所持の五鈷持參し給ふ、爰に善集房といふ如法の僧あり、天性聰敏にして顯密の學業功成、信心堅固にして事敎の議用名とげたり、かるがゆへに一字を建立し、彼影像五鈷等を奉納せしめしより、院號を得たり、其寶物記錄于今現然たり、其後圓智、明行法印、能算、眞叡

等次第に傳受して、數代の後寶性院第六世の的嗣宥快法印當院に閑居し給ふ、終に應永廿三年七月十七日鑁字空中に現じ、臨終正念にして、泊然として化し給ふ、此時高野明神の御告に、

かりそめの雲がくれとはおもへ共
　みえねばおしき山の端の月

則後の山に廟窟をきづく、然ば則ち毎月忌日にあたつて、報恩謝德の爲に、末學修練の僧侶當院にをいて、三問一講の論席をかいつくろひ、一結の僧法談の議幢を揚、此ゆへに勸學院學道競望の僧衆、若し宥快法印のながれを掬する輩は、彼問講に衆を結び、文句の金石を辨じ、義理の玉巤を糺し、三年を經て後勸學院の試場に出る事をゆるす所也、今にいたるまで其由緒たへず、靈寶聖教等、宥快法印より亮遍僧都に讓與し給ひしより、代々の遺狀等分明に相續せり、

○如意輪寺

御本尊如意輪觀音、運慶彫す、抑この尊は、當寺の開基定願律師俊連房、傳記未レ考、不思議の靈夢により、尊像をおひ奉り登山し、此地をトて安置せらるゝがゆへに、尊號を以て寺に名づくるとかや、其後高野小法師性海自筆に額を書し、堂にかゝげあぐ今に有レ之、住僧系受して今及二二十世一、其うち一山の寺務檢校法印に被レ任もあり、あるひは門首の職を領するもあり、あるひは碩學の位にのぼるもあり、殊更第六代の主宥信律師は、常陸國の人也しに、密乘の跡をしたひ、遠く百里の外に師を尋ね、法をもとめて、則當山寶性院宥快法印の室をうかゞひ、終に附法の上足となり給ひ、事敎をひとしくきはめまします、寔に知行該備し給へる御かた也、彼宥快法印は後圓融の朝に渥遇を得給へる故に、常に金闕に侍し御修法をあそばされしに、同く律師をもめしぐせられければ、主上も終にその德をきこしめしをよばせ給ひ、二位僧都の號を給ふ、其後當山檢校法印大和尚位に轉じ、一山の寺務たり、宥快法印戢化のとき、八祖相承の懷扉の佛舍利を以て、宥快法印へ相傳し給ふ、希代の靈寶なれば、宥快法印自筆に其傳來をしるし起錄し給ふ、于レ今當院に現然たり、其錄の略を考るに、一とせ禁裏へ被二召上一叡覽あるべしとの勅定くだりしに、一山の宿老相議していはく、靈寶多しといへ共此寶珠にたぐひせんはあらじ、若し御返納なくばなげかしき事なりと

て、一七日懇念をいたし、此佛舍利の分破を祈り奉り、終に手を以て引たてまつる所に、容易く分破し給ぬ、是れ佛陀の明感明應にあらずんば、金剛不壞の色身何ぞ忽にかくのごとくならむやとて、面々隨喜の泪をうかべ渇仰のおもひを凝す、その後この舍利を以て奏進し奉る所に、叡信はなはだ深くして、歸敬しましまず事他に異なり、しかも一山の重寶なればとて、又當山に還着あらんとの詔をくださる、其時宥快法印は一山の學頭として、かの祈禱のとき大導師たるがゆへ、諸老一同にして此分散の舍利を宥快法印へ附屬せらるとぞ、其外弘法大師御筆の因果經(繪入一卷、)隨願往生經、(一行十八字)彼の御舍利とおなじく當院に相傳せり、抑この一行十八字は、山科安祥寺開基惠運律師より、興雅僧正にいたるまで傳持し給ひ、それより宥信法印へ授與し給ふとかや、(代々門跡の御副狀あり、)

○阿彌陀院

開基明ならず、御本尊は一光三尊の阿彌陀如來、佛工鳥の作也、抑此尊は善光寺の外陣に御座有つるをある時西行法師此堂に詣で通夜し心念を凝し念佛三昧に入、如來誓願のむなしからざらん事を深く隨喜し、しばしまどろまんとせしに、夢ともなく現ともなく如來西行に告てのたまはく、我を早く高野山にをくり屆くべしと、あらたに示現ありし故、其旨にまかせ如來を負奉り、此山に登るに夜陰に及び、いづくにかおろし奉らんとためらひけるに、折しも此寺にて鈴のをときこへければ、是をしるべに尋入侍りけるに、時の住僧良智阿闍梨阿彌陀の法をおこない、觀念しける時、この如來を此寺におろしてけり、それより此方ながく靈尊とあふぎ奉り、則阿彌陀院と號しけるも其時よりの事と申傳り、されば西行のおひ來れる厨子の扉に、自ら件のことを書しるしをかるゝといへ共、一とせ院宇に火ありて燒失しけるとなり、則ち持來といひ傳へける善光寺の緣起四卷今見にあり、いつの比よりか飛田大守この尊の靈なることを感じ給ひ、田園を捨寺供に充しめ給ひて、毎年受納せるとかや、

○報恩院

當寺は後高倉院の御宇、第卅八世檢校宗禪(法光房)開基也、建治年中、南谷持明院禪信檢校より受法ましくけり、中院の流は引攝院良仁阿闍梨にうけ給ふ、覺鑁

上人など名をならべ、世に譽を傳へ給ひし名德なり、其後第五世舜應阿闍梨は、寳性院宥快法印の的弟奎宥阿闍梨より、安祥寺流を受法ましくしとかや、文安二年のころの人也、むかしより三井寺に相傳せる黄不動と申ありけり、是は新羅三郎御祈禱の御本尊として、智證大師の眞筆なりしを、當山平等院へ寄附の子細ありしに、當院舜應阿闍梨のときゆへありてこゝにうつらせ御座す、今にいたるまで其の靈驗あらたなりとぞ、

○來迎堂又集堂共云

御本尊阿彌陀、運慶作なり、東の堂には千手觀音を安ず、後なる山を俗に觀音山と云、昔日所の法師等合力して造營すと也、毎年卯月十二日新得度の僧、於此堂臘次の鬮取有て、同十五日より一夏九旬刻限を極め、壇上金堂にて供花の勤あり、

○平等院

開基何人といふをしらず、中古禪林寺の靜遍僧都止住の精舍也、本堂の御本尊愛染明王、弘法大師於異朝御作ありしを、恵杲和尚の御加持し給ふとかや、則ち大師の御持佛堂に安置し給ふよし記錄詳なり、扨又釋迦如來幷十代弟子あり、或は毘首羯磨の作といひ、又京都の大佛師家には運慶の作と號して、若し破損に及ぶ時は、彼家より修補之由緒于今絶ず、欤に源義光公、三井寺新羅明神の寳前にして御元服ありしにより、新羅三郎と號す、時の別當智證大師本より御自筆の黄不動を、彼の神殿に納置給ひしを、今神殿より出し奉り、國家安泰武運長久の守護の爲、義光公に附與ありしを、代々相傳して信玄公に至るまで御所持有之といへども、ゆへありて當院へ寄附し給ふ、又報恩院の下に見えたり、其外酒顛童子が牙とて一枚あり、奇怪の物にや、

○西南院

本は號平等心院、昔日行基菩薩のはりひらき給ひし舊地なり、大峯葛城等苦行の日、此山の此の所にて柴燈の護摩など修し給ふゆへに、此寺の上の峯を護摩峯と名づく、今代當山より大峯葛城先達をつとむる行者、此峯よりはじむるも彼所以なりと申傳ふ、本堂の御本尊大日如來、行基安置し給ひしを、今に至るまで傳へ來れり、其後大師弘仁年中當山御開基ありてより此かた、此の所に寺を建立し給ふ僧ありと見え

たり、第一世長安法印いづれの代の人といふ事さだかならず、其後建久の比信助律師は、後鳥羽院御治世一條殿の御一族たりしが、此院に住持し御座す、其時後法性寺殿幷宜秋門院等の御菩提御祈念あるべきのよし敕を下さる、後に御弟子賢性阿闍梨院へ奏聞申させ給ひ、六十九世檢校賢定理智房、（洛陽人、道範阿闍梨入壇の御弟子、）弘安三の比阿闍梨に住持職を命じさせ給ふべきのよしありければ、相違有まじきの院宣を下し給はる、嘉禎元年賢定の御時、太政官牒を給はる、其略に云、當院は信助律師終二土木之功一之後、奉レ寄二進後法性寺尊閤一畢、（號二月輪殿攝關白兼實公一、）其後相繼爲二宜秋門院（後鳥羽院后兼實公女）、御祈禱所一、而星霜四十餘回之間也、（自二建久一至二嘉禎一、）偏祈二累葉繁昌之御運、公私三代之跡一云々、殊又奉レ祈二金輪聖皇天長地久寶祚延長御願圓滿一、是非二忠勤一乎云々、早以二二口阿闍梨一、被レ置二平等心院一者、旁修二不退之悪業一、奉レ祈二無疆之寶祚一云々、此の時御堂佛聖米の御爲に、和泉國大泉莊、故北政所殿御菩提として、同莊を寄附し賜はり、禪定殿下御菩提の護摩供僧二口の料として、井上莊を下し賜はる、其後七十三世執行檢校蓮體房泰然阿闍梨、（攝州住吉の人、）雙信信藝等各院宣令旨を奉り住持し祈禱す、其院宣等見に今存す、乾元の比道明阿闍梨に仰せて、殊に院宣まし〳〵、元亨の比信智に御教書を下され、嘉暦年中に至りて無二相違一大泉莊を知行せり、又其後永和の比弘賢僧正鎌倉の西南院と申を兼帶し給ひき、高德の御僧にて公武兩家の歸依大形ならず、當山に住し給ふ日も西南院殿とよび奉りしにより、本號平等心院をあらためて、此號をよび來れり、

○今來峯（岡もと）

平等院より南のかたの山を、中の峯とも護摩の峯ともいふ、大峯葛城先達の行法も、此所よりはじめて峯入しけると也、此の東のかた西北のかたにふるき藤あり、人藤なみといひ傳へけり、されば古歌にも今來が峯を詠じて、藤なみのちらまくおしみなどつゞければ、此所を今來峯とやいはん、されども所の人說說不同にしてさだかならず、識者を侍ものなり、

建皇子かくれ給て、今來谷に納め侍りけるを、

（續古今哀傷）今來なる外山の峯の雲だにも
　しるくしたゝば何か嘆ん　齊明天皇

（玉葉夏）藤波のちらまくおしみ郭公

今來の岡に啼てこゆなり　讀人不知

萬葉九　妹らがり今來の峯になみ立る
妻まつの木は古人見けん　人丸

名寄　誰をかも今來の嶺と云をきて
妻松の木の年をふるらん　按察

同　都出て今來の岡の時鳥
人づてならで初音聞つる　三條證月歌枕には衣笠大臣とあり

夫木　五月雨に今來の岡のほとゝぎす
しとどにぬれて鳴渡る也　顯季

同　時鳥いまきの岡の一こゑは
五月なれ共めづらしき哉　顯仲

同　常よりもめづらしきかな郭公
今來の山のけふのはつ聲　成仲

○金剛定院

此院は宣陽門院の御願、供養の導師花王院覺海南勝房と舊記に見えたり、則彼の御骨を納めけるといふを、此の院のうちにありとまでは聞けれども、世久しく時うつりければ、此院いづことさだかならず、猶しれる人に尋ね給べし、

宣陽門院かくれ給て、高野に納奉りける、御送りにまいりて、袖に紅葉のちりかゝりければ、

續古今哀傷　涙のみかゝるとおもふ墨染の
袖の上にも降木の葉かな　源仲景

○祓川幷幣之坊

此所をかく名づくるは、弘法大師はじめて御登山のとき此の地にをいていさゝかはらひしきよめ給ひしより、其幣を此のあたりにさしをき給ふ、しかるを後に其所に寺をたて、古事をしるして幣の坊といふあり、幷御作の不動明王とて安置せり、

高野山通念集卷八終

# 高野山通念集巻九

一無軒　道冶輯

○天野道中

○大門

高野山西の口の坂上の門是なり、むかし弘法大師御在世最初の建立歟、年代日記不詳、但し當山座主定賢、寺家の執行檢校明算の代、嘉保二年二月十九日、大門の舊記を尋て、九折の鳥井を建立せらるゝと也、其後座主大僧都定海の代、執行琳賢の時、保延の末建造有とかや、又寛喜二年夏の比、大門をあらため、五門二階の樓門に造營し侍る、于レ時四十世檢校執行法橋上人位忍信定佛房（平等心院）、寺務の門也、嘉禎三年秋の頃大門造營をはりぬ、同年十月四日二王の像つくりはじむ、同十一月七日彫刻したてまつる、大佛師法印湛慶の作也、一丈九尺の形像也、此の時執行檢校律師勝心正等房なり、（三寶院）さて又建長二年九月十七日に額をかくる、是則法性寺禪定殿下の御手跡なりとぞ、

○けはひ堂

この所はむかし山の法師麓の里へくだる時、此堂にて衣などぬぎて、登るときに着しけるとぞ、又兒若衆など髮けづりけるゆへに、けはい堂といひけるとなり、されども退轉して今は堂なし、此地をさして偕けはひ坂といひならはせり、

○大湯屋

むかしは大湯屋の湯をわかして、法事出仕ことある時は、此湯に入と見えたり、又名德の忌日には、此湯をわかしけると高野年中行事に見えたり、しかれどもいつの比よりか退轉せり、（今に湯屋の谷風呂の谷と云）山上の院内に湯屋あり、あるひは退轉するもあれど、屋敷ばかりは今に存す、

○關屋

關屋のさくらとて並木の櫻あり、此關屋といふは、高野山の防禦第一の所なり、五間ばかり下に鳴神岩、不動岩とて立岩あり、則ち此所の本尊なり、惡魔をはらひ不淨の者の山へのぼるをせき給ふがゆへに、關屋といふとかや、高山先達、毎年水無月中の八日の夜、長月七日の夜、又神無月念佛會に天野へくだる時、柴燈の護摩を修也、むかしは堂ありしが、破損の後丹波

大守一たび再興ありといへども、其堂も今はなし、

○鳴川

御手印の縁起に鳴川とありけるを、いつの比よりかいひあやまりて、鳴子川といふ、鼻底の氏神を鳴川大明神といふ、則閼屋より南の山に鉢ぶせといふ所あり、鳴川大明神この所に居給ふ、今に石の岩屋の鎮守あり、其所に明神の遊び所とて、銚子が口といふ瀧淵などあり、明神彼鳴川にひかりを放ちあそび給ひしを、御告にまかせ鼻底へ勸請しけると也、鳴子川といふは、此川のをと鳴子のごとく聞ゆれば、鳴子川と土人いひならはせるか、又いつの比にや、此所にて鳴子をかけ、人の登るをしりし事などあるによりてなりと云、是みな異説なり、さて御手印の官符にも、鼻底とあるを今の人花坂といふ、いかゞ本據を見ず、但好事の者の口ずさみの爲に、作意を以て書かへたるたぐひ歟、

○鏡石

鳴川の上道の右、高野山より下りかけて、懸崖のうちにあり、其石ひかりありて、眞の銅鏡をあらたに磨し出せるにことならず、寔人の相貌をもうつすにたれり、按揚雄が蜀都記に、武都の大夫化して女子となる、顔色美好なり、蓋し山の精なり、しかるを蜀王めとりて妻とし給ひしかども、幾程なく成都の郭中にして物故す、則是を葬り給ひ、石鏡一枚を以て其墓に表す、わたり二丈高さ五尺也としるせり、しかれば唐國にもかゝる石はありと見えたり、彼の瑕石詭暉ありなど木玄虚が賦にのせ、又珋は石のひかりあるものなりと、説文にもしるせり、惣じてかゝる名山に、さま〴〵異やうのものゝあることゝ、木石にかぎるべからず、惟神是宅、亦祇是廉、何奇不レ有、何怪不レ儲と古人のいひし詞をおもふべし、

○猿渡

此所まで猿わたれども、是より上へはのぼらぬゆへに、かくいふと見えたり、惣じて當山に結界の物あまたあり、女人はいふにおよばず、其外牛猫猿猪白鷺雞のたぐひをいましめ給ふ、今に至るまで寺家に禍あらんとては、必彼猿猫等八葉のうちにおるといひ傳へり、又當山にをいて、棊將棊弓鞠等の遊戲のもの、あるひは菜圃菓園をかたく禁じさせ給ふ、寔に行法の砌修學の場には、かゝることをいましめ給ふこと、淺

からざる御心とおぼえ侍る、彼兼好がしるせし文にも、圍碁雙六好であかし暮す人は、重五逆にもまされる惡事とぞおもふと、聖の言とて引しは、殊勝に見え侍る、本より堯の丹朱に敎へ、舜の商均にをしへ給ふもあれど、其御こゝろ入また別なるべし、孔子の博奕といふものだもあらざらんやと宣ひし、萬世の格言にあらずや、又老農にしかず老圃にしかずと、宰我をいましめ給ふ御こゝろも、有がたくぞ侍る、此比世に庭つくり泉せきかけて、木の枝をため花の種を植るなど、是もなどか古人の心にかなひ侍らんや、

○七色木

是さだかなる本說なし、本かしはにて松、竹、はぜ、ぬるて、楓、藤、の七色あり、七いろかしとも土人いひならはせる也、されば寬文九年仲秋のころ、大風にて吹をり、今は七色にたらず、

○袈裟掛石

たしかなる本文を見ず、所の人のいひならはせしことを書つけ侍る、されば此石馬の鞍によく似たれば、俗呼て鞍掛石とも云、又一說に大師の御母堂、我子の住山へのぼらんとて、此所までおはしましければ、大師出むかわせ給ひ、夫れ我山は女人のいたるべき地にあらずと、かたくいさへ給へども、御母堂よしを聞入給はねば、大師御袈裟を彼石にかけさせ給ひ、のぼらんとおぼしめされば、此袈裟を越させ給へとありければ、御母堂越んとしたまひしに、空より龍あまくだり、角石より火を打いだし、火の雨をふらしければ、御母堂は岩をねぢ給ひ、大師は石をおしあげて御母堂をかくし給ふとかや、今のねぢ石押上石これなりとぞ、其の時もはやのぼるまじきとのたまへば、火の雨もふらずなりにき、すなはち歎かせ給ふなみだ川となり、今の涙川といふも此ことよりといひつたへ侍る、火の雨に山も石も土もやけければ、今に其山はやけ石やけ土也、此所をさして燒尾といふ、愚按是等の事奇怪勇力のわざなれば、かたらざるもよしとやせむ、

○矢立茶屋

四軒茶屋とも辻の茶屋ともいふ、矢立の杉とて獵場の明神矢をいさせ給ふ杉あり、此茶屋は辻の茶屋とて大師此かたよりありとなん、鍐字が池の水を汲て茶の水につかふ、此の智水をのませて智惠をまさし

めむ爲也、されば參詣の諸人、この水をのむものなりといひつたへけるもかゝる故にや、

〇鑁字(はんじ)が池

地藏堂より細川へ行く道のかたわらにあり、これは阿波の大瀧寺の榮議夢中に高野へ登臨し、矢立の茶屋に端居して、鑁字が池を見ければ、池水に鑁字うかびてひかりをはなちけり、かたはらに僧のありけるゆへ、此よしを問ければ、鑁字が池と答き、其後榮議ふしぎのおもひをなし、此所に來り彼の池水をかすらせて見けるに、水底に楠に鑁字を鏤めて乾の角に置り、いかさま弘法大師の御筆とおぼしくみえけるよし、それよりして鑁字が池といひならはせる也、

〇地藏堂

此の地藏堂よりして高野のうち也、地藏堂の上に十王堂ありしが退轉して無し、地藏堂よりすぐに登れば高野山、左へさがれば鼻底若山への道すぢ、右へさがれば細川といふ所なり、惣じて六の道あり、六道の辻の地藏ともいふなり、右は天野慈尊院への道、高野山中門より慈尊院まで百八十町の間に町石あり、むかしの路今の道とて二途あり、舊路には町石そこそこにあり、新路には町石なし、舊路は迂遠なりと厭ひて、捷徑にはしるたぐひの謂歟、又楊氏が岐路をかなしめるもかくやとおもはる、抑この町石は覺斅法印、(往生院、遍照光院の下に見えたり、)十方四衆の貴賎にすゝめて、彫刻妙鏤の工巧を果す、則高一丈はゞ一尺餘石の町卒都婆二百十七本を建立し、五輪の塔婆をつけ、兩界の種子をあらはす、慈尊院までの百八十町は、すなはち胎藏界の百八十尊をあらはし、中門より奥院にいたるまで三十七町は、又金剛界の三十七尊を表せりとかや、文永二年に發願し建治三年に功を終たまふ、于レ時公武兩家殊にちからをそへ、弘安八年十月廿一日供養こと終る、町石制造の施主奥州の禪刺史は、三代の大施主なるがゆへ、大都ちからをあはす、かたじけなくも後嵯峨の法皇、御在世にあたりて御歸依あり、此の外鎌倉二品禪尼、相州の前吏幽議大連沙彌父子、故松下比丘尼、かねては貴賤の施主の名一々に町石に書付たてらる、種子は小川の僧正信範、漢字は世尊寺殿經朝の筆跡也、町石の願文同筆にて御影堂に珍納せり、代々の帝王此山に御幸ありしも此道也、白河帝并御堂の關白は慈尊院より奥院にいたるまで、一歩三

禮に身をせめ心をいたましめ給ふとかや、宇治殿の御夢想には、一度此の山を踏輩は、三途の故郷にかへらず、一度この山にまいる人、必ず三會の下生の曉にあふとつげさせ給ふとかや、

○笠木幷古澤谷古澤或作二古佐布一

笠木は高野山より下れば、右のかたの山中にあり、古道の町石にしたがひ行ば、其地にいたる也、按に白河帝寛治二年二月、高野御參詣あらんとて、高野政所慈尊院より、徒よりして嶮を攀ぢ岨を嘗させたまふ、則ち一歩に三禮あそばされしとかや、政所より漸く笠木の御假屋に入せ給ふと舊記に見えたり、其御假殿の跡とて、別にとり殘せる所もなかりしに、近年此の所の吏の家を造り改めんとて、あたりをほりかへしなどしければ、土器やうの物おほくほり出せり、供御の器など埋みをけるにや、又古澤は天野二ッ鳥井の下の谷なり、弘法大師御遺言にも、高野明神の忌杖をささせ給ふ所とあそばされし也、

右大門次にけはひ堂等以下の所々、大抵圖に載侍るゆへに、今一條々にをいて其の在所をしるさず、

○天野

弘法大師御遺告には、此地を常盤の莊、あるひは御子の林ともあそばされしとかや、

○二鳥井　丹生高野兩大明神の鳥井なり、弘仁十年五月三日に、弘法大師此の地より高野へ勸請ましましゝより、爰に鳥井を建立し給ふ、額は宮法印の手跡也、

○四所明神　御寶殿乾のかたに向ふ、南のかた第一は一の宮丹生明神、次は二の宮高野明神、三の宮氣比の明神、四の宮丹生明神の御息なり、

予窃に考へ奉るに、神道の奥秘凡流のたやすく傳へしるべきにあらず、たとひしりたてまつる人は、つゝしむところとしてかたらざれば、聖はますます聖にして、愚はます〱愚なりとやいはん、されども今此一部を記し奉るに、此等の御神の御事其骨子なれば、萬の一なりともあらはさずば、我全たき卷とはいひがたからんとおもふから、そこはかとなき事どもとりあつめ書しぬ、さりながらをしてしることがちなれば、人をあざむくのみならず、神の內證にも叶ひ侍るまじきかと、進退こゝにきはまり侍るめれ、只この道をあきらめ給ふ人の

御覽せられて、其非を正し給はば、庶幾くは、永年の寶ともなりなん、

丹生明神は、我朝天神七代の內、第七世の靈主伊弉諾伊弉冊尊の御子、天照太神の御妹也、かたじけなくも尊貴なる御種性なり、和光同塵の德を廣くし御座し、しばらく此地の澤のほとりに あまくだりまします、抑女體とあらはれさせ給ふ事、天下萬物の母として、生長養育のめぐみをあつく施したまふ故ならし、彼の儒家の談ずる所、太極動て陽を生じ、陽極まつて陰を生ず、陰極て陽を生ず、生々して極まる事なき、是れ神明の德なり、しかれば陽と陰と動と靜とは、互に根となり主伴無窮なりと見えたり、生々して極まらざる所は、易の理なり、易は萬物に妙也と云ひ、易は神道也と云ひ、一陰一陽是を易と云ふ、是等の義をおもへば、神の道しるべし、まことに中庸の談ずる所、易經に記せる所掲焉たり、これを陽と云も可也、又陰と云も可也、女體といふも宜しく、男形と云も得たり、只理をしる人は、いかゞ見るべき、知らざる人は中をうしなへるが故に、偏を執する事古來の患とする所なり、

むかし弘法大師御歸朝の日、大和國犬飼にをいて、異人に逢着御座しに、紀の南山をさししめし奉るにより、五里の嶮難の道路を凌ぎ、家田村を涉り此地に來らせ給ひ、御社に詣で御座し、秘密の法施を獻じ給ひし時、大明神かりに人體を現し、大師に契諾しての給はく、我在㆓神道㆒望㆓威福㆒久、方今菩薩到㆑此弟子之幸也、限㆓山四方㆒永獻㆓三寶㆒大師此御ことばをきこしめしよろこばせ給ひ、一百餘部の金剛乘敎忽に大明神に寄附し給ふ、永々佛法擁護の契約をむすび給ひ、終に高野山にのぼり高大の伽藍を草創し、山上にも又兩所權現を勸請し給ひ、定惠の二體とあらはし給ふ、尙祚阿闍梨作㆑口云ふ、丹生權現謂㆓本地㆒者、是深奥也、胎藏界會、大日如來、輪圓具足、中臺法皇也、四重之聖衣、前後圍繞、三世益物、常恒無㆑休云々、

まことに大かたならぬ德用なれば、緇素の歩みをはこぶ事しげく、貴賤のこゝろざしを致す事深し、日々松の扉を回つて懇念し給ふ事父母のごとく、時々蘿洞を過て哀願し給ふ事孫子にいたり、有難かりける御事也、

高野明神は是又天照太神の孫王なり、丹生權現第一

の王子なり、むかし國に凶徒の事おこせしにより、王子みづから征伐の權を專とし威を振ひ給ひ、こゝにうちこゝに懲して、泰平の策を奉らせ給ふにより、食國皇その殊功を優なりとして、高野山一萬許町を下し給ひしよりこのかた、高野大明神と申とかや、しかるゆへに永く此峯を主どり、久しく此の山を守り御座す、彼の大師の契約にまかせ、密敎を護持あらんとの本誓に依て、天下を鑒がみ察し人中を賞罰し給ふ、されば正曆年中に邪氣の害國に逼衞せしかば、都鄙ことごとく病にかゝれり、人民の災禍のがるゝに地なかりしに、皇帝みづから奎畫を下し賜はる、此の神の廟にをいて懺謝し給へば、天下事故なく和風朝にをこなはれて、樂俗國に穩なり、又長德の頃は疫氣の患民を困厄せしめ、夷夏あまねく死を告ぐ、朝野の恐懼托するに所なかりしを、三公各々敎書を獻じ奉りて、この神の社頭に祈誓ありしかば、域中道直(すな)ほにして瑞雲上にたなびき、祥日下を育めり、しかのみならず不信邪惡の輩には、たちまち弓をひき矢を發ち誡しめ給ふに、命途すでに促まり、無道迷執の人をば、撫レ劒惡み視て懲し給ふに、心緒速に絕す、怖れても畏るべく、恭ても敬ふべき御神なり、若し又一念眞實の人あれば、福履を以て綏んじ、萬行端肅の輩にをいては、壽算を以て長ぜしむ、賞罰の正しき事影響桴鼓よりもすみやかなり、其式に云、

高野明神者、金剛界摩訶毗盧遮那摩尼殿、常恒說法敎主也、九會聖衆如レ星羅列頂跪、五部諸尊如レ影圍繞隨從、啓二頓證於一生一、施二濟度於三世一云々、

まことに淺からぬ神靈として、遙に慈尊を待、遠く迷徒を利し給ふ、御めぐみの程などか踈かならん、

氣比明神は是又丹生權現の王女也、すなはち高野明神の御妹なり、大師の密敎を擁護し、末弟を衞禁しまします、御託宣にも遂レ堺可レ恨レ我とのたまふ、しかればをのづから古鄕に趣むくともがらは、影の如くに相隨ひ、適々も遠境に向ふ人には、かたちをかくして離れ給はず、其化用は一天の下に洽ねく、應作は七道の中にみてりと、式の文に顯はせり、或は云、越前國敦賀、(又角鹿と云)按に日本紀、仲哀天皇二年、氣長足姬尊を立て皇后とし給ふ、二月に角鹿に幸し御座し、則行宮を興してこれに居給へり、是を笥飯宮と申すとかや、太神を去木沙別(いささわけ)の神と名くと神社考に記せり、又

其式に云、三太神宮は千手千眼の觀音、三十三身惣體也云々、有二願望一者、速成如三巨海之納二涓露一、有二愁緒一者、忽消似三疾風之披二雲霧一云々、彼の昔日弘安年中蒙古此國を襲ひ來りしに、太神詫して曰はく、我神德を以て敵を退治すとはいへども、佛力によらずんば又十全の功をなしがたし、速に不動火界の咒を持し、祈誓すべしと神勅ありしにまかせ、各々悃誠を盡せり、されば四日のいまださらざるに、悉地を得たり、今に至るまで高野於二壇上一四季の祈を勤行せるも、このことはりとぞ、

四宮權現は丹生神明の御息也、其式に云、本地者是古佛大辨財天女云々、曩劫の縁にひかれて今世の契あり、遙に三密敎を守り、常に四辨財を施しまします、詩句を獻せしかば、忽に金詞を加へ、和歌を奉りぬれば、則玉報あり、あるひは蘇生の瑞を現し、或は靈夢の應を示し給など記せり、按神社考に、嚴島と氣比と西海北陸の異ありといへ共、金界胎界に喩ふと見えたり、まことに所以あるかな、

○十二王子　往古は兩太神のみありしを、中古行勝上人瑞夢を感じ勸請せられしより以來、かくの如し、此の格子の內、十二王子の宮あり、

八王子　土公神　大將軍　皮張大明神
八幡大菩薩　熊野　金峯　白山　住吉
信田　西宮

○同百二十伴の宮　右十二王子百二十伴勸請諸神は、大師の御時よりの事と見えたり、粗舊記に出たり、中にも百二十伴は、日本朝中の靈社一百廿所の御神を勸請あると也、按弘法大師御筆の記錄曰、丹生氏天平十二年籍文幷祝の相傳の祭文等、大丹生直、丹生祝、丹生の相見神奴等の三姓は、丹生都比賣の大御神、高野大御神及百餘大神達に奉レ仕と見えたり、されば此三姓、始祖は辱くも天魂命より出て、今の世にいたるまで絕ず、仕る事安からざる事なり、又四所の庄官、高坊田所岡龜岡、弘法大師の御家來也とかや、これも其の子孫生々せり、

○同若宮一社　後の人行勝上人を若宮と祝ひ奉りて、かくなせる由なり、

○持所持或作レ時　御社の左にある堂なり、內に兩壇を構ふ、御本尊愛染明王幷不動愛染合體也、いづれも國家安全、凶徒退除の御祈禱のために、長日の行法を修すべしと宣下ありしにより、今に至るまで輪番の次第

にまかせ、高野の衆徒常恒不退の勤行懈らず、
○護摩所　御社の右のかたの堂也、御本尊不動明王、智證大師の御作なり、嘉暦年中に勅ありて、長日の護摩怠るまじとありしにまかせ、今に至るまで勤行す、再持所の式の如し、右の兩所を兩壇とも名づく、彼の例の金胎に配當せるなるべし、
毎日朝暮神前の廊にをいて、例時の勤行あり、天下太平、大將軍家御繁榮、諸人豐樂、山上山下安穩、快樂の祈誓有がたかりし事共也、
○拜殿又透廊とも云ふ、　毎年六月十五日より十九日まで、三日三夜の修法あり、高野の法眼轅輿に駕し、數十の僧衆に圍繞せられて出仕し、國土豐饒、御武運長久の御祈禱あり、十七八の兩日は前の舞臺にをいて能あり、これ又神威倍增國家豐樂の御爲なりとかや、又此所にをいて十月廿七日より晦日迄、三日三夜の勤修あり、法式六月におなじ、
○御影堂　護摩所のうしろ南のはじなる堂なり、弘法大師の御影を安置し奉る、
○塔　御本尊大日如來也、
○御輿堂　塔の北にあり、神輿二乘を納む、御祭禮の神をうつし奉り、御幸ならしむる事也、
○山王堂　又其の北にあり、御本尊は四所明神の御本地を安置し奉る、毎年正月十四日修正を勤行す、再七月七日より十五日まで、大念佛講をつとむ、又十月晦日高野の法眼念佛會を修し給ふ、これ禪定法皇の御願なり、
○寶藏　又其の北にあり、靈寶あまたあり、一々擧るに遑あらず、目錄別にあり、
○役行者附長床　寶藏の西にあり、
○荒神宮　長床のうしろにあり、是又高野山に荒神を本中院の中に勸請し給ふ義と同じ、
○一切經藏　池の中島にあり、
○鏡池如法經の杉、舍利櫻、　そり橋の下の池をいふ、杉櫻など皆池のほとりにあり、古老のいひ傳ふる說、さまざまありといへ共、何れも證としがたし、昔巣人の時さへ文獻たらざれば徵とするに足らずと嘆じさせ給ふ、今は常の人はこれ等の名さへ知る人なし、たまたまかくぞ名を唱ふるを聞ては、よしなしごと事煩はしなどとてわらひのゝしる、まして心をつけて故きを温ね、廢れたるを擧るはかりごとの品に及ばんや、今

かやうにあらはし置も、人のあざけりをうくとやせむ、なれども子細をしらざるとて打捨てをかば、後々には名さへうしなひ、其の跡もむなしからむ、今しばらく考がへ給ふ人の爲に記しぬ、告朔の餼羊を去る事ををしみおぼしめす御心、今おもひあたりて有がたくぞ侍る、

祝棚外の鳥井の傍に有、毎年二季の御祭禮の時、この所にをいて玉津島明神へ祝をさゝげらる、按昔し高野明神、みづから玉津島の衣通姫をおもひ人にて、しのびてかよひ給ひけるとなむ、其後高野明神の神輿毎年渡御の事ありしなど、公任卿の家の集に見えたり、若し其の遺法にてやあるらん、

○大庵室おほあぜち　又曼茶羅院と云、大師最初に建立したもふ舞臺のうしろ、竹林の中の寺なり、むかしは高野山上には、三冬嚴寒の時節は止住することあたはず、只山籠りなどゝて役にあたりて山上し、土室を構へゐたまふと見えたり、其外の衆徒は悉く各坊を此地にかまへ御座す、當院も座主檢校山籠等の住居し給ひし所也、御手印の緣起にも、此院の圖を載られたり、一度中絶せしが共、雅眞あらため造り、山王院とも名けられしとかや、毎月大般若經、九月如法經など此院にて勤行す、

西行堂并挾田附妻の事

社頭をさる事二町ばかり、西道の南の方にあり、按西行高野山に住せしは、いづれの比なりけんさだかならず、又その妻も天野の別所に住けるとみえたり、撰集抄に書しは西行發心の後、良谷寺にまいりて法施など手向しに、妻も尼になりておなじく觀音にまいりければ、おもはず相見えてけり、西行あさましく覺へて、いかにといふに、暫らくは涙胸にせけるけしきにて、とかく物いふ事なし、やゝ程經て涙をおさへていふやう、君心をおこして出給ひしのち、萬のことあはれのみまさり侍りしかば、かしらおろしてかくはかれり、一人のむすめをば母かたのおばなる人のもとへあづけ置て、高野の天野の別所のおくに侍るなりなどいひて、又涙せきかね侍りしかば、さまかへけることのうれしく、恨をのこさゞりけんことの悦こばしさに、すゞろに涙をながし侍りき、さてあるべきならねば、さるべき法文などいひおしへて、高野の別所へ尋ねゆかんとちぎりて別れ侍りき、又撰集抄に

いはく、西行高野のおくにすみて、月の夜ごろにはある友達のひじりともろともに、橋上に行あい侍りて、詠め侍りなどしるし、又は骨にて人形つくるなどをも書のせたり、山家集を見るに、待賢門院中納言のつぼね、小倉を捨て高野のふもと天野と申山にすまれけり、おなじ院の帥のつぼね、都の外のすまゐとひ申、さてはいかゞとて分おはしたりける、有がたくなん、歸るさに粉川へまいられけるに、御山より出合たりけるをしるべせよと有ければ、具し申て粉川へ參りたりけり、かゝるついでは今はあるまじき事也、吹上見んといふことゝせられたりける、人々申出て吹上へおはしけり、道より大雨風ふきて興なくなるに、さりとてはとて吹上に行つきたりけれども、見所なきやうにて、社に輿かきすへて、おもふにも似ざりけり、能因がなはしろ水にせきくだせと讀て、いひ傳へられたる物をとおもひて、社に（紀州、今湊の恵比須の宮歟、）かきつけける、

天くだる名を吹上の神ならば
雲晴のきて光あらはせ
苗代にせきくだされし天漢
こむるも神の心なるべし

かく書たりければ、やがて西の風かはりて、たちまちに雲はれて、うら〳〵と日なりにけり、末の世なれどこゝろざし至りぬることには、しるしあらたなることを人々申つゝ、信おこして吹上若の浦おもふやうに見てかへられにけり、予此等の事考がへおもへば、西行が妻は、彼の中納言のつぼねをたよりとして、其に此の所にすむなるべし、後には姫をもよびむかへ、共に尼と成ぬると長明が發心集にも書けり、西行も折々は此所にくだり來ませることも有ぬべし、聊か田地をつくらしめ給へるにや、

西行がたま〳〵つくるはざま田の
尻のせまちのひるぞ悲しき

となん俗に唫弄し來れり、後には此地にて身まかんぬるか、墓とてすこしかたはらに殘しけり、其住居の跡とて今この堂をつくりてしるしとす、其はざま田といふも今にあり、

○八幡宮　社頭をさる事六七町西にあり、此地に勸請したてまつる事、誰人の所爲と云事明かならず、一に云、譽田天皇、定界四至、東限㆓丹生川上㆒、南限㆓當

河ニ、南横峯西限ニ神勾星川ニ、北限ニ吉野川ニといへり、然らば此の地の主領なれば、かく地をトめ鎭座し給ふ哉、知者の開演を俟者なり、

○柳の澤　八幡より七八町西林薄の中にあり、大明神の寶殿あり、惣じて當莊に奥の澤中の澤などゝてあまたの澤あり、いづれも明神の垂迹し給ひし所なり、今に至るまで疎略にし奉ることあたはず、

○脇の宿　社頭をさる事十町ばかりむかひにあたれり、堂あり、御本尊藥師如來也、大峯葛城練薰の行者、この所に來り修法などありて、天下國家の御祈禱をいたさるゝ也、惣じて此莊に秘所あまたあり、何れも驗者の行法ある事也、

○きみが淵　○まないた淵　○さかさま川　これらもみな古老いひ傳ふまでにて、たしかに載籍に見え侍らねば、一々記しがたし、識者あらば如レ此の罅漏を補苴し給はゞ、弘益むなしからず、

高野山通念集卷九終

# 高野山通念集卷十

一無軒　道治輯

○慈尊院

山號は萬年山、寺號は慈氏寺、院號は慈尊院なり、然れば此院號によりて、所の名を得たりと見えたり、むかしは家田村と申せし所也、御手印の緣起の圖には、高野山政所と記さる、又は下院とも云、往古は山上の諸事を、專此所にて支配せしにより、政所といひしとかや、舊記まち〳〵にして考るにいとまなし、高野山の中門より此地まで、百八十町と定め、町石をたてらる、前に記するがごとし、弘仁年中弘法大師高野山へ分入せ給ふ折から、常香と云者御供申奉り、高野山大門の邊に小庵を結構して、于レ今大門の邊に常香屋敷あり、常隨給仕しけるとかや、其比大師の御母堂、わが子の住山に登らんとて、たづね來らせ給ひしかども、高野は女人結界の地なれば、空しく此地にとゞまり給ふ、大師より常香を御給仕の御爲につかはさ

れけると也、其後御母堂かくれ給ひければ、常香此所にとゞまり、御本尊彌勒菩薩の供花燒香等をなし、御廟を守り別當となりけるゆへ、于レ今其由緒たえず、

○彌勒堂

弘法大師御母の御菩提の御爲に、みづから此御堂を建立あそばし、慈尊の像を御作ありしに、年序を經て座光等零落せしかば、會理僧都修覆し莊嚴せらる、其後慶幸日代と云者、此寺に一宿して失火す、尊像をもり出し奉りぬ、其後高野山持明院義明房禪信治山のとき、更に慈尊院を營構し、尊像を還着本座せらるとかや、此築地のうち諸伽藍等は圖にしるすがごとし、拜殿の御靈貨等さまぐ\あり、

一、彌勒御影　一幅

是は御母堂八十三齡の御とし、みづからあそばし、其年御入滅と申傳へり、

一、同御自筆の御手判　一

是は飛(ひりくじ)字なり

一、弘法大師御筆の御影　一幅

是は大師六十一の御とし、吉野柴橋にて水鏡を見たまひてかゝせ給ふとかや、それゆへ于レ今水鏡の御影と申傳へり、尋に此吉野柴橋といふは、此所の宮の橋の下手より名倉川原へかゝりたる橋也、又宮橋といふ、慈尊院と入江といふ所の境に谷あり、其谷下の端にかゝりし橋をいふなり、されども右二の橋今はなし、

一、弘法大師御請來の佛具　四

一は鈴、廻りに五佛の種子あり、

内一は五鈷、其中に舍利あり、

二は佛器、内には中に舍利あり、

一、淨土九品曼荼羅　一幅

是は大和國當麻中將姫、藕の糸のまんだらとかや、

○五輪二基

大門のうちの左右に(まで)あり、所の人々誰の造立といふことをしらず、文字等も苔むして其かたちさだかならず、窃に舊記を按るに、此地に經藏をつくり、諸聖敎等をおさめをかせ給ふとかや、しからば其經藏今はほろびたるにより、其跡を記せんが爲に、後人のかくのごとくの石を立られけるか、不審、

○勝利寺

御本尊は十一面の觀音、弘法大師四十二齡の御とし彫刻し給ふ、除厄の觀音と申傳へり、本堂は往古大師この觀音を安置し給ふ時よりして、星霜はるかに隔たり、數百年以前よりありつる古堂なりとかや、則ち堂の棟札に見えたりといふ、されば紀州岩佐(又云湯淺)權守といふ勇士、癩疾をくるしみて和州長谷寺の觀音にまふで、三七日こもりて祈誓す、滿る夜の靈夢に、紀州伊都郡慈尊院勝利寺の觀音にこもり侍らば平愈あらんとの御告により、當寺の御本尊へまいりて、又三七日いのりけるに、滿る夜枕上にたゝせ給ひ、汝業病ゆへ愈がたし、さるによりて身がはりにたつ也、しからば汝がやまひ平愈あらんとの御告ありければ、いよいよたうとく、夜あけいそぎ御本尊を拜し奉りけるに、御胸のあいだより御脇のしたに至り彼病出たり、權守勿體なくおもひ、十一面の觀音二體をつくり內陣へおさめ、此佛體へうつし給へと深くかなしみ誓願し奉れども、其佛體へはうつし給はず、其儘にて于レ今有レ之とかや、かゝる靈驗あらたなる御本尊なれば、諸人信をこらし、每年孟春仲の七日、初秋中の七日には、高野の僧侶一國の里民物詣し奉り、貴賤袖をつらねて、道もわかたぬ群集、いかでか大慈大悲の御ちかひにもるべきやと、いとたうとくぞ侍る、

○七社明神

四社明神と三社神也、(天照大神、八幡大菩薩、春日大明神、)北面に立せ給ふ、四社明神のことは、天野の下にくはしければ略レ之、但し鳥井の額には(正一位勳八等丹生七社大神、)又灌頂部(官省符イ)卄餘村の守護神とす、嵯峨帝弘法大師に密灌をうけ給ひし時、御賜(しんもつ)物として此近邊の村々を御寄附ありし也、其後故ありて他の領となりぬ、每年九月晦日神事あり、高野の衆徒法事をつとむ、寺號は神通寺と申傳へり、寶物御太刀鉾等あり、

○御輿堂(大日堂、舞臺、長床、)大黑堂、鐘樓堂、

右の在所圖のごとし、但し大黑堂むかしより有レ之といへども、近年炎上にあひ、その後再興したる人もなし、

○粟島明神(是少彥名命)

觀音堂左のかたにあり、是又勸請誰といふ事さだかならず、され共當國に地をしめ給ひし御神の由緒を以て、此所にうつすなるべし、愚思ふに、此神はすくなひこなの御神なれば、我朝幷異國の醫の元祖なり、

さるによりて當所の男女衆病悉除の爲に、かく勸請せるなるべし、近代の神道者吉川惟足といひし人、御神體を圖繪せしめ讃していはく、

　藥をばすくなひこなのなめ初て
　　大和の外の人もしるらん

○塔尾辨財天

觀音堂より東のかた、すこし九折をくだりて、池の中島にたゝせ給ふ、神の木の森に三十番神、いんかしこねの明神の祉、これは所の氏神なりとかや、西島に木守明神、さいの神、弘法大師つくらせ給ふなどといふ阿彌陀堂、矢おろしの山、矢おろしの塚、いづれも在所圖繪にしるすがごとし、

○能光墓

能光とは佛師也、高野山中門の二天を刻彫せられし人なり、此所の人にてありければ、その墓のあとゝて殘しをかれたり、今入口三座やしき是なり、

高野山通念集卷十終

# 附錄

## ○高野山御幸考

白河院　寛治二年二月廿六日
此時大塔造立之宣下あり

同　院第二度　寛治五年二月十九日
此時食御衣料、安藝國能美莊用途百八石限、永代被㆑寄㆓進之㆒、

鳥羽院　天治元年十月廿七日
此時西塔可㆑造之旨宣下あり

白河院
鳥羽院兩院御幸　大治二年十月二日
此時西塔東塔御供養有、即安藝國可部莊用途百八石限、永代寄㆓進之㆒、

鳥羽院第三度宇治殿忠實供奉　長承元年十月十七日

後白河院　仁安四年三月十七日
此時禪信義明房被㆑叙㆓法橋上人位㆒、

後鳥羽院　建永二年三月廿五日

後嵯峨院九條禪定殿下供奉　正喜二年三月廿三日

後宇多院　正和元年八月八日

但七ヶ日御山籠、同十六日の朝天野御幸、丹生明神へ神馬一疋被ㇾ進、同日慈尊院還御、親圓檢校の時也、于ㇾ時親圓僧都はじめて任ニ法印一、還御後被ㇾ下法印永宣旨幷院宣一、

後醍醐天皇　　延文三年

此時紀州名手莊御寄附、于ㇾ今八月十五日御國忌是也、

續千載釋教　高野山御幸の跡は多けれど
　　誠の道は今ぞ見えけり　　僧正道順

○將軍家御登山

大相國淸盛公　　久安久壽の間

此時大師御告を蒙り給ひ、大塔建立、手づから曼荼羅を圖す、

尊氏公　　觀應年中

此時當山の舊領全止ニ他之所知一、于ㇾ今有ニ判形一、

義詮公　　延文年中

當山舊領國役免除判形あり、

義滿公　　明德年中

同　　應永年中

兩度の御登山也、此時飛行の三鈷を拜し給ふ、

義持公　　應永年中

義敎公　　永享年中

此時飛行の三鈷を拜し給ふ、

太閤秀吉公　　文祿年中

此時莊園を附給ふ、

大相國家康公　　同

○御手印之緣起　弘法大師御筆、嵯峨天皇與ニ大師一之御手印有ㇾ之、

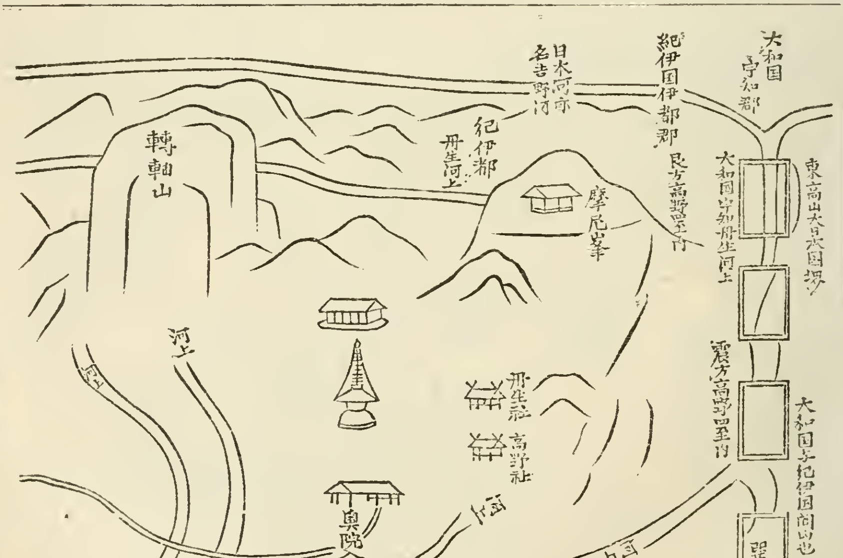
案　文

太政官符　紀伊國司　內印十七所

空地壹處、內印　御手印　在ニ伊都郡以南深山中一、御手印　內印　曰ニ高野一、四至四方高山、

右得ニ僧綱牒一偁、十禪師空海牒云、內印　御手印　耆闍峻嶺能仕之迹不ㇾ絕、孤岸奇峯觀世之蹤相續、尋ニ其所由一、地勢自爾、聖朝歷代皇王、留ニ心佛法一、金刹銀臺櫛ニ比朝野一、談義龍象每ㇾ寺成ㇾ林、法之興隆於ㇾ此足矣、但深峯乏ニ四禪客一、窮巖希ニ入定賓一、實是禪敎未ㇾ儔、住處不相應之所ㇾ致也、準ニ禪經說一、件地左宜ニ修禪一、今思上奉ニ爲國家一、下爲ニ諸行者一、芟ニ夷荒藪一、建ニ立修禪一院一、經中有ㇾ誡、山河地水悉是國主有也、若比丘受ニ

用他不レ許物ニ即犯ニ盗罪ー者、加以法之興廢悉繫ニ
天心ニ若大若少不ニ敢自由ニ望請蒙レ賜ニ彼地ニ早
答ニ國恩ー者、右大臣宣奉勅依レ請、國宜レ承ニ知依
宣ー賜ニ之符ニ到奉行、
參議從三位左大辨秋篠朝臣安人
左少史正七位上上村主豐田麿
弘仁七年七月八日
國符　伊都那賀在田郡司
右云々如レ前、
守藤原朝臣文山掾藤原朝臣
介璪江繼人
弘仁七年七月廿八日
吾上登日、丹生津姫命及御子、所ニ付屬ー山地四
至、東限ニ大日本國ニ南限レ海、西限ニ應神山谷ニ北
限ニ日本河ニ
事情注ニ遺告文ー
譽田天皇定堺四至
東限ニ丹生川上ー　南限ニ當河南横峯ー
西限ニ神勾星川ー　北限ニ吉野川ー
具注ニ丹生氏天平十二年籍文并祝相傳祭文ニ



官符所レ載四方高山

東高山摩尼峯　大日本國今大和國名也、紀伊國堺山也、謂二丹生川上一是也、

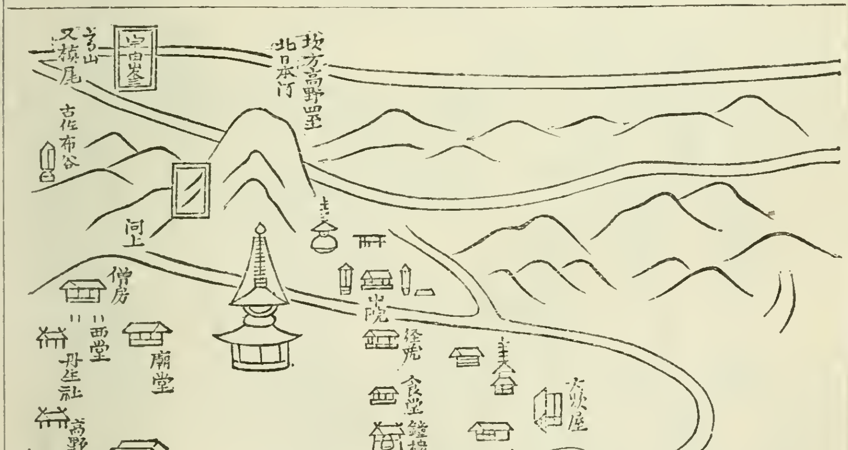
南高山當河南長峯　謂二阿手河南横峯一是也、

西高山應神山　謂二神野山神勾谷及生石岑一是也、

北高山宇由　峯　又云横尾、謂二丹生北、吉野川南岑一是也、

葱嶺插二銀漢一、白峯衝二碧落一、吾居住時、頻有二明神衞護一、即限二山四至一、永獻二三寶一、表二仰信情一云々、不レ因レ乘レ查忽入二雲漢一、不レ嘗二妙藥一得レ見二神窟一、一喜一悲心魂難レ持、山之爲レ狀也、東西龍臥有二東流水一、南北虎踞棲息有レ興、指二妙香一以爲レ儔、引二輪鐵一而作レ帶、日光出レ地不レ假二天眼一、萬里目前何更乘鵠、砌中圓月知二普賢之鏡智一、仰二空裏慧日一覺二遍照在一レ我、託二此勝地一聊建二伽藍一、名二金剛峯寺一、住レ此修レ道四上持念、觀二華藏於心海一、念二實相於此山一、以崇二神威一、饒二國皇福一、所有佛乘不レ能二縷說一、日車難レ駐人間易レ變、從心忽至四蛇虛、羸攝誘是務能事畢矣、

承和元年九月十五日　御手印



御手印
金剛峯寺大僧都 御手印　　空海書

承和三年七月廿七日 内印 内印

國判

從四位下行權守大野朝臣在京　掾闕 内印

守從五位下藤原朝臣豊仲 内印 内印

從六位上行目葛木忠寸貢調使 内印

正六位上行介伴宿禰豐助 内印

後醍醐帝宸筆

以ニ此本一爲レ擬ニ正文一所レ捺ニ手印一也、自今已後不レ可レ出ニ寺外一故也、

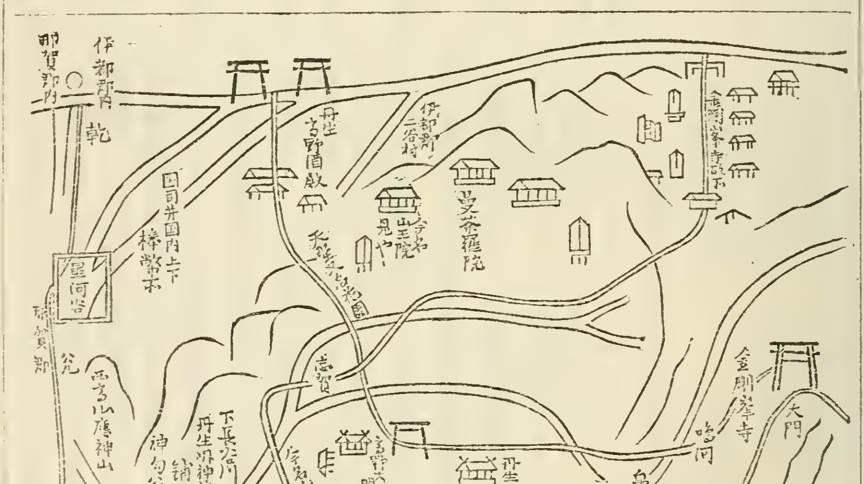
建武二年十二月二日令正校畢、

正二位行中納言兼大藏卿左京大夫大判事侍從藤原朝臣公明

○弘法大師十大弟子

實慧僧都、讃州人、法禪寺檜尾神護寺別當、大師令甥也、少年附ニ大安寺泰基法師一學ニ瑜伽唯識等一、二十五歲而從ニ高祖一受ニ兩部職位一、東大寺別當幷東寺長者寺務十二年也、大師嘗曰、吾道與然專此大德信力也、

眞雅僧正、讃州多度郡人、大師之淑弟也、號ニ貞觀



寺、御遺告作ニ興福寺一、九歳而從ニ大師一、十九歳而受ニ具足戒一、二十五而傳ニ兩部秘法一、承和四年補ニ東寺一、同十四年任ニ東寺別當一、嘉祥元年任ニ權律師一、同年轉レ正、貞觀二年轉ニ東寺一長者一、同六年轉ニ叙僧正法印大和尚位一、

圓明律師、東寺凡僧別當也、嘉祥三年七月任ニ權律師一、同十二月轉ニ于正一、是東大寺能治賞也、

泰範大法師、近江國人、始爲ニ傳敎大師之資一、終入ニ密家一、崇ニ重高祖一矣、大師入定之後、再歸ニ天台山一任ニ座主一、

忠延大法師、宗方朝臣之息也、從ニ大師一而受ニ兩部職位於神護寺一、

眞濟僧正、左京人、號ニ高雄僧正一、初懷姙之時、母夢見ニ於胸中建ニ三重塔一云、天長元年大師授ニ與兩部法一、

道雄僧都、住ニ東大寺一、宗ニ華嚴一、從ニ長歳和尚一學ニ因明及華嚴一、付ニ慈勝和尚一窮ニ唯識一、從ニ隨大師一受ニ兩部職位一、

眞如親王、又號ニ遍明和尚一平城帝第三皇子、弘仁元年薙染、初住ニ東大寺一、後入ニ高祖室一受ニ兩部大法一、貞觀二年入唐、

智泉大法師、東寺入寺、大師之介姪、年不ニ二毛一而早世、高祖達嚫文云々、其鍾愛甚、慟哭太、

杲隣大法師、高祖授ニ兩部秘法一、高雄三綱文曰、拔ニ禪師杲隣一以爲ニ上座一、杲者降ニ雲霧於大虛一、滿ニ光明於法界一、隣者養ニ德法雲之震宮一、紹ニ位大日之覺殿一、

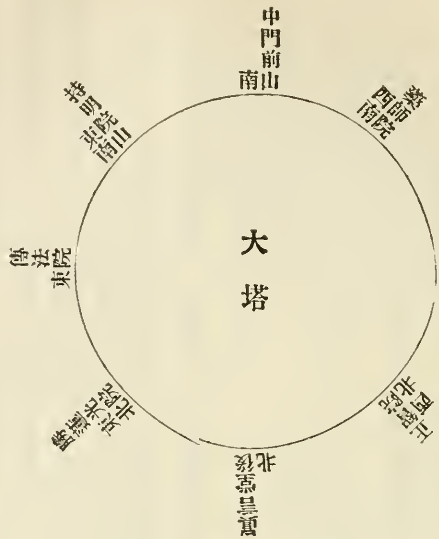
已上十大弟子と云是也、此外眞然僧正、堅惠大法師など申奉る比倫なき御弟子たり、特に眞然は弘法大師の介甥として、高野山を附屬したまひぬ、眞然營造に心を盡して、金剛峯寺成就せり、堅惠は寶生寺の本願也、大師最愛の弟子なるが故に、御遺言をば聞召けるとかや、御遺告にも入室弟子卞一山精進嶺土心水師と申は、惠の御事と聞侍る、捨要意にも堅惠大德は知法淨侶無類人也、大師與ニ堅惠一殊に御契深く、入定卞一山傍同奉レ待ニ龍花三庭一とみえたり、されば靑龍寺の和尚の御後身なるがゆへに、大師も常に敬をなされけると申傳へたり、

○高野山八祖

尙祚始住ニ心南院一、終ニ于淨菩提院一、
眞辨始住ニ五佛院一、終ニ于十輪院一、
信日始住ニ大樂院一、退ニ于西大樂院一、
信堅大樂院、
法性寶性院、
道範始住ニ正智院一、退ニ于寶光院一、

覺和三藏院、成就院、　玄海寶性院、

○八葉峯今圖二于此一以令二觀者易一知、




○三院

慈尊院下院　發心門

壇上院内中院　等覺門

奥院　妙覺門

○七所廟

奥院今廟所　高野山　遍照岡

正塔岡　大塔　御影堂

彌勒石

○高野山十二境寶性院宥快法印製作

古廟殘月　玉河秘水　迷悟境橋

雲間三峯　雪中柳蛇　花庭山神

三鈷懸松　南嶺鐵塔　乾方寶山

西門遠海　草庵古藤　今來杜鵑

或人難じて曰、右御手印の縁起以下の數條、當山の先徳も秘が中の極秘にして、面授口決し給ふとかや、今一々物色することいかゞ、憚おゝき事にあらずや、予答て曰、誠に是等の事、誰に傳へ授るともなく、聞及ぶにまかせ、只前人を踏襲して錄しぬ、されば遍く世人の記憶し給へる事なれば、强にかくれたるを索むるはかりごとにしもあらず、まいてかく輕々しく人の口皮邊にある事は、誤を傳ふるなどおゝかんめり、誠に不審、彼實をしれらん人のあざけりにもなりなん、さりとて名のみあらわすもいかゞとおもふから、正しからずとも先一通をしるし侍る、異說様々なる

はしばらくさしをきぬ、十大弟子八祖はたしかに舊記にのせずといへども、むかしより唱へ來るをそのまゝ記し侍る、殊に八祖は尤も操履の高貴なる像化を紹降せる名望たりといへども、此外にかくのごとくの翹楚たるはあまたあるべし、明算師の一流の祖として干渉せざるを見ても、八祖と云ふ名目世俗の論なることとあきらけし、彼の儒門の十哲などいへるとたぐひせんか、一時の好事の士名づけそめて、今にかく傳ふならし、後の人舊記の正しきを見て、其の據をしり續てしるし給はゞ、庶幾くは遺漏なきことを得べし、是予が諸君子にのぞむ所なり、

○高野山賦

傳へきく、釋尊は鷲嶺に法を說給ひ、文珠は臺山に跡を垂給ふ、是英傑の人あれば、其地も隨つて靈異也とかや、高野山は本朝山嶽の神秀なる也、古佛の降し給ひし所にして、靈仙の遊びし所也、國の吏常の典に載てかつて隱さず、山王權現の領しさせ給ふ事すでに久し、吾遍照金剛大同二年秋八月、まさに歸朝し給はんとて、いまし舶に泛ばせ給ひし日、三鈷杵を執て默禱しての給はく、我所學秘密教法、有二流布相應之地一、早到可レ點レ之とて、則日東に向ひてこれを投させ給ひしに、三杵遙に飛て雲中に入ぬ、同冬十月歸朝ましまして、漸く世塵を厭ひ給ひ、ひそかに禪窟を尋させ給ふ、後に弘仁七年大和國を歷させ給ふ、次でひとりの獵者の語るに依て、あまねく此山を覓めさせ給ひしに、いまし投給ふ所の杵、一所の松が枝に掛着せり、故に此山の緣ある事を知給へり、しかれば則其妙應豈法爾ならざらんや、夫其形狀は、四面の高嶺は則日月のめぐり薄る事をなし、萬條の流川は雲霞の流れ蕩事をなす、繁林岡にかむらしめては、佳木寶樹の陰あり、茂草谿に秀ては靈芝妙藥の叢あり、丹赭堊土は其岸より出、碔砆玉石は其岸に產す、篠簜は敷衍して町を編篁を成、金色の鳥は林のほとりに軒翥り、三寶の鳥は候を待て相答ふ、皆是山地のあらゆる所也、山王一たび三寶に獻じ給ひ、人皇はじめて官符を賜ひしより後、聿に來て宇を胥て柞棫拔矣、行道兌矣、罔象は其よさしを失ひ、妖魅も其跡をけつ、乃寺つくりて名づけて金剛峯寺といふ、八葉を內外につらね、兩部を左右に分てり、其結界の地七里なり、しかれば則法敵の邪黨は藩籬を覦便りを失ひ、佛乘の

護神は肩踵を並ぶるの親しみを得たり、自性の如來は恒に摩訶衍の門を開き、變化の佛陀は正に達磨藏の奥を示し給ふ、一十六丈の鐵塔、四十九間の寶殿、鈴鐸の音は和雅の響を發し、僧幡の色は微妙の粧をあらはす、正是密嚴究竟の道場にして、花藏海會の陬區也、しかのみならず法雲の岫をいで、惠日の天に麗も、觀音の慈意忽に現じ、遍智のわれにあるもの則得たり、六大假合の身三密の加持力に依て、速に四曼の秘を證す、抑、弘法大師はすなはち彌陀如來の化身なり、所以いかんとなれば、嘗てみづからのたまはく、我昔遇二薩埵一親悉傳二印明一云々、彼龍猛菩薩鐵塔の扉をひらき、金剛の鍵を啓き給ひしより、彼秘敎世にあらはれぬ、是則大師は龍猛菩薩の後身、龍猛は又妙雲如來の變化也、妙雲如來と云は、是阿彌陀佛の別稱なり、昔日あらかじめ曼首大聖此峯をさして、上品上生の位とす、豈靈僞ならんや、故に知ぬ、一たび登臨の人は、直に西方極樂の刹境にいたり、長に止住の侶はひとしく不二の本源に溯る、春風秋露皆是入理の法門、生死即涅槃也、毒蟲人を傷らず、惡獸人にせまらず、共にこれ柔和の妙心煩腦即菩提也、耳のきく所、目の視所、身のふるゝ所、悉皆增進佛果の因緣滅罪生善の旨趣也、大師入定後、高軌難レ成藏舟易レ遠、山門こもごも喪して法流涸竭せり、嗚呼五衍の軾は其道に迷ひ、八正の門は其徑を失なふ、然りといへども精靈の寓する所、荒廢何ぞ久しからんや、龍象次で飛、鳳雛しばしば翀る、こゝにをいて無盡の燈をつたへ、不斷の流れを通ず、方廣の化再びをこなはれ、敎肆の政益隆んなり、殆ど千年の今に至る、寶相は層軒の珠綱に映じ、金婆は飛閣の舟艧をてらす、乃是眞然の志緒繼でたえず、眞如の德光照てくらからず、皇帝しばしば高峯を攀て廟門を扣かせ給ひ、公卿幾くか險路を經て禪關を訪ひ給ふ、於レ是朝廷莊園を葉々までによせ給ひ、僧侶を育しまします、武家の喜捨も亦復おゝからずとせず、故に修法講經の砌には、長へに國家百代の延祚を祈り奉り、護摩灌頂の德は、正しく各自三密の妙用を示す、五瓶是狹しといふ事なかれ、四海を引收して漏さず、三會是遙なりといふ事なかれ、一心に攝取して陪すべし、加レ之辨財天女、大黑天神は永く此山を護り、或は其の福を與へ、或は其の壽を增す、於レ是廣路横に披て、闔門直ちに洞か也、街衢

條達して寺院地を撲つ、市鄽場を開きて貨もの別れ隧分る、旣に庶(もろし)ありて且富り、京洛の豪擧、邊鄙の英雄、篋を負て師を求めて往來し交りを結び、黨を立て義幢高く挑げ、智及恣に揮ふ、或は名德耆宿の荊を班松に蔭し、麻衣草座にして、羸瘦の苦をうたがはず、臃腫を猛鷙に徇(した)がへて、殘害の厄をかへりみざる事は、生を宅する者の緣なり、業空するときは緣廢するの謂ならんか、然も又をごそかに遊戯の源を塞ぎて、倡歌俳優の人なし、誠にこれ數百年の間、頹網忽に振つて夷陵再び興る、弘法大師曰、適攀二此峯一者可レ悅二往因一、默而止者可レ愧二前業一、或又大明神契二諸大師一曰、止二住此山一之輩、誓心決定必送二諸佛淨土一、若破戒無慚者、我擁護而令レ過二慈尊之出世一、しからば則ちかくは大師の引攝し給ふ重恩を荷ふて、十方淨土に往生し、遠くは明神加護し御座す厚德に依て、三會の得脫を期するから、誰か住山の願ひを勵まさゞらんや、然りといへども女子の生たる、愛流海をなし、情塵岳をなす事、何ぞ其の業障のふかきや、亦嘆ずべし、たとひ山門に入事を得ずとも、淨土の敎門をあがめ、稱名の淨行を修せん者は、大師は相捨離したまはずして、常に隨逐し御座す、一念彌陀佛即滅無量罪なるがゆへに、悲願は遙に他尊に倍せり、しかのみならず阿彌陀の三字は、是三身也、三諦也、三部也、又此を無量壽と號す、是則法身常住の惠命なり、又一切衆生の壽命也、壽命とは是息風なり、こゝに知ぬ出入の息風は即ち阿彌陀なり、故に語默動靜悉く念佛也、如レ是觀念し、如レ是已證するときは、唯心の淨土に往生し、法身の彌陀に隨逐する也、然らば則安養の刹界は、何ぞ西方をしもいはんや、所々皆是極樂國土なり、若し自心の外に佛を求め、穢土を厭離し、淨土を欣求して化佛の來迎を待者は、應身の佛に賴て往生せる侶なり、體用不二にして勝劣を存せず、實に十煩惱を斷じて、自心本覺の國に生ずるを、名づけて拾萬億の佛土を過て、極樂に生ずるとは云也、蓋し胸中の心蓮の八葉をひらき、わが魂をよさすときは、是來迎を得て蓮臺に乘ずるの謂也、一切衆生をして心蓮を開かしむるは、是觀音の本誓なり、觀音も亦彌陀なり、大道の衆生をして、八葉の心蓮をひらかしめんとおもふが爲の故に、大願を發し給ふ故に、彌陀如來四十八願也、正に知ぬ自身の外に佛なし、娑婆の外に極

樂なしと云事、盡虛空界の莊嚴は、周遍法界の土也、那由陀由旬の尊像は、周圓無際の形也、豈彌陀の一佛を執し、西方の一方を顯はさんや、しかれば大師を念ずる人は、上品上生の願力をとげ、眞言修行の人は、即身成佛の位を踐む、六字の名號五字の眞言、得益是おなじ、只信心堅固にして、精進勇猛の者は、現當の安樂を受る事必せり、

高野山通念集終

# 南都名所集序

玉みがゝざれば光なし、光ありても名をしらざれば、石も瓦も同じかるべし、奈良の都の神社佛閣は、名におふ宮の古き代より、今にたへなる靈地也、然はあれども、何れの帝、いづれの御代に、かく成にたるそのねざしも、いざしらなみのより〳〵あゆみをはこぶ次でに、先知しらざれしるしてんとて、窓のすだれのひま〳〵ごとに、硯にむかひてこゝろはうごけど、もとより筆のさき、みじかき智恵にはをよびがたく、うさぎの耳の長物語は、聞もらす事おほく侍る、爰に太田氏叙親先生は、こゝら名にある所々の、光あるをば玉と顯し、光なきをば石や瓦と、過にし頃よりこれを集て懐にし給ふけるを、幸なる哉、予は何事もこせう丸のみ、からからぬ御代にこれをひろめて、諸人を道引ば、且は神慮にもかなひ、佛意にもそむかじとて、此度共に是を撰て、古歌ある方には古歌をあらはし、しりへに愚の句をつゞる、先年赤紫を梓にきざみしさへ有に、又ぞやなどいふ人も有べけれど、是文をかざりこと葉をかざるにあらず、只此邊の名所古跡を、見ぬ人あらばしらせんとてなり、よりて南都名所集と名付侍る、第五より第十に至りては、大和の國中に、あまねく人のしりたる方の堂舍の來歴をしるす、夫此國は神道佛道ことおこるのみならず、都も又此地よりはじまれり、されば其名殘爰にかしこにあるべけれど、なを分入てたづねんもはてしなければ、あらましをあらはし侍る、あやまるかたは見ゆるしてたべ、時に延寶三年卯花月に、村井道弘序レ之、

# 南都名所集目錄

目錄終

# 南都名所集卷第一

○奈良京

奈良の都の初は、人王四十三代元明天皇の御宇、和銅二年に、當國藤原の宮より、此奈良の地にうつらせおはしまして、光仁天皇まで七代の帝の皇居たり、然るを、五十代桓武天皇の御宇、延暦十三年に、今の京にうつらせおはしましてより、古き都となりにしかども、さすがにいにしへの名殘をわすれず、花さき亂て、繁華の地を見せ、うぐひす鳴て管絃の音なほのこれり、

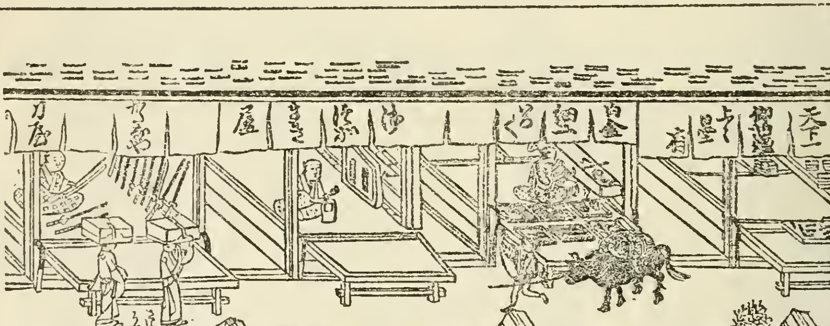
朗詠集　綠草如今麋鹿苑　紅花定昔管絃家　菅三品

古今集　古里となりにしならの都にも

色はかはらず花咲にけり　平城天皇

所からかざるやふるき都草

又あをによしならといふは、いにしへ奈良坂より赤く青き土出しより、かく枕詞にいひならはせり、奈良とは日本紀にいはく、軍兵草木を踏ならしける故にならすといふとぞ、



青によし青苧(あをそ)はよしや奈良縣

〇三笠山

春日の地にあるによりて、春日山ともいふ也、八雲御抄には、はるびやま、あるははるべやまともよめりとぞ、大明神御影向よりこのかた、かく木ぶかき山と成て、春は花秋は紅葉、夏は新樹の陰すゞしげに、冬は雪つもるこずゑのすがたまで、朝暮えならぬ景地なり、

古今旅　あまのはらふりさけ見れば春日なる

三笠の山にいでし月かも　安倍仲麿

三笠山の雪は、奈良八景第二なり、

白雪無邊藏二數峯一、和光有レ跡此山中、于レ時大樹着レ花處、鶯色知レ新利物功　德大寺左近衞大將實時

みかさやまさしてたのめばしら雪の

深き心を神や知らん　西園寺前右大臣實俊

茂る木の又なき景や三笠山

〇大鳥居附馬出橋

習合(しゆがう)の神道には、發心門となづく、大鳥居をよめる歌

春日古記　さかき葉にゆふしで付て打はらふ

身にはけがれの雲霧もなし

雲かすみたつや鳥居の二柱

馬出の橋は、鳥居よりひがしの方にかゝりたるをいふなり、此はしをよめるうた、

春日古記　ちはやふる甲斐のくろ駒ひきよせて

のりていさむる春日野のはら

子規の聲待ぞまだしの橋の上

〇春日野

かすがのの雪間を分てまふでくれば、神の御幸ある御旅所、草のわづかにみえわたる、常は御殿もなくて、鹿のむれゐるもおかし、

露わくる木のした遠き春日野の

尾花が中のさを鹿の聲　藤原冬綱

春日野鹿は八景第一なり、

無臭無聲野色妍、只看麋鹿食レ草眠、舜深山與二文靈囿一、斯處聖神易レ地然、　勸修寺參議右大辨經重

かすがやまみねのあらしや寒からん

麓の野べに鹿ぞ鳴なる　淸水谷權中納言公勝

春日野のしかく八方や住所

雪消澤は、お旅所より東へゆくに、南の方へわけいる道あり、その邊に澤の形ちあり、これを雪消澤といふ

とぞ、

風雅集　春くれば雪消のさはに袖たれて

まだうら若き若なをぞつむ　崇德院

かすがのの雪げのさはに袖たれて

君がためにとこぜりをぞつむ　仲實

○野守鏡池

野もりの鏡とは、野なる水をいふ也、淸輔奥義抄にいはく、昔雄略天皇狩し給ひけるに、御鷹のうせにければ、野守をめして、尋ねまいらせよと仰られけるに、かしこまりて池をまもり、御鷹は彼木の上に侍ると申ければ、池を守りては、いかにかく申ぞととはれて、前なる水をさして、此水にうつりて見え侍ると申ければ、それより野守鏡とはいひはじめける也、

萬葉　はしたかの野守の鏡えてしがな

おもひおもはずよそながらみん

新後撰秋　春日野ののもりのかゞみ是なれや

よそにみ笠の山のはの月　前僧正公朝

池をてらす月や野守の鏡とぎ

飛火野も、のもりの鏡の池の邊也、八雲御抄にいはく、むかし奈良の京の時、東より兵起りし砌、春日野に立たり、それより飛火といふ也、これ先達の說なれど、不審なきにあらず、尋ぬべしとぞ、又玉傳神秘抄といふ書には、春日大明神初めて御出現の時に、八代尊を使者に召具し給へり、夜半にながらの里に着給ふに、道くらかりける程に、尊口より火を出し給ひき、此火飛で空に付てもえける光りにみちをゆき給ふ、此火近代に消ず、しかるあひだ飛火といへり、ここに聖武天皇の御宇に、佐丸宿禰といふ者を、野守と定めをかれたり、それをかすがのの飛火の野守とはいへりとぞ、

古今春　かすがのの飛火の野もり出て見よ

今いくか有て若菜摘てん　不知讀人

○鹿道　附古郷橋 善趣橋

鹿のかよへる道なれば、鹿道とはいへりとぞ、又六の道わかれたれば、六道ともいへるにや、爰なる木橋を古郷橋といふ、石橋をば善趣橋と名付たり、西行の撰集抄に、六の道わかれたり、六道のちまたに擬せり、善趣のはしを過ぬれば、御社もやうやくちかしといへるも爰なり、此橋を讀る歌、

春日古記　ちばやふる我こゝろよりなすわざを

いづれの神かよそに見るべき
先にたつ鹿や社頭の道しるべ

○車屋殿附五位橋

くるまやどりに馬をとゞめて、立歸り五位橋をながめやる、げにわたりなみにあらぬはしの名なれば、月の色も一くらゐ光をまして見ゆるぞかし、ちりしく紅葉は、又緋の衣かともうたがはる、このはしをよめるうた、

春日古記 うちわたす橋に五色の雲たちて
まことの神の御祓をぞなす
櫟椎ひろふや五位のはしの本

○二鳥居附祓戸宮

習合の神道には修行門と名付たり、歌に
春日古記 鳥居たつ左右も高間の原なれば
あつまりたまへ四方の神々
月の色もさしそふや赤き二鳥居

祓戸宮は、これ瀬織津姫なり、あるひは熊野の權現ともいふ、この宮にて參詣の諸人祓をするなり、過にし夏の頃こゝにまふでゝ、
夏もけふ惡魔外道やはらひどの

○着到殿附地獄谷

こゝには閻魔大王つねにおはしますといへり、延喜十六年二月に造立ありしなり、また此南の方なる谷を地獄谷といふなり、沙石集にいはく、南都に少輔僧都璋圓とて、解脱上人の弟子にて、碩學のきこえありしが、魔道におちて、ある女人について種々のことどもを申けるうちに、我大明神の御方便のいみじきこと、いさゝかも値遇したてまつる人をば、いかなる罪人なれども、他の地獄へはつかはさずして、春日野の下に地獄をかまへてとりいれつゝ、毎日晨朝に第三の神殿より、地藏菩薩の灑水器に水をいれて、散杖をそへて水をそゝぎたまへば、一滴りの水罪人の口にいれて、苦患暫したすかりて、少し正念に住するとき、大乘經の要文陀羅尼など唱てきかさせたまふこと、日々にをこたりなし、此方便によりて、やうやくうかび出で侍るなり、まのあたり大明神の御說法聽聞することそ、かたじけなけれとかたりけるとなり、されば一度もあゆみをはこぶ人は、現世後世ともに、すてさせたまはぬ神慮のほど、あふぎても猶ありがたき御神なり、

地ごく谷うかぶぞしるき水の月

○榎本宮

當社は巨勢姫明神なり、又は鹽土翁猿田彦といふ說あり、本地毘沙門なり、是此山の地主也、春夜神記にいはく、大明神當國安部山にうつらせおはしますところに、此神安部山に詣でゝ、これより北に殊勝の靈山あり、三笠山となづく、此安部山を替代にして、我に給ふべしと也、是によりて大明神、此山にうつらせ給ふ、されば此神、安部山にうつり居給ふといへども、參詣の人まれなりしかば、又此山に來り、大明神に此よしをうたへ給ふ、しからば我社壇のまへ、瑞籬の外に居住をしめ、我もとへ往來の人の財施法施を、最前にうけ給へとて、かくて今此所におはします也、されば參詣のともがらは、先此社にまふでゝ、扨大明神にまいるべき也、

陰たのめ繁る榎の本の神社

こゝにおちくる瀧を、青龍の瀧といふ、此流れに渡せるはしを、瀧もとのはしといへり、此橋を讀る歌、

春日古記 青龍のはしをとをりし神水を
うけよろこぶや即身則佛(とうなりはとけ)

又中間道といふは、此瀧本のはしをわたりて、若宮へまふでぬる細道をいふ也、こゝにはし有、かたらひの橋と名付たり、

春日古記 何事もかなふ三笠の中間道
杉のしるしやかたらひのはし

よい景や人にかたらひの橋の月

○藤鳥居 附神垣森

むかしは藤花しげくさかへて、鳥居の二柱にはひまとひ、笠木におほふ、さる故にふぢのとりゐとはいふなり、今は藤花たえたりければ、名のみかくいへり、此鳥居の左右のついひぢのうら板に釘有、是藤花のさかりを表せる也と古記に有、此鳥居を菩提門となづく、よめる歌、

春日古記 ちばやふる神のとりゐを通るには
よろづのつみもきえうせにけり

ふぢの鳥居きて見る花の笠木哉

又此邊を神垣の森といふなり、

風雅冬 神垣のもりの木葉はちりしきて
尾花ぞのこる春日野の原　院兵衛督

○慶賀門 附僧正門 內侍門

高倉院御宇、治承二年に門となりて、慶賀門と名付ける也、中の門を僧正門といひ、北の端をば內侍門といふ、是みな西の回廊なり、僧正門のほとりに糸ざくら有、花ざかりに木陰にて、

あまつかせ僧正門にふきくるな
さくらのさかりしばしとゞめん

○大宮御殿 附二位橋 一鳥居

樓門の前なる橋を二位の橋と云也、奥なるは一位橋なり、されば一位橋をよめる歌に、

春日古記 いのれ人うき世中の榮花には
そくさい壽命福祿のみち

一鳥居は涅槃門と號す、又紫門ともいふなり、抑當社は第一武雷命、第二齊主命、第三天兒屋根命、第四姬大神、これを四所明神と崇め奉る、人王四十八代稱德天皇の御宇、神護景雲元年六月に、武雷命常陸國鹿嶋より、白鹿にめされ、柿の木を御むちとして、伊賀國名張郡夏見郷につかせ給ふ、それより同國薦生の中山に數月御居住ありて、同十二月七日に、當國安部山に移らせ給ひ、二年正月九日に、此三笠山本宮峯に跡を垂給ふ、御供には中臣殖栗連、時風秀行二人なり、其後齊主命は、下總國香取より移らせ給ひ、天兒屋根命は、河內國平岡より移らせ給ひ、姬大神は、伊勢國よりうつらせおはします、是則天照太神の分身なり、其後託宣の事あるによりて、神護景雲二年十一月九日に、勅使をたてさせ給ひ、今の御殿にうつらせおはします、又慈悲萬行菩薩といふは、朱雀院の御宇、承平七年二月廿五日に、興福寺の勝圓に託して、我は慈悲萬行菩薩となりたるなりと告させ給ひしより世に弘まりし也、春日曼陀羅は、壽永年中に、普賢寺殿基通公御夢想の圖なり、行幸の初めは、一條院永延元年三月廿二日に、はじめて行幸ありしなり、

後一條院の御時、ばじめて行幸ありけるに、一條院の御時の例を おぼしめし出させ 給ひて、よませ給ける、

ふるき御幸の跡を尋ねて　上東門院

千載神祇 三笠山さしてきにけりいそのかみ

過にし頃遷宮の翌年に、四柱の神といふ心を、

宮ばしらふと四季たつや神の春

春日祭は、仁明天皇の御宇、嘉祥三年九月に、中臣秀基この事をはじめて奏し、その後淸和天皇御宇、貞觀

元年十一月九日、庚申の夜初めて行ふ、春は二月初申、冬は霜月初申なり、春日祭をよめる歌、

夫木 二月の初申なれやかすがやま

峯とよむまで頂きまつる　俊頼朝臣

歌枕 すべらぎのいたゞきまつる春日山

けふ申の日と人も知らん　俊惠法師

むべ初のさる年まつるやかすが樣

○八講屋 附舞殿 御手洗川

春日社の八講のはじめは、村上天皇の御宇天暦元年より二季におこなはせ給ふ、長者は貞信公忠平、別當は平源大僧正なり、又云、後一條御宇寛仁元年二月廿日に初るとも、但康平八年より、四月九日九月四日になりたるよし、舊記にみえたり、去寛文十二年臘月五日より九日に至て、一乘院御門跡、眞敬法親王行はせ給ひけるなり、先年此屋にて年越るとて、酒などたうべて、

八講の夜遊おもしろき節分哉

此屋のにしをながるゝ河を、御手洗川といふ也、

歌枕 かすがのの松しかれずばみたらしの

河のながれてたえじとぞおもふ

又舞殿は八講屋のつゞきなり、淸和天皇御宇、貞觀元年に造立有し也、此所にて陪從の神樂を奏す、是白川院御宇、承保三年三月十四日にはじめて、とりおこなはせ給けるとぞ、此前に林檎の木有、すなはち林檎の場と云、春日祭の奉幣この所にてなり、

○南門 附如意石 布生橋

南門に立出てながむれば、おほくの石燈籠の火影かすかに、星歟川邊の螢かも、我すむ里のあまりかうしさに、しばらくたゝずむ、抑此門は、白河院の御宇承保二年八月四日に、二階樓となりて南門と號す、又高倉院御宇、治承元年八月四日に、播磨宿禰光親造らるゝともいへり、瑞籬囘廊は、同三年二月二十六日に、造立有しとかや、この邊の藤の花さかりなりけるに、

南おもてひらくや戸びら藤の門

こゝなる橋を布生の橋といふ、此はしの上より七堂伽藍遙拜の所なり、又御間の橋ともいふ也、大宮と若宮の中間なれば也、此橋をよめる歌、

春日古記 ありがたや布生のはしをうちわたり

たむけの神樂きくぞうれしき

又こなたなる石を如意石となづく、康平四年正月三日に、此所にふかさしれざる穴出現す、若宮の神主祐任これを見付、大般若經同じく萬座の祓を奉納し、其上に此如意石をすへて、今に參詣の諸人頂戴する也、又南門石壇の下に、赤童子御影向の岩あり、

○若宮社

わかみやは是、天押雲命なり、天兒屋根命の御子なり、本地文殊なり、一條院御宇、長保五年三月三日、巳の刻に御出現ありしを、時風五代の孫、是忠拜し奉る、そののち崇德院御宇、保延元年二月廿七日に、中臣祐房、今の社にうつし奉らる、殿下法性寺入道忠通公改め給けると也、此祐房を神にいはひて、通合明神といふ、今瑞籬の內に社有、十一月の御祭も、崇德院御宇、保延二年九月十七日に、はじめて行なはれけると也、其後花園院御宇、寛正年中より、霜月廿七日になりたるたり、拜殿拜屋は、高倉院御宇、治承二年十二月朔日に造立ありしなり、此拜殿にて神樂を奏す、陪從の神樂は、保安三年十二月四日に、はじめて奏しけるとなり、かぐらのうたひ物に、若宮の御影うつろふます鏡、くもりあらせでかへり見給へ、とあるを及ばずながら、御神木の藤さかりなるに、

若宮のみづがきつたふ藤のはな
　下向の衆もかへり見たまへ

○三十八所附御拜所

御供所の大黑をふしおがみ、糸ざくらのさかりなるも見すぐしがたく、紅梅のちり過たるも、猶にほひ殘るこゝろは有ながら、此社にまふでぬる、當社は金峯山藏王權現子守勝手也、本地彌勒釋迦千手也、又このやしろの南の方に居石あり、これは解脫上人大明神を禮拜有し古跡也、あるひは明惠ともいふ、されば大明神の託宣にも、明惠上人解脫上人を、我太郞次郞とおもふなりとぞ仰られけるとかや、沙石集にいはく、解脫上人笠置に般若臺と名付て、閑居の地をしめ、明神を請し奉り給ひければ、童子のかたちにて、上人の頭に乘て、わたらせ給ひて、御詠ありけり、

我ゆかんゆきてまもらん般若臺
　釋迦のみのりのあらむかぎりは

又あるとき、はんにやだいの道場の虛空に、御音ばかりして、

われをしれ釋迦牟尼佛世に出て

さやけき月の夜をてらすとは
きて神や拜む解脱のはなごろも

○紀伊御社

爰なる辨才天の社は、弘法大師天河より勸請ありしなり、其ひがしのかたに、弘法大師護摩をたき給ふ所あり、扨紀のみやしろは四所なり、赤穗明神、嶋田明神、石立明神、天石汲明神なり、月出ぬれば下向するとて、

ゆふ月のみやしろてらす程よりも
和光の影やなをまさるらん

本宮嶽へは此邊よりのぼる也、是大明神はじめて影向ありし所也、

○本談義屋附西屋

本談義屋には、唯識論の法體あり、扨又弘法大師の細字法華經、萬里小路宣房卿の一字香花三禮の五部の大乘經あり、又村上天皇より、松室の貞松房仲算へくだし給りし扇あり、勅筆に歌三首あり、

をのづから我身さへこそいのらるれ
君がちとせにあはんとおもへば

きみが代はあまのはごろもまれにきて
なづともつきぬいはほならなん

君がよはしらたま椿やちよとも
なにかいのらんかぎりなければ

にしの屋には、地藏ぼさつおはします、春日の御作にて、靈驗あらたにおはしますなり、

東風ふかばにしの屋に匂へむめの花

○水屋社附上水屋

北をさして行に、弓手のかたは大宮の御供所、爰は清和天皇の御宇、貞觀元年に造立ありしなり、めてをながむれば安居屋なり、此屋には後白河法皇紺紙金字の一切經を納め給ひて、今に安居をつとめらる、又舟戸明神は、海上を守り給ふ、日本紀には岐神とかけり、是道祖神なり、それより水屋の社にさしかゝる、夫當社は牛頭天皇なり、第一そさのをの尊、第二少將井、是稻田姬なり、第三大政所、是南海神女なり、又瑞籬の內左の方に、厄神牛をひく形ある石あり、節分に金くさりを社壇にかくるは、此厄神の牛をつなぐ心也、又夫婦の中をむすぶともいふ也、

かすがやま水屋の水のするまでも
神に任せて猶頼むかな　衣笠內大臣

水屋の能とて四月にあるは、伏見院御宇に、民疫病になやまされければ、其神をなだめんとて、此社にをいてはじめて神樂を奏し、舞曲をなせり、これ水屋の能の根元なり、

鳴は瀧の水屋の能のつゞみかな

上水屋は、長尾大明神と申奉る七社也、

○香山附鶯瀧

本社南向東より、第一長尾大明神といふ、四所也、此所にて大明神、つねに般若を説給ふよし、沙石集にみえたり、

花の香や四方に薫ずる山ざくら

鶯瀧は花山の邊なり、

夫木　みかさやま春は音にてしらせけり
氷をたゝくうぐひすの瀧　西行上人

ちり飛や名もうぐひすの瀧の水

南都名所集巻第一　終

# 南都名所集巻第二

○大佛殿附大講堂

抑當寺は人王四十五代、聖武天皇の御願、八宗兼學の道場なり、後鳥羽院御順禮記にいはく、當初天皇奈良の京、さながしまの宮におはしましける時、良辨僧正童の行者として、草の庵を結び、土にて作りたる執金剛神の像を安置して、其脛に繩を付て、禮拜の度ごとに、引はたらかして、聖朝安穩增長寶壽ととなふ、其聲かすかに御門の御耳に聞えければ、則勅使をつかはして尋させ給ふに、勅使尋ね至りて、先その名をとふに、我をば金鐘行者といふなり、此所は是殊勝の靈窟なり、伽藍を立て佛法を興隆せんとおもふに、私の力には及がたし、帝王の御德になんあたれると申けり、勅使歸りてこのよしを奏し奉ければ、帝やがて大施主とならせ給ふて、盧舍那佛の金銅の像を作らせたまふ、然ども神國の恐れあるによりて、伊勢太神宮に御祈誓ありしに、あらたなる靈夢あり、其事は釋書十八にみえたり、是によりて彌佛法に趣き給ふ、天下

の富ある者は朕なり、天下の勢ある者は朕なり、此富勢を以て彼尊像を作らんに、事は成やすくして心は至りがたし、人の財をもうばはず、人の心をも破らずして、國民をすゝめて、われとおなじく盧舍那佛をつくるとおもはしめむとて、行基法師に勅して、天下の衆庶を勸進して、天平十五年十月十五日に、近江國信樂の京にして、初めて像を鑄させたまふ、その所をやめて、十七年八月二十三日に、いまの東大寺の勝地にて、おなじく像を作はじめ奉り、天平勝寶元年十月二十四日に、その功終に成就せり、三箇年に八ヶ度改め鑄けるとかや、天皇この像を鑄なさせたまひて、ぬるべき金なかりければ、金峰山藏王大菩薩に祈らせたまふに、藏王しめしてのたまはく、この山の金は彌勒の世に用ゐるべき金なり、われは守護するばかりなり、近江國滋賀の郡川島に、すなどりの翁、磐の上に座してあり、その巖の上に如意輪觀音を作り居て、いのらせたまふべしと告させたまふ、天皇すなはち良辨を遣して祈らせたまふに、ほどなく陸奥國小田といふ山にして、はじめて金を掘出す、それよりして天平勝寶と改元ありき、その時大伴家持讀て奉りしうた、

萬葉十八 すべらきの御代さかへんと東なる
　　みちのく山にこがね花さく

彼觀音を居ていのりし所は、いまの近江の石山也、釣たれし翁は比良の明神なり、孝謙天皇の御宇、天平勝寶四年三月十四日に、初めて箔を塗奉り、おなじく四月九日に、開眼供養有し也、導師は南天竺の婆羅門僧正なり、この供養の日、元興寺より奉りける和歌、

御順禮記 乃利乃裳度波那佐岐遁多利計布 與利波保度介
　　乃美乃利佐加江多萬波牟

又聖武天皇御作、

御順禮記 宇留波之度和加毛布岐美波古禮度利 天美加度
　　加與波世與呂津與萬天遁

當寺供養にあひ給はんとて、南天竺より菩提僧正、難波津につきたまへるとき、

拾遺哀傷 靈山の釋迦の御もとに契りてし
　　眞如朽せず相見つる哉　大僧正行基

返し

同 伽毘羅會にともに契りしかひありて
　　文珠の御顏相みつる哉　波羅門僧正

當寺供養の日、鯖うる翁道場に來る、聖武天皇これを召とゞめて、大會の講師としたまふときに、になひたる鯖を經臺にをきけるに、八十花嚴經と成けるとかや、彼鯖荷ひたる杖を、東の廊の前に立置けるに、たちまち生出て枝葉榮へけるとなり、此木は白身木なり、彼翁法會の中間に、忽然としてうせにけるとぞ、爰に高倉院の御宇、治承四年十二月廿八日に、三位中將重衡卿、當所の大衆と合戰の時、伽藍刹那に燒うせぬ、其後後白川院の勅によりて、春乘房重源諸國を勸請して、大佛殿を再興し、文治元年八月廿八日に、佛像の開眼供養行はる、導師は當寺の別當權僧正定遍なり、其後應永廿四年の九月に、將軍勝定院義持公、此寺に下向ありて、佛像に箔を押たまふ時、耕雲といひし人の詠歌に、

緣起　世を照す君が光をかりてこそ
　　ほとけももとの姿みせたれ　明魏

しかるに正親町院御宇、永祿十年十月十日に、多門の城主松永彈正久秀と、三好日向守、下野守、岩成主税助等と合戰の砌、伽藍ふたゝび炎上す、されども尊像はつゝがなくして、いまにおがまれおはしますなり、十六丈の尊容なれば、

　月もてらせ本尊の長は十六夜

南大門は村上天皇の御宇、應永二年八月にたをれし時再興有しなり、是東大寺の南門なり、

　油月のひかりもしるし東大寺

大講堂の舊跡は、大佛殿の後の方に、いまに礎殘りたり、是は光明皇后の御願、天平十九年二月十五日に御建立、本尊は千手觀音なり、此堂供養を遂させ給ふ時、天人天くだり、花を佛前に散す、その香發越として、法會の場ににほひみつ、聖武皇帝えいかんのあまりに、樂人に仰せて、初たる樂を奏すべしと勅定ありければ、俄に十天樂を作りて奏し奉りけるよし、盛衰記にみえたり、

## ○念佛堂 附春乘御影堂 淨土堂舊跡

本尊は地藏菩薩、春乘房の作とかや、又陳和卿共いふ、此地藏の腹心に、夜泣の地藏といふ小佛おはします、御長一丈有と云、これは攝津國に藤本權守とかやいふ者あり、其內に遊女あまたありし中に、糸女とかやいへる者の持佛なり、ある夜春乘房此權守が家にとまり給けるに、夜更て子のなく音しけり、春乘あや

しみて尋ねられしに、此糸女の部屋の内なり、よくよく聞ば彼尊像なり、春乗奇特のおもひをなして、此像を所望して、あらたに大佛の地藏を作り、其中に納め奉り、此堂に安置せられしなり、かの小佛は沈水香にて作り奉し像なるゆへに、糸女この像を切とりて、折々身にとめけるを、悲み給ふてなかせ給けるとかや、又閻魔王あり、安阿彌の作、千手觀音あり、石淵の勤操の作なり、これは天地院の客佛なりといふ、此千手觀音の前の隔子のうへに、笛吹の地藏とて、ちいさき板に、蓮葉をかつぎ、笛を吹ておはする繪像に歌あり、これは中頃薮坂に圓空房定信とて、いとすせうなる上人おはしき、此僧靈夢を蒙り、自筆に書て掛をかれしといへり、其歌にいはく、

　笛をふき蓮をかづく地藏尊
　　伊勢や河内の弓矢おさまる

又佛舍利あり、大佛の舍利といふ、是は聖武天皇へ婆羅門僧正捧たまひけるとなり、扨又こなたなるは春乗房の御影堂なり、春乘は元久二年六月五日に、八十六にて終りたまふ、笠杖見臺など御影のうしろにあり、毎年六月五日に、春乘房の位牌念佛堂へ出る、面に大勸進上人、南無阿彌陀佛、裏に春乘房重源、元久二年乙丑六月五日入滅春秋八十六と有、彫は陳和卿、宸翰は土御門院にておはしますといへり、かたへに糸櫻あり、花ざかりなる頃陰になみ居て、

　春は輿に乗じてくむや花見酒

又惣持院といふ寺に、文使の地藏とておはします、東大寺の縁起にいはく、治承炎上の後、建久にかさねて大佛殿を造營有しに、造寺の長官左少辨行隆奉行として、寺門に常住して、夜は佛像の灰燼をかなしみ、ひるは寺塔の土木をもつぱらにして、つゐに一十六丈の聖容、むかしのごとく修復、二階九間の梵宇、古きに任せて造畢して、惣供養にいたるまで奉行し奉りてのち、隨分の恩賞に預り給ひき、然ども有爲無常の習なれば、老病身を侵して、臨終正念にして他界せられぬ、しかるにかの息女あり、幼少にして父にをくれたる事を歎ぎかなしむ事かぎりなし、悲歎の爲方なさのあまりに、文を書て、父の年來たのみをかけて歸敬し、朝夕に淺からず頼み奉りける本尊、地藏菩薩の御手に結びつけて、大聖は六道能化として、九界を心にまかせて化導したまふなれば、父の生所定めて

しり給たるらん、ねがはくは此文を生所へをくり付たまひて、かならず返事とりてたべと、晝夜佛前に泣居たりける程に、七日にあたりける朝、地藏の御手に結付奉りける文、もとのはなくして別の文を持たまへり、不思議の思ひをなして、是をとりて披覽しけるに、うたがひなき亡父行隆の手跡にて返事を書たり、其文にいはく、生者必滅は分段の常のことはり、會者定離は有爲の定れるならひなりしかば、生を隔てぬる事は力及ばざる事なれども、我東大寺を奉行して、造寺修佛の功をいたし、興法利生の誠をもつぱらにせし故に、都卒の內院に生れて、彌勒慈尊の說法を聽聞す、身心安樂にして勝妙自在なる事、第三禪の快樂にも勝れたり、更に歎ぎ悲しむ事有べからず、常に東大寺に參詣し給ひて、大佛を拜み給はゞ、かならず一佛淨土の生を受べし、何事もその時委く申べしと書たりけり、是を見て且は悲しみ、且は悅ぶ事かぎりなし、不思議なりし事なり、かの行隆の朝臣の返事、此寺にはいまもありといふ、地藏の御長は三尺ばかりある也、西の方は東大寺の撞鐘なり、これ八景第七に入侍る、

刻桷丹楹映二古城一、金僊十六丈崢嶸、洪鐘撞動黃昏月、誰聽當初第一聲、　久我太政大臣入道具通

をく霜の花いつくしき名もたかし
　ふりぬる寺の鐘の響に　(四辻)前大納言入道善成

往來の人いつとなく撞侍れば、

釣鐘や諸行無正に月の暮

この鐘樓の北の方は、淨土堂の古跡なり、此堂は阿波の民部重能の建立有しなり、本尊は阿彌陀如來なり、日本九品の內、下品下生の所なり、此邊に重能の石塔もあり、義朝公、賴朝公、春乘房の石塔あり、北に藤本權守がしるしもあり、されぱいにしへはいかなりし堂舍ぞやと、こしかたこひしう覺え侍れば、その邊に立よりてみるに、礎のあともなく、草木しげき中に、一木の花の匂ひことなるに、そのかみの事おもひやられて、

空にはなもりにしあとや淨土堂

○二月堂 附若狹水竈殿

此堂は實忠和尙の開基なり、尺書にいはく、實忠和尙夢中に都卒天に至りて、四十九重摩尼殿を見たまふに、其中に常念觀音院と名づくる所あり、其修法はな

はだ信慕しけるゆへに、聖衆に乞てならひつ、夢さめて後修法をせんとおもふに、しかるべき本尊なかりければ、常に是を念じ給ふ、ある時實忠攝州難波津へおはしけるに、沖のかたより、閼伽器に十一面觀音駕して、波にうかんで來りたまふ、實忠大きに悦て取て見たまふに、銅像の御長七寸、暖なる事人のはだへのごとく也、聖武天皇是を聞召れ、すなはち此二月堂を建立して、彼尊像を安置せらる、今の小觀音是なり、實忠毎年二月朔日より、二七日の間此像に向て、都卒天にて習得たる法を修し給ふ、天平四年より初りていまにたゆる事なし、是を修二月の法といふなり、其始め行の内に、初夜の時分に諸神を勸請せらる中に、若狹國遠敷大明神といふあり、此神實忠に託して、ねがはくは我閼伽水を獻ぜんと誓給て後、黒白の二鵜、石地をうがち飛出たり、其跡より甘泉涌出る、實忠和尚やがて石をたゝみ、閼伽井としたまふ、今の若狹水是也、ある時天下旱魃して、此井の水かれて、二月の修法の中、閼伽水なかりければ、寺衆井の邊に集て、はるかの若州にむかひ持念しければ、たちまちに水盈滿しけり、是二月十二日の夜なり、いまに至りて十二日の夜は、水取とていかめしき規式有、彼若狹の神の前を流るゝ川あり、此時流をたえて音なかりしかば、國民あやしみをなしける所に、此事を後に聞て、扨は神の送り給ひしにこそとて、其川を音なし川と名付けるとなり、病ある者閼伽水をのみて、おほく平癒しけるとなり、實忠和尚は行の内に内陣へ入て、再びみえ給はずといひ傳へしなり、又内陣に秘佛の觀音おはします、行のありさまは書あらはすに及ばず、牛王の板は弘法大師の御作とかや、凡日本第一の牛王なるべし、靈驗あらたなる事、惣て語りつくしがたし、禮堂に釣し今の鐘の銘は、妙心寺湛月作なり、過にし寛文七丁未年二月十四日の早天に、内陣より出火して、一時に炎上す、秘佛の尊像火中にたゝせたまふを、まのあたりおがみ奉りて、諸人奇異のおもひをなせり、又聖武皇帝の宸毫の華嚴經、光明皇后の親書の涅槃經、及牛王の印板やけずしていまにあり、炎上以後尊像の靈驗いやましたまふて、おなじき九年庚戌のとし再興成就す、堂の北に遠敷大明神のやしろ有、南なるは飲食大明神なり、あるひはいひみち共いふ、又鵜宮といふは、彼黒白の二鵜をいはひし宮と

云、若狹水を見廻り、鬼子母神をおがみ奉る、これは安阿彌の作とかや、此堂のうしろに毘沙門おはします、また堂內に賓頭盧尊者の御影も有、又西の方に竈の神とておはします、あるは竈殿とも又嘗見の明神共名付奉る、是天照皇太神にておはします也、

二月堂や行ひなせる法の庭

一、上の坊に、良辨僧正自作の御影有、毎年霜月十六日開帳なり、

○法華堂 附執金剛神 天地院

天平五年に、良辨僧正開基の堂なり、本尊は不空羂索の觀音なり、是良辨の作とかや、世の人三月堂といふなり、また金鐘寺金光明寺とも名付たり、東の方に不動明王おはします、西の方には地藏菩薩あり、これは光明皇后の御作なりといふ、また堂のひんがしの方に大黑あり、三月朔日より同三日まで開帳あるなり、これは大師の御作なり、

うぐひすも來てなけほゝう法花堂

うしろ堂に執金剛神の像あり、これ良辨僧正童兒の時に、安置せられし尊像なり、釋書にいはく、平將門叛逆の時、此像に向て降伏しけるに、像忽にうせて見え給はず、寺衆大におどろくところに、卄餘日を經てかへりたまふ、天冠衣巾少しき缺壞あり、是はこの像蜂と成て、將門の甲の手反よりいらせたまふを、將門の拂ひし太刀にて、羽先をきりおとしける其跡とかや、さるゆへにや世の人蜂宮ともいふなり、

名にめでゝ月もさしけり蜂の宮

月の出たる山をみれば、天地院の舊跡もゆかし、この堂は和銅元年二月十日に建立ありしなり、行基菩薩大和の國中に、八箇寺造られし第二の伽藍所なり、法蓮寺ともいひけるとかや、この堂にて延暦十七年に八講を行はる、これ日本第二の八講なり、しかるに天喜九年九月卄日に炎上せしより、とり立るわざもなく、たづね入人もまれ〳〵なり、今天神山と人毎にいひ侍るは、此天地院のむかしのあと也、

さく花ももとゝかはりめや天地院

○三昧堂 附良辨杉

郭公、はつねゆかしき四月堂に詣ぬる、抑こゝを四月堂といふは、二月堂三月堂につゞきたれば、かく名づけたりけるにや、本尊は普賢菩薩也、また十一面觀音、不動明王、毘沙門あり、治安元年に仁仙法師、助慶

上人建立有し靈地なり、しかれば本尊は普賢なるに、

四月堂で見るもや餘花の普賢像

この堂の西の方に良辨杉といふあり、當初良辨童兒のとき、此木の本に住し給ひけるとなり、もとは櫟の木にてありしを、鳥羽院の御宇、天永九年の九月にたふれけるよし、御順禮記に見えたり、其後杉をうへけるとかや、良辨は百濟氏、近州志賀の里人なり、あるは相州ともいふ、釋書にいはく、母子なき事をかなしみ、觀音に祈てえたる子なり、二歲のとき母桑をとるとて、兒を木陰に置けるに、いづくともなく鷲來て摑でされり、母かなしみて鷲の飛ゆくかたをしたひて、つゐに家にかへらずなりぬ、こゝに南京の義淵僧正、春日へ參詣有しみちにて、彼鷲の養育せる子をひろひとり、五歲のときはじめて學文をさせ、成長せるに及で、師の義淵に法相をうけ、慈訓法師に華嚴の奥旨をうけて、いよ〳〵學文さかんなれば、聖武天皇敬崇を加へたまひ、天平寶字四年に僧正となり、寶龜四年閏十一月十六日に、八十五にして終り給ふ、其はじめ母たづねて山河にさまよひ、三十餘年を經て古鄕に歸ける時、舟にて淀河を上るおりふし、船中の人のいはく、世にふしぎの事有、南都東大寺の良辨法師、年わづか卅餘にして學文人にこえ、帝師となれり、そのむかし義淵僧正鷲の兒を摑行をとりて、やしなひたまひけるが成長せるなりとかたる、母きゝもあへず、これやわが子ならむとうたがはしさに、南都に來りて此東大寺の比丘に近づき、ひそかに此よしをかたる、されども良辨は高貴なり、うばのいふ事德をけがすに似たり、我かくと告ん事思ひもよらず、もしまことの母ならば其よしを札にしるして、路邊に立置たまふべしといひければ、をしへのごとく札にしるして、道のかたはらに、立置けるに、折ふし良辨春日參詣せられけるが、札をみて、輿を留めて老母にちかづき、誠に師の義淵我にのたまひしにすこしもたがはず、我つねに母にあひ見んことをおもふに、叶はずしてむなしく年月を送る所に、今廻りあふこそ嬉しけれ、さりながら印なくては、誠の母と知がたしと有ければ、母なくなくのたまひけるは、我むかし子なき事をかなしみて、觀音に祈りてえたりし子なり、故に一寸八分の觀世音の小像をきざみて、兒のくびにかけ置ぬ、鷲のつかみし時も彼像猶おはしましき、これぞ

我子のしるしなりとありければ、良辨涙をながして、我七歳の時、義淵僧正觀音の小像をさづけて、我汝をえし時、此像汝が頸にかゝれり、定て父母の付たるなるべしとて、取出してあたへ給しより、身をはなさず持侍るとて、懐より像を出して母に渡し、互に親子なる事を知て、やがて打つれ歸り給ふて、院のかたはらに置參らせ、よく〳〵養給けるとぞ、猶其母を神に祝て、大佛殿の西方に、子安宮とて今に有、

僧正は鷲の養育せしなれば方便杉と申べきなり

○八幡宮附新造屋

當社は東大寺の鎮守なり、釋書第廿二にいはく、天平廿一年十月に、八幡大神託して京にむかふ、官夫みちすがら酒肉を食はず、けがれをのぞきて、同十二月に都へむかへ奉り、新殿を造りてかりに移し奉る、扨大佛の像成就せしによりて、聖武、孝謙の兩皇行幸有て、尊像を禮し給ふとき、八幡大神社女に託して、寺に入て佛像を禮したまふ、其後此地に宮柱ふとしき立て、遷宮有しなり、初は池の邊、石淸水の東のかたにおはしましけるを、鎌倉の最明寺入道時賴朝臣今の社に移したまふ、こゝに寛永十九年霜月廿七日に炎上せるによりて、かりの御殿にうつし奉けるなり、

花の陰にしるよししてやかり御殿

このやしろの南のかたなる石塔は、聖武皇帝の御剃髪を納め奉りし所なり、新造屋には、安阿彌の作のあみだ如來おはします、また五刧思惟の阿彌陀あり、これは春乗房大唐より得て歸られしとかや、善導大師の作なりといひ傳ふ、今一體は五刧院にあり、かたはらに大黒辨才天あり、これは市守長者の持拂といふなり、

○手向山附武藏塚武藏野

八幡宮の後のやまを、手向山といふなり、又此山を武藏塚とも號するなり、能因の歌枕にいはく、大納言兼武藏守良峯安世卿の墓所を武藏塚と號す、かの卿を神に崇め奉りし所なり、素性法師手向にはつゞりの袖もきるべきといふ歌、此ところにて詠じたり、また古今の抄にいはく、かすが大明神へ參るみちの邊に、大納言正三位良峯安世兼武藏守が死たりける墓所を、武藏塚といへり、大きなる森にて侍る、安世をやがて神といはふ森なり、それに參りて素性がよめる歌、




古今神祇 手向にはつゞりの袖もきるべきに、

もみぢにあける神やかへさん

又菅丞相の御うたに

古今神祇 此たびはぬさもとりあへず手向山

もみぢのにしき神のまに／＼

この所をやがて武蔵塚といへりとぞ、されば武蔵塚とは手向山をいふなり、良峯安世は、素性法師の祖父なり、又いはく、むさし野は若草山のふもと、松生茂りたる所なり、これむさし塚の邊なれば、武蔵野とはいふなるべし、

伊勢物語 むさし野はけふはなやきぞ若草の

つまもこもれり我もこもれり

古今の抄にいはく、このうたは業平朝臣、二條の后をぬすみて、平の城よりならの故京へぐしたてまつりけるほどに、御せうと基經大臣、國經大納言此ことをきゝてとりかへし奉り給ける時、后のよませたまひけるうたとなり、さればいせ物がたりにはむさし野といひ、古今には春日野の中にあるによりて、かすが野とはなをし入られけるとなり、

辨慶が貌の色ともみゆるかな

木々のしげりのくろき武蔵野

○若草山附逢火塚

こゝを皆人つゞらを山といふは、九折(つゞらをり)といふことにや、ふもとに笠荒神をうつし奉る石荒神あり、また野神とて社あり、これ七夕なり、春日の末社にておはします、

夫木 いまも猶妻やこもれる春日野の

わかくさ山に鶯ぞなく　中務親王

歌枕かすが野の若草山に立雉子の

今朝の羽音にめをさましぬる　好忠

若くさや雪に山靑く山白し

七夕のやしろのほとりに、逢火塚といふあり、むかしとも寺より石淵へかよひたる法印と、兒のしるしとかや、死て後も火となりてたがひに通ひ、この邊にてつねに行あひけるとなり、まことにせつなるこゝろざし、きくさへ胸をこがし侍る、

ほたるもやかよひ逢火の塚のもと

千手院谷とて、わかくさ山の麓にあり、いにしへ千手院といひし鍛冶、この所に住居し、太刀刀をうちたるといひ傳へし、

○東南院附西南院

貞觀十七年に、聖寶僧正初て造り給ふ、本尊は如意輪觀音にておはしけるとなり、いまは此院にはわづかなる堂一宇侍り、それさへ棟ばかりにて、本尊も渡らせ給はざるなり、此ところに託宣の池あり、伏見院の御宇に、此東南院に聖珍法親王と申奉りて、伏見院の皇子住せたまひしとき、池の上に三社の託宣の文字あらはれたりしを、聖珍親王書とめさせたまひて、世に弘めたまひけるなり、また如意池如意塚といふあり、聖寶尊師五師子の如意を掘出したまひける跡とかや、この如意は興福寺維摩會の時出るなり、この如意なきときは此會おこなはざるよし、釋書に見えたり、水牛にて作るとかや、表に五師子、裏に獨鈷あり、顯密の二教を表せるなり、聖寶尊師は、延喜九年七月六日に、七十八にて入寂ありしを、佐保山の東善鐘寺に葬りけるとなり、またこの西の方は西南院の舊跡なり、これは藤原貞子、御建立ありしなり、いまは東南西南ともに、諸堂はたえて田となりしかども、むかしをわすれぬ築地のかまへに、少し名殘は侍るなり、

東南に雲をおこすや花の風

○眞言院附新禪院

むかしは南院といひけるを、弘法大師入寺有て、眞言の法を弘めたまひ、眞言院と名づけ給けるなり、釋書、盛衰記等にいはく、養老年中に、中天竺の善無畏三藏來朝して、眞言の法を弘めんとし給へども、根機あまねく熟せざりけるにや、三藏所持の毘盧舍那經を、當國高市郡久米寺の東塔の柱の底に納めて、この

所に來り、後に此地眞言の靈場とならむといひて、善無畏は歸唐し給ひにけり、其後弘法大師出世し給ひ、内外ことゞく通達して後、諸佛内證不二の法問あるべしとて、當伽藍盧舍那佛に祈誓有しに、夢想の告ありて、彼久米寺の大經を感得し、勅を蒙りて渡海入唐して、眞言の秘密の奧義を傳へて、大同年中に歸朝し、東大寺の別當に補せられ、勅命によりて、此寺にうつり居たまひけるなり、此院の額は大師の五筆なり、今あるはむかしのうつしなり、是は當所の住人、井上氏重時寄附なり、御影供にまふでけるに、貴賤なみ居ければ、わけいりがたくて下向するとて、

　參り衆ならぶや二重御影供

此あちの新禪院は、もとは念佛堂といひけるとなり、天慶元年に明珍僧都の開基なり、本尊は如意輪觀音なり、中興開山は中道上人といふ、此院へも御影供には、諸人まふで來るなり、

眞言院に善無畏の掘給ひし井有、脇にちいさき足跡の有石有、是は此水守護の爲に、護法善神のたち給ふ石也といへり、こゝなる堂には、小野の篁の作の地藏おはします、又大師の御影有、愛染明王もおはしますなり、

○戒壇院

聖武天皇の勅によりて、大唐龍興寺の鑒眞、白塔寺の法進思託等、をのゝ來朝して、盧舍那佛の御前にして、天皇に菩薩戒をさづけ奉り、扨中天竺那蘭陀寺にひとしき地味をたづねられしに、此戒壇院の地味おなじきによりて、天平勝寶六年に事初めありて、七年九月に造畢せり、壇の角には金銅の四天王の立像を造りすへ、おなじく十月十三日に供養をとげさせ給けるなり、五百粒の佛舍利金塔にいらせおはします、本尊は千手觀音なり、毎年六月十八日に開帳あり、此佛は大内の二間の本尊にておはしますを、後白河院より實相上人に給はりけるとかや、又愛染明王あり、これは湛康の作なり、ひんがしの方に受戒堂あり、再興の施主は、郡山の城主たりし大和大納言豐臣秀長卿の後室慈雲院なり、額は當寺の觀音院の筆といへり、又いはく、實相上人は當院中興開山也、

　これも又うけよろこぶや貧僧の
　　鉢なる米の名も菩薩哉

○穀屋 附東塔西塔舊跡

こゝなる鐘樓のかねは、祇園精舍の寶鐸なりといふはまことにや、また劔塚といふ塚あり、これは大佛草創の時、良辨と諍ひける辛國の行者の劔を納めし所なり、東大寺に怪事あれば、かならず鳴動するとかや、また氣比氣多の明神も、この邊にやしろあり、さて西塔の跡を見廻る、夫西塔は、朱雀院の御宇、承平四年十月廿九日に、雷火にて燒けるとなり、又東塔もしたわるゝ、これは野田の入口に、いまに礎のこりたり、天平勝寶五年三月三日に、造立有しを、長保二年の十月十九日に炎上せしなり、東西ともに七重の塔とかや、それはさもあれ、こゝなるさくらをたゞに見すぐさんやと、人のいひければ、穀屋といふ事を句の中に入て、

世がたりに時こくやうつす花の陰

又塔は七重なれば

塔の陰の花は七重寶樹かな

○知足院 附玄武山 正倉院

先玄武山をながめやるに、そのかみ大佛造立のとき、鑄物師廿五人其功終りて後、この玄武山に入、西をさして飛さりぬ、これ廿五のぼさつ、人と變じて大佛を造らせ給けるとなり、其後此山の麓にやしろを作り、廿五所の明神と崇め奉る、この山をも廿五所山といふなり、件の寶殿は上生院といふ坊にいまにあるなり、いとすせうにありがたし、

後々までのつたへにせよと廿五の

ぼさつは世にや顯はれぬらむ

扨この知足院は、寬永年中に、高雄の七禪師建立ありて、春日の御作のぢざうぼさつを安置せらるゝなり、

さく花もおなじからずや知足院

またこゝなる御倉は、正倉院と號するなり、是東大寺の寶藏なり、世に匂ひかくれなき蘭奢待、大紅塵香といふ伽羅は、この寶藏に納めて有なり、はじめの名は黃熟香といひしを、聖武天皇改名したまひ、蘭奢待といふなり、東大寺といふ文字も、此蘭奢待の三字のうちにこもれり、又鴨の毛の屛風とて、十五町西なる法花寺へつゞきたるといふ屛風あり、其外聖武孝謙兩皇の御寶物、こと〴〵くこの御倉に納まりしなり、此邊に藏王權現のやしろあり、これ此御倉の鎭守なり、

香ににほふ花や其名も蘭奢待

鴨毛屛風銘文

種好田良　易ニ以得レ穀　君賢臣忠　易ニ以至レ豐
諂辭之語　多レ悅會レ情　正直之言　倒レ心逆レ耳
正直爲レ心　神明所レ祐　禍福無レ門　唯人所レ招
父母不レ愛ニ不孝之子一　明君不レ納ニ不益之臣一
淸貧長樂　濁富恒憂　孝當レ竭レ力　忠則盡レ命
君臣不レ信　國政不レ安　父母不レ信　家閭不レ睦

又此北に穴地藏とて、弘法大師石の洞に作り籠たまひし地藏あり、寺號は空海寺といふなり、

南都名所集卷第二終

# 南都名所集卷第三

## ○中金堂

當寺の濫觴は、御順禮記にいはく、人王卅六代皇極天皇、當國高市郡明香川原の宮におはしましけるとき、蘇我入鹿大臣、天下の權を執て、朝廷あやうかりければ、齊明天皇四年に、中臣內大臣大織冠、彼入鹿をうたんがために、願を發して丈六の釋迦の三尊を造らせ給ふ、いまの金堂の本尊是なり、天智天皇末皇子にておはしましければ、大織冠とともに此入鹿を討て、國の政をたゞさんと、常にかたらひたまふ、さて此願によりて、おもひのごとく入鹿を討て、國ををだやかに持せ給ければ、天智天皇大織冠を祖のごとくに、重くあはれみ給ひけるとなり、其後天智天皇八年に、嫡室鏡女王、大織冠の御爲に、山城國宇治郡山階の鄕に伽藍を立て、此丈六の釋迦の像を安置せらるゝ時、山階寺と名づけ、次に天武天皇元年に、都を高市郡に遷さるゝ時、彼山階寺を高市郡廐坂に引移し、廐坂寺と號し、そののち元明天皇御宇和銅二年に、都を此奈良

の地に移さるゝ時、内大臣の正胤淡海公、彼厩坂寺をこゝに引移し、額をあらためて、興福寺と號し、同七年三月五日に供養を遂、法相大乘の靈地となし給へり、凡天下無雙の伽藍也、

光明皇后山階寺にある佛跡に書付給ける

拾遺哀傷　みそかあまりふたつの姿そなへたる
むかしの人のふめる跡ぞこれ

山階寺にまかりけるに、宗延法師にあひて、よもすがら物いひ侍けるに、有明の月三笠山よりさしのぼりけるを見てよめる

詞花雜　ながらへばおもひ出にせよおもひでよ
君とみかさの山の端の月　琳賢法師

南大門には、金剛、形像二童子あり、中門には金剛、力士の二童子あり。中金堂は、是興福寺本堂なり、本尊は、かの大織冠の造立ありし釋迦の三尊たりしが、たえて後、今の佛は藤山といひし佛師の作とかや、さていまの堂は、公方鹿園院義滿公、應永六年に再興ありしなり、四天王あり、脇士に藥王、藥上、妙幢、無盡意の四菩薩有、七寶莊嚴のまきばしらあざやかに、瓔珞あたりをかゞやかす、されば春日の御神木、此金堂にわたらせ給ひける時、告させたまひし御神詠に、

三笠山雲井はるかにみゆれども
眞如の月はこゝにすむかな

手向るや堂の名にある金草

○講堂附維摩會の事

此堂は天平七年に造立ありしなり、本尊は上品上生の阿彌陀如來、安阿彌の作とかや、又淨名居士文珠あり、この堂にて維摩會を行はるゝなり、十月十日より十六日まで、七ヶ日が間なり、十六日は大織冠の忌日たるゆへなり、抑維摩會の濫觴は、公事根源にいはく、大織冠病惱にをかされたまひ、いまはと見えさせ給ける時、百濟の尼名を法明といふ人あり、大臣に申されしは、我大乘經を持、名を維摩經といふなり、その經の中に問疾品といふ所あり、もし是を讀誦したまはゞ、御病はなをらせたまはんと申によりて、則此一品を誦するに、いまだ誦じも終らざるに、大臣の御病なをらせ給ひき、大臣稽首合掌して、生々世々大乘に歸依せんと誓はせ給ふ、しかるに維摩會は、和銅七年に淡海公興行せらる、はじめは會所も定まらざりしに、延暦廿一年に當寺に留りていまに斷絶なし、さ

れば菅丞相の御作にも、

名開二三國一　會留二興福一　朝之爲レ朝　蓋是會力

また菅丞相の御筆の緣起あり、諸人にいたゞかせる如意は、彼東南院の聖寶僔師の所持の如意なり、此會の講師は、帝釋天の札に記さるゝとかや、西行撰集抄にいはく、むかし興福寺に壹和僧都といふ人あり、維摩會の講師にならんとおもひしを、はからずして性延といふ人にこされて、せんかたなくや思はれけん、我僧坊を捨て、本尊持經ばかりを竹の笈に入つゝ、なく〳〵春日大明神の御前にまいりて、いまはの法施まいらせ、いづちともなく立出て、尾張の國あつたのみやを過し時、けしかる禰宜一人來りて、壹和にいふやう、汝うらみをふくめる事ありて、本寺をはなれてまよへり、人のならひうらみはたえぬ物なれば、理りにし侍れども、こゝろにまかせぬは浮世なり、陸奥國ゑびすが城へとおもふとも、そこにつらき人あらばまたいづくへかこえゆかん、たゞいそぎ本寺にかへりて、日ごろの望をも遂べしといひければ、其時壹和頭をたれて、おもひもよらぬ仰哉、かゝる乞食修行者に、なにのうらみか侍るべきといふに、禰宜大きにあざけりて、つゝめどもかくれぬ物は夏むしの、身よりあまれるおもひなりけり、といふ古歌をいだして、汝維摩會の講師を性延に越れて、うらみをふくむにあらずや、講師といふはよな、帝釋の札に記すなり、其次はすなはち性延、壹和、義操、觀理とあるなり、帝釋の札に記しぬるも、是みなむかしのしるべなり、とくとく憂念をやめて本寺に歸るべし、汝はさらに情なく我を捨つといへども、我は汝を捨ずして、これまでしたひしめすなり、春日の山老、骨已に疲れぬとて、空にあがらせ給ひければ、僧都かたじけなくたつとくおぼえて、いそぎ歸り上られにけり、かの禰宜は春日大明神にておはしましけるとかや、まことに神の告させたまへるごとく、熱田より上りて、四年をすごして、維摩會の講師を承りけるよし、元亨釋書にもみえたり、また僧都光覺、維摩會の講師の請を申けるを、たび〳〵もれにければ、法性寺前太政大臣にうらみ申けるを、しめぢがはらのと侍ける、またのとしももれにければ、

ちぎりをきしさせもが露を命にて、
哀れ今年の秋もいぬめり　基俊朝臣

とよみてをくられけるとかや、光覺は其後朝臣の息なり、これ三會の中にも殊に勝れし會なるべし、勅使など立せたまひて、東大寺、興福寺、そのほか近邊の寺衆、この堂に出仕して、さま〴〵の規式あり、かたり出んもなが〳〵しさに、筆をさしをきて、狂歌、

維摩會の講師をのぞむ僧達は
　文珠にまさる智恵や持らん

又この堂のうしろの壁に、不動明王の形像あり、これは般若寺の松葉上人の筆とかや、むかし此邊に妖怪の者ありて、人をなやましければ、上人不動の像を書給ひしより、ふた〵び見えずなりにしよし、人のかたり侍しなり、此上人の書たまひし像を、松葉の不動といふ、さて本尊はあみだ如來なれば、

もらさじとかねてちかひの阿彌陀さま
　後世にかならずすくひ給はれ

○東金堂 附塔 東院舊跡 月日宮

御順禮記にいはく、この堂は神龜三年七月に、聖武天皇御伯母、元正天皇御惱の時、寢膳平安の御ために、藥師の像をつくりて安置し給ふ、左右は日光、月光、梵天、帝釋、四天王、十二神將、下座には文珠維摩ありいまの本尊は、應永二十二年に鑄奉りけるとかや、また此堂のうしろに、金銅の釋迦、觀音、虛空藏おはします、これは敏達天皇八年十月に、新羅國より渡しける佛法最初の佛像なり、釋迦の下に宇賀神おはします、釋迦を守護のために、猿澤の池よりあがらせ給ふといへり、又板佛の十二神あり、これは弘法大師の御作なり、また金岡筆の涅槃像あり、七月十五には戶びらを開て、諸人におがましむるなり、

とくひらく花や最初の佛の座

こなたなる五重の塔は、天平二年四月に光明皇后の御建立、東は藥師、西は阿彌陀、南は釋迦、北は寶生佛なり、また月日宮は、千珠滿珠をいはひたる宮なり、はじめは手分の森にありけるを、此所にうつし奉りけるとなり、總宮ともいふなり、東の方は東院山、むかし東院の東堂、西堂、段地藏堂とてありしは、炎上以後たえけるとかや、東堂は天平寶字八年に、藤原豊成公の草創たり、西堂は同じき四年に、惠美大臣造立せられ、觀音を安置す、これ本山階寺の東院なるよし、釋書廿二の卷に見えたり、地藏堂は寶龜二年に建立ありしなり、しかれどもたえて後星霜つもりて、い

まは知人もまれなれば、所を記せる文もなけれど、古老のつたへし故に、今こゝにあらはし侍る也、又塔は五重なるに、春日大明神法相擁護の御事思ひいでゝ、

塔をてらせ五重唯識の月の影

東の方に大湯屋の釜とて、大なる釜あり、鳥羽院の御宇、永久五年に鑄けるとかや、

○西金堂

こゝは光明皇后、先妣橘大夫人、往生菩提の御ために、天平六年正月十一日に、造立供養ありしなり、御順禮記にいはく、抑此堂の起は、天竺乾陀羅國の王、生身の觀音を拜み奉らんといふ願を發し給けるに、ある夜の夢に、これより東海の島、日本の國王の后光明女を拜すべし、それこそ生身の觀音よと告させ給ふ、夢さめておぼしめすに、見ん事かなふべくもなければ、巧匠をめして、急ぎかたちを移し奉りて歸るべしとて、日本へ渡さるゝ、其時光明皇后御母の爲に、佛像を造らむとおもふ願おはしければ、此巧匠を召て、急ぎ阿彌陀の像を作るべしと有ければ、巧匠申けるは、母に孝養の志深き佛は、釋迦佛に過たるはなし、若母の御爲ならば、釋迦佛を作らせ給ふべしとて、やがて釋迦の像をつくり居けるとなり、いまだ眉間を作りまいらせざるに、眉の間より光を放ち給ひければ、只其まゝにて有なんとて、眉間の玉をば入ざりけるとぞ、さるゆへに今に白毫なきなり、此佛師は、毘首羯磨天の後胤、しもんとうしといひけるとかや、此佛像を本尊として、左は准胝觀音、如意輪觀音、藥師、梵天帝釋天、地藏菩薩、右は十一面觀音、楊柳觀音、三方荒神、本尊の左右は、十大御弟子、天龍八部、下座には天燈龍燈あり、鐘打といふは、妙幢菩薩、其隣は羅睺羅尊者、總じてこの堂内は、釋尊御說法の有樣をうつしつくらせ給けるなり、あるは二王あり、安阿彌の作の四天王、猊は弘法大師の御作とかや、また自然涌出の觀世音とて、厨子にいらせおはします、秘佛の像あり、これは當寺の別院、傳法院の本願、修圓僧都の弟子たりし壽廣已講、この堂に安置せられしなり、御順禮記にいはく、修圓僧都尾張國に請用して壽廣を具して上られしに、賀茂坂の南、こしだの池を過る時、此已講の名をよぶ聲有、見廻るに人もなければ、あやしさに立留りてきけば、池より西の田の中なり、彌不思議に思ひて行見らるゝに、觀音の像おは

します、まことにたつとさいふばかりなくして、やがて負奉りて、當寺の南大門に居奉り、寺の衆を催して、安置の堂を定めて居奉らむとせしに、さらにはたらき給はず、千萬の人各手をかけて引共、うごかせ給ふけしきもなかりけるに、此西金堂へとてうごかし奉るに、かろ〴〵とあがらせ給ひき、それより此厨子にこめ奉りて、今に扉を開く事なし、されば、いづれも誓はすぐれたれども、とりわきたつとむべきは、此堂の佛像なり、ありがたし〳〵、

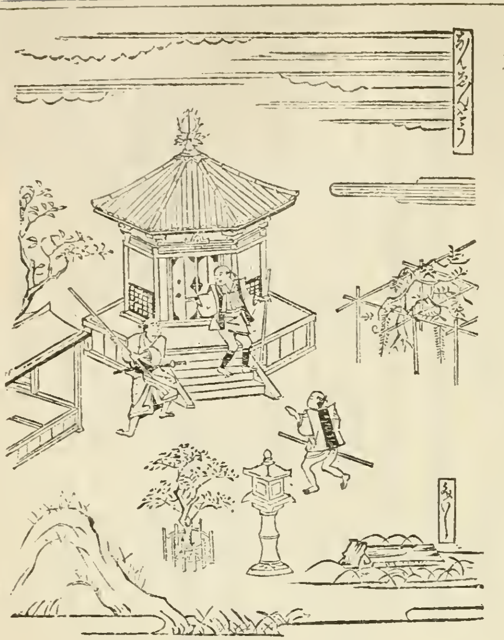
地より出る觀音草や手向草

○南圓堂附法華會事

春の日は南圓堂にかゝやきて、三笠の山にはるゝうす雲といふ、順禮うたをつぶやきて、この御堂にまふでぬる、御順禮記にいはく、抑此堂の尊像は、長岡右大臣内麿公、藤原氏のおとろへをなげきて、弘法大師に申合て、丈六三目八臂の不空羂索の觀音の像を作りて、安置せらる、され共佛殿いまだ作るに及ばずして、弘仁三年十月六日に、五十七にて薨じ給ひぬ、閑院贈太政大臣冬嗣公、先考の志を遂んが爲に、嵯峨天皇の御宇、弘仁四年に造畢して、供養を遂させ給ひけり、此御堂の鎮壇は、高野大師なり、不空羂索の觀音は左の肩に鹿の皮をき給へり、されば春日大明神は鹿を使者として、鹿嶋より三笠の森に移らせ給ふ、是みなむかしの因縁によるとかや、此御堂の壇をつかれし時、春日大明神人夫にまじりて御詠歌あり、

古記 ふだらくやみなみの岸に堂たてゝ
いまぞさかへむきたの藤なみ

ふだらく山は、八角九峯寶形の山也、四季に藤の花さかりにしげし、されば此堂は彼山を移して、堂の形ちは八角、棟には九の寶形有、是九峯を表せるとかや、藤はとし〴〵色香をまして、補陀落山もまのあたり也、堂内の四方には、八祖師の圖あり、東南の角には天台大師、東北の角には玄奘三藏、西南の角には惠和和尚の繪像有、木像の四天王は、法橋定朝作とかや、南方天の踏給ふ鬼形は、弘法大師の御作たり、又六祖師は常騰、信叡、善珠、玄肪、行賀、玄賓なり、是皆法相の祖師なり、此堂にて法華會を行るゝ、九月晦日より十月六日まで、七箇日の間也、六日は願主長岡右大臣内麿公の御忌日なるによりて、冬嗣公此會をはじめ給ひしよし、公事根源にみえたり、



夜半の空や南に圓き堂の月

まことに神詠のごとく、藤氏四家の内にも、北家ことにさかへ給ひて、いまの攝家方は、みな此北家の御末なり、房前の大臣は北家の御祖也、又南圓堂藤は八景第八なり、

花構高排玉座春、紫藤花照㆓紫金身㆒、我先昔得㆓至誠感㆒、後世子孫爲㆓世臣㆒、　近衛殿 關白左大臣道嗣

花なみは神のことばの花なれば

八千代を懸て猶や榮へん　（一條殿）太政大臣良基

いまぞさかえんに長閑なり藤の陰

一、堂のまへに金銅の燈爐あり、この銘は弘法大師の御筆とかや、一方の銘はかけたり、

○北圓堂

養老五年に、元明、元正の兩皇、淡海公の御爲にとて、御建立ありし堂とかや、本尊は梅多隷佛といふ、彌勒菩薩の寶號なり、左右は無着、世親なり、又權作の四天王あり、堂の前には並木の櫻あり、花ざかりにこゝにまふでゝ、

花すでにひらくや南枝北圓堂

○窪辨才天 附聖天宮 吒天宮

古記に云、嵯峨天皇御宇、弘仁年中に弘法大師、天河の辨才天に參籠して、南圓堂建立の寄瑞をいのりたまふ、しかる所にこの地に、生身の宇賀辨才天現じたまふ、其とき大師此ところに社をたてゝ勸請したまふ、いまの窪の辨才天是なり、おなじく南都の内に七辨才天を勸請し、尊像を安置せらる、そのとき餅飯の供具をとゝのへて、一七箇日法施をたてまつる、そのところを餅飯殿町といふなり、なを此町の事は、大宿

所のつぎにくわしく書のせたれば、まづさしをきぬ、さて又聖天宮は、一言主といふ、かつらぎの神これなり、春日大明神の末社なり、其ほとりなる五つの石は、般若波羅蜜の五字を表するなり、むかし此やしろのまへに、木槵樹の木あり、治承の亂に、東大寺興福寺炎上せるとき、餘炎此木のうつほにうつりて、けぶり立けるを、軍しづまりければ、大衆のさたとして、水を木のうつほに入る事ひまなかりければども、けぶりたえざりければ、うちすてゝをきけるに、七十餘日を經て太政入道清盛公病付給ひけりといふ日より、けぶりおびたゞしくたちけるが、入道七日といふに薨じたまひたりし日より、煙たゝずして、火かきけすやうにうせにけり、さしもひさしく燃たりけれども、枝葉もとのごとくさかへたりけるよし、盛衰記にみえたり、又かたへのやしろは、吒天の宮なり、坂の上にあるは、眠の明神といふ、こゝなる三重の塔は、つねにひらく事もなければ、

花もまだつぼみぞ塔の九輪草

○食堂

本尊は千手観音なり、またひがしの方に、一言観音とて二佛あり、左は十一面、右は不空羂索の像なり、和銅年中に建立有し堂也、

食堂の手向にせばや米ざくら

前なる堂を細殿といふ、

細殿で見る景もよし朧月

この堂の北に竈殿といふ堂あり、

○中院屋 附一乘院松室跡

この屋には佛舍利を安置せらるゝなり、わきにちいさき韋駄天あり、春日の御作の文珠あり、こなたなる堂には、迦羅陀山の地藏ぼさつおはします、これは安阿彌の作といふ、二重六角の寶塔には、釋迦如來おはします、前には池をほり、山を築て、景地ならぬ所なり、

みよはなの最中院のやへざくら

一乘院は、本願定照大僧都と申たてまつる、天祿元年に、興福寺の別當に補せられたまふ、釋書にいはく、定照僧都この院に住せ給ひし時、庭上にたちばなの木あり、自然に枯ける程に、寺衆きるべしといひけるに、定照大佛頂咒を誦したまへば、その日よりめづくり、數日經て枝葉しげりて、はじめよりなをさかへた

り、又この人京へ上り給ひしに、淀川にいたるほど、暴風にはかに吹きたりて、舟すでに破れんとせし時、天童十人河中よりいでゝ、このふねを捧て、やうやく岸につくとおもへば、かの童子かきけすやうにうせにけり、供の人々ふしぎにおもひて、定照にとひ奉ければ、いまの童子は、十羅刹女なりとぞ仰せられけると也、永觀元年三月廿一日に寂し給ふ、墓に築籠奉りけるに、常に誦經の聲しけりとぞ、又松室貞松房仲算已講の住たまひし、松室の舊跡も、この御所の丑寅のかた也、中算は出所しれず、六七歳の時當寺の北門にて、喜多院の空晴法師ひろひとりて、養育したまひけるとなり、安和二年に、熊野山那智の瀧もとにて、般若心經を講じたまへば、たちまちに千手千眼の像を現じたまふ、講すでに終つて、岩山にのぼりて見ねたまはずといふ、また慈恩寺の山に入て後、出たまはず、たゞ草鞋をのこしたまひけるともいへり、また師の空晴僧都は、天德元年十二月九日に年八十にして天上したまひけるとかや、この喜多の院のほとりに、瀧藏權現のやしろあり、本地虛空藏ぼさつ也、松室のあといまは草露のみちのべとなりしなり、

松室を雪のあしたにきて見れば
ゆきゝの人のあとばかりなり

○觀禪院 附東圓堂八重櫻

こゝなるは集會堂といふ、本尊は阿彌陀如來なり、まへに東圓堂の舊跡あり、かの名木の八重櫻いまにあり、

一條院の御時、ならのみやこの八重ざくらを人のたてまつりけるを、御前に侍りければ、その花をたまはりて、歌よめとおほせられければよめる、

詞花春
いにしへのならの都の八重櫻
けふ九重に匂ひぬる哉　伊勢大輔

無住の沙石集にいはく、ならのみやこの八重櫻ときこゆる、當時も東圓堂のまへにあり、そのかみ時后上東門院、興福寺の別當におほせて、かのさくらをめしければ、ほりてくるまにのせてまいらせけるを、大衆の中にある法師是を見て、ことの子細を問ばしかゞとこたふ、名を得たるさくらを、左右なくまいらせらるゝ別當返すがへす不審なり、かつうは色もなし、后の仰なればとて、これほどの名木をいかでかつ

かはすべきとて、やがて貝を吹、大衆をもよほしてうちとめ、別當をも拂ふべしとのゝじりけり、此ことによりていかなる重科にもおこなはれば、我身張本にいづべしとぞいひける、この事を女院きこしめして、奈良法師はこゝろなきものとおもひければ、わりなき大衆なり、まことにいろふかしとて、伊賀の國余野といふ庄をよせ、花垣の庄と名づけて垣をゆはせて、花のさかり七日のあひだ宿直をして、これをまもらせ給けるとなり、いまに此てらの領たりとかや、興福寺のやへざくらさかりなりけるを見て枝に結び侍る、

建久六年東大寺供養に行幸のとき、

斯る御幸にあふ世也けり　讀人不知

新古今雜　ふるさとゝおもひなはてそ花櫻

にほひけりけふこゝらうち八重ざくら

かたへのやしろは、白山權現なりといへり、

南都名所集卷第三　終

# 南都名所集卷第四

## ○薪能

興福寺の南大門のまへにをいて、二月七日より十四日まで有なり、其濫觴はある舊記にいはく、弘仁十二年に、興福寺東金堂廿八相の花、西金堂三十二相の花、六十種の香花を飾り、法相擁護の祖神、權實の諸神を請勸し、供養興行す、此時大唐の人、西金堂の庭に伺公して、舞曲をなせり、法會に晝夜薪をたく、是薪能といふ初めなり、彼薪に花山を供料に付らるゝ、南都北嶺の薪とす、しかる所に淸和天皇の御宇、貞觀六年に懈怠す、爰に貞觀十年戊子のとし、猛風雷電して、堂內より南大門の前の地底に風穴開き、芝塊ひるがへし、砂天に散、瓦礫落て微塵に碎け、一天かきくもり動轉す、良有て虛空に聲ありていはく、天に俗星出ば、天子の愁と知、四海に戎起らば、我國の正法亡ぶと知れと、高らかによばはつて、蒼天ほどなく晴畢ぬ、其時大衆一味調談を加へ、西金堂の能をあらためて、南大門に移して興行す、これすなはち天下泰平國

士安全の因縁なり、貞觀十年より、延寶三年まで、八百八年になるなり、

煙までまふや薪の能の場

○猿澤池附釆女宮絹懸柳

大和物語にいはく、むかしならのみかどにつかふまつる釆女ありけり、顔かたちいみじうきよらなりければ、人々よばひけれどもあはざりけり、あはぬ心は、みかどをかぎりなくめでたきものになんおもひ奉りにけり、みかどめして後、又もめさゞりければ、かぎりなく心うしとおもひて、よるひる心にかゝりて、戀しく侘しくおぼえけり、みかどはめしゝかど、事ともおぼさず、さすがにつねには見え奉る、なを世にふまじきこゝちしければ、よるみそかに出て、此さるさはの池に身をなげてけり、かくなげつともみかどはえしろしめさゞりけるを、ことのつゐでに人のそうしければ、きこしめして、いといたうあはれがり給ふて、池の邊におほみゆきし給ふて、人々にうたよませ給ふ、かきのもとの人丸、

拾遺わきも子がねくたれ髮をさるさはの

池のたまもと見るぞかなしき

又みかどの御うたに、

さるさはの池もつらしなわきも子が

玉もかづかば水ぞひなまし

さて此池に墓せさせ給ふて、かへらせおはしましけるとなり、池の西の方なる釆女の宮是なり、又池の東の方に、絹懸柳とてうねめの古跡あり、

夫木猿さはの池のやなぎやわきも子が

ねくたれ髮のかたみなるらむ　承明門院宰相

同さるさはの池に波よる靑やなぎ

玉藻かづきし朝ね髮かも　清輔朝臣

同猿澤のいけの玉もにかげそへて

波よりあくる靑柳の糸　正三位季經卿

同猿さはの池のうすらひ打とけて

たまもを宿す岸の靑柳　勝明法印

又猿澤池月は八景第三なり、

水浸影娥秋滿塘、神啼鬼哭是巫陽、今宵誰見藻中玉、醉爲先王數斷腸　文章博士菅原淳嗣

長閑なる波にぞこほるさるさはの

池より遠く月はすめども　（飛鳥井）左近衛權少將雅幸

いつみてもあかざる澤の月夜哉

○菩提院大御堂ともいふ

左府の森を過ぬれば、菩提院も程ちかし、本尊は西方淨土の主、無量壽佛にておはします、又右の方に厨子に入せ給ふは兒觀音とて、生身の觀世音なり、鹿野園梵福寺の緣起にいはく、一條の院の御宇に、朝欣上人と申しは、幼少の時より此菩提院に住して、他事なく修學をいとなむ、しかれども若く盛なりける時は、名利にほだされて、出離の道をろかなり、こゝに種子生現行、現行薰種子といふ論文に驚て、惡業のかさなり、彌苦因の積ることを歎きて、世俗のいとなみを捨て、出離の門に入、しかれども猶顯密修學の傍に、こころのにごることをかなしみて、每月に初瀨寺に參りて、發心堅固といのる事すでに三年に及べ共、聊のしるしもなかりければ、先世の宿執も心うく覺えて、寬弘四年十二月晦日に、例のごとく觀音の御前に參りて、泣々くどき申けるは、諸佛菩薩の出現は、濟度利生のためなり、然ば則流來生死の業をも、まことをいだして祈れば、大慈大悲の誓には、必ず叶へ給ふ、いはんや我道心開發と祈る、これ諸佛菩薩の本誓なり、いかでむなしかるべき、此願もしむなしくば、悲願虛しく成べし、悲願又むなしくば、誰かは菩薩を賴むべき、我にかならず堅固の菩提心をさづけ給へとかきくどきて、明る正月朔日に、大道は人目繁ければ、山道を忍びて泣々下向しける程に、ならの辰巳、鹿野園の松陰を日のくるゝほどに過けるに、十二三ばかりの童子一人來つて、我無緣にてたすくべき親き者もなし、上人ねがはくは我を憐み給へと、うちくどきいひければ、歎き氣色を見るに哀に覺えて、上人我坊に具して歸りぬ、其後常隨給仕する事なのめならず、老をいとはず、夜晝身に隨てこゝろざしを運ぶ事、此世ひとつの事とも見えず、かくて六年といひける長和二年三月十八日に、件の童子ひれ臥ていひけるは、此ほどもわびしく侍れ共、定めて心ぐるしく思し召なんと、いたはしくおぼえてかくとも申さず、今は幾程有べし共覺えず、後迄の御事をも、我こそは見さばくり奉らむと思ひしに、あへなく先立侍る事老少不定といひながら、心うく侍れども、無常の道は力なし、我死たらん後、姿を破る事なく、棺に納めてはじめ逢奉りし、鹿野園の松の上に置、ゆめ〳〵中間にひらくことなく、七日を經て後開き見させ給へとい

ひて息絶ぬ、只等閑の人だにも長き別はかなしきに、ましてや年月心にしたがひて、影のごとくに有し身を、先立し事のふびんさよと、なげく共かひなし、さても止べきならねば、上人手づから、契り置しまゝにしたゝめて、彼鹿野園の松の上に置て我坊に歸りぬ、かなしみのあまりに、つく〴〵と此童子とあひなれし事をおもへば、長谷寺に參りて道心開發と祈りし、其望こそみたざらめ、かゝる惡緣にしも逢て、老の後に憂目を見せ給ふ、是や菩薩の利生なるとうらめしく覺えて、我坊にもあられざりければ、かこち奉らむと思ひて、長谷寺に參りて觀音の御前に侍て、なく〳〵念誦しける、夢に鹿野園の松の上に置る棺の中より、彼兒御正體と成て飛來りて、正面の御戸の上のなげしにかゝると思ひて、打驚きて聞ければ、佛前になみゐたる僧の中にいひけるは、今不思議の事侍り、此六年失たまへるお正體の、忽然として出來り給ふぞやと、いひのゝじるをみれば、夢に見る所のお正體にておはしけり、上人貴くおもひながら、人目をはゞかりて、夜ぶかに下向し、其日七日にまんじて、約束の日に當ければ、有し木の本に行程に、異香四方に薫ず、彌奇特なる事に思ひて、棺を開いて見れば、皆金色の生身の十一面觀世音おはします、拜するにつけて、信心きもにめいじ、かんるいやみがたし、晝夜仕へし事も、菩薩の利生方便なりと、過にし方を思ふにも、恥かしく又喜敷て、泣々懷奉りて、此菩提院に安置せらる、今の兒觀音これなり、それより殊更生死無常のならひ、會者定離の斷りを辨へて、彌大聖値遇の心も深くして、初は都卒の行者なりけるが、後には觀音に移りて、一期觀音を念じて、兼て死期を知て、臨終正念にして、命終られけるとなり、後に補陀落山に生ずと、その跡の附弟に告給けるとかや、まことにありがたく尊き佛像、いづれかこれにまさらむや、

兒櫻めでよぼんなうも菩提院

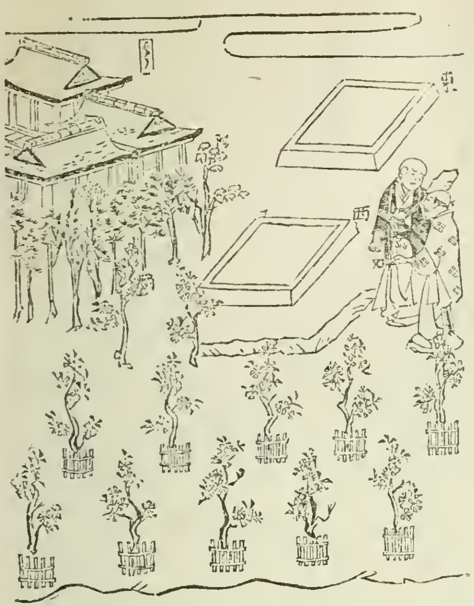
またかたへに、笠置の般若臺に、解脱上人安置せられし釋迦の像おはしますなり、

○拍子神附新御願、轟橋雲井坂

此宮は、興福寺傳法院の本願修圓をいひし祉なり、修圓は守敏僧都の事なり、大威德明王の化身とかや、承和二年六月十五日に遷化有しなり、

鼓太鼓打や拍子の神かぐら

南の方に新御願二基の塔の跡あり、この塔には、春日の御本地を安置せしなり、東の塔には大唐より渡しける、赤栴檀の尊像を安置せらる、是は文德天皇の御宇、天安二年に染殿大臣良房公の御願なり、遣唐使を渡されしに、貞觀三年に唐より感得して、歸朝せし佛像なり、其後長者師實公の御子、一乘院に入室の時、御一門繁榮の爲にとて、覺信大僧正にあたへたまふ、釋迦藥師地藏觀音にておはしけるとぞ、西の塔には、




白銀の像おはしヽとなり、これは前の大僧正覺昭の御造立なり、文珠を作りそへ給ふとなり、五佛ともに鹿に乘じておはします、伏見院の御宇、永仁の初めより、同六年までに鑄奉らせ給けるとかや、然る所に東西二基の塔は、應永十八年閏十月廿五日に、雷火にて炎上す、それより興福寺一乘院に移させおはしましけるに、寛永十九年十一月廿七日に又炎上せしを、延寶元年の頃より長講堂を再興ありて、かの像を居させ給ひ、同二年の長月のころほひ、諸人に拜ませおはします、おりからもふでヽ、

身みしめておがめ眞實新御願

扨轟橋行人は、八景第五にいれり、貴きも行賤きも過、旅人のむちうつ駒の足なみ、花見のかへさ月見のもどり、取や拍子の神の御前より、みやる景なヽめならず、されば八景の詩歌にも、

日落鐘沈山色淡、暮行失レ歩白雲程、孤村煙雨笠蓑重、一片板橋車馬轟、　大炊御門權中納言冬宗

うちわたる人めもたえずゆく駒の
ふみこそ鳴せ轟の橋　小倉前中納言實遠

轟のはしに貴賤や水の月

又雲井坂雨は、八景第六也、轟橋の北方なる坂を云ふなり、

霹靂春鞭井底龍、乘時變化與レ雲從、躍翻三級禹門浪、金牓尙遺風雨蹤、　東坊城文章博士菅原秀長

村雨のはれまにこえよくも井ざか

三笠の山は程近くとも　冷泉權中納言爲重

月見にや下々等ものぼる雲井坂

此邊に東大寺の門有、昔此門に金光明四天王護國之寺といふ額あり、是を十字の額と云、弘法大師の御筆也、今に東大寺の寶藏にあり、

○氷室社

當社は三社なり、第一陳那菩薩、左右は仁德天皇大將軍なり、また脇に劫毘羅外道をいはひたる宮あり、これは陳那と佛法をあらそひたる外道なり、陳那菩薩は天竺の人、法相の祖師たり、釋迦彌勒無着世親陳那とつゞきたり、又すゞめを繪馬にかくるも故あらんかし、

神や君を守る氷室の御社

○北向荒神附吉城川

本地明星なり、むかしは月日星の三光をいはひて、社三つあり、いづれの時にか二社は退轉して、今は明星一社なり、

又吉城川と云は、此社の北を流るゝ河を云、世の人高橋といへり、是吉城川なり、又宜木川とも書なり、

萬葉 脇母子か衣かすがのよしき川

よしもあらぬか妹がめを見ん

又よろし川ともいへり、

萬葉 世の中は衣かすがのよろし川

ころもよろしくぬるゝ袖哉

ちる花に浪まの景や吉城川

○野田附四恩院浮雲明神

萬葉 よしき川水せきとめてわきも子が

野田のさなへをいまやとるらむ

四恩院には十三重の塔あり、此院内に浮雲明神おはします、

かしまよりかせぎに乘て春日なる

三笠のやまに浮雲のみや

古記にいはく、浮雲の明神は、これ鹿島立最初御影向の御神なり、世上の旅の初をかしま立といふは、此おこりなり、御笠杖内院にあり、神前に小橋あり、耳語

橋と名づく、前なる池に板橋あり、浮雲橋といふなり、石穴あり、井垣の外に閼伽井あり、これは弘法大師ほらせ給けるとかや、こゝなる屋には炎魔王の像有、又白鹿厨子に入てあり、此屋の庭に大明神めしたる鹿のあしあとのある石あり、

花見衆詠せよ歌を四恩院

四恩院の後坤のかたに、酒彌豆男命、酒彌豆女命の社あり、本地不動明王なり、又山上藥師もいとたうとく、銀堂の古跡は、庄屋のなにがしの屋敷の内にありといへば、床しく尋ね入て見るに、當初平將門此銀堂の後の谷に住す、童名を山上君といへりとぞ、立歸り野田の法花寺にまふで、又入口の觀音をふしおがみて、これなる藤の陰にたちよれば、かたへの人のいはく、世間に野田の藤といへるは、こゝのことにはあらず、津の國にあり、それは花も一入いみじく、さかりもひさしく侍るといふ、我はかたのひいき相撲も立方なれば、

よその事は棚に上てをけ野田の藤

山上藥師は禪那院珍海已講の持佛なり、行基菩薩の御作といふ、またある説に、東南院の前なる池より涌出の佛像ともいへり、

○白毫寺附石淵寺舊跡羽買山

高圓山白毫寺は、天智天皇の御願、本尊は阿彌陀如來、春日の御作なり、閻魔堂の佛像は、菅丞相の御作、地藏菩薩は小野の篁の作也、堂のかたへに、興福寺喜多院法務大僧正空慶の御影あり、又西大寺興正菩薩の弟子、道照入唐して、一切經を持來して、此寺に納められしとなり、鎭守は春日大明神深砂大王也、

歌枕ますらをが高圓山をせめくれば

里に落くるむさゝびの聲　坂上郎女

こぶしにや武士のすへ行たか圓野

石淵寺今は名ばかりなり、釋書にいはく、勤操僧心榮好の母を、此寺のうしろに葬り、忌日に法花を講せらる、これを法花八講會と名づく、延暦十五年なり、諸卅講もみな勤操のはじめたまひしなり、天長四年五月七日に、西寺の北院にて終り給ふ、とし七十、又羽買山は高圓山三笠山の間をいふとかや、

萬葉はし鷹の羽がひの山を朝行ば

飛火の原に雉子なくなり　經信朝臣

紅葉ばをおほふや鵰鳩の羽買山

○焼春日

當社は二社なり、一社は春日大明神、一社は法明房恩覺をいはひし宮なり、春夜神記にいはく、大明神平岡より此所へ影向ありて、其のち本宮嶽に移らせ給けるなり、遷宮の後、此所へ雷火落て社焼ぬ、かるがゆへに焼春日といふなり、此やしろのまへなる田を杉町といふ、大明神杉の葉を植まき給へば、すなはち米となれり、さるゆへに當時も御田植に、此所の杉の跡より生たる松の葉を取て植る作法あり、杉の木なき故に松を用ゐ侍るとなり、此杉町の稲籾を明年出來るまでをくなり、榊枯變ずる時、臨時の御神樂に此米を用るとかや、やしろは此白毫寺のほとりなり、

荻原や春はをのづと焼春日

○鹿野園附尾上宮

こゝなる寺は梵福寺といふ、本尊は兒觀音、菩提院の移しなり、朝欣上人彼觀音を得給しむかしの跡なり、

うき藏主おどりは叓じや梵福寺

又尾上宮といふは、此鹿野園の上の岡なり、

續古今 高圓のおのへのみやの淺茅原
荒にし後も幾代經ぬらん　直昭法師

○忍辱山ならより東三里

忍辱山圓成寺は、後白川院御宇、命禪阿闍梨の開基なり、又いはく、前大僧正寛遍とも、本堂の建立は榮弘阿闍梨なり、本尊は阿彌陀如來、定朝の作なり、二重の塔は大日如來、運慶作なり、本堂の內に、後白川院御寄進の佛舍利あり、毎年三月十五日には、諸人の參詣群集せり、

折花に寺衆は忍辱の行もがな

又西小田原に、九體佛といふ有、あみだ九體おはします、行基の作といへり、寺號は淨瑠璃寺と云、鎮守は白山權現なり、

花に入いそがれけるや淨瑠璃寺

南都名所集巻第四　終

# 南都名所集卷第五

## ○元興寺 附小塔院舊跡 鬼之事

此寺は人王四十四代元正天皇、當國高市郡より此所にうつさせ給ふ、御順禮記にいはく、欽明天皇當國山邊郡に、宮造りしておはしますとき、七年十二月十二日に、百濟國の聖明王より悉達太子の像、ならびに灌佛の器一具、又經敎等を送り渡さる、詞にいはく、正に佛法は已に世間無上の法なり、其國復修行すべきなり、其時天皇諸臣等に告てのたまはく、是外の國より送り渡せる物、用ゆべしや用ゐるまじや、能はからひ申べしと、時に物部の尾與大連等計ひ申ていはく、我國はあまつやしろ、くにつやしろ、一百八十神、初より禮し奉れり、我等は國神を口る丶がゆへに、他國の神をば禮拜せずと申、こゝに蘇我大臣稲目獨は、他國に貴物とす、我等が國にも貴みてよかるべしと申き、時に天皇大臣に勅して、何れの所にか居奉るべきと有ければ、大大王の後宮とせる宮の、空しきに居奉るべしと申て、やがて此宮に居奉る、大大王とは、推古天皇位につかせ給はざる初の御名なり、このとき百濟國より來れる人、高麗の僧惠慈等、私に各まふでて行ひ奉る、扨年月を經るほどに、國中にゑやみ發て人おほく病死す、其時物部の大連等の諸臣、奏し申けるは、かく疫病國に發る事は、他國の神を崇め奉るによりて、我國の神のいからせ給へるなりと申す、其時蘇我の稲目大臣のいはく、他國の神渡らせたまはざりし時も、此病發る事常の事なりと申す、其時諸臣神事もとあり、我等が申す事をきかずして、國の中を亂するやといひの丶しる間、稲目奏していはく、たとひ外には餘臣等か申に隨ふとも、内心には他國の神を捨じと申す、天皇も又朕もかくのごとしと宣ひき、かくしつゝ、欽明、敏達、用明、崇峻の四代の朝には、佛法打任て弘まらず、此百濟より渡たりし灌佛の具、悉達太子の像をば、后宮の内に深く納め奉る、物部の大連等度々申行ひて、佛像を難波の堀江に流し、堂塔を燒失ひし時も、我后の宮なりとて燒させたまはず、稲目大臣の子孫は、佛法を捨ずして崇めんといひ、物部の大連等が子孫は、此國の神ばかりを崇めて、他國よりの佛法を崇めじと挑みあひて、互に憤ふかし、物部

氏と蘇我氏と、互に崇めん崇めじと各奏し申て、物部氏の中事強して、度々佛像等を難波の堀江に流しけり、然ども推古天皇の朝より後、佛法盛に弘まりにき、此御門厩戸皇子に勅して、豊原の宮に寺を作りて、百濟より渡せし佛法行はんが爲に、元興寺となづけらる、又建興寺建通寺共いへり、又四門に額あり、南元興寺、北法滿寺、東は飛鳥寺、西は法興寺といふ、みな佛法の初て興りし故の名也、敏達天皇八年に渡りし釋迦の三尊は、今興福寺の東金堂の後におはします、同十三年九月に、同百濟國より渡せる石像の彌勒を、本元興寺の東金堂に安置せらる、こゝに元明天皇、高市郡藤原の宮よりも、奈良の都に遷らせ給ふ、そのゝち元正天皇、彼高市郡の本元興寺を、此所にうつさせたまふ時、佛像を分て此寺に安置したまひけるなり、

萬葉　ふる郷のあすかはあれどあをによし
　　ならのあすかは見らくしよしも　坂上女郎

八雲御抄にいはく、是元興寺のうたなり、古郷のあすかならのあすか、同所にあらずと侍り、さるゆへにここにあらはすなり、

二日草やさくならけふと飛鳥寺

又小塔院の舊跡は、にしの新やといふ町にあり、この院には護命僧都の住給ひしなり、この人法論味噌を仕初給ける故に、護命味噌ともいふなり、承和元年九月十一日に、とし八十五にして、此小塔にをひて終をとり給けるとかや、

法論味噌の色やさながらよだち雲

又世上に小兒を威とて、目をはり口をひらきてがごぜといふは、むかし此元興寺に住し鬼の事をいふとて、元興寺といふを、後にはをのづからがごぜといへるなり、抑此鬼の事は、本朝文粹十二にいはく、むかし此元興寺に住し道場法師は、尾張國阿育郡の人なり、其姓系圖をしらず、傳へていはく、敏達天皇の御時、尾張國に一人の百姓、夏の頃田に水をそゝぐ、時に空かきくもり、雷鳴て雨ふる、其民大木の陰に耒をさゝへてたてり、俄に雷神民の前に落る、形ち小兒のごとくなり、その民耒をあげて打んとしければ、雷かたりていはく、汝我を殺す事なかれ、汝にあやしき子をあたへん、今望む事は、我爲に一つの楠木舟をつくりて、其中に水をたゝへ、竹の葉をうかべて、我にあ

たへよといふ、民雷の望のごとく、舟を作りてあたへければ、雷神終に天へのぼれり、そのゝち月を加へて、民の妻孕て男子をうめり、其すがたいとあやし、其子年十四五の時より、力人にすぐれて、よく四方八尺計の石をあげて、是をなぐる事數十丈、其石をなぐる時は、足跡地に入事三四寸なり、後に此寺の僧をたのみて師とす、時に鐘樓堂に鬼神ありて、毎夜鐘をつく者を殺せり、童子僧にむかつていはく、我その鬼神を殺さんとて、其夜童子獨行て鐘をつくに、やう〳〵二つ三つつく時、例の鬼神來れり、童子鬼神の頭をとらへて、力を出して摑む、鬼神は引て外へにげんとす、童子は引て内へいらんとあひしらふほどに、曉になれば鬼神いよいよのがれんす、童子は又鬼神の髮を握りてはなさじとする程に、鬼神の髮頭の皮つきながらちぎれおちて逃にけり、夜明て血のたまりたる跡をしたひてみれば、寺のかた脇にとゞまれり、これを穿鑿せしに、むかしこの寺に惡逆なる男ありけるを埋みける所あり、その亡魂ののこりて鬼神となりけるとかや、このゝち再び見えずなりぬ、その童子後に出家して、道場法師といひけるなり、かの鐘樓の鐘は新藥師寺に今にあり、鬼のなでたりける手の跡、なだれてあるなり、

大力につかみつかれていたさには

鬼の目にもやなみだこぼさん

○極樂坊

仙光院極樂坊は、元興寺寺院の壹所なり、本尊は智光感得の極樂の曼荼羅なり、御順禮記にいはく、むかし此寺に智光、禮光とて有し、智光は南の大坊にすみ、禮光は北の小坊に住て、ともに極樂をねがふに、其勤めのさまはるかに異なり、智光は勇猛にして怠る時なし、禮光朝暮机の傍に寢たり、智光おもひあまりて、禮光を呵責していはく、生死厭ふべし、涅槃を求べし、師何ぞ徒に怠りて、空しく年月を送れるや、禮光答ていはく、性の愚につたなき事、寔に語るがごとし、然はあれどもおほく一代の聖敎を見るに、往生極樂の敎にあらずといふ事なし、是によりて我五道の苦を恐れて、娑婆の春の霞をいとひ、三尊の形像を觀じて、安養の秋の月をねがふ、内の心を外の人誰かしらむ、敎ゆる事なかれといひき、智光此上に物をもいはずして止ぬれ共、心にはなをしも思へり、其後禮

光入滅す、時に天樂室に開け、妙香空に薫ず、智光前の思はく止て、涙の落る事雨のごとし、其後智光夢の内に、禮光が生れたる所へ行て見れば、極樂淨土有、智光立寄て禮光に問ていはく、汝むかしいかなる因を修してか、こゝに生れたりや、禮光答ていはく、朝夕極樂の莊嚴を心にかけて、寢ても覺ても彌陀の御姿を崇めつとめて、今こゝに生れたるなりと答へて、智光が手を引て彌陀の御前に具して參りぬ、彌陀如來智光に告てのたまはく、此土の莊嚴を觀ずべし、智光申さく、かばかりひろく遠き淨土の有樣、凡夫の心に及ばずと申しかば、佛右の肘を捧げて、其掌にちいさく淨土をつづめてしめし給ひき、夢さめて其有樣をわすれず、涙の落る事數行にして、止んとすれどもたへず、繪師を尋ね求めて、此曼陀羅をうつして、一生是に向つて終に極樂に生れにき、今本堂にある曼陀羅是なり、又方一尺二寸の小曼陀羅あり、是は觀音大士の化人と成て、かゝせたまふ也といへり、又佛舍利あり、智光あみだ如來より、夢中に感得し給ふといふ舍利あり、抑智光は本は麻福田丸といふせりつみのわらはなり、奥義抄にいはく、むかし大和國に猛者有けり、家には山をつき池を掘て、いみじき事共をつくしけり、門守の嫗の子なりけるわらはの、麻福田丸といひける有けり、池の邊に至りて芹を摘けるあひだ、猛者のいつき姫出てあそびけるを見て、此わらはおほけなき心つきて、病に成て其事となく臥りければ、母あやしみてゆへをあながちにとひければ、わらはこの由を語るに、すべて有べき事ならねば、我子の死なんずる事を歎くほどに、母も又病に臥ぬ、其時彼家の女房、此嫗のやどりに立いれるに、ふたりのものゝやみ臥るを見て、あやしみてとふに、嫗のいはく、させる病にあらず、しかぐの事侍るをおもひ歎くによりて、親子死んとするなりといふ、女房笑ひて此よしを姫君にかたるに、ひめ君あはれがりて、やすきこと也、はやく病をやめよといひければ、わらはもおやもかしこまり悦びて、起て物くひなどして、例のごとくに成ぬ、姫君のいふやう、しのびて文などかよはさんに、手かゝざらむ口おし、手をならふべし、わらはよろこびて一二日にならひつ、又いはく、我父母死なんことちかし、其後は何事もさたせさすべきに、もし知ざらむはわろし、學問すべし、わらは學問して

物見あかす程に成ぬ、又いはく、しのびて通はんにわらはは見ぐるし、法師に成ぬべし、則成ぬ、又いはく、其事となきに、法師の近づかむあやし、心經大般若などをよむべし、祈りせさするやうにもてなさんといふに、したがひてよみつ、又いはく、猶聊修行せよ、護身などするやうにて、ちかづくべしといへば、修行に出たつ、姫君憐みて、ふぢのはかまをてうじてとらす、かたばかまをばみづからぬひつ、これをきて修行しありくほどに、姫君かくれにければ、そのよしを聞て、道心をおこして、ひとへに極樂をねがひて、たうとき聖にてうせぬ、弟子其後の事に、行基菩薩を導師に請じたるに、禮盤にのぼりていはく、まふくだ丸が藤ばかま、我ぞぬひしかたばかまといひて、かね打てこと〳〵くもいはでおりぬ、弟子あやしみてとひければ、亡者智光は、かならず往生すべき縁ありし者のはからざるに世間に貪着して、悪道にゆかんとせしかば、わが方便にてかくはこしらへ入たるなりとその給ける、姫君は行基の化身なり、麻福田丸は智光なり、此こゝろをよめるうた、

　せりつみしむかしの人もわがごとや
　　心にものゝかなはざりけん

　しらぬ間や極樂坊の花の風

大乘院は堀川院の御宇、寛治元年二月に、造立ありしなり、今の御所は、元興寺の別當の住坊たりし禪定院なりとかや、大乘院の舊跡は、興福寺寺院の内、龍雲院といふ僧坊の邊り、昔の跡なりといふ、本願は隆禪大僧都と申奉る、左少將藤原政兼朝臣の長男なり、康和二年七月十四日に御入滅ありしを、大安寺へ葬り奉る、今の大安寺觀音堂の北のかたに、松の一本生たる塚、これ隆禪大僧都の御墓所とかや、此御所の南に、福知院とて律僧寺あり、土佛の地藏菩薩おはします、大佛なり、

○御靈社

當社は八所なり、第一吉備大臣、第二崇道天皇、第三伊豫親王、第四藤原大夫人、第五藤大夫、第六橘大夫、第七文大夫、第八火雷天神なり、祭は九月十三日なり、

　立ならぶ社壇の數や八重霞

又天滿には天神の宮あり、こゝを山上といふ也、

　松梅は山の上ない見物かな

○誕生堂

こゝは横佩右大臣豊成公の御子、中將姫生れ給ひし所也、天平十九年に生れ給ふて、出家の後は當麻寺に住せたまふ、法名は法如といふ、又善心比丘尼共申けり、寶龜六年三月十四日に廿九歳にて薨じ給へり、是當麻寺の曼陀羅の本願なり、さるゆへに四月十三日十四日には、此所にもまんだらかゝらせ給ふて、諸人まふづるなり、

物さびた誕生堂の月かげは
とり上ばゞもあはれとや見ん

高坊に右大臣豊成公の石塔あるなり、

○十輪院

こゝは弘法大師開基の寺、元興寺の一院なり、灌頂堂の本尊は、大日如來、左右に弘法大師、聖寶僧正の御影あり、奈良佛師辨藏の作なり、護摩堂の不動明王は、三井寺の智證大師の作なり、窟に石佛の地藏おはします、脇立は釋迦彌勒也、地藏を阿彌陀の印相に作り給へり、上に觀音勢至の梵字あり、東に最勝王經、西に法花經を納め奉りし石の筒あり、かたへに又弘法の御影堂あり、又朝野宿禰魚養の塚あり、法名は善覺大德といふ塚の前に碑の銘あり、此人は吉備大臣渡唐の時、異國にての子なりといひ傳ふ、元興寺にて終られけるとぞ、鎮守は天照太神、春日大明神なり、石を以て禿倉を作る、前に池あり、大師の掘給ふといふ、不動の石佛、大師の御作なり、側に瑜祇塔とてあり、これは愛染の塔とかや、又こゝなる經藏の戸びらには、四天王あり、經藏の下には、十六善神石に刻みてあり、これも大師の御作なり、此寺の南のかたに、いにしへ元興寺の道昭の住給ひし南光院といふ寺の舊跡あり、

花にみちや十輪院もひと走り

○紀寺

當寺の縁起にいはく、聖武天皇の御宇に、行基菩薩の開基なり、此寺の寺號を璉城寺といふ、行基手づから阿彌陀、ならびに觀音の像をつくりて安置し、毎年七月朔日より八月十八日にいたるまで、四十八日の稱名念佛を勤修したまへり、又一條院の后、上東門院の御願によりて、惠心の僧都彌陀の裸形を作りて安置せらる、そのゝち年經て此寺破損にをよべり、こゝに紀有常朝臣再興ありしより、名付て紀寺といふなり、

桓武天皇延暦二年十二月に、當寺へ封戸を納め給ひしよし、釋書に見えたり、裸形のあみだいまにあり、秘佛なればつねはおがまれおはしまさず、鎭守は崇道天皇の禿倉あり、是光仁帝の御子、早良太子にておはしますなり、

咲そふは御法の花の紀寺哉

○頭塔




これなるは玄昉僧正の髑髏を納めし所なり、此人天平十八年六月十八日に、筑前國御笠郡太宰府の觀世音寺、供養せられし時の導師にて、高座に登りたまひしに、俄に空搔曇り雷夥敷鳴て、僧正の上に落かゝり、首をとりて雲中に入、おなじく十九年六月十八日に、枯髑髏に玄昉といふ銘を書て、興福寺唐院の庭に落し、人ならば二三百人ばかりの聲して、虛空に咄と笑ふ音しけり、其弟子共これをとりて、塚につき、其內に納て頭墓と名付たるよし、平家物語に見えたり、則此所なり、雷神は藤原廣繼の靈なり、此僧正廣繼を調伏せられし、其ゆへとかや、此人は吉備大臣入唐の時、相伴ひて渡り、法相宗を渡し給ける人なり、唐人が玄昉といふ名を笑つて、玄昉とは還亡といふ聲あり、いかさま此人歸朝の後、難にあふべしと相じたりとぞ、

頭塔にや樹塔も花の眞さかり

南都名所集巻第五 終

○新藥師寺

道筋を淸水といへば立どまりて、しばしやすらはまほしけれど、まづこの堂にまふでぬる、抑當寺の濫觴は、御順禮記にいはく、聖武天皇御目を煩ひをはしましけるによりて、藥師の像を作りて安置したまふ、故に此佛の御目持をきら〳〵敷作られたり、今も發り心ちする人參籠すれば、忽にをとさずもいふ事なしとかや、又十二神は石淵寺より、一とせ大水に流れ來りけるを取あげて、當寺へ安置しける也、又千體の地藏あり、此中に夜泣の地藏と申おはします、春日の御殿に每夜子の泣音しけり、社人あやしみて、御殿をひらきてみるに、地藏をはしき、やがて此寺へをさめたてまつりけるとかや、千體の毘沙門は、自然居士の作といふ、堂中に春日大明神をはします、こなたなる觀音堂のほとけは、近江の湖より獵師のあみにかゝりてあがらせ給ふと云靈像なり、扨つきがねは元興寺にありし鐘なり、

手向にと手折や花の新藥師

不空院の觀音にまいり、勝願院の辻子にいたりて、彼景淸が母の持佛ををがむ、此地藏の錫杖は、景淸所持の弓杖なり、これは景淸がかたちを地藏につくりて、母の朝夕此像にむかつて、後世をねがひけるとなり、ゆへに地藏を盲目につくりなせり、母の自作にてありけるとかや、此辻子を景淸の辻子ともいふなり、

影淸し勝願院の庭の月

○鏡明神附吉備塚

當社は右近衞權少將、兼太宰少貳藤原廣繼を神と崇めたてまつりし社なり、此人は左大臣不比等の御孫、參議式部卿宇合の御子なり、天平十五年十月に、肥前國松浦郡にして數萬の軍兵を卒して、國家をあやぶめんとす、其時大野の東人を大將軍として、追討せらる、此廣繼は松浦より都へ一日に降上る馬をもてり、軍亂れて、軍兵みなうたれければ、此馬に打乘て、只一騎海中にはせ入給けるとなり、其亡靈あれて、常にをそろしき事多ければ、神とあがめて肥前國松浦郡に、鏡宮とて今にあり、彼太夫廣繼が玉かづらの君をいひわたりけれど、めのと遊ばさざりければ、

源氏君にもし心たがはゞ松浦なる
　かゞみの神をかけてちかはん
とよみたりしも、此神の御事なり、
神樂乙女鏡の神やうつり舞
又此社の坤の方に、吉備大臣の塚あり、名付て吉備が塚といふ、寶龜元年十月二日に薨せらる、此大臣遣唐使にて、唐へ渡られし時、唐人等はぢて相議していはく、我等女からぬ事なり、をとるべからず、先楼にのぼせて心みるべし、偏に殺さば不便なり、歸すも又はしなしなど議定し、先楼に居しむる間、夜深更に及びて、風吹雨ふりて鬼うかゞひ來る、吉備身を隱す符を作りて、鬼にみゆる、吉備のいはく、何者ぞ、我は日本國の王の使なり、鬼なんぞうかゞふといふに、鬼のいはく、最うれしきかなや、我も又日本國の遣唐の使なり、いひ語らむと思ふなりといふに、吉備のいはく、早く歸て鬼のかたちをかへて來るべしといふに隨て、鬼歸りて、衣冠たゞしくして出來る、鬼のいはく、我は是遣唐使なり、我子孫安穩なるやと、此事とはんと思ふに、今にかなはず、我は大臣にて來り侍りしに、此楼にのぼせられて食物をあたへずして飢死たり、其後鬼と成て、此楼にのぼる人には害心なけれども、自然に害をうる也、又かくの如く相むかふて、本朝の事をとはんとをもふに、答ずして死するなり、今貴下にあふをよろこびとす、我子孫官位は侍りや、吉備答へて、其子孫七八人ばかりの官位の樣をかたるに、鬼大きに悦びて、此恩に此國の事をことごとく語るべしといふ、天あけぬれば鬼は歸りぬ、其朝楼を開て食物をもて來るに、吉備大臣存命なれば、唐人これをみて、彌あやしむ、又鬼來りていはく、此國に議する事あり、日本の使才能奇異なり、文をよませてあやまらんをわらはんといふ、吉備のいはく、いかなる書ぞや、鬼のいふ、此國に極めて讀ぐるしき書なり、文選と名付、一部卅卷、諸家の神妙の物を集めたるなり、吉備の曰く、其文を聞て傳へてんや、鬼の曰く、我かなはず、貴下を隨身して、彼沙汰する所にいたりて聞しめんと思ふに、楼を閉たれば出ること成がたしといふ、吉備のいはく、我は飛行自在の術ありとて、楼のひまよりともに出て、文選講ずる帝王の宮にいたりて、よもすがら講ずるを聞て歸りぬ、鬼がいはく、聞得たりや、吉備のいはく、聞得たり、古きこよ

み十餘卷もとめてあたへられよといふに、鬼こよみ十卷持てきたる、吉備これを得て、文選の上帙十卷のはしばしを三四枚づゝ書て持たるに、一兩日を經て文選を具して樓にいたる、はかせ一人勅使とて心みんとするに、文選のはし樓に散し置たり、唐人是をあやしみて、此書は日本に有やといふ、吉備のいはく、出來りて年久し、人皆口に誦するなりといふ、此ごとくなるやといふに、吉備見合すべしといひて是を請、卅卷書取て日本へ渡せるなり、又唐人等議していはく、才は有とも藝はあらじ、碁をうちて心みんとて、白石をば日本に擬し、黑石をば唐に擬して、此勝負をみんといふ、鬼又吉備にこれをつぐる、吉備これを聞て、その樣を悉くとひきく、樓のくみ入三百六十目をしるし、一夜の內に案じて唐の碁の上手と打、持を打て勝まけなき時、吉備ひそかに唐の方の黑石を一つ盜で口にのみければ、唐人負ぬ、唐人等あやしみて、碁の上手は勝負なしとて、石をかぞふるにたらざりければ、うらなはせけるに、ぬすみてのめるなりとうらなふ間、瀉藥を服せよとて、加利勒丸をふくせしむ、吉備とゞむる符を用てこれを下さず、すでに勝ぬ、唐人大きにいかり、食をあたへず、され共鬼夜每に食をあたへければ、數月經ても死せず、又唐人等議して、高名の有知德行密法の僧に仰せて、文を作りてよまさんといふ、鬼又吉備に近付て此事をかたるに、案の如く樓をおろして、帝王の前にしてよましむ、吉備目くれてよめず、其時日本に向ひ、神は住吉、佛は長谷の觀音を念じけるに、目すこし明らかになりて、文字はみゆれどもよむべき樣もなし、然るに空より蜘さがりて、此文に糸を引て、ことごとくよましむ、此文を野馬臺といふなり、蜘は長谷の觀世音也、君臣いよ／＼驚て、自今以後樓を出すべからずとて閉て出さず、鬼これを吉備につぐる、吉備のいはく、最かなしき事也、若此土に百年經たる雙六の筒簺ばし侍りなんやといふに、鬼有とてこれを渡す、吉備さいを筒にをほふに、唐土の月日符せられて、二三日現せず、唐人等大きに驚て、うらなはしむるに、術道の者の符したるなりとて、その方をさすに、吉備居たる樓に當りぬ、吉備にとふに、吉備こたへて、我はしらず、若一日祈念せば、日本國の佛神をのづから感應あらん、我を日本へ歸さば、定て月日現せんかといふに、

歸すべし、いそぎ現ぜよといひければ、どうをとるに、月日もとのごとく明か也、是によりて、日本へ歸す、我朝の高名はたゞ吉備大臣にあり、文選、圍碁、野馬臺の詩は、此大臣我朝に傳へ給へる也

花よりも團子手向よ吉備が塚

○卒川大明神附花林院謙國大神

當社は三社なり、第一卒川、開化天皇也、第二子守、第三住吉、これを正一位卒川大明神といふ、又小宮二社あり、辰巳の方の一社は春日大明神、未申の方は住吉大明神なり、八雲御抄にいはく、八王第九代、開化天皇元年十月に、都を此卒川に移し給ふ、これを春日卒川の宮といふ、六十年に天皇百十一歳にして崩御なる、此卒川の坂本の御陵に葬り奉る、此所開化天皇の御廟也、公事根元にいはく、卒川の祭は、春日祭の明る日行はるゝよし、神祇令にのせたり、三枝祭もをなじかるべきか、三枝の花を折て、酒樽をかざるが故に、三枝の祭といふとかや、此卒川の社は、右大臣是公の建立のよし、藤氏南家の口傳に侍れど、をぼつかなし、此故は令と申書は、淡海公の撰ばれて、養老年中に奏覽せられし也、是公大臣は淡海公の曾孫也、已に令に卒川社と侍るなれば、是公のはじめて建立には有べからず、養老以前にもはや有ける神社なり、是公の再興有しを、建立といふか、いとをぼつかなしと侍り、此宮を子守ともいへば、

人もこもり我も子守の花みかな

花林院の舊跡は、今の西の御所なり、中筋と云町に有、興福寺の別當僧正永緣のすみ給ひし所なり、永緣ある時郭公のなくをきゝて、

聞たびにめづらしければほとゝぎす
いつもはつ音のこゝちこそすれ

此歌を詠せられしより、初音僧正といはれ給ゐしなり、治承の亂に、東大寺興福寺炎上のとき、佛像經卷の煙と立のぼらせ給ふをみて、あなあさましとて、胸うちさはがれけるより病づきて、終にうせ給ひけるよし、平家物語にみへたり、

花林院歌合に、

聞たびにめづゝ秀歌や郭公

夫木 深山にはしゐのかざをればやけれど
麓の花はことし咲めり　基俊

又此あたりに漢國の明神とてをはします、これは園

韓神(からかみ)名なしの雉をいはひたる社なり、

〇手分森附法樂寺

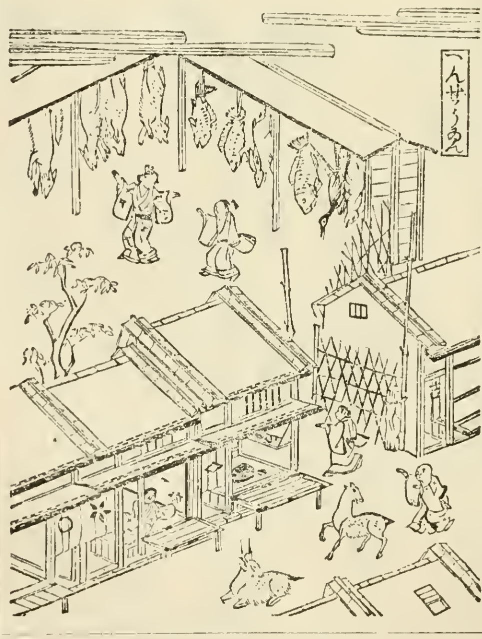
手分森といふは、下三條町の會所、これいにしへの跡なり、此會所を法樂寺といふ、法樂寺の緣起にいはく、昔神功皇后新羅國御合戰のとき、住吉大明神を大將軍とし、鹿島大明神を檝取とし、惣じて日本國中の諸神此所に集をはしまして、大將軍の手分ありし故に、此所を手分の森と名づくる也、河上大明神を龍宮へつかはして、干珠滿珠を得て、新羅國の軍に勝給ふ、すなはち河上大明神を此地にあがめたてまつりて、今に社あり、又干珠滿珠を、日神月神とあがめ、月日宮と號して、興福寺の鎭守とす、いまに塔の後にをはしますなり、其後聖武皇帝、靈地を尋ねて此森をひらかしめ、一寺を建立して、法樂寺と名づけ、救世觀音の像を安置し給ふ、今に此像をはします也、寺號を法樂寺といへば、

法の月みてたのしふや寺の庭

〇大宿所

叜を遍照院ともいへり、此所にて春日若宮の祭をとりをこなふ也、願主人とて長谷黨の大和侍あつまりて、先十月晦日に、龍田川へ行て垢離をかき、それより此所へ春日大明神を勸請し奉りて、十一月廿五日に御湯あり、廿六日に春日へ社參す、是を遍照院のわたりといふ、野大刀馬などをわたし、御旅所にて流鏑馬あり、其間此所に兎狸雉やうのものをかけ、あるは公饗をかざり、獻菓子をつみ、種々の規式あらはしがたし、

さすや光明遍照院の庭の月



又此邊を餅飯殿町といへり、其はじめは、福貴畠郷といひける也、天御門の御宇に、國司和氣利實卿此所より、五月一日に初て菭の供御をさゝげ奉らる、かるがゆへに福貴畠郷とはいひけると也、其後此地より餅飯の供具を調て、窪の辨財天をまつりしより、餅飯殿と名付たりとぞ、醍醐天皇の御宇、延喜年中に、聖寶僧正大峯に分入給けるとき、又此地より餅飯の供具を僧正に獻ず、其時此所の人々も御供して入峯せし也、是俗の峯入のはじめとかや、今にをひて、山上講を結び、後山に參籠するなり、又春日講といひける事も此所よりはじまりし也、

○佐保川附黒木屋

石橋の上よりみわたせば、峯の春柳糸をみだす、むかしの歌に、

歌枕　打わたすさほの川はし中たへて
　　　下枝つたふ峯の青柳　　光明峯寺

東西の山を佐保山といふ、又こゝなる寺は、善鐘寺といへり、聖武天皇の御とき、左大臣橘諸兄公此河の邊に家作してすみ給ひしに、天皇行幸ならせ給ければ、黒木の屋を作らるゝ、これにみゆきせさせ給ふて、

新勅撰賀　あをによしならの山なるくろ木もて
　　　作れる宿はをれどあかぬかも　聖武天皇御製

新拾遺賀　はたずゝきをばなさかふき黒木もて
　　　つくれる宿はみれどあかぬかも　同

佐保川の螢は、八景第四なり、

一帶晴河花館傍、綠楊陰暗引二風涼一、晩來千點流螢亂、疑是大官庭燎光、　西三條權中納言公時

飛ほたるかげをうつしてさほ川の
　　　淺瀨ぞふかき心をぞしる　前内大臣公忠
月をさらとみるや秤の棹の川

○般若寺

本願は、聖武天皇天平七年に、御草創ありし道場なり、天皇紺紙金泥の大般若經を此地に埋み、石の塔を造立し給ふ、故に般若寺と號す、本尊は大聖文珠なり、極樂寺の忍性律師の造立ありし、丈六の像なり、釋書にいはく、開山は觀賢僧正、文珠大士は、忍性の作といへり、中興は興正菩薩なり、當初大塔宮かくれ給ひし大般若經今にあり、又神功皇后新羅國をせめ給ひける時、持せ給ひし桑の弓、蓬の矢あり、又大安寺の八幡宮の緣起あり、是は菅丞相の御筆なり、

蟬の經や所からきく大般若

南の方に笠卒都婆あり、是は中川實範の造立とかや、左の文は、諸行無常是生滅法の四句の文、右は如來證涅槃の要文なり、中川寺は根本成身院といふ、實範の開基のよし、釋書にみへたり、北にむかへばならざかなり、

なら坂や兒の手がしはのふたをもて
とにもかくにもねぢり人かな

一、川上のえびすは、宇治の惡左府頼長公をいはひたる宮也、保元に左府の御死骸を川上村般若野の五三昧に葬りたりしを、勅使立て御しがひをほり出し奉りたりといふは此所也、此宮のひつじさるの方に、興善院の贈僧正藏俊の石塔あり、

○眉間寺

當寺は聖武天皇の御陵なり、天皇五十にならせをはします時、御ぐしをろさせ給ひき、是帝の落髪ならせ給ふはじめ也、法の御諱は、勝滿と申たてまつる、天平勝寶八年五月二日に五十八にて崩御なる、此地に葬り奉る、是を佐保の御陵と云なり、其後寺を建、立陀觀音の像を安置せらる、又二重の寶塔あり、本尊は地藏菩薩也、本堂の後の方に光明皇后の御廟あり、皇后は天平寶字四年六月七日に、六十にしてかくれさせ給ふ、此所をみさゝぎの森といふなり、宇多村上の兩帝臨幸の所也、

眉間寺に白毫ほどの月みかな

南都名所集卷第六 終

# 南都名所集卷第七

○常陸宮 付元正天皇御陵 左保田天神

此社はちかくまで、人あまねくしらざりしに、いつのころよりか諸人まふでゝ、宮居も新に成侍る、是かしまの明神とかや、又元正天皇の官女ともいふ、倭文明神といふ說もあり、さだかにしれる人なし、殊に女人のふかく信仰する社なれば、鹿島の神によせあるか、八雲御抄にいはく、ひたちの國に、かしまの明神と申神あり、祭の日女のけさう人あまた有時に、其名どもを布の帶にかきあつめて神の御前にをくに、をほかる中に、あひあふ男の書たる帶は、をのづからうらがへる也、それをとりてねぎか得させたるを、女みてさもとをもふ男の名ある帶なれば、やがて御前にてそれを聞て、をとこかこちかゝりてしたしくなりぬ、たとへば占などのやうなる事なりとかや、

山のこしまはる時雨やひたち帶

又此東のかたに、元正天皇の御陵あり、天平廿年四月に崩御有しを、此佐保の御陵に葬り奉りし也、西は佐保田の天神なり、西天滿といふ、さほ川の流れのすゑなり、

萬葉八 佐保川の水をせきあげてうへし田を　尼
かるはつ飯はひとりなるべし　家持

是連歌の根源なるよし、八雲御抄にみへたり、

○興福院

本尊は阿彌陀如來、春日の御作也、此寺ちかきころまで、菅原伏見の里にありしを、今此所にひきうつして造立有しなり、昔ふしみのさとに寺あり、弘文院といへり、興福院もその古跡なるにや、釋書にいはく、伏見に一寺あり、弘文院と名づく、圓能開基の寺なり、この人は添上郡、すなはち此ふしみのさとの人なり、丈六の藥師の像を安置して、百日が間毎日に三千拜して、正身の佛をみんとねがふ、九十六日經て居所より此寺にをもむくとて、野を過るに、藥師の正身野に現ず、漸く大きにして虛空にみてり、又阿彌陀の正身三十尊、文珠師利菩薩ともに現じ給ふ、圓能心身感喜し禮拜して、願成就のよろこびをなす、此人五十七の三月晦日の夜寢ながら死せり、弟子あやしみて二七日置けるに、色もかはらず、そののち野に捨をきける

に、鳥けだものもやぶらず、人をほくあやしみをなす、程へて五月八日に蘇生せり、はじめはいふこともさだかならざりしが、三年を過てかたるをきけば、地獄極樂をみたりけるよし人に告しとぞ、仁平元年五月廿四日に、洛陽にして往生す、二日すぎて舟岡山に葬けるとかや、

さぞなみに興福院の花ざかり

○不退寺

不退轉法輪寺は、在原業平朝臣建立ありしなり、本尊はなりひら自作の觀世音なり、當初此所に平城天皇御所をつくりて住せ給ふ、天皇崩御の後は皇子阿保親王こゝにうつりてすみ給ふ、ある時なりひら朝臣、伊勢太神宮に參籠して通夜せられしに、神鏡を給り、神告てのたまはく、此かゞみは我本地なり、汝これを拜し、國民にも拜すべし、この鏡を拜するともがらは、參宮も同じかるべしと也、これによりて業平、此神鏡を安置せんが爲に、仁明天皇に奏し奉りて、阿保親王の住せ給ひし萱の御所をたまはりて、一寺を建立せらる、今の不退寺これなり、彼神鏡も今に此寺にあり、阿保親王の御影有、弘法大師の御作の五大尊あり、又なりひら自筆の御影あり、讃は陽成院の宸筆也、其讃にいはく、右近衛權中將在原朝臣業平者、平城天皇の權孫、阿保親王の五男也、元慶第四曆蕤賓廿八日、行年五十六而卒、

おほかたはつきをもめでじこれぞこの
つもれば人のをいとなるもの

花みれば何の苦もなし不退の土

○海龍王寺

本願は光明皇后、聖武天皇の御宇天平三年七月に、七堂伽藍を御こんりふありて、十一面の觀音を安置せらる、これすなはち皇后の御作也、本堂の額は弘法大師といふ、又玄昉僧正渡唐の時、祈禱のためにたて給ふといふ說もあり、鎭守の宮をみめぐり、經藏のふりたるをながめ、前なる池の中島の景えならぬに、

ようぞようぞ影すみ寺の池の月

此寺を角寺ともいふなり、當寺の舍利を法花寺にうつされしよし、釋書にあり、

此寺の北に岩鍋と云池有、これ稱德天皇の御陵なるよし人の語り侍りし也、寶龜元年八月四日に、五十二にて崩御なりしを、此池の中島に納め奉るといふ、此

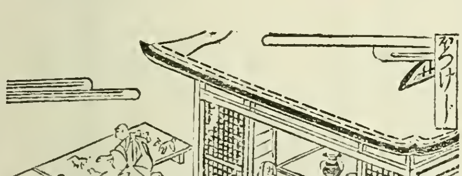
邊を高野といふと也、又ある人の曰く、西大寺のほとりを高野と云となり、故に稱德天皇を高野姬ノ天皇と申奉る、御出家の後は法基尼と申奉りしなり、又西大寺を高野の寺といふと、人のかたりしなり、

○法華寺

門に入ぬれば笠ぬぎて、かの横笛の尼になりて住し、むかしの跡をながめ、それより本堂にまふでぬる、夫當寺は天平勝寶四年にこんりふありし靈地なり、本尊は十一面觀音也、御順禮記にいはく、東大寺大佛殿の內へ、女人の御身としていらせたまはぬをくちをしく思召て、光明皇后御こゝろのまゝにつくらせ給ひけるとかや、東大寺法花寺の中間十五町有、此間には左右に鴨毛屏風を立て、御順禮ありしなり、むかし此寺の金堂にて、維摩會をこなはれけるに、砌せばしとて、興福寺にうつされしとき、西むきに作りすへられし淨名居士、辰巳の方へむかひて山階寺をこひ給けるよし、御順禮の記にみえたり、今に興福寺の方へむかひてをはします、本願光明皇后の御時より、尼を以て三綱にせらるゝ、さるによりて尼寺とも云、又法花滅罪寺ともいふよし、釋書にみへたり、金堂の跡は前なる松原なり、今の堂は講堂也、中ごろはさげ尼なりしが、今はをのをのかみををろし、戒律をたもち給ひ、朝夕のつとめをこたらず、いとすせうなり、又此寺のつくり犬は、ちいさく愛らしきもの也、家路のつとにかふとて、

見てのみや人にかたらん作り犬
　手ごとにかふて家づとにせん

御順禮記にいはく、法花寺の鳥居のたつみの方遠か



らで、田中に松一本生たる所、これ阿閦寺の跡なりと侍り、されば法花寺の鳥居も、今はたへぬれば、しるしの松は見ゆやと、其里人にとふべきよすがもなし、此阿閦寺の起は、光明皇后諸堂をつくらせ給ふて後、我功徳皆作り満ぬと思給けるに、雲中に聲有て、汝がくどくいまだ満ずといふ、后これをきこしめして、いづれか作らぬ功德候と答給ければ、温室のくどくなりといへり、やがて湯屋をたてゝ湯をわかさせ給ふて、今日はじめて湯浴る者あらば、我自ら垢摺んと誓給ふ、かゝるほどに清水坂の癩一人出來て、はひをりてさうなく浴居たり、されども功德の湯なれば、とかくいふべき事なくて見ゐたるに、かたひのいはく、后の垢すり給ふべきよし承り、とくとく我せなかをすらせ給へ、さなくば御願むなしからんといふ間、后をぼしめし煩はせ給へども、功德むなしくば溫室したるかひあらじとて、かたじけなくも氣がらはしくきたなき身に、御手をふれさせ給ふて、后仰られしは、さるにてもみづから、かく垢すりつと、人にかたるなと口かため給へば、此癩申けるは、我はまことは阿閦佛なり、此所に來りて湯浴つと人にかたらせ給ふなとて、そのまゝ光をはなち、異香くんじ空にあがらせ給ひぬ、后なごりををしみ奉らせ給ひて、その溫室を寺となし、阿閦寺と名づけ阿閦の像を居させ給ひけると也、又此邊に築地の内といふ所あり、むかしの皇居の跡とかや、つゐぢのくづれたるなる今にすこし侍る、法華寺よりうしとらなり、

○西大寺孝謙天皇御陵

當寺は高野姫天皇の御願所也、御順禮記にいはく、天平勝寶元年に、諸堂つくらせ給ふて後、七尺の金銅の四天王の像を鑄奉りて安置し給ふ、三體はすみやかに成就す、今一體は七度まで鑄たてまつれども、成就せざるによりて、天皇誓はせ給ひて、朕もし此功德によりて、永く女身をはなれて、佛道なるべくは、あかがねの湯に我手をいれんに、つゝがなくば此度佛成就すべし、若願かなふべからずば、朕が手燒損すべし、これをしるしとせんと誓はせ給て、わきかへる湯に御手を入させ給ふに、つゝがなかりければ、さらば像を鑄よと宣旨下させ給ひて、鑄たてまつるに、事ゆへなく成就し給ふ、南方の增長天にてをはしましけるとかや、金堂を兜率天宮と號し、内には彌勒の内院

の様をつくられたり、しかるに此像いまだ作りはてさせ給はざりける二月の比、天皇の御夢に、兜卒天衆四人來りてつげていはく、其月其日かならず迎へ奉るべし、時に天皇をどろきをはしまして、諸臣を召て、我晏駕の後、かならずつくりとぐべしと勅しをはします、天皇其期にのぞんで、兜卒へ上生せしめ給ふ事、むかしの夢のごとしとかや、當初此寺、あかがねの瓦にてふかれたりしが、貞觀の旱に、解てながれをちたりけるとぞ、中比の開山は興正菩薩なり、今本堂の本尊は、興正菩薩造立の木像の釋迦如來、これ嵯峨のうつしなり、又愛染明王は、興正菩薩年來持尊の像なり、舊記にいはく、伏見院御宇、弘安四年七月に、異賊發て、既に九州太宰府金津にせめ入よし、そのきこへあるによりて、をなじく廿日に勅使光泰卿、當寺に再三下向有て、上人を召て、男山八幡宮の寶前にをひて、七ヶ日の間、八百座の仁王會をこなはる、夜は七壇の護摩を勤修せらる、すでに滿座の夜の戌の刻に、玉殿大きに震動し、御殿の戸をのづからひらきて、内より妙音を出して、今度思圓房（興正菩薩なり）數百人の僧俗と丶もに、異賊降伏の祈禱をいたす、今夜すでに滿足す、異賊降伏の爲に、鏑矢を放べしと神託終りて後、神前に弓弦の音天にひびき、かぶら矢の目より光をいだして、雷の如くひびきわたりて、西をさして飛行ぬ、此夜のうしの刻に、異賊の舟ことごとく破損して、賊徒のこらず滅亡せしよし、太宰府よりも注進有しなり、されば彼大菩薩詫宣有て、はなち給ひけるかぶら矢は、此寺の愛染明王の執持の矢にてありけるとかや、さるゆへに今に矢をばもち給はず、まことに靈驗あらたなる尊像也、又こなたなるは興正菩薩の御影也、自作にてをはします、かりにもをろそかにし奉れば、忽奇瑞を見せ給ふといふ、うるはしき御影也、かたへに鐵塔あり、これは木曾義仲の太刀かたな、よろひのかなものにて鑄けるとかや、塔には彌勒、釋迦、藥師、觀音をはします、又此寺に毎年八月十八日より七ヶ日の間、光明眞言を勤修す、文永年中にはじまれり、當初は九月四日にありしなり、これ稱德天皇（孝謙天皇重祚）の忌日なるによりてなり、其後正應三年八月廿五日に、興正菩薩九十歲にて、當寺にて終り給ふ、それよりこのかた八月に修する也、初めは思圓房叡尊といひし、其後永仁年中に興正菩薩と贈せ給ふ、

墓所は奥院にあり、則石塔院といふ、

にしの大寺の柳をよめる

古今春　あさみどりいとよりかけてしら露を
玉にもぬける春の柳か　僧正遍照

花にくむやにしのをほてらの柳樽

○秋篠寺一里半

時雨つる外山の雲もはれゆけば、夕日にそむる峯の紅葉、さこそとをもひやりながら、此寺に至る、夫當寺は光仁天皇の御建立、本尊は藥師如來行基の作、十二神將は春日の御作たり、しかるに伽藍造立の功いまだ遂させ給はずして、帝崩御ありし故、桓武天皇追て造營ありて、供養を遂させ給ける也、かたへに太元明王あり、公事根源にいはく、太元師の法は、小栗栖常曉律師、承和年中に入唐して、花林寺の元照といふ人に逢て、此太元師法をつたふ、秘法なる故によりて、異國にも都の外をばいださずといへども、常曉の才器を見てひそかにさづけけるとかや、

新古今　秋しのやとやまの里や時雨らん
生駒のたけに雲のかゝれる

見ても見てもやは秋篠の秋の景

外山は此寺よりすこし北よりなり、名木の紅葉今にあり、

○超昇寺一里

御順禮記にいはく、此寺は平城天皇の皇子、眞如親王の御願也、この親王は、平城嵯峨御たゝかひの後、かざりをゝろして、弘法大師の弟子とならせ給ひて、當寺を造らせ給ひしなり、又寛弘の比、興福寺の僧清海といふ人、もとは常陸國の人なりしが、この寺に修學して、名利の道にわしりてをはしけるに、山階寺と東大寺と論じて、すでに山階寺の大衆發りて、とうだいじを燒はらはんとて寄けるに組して、山階寺の東門をいづる所に、こゝろの中に思はれけるは、此世は幾ばくならず、電光朝露のごとし、しかるによしなき惡友にひかれて、一旦の名利によりて、ながき來世をわするゝことぞかなしけれとをもひかへし、忽に山階寺をはなれ、この寺より北なる岩間がくれに、草庵をむすび、夜晝彌陀を念じて、極樂をねがひ給ふ、此上人七日七夜彌陀の念佛たゆまずつとめられけるに、香爐のけぶりに現じて、をなじく同行せさせ給へる、白檀の三寸の阿彌陀、近比まで此寺にをはしましける

を、今は南都稱名寺に安置せられしなり、又極樂の曼荼羅をはしき、はすの糸にてをりけるに、いまだ繪をかゝれざるに、緣に蓮華一房かきたるやうに現じたり、その丶ちいづくともなく、繪師來りて、夢にみる事ありとて、此まんだらを書に、彼現じたる蓮の花、自然に相かなへり、繪師又うせて行方しらずなりしとかや、上人此まんだらにむかひ、一生が間淨土をねがひ、往生をとげられしとなり、されば今は堂舍の一宇ものこらず、わづかなる草庵のみ、むかしの跡とて侍る、たのしみかなしみゆきかひて、はなやかなりしあたりも、人の住家となり、諸堂の跡はすかれて田となりぬ、しかれども名はのこり世の形見なれば、今も超昇寺とはよぶなり、又此邊に神功皇后の御陵有、神宮山と號す、これなる里をも御陵といふ、又成務天皇の御陵も此邊にあり、過しむかしをもひいで丶

　花はちれどのこる御陵のさくらかな

○菅原寺一里半

爰は行基菩薩こんりふの地なり、本尊は八尺の彌陀の坐僧なり、ある時聖武天皇行幸有しに、如來光をはなち給けるによりて、喜光寺ともなづけ給けると也

新拾遺釋敎　すがはらやたえぬる法の跡とめて
　またをどろかす鐘の音かな　前大僧正良信

行基ぼさつは此寺にてをはり給ふ、天平廿一年二月二日、とし八十二也、遺戒の歌、

續後撰釋　かりそめの宿かる家ぞいま更に
　ものなをもひぞほとけとをなれ

新勅撰釋　法の月ひさしくもがなと思へども
　さよふけにけり光りかくしつ

ふしみの里は菅原寺の西の方なり、當初伏見翁といふあり、釋書第十五にいはく、其はじめいづくの人といふ事をしらず、此寺の側の岡に、三年臥てものいはず、時々首をあげて東を見る、天平八年に、行基婆羅門この寺に入て、互に舞曲す、時に翁俄に起て寺に入、時なるかなときなるかなといひて舞曲をなし、相語事舊友のごとし、其後又翁の行方をしらず、世の人臥たる跡を伏見の岡といふ、所謂すがはらふしみのさと是なり、其頭をあげて、ひがしを見けるは、東大寺の靈地なるべきをしめしけるとなり、

古今　いざこゝに家世はへなんすがはらや
　ふしみのさとのあれまくもうし

花入や竹のふしみの翁草
一、此野中にあるは、安康天皇の御陵也、垂仁天皇の御陵も此所に有、
一、喜光寺の坤のかたに、宇賀神の社あり、又在所の内に、菅丞相化生し給ひしといふ所有、

○招提寺一里

抑當寺は、大唐終南山の道宜律師の門流、鑒眞和尙天平寶字三年八月に、造立ありし靈地なり、御順禮記にいはく、聖武東大寺を作り給て後、佛は弘めつれども僧といふものなくば、誰かこれををこなふべき、戒律を傳へて、僧の種をつがばやとをぼしめして、榮叡、普照といふ二人の僧と、清河宰相名代をそへて、此僧俗四人を使として、戒師を大唐國へ請じに遣し給ふ、此人々大唐にわたりて、戒律の明かなる、鑒眞和尙のもとに行て、聖武帝の勅請の旨をのべしかば、弟子の諸僧答ていはく、聞ば日本は、雲の波煙の浪、はるばるとして通ひがたし、我等いかでか命を捨てわたらんといふ、爰に鑒眞和尙のたまはく、我は身をかろくなし法ををもくして、彼國に至りて戒律を弘めて、群生を利せしめんとをもふ、其故は、大唐と日本とは、そのまじはりむつまじき事二つあり、一つには大唐衡山に六生まで行ひし聖ありき、其名を念禪師といふ、日本國の皇子聖德太子と生れて、かのくにゝ佛法を弘めて群生を利せしめ給ふ、彼日本國長屋王、千帖の袈裟を、大唐の千人の僧に供養有き、そのけさのへりに、絕句の詩を織りつけたり、其の詩の詞に、山川異レ域、風月同レ天、寄ニ諸佛子一、共結ニ來緣一とあり、されば日本國は人の心なさけある所也、我は命ををしまず趣むとて、三千粒の舍利に、樣々の佛具をそへ、二十餘人の弟子を引率して、天平勝寶六年二月四日に、難波津に着給ふ、聖武天皇御感ありて、やがて新田部親王の舊宅を鑒眞にたまふ、和尙唐の招提寺の樣をうつし作りて、かの舍利を安置せらる、釋書に云、大殿は唐の如法こんりふ有て、丈六の盧舍那佛の像を安置す、講堂は平城朝集殿を堂舍とす、彌勒菩薩ならびに二菩薩の脇士は、唐の法力所造也、食堂は藤仲公家屋をあらためて造立有、羂索堂は、藤清河の屋を施して、金色の不空けんじやくの像を安置せらる、經藏は唐の義靜いとなみて、佛舍利その外一切の寶物を納む、初め鑒眞和尙來朝の時、海中にして舍利三

千五百粒を龍王うばひとりぬ、鑒眞和尙ふかくかなしみ給ける故、龜に負せて返しけると也、其龜を龍神と崇めて、池をかまへてすましめ給へり、舍利講の時、この龜白き淨衣着たる人と現じ、じやりを守るといひ傳へはんべる、鎭守は輪蓋龍王なり、側に孤山の松とて名木あり、其前なる堂へ毎日舍利を出し奉る、かの松の枝へ龍神と春日と影向ありて、佛舍利を拜し給ふとかや、

はなみ酒や下戸もひとつはせうだいじ

○藥師寺一里

御順禮記にいはく、此寺は天武天皇の御宇、白鳳八年十一月に、皇后病にふし給ふ、これによりて御惱をやめ奉らむが爲に、丈六の藥師の像を造立せんと云願を發させをはします、さる故にや后たちまち御惱平愈ならせ給ふ、帝御感甚だしくて、やがて銅像を鑄させ給ふといへども、箔をぬらざる程にて、白鳳十四年九月に帝崩じ給ぬ、后繼で位につき給ふ、持統天皇是なり、太上天皇のをぼしめし置し事を遂んが爲に、高市郡に寺をたてゝ、佛像經卷を安置し給ふ、これを本藥師寺と云也、元明天皇藤原の宮を去て、奈良の京にうつらせ給ける時、養老二年に此寺を此地にうつし作らせ給へり、金堂は藥師十二神なり、東西の兩塔には、釋迦の八相をつくられたり、此寺は祚蓮入定して、龍宮の伽藍を見て、此よしを奏し龍宮の伽藍の樣をうつし造られしと也、東院堂は、長屋親王の御こんりふ、本尊は觀音大士なり、百濟國よりわたりけるとぞ、四天皇は定朝作とかや、文珠堂の本尊は、行基菩薩の作也、西院堂の本尊は、彌勒菩薩、天武天皇第四の皇子、舍人親王御こんりふ、護摩堂は、不動明王、弘法大師の御作なり、つき鐘は百濟國よりわたりけるとぞ、戒明和尙入唐して、法相眞言兼學の地なり、金堂の舍利は、戒明和尙傳來なり、鎭守は八幡宮なり、こゝを西京といふなり、

奈良の京ははなみにゆくやにしの京

又見るに寺内に佛足の千輻輪所に刻てあり、

○大安寺

六條の茶屋をたち出て、ひがしにゆけば、左の方は柏木の森なり、

後拾遺雜　かしはぎの森のした草くれごとに猶たのめとやもるを見る〱　大納言道綱母

右の方は辰市なり、此所に倭文の明神といふ神をはしますも、うるまの淸水も此邊也、

拾遺戀　なき名のみたつの市とはさはげども

いままた人をうるよしもなし　柿本人丸

扨大安寺にいたる、抑當寺は大唐の西明寺のうつしなり、中天竺舍衞國の祇園精舍は、兜率天宮をうつし、大唐の西明寺は、彼祇園精舍を移し、此寺又西明寺をうつし作られしなり、御順禮記にいはく、推古天皇廿五年に、上宮太子向後の事をしらん爲に入定して、則天皇に奏し給ふは、後代帝王おほく短祚たるべし、佛法の力にあらずは、いかでか護らん、ねがはくは一の精舍を熊凝村に立て、種々の佛事を修して、代々の皇位をまもらんと申給ふ、同廿九年に、太子伊香留香の宮にて薨じ給ふ、期にをよんで、天皇田村皇子に勅して、太子のをぼしめす事をとはせ給ふ、その時太子奏し給ふは、熊凝村に寺を作りて、朝廷に奉らんとをもふより外の事なし、これたゞ代々の皇子、向後の皇位を護らんが爲也、次に私に皇子にかたり給ふは、皇子はこれ我親族なり、此精舍を以汝に付屬して、汝が子孫世を繁昌せしめんとのたまふ、皇子このよしを奏し給ふ故に、天皇熊凝村に寺を作らんとをぼしめす間に、崩御有しかば、舒明天皇即位し給ふ、これすなはち田村の皇子也、時の人太子の附屬を得給ひし故、帝位に登り給ふといへり、天皇百濟川の側に寺をたてゝ、百濟大寺と名付給ふ、造寺の使神社の木をきりし故に、神怒て火をはなち寺を燒、天皇うれへ給ふほどに御惱となりて崩じ給ふ刻、皇極天皇に附屬し給ふ、天皇又孝德天皇に附屬し給ふ、二代の朝異事なく寺をいとなみ給ふ、孝德天皇崩御の後、天智天皇寺をつくり給ひ、丈六の釋迦佛、幷に脇士の菩薩を安置し給ふ、此ほとけを作らせ給ふはじめ、ある夜の夢に、天女二人來りて妙なるはなぶさ供養して、天皇に申さく、此佛相好皆具して、靈山の佛にいさゝかも違ふ事なし、此世の衆生深信心有べしと告て、そのまゝ雲に入ぬ、又開眼の日紫雲空にをほひ、妙聲雲にきこえけるとぞ、天智天皇崩御の後、天武天皇高市郡に遷造の時改名して、大官大寺といふ、此帝御惱の時、このほとけの御前にて、願を立給ひしかば、三年の命をのべさせ給ひける也、其後持統天皇續て崇め給ふ、文武天皇九重塔を造立ありて、多の財を施し給

ひき、此帝天智天皇の跡を追て、我も丈六の像を作り奉らむとをぼしめして、巧を求め給に、たくみを得給はず、本尊に向ひて願を發し、巧を得むとねがひ給ふ、其夜の夢に僧來りて、天皇に申さく、むかし此像をつくりし者は化人なり、かさねて來べきにあらず、よき巧みなりとも、猶斧のつまづきあるべし、いみじき繪師なりとも、彩のあやまりなからんや、たゞ大き成鐘をかけて、佛前に供養せさせ給ふべし、功德勝利これに過たるはなしと告てうせにけり、天皇夢さめて、我願のかなひ給へる事をしろしめして、をしへのごとく大會をまうけて供養し給き、元明天皇打つづき崇め行はせ給ふ、聖武天皇の御宇に、奈良の京へうつしてんと思召けるに、巧なかりき、こゝに沙門道慈といふ人、天皇に奏し申されしは、我は大法を求て、大唐より我朝に歸る、但一の宿念有て、大寺をつくらんとをもひて、大唐の西明寺の樣をうつしとりて、來れりとて、奏覽せらる、天皇御感有て、天平元年に、彼寺を此地に移して、名を改めて大安寺といふ、其後道慈を律師に補せさせ給ふ、此時大和國に、東大、西大二寺あり、此寺を南大寺とよびけるとかや、此寺聖德太子、熊凝村に寺をつくらんと云弘願よりはじまりて、聖武天皇まで寺をつくり、佛を崇め給ひし皇子、帝王十三代なり、されば南天竺の婆羅門僧正、石淵贈僧正勤操、高野大師も此寺に住給ふ、傳教大師も本は此寺に住給ひけるとかや、行敎和尙は八幡宮を筑紫より勸請して鎭守とあふぎ奉らる、然ども星霜つもりつもりて、金堂講堂もたふれしまゝにて、とりたつるわざもなければ、をのづから佛像經卷等もうせて、護摩堂一宇、扨は八幡の宮ぞいにしへの跡なりける、里の長も心あるにや、諸堂の跡は田にも作らず、畑にもうたで、春は草のみ生茂り、秋は虫のこゑあはれを催す、さればかゝる靈地の跡は、忍びても猶あまりあるむかしなりけり、

法の花接とめたしや大安寺

南都名所集卷第七　終

# 南都名所集卷第八

○帶解寺附能登川、飯合川 奈良より南一里

能登川を渡り、飯合川を過るに、ある人のいはく、此河を皆人めうと川といひ、いや川といふは、いかにやといふ、尤さもいはん、さりながらまことには能登川、飯合川成べし、むかしの哥に、

歌枕 のと川の水底さへぞてるまでに

三笠の山は咲にけるかも 不知作者

同 能登川の後もあひみんしましくも

別れをいへばかなしくも有哉

萬葉 山ぎはの雪はきえぬるありやみつ

飯合川のうへはせくとも

長井の里の長き繩手道を分行て、帶解寺につく、抑此寺は人王五十五代、文德天皇の皇后、染殿の后の御建立、本尊は地藏菩薩、春日大明神の御作なり、當寺の緣起にいはく、御后懷胎有て、三十三ヶ月御誕生ましまさず、心身をくるしめ奉る事はなはだし、去程に、醫院雨道忍術をつくし、有驗の高僧秘法を結び、天下の靈佛靈社に奉幣を立られ、御祈り有しかども、其しるし更にましまさず、爰に氏神春日大明神ある夜后の御夢に告させたまふは、和州添上郡に、裙帶の形を顯はしたる地藏菩薩有、此尊像は我作なり、昔釋尊御說法の席にして、地藏菩薩と我契約の事有、末世の衆生諸のくるしみの中に、女人の難產より悲しきはなし、此地藏菩薩を念ぜば、其難のがれて安からん、早く此地藏菩薩に歸依し奉らば、願成就すべしと告させ給へり、やがて此よしを奏聞有しかば、御門叡感有て、急ぎ勅使を立させおはしまして、御祈誓有しに、程なく皇子御誕生ありし也、すなはち惟仁親王と仰ぎ奉るはこれ也、後に清和天皇と申奉る、それより伽藍を御建立ありて、平產御感の寺なればとて、勅使をして帶解寺と寺號を給はり、參詣の諸人市をなしける故に、鄕を今市の里と名付給けると也、されば女たる身は、貴賤ともにあゆみをはこび、たうとみ奉べき地藏菩薩にてをはします也、

一筋にたのみをかけて帶解の

地藏がほなるやゝをまうけん

○八島 奈良より辰巳半里

八島の宮は、崇道天皇の御陵也、光仁天皇の御子、早良太子也、是十陵の中なり、公事根源にいはく、十二月に吉日を撰みて、荷前の使あり。先十三日につかさつかさをかねてさだめらる丶、使は公卿のも殿上人のもあり、十陵八墓に、年の終に、幣帛を奉らせ給ふ、これを荷前の使といふなり、

　供の者持や荷前のつかひ錢

崇道天皇、淡路國へ流されをはしましける時、我住べき所に留れとてなげき給ふける石、此所に留りしとて今にあり、

　落花して八島の外に雲もなし

　　○高樋山奈良より辰巳一里

あふぎ見れば、いよ／＼高樋山路をのぼ／＼りて、本堂にまいる、夫當寺の本尊は、虚空藏菩薩にてをはします、高野の大師の御作なり、大師求聞持をくらせ給ける所なり、奥院には石佛の不動明王をはしますなり、寺號を虚空藏寺といふ也、

　高樋山見あぐる月や虚空藏

　　○菩提山奈良より一里半餘辰巳

菩提山正暦寺龍花樹院は、一條院の御願なり、正暦三年八月十二日の曉天に、帝靈夢を蒙らせ給ふにより て勅使を此所に下し給ふ、然れ共山路嶮岨にて分入がたし、時に一人の老翁忽然と出て、勅使を引導し、本尊を拜ませ奉り、我は春日大明神と名乘てうせ給ふ、此像は龍樹菩薩の藥師如來なり、善無畏三藏將來の佛なり、やがて伽藍を造立有て、正暦年中に建立の地なれば、寺號をも正暦寺と名づけ給へり、開山は法興院入道殿下兼家公の遺子兼俊僧正也、すなはち春日大明神を鎮守とあがめたてまつらる、其後文治年中に、法性寺關白忠通公の賢息信圓大僧正別院をかまへ、顯密の兩家を立らる、然れども法相はたえじと也、其後蓮光法師、法然上人に淨土宗を兼學せらる、上人より佛牙の舍利を附屬して、此寺に安置せられて今にあり、

　梅の古木咲や何年菩提山

　　○人丸塚歌塚共 奈良より一里餘南

柿本人丸の塚は、櫟本といふ里に治道宮といふ神社あり、此宮の西の邊にあり、此邊に柿本寺といふ寺もあり、鴨長明無名抄にいはく、人丸のはかは大和國にあり、初瀬へ參る道也、人丸の墓といひて尋ぬるにし



れる人もなし、彼所には歌塚といふとぞ、又ある抄に、人丸の墓は大和國添上郡、治道の森の中に有といへり、則此所也、是奈良より初瀬へまいる道なり、

○在原寺奈良より二里餘南

石上在原山本光明寺は、本尊は十一面観音也、在原の業平の舊跡なり、むかし田舍わたらひしける人の子ども、井のもとに出てあそびけるを、をとなに成にければ、男も女もはぢがはして有けれど、男は此女をこそえめとをもふ、女は此をとこをとをもひけり、さてをとこの許よりかくなむ、

伊勢物語　筒井づゝゐづゝにかけしまろがたけ
　過にけらしないも見ざるまに

女返し
　くらべこしふり分がみもかたすぎぬ
　君ならずして誰かあぐべき

むかしの井今にありとぞ、又一むらすゝきといへるも、此寺の邊に有なり、

ならのいそのかみ寺にて、

古今夏　石上ふるきみやこのほとゝぎす
　聲ばかりこそ昔なりけれ　素性法師

歌枕　むかしより植けむ時を人しらぬ
　花にふりぬる磯のかみ寺　宮内卿

花のつぼみ海ならば是ぞいその上

○桃尾山奈良より辰巳三里半

寺號は龍福寺といふ、行基菩薩の開基なり、本尊は十一面観音なり、又阿彌陀如來あり、鎮守は十二所権現、熊野權現、春日大明神也、こなたの方に瀧あり、桃尾瀧といふ、七月中には、諸人此ながれにうたれて病

を癒す也、瀧の邊に、弘法大師不動明王を石に切つけ給へり、或人のいはく、此瀧は布留の瀧なりといふ、さもあるべし、布留の宮も此邊なり、

續拾遺雜 今も又ゆきても見ばやいそのかみ
　ふるの瀧つせ跡を尋ねて　後嵯峨院

仁和帝御子にをはしましける時、ふるの瀧御覽じにをはしまして、歸らせ給けるによめる、

古今別 あかずしてながるゝ泪瀧にそふ
　水増るとやしもは見るらん　兼藝法師

水玉や桃のおほきさはなの瀧

○布留社 奈良より辰巳二里半

當社は御神體は十振の劔にてをはします、藻鹽草にいはく、昔女の川の端にて布をあらひて立りけるに、河上より劔の流れ來りて、萬の物をみな切やぶりてさけるに、此布にまつはれて留りにけり、其劔を取て、此社にいはふによりて、布留とは布留(ぬのとゞまる)とかけるなり、又いそのかみふるとつゞくる事は、石上も此社の邊なれば、かくよめるよし、奥義抄に見えたり、此社代のはじまりの所なれば、古き事によせていふとぞ、

續古今神 宮居せしそのはじめにもいそのかみ
　布るのやしろと人やいひけん　經家

歌枕 いそのかみ布留の高はし高けれど
　見えず成行くさみだれの頃　讃岐

神かぐら乙女や袖を布留の宮

良因寺には藥師如來をはします、いにしへ素性法師、此寺に住給ひけるといへり、百人一首の抄にいはく、素性法師布留の良因寺に住するとき、姓を良因朝臣とたまふとかや、すなはち素性の石塔あり、又小宮有、辨才天也、

○内山 辰巳方三里

内山永久寺は、鳥羽院の勅願、開山は御受戒の師亮恵上人也、永久年中に御建立有しによりて、永久寺といふなり、其地五鈷の形にして内に一つの山あり、故に内山といひけると也、本堂は阿彌陀如來、多門、持國の二天有、後堂は釋迦、文珠、十六羅漢なり、堂内に賴賓上人の御影も有、又役行者の像あり、十一面觀音堂にまひり、又千體の地藏菩薩をおがむ、智恵光院には不動明王をはします、爰は四方を見はらして、景氣ことなる所也、八角の寶塔には彌勒菩薩かたはらに丹生大明神あり、鎮守三社をはします、春日、熊野、布留

明神の御社也、かたはらに白山權現の社拜殿あり、上乘院には正産の觀世音靈驗あらたにをはします、この像は亮惠上人男山に參籠の夜、靈夢を蒙りて感得し、此院に安置せらる、是は女人の平産を守らせ給ふ尊像なり、有がたき例多し、寺號を永久寺といへば、

花盛こゝはながゝれひさしかれ

○釜口 附穴師、大々和 辰巳三里半餘

夕立のはれまに、十市の里を過て、蟻通神をあがめたりといふなる、穴師の明神ふしをがみ、釜口にまふでぬる、夫釜口山長岳寺は、弘法大師開基の寺也、本堂の本尊は虚空藏菩薩にてをはします、かたはらに弘法の御作の役行者あり、弘法大師の御影堂有、又愛染明王なり、いにしへ桃尾の山寺の辨阿闍梨、初瀨へ參られし時、此寺の紅葉を見て、ともに具したる小法師、主の馬に取つきて、

沙石集 釜の口こがれて見ゆる紅葉かな

やがて阿闍梨、

なべてのよにはあらじとぞをもふ

かくつけられけるとかや、

釜の口にふたしたやうな霞かな

三輪へ行道に大々和の明神といふあり、是大己貴神なり、三輪と一體の御神也、

南都名所集卷第八 終

# 南都名所集巻第九

○三輪南方五里

當社は大己貴神なり、是れすさのをの國津神の娘にうませ給へる御子なる山、奥義抄に侍り、公事根源にいはく、三輪と申本縁は、此神活玉依姫と云女のもとへ通はせ給ける時、知人さらになかりき、その女懐妊に及びて、父母うたがひあやしむ、誰人が宮に來ましけると問ければ、此日比人のかたちしたるもの家の屋根より來るとこたふ、父母是を見あらはさんとをもひて、布をる糸をへにくりて、針をつけて女にかたりていはく、此度かの神人のきましたらん時、此針をもて着たる衣のすそにつけよとをしゆ、女かのをしへのまゝにして、朝跡を見ければ、鎰の穴よりとをりて、節渡山吉野山を經て、三諸山にとゞまりぬ、此時はじめて此神とは知たりける也、其糸くりわけられて、三わな有しかば三輪山といひけると也、又一説は、太子傳の撰集抄にいはく、三輪の名因の事は、垂仁天皇の御時、たけいちはらの内大臣、一人のむすめをもてり、此娘たれとちぎるともなきに懐妊しけり、父母いさめていはく、父もなき子をいかにはらむぞといふに、むすめのいはく、我もとへ通ふ人更に人間のたぐひにあらず、けだかき姿にて、夜なよな來りてわが寢やにやどるといふ、父母議していはく、いづちいかなる人ぞ、行衞をたゞせとをしゆ、其時むすめをしへのごとく針に糸をつけ、かり衣のすそにとぢつけしたひければ、三輪の明神のほこらの内に入り、其後いく程なくしてうめるところの子、十歳ばかりまでは常の人のごとくにて奇特も見えず、ある時博覽の人有て、是はかたじけなくも、明神の御子にてをはしますよしいひふるゝによりて、扨は人にしられぬ、今より後は人に見ゆべからずとて、大御輪寺の堂の丑とらのすみに入定し給ふ、末代に奇特を見せんとて、敷板に御足の跡をのこし給ふ、其跡今にあたたかなり、文珠の化身なりと申奉る、大御輪寺は神前の邊なり、奥義抄にいはく、此三輪の明神は社もなくて、祭の日は茅のわを三つ作りて、岩の上にをきてそれをまつるなり、社をわせぬあやしとて、里の者どもあつまりて作りたりければ、鳥百千來りてくひや

ぶりて、あまたのからす其木をばくはへて行去りぬ、其後神の誓ひとしりて、社を作りたてまつらずとかや、拜殿上久てしるしの杉も靑みわたり、神々しさいふばかりなし、されば御神詠に、

古今雜　我庵は三輪の山もと戀しくば
　　とぶらひきませ杉たてる門

三輪山の鹿もかくすかふくろ角

彼玄賓僧都のすみ給ひしむかしのあとをたづぬるに、三輪の山もと道なければ、檜原松ばら分入て、かしこに水草よに岩陰有、これいにしへの跡といへり、

續古今　三輪川の淸きながれにすゝぎてし
　　わが名をこゝに又はけがさじ　玄賓

行賀僧都の住給ける庵も此ほとりとかや

○長谷寺辰巳方七里

駒とめて、袖うちはらふ影もなし、と詠じ給ひし、さの、渡りの雪の夕ぐれ、さこそとをもひやりて、ながめつゝ、初瀨川の流れについて、本堂にいたりぬる、御順禮記にいはく、此山に二丈六尺の十一面觀音をはします、石の上に作居奉る、此御衣木は楠木なり、其上に堂を造り覆へり、今の觀音堂これとかや、開山は德道上人なり、此人は播州の人なり、十一にて父にをくれ、十九のとし母に別れ、それより生涯をわたるをもひながく留りて、みづから頭をおろして本國を出、此寺に居住ありし也、抑、此御衣木は、丁酉のとしに洪水の時、近江國高島郡三居前の山より流れ出たる楠木、長さ八丈あり、此邊近き里人此の木の端を伐取りて燒木とせしに、其所をとろへ疫病をこりければ、高島郡の人恐れて、大津の邊に引捨るに、大津にても又かくのごとし、此木つねに雷のごとくひゞきければ、霹靂木と名付たり、高島大津にて年月を經たる事、幾年といふ事をしらず、爰に當國高市郡の人大津鄕に住居す、此の人夫死して後、我父母夫の爲に佛像を作らんと思ふに、此木の靈木なる事を知て、用明天皇元年に、此木を當國高市郡八木村の辻に引置、此人又死せり、其後葛下郡の人、心中に願を立て、此木をもつて十一面觀音を造らむと思ひながら、便なくして過る程に、此人も又命終りぬ、かくて此所にて八十二年を經るほどに、當麻鄕に疫病をこりければ、此木のわざなりと、天智天皇八年に、同國城上郡長谷川の邊に引捨て去、此所にて卅九年を經たり、德

道上人此事を聞て、靈木にこそと思ひて、我若三寶の德をかうぶらば、此木をもつて十一面觀音の像をつくり奉らんと、ふかく誓願を發て、彼鄕の古老に此由を披露する程に、大きによろこびたうとがりて、此木をゆるす、德道上人養老四年二月に、此靈木を長谷山の庵室の邊に引居る、然れ共一鉢空しくて、命もつゞきがたければ、私力に及ばず、只觀音の弘誓の深き事を賀み奉りて、此山に居奉らん事を祈りて過る程に、八年の間此邊にあり、爰に正三位中務卿兼中衞大將藤原朝臣房前、當國へ勅使に立給ふ次でに、波津瀨山にして德道にあひ、此靈木を拜み、念願の志を聞給ひて、聖武天皇に奏聞して、神龜六年三月二日に官符宣をたまはりて、當國の稅稻三千束を給る、德道悅びて宿願を果して此像を作り奉らる、それより此寺には藤氏をいのり奉る也、此觀音の像を造りて居たてまつらんとをもふに此峯さかしくて、堂をかまふべくもあらざりければ、德道思ひ煩ひて臥されける夢に、靈神忽に現じて、此北の此地の中に磐石あり、むかしより顯れず、今此時あらはるべしと告る、其朝雷鳴て洪水して、方八尺の石顯る、面掌のごとし、德道彌〻尊く覺えて、磐石の上に居たてまつり、此石は南閻浮提の大地の底より生出たる靈石なり、口傳にいはく、南閻浮提の大地の底に大磐石有、枝を三つに分てり、一は摩伽陀國の中心金剛座の石也、三世の諸佛此石の座について、正覺を取給へり、一の枝は南方へさす南海の中、補陀落山也、一枝は此長谷寺の觀音の坐し給ふ石これ也、初より菩薩の足跡彫がごとく有し、德道の造居給へる尊像の御足にひとしく叶ひけるとなり、されば此尊像は我朝のみにもあらず、もろこし迄も守り給て、靈驗ならぶ方もなければ、眞をぬきんで祈るともがらは、諸願いかでかむなしからん、いにしへ玉かづらの君、つくしよりのぼらせ給ふて、日本のうちには、あらたなるしるしあらはし給ふと、もろこしにだに聞えあんなる物をとて、からよりまふで給ふるぞ、右近も年月にそへて、はしたなくなり行身を思ひなやみて、此御寺にたび〳〵まふでけるが、此時めぐりあひて、右近

源氏　ふたもとの杉のたちどを尋ねずば
　　　ふる川のべに君をみましや
うれしきせにもときこえければ、玉かづらの君

はつせ川はやくのことはしらねども
　　けふのあふ瀬に身さへながれぬ
一葉口ちいさき舟か初瀬川

一、長谷寺の山號は豐山、院號は神樂院と云也、
一、堂のひがしのかたに、馬頭夫人の社あり、川上に二本の杉あり、古川のべ玉葛の石塔などあり、こもり江といふ所は堂の西のかたに有、つらゆきの梅は彼むかし、人はいざ心もしらずとよみし梅なり、

○岡寺辰巳方七里餘

此地は岡本の宮の跡也、是舒明天皇の皇居たり、さるによりて岡寺といふなり、天智天皇の御願、義淵僧正の開基、本尊は如意輪觀音也、又東光山龍蓋寺、眞珠院ともいふ、中興は弘法大師なり、三國の土をもつて、丈六の觀音を作り、胸中に昔の如意輪をつくり籠給ひしとかや、或說に願主は弓削の道鏡とも云、義淵僧正開基のよしは、釋書第二に見えたり、

寺の名のおかごにめすや花見衆

○安部附雷岡、仲丸塚辰巳方六里

崇敬寺知足院は、孝德天皇大化年中に御建立有て、大日如來を本尊と仰奉る、又是なる文殊堂は、滿願寺といふ也、當初此安部山の巽方に石窟あり、穴中に光物有て、夜な〜かゞやき、或時此石窟に落る、寺衆あやしみて見れば、一寸八分の文珠の像あり、やがて大佛の文珠を作りて、其中に籠たてまつり、今此寺にをはします、丹後の切戸の文珠、當國般若寺の像、扨此寺の靈佛は、日本三文珠といひつたふるなり、鎭守は白山權現なり、岩屋には不動明王をはします也、又仲麻呂の塚田の中に有、近き比迄方一丈も有しが、をのづから崩れて、今はすこし有也、

出る月をふりさけみるや安部の山

雷岡の事、當初雄略天皇の御宇に、小子部栖輕といふ重臣有、初瀬朝倉宮に參內しけるに、折ふし雷電鳴ければ、帝栖輕を召て、汝鳴雷を請じたてまつれと勅し給ふ、栖輕勅にしたがひて、大內を出馬に乘て、阿部の山田の道より豐浦寺に至まで、天に仰叫でいはく、天鳴の雷神、天皇の詔勅也、落降り給へとて馬をはす、然れ共猶ひゞきて去ければ、栖輕又馬を馳ていはく、たとひ雷神たりといふ共、すでに我朝の虚空になる、いかでか帝王の勅をそむくべきと云ひのゝしる時に、龍王ひゞき歸りて、豐浦寺と飯岡の間に落た

り、栖輕すなはち神人を召て龍神をかゝせて、大内に參じて是を奏するとき、雷うろこをいからかし、目をみはりて内裏を守りて、光明宮中をてらしければ、帝これを叡覽有て大に恐れ思召て、種々の幣帛を奉り、落たりし所に返しやらせ給へり、其所を雷岡といふなり、

萬葉雜歌　天皇御二遊雷岳一之時柹本朝臣人麻呂作二歌一首一
皇者神二四座者天雲之、雷之上尓廬爲流鴨、
右或本云献二忍壁皇子一也、
其歌曰、
王神座者雲隱、伊加土山尓宮敷坐

○多武峰　辰巳方八里

談山妙樂寺は、定惠和尙の開基也、釋書第九にいはく、定惠和尙は大織冠の長子なり、其はじめ孝德天皇の女御はらみて六月に成たまふを、大織冠にたもふとて、うめる子女子ならば、朕が子にせん、男子ならば臣が子にせよと仰ける、すなはち男子をうめり、よつて大織冠の子として、出家になし給ふ、白雉四年に入唐して、惠日寺の神泰を師として、習學十年に及べり、定惠大唐にをはせしとき、大織冠薨じ給へり、歸朝して、御弟の不比等に先墳いづれの所ぞとたづね給へば、攝州阿威山に葬るよしをかたり給ふ、定惠のいはく、先公むかし語りていはく、和州談山（今の多武峯なり）は靈勝の地也、我こゝに葬せば子孫ます〳〵さかへんと、此身五臺山にありし時、夢に彼談山に居る、先公告ていはく、我すでに天に生る、汝此地にをひて寺塔をいとなみて、佛乘を修せよ、我又爰にくだりて、後昆を擁護せんと見てさめぬ、是己巳の年の十月十六日の夜也、不比等これを聞き給ふて泪をながし、まことに先公の薨御は其月其日也、師の夢にたがはずとて、定惠を伴ひて阿威山にのぼり、遺骸を此談山の峰に移し葬り給ひける也、神社考に云、醍醐天皇の御宇、延長四年に寶殿をいとなみ、勅して談山權現と號し給へり、かたへに十三層の塔あり、釋書にいはく、此塔の材木は定惠唐にをはせし時、みなこと〴〵くとゝのへて、歸朝の時、材を舟につみけるに、船中せばくして、一層を唐にのこせり、此塔は清涼山の寶池院の塔を摸す、扨多武峰に建られしに十二層なりければ、一層唐に殘し置たる事をほいなく思はれしに、

ある夕ぐれ雷鳴風落雨ふりて、山しんどうす、あくる朝見れば、もろこしに殘しける、一層の塔忽然としてとび來れり、見る人ふしぎのをもひをなせり、やがて彼塔に文殊師利菩薩の像を安置せられしなり、御順禮記にいはく、此山むかしは深山にて人まれ成しに、天智天皇いまだ皇子の御時、大織冠とつねにこゝに來らせ給て、入鹿を討て、國ををだやかにせんとかたらはせたまふ故に、談武峰と名づけたりけるとなり、大織冠の左右は、定惠和尚、談海公なり、

萬葉 うちたをる多武の山霧しげきかも
　　細川の瀬に波たちわたる

翁草さかりやたゝり多武の峯

細峠を下り行けば、龍門の嶽はるかに見ゆる、龍門寺は、義淵僧正開基のよし、釋書に見えたり、能因法師此寺にまふでて、仙室にかきつける、

千載雑 あしたづに乘てかよへる宿なれど
　　跡だに人は見えぬなりけり

又瀧のもとにてよめる、

古今雑 たちぬはぬ衣きし人もなきものを
　　なに山姫の布さらすらん　　伊勢

○橘寺南方七里半

佛頭山上宮王院橘寺は、推古天皇の御宇に御建立有しなり、本尊は釋迦の三尊なり、太子傳に云く、推古天皇十四年秋七月に、天皇聖德太子に詔して宣はく、勝鬘經の説を よろしく朕が前にして講説し給へ、其時太子高座に登り、麈尾をとりて三日講じ給へり、其終る夜蓮花ふる、花の長さ二三尺にして、あたり三四丈の地にみてり、明る朝此よしを奏し奉ければ、天皇行幸有て、其地に寺堂を造立し給ふ、橘寺これ也、此時の御布施にとて、播磨國の水田三百六十町を奉らせ給ふ、是を法隆寺へ寄給へり、太子卅五の御時なり、橘寺は菩提寺といへるよし太子傳にあり、此邊に王の岩屋といふあり、武烈天皇を入奉りたりと云所とぞ、

本尊かけよ橘寺にほとゝぎす

○吉野山辰巳方十一里

吉野川に至りぬれば舟に乘、六田に着て山口にかゝる、夫此山は五臺山のかたはしの、雲に乘て飛きたるよし、奥義抄にみえたり、役行者此峯に上りて、藏王権現を祈り出して、西河の瀧をながめ、宮瀧に出れ

ば、是なるをのこ、岩飛せんといふはいかなる事にや、所は神の宮瀧なれば、末社の神かとをもはれて、

吉野川や出し岩飛花の波

天の川には辨才天の社あり、山上には役行者の堂あり、大峯釋迦嶽は此邊よりものぼる也、釋書第四にいはく、役行者分入給ふ後、又入人もなかりしに、聖寶僧正ふたゝびふみわけ給ひけると也、

大みねにて

續後撰雜 いりしより雪さへ深き山ぢかな
跡尋ぬべき人もなき身を　大僧正行尊

お山ぶし大みねさして入べくは
ほら貝ふくとかゐにつげこせ

十津川、吉野の奥なり、

歌枕 吉野川とづ河上の雪ふかみ
けぶりやなみの家居成けり　匡房

○笠荒神辰巳方五里

笠山鷲峯山寺は、四十一代持統天皇の御宇に、役小角建立の地なり、四十四代元正天皇の御宇靈龜二年に、善無畏三藏此寺に住給ひけるとかや、本尊は彌陀、藥師、地藏、不空羂索なり、是は聖德太子の御作なり、善無畏天竺を出て、震旦に入給ふ時、空中に蓋のやうなる物自然にをほふ、此寺の寶物の笠これなり、天人所造の笠とかや、其後聖武天皇の御宇に、初瀨の觀音作り奉りし餘材にて、房前の大臣、稽文會、稽首勳の二佛師をして、十一面の觀音を刻て、當寺に安置せらる時、彼三藏持來の笠を、此佛の頭上にかづけ給へり、笠寺の觀音となれり、其砌南都大佛殿建立のとき、度々成就せざりしに、天に聲有て、笠寺の荒神を祭れとよばはりければ、良辨不日に此寺にまふでゝ、荒神の像を自筆に書て、祈念せられしかば、則大佛殿成就せし也、彼繪像今にあり、其時良辨此地より、荒神を南都に勸請し給ふ、若草山の石荒神これなり、又木像の荒神は弘法大師の御作也、此像堂は竹林寺といふ寺の持佛堂にをはします、正五九月の廿八日に本堂へ出し奉る也、堂の前にむかし荒神涌出し給ける塚あり、又此寺の寶物に、唐の楊貴妃の枕あり、名を二人寢のまくらといふなり、

歌枕 雨降ばきんとをもひしかさの山
人になきせそぬれわびつとも

ふりつもる雪にや山もかくれ笠

○室生山辰巳方九里

面一山室生は、桓武天皇の御宇、延暦年中に興福寺の賢憬僧都開基の靈地、日本第一の秘所とかや、彌勒堂藥師堂有、慈尊院には、弘法大師すみ給へり、護摩のいはやは、大師護摩修し給へる所なり、善女龍王の御社あり、釋書第十二にいはく、安部山の慶圓、此室生山に一千日籠居られしに、ある時橋を過るとて、一人の女はなはだうるはしく引つくろひたるが、慶圓に近づきていはく、願は我に即身成佛の印明をさづけ給へ、其時慶圓のいはく、女人は誰人ぞ、授印の間かならず名字を稱ずといはれければ、女こたへて、我は善女龍王なりといふ、慶圓印明をさづけて後、女人の顏をみんとねがふ、女こたへて、我かたち人みるべからずとて、雲中に入て右の手の小指をさし出す、其爪の長さ一丈餘にして、五色の光をはなちて、後みえず成にけるとぞ、

寢て花をみるやかうしの室生山

南都名所集卷第九 終

# 南都名所集卷第十

○靈山寺二里

鼻高山靈山寺は、行基菩薩の開基なり、行基菩薩鼻高を埋み給ふ故は、鼻高山といふなり、當寺の縁起にいはく、行基菩薩當寺を靈山寺と名づけ給へる事は、南天竺の婆羅門僧正に、はじめてあひ給へる時、釋迦の御前の和歌あり、是によりて寺號とす、本尊は藥師如來、脇士十二神將ともに行基菩薩の作なり、又三層の塔有、阿彌陀堂あり、鎭守十六所權現なり、又行基菩薩の住給へる寺は、本堂の西の方に、今に持佛堂殘れり、又住吉大明神の御社あり、

をく露に地はこんるりよ靈山寺

また眞弓山長久寺は、世に眞弓寺といふ、靈山寺より西の方、生駒山のふもとなり、聖武天皇の御建立、本尊は十一面觀音、塔の本尊は大日如來、鎭守は八王子なり、

○竹林寺二里半

元明天皇の御宇に、行基菩薩の開基なり、本尊は行基

みづから文珠の像を作りて居へたてまつ奉らる、行基は菅原寺にてをはりたまふ、其期に至りて、我死したらん後は、竹林寺に葬べしとのたまひしによりて、此寺の佛壇の下に納め奉れり、まことに文珠の化身といへるも、ことはりにこそ、かたへに御影もあるなり、

達櫻ひらくやちつく竹林寺

○生駒山四里

新古今 君があたりみつゝをゝらん生駒山

雲なかくしそ雨はふる共　讀人不知

此山に小倉寺とて、役小角開基の寺あり、ふもとに生駒明神とて、神功皇后同御母葛城の高額媛をいはひたる七社あり、

花みにや一さんかけて生駒山

○矢田三里半

寺號を金剛山寺といふ、本願は天武天皇、智惠僧正の開基なり、當寺の縁起にいはく、此寺に滿米上人といふ人あり、此山に廿餘年の星霜をいたへて、地藏菩薩を信敬し奉らる、其比小野篁といふ人あり、此上人と師檀の契あり、野相公、身は本朝に在ながら、かよひて閻王につかふ、閻王に三熱のくるしみあり、臣等議定して善事を修せらるべきよし申、閻王菩薩戒をうくべきよし仰らるゝ時に、篁申ていはく貴僧を請じて戒師とせらるべし、則冥官をつかはして、彼上人を請じ、たちまちに師子の床にのぼりて、菩薩戒をさづけらる、王惡苦やみぬ、王臣ともによろこふ、その時閻王上人に地獄をみせ給はんとて、阿鼻大城にともなひ行き給ふ、猛火天にそびえたる中に、受苦の衆生數しらずあり、其中に僧まじりて、ほのほに隨て上下す、上人王に是を尋ね給へば、閻王ののたまはく、此僧は地獄菩薩にてをはします、地獄の衆生の苦をたすけ給ふなりとこたへ給ふ、そのとき地藏菩薩、上人につげてのたまはく、王宮にして菩薩戒をとく、このゆゑに地ごくの衆生多く苦をはなる、我れふかく隨喜す、釋尊の附囑を受けて苦の衆生をすくふ、常に火焔の中にありて、大悲かはりて苦をうく、一毛ばかりの縁なければ、濟度するに力なし、汝人間に歸して、ひろく諸人に示すべし、惡趣の苦ををそれん者は、我に縁をむすぶべしと宣へり、閻王上人を返し給ふとき、漆にてぬりたる小箱を一つあたへ給ふ、ひら

きてみるに、白米を入給へり、上人此世に歸りて、此箱の米を取用ゆるに、盡ることなし、はじめは滿慶といひしに、此事を聞て世の人滿米といへり、上人巧匠を尋ねて、彼の等身の地藏の形像をつくらせ奉るに、みしに少しもたがふ所あれば、いく度もなをし奉らる、扨此像を當寺に安置して、本尊と崇め奉られし也、上人閻魔宮に至る事は、延暦十五年なり、ふしぎの靈驗をはします尊像なり、地藏菩薩のわきに觀音、吉祥天女をはします、戸びらに滿米、篁の御影あり、又堂のいぬゐの方にも、滿米上人、小野篁の御影、木像に作り居たり、上なる山には天武天皇の御影をはしますなり、

此寺より北の方に、燈明寺とて藥師如來の靈場あり、

寺の名のやたのかゞみか今日の月

○松尾一里半

此寺は、天武天皇の御子、舍人親王の御願なり、本尊は觀音なり、又松尾の明神とて、酒神をはします、かたへの坊に、弘法大師の御作の大黑あり、市守長者の安置佛とかや、本堂の後に舍人親王の石塔あり、二月の初午に、四十二の年の人參詣する也

松の尾やちよにやちよのやく拂ひ

○法隆寺四里

御順禮記にいはく、當寺は用明天皇ならびに代々の天皇の御爲にとて、聖德天皇御建立ありしなり、金堂は四方正面也、南は釋迦如來、鞍作の鳥佛師の作、東は聖觀音、推古天皇の御願なり、西は阿彌陀如來、光明皇后の御願、北は虛空藏菩薩也、

大講堂は藥師如來、四天王の像あり、

上堂は釋迦三尊也、

五重塔は、南は阿彌陀、東は文珠、淨名居士、北は涅槃像、西は茶毘入棺也、是皆鳥佛師土もつて作り奉し佛像也、

惣社は卅番神、

三經院は阿彌陀如來也、此堂にて夏中に、法花、勝鬘、維摩の三經を講ずるなり、

聖皇院には聖德太子の像あり、

西圓堂は本尊藥師如來、行基の作にて靈驗あらたなり、舍利堂は釋迦如來也、爰に無雙の舍利をはします、爰を護持堂といふ、御順禮記にいはく、護持堂には、太子御手ににぎりて生れさせ給へる御舍利あり、

又梵網經は太子御手の皮をはぎて押付、外題を書せ給へるも、此所に今にあり、扨小字の法華經は、沈の箱に入て有なり、太子傳にいはく、推古天皇十五年に、妹子臣に命じて、衡山へ法花經を取につかはし給ふ、小字の法華經是也、此經は太子先生のとき、同法の僧の持し經なりとて、我御經をば夢殿に、七日七夜御とのごもりて取て來らせ給へり、太子薨じ給て後、此經うせて有所しれずとぞ、

一、繪殿は、太子一生の繪圖あり、

一、傳法堂には、阿彌陀の三尊あり、

一、如法經堂には、普賢菩薩、十羅刹女あり、

一、護摩堂には、不動明王あり、

一、新室には、彌勒菩薩の三尊、四天王あり、

一、上宮王院は、太子すみたまへる宮なり、御順禮記にいはく、東院はむかし太子の定に入らせたまひて、様々の事をさとらせ給ひしを、夢にみたまふとて、夢殿と名づけゝるなり、福貴寺の道詮奏して、八角の寶形の堂になし給けるとや、本尊は十一面觀音なり、治安三年に、御堂入道殿道長公參らせ給ふて、東院の南門の邊にて、

御順禮記　大君の御名をばきけど又もみぬ
　　夢どのまではいかできつらん

折取やいかなる寺のはなの番

東の方の一村の中に、中宮寺といふ有、太子傳にいはく、此寺皇后崩じて後、故宮を寺となしたるといふはあやまり也、太子の爲に定たまへりとぞ、

むかしもさぞないまも双調

○龍田 附立野 四里

當社は風神なり、日本紀にいはく、天武天皇四年四月に、風神を龍田立野にまつる、同じく神代の卷に、伊弉諾伊弉冊尊の、朝霧を吹はらひ給ひしとき、意氣の化して神と成たるを、風神といふよしみえたり、たつたに本宮新宮あり、本宮は立野に社あり、鳥居の額は小野道風の筆とかや、新宮は今の龍田の里にあり、是法隆寺の鎭守とかや、御神は風水の難を除き、年穀の豐なる事をまもり給ふ也、級長戸邊命、級長津彦命といふ、級長戸邊は女神、級長津彦は男神也、故に立田姫ともいふ、又龍祭の神ともいふなり、

歌枕　立田姫千枝のにしきをゝりたてゝ
　　こずゑにさらす神なびの杜　季經

古今 立田川紅葉ばながる神なびの
　三室の山に時雨ふるらし　人丸
立田紙羽油や渡てこい紅葉
片岡は、彼飢人の臥たる跡なり、御順禮記にいはく、立田の河上をわたりて、神南備山のふもと、三室の岸にそひて、片岡山のふもとを南へ行道の左手に、東へ幾も入ずして、堤の上に三重の塔に似たる廟あり、是飢人の墓の跡なり、推古天皇廿一年、太子卅二の御時、此邊を馬にて過させ給ふに、馬留りて行ず、太子あたりをめぐらせ給へば、道のかたはらに飢人臥せり、太子飢人の邊に近づかせ給ふて、
拾遺哀傷 しなてるや片岡山にいひにうゑて
　ふせる旅人あはれ親なし
飢人頭をあげて、
　いかるがや富の緒川のたえばこそ
　わが大君の御名は忘れめ　達磨大師
太子歸らせ給へば、飢人は死せり、頓てそこにはかせさせ給ふ、これを達磨塚といへり、其ほとりに達磨寺といふあり、すなはち達磨を安置せる也、
達磨寺にふるや坐禪のふすま雪

○信貴山六里
信貴山觀喜院朝護孫子寺は、開山妙蓮上人也、當初聖德太子、守屋とたゝかひ給ひし時、稻村の城にして三度退き給ふ、其時生駒山の西の村にして、阿多賀大臣と名乘て太子にまみえ、又ふもとにて坂本大臣と名乘、二人先陣して守屋をつゐにほろぼし給ふ、其時蘇我の大臣、誰人の先陣ぞやととふに、阿多賀大臣は都卒天の彌勒と名乘、坂本の大臣は南無大悲多門天と二聲名乘りて、二人光を放て虛空へ飛去給ふ、其時太子此山に向はせ給ひて、信ずべし貴むべしとの給ひしより、信貴山とはいひける也、又宇治拾遺第八にいはく、昔信濃國に法師有けり、南都東大寺にて受戒をとげ、扨本國に歸らんとをもひけれど、去無佛世界のやうなる所に歸らんよりはとをもひて、東大寺の佛の御前にて、四方をみまはし、いづくにか行じて、のどやかに住べき所あると思ふほどに、坤の方に山かすかにみゆる所有、そこに行をこなひて過す程に、ちゐさき厨子佛を行ひ出したり、毘沙門にてをはします、やがて堂をかまへて居奉る、信貴山の毘沙門これ也、此ひじりを妙蓮上人といひけるとなり、延喜

帝御惱をもらせ給へるをも、此上人祈り奉られしかば、をこたらせたまひけるとなり、鎭守は三社の御神なり、

一、此寺の山の頂に古城の跡あり、是はいにしへ吉川喜藏といひし武士、取たてられしとかや、其後天正年中に、松永霜臺、南都多門の城を落され、此城にこもり、終に自殺をせられし也、

一、毘沙門堂より十五六町程麓に、信貴の畑と云所あり、いにしへ此所の諸民不信心なりとて、毘沙門いからせ給ひ、一鄕の米を集め、末世の掟にし給はんとて、燒給へる跡今に有、土をほれば燒たる米いかほども出る也、此所を米の死と云也、

心なき身にも花みや信貴の山

○當麻寺七里半

當寺は禪林寺といふ、用明天皇第四の皇子、麻呂子親王の御願也、釋書にいはく、推古天皇萬法藏院と勅號ある也、其はじめ河内國山田郡にありしを、麻呂子親子瑞夢を得て、此地に移し作らせたまふ、こゝは役小角の家なり、然るに小角靈夢をかんじて家を出て、此地を麻呂子に奉る、同じく十年二月に伽藍を造立し給ふ、導師は惠灌僧正也、御願禮記にいはく、金堂には彌勒菩薩を居たてまつる、此御身に役小角持尊の、孔雀明王を作り籠奉りけると也、

一、曼荼羅の本願は、中將姫なり、釋書にいはく、中將姫世に染ず、安養に志し、天平寶字七年六月に、此寺に入てかざりををろし、誓て我彌陀の眞身をみずば、此寺を出じといひて、他念なく彌陀をとなふ、數日經て一人の尼來りていはく、我汝に彌陀の淨土をみせん、蓮茎をあつめよ、其時中將姫帝に奏して蓮茎を得る、化尼蓮茎を折りて糸をとり、新井をほりて五色に染る、又一人の化女來りて此糸を以て、殿の西の角にをひて織、其はたばり一丈五尺、わら三把に油二升をともしびとして、一夜程に織て化尼に渡す、化尼又中將姫にあたふ、淨土のまんだらこれなり、ふしなき竹一丈五尺あるをもつて軸とせり、其時中將姫化尼に近付て、さるにてもいかなる人ぞやととひ給へば、化尼こたへていはく、我は西方の敎主彌陀なり、化女は觀音大士なり、汝が心さじを感じて、こゝに來る、一たびも此道場に來らん者は、永く苦をはなれて、西方淨土へいたらんといふより、早く光をはな

ちて、西をさして飛行き雲中に入給ふ、中將姫いよいよ念を發し給ふて、一生此まんだらに向ひて、彌陀の名號をとなへ、寶龜六年四月十四日に終り給へり、今に至りて四月十四日には、踟供養とて法事あり、

　草かりもきてみよねるやねり供養

一、染殿の井の邊に寺あり、釋書にいはく、むかし天智天皇の御宇に、此所によな〳〵光あり、帝勅使をつかはしてこれをみせ給ふに、三つの石あり、佛像のかたちに似たり、此のよしを奏しければ、彌勒の三尊をつくり、其上に堂を作りをほひ給けるなり、此堂そめ井に近き故に染寺と名付たりとかや、又石光寺とも云也、一木のさくら有、これは役小角の殿の前に植をかれし櫻なり、化法榮へば此木榮へん、佛法ひろまらずば、此木かれんと誓はれしに、此木枝葉さかへて、花もいよ〳〵色香をまして咲みだるゝは、佛法繁昌のしるしなるべし、此寺の西なる山を、二上嶽といふなり、

歌枕　玉くしげ二上山の雲間より
　出れば明る夏の夜の月　親房

一、當麻寺の邊に、中村と云里有、此所いにしへ當麻といひし鍛冶すみたりとて、かなとこ石、方二尺許なるが川の中に有、此鍛冶は地藏菩薩かよひて、常々力をそへ、うたせ給ひたる鍛冶成よし云傳ふ、

一、葛城明神は一言主と云、當初役優婆塞、よし野山かづらぎ山のあいだに橋を渡さんと思ひて、日本國の神々に祈りこふに、一言主、ひるは形みにくきによりて、夜々わたし給けるよし、奥義抄にみえたり

拾遺雜　いは橋のよるの契りも絶ぬべし
　明るわびしき葛城の神　春宮女藏人左近

金剛山には、寶喜菩薩をはしますなり、

新古今戀　よそにのみゝてやゝみなん葛城の
　高まの山のみねのしら雲　讀人不知

高天寺の本尊は釋迦なり、石寺の本尊は藥師なり、朝原寺にも釋迦あり、高天寺にはかのいにしへうぐひす來りて歌をよみし寺あり、遍照院といふなり、

　○天香久山奈良より南六里

風土記にいはく、天上に山あり、地にくだりて、一片は伊豫國に有、一片は大和國に有、天香久山これなり、奥義抄にいはく、天照太神あまの岩戸に籠らせ給ひしとき、國のうちとこやみと成ければ、萬の神たち

集りて、あまのかぐ山の銅をとりて、日像の鏡を鑄て、かぐ山の眞賢木の上枝には玉をかけ、中枝には鏡をかけ、しもつえだには靑和幣、白和幣をかけて、神樂を奏し給ふ、其時天照太神岩戸をひらきて、あら面白やとのたまひける時、手力雄の神、岩戸を引ひらきて、いだしたてまつり給ひける也、

○額安寺三里半

當寺は、聖德太子在々所々に四十八ヶ所の伽藍を建立し給はんため、先當寺を造りて、十一面觀音の像を安置し給ふ、かたへに藥師堂有、此寺を額安寺といへる事は、推古天皇御ひたひに腫物出來て、御くるしみはなはだしかりければ、此藥師如來に御祈禱ありしに、たちまちなをらせ給ふ、これによりて額安寺と號し給ふ、これひたひを安ずるとよむなり、中興の開山は忍性菩薩也、右大將賴朝公此寺に歸依せられしによりて、賴朝公薨去の後、當寺のかたはらに社を造り、神とあがめ給ける也、此宮今に有也、寺より北に賴朝公の石塔もあり、靈寶には、賴朝公の御守本尊、赤栴檀の春日の御作の小佛、涅槃の像、地藏菩薩、脇士にいろ〳〵の小佛ましします、其外靈寶數多し、此所を額田部といふなり、

花にふかくあんじほれたる詠歌かな

歌枕　岩戸明てをもしろといふためしにや

あまのかぐ山月は出らん

香久山には、興善寺文珠院といふ寺あり、其邊にて尋ればかくれなし、天磐戸は此寺の西の方一町餘行て、南浦といふ所にあり、

散をとやせん香久山のはなざくら

一、畝傍山は神武天皇の都の跡也、すなはち御陵のしるしの石あり、所の石は神武田と云也、末のとし十月に日向國宮崎の郡より、此地に帝都を建て、橿原の宮と名づけ給へり、此山を俗に慈明寺山といふなり、

一、耳梨山も此邊なり、所には天神山といふ、又かつらごの化といふあり、歌林良材集にいはく、むかし大和國に三人の男ありて、一人の女を思へり、その女の名を縵兒(かつらご)といへり、此女をもへらく、一女の身きえやすき事露のごとし、三雄の心ざしはたひらきがたき事石のごとしといひて、つひに此地に行て身をなげてうせぬ、其時三男かなしみにたへずしてよめる歌、

萬葉十六　みゝなしの池しうらめしわきも子が

きつゝかくれば水はひるらん　一男

同足引の山かづらの子けふ行と
我につげせばかへりこましを　二男

同足引の山かづらの子けふのごと
何れのくまをみつゝきにけん　三男

香久山、耳梨山、畝傍山をみつ山といふ也、

○久米寺奈良より南七里

釋迦山東塔院久米寺、久米の仙人建立ありしなり、釋書にいはく、久米の仙人は和州上郡の人なり、深山に入りて仙法をまなぶ、一旦空にあがりて故郷を過ぐるとき、物あらふ女の脛の白を見て通をうしなひて地に落る、其後高市郡に精舍をいとなみ、丈六の藥師の金像、ならびに二菩薩を鑄て安置す、今の久米寺是なり、又仙法を修して空にあがりて飛去けると也、これなる塔は大日如來也、

花みては誰もかすみを久米の寺

久米寺より戌亥の方に綏靖天皇の御陵あり、世に鳥田の丘といふ、同坤のかたに安寧天皇の御陵あり、御陰の井上といふ、同巽の方に懿德天皇の御陵あり、織沙谿上（あなしのたにの）の御陵といふなり、

○壺坂奈良より南七里

寺號は南法花寺といふ、本尊は丈六の觀世音なり、文武天皇の御宇に元正天皇の御建立、開山は海辨といふ人とかや、鎮守は龍藏權現なり、こゝは順禮觀音なり、

たゞへてやくむつぼさかの花み酒

南都名所記卷第十　終

# 河內國名所鑑序

河內國は、神武天皇東征し給へる時、戊午の歲春三月に此國の草香の里にいたり給ひ、彥已曾保理命を凡河內の國のみやつことなし給へる事、聖德太子の舊事記にみゆ、されば河內の名旣に人王のはじめにありき、反正天皇の元年冬十月柴籬の宮に都し給へる、これ此國に都うつし給ふはじめなる事日本紀に見えたり、元明天皇の御宇に諸國の國里の名をさだめ給ふ日は、河內の國和泉をかねてひとつ國なりしを、元正天皇の靈龜四年四月甲子の日、大鳥、日根、和泉、この三郡を割て始て和泉の國を分たれたるよし、聖廟の類聚國史にはのせられつ、延喜の民部式に大錦郡（にしこり）石川等すべて十四郡とみゆ、その中に丹比を分て丹南丹北とすと、源の順の和名集にしるして其庄鄉の名具さにのするといへども、其後の世々に增加る所の名あげてつくしがたし、猶諸社諸寺の來歷由緒諸書に見えたる事、亦あげていひがたし、おなじ國志紀郡柏原の里三田氏淨久、耳順のよはひに過て聞をき見うる所々の來由をしるして、河內國名所鑑となづけて、すでに梓にえりて世におこなはんとす、予にこひて序つくらしむ、むかし元明天皇の和銅年中に風土記をつくられて、わが日の本六十餘國の郡鄉のゆへ、寺社のおこり委はしくしるさるといへど、或は祕するにかくれ或は久しきにちりうせて、今の世には出雲豐前の風土記わづかにのこれり、河內の風土記有りもやすらんいまだ見ず、たとひありといふとも上古の跡のみ見て、かく中古以來の目にちかき事はいかでみるべき、三田氏が國に功あること、鐵（くろがね）の益（えき）おほきに、こがねのすぐれたるもしかざるがごとくならんかし、こゝにおゐて序す、延寶七年卯月廿二日

洛下の季吟

# 河内國名所鑑目次

## 巻一　石川郡



## 巻二　錦部郡

加賀田八幡
松明屋
片添
上田八幡
河合寺
横山天神
彼方
高向
西代
長野村
市村
北向田
廿山
狹山池同前
丈六同前
西村同前
大村丹南郡
大保同前
阿彌村同前
多治井同前

小鹽
石佛
三日市
鬼住
金胎寺
伏見堂
錦郡
仲哀天皇御廟上原に有
原村
向野村
南向田
西板持
半田是は丹南郡
北野田同前
原寺同前
菩提八上郡
菅生同前
天武天皇御廟黑山同前に有
河原城同前
小寺八上郡

今井丹南郡
西の浦同前
輕の大臣廟同前
野中村同前
安閑天皇御廟古市郡
古市雪宮同前

西坂田古市郡
白神御廟同前
藤井慶俊丹南郡
野中寺同前
高屋城跡同前
西琳寺同前

## 卷　三

上の太子御墓山石川郡
妙見寺同前
葉室佛眼寺同前
推古天皇御廟同前
孝德天皇御廟同前
金剛砂同前
鶯之關同前
壺井同前
駒が谷同前
玉手山同前
片山同前
五十村塚同前

用明天皇御廟同前
敏達天皇御廟同前
山田萬法藏院同前
山田菖蒲が谷同前
岩屋塚石川郡
九間半立石同前
大黑古市郡
飛鳥同前
圓明安宿郡
安福寺安宿郡
原山同前
田邊同前

國分同前
龜瀬河同前
青谷大縣郡
高井田同前
安堂同前
太平寺同前
鳫多尾畑光德寺同前
大縣高尾峯同前
清寧天皇御廟同前
平野觀音同前
山の井藥師同前
橘島若江郡
八尾木同前

## 卷四

柴籬丹北郡
連理松同前
仲哀天皇御廟志紀郡
譽田八幡古市郡
碓井同前
道明寺志紀郡
反正天皇御廟丹南郡
葛井(ふぢゐ)寺同前
惣社志紀郡
允恭天皇御廟同前
潮音寺同前
戊亥千軒同前
蛇の目清水同前
舟橋同前
當宗(まさむね)神社同前
北條天神同前
柏原同前
娶識堤同前
弓削同前
沼村同前
大田志紀郡
木の本同前

大井同前
小山同前
雄略天皇御廟丹北郡
阿保親王御住所舊跡同前
兒が池同前
大塚阿保親王御廟同前
櫨(はじ)山同前
若林丹北郡
瓜破同前
城連寺同前
枯木同前
油上(ゆかみ)同前
住道(すんぢ)同前
塚本同前
布忍(ぬのし)同前
長曾根八上郡
金田同前
花田同前

## 卷五

恩知神社高安郡
恩知左近塚同前
垣内(かいとう)同前
敎興寺同前
服部川千塚同前
新德丸舊跡同前
追頭(をふとう)越同前
手塚同前
十三越同前
高安郡
神立同前
業平高安通同前大竹村
樂音寺同前
六萬寺河内郡
四條繩手楠正行正時石塔同前
五條同前
出雲井同前
池島同前

伊駒山同前
飛火隈同前
姥が火同前
枚岡(ひらおか)大明神同前
閣上(くらが)り峠同前
鬼取が嶽同前
鷲尾山同前
日下同前
龍間讃良郡
經寺同前
野崎觀音同前
深野池讃良郡
讃良々同前
北條同前
飯盛山同前
南野茶磨山觀音同前
中野觀音
鴈卒都婆讃良郡
岡山觀音同前
高宮同前
秦川勝塚同前
秦行國名鍛冶同前
寢屋交野郡
三井法花寺茨田郡
中振龍光寺同前
中振光明寺同前
茄子作交野郡
米山同前
村野同前
郡津(とうづ)同前
星田同前
田の口同前
藤坂同前
因可(よるか)池同前
鳥立(とたち)が原同前
福岡同前
同觀音同前
尊延寺同前
私部(きさべ)同前
森村同前

私市同前
岩船同前
獅子岩屋同前
百重が原同前
本尊かけ松同前
野村同前
鴻尾山交野郡
源氏瀧同前
三本杉同前
大橋片足羽川同前
洞峠同前

## 卷六

下の太子澁川郡
木の本丹北郡
龜井眞觀寺澁川郡
澁川村同前
久寶寺觀音同前
同村西本願寺御堂
鞍作同前
衣摺(きすり)同前
蛇草(はぐさ)同前
岸田堂觀音同前
成法寺若江郡
東郷同前
八尾鷲同前
八尾地藏同前
八尾表合戰打死衆同前
八尾東願寺御堂同前
穴太同前
若江觀音同前
若江鏡神社同前
若江三好城跡同前
若江合戰山口伊豆守打死碑銘
萱振同前
玉串同前
岩田八幡同前

目次終

# 河内國名所鑑卷一

○金剛山

それ金剛山は大和河内兩國にかゝりし名山なり、諸木しげりかづらきの神とて、かたちおそろしき山の神おはしましけるとぞ、然るを役の行者孔雀明王の咒を持、五色の雲にのり仙府に優遊し、闇上り峠の北の嶽にて鬼神をとらへ眷屬として諸山を開き給ふと也、中にも此葛城山へ最初に分入、開闢し給ふと也、本堂は南むき本尊は法喜菩薩不動明王藏王權現御座す、此ほうきぼさつと申は華嚴經の文に、於㆓南海中㆒有㆓一淨土㆒、名㆓金剛山㆒、法起菩薩常在說法し給ふとあり、五眼六臂のぼさつなり、御まなこ五つあり御手六つあり、左の御手三つにさんこれい弓、右の御手三つに蓮花五鈷矢をもち給ふ、御長一丈餘あり、五穀を守り給ふふくぼさつ也とて、毎月うしの日の緣日に參りあり、殊に六月七日はゑんの行者だうのむかひに石のほうでん有、葛城七大金剛童子則是也、此御前にて柴燈の護摩の行ひ有、諸人參詣の群集をなす、しか

れども女人はけつかいの山也、大黑堂あり三十八社あり閼伽井あり六坊あり、かづらき山ともいふ、一乘山ともいふ、寺號は轉法輪寺、院號は最上乘院、大日の瀧あり水分の宮より本堂へ六十六町、森屋村より本堂へ七十八町有、酒堂寺へは本堂より十八町戌亥の方也、水分より上る道に有、千早の城へは本堂より十八町ひつじさるの方なり森屋村の方なり、

狂歌老の身も金剛山へのぼるべし
　ほうきぼさつを杖に賴て　法橋哥慶

同　長旅につかいきりつゝ籠ちんも
　金剛せんももたでのぼれる　貞室

同　上りえて金剛山よりながむれば
　胎藏かいと西をしら雲　友和

同　塵つもり山となりぬる證據には
　ほうき菩薩の嶺にまします　每雄妻

同　長閑なる金剛山のうしの日に
　ながるゝ雲やよだれたら〳〵　宗音

同　地水火風空によそへて御菩薩の
　御目も五つありあけの月　一有

同　高く聳え木の葉黃色に成行ば
　是れや金剛千丈のみね　可淸

同　穗にほうき菩薩の稻の榮るは
　金剛山のまもりあるゆへ　正音

同　金剛山かちやはだしでうしの日に
　つのつて登るすねいやつこも　淸風

山の名の金剛童子かちご櫻　梅翁
　佛の座と云草を見て

北方や金剛せん體の佛の座　豐後玉來正信

雲のあしふみかすめたり金剛山　一志

きえ殘る雪や北方に金剛山　榮貞

みどりだつ松や靑面金剛山　葦葉

花の咲本有の體や金剛山　正盛

風にちらし金剛山の花ごゝろ　淸次

氣だかくも咲や金剛山の花　正之

木から花を出すや金剛せんの術　淸勝

花をふむ金剛山の雲のあし　雲紙

花の時かへじや金剛せん貫目　友好

散敷は金剛氈かはなの庭　久任

金剛の不懷身やこの花の友　如松子

山吹の花の盛や金剛山　安求

高き森や金剛山の夏木立　江戶重繼

くつうるや金剛山のほとゝぎす　如貞
手向るや法喜ぼさつにしゆろの花　光善
蟬の音ぞしつかい金剛せん部きやう　時春
かはらざる色や金剛仙翁花　立以
三日月や金剛山のうしの角　政公
法喜ぼさつ月にしおがみましよの山　正晋
朽せぬや金剛仙家菊の花　一十
葛城の山の錦や鬼さらさ　賛也
大雪や足がつめたいこんごうせん　樂也
正體か金剛山の雪佛　淨久

○千早城（下の赤坂の城へ千早城より六十一町餘あり、）楠正成城跡也、東の高さ百五十六間、西の高さ百廿五間、南の高さ百三十間、北の高さ五十四間有、城長さ百六十五間戌亥より辰巳へあり、城の根まはり九百四十間あるよし、秘水あり一日に三石六斗出るよし、寄手梯をかけたる所も有、

楠が謀に諸國の軍勢攻あぐんで合戰をやめ、いたづらに城を守上げて居たりければ、いかなる者がよみて大將の陣の前に立たりけん、

よそにのみ見てややみなん葛城の
たかまの山の峯の楠

狂歌 楠や千早の城にこもり居て
種々のちりやくを廻し人形　清風

同 いにしへの投松明のなごりとて
千早の城に飛ぶやほたる火　正明

同 千早ふるき城あとは實楠の
まさしげりつゝ今も涼しき　友和

同 武士のその名もくちず楠は
千早の城のする石となる　古生

同 めおとつれてかる柴人は此山の
しげみの内でちはやするらん　貞室

同 千早振神の秘水はいつ迄も
日々にわくなり三石六斗　政弘

同 千早ぶる神代もしらず正成が
籠りし城に秘水ありとは　元信

同 ろく〳〵な所ならねど千早には
三石六斗ひすい出づとよ　友和

釣べいか千早が城のはる霞　天滿 政長
千早ぶるざいやくすの木が花軍　久任
神風か千早が城の花いくさ　芳昌

せめて見ん跡もちはやの花軍　立次
兵粮かちはやが城に米櫻　政公
千早にやよするてきちよくの花軍　友和
きごみかや千早の城のよろひ草　辯愚
楠や夏木立ふるちはやが城　河州黑谷正次
くすの木が千早で名乘時鳥　政公
火矢射るか千早が城に飛螢　歩月
夕だちや千早ふりまはる軍神　一十
山人の足手もちはやきり〴〵す　忠正
千早ぶるかみこでふせぐ寒さ哉　正寛
楠のおこりつよひやちはや炭　可房
千早ぶる雪や葛城山の景　羲之
千早ぶる神の御幣か雪の竹　政公
泉もや三石六斗はかりごと　如貞
夜るの雪や千早が城のかくし水　友好
ちはやぶる雪に猶深し埋士井　常政

○下の赤坂楠の枝城也、
東高さ五十間、西高四十八間、北高六十六間、南は山續き也、城の長南北へ二百四十三間横十五間あるよし、前の谷川に數萬ある石は寄手になげあてし石といひ傳へ侍る拔懸三人此赤坂へ來つて打死、歌をよみ置し志哀に思ひ此所に書入る、

天王寺石の鳥居の左の柱は、武藏國住人人見の四郎恩阿生年七十二、赤坂の城へ向て武恩のため討死仕ると書て歌一首書付たり、

花さかぬ老木の櫻朽ぬとも
その名は苔の下にかくれじ

右の柱に相摸國住人本間九郎資貞が嫡子源内兵衞資忠生年十八歲、父が死骸を枕として、同戰場に命を止め畢ぬと書て、歌一首書付たり、

まてしばし子を思ふ闇に迷ふらん
六のちまたの道しるべせん

狂歌ときの聲上てせめしは庭鳥の
あかさか山の城の寄手か　貞室

同　山の名は赤坂なれば正慶の
軍の血にや色さまるらん　河州山田正利

同　昔々まつかうわつゝわられつの
人もや猿の尻のあかさか　弘重

同　旗色もさて赤坂の軍場は
今さへ風に草ずりのおと　林城

赤坂の川へ柳の葉のちるをみて

同　ほの〴〵と赤坂山の秋風に
散一葉の船をしぞおもふ　政公
赤坂のたゝかひや今鶏あはせ　意朔
のむ人の貌赤坂やはな見酒　周國
赤坂とやみにもしらす螢哉　重次
露霜のあかさかとなす紅葉哉　久任
赤坂や火ともす暮のむつの花　清勝

○甲取坂(かぶとり)

狂歌名にしおふ爰も今宵は景清き
かぶ取坂の月を三保のや　正音
同しころよりかぶ取坂の戰は
景清に猶まさる正成　久任
たゝかふや甲取坂の花いくさ　吉方
降參か甲取坂のはな軍　良長
のぼるにも甲取坂や岩つゝじ　意朔
霧拂ふ甲取坂や勝軍　草榮
しころなりや甲取坂の三日の月　重次

○藤林

楠がちからこぶならん藤ばやし　政弘
花の浪うつもたいこか藤ばやし　利光

○屏風塚

霞野に旅寢や枕屏風づか　仙野
土筆出るは繪筆かびやう風づか　及次
屏風塚に飛ぶや揚羽の蝶つがひ　隆玄
花咲も風にはちらじびやう風づか　伊次
花見酒や岩がねまくら屏風塚　利房
色々や花に短冊びやう風づか　義之
花の袖引ても見たや屏風塚　堺政長
山吹の盛や金のびやうぶづか　及次
姫ゆりの一間所かびやうぶづか　吉方
金物かほたるのひかる屏風づか　唯正
初嵐ふせげや里のびやうぶ塚　器水
女郎花の化粧所か屏風づか　重次
屏風塚の繪かや花野の草づくし　良長
びやうぶ塚に露はきらめく金具哉　可次
野分吹や草をかつての屏風塚　堺政長
紅葉ばは色繪といはん屏風塚　義元
屏風塚にふる薄雲や銀砂子　伊次
つゝ雪や白張となす屏風塚　久任

○出合(であひ)と云所は下の赤坂の邊也、

諸國の軍勢の中へ、楠の勢三方より出合たゝかひ、軍に勝し所なりとぞ、

狂歌 楊貴妃も星も相ぼれ初秋の
七日の夜半に出合ふ玄宗　正音

同 夜るの殿の火燈す道に通へるは
出合ひものなり宵の稲妻　政弘

出合がしら打てこそ見ぬ鼓草　浮萍子 清信
敵みかた爰ぞ出合の花軍　清信
連歌しや出合遠近花むしろ　天満 政長
おもふ人と出合ましての花見哉　定廣
花の句に互の時宜が出合がち　忠幸
あつさりとあさぎ櫻や出あひ染　好貞
ほとゝぎす鳴時月は出合かな　意朔
印地打するや出合の里離れ　政公
夕だちの水は河内に出合かな　正俊
村の名の出合はさぞな天つぼし　遊女 藻川
人目忍ぶ草葉に露の出合哉　可圭
風や行事出合相撲の草むすび　吉勝
色よきは出あひに染るちぐさ哉　河州山田 正勝
頓作の出合や一句月のもと　唯正

○一の木戸口

狂歌 花いくさ大功一の木戸口を
やぶるは風の手柄也けり　一有

同 天も地も光り輝く月しろを
見れば三國一の木戸ぐち　良長

鑓梅のさきがけたりや一の木戸　良綱
風ふせげ一の木戸ぐち花軍　良弘
入な〳〵一の木戸ぐち花の番　林城
一の木戸口々ほむる櫻かな　豊後玉來 正信
一の木戸踏やぶつたか沓代鳥　宜休
一の木戸口をもたゝく水鶏かな　易幸
蟬の聲大音聲や一の木戸　好昌
萩や一の木戸かざる錦母衣　弘重

○酒堂寺、本尊藏王權現也、本堂より十八町下に有、

狂歌 名にしおはゞ酒堂寺山で若衆の
しやくをも頼み霞くまばや　淨久

○國見城、楠七郎城跡なり、本堂より廿五町下、

霞もや晴れて世界の國見やま　器水
國見とて胡蝶もするやなれこ舞　立以
雲かとは遠き國見の山ざくら　意朔

國見の城へ矢入をするやうつぼ草　和州庵治正則
すぎやう者や國見の山の月ひとり　未郷
出る月や國見が城の遠目がね　芳昌
○猫路山、篠崎六郎城跡なり、本堂より卅七町下、
狂歌貴賤上下をしなべて皆猫路山に
つながれねるは花の最中　及次
同　猫路山に一つも出ぬ鼠茸
穴かしこしと人やいふらん　同
同　猫路山人目忍ぶのかよひ路は
ねず鳴するも障りとぞなる　正之
同　そろ〳〵と登て見れば木鼠は
一疋もない猫路山かな　法橋哥慶
春毎に燒や灰毛の猫路山　政公
時々を木の目にしるや猫路山　好春
花も雨にさかりをやるや猫路山　政公
猫路山花軍にやかつをぶし　正明
咲花や所まだらのねこぢ山　及次
猫路山の花に胡蝶やねづみ舞　光吉
月と雪花やみけいの猫路山　及次
そはへてはなつ木にけらし猫路山　性空

鰹ぶしかねこぢの山の三日の月　毎雄妻
猫路山の月の鼠や雲がくれ　重次
月の鼠くらふなりけり猫路山　定親
鼠茸狩つくすかや猫路山　利常
村紅葉色や虎毛の猫路山　久任
化粧水となるや時雨の猫路山　江戸重繼
雪に尾のなきやあれかし猫路山　利房
○若山、和田五郎矢倉をあげし城跡なり、本堂より三十九町下、
若山やこれは野老のひげ矢倉　意朔
花をるやまだ若山の姥櫻　清勝
○本見ぬ山、昔一夜の間に涌出したる故に、もと見ぬ山と號すとなり、峯は八よう八社在す、觀音堂十一面觀音御長二尺一寸、平等院と號す、太子へ香花此山にて切り奉レ供由、森屋より三十町上る、
狂歌花ちらす狼藉者を推量に
にくめど風の手もと見ぬ山　受夕
同　夜るの間にによつと出來たる山なれば
もと見ぬ山よすそは霧山　淨次
雪汁やしかももと見ぬ山の水　清次

花に氣のせくや本見ぬ山櫻　周永
あなひせよ本見ぬ山の櫻花　浮萍子
燈臺かもと見ぬ山の櫻花　利常
今はつに見るやもとみぬ山ざくら　一雲
盛には本見ぬ山よ花のえだ　光伯
咲花は本みぬ山の接木かな　如元
花の本見ぬやまことの心なし　義元
末摘て本みぬ山の新茶哉　二笑子
月夜にも本見ぬ山のしげり哉　忠貞
たつた今本見ぬ山や雲の峯　末鄉
末なるやもと見ぬ山の栗と柹　友和
是はさてもとみぬ山か今朝の雪　定久
大雪に木々の本見ぬ山路かな　政公

○上の赤坂、平野將監城跡なり、蘆谷の瀧口より埋樋にて十八町水取る、寄手山の尾を掘切り二丈餘下に樋あり、水止められてこの城落けるとぞ、森屋より十九町上、

水の手をこほりもとむる城地哉　立以
瀧の音もかれあし谷かあつ氷　久任

○楠正成石塔、本堂より千早へ行道にあり、

狂歌くちせじな其名も高き楠は
石になりてもおもき心根　周國

同　千早ふるきあとも朽せぬ楠は
石塔と成り爰にゐますか　友和

同　楠がかたきこゝろの證據には
雨も嵐もませぬ石塔　江戸永田氏重繼

同　正しげに見ゆる石碑の消せぬは
げにや多門の守り成るらん　河州山田正利

同　世に高ふ聞えて今に絶せぬは
金剛山とくすの木が名と　曾立

○皷が尾、水越峠へ上る道に有、こんごう山の方也、

つゝみが尾や嵐の音も松ばやし　光善
松が枝を藤やまき繪の皷が尾　政公
鈴蟲の音や神樂のつゝみが尾　同

○水越峠、金剛山と篠峯との間なり、谷川にめおと淵あり、

上りかね汗水越の峠かな　清風
鴛鴦やちぎりも深き女男淵　政公

○水分神社

神書に建水分神社と有、五社中は水分明神、左は日神

月神、右は呉子孫子也、鳥井に楠正行自筆の額あり、南木(なき)の明神の社あり、是は楠正成を神に御いはひ有由、宮寺は十一面観音立像御長二尺一寸、ぢやうてうの作也、

狂歌 花に寢て起て舞ぬる蝶々は
　　一すいぶんの神の告かよ　正之

同 谷川のながれ一杓くみ揚て
　　呑み水わける夏の友達　敎二

同 初湯をも進上再拜うやまつて
　　まふすいぶんの神かぐらかも　正音

にごる世もずいぶん守れ神の春　貞室
水分や田うゆる民の守り神　同
すいぶんの神風そふや梅の雨　淨久
波のつゞみうて水分の神かぐら　松緑

○水分谷寺、十一面観音立像御長六寸五分、あん阿彌の作、

○北水分超正寺、十一面観音坐像御長九寸五分、景よき山也、

○河野邊西福寺、十一面観音御長二尺一寸、此所の者金剛山にて藥種ほり世間へ出る、

○芹生谷、野老の名物、

狂歌 摘人に根ほれてかゝる芹谷の
　　澤邊の水にお手はぬれ物　正音

同 此ところ久しかれとて芹谷の
　　幸ひ口にまかせけるかな　重次

雪消て七草つむや根せり谷　自延
鶯のすりゑの里か芹生谷　唯正
せりだにはげに名物なところ哉　周國
髭じゝがほるは芹谷野老哉　一利
ほれやつめ野老も爰ぞ根芹谷　友和

○馬谷観音寺、十一面観音立像御長三尺、

馬谷の花見や馬頭観音草　重次

○森屋常念寺、正観音御長二尺四寸、

○神山体預堂(かうやまあじゆん)、十一面観音御長三尺三寸、餅つき山と云有、

枝やきね餅つき山のうす紅葉　政公

○東條川

狂歌 ちはやぶる神山風の吹落て
　　東條川に紅葉流るゝ　一也

波の聲や東條川の水せがき　久任

○寛弘寺大日堂、馬場の地藏奇妙の地藏也、昔は伽藍所、跡あり、

春雨は牛のよだれか大日堂　河州古市吉重

花よりもだんごでまつればゞ地藏　光善

ひろき林に神明の社あり、

めぐみある神明佛田の取めかな　吉重

ばゝ地藏かづくや雪の綿ぼうし　同

○日出目村光明寺正保院、正觀音御たけ三尺（此村の名を十二月晦日共書と也）しやくせんだんにて有けると申傳へ侍る、清明が此堂の内、蚊のなきやうにふうじて置と也、

○中津原向福寺、聖觀音春日の作、藥師坐像あん阿彌の作、

○小吹村蓮花寺、十一面觀音御長二尺一寸、

○菖蒲が堂地藏、坐像御長四尺三寸、行基御作、弘法大師開起、（元來は生補と書也、）

ふきそふるしやうぶが堂の軒端かな　意朔

○觀心寺

山號は檜尾山、役行者の開基弘法大師の建立也、緣起は實惠の文章、仁明天皇の御宸翰御判あり、二條家關白孫嗣奥書、本堂南向本尊如意輪觀音（弘法御作）七星をいただきまします坐像にて御長二尺五寸有なり、賀利帝母天の社あり、童子を守り給ふ女神なり、坊數四十六坊あり、弘法大師の額あり、

後村上天皇御廟、實惠の廟所の上の山に有、

後醍醐天皇の御綸旨數通あり、

飛行の獨鈷あり、楠の文數通あり、

實惠は弘法の弟子東寺の一の長者也、

古き塔一重あり、是は楠軍の時寄手取やぶり、九輪をおろし、くわんすに鑄させたる由太平記に見えたり、其時一重殘しけるか、護摩堂の上の山に社多し、東に閼伽井有、西の門ぎはにも井有、南より西へながれ川有、岩間を落る白浪瀧のごとし、

やかずとも草やもえ出んひのを山　德淸

ひらく花これも阿字とや觀心寺　立以

春されば花もともすやひの尾山　久任

花に鐘や暮れて無常を觀心寺　西鶴

蟬の經に鐘の響やくわんしん寺　可正

攝待やたつる茶釜の觀心寺　重安

○甘南備村に白楊梅の名木あり、大にして大白うへつかたへあがる、

狂歌かんなびの楊梅の木のかみしもの
白きを實れば世は盛なり　意朔
同 たがかけしかんなびなるぞ楊梅の
しろきはこゝの名木ときく　友和
同 仙人も童べもいろにまよひぬる
それはふともゝ是はやまもゝ　一有
同 大きなる白やまもゝをさかなにて
一ぱいまいれ酒のかんなび　正之

○佐備村妙見寺正觀音、御長八寸五分、行基の御作、
○竹谷不動明王、御長五尺、弘法御作、佐備の領、
○河内觀音寺正觀音御長一尺二寸、毘沙門御長三尺、
○中村大日堂藥師堂春日宮、下り松神木也、
○百田村觀音寺正觀音、御長一尺八寸在す、
○龍泉寺 ふもとより上たばこ出る、
蘇我大臣の本願、古へより此所に龍池あり、惡龍住て災をなせしにより、大臣池のそこを見る事七日七夜、其時龍王人のかたちをげんじ、大臣の誓願たつとし、我佛法にかつべきやと、則もとのかたちになり飛さりぬ、それより水濁してから池と成、其かたはらに寺院建立有、其後大師加持したまふ時、本の龍法味をかんじ此池に歸り清水を出し其流れ今にたえず、本堂南むき藥師如來牛頭天王の宮有、又池大小四つ有、此内大の池中に島三つ有、中は辨財天右は聖天左はいだてん也、小三つの内にそこのしれぬ龍池有、又東に龍穴一つ有、石のふたして有、大ひでりの折此所にて雨をいのりて石のふたをのけぬれば、俄に雨ふるとぞ、坊數廿五軒、二王門有、二王は弘法の御作、龍泉寺と書たる額は東寺の長者大覺寺の筆なり 寺書にあり、龍泉寺の内中山寺馬頭觀音坐像御長九寸五分、
咲花に歌も吟ずや龍泉寺　則武
夕立の雲や吟ずる龍泉寺　惟貞
雨乞にをどりぶりよし龍泉寺　貞弘
雨乞やゐ記天にあり飛龍泉　友夢

○毛人谷淨谷寺、十一面觀音御長八寸、
○富田林
茂る杉富田林か酒ばやし　檜板
○南別井宮寺梅の坊正觀音、御長二尺二寸、太子の御作、弘法の井有、
○北別井宮寺十一面觀音、御長二尺八寸、春日の作、
○大伴黒主の塚二つ有、故に夫婦塚とも云也、

狂歌　薪をばせなにおふ伴の黒主の
塚に休むは歌よみかなふ　友和
同　大伴の塚によみぬる短冊は
其黒ぬしのはけ目成かも　政弘
同　黒主の歌のさうしの現れて
うき名を流す大伴の川　政公
いざ子どもつめ大伴の三つ葉芹　意朔
大伴は大名竹のしげりかな　久任
黒主の塚にうるしの花もがな　友夢
女郎花風にくねるな夫婦塚　檐板
錦木かはたおりもすむ夫婦づか　同

○東條川西條川、大伴の北の河原にて一つになる、
すまふ場や東西條のかわつかせ　弘重
入日うかむ西條川のせがきかな　深譽
秋を穂に出すや西條河原蓼　意朔

○石川
石川の瀬ごしにつくれ鮎の魚　一十

○白木村観音寺十一面坐像、御長一尺五寸、
こま人もけふや白木の弓はじめ　常有
よそ目には白木作りや花の宿　玖也
里の名の白木づくりかたち葵　可清
紙のぼり出すや白木の弓手めで　貞室
圓居せん里や白木の月の弓　利房

○平石村観音寺十一面観音、御たけ三尺、平石の城跡あり、
狂歌　過てこし昔を今もしろあとに
その名斗やのこるひら石　松緑
平石の観音の座か岩蓮華　良恵
平石をあてばんといふ礎かな　光伯
秋風にひらいしや爰かしこの實　河州山田 重勝

○法花寺、北加納村一在所不レ殘皆法花宗、牛迄御經いたゞかせける所也、戸だてが峯、たかつきが峯、和田川、此つゞきの下は梅川と云也、
狂歌　法花寺の山より出る和田川の
流れ題目となふうぐひす　淨久
同　和田川の水くみはこぶ新發意に
さぞかんなうのあらん法花寺　久任
花に吹風に戸立が峯もがな　天滿 政長
風よけや戸だてが峯といはつゝじ　富吉
是は天の戸立が嶺か五月闇　元山

かけがねか戸だてが峯の三日の月　宜林
冬ごもる里や戸だてが峯颪　意朔

○梅川

狂歌 打浪の花形と見るむめ川の
音はまことに鼓とぞきく　弘重
梅川の岸に多しやうぐひす菜　可清
梅川や春の物とてながれ水　光伯
梅川やさかでもちるは浪の花　意朔
梅川や星さへくだる春の水　秀立
梅川の香に乗じてや花筏　香隆
梅川にまなくよするや花の浪　可正

○南加納村東福寺地藏堂、淳和天皇の御宇に滿米上人(本名は滿慶と云也)開基、地藏坐像御長一尺五寸、滿米の御自作なり、

○寺田村山下寺、十一面觀音御長二尺三寸、

○大ヶ塚村觀音堂善正寺、正觀音御長一尺一寸、此觀音は下總國猿島郡ふたらくせん觀壽寺よりうつし奉る、曾我時宗安置せられし御本尊也、

○大ヶ塚は根來法師城郭の舊跡なり、

花の時宗とまいらん觀音堂　可清
諸惡まくさ手向る花や善正寺　可正

○一須賀村宮寺、十一面觀音御長七尺、天神社、一須賀大ヶ塚両方の氏神也、

白梅や花の一すかの御神木　一十

○山城村降幡(ふりはた)大明神大寶寺正觀音、坐像御長五寸、弘法の御作、

民やこふる雨ふりはたの神まつり　可正
お神樂の鈴ふりはたの宮居かな　同

○持尾村宗音寺、十一面觀音御長三尺、橋の大木有、

狂歌 枝折て手にもちの尾の橋は
めでたいぼくになり木成けり　正音
たち花を持の尾ぞなけ郭公　意朔

○弘川寺役の行者の開基、山號は龍池山と號す、本堂は南向、藥師坐像御長二尺五寸、役行者の御作也、淸水原天皇一宿の御夢想に水底に御舍梨在々と御覽被レ遊、御壽の上にて顯れ給ふ、御舍梨一粒の内に五色分有、後鳥羽院勅筆有、大師の御自作御影(土像一體木像一體)有、六坊有、西南院に十一面觀音御長一尺七寸、大師の御作也、すや櫻と云ふ名木あり、

ぬる蝶やすや／＼ざくら弘川寺　保友

花瓶は德利かつぼかすや櫻　松綠

○畑村觀音寺、十一面觀音御長三尺一寸、春日の作、燈明櫻は山の上に有り、弘法の太子へ日參の休石道に有、

○高貴寺

神下山、役の行者の開基、往古の寺號は香花寺、其後弘法大師改給ひて高貴寺と號す、神下山と云事は、當寺の鎭守岩船の明神は高貴德王ぼさつの應現にてあまくだり給ふ故也、此山の內に岩船四十八有、浪石もあり、明神の嶽は諸神のたけ共燈明のたけ共申也、折折龍燈あがる故なり、本堂五大尊弘法大師の御作也、後鳥羽院鳥羽の僧正の石塔あり、寺中四坊あり、御影堂大師御在山時代の堂也、此堂にて大師後夜に佛法僧の鳥を聞給ひて詩を吟じたまふ、

閑林獨坐草堂曉、三寶之聲聞二一鳥一、

一鳥有レ聲人有レ心、聲心雲水俱了々、

我國はみのりの道のひろければ

鳥も唱ふる佛法僧哉　後鳥羽院御製

御影堂のまへにしば手水のひばの名木あり、當山御影堂へは女人けつかい也、下の本堂迄はもうず、善女龍王の池あり、大ひでりの折は此池にて雨をいのる、大師三鈷にて掘給ふ閼伽井有、弘法詠歌、

うづみをく木の葉の下のかくし水

流れの末は絕えぬものかは

寺中に、そめわけきりませとて紅葉の名木あり、三十番神の社あり、此かたはらにふく石とてあり、むかひの山をほこたて山と云、行者のほこ立石有、西谷弘福寺、正觀音御長一尺三寸五分、春日の作、

狂歌高貴寺にとり三寶を鳴く時は

風音につれて常樂に聞く　時春

同　高貴寺に佛法僧と鳴く鳥の

こわねをきけば爰も極樂　政安

同　あかつきに佛法僧の鳥きけば

耳のあなよりさむる煩惱　唯正

過にし頃大師堂うはぶき有し時、下の本堂へ大師の御影をおろし開帳有、男女共にまふで侍りける時に、

狂歌雲わけてのぼれ大師の御影をば

女人もおがむ高貴寺の月　正之

染わけの紅葉を見て

染わけの紅葉やはれぎ山姫の
きりませぬひし錦なるらん　淨久

郭公やほぞんにそなふ香花山　意朔

なぜなかぬなけきかう貴寺の郭公　義元

高貴寺に鳴く松虫や鈴のこゑ　政公

かうきじをあかふぬりての紅葉哉　安求

○岩船明神

狂歌岩船にのり給ひしは神道の
加持の力の徳かとぞ思ふ　野鹿

伊勢丸と是や岩ふね月の船　定親

礒ならでつけ岩船の神樂餅　時春

○新堂村寶海寺、十一面観音御長四寸五分、あん阿彌の作、

狂歌観音を見れば古佛でおはします
新堂といふは名そらごと哉　久任

○粟が池聖武天皇の御代に掘せ給ひしとなん、

ちる花もはかなや水のあはがいけ　義政

夏來てやぬけば樋口にあはが池　器水

紅葉鮒やぬれ手でつかむあはが池　一十

○喜志の櫻井、太子の馬のむちにて御ほりありしとなん、

櫻井や花の彼岸といひつべし　河州古市吉重

櫻井や馬もたすかる法の水　一十

ふかきおんくむ櫻井やきしの陰　義政

○下の水分大明神◎原本此項下に水分大明神の圖を掲ぐ、今之を略す、

河内國名所鑑卷一終

# 河内國名所鑑卷二

○天野山

寺號は金剛寺、行基菩薩開基の勝地なり、其後弘法大師經行の靈場なり、禪定仙院勅願の所也、本堂は南むき、大日の丈六脇立は不動降三世權作なり、塔あり觀音堂藥師堂其外伽藍數多あり、樓門に毘沙門持國左右にまします、弘法の御作とぞ、坊數七十坊あり、丹生明神(にうみやう)水分明神孔雀明王の社其外數多あり、天照太神辨財天善女龍王、是三社池の傍に有、我の社有、

聖武天皇最勝王經勅筆　大織冠自筆の經
後白河院院宣　光明后宮自筆の御經
高倉院廳宣　中將姫自筆の御經
後鳥羽院宣旨　赤八幡の御影弘法自筆也
後醍醐天皇綸旨　鐵塔弘法唐より請來
後村上天皇綸旨　楠一門の文數通あり

東寺の佛舍利九粒、禁中より御寄進綸旨あり、紺紙金字の法華經壹部、弘法大師御自筆也、賴朝公より以來代々將軍御朱印あり、後醍醐天皇の作らせ給ふ兩院の舊跡の坊有、内坊舍の本尊觀音は春日御作、地藏は弘法の御作となん、千手院千手觀音御長二尺、後醍醐天皇の御作、修善院の如意輪觀音聖德太子の御作、坐像にて六尺、滿願院十一面の千手觀音御長三尺、安阿彌作、智足院十一面觀音御長一尺八寸、天野酒名酒なり、梯松茸名物也、

あまのざけのみけるをみて

狂歌そちならで誰にのません天野酒

色をも香をもしるわんぞしる　稙好

山に立かすみやくまばあまの酒　可正

あたゝむる錫ふりさぐれ天野酒　檜板

くふて見よ名にしあふたる天野柹　忠昌

背戸門にたるゝや天野釣しがき　弘重

松茸の味も一しほあまのかな　唯正

くふて見よ燒松茸はあまのかな　重安

松茸の笠やどりする天野かな　以仙

天野山ふりさきみるや雪の花　政公

○小山田村神宮寺正觀音御長七尺二寸、弘法の御作、

○日野村正觀音御長二尺有り、𪉩の山大日寺、楠正成の作、

所がら日野の小袖やきそ初　政公
初物は日の出といはん眞瓜哉　光伯
花にかげさすや朝日野觀音草　可清
○扇山大山、扇ひらひたごとくみゆるとて扇山と云
傳へ侍る、
狂歌花見酒にゑひて踊の足音を
地かみなりとやきく扇山　及次
風をそつて開くや扇やま櫻　正房
折よるや扇の山のかなめ花　河州木本 忠之
茂る木は末廣なれや扇山　葦葉
たゝみかけてなけ扇山郭公　良綱
しげる木のかげやかさへし扇山　良賢
風かほる實もすゞしや扇やま　義元
夏の外は禮義のためか扇山　友和
ほねをりてのぼれ涼しき扇山　周永
あふぎぬればいよ〳〵高し扇山　天滿 政長
すゞしさを風の手やもつ扇山　仲宗
あつき日をそのれとはらふや扇山　可圭
雲の繪やう末ひろがりや扇山　久貞
涼風や手風神風あふぎやま　未郷

涼風や立よる影もあふぎ山　江戸 正次
誰も月をあをぎ見るらん扇山　一雲
かれははん女是はなんじよや扇山　及次
草も木も月も繪やうか扇やま　浮萍子
月と日をかなめとや見ん扇山　毎雄
稻妻でひかるや金の扇やま　可次
朝霧の箱にいるゝや扇やま　重次
置露や銀のかなめの扇やま　及次
秋の色やつまくれないの扇山　野鹿
與市ならで扇やまとに月の弓　正儀
扇山の繪やうは木々の色葉哉　良綱
月かげのさすや扇の山の腰　林城
紅葉するや皆くれなゐの扇山　正武
ふる雪はまさご地ならし扇山　雨謙子
降つもる雪や白地の扇山　林城
○光瀧寺くわうのたきでら又くわうりうじといふ、山號は福玉山、行滿和尚の開基、本尊は不動雨脇は金剛せいたか、則行滿和尚天竺震旦日本三國の土を以て作り給ふ靈像也、塔あり、又五丈落る瀧あり、
瀧の畑村泉長寺觀音有、此谷よりくわうのたき泝う

りに出る也、

花の比は光の瀧のみの酒ゑん哉　重榮

月影や岩間を照す光の瀧　好昌

光の瀧のつらゝは不動の利劔哉　松綠

ほそ炭や色も白糸光の瀧　如貞

○岩涌寺十一面觀音、大師一刀三禮御作、瀧あり、

岩涌や花の瀧見の觀世音　一十

○加賀田八幡かゞ田の内西村、圓通寺石に觀音の梵字有、長二尺五寸、

かゞ田にや北國早稻は出來物じや　器水

○小鹽珠寶山誓敬寺、十一面觀音御長一尺九寸、聖德太子の御作、

○松明屋村、

花も火をともしくらべかたいまつや　則武

送り火やまよいを照す松明や　堺 政長

○石佛村、弘法の作と申傳ふる、

狂歌 後の世を助け玉へと拜むこそ

約束かたき石ぼとけなれ　秀綱

○片添村觀音寺、正觀音御長二尺三寸、作不レ知、

○三日市、何の比にかありけん、高野まふでのおりふし此所に一宿したまふ、あるじ所望によりて短册給りけるとぞ、

野山旅客　烏丸資慶

さゝのやの一夜のまくらわすれじと

書き殘さむもあたしことの葉

月輪寺、藥師有、觀音有、

狂歌 四日ともたゝぬ三日の市立に

二日醉ふすさゝのやのうち　萬哲

酒のみに立や彌生の三日市　意朔

桃の酒賣かや二日三日市　正寛

○上田八幡又ゑぼしがたの八幡共いふ、山の頂ゑぼしに似たる故也とぞ、一切經堂有、金佛の釋迦在、正法寺聖觀音御長一尺六寸、

うへ田村や茂りたる森は八幡宮　光伯

八まんの社領の苗をうへ田かな　保友

狂歌 道すがら旅の折しも見あげぬる

山はひだりのゑぼし形かな　晉立

同 ゑぼし形の山を左に見る折は

五月の雨の雲なかぶりそ　貞室

霞もやかゝる貴人のゑぼしがた　政公

ゑぼしがたにかゝる懸緒か玉まくず　浄久
三日月の空やこゆひのゑぼしがた　周永
雨の夜は月もなしうちゑぼしがた　重次
すきにきる赤ゑぼしがたやこい紅葉　周國
枝栗やいが〳〵と折ゑぼしがた　宜休

○鬼住、昔は鬼住みけるとておそろしき所有、鬼の塚あり、常樂寺藥師、坐像御長三尺、延命寺石地藏、弘法御作、御長四尺、山號は佉羅山と號す、一谷拳頭庵如意輪觀音、太子御作御長一尺、

鬼住と聞くも冷しき木陰かな　自延
鬼住のつらゝは牙か軒の口　唯正
年越は實(げに)鬼住の夕べかな　周國

○河合寺、天智天皇御願所、山號は寶珠彌山、役行者の開基也、十一面千手觀音、則行者御作、御長三尺三寸、あたりに川瀧有、

狂歌 山がらすなれも無常や觀ずらん
鳴きぬる聲もかはひ寺かな　久任
初觀音衆生やいとしかはひ寺　保友
捨る子の寒きおもひやかはひでら　良源

○金胎寺、昔の城跡あり、ふもとは嬉村、十一面觀音、作知れず、

つむ花も雨部つゝじか金胎寺　弘重
月と日の影や陰陽こんたい寺　葦葉
やどる間に晴やれ嬉し村時雨　宜休

○横山天神、大石より鹽出る故穴鹽寺と號す、十一面觀音在、御長一尺九寸五分、白炭出る、

立ながら見る横山の霞かな　周國
横山にはへしげりたる小萩かな　一之
よこ山に月や照手の貌の色　扇斗
横山の嵐に落る小栗かな　忠貞
よこ山や落るてるての姫ぐるみ　毎雄妻
横山の白炭か木々のたまり雪　檐板

○伏見堂觀音心寺如意輪觀音、坐像御長一尺三寸、
○彼方(をちかた)村蓮花心寺正觀音、往生院柘榴出る、
○錦郡(にしごほり)村人丸舊跡、觀音寺如意輪觀音、弘法御作、御長一尺二寸五分、

夜もすがら明しがてらにたく物は
錦郡山の妻木なりけり　人丸の傳へ侍るといひ
染色の山柿なるかにしごほり　一十
同じ枝をわきてにしごりや柿所　光榮

柹木の紅葉のころや錦郡　　幾音

○高向(たこが)村惣持寺十一面觀音御長二尺一寸、春日の作、

○上原(うはゞら)仲哀天皇御廟社、拜殿石段、石の鳥居有り、社僧四十代有、觀音堂は普門寺と號す、正觀音御長三尺、運慶の作、

○西代村岡田寺十一面觀音、御長二尺一寸五分、

○原村寶池山法音寺十一面觀音、金佛御長六寸、

○長野村極樂寺正觀音、御長一尺五寸、役行者の御作

○向野村紫雲寺正觀音、御長二尺三寸、安阿彌の作、

○市村天神いざり松、法幢寺十一面觀音、御長一尺七寸、太子の御作、

夕涼みかげにや人のいざり松　　唯正

影落る月もや共にいざり松　　河州古市 吉重

○南向田瓔珞寺、釋迦堂有、坐像御長三尺五寸、

○北向田慈眼寺正觀音、御長一尺七寸、春日の作、牛頭天王社有、七村の氏神と也、

○西板持西福寺藥師、御長一尺四寸、同村南に坐像の藥師有、御長二尺五寸、

○廿山(つゞ)、地藏堂あり、

狂歌　美女つゝじまだ年も經ぬ廿山の木なりのよさや雨露にぬれ物　正音

つゞ山やまつとしきかば若みどり　仲宗

花咲ば老木もつゞやはたちやま　西敎

廿山で見るや盛りのはたち花　周國

女郎花さかりはつゞやはたち山　芳昌

廿山のかしらの雪や若白髮　周永

○半田藥師如來、御長二尺五寸、安樂寺と號す、

○狹山池、そこに石の樋有、行基菩薩の作なり、尺八樋は慶長の比に和田久兵衛作也、天下において是尺八樋の初りとぞ、

堀川後百首　苔深みさ山の池のねぬなわの
くるしげもなく鳴く蛙かな

六帖　戀すてふさ山の池のみくりこそ
ひけば絶すれ我やねたゆる

夕だちのさやまが池やふりたまり　元信

夕だちのさやまが池やたゞ一ふり　良弘

さやま池秋風吹や尺八樋　貞弘

さし入やさやまの池に月のけん　由久

いでゝ見よ豆のさやまの池の月　唯正

劔羽をぬくやさやまの池の鴛　宜休

○北野田藥師如來、御長二尺、太子の御作、
○丈六村、昔は丈六の釋迦有、今は不動石佛、又卅番神社あり、
○原寺大聖寺藥師如來、御長二尺、
○西村觀音寺十一面觀音、御長一尺一寸、
○菩提村十一面觀音、御長二尺三寸、鬼子母神社有、
○太村藏王權現堂、寺號は神現寺、本尊御長五尺餘、運慶作、
○菅生天神、

手ならひ子とるやすがうの筆つ蟲　可房

○大保村、河内鍋のはじまりし所なりといひ傳へり、

雨くもる月や大保のなべの尻　器水

○天武天皇（四十代）御廟、黒山に有、藥師堂有、はらみの藥師と云、

狂歌をちこちのたづきもつふす黒山に
おぼつかなくも鳴る神の音　政公

蟬の經やはんにやはらみつの藥師堂　同

黒山といふにもはるゝ月見かな　貞弘

黒山やけんほう染と夕時雨　保友

○阿彌村、昔は阿彌陀寺と號して十二坊有けりとぞ、中比は六坊今一坊、糸薄と云謠は爰の事也、登蓮法師雨ふりけるにみの笠着て此所へ來り、一わたのべの聖に薄のしなを尋ねはんべるとぞ、

狂歌吹風も異香薫ずるあみだ寺の
庭こそ花の雪ぼとけなれ　一有

同錢ほどにひからせ給ふあみだ寺の
そのねくらいや四十八くわん　正明

あみだ寺の藤は來迎の紫雲哉　晩翠軒

見に行やとつはかわちの糸すゝき　貞因

あみだ寺やつまぐる珠數の糸薄　良弘

阿彌陀寺や道引御手の糸すゝき　良長

○河原城村、むかしの城跡あり、

魚鱗にやいくさみだれの河原城　一十

○多治井若松天神、

狂歌老松も又若松も末社にて
まことに自由自在天神　富吉

若松のもとより松露や神ごゝろ　好春

○小寺村藥師如來、坐像御長五尺三寸春日作、如意輪觀音御長八尺、五色の佛舍利あり、
○今井村大寶山法雲寺、惠極和尚開基、本堂の本尊正

觀音坐像御長一尺六寸程、脇立八歳龍女善財童子、作、

○西坂田觀音寺十一面觀音、御長一尺七寸、太子の御作、

○西の浦龍臥山寶淨寺、釋迦堂十六羅漢堂の舊跡、

にしのうらや東おもての家さくら　貞弘

西の浦は涼しくも有か夏座敷　重成

○十二代景行天皇の御子白神の御廟、しらが山といひならはす、

ふりつもる雪の柳や白神山　周國

卯の花や幾年よりの白が山　弘重

正直のかうべの雪やしらがやま　政弘

雪埋む廟や白神白神山　久任

○四十二代文武帝の臣下輕ノ大臣の廟有、ふもとを則かるはか村と云、此人遣唐使の時、唐土人頭にとうだい木をうちつけて灯臺鬼と號すと也、其子弼の宰相尋行て王にことはる、與那王孝をかんじて渡す、おや子づれ歸朝す、

狂歌灯臺木の油つぎかけ消はてゝ

ほたるのひかりかるの大臣　秀綱

天飛ぶや輕墓山の無常鳥　初知

輕はかにともす螢や灯臺木　野鹿

○藤井野中村領内に有、元亨釋書に曰、釋慶俊姓藤井氏内州人、事ニ道慈ニ學ニ空宗ヲ居ニ大安法華等寺ヲ嘗開ニ愛宕山ヲ爲ニ第一世ニ天應元年爲ニ僧都ヲ性懷ニ悲愍ヲ好施ニ貧病ヲ矣、慶俊出生所也、舊跡あり、

狂歌面白や是もあたごの藤井ぞと

花にうかるゝ瓢たんの酒　河州野中正信

さがり藤井にうつりてやあがり藤　回魚

神の心くむや藤井の花見酒　河州野中正信

○野中村灕願寺は太子御建立の地也、則山號は野中山と號す、本堂藥師坐像一尺二寸、亦十一面觀音立像一尺八寸、鎭守は牛頭天王、唐繪の佛ぼさつらかんの繪二十七幅あり、

○野中寺、山號は靑龍山、院號は德蓮院、聖德太子の開基、蘇我大臣の草創也、昔は七堂伽藍の靈場也、執の兵亂の時にかありけん燒滅し侍るとなん、あとふりて久敷石ずへ斗殘りけるを、爰に寛文の比阿闍梨覺英と云有て、かやうの靈場の絕なん事をかなしみ、諸方にくわんじんして貴賤の助力によりて、先本堂の藥師堂建立なる、藥師坐像御長二尺七寸、太子の御

作也、追付子安のくわんをん堂建立あるべしとなり、子やすのくわんをん御長一尺五寸五分、金佛也、南無佛の太子の御影あり、毘沙門あり、大黒有、辨財天の社有、善女龍王の社あり、太子の閼伽井奇瑞有、行基菩薩楊枝をもつて掘り給ふ井あり、鎭守八幡の社有、此所を今は野々上と申と也、別院に寶泉寺と云堂塔伽藍の舊跡有、大坂軍の時眞田左衛門佐此あたりはびき野ぼけが山に陣を取、一合戰して大坂へひき取由、或老人の物語し侍る、

咲花はつりがね草か野中寺　則武
手向んとむすぶ清水や野中寺　可正
たむくるや野中に生る藥師草　可清
かんきんを鳴も申や野中寺　正俊

〇安閑天皇御廟、(二十八代)高屋の城の本丸の高き山也、御廟の上に畠山左衛門尉高正とやらん、屋形をたて八百八さまの城に作られ、住城有しと也、天皇の御とがめにや程なく此城おちけると申傳へ侍る、南に藏王堂有、北に不動有、

(狂歌)古城の畠山にはすかれても
かゝしに弓をひかせこそすれ　一也

蕨手に露をすへたるたか屋かな　久任
月代のあとや見あぐる高屋ぐら　西鶴

〇古市に雪の宮といふあり、また白鳥の宮ともいふなり、やまとだけの尊鷺になり飛びたまひしと申傳ふる、

千世やふる市こそまもれ雪の宮　義政
眞白に飛ゆきの宮の鳥井哉　一十

〇西琳寺、

向原寺改て號二西琳寺一、百濟國之聖明王より赤栴檀之釋迦の像(毘首羯が作)閻浮檀金の十一面觀音幷に經卷佛舍利等初て日本に渡レ之獻二欽明帝一、天皇勅二蘇我稻目一令レ守二護之一、稻目造二向原宅一安二置之一、即改爲レ寺號二向原寺一、是日本佛寺の最初也、元亨釋書に云、先二天王寺一卅九年、造佛立寺之權輿也云云、三國佛法傳通緣起等に委記レ之、境內四方書等後宇多院宮符宣在レ之、寶塔眞柱の石礎底に刹の一字雕付在レ之、刹柱の義歟、所レ謂佛閣崇重すれば國を保つ故歟、

一、釋尊の脇士(不動明王 勝三世明王)　弘法大師の作、
一、坐像十一面觀音　安阿彌作、世號二孫六觀音一云、

一、地藏菩薩　天神の御作、つまとりの地藏と云、
一、閻浮檀金十一面觀音　へさきの觀音と云、
其外靈寳數多あり略す、
狂歌双六のさいりんじにや朱四重五の　　意朔
十八日はくわんをんまいり
入方の月見どころか西琳寺　　可清

河内國名所鑑卷二終

# 河内國名所鑑卷三

○上の太子、
科長山叡福寺御墓山、太子の御母と太子と御后と三骨一廟なり、此ところを御廟につくらせ給ふいはれは、推古六年九月に太子甲斐のくろ駒ににめし、舍人調使丸を具し給ひて雲中に入、富士山に上り給ひ、末世の衆生をどせんがため靈地を御尋ありし時、地より五筋の金色の光天にさす、其所を御覽じければ河内國石川のこほり磯長の山也、誠に過去七佛此所にて大乘の法を説ひろめんとしたまへ共、いまだ時いたらずして五字の妙文を此山に埋みまします、かるがゆへに五字の峰と名付給ふとなり、三國無双の勝地なりと御墓をつかせ給ふ、直御墓の內に入給ひ、こ
こをきれかしこをたてと宣ひけるとかや、和州法隆寺より御母の御棺を官人にかゝせましまくておさめ給ふ、かの御棺のながへを御廟の口にさしおき給ふとなり、則此木生つき若葉をむすび今にいたりてさかえをなす、大乘木と申す也、其以後衣更着下の二日

に、太子と后諸ともにかくれさせ給ふを、同じく一所におさめたてまつる御墓山也、常燈あり、御墓の廻りに石佛四百九十體在、皆觀音の梵字有弘法の御筆也けるとぞ、左に淨土堂阿彌陀、弘法の御作也、右に太子卅五歳の御影堂有、此内に代々帝の御位牌有、太子十六歳の植髮の御影堂有、如意輪觀音堂有、山伏の普門石と云行ひ石有、弘法の御作の閼伽井有、科長神社九社有、池の汀に辨財天有、賴朝の御石塔あり、

寶物

一、太子繪緣起三卷、宮御門跡御攝家御公家衆以上五十一人之御筆、外題は寛文法皇樣御筆、
一、同繪傳七幅、土佐將監筆、
一、太子二歳にて御自筆の御影、
一、太子十六歳御影御長五尺、 太子一香一花一刀三禮、植髮御影御自作、天子の記錄あり、
一阿彌陀御長三尺鳥の作、 一、如意輪觀音太子御自作堂に有、
一、欽明天皇御安置の佛舍利、 一、太子御自作の地藏菩薩、
一、用明天皇御自筆の觀音經、
一、太子二歳南無佛御影、御自作、
一、推古天皇御自筆法華經安樂行品、
一、弘法大師自筆心經、 一、善光寺如來の寫閻浮檀金御長一尺八寸、脇立觀音有、
一、推古天皇御安置之佛舍利、一、名月寶珠、
一、八祖相傳之佛舍利四粒有、
一、太子未來記の文刻彫し給ふ碼碯石あり、
一、塔再興の時、古の心柱の石ずへの下より佛舍利十二粒出る 金蓮花の中に納てありけるとぞ、
一、山路殿(さんろどの)草苅笛、 一、太子高麗笛、 一、牛玉、 一、馬角、其外略レ之、

玉葉 消にしをうしと斗はみはか山
　　先だつ雲の行衛しらせよ　花山院入道前右大臣

狂歌 二度三度光は地より天にさす
　　妙ではないか上の太子寺　法橋齊慶

同 御母と太子きさきのみはか山
　　まふづる人もなすや三拜　意朔

同 夜も晝もふだんだるまと御太子の
　　法の光りは絕えぬ常灯　弘重

同 聞しよりみしゝにたえて殊勝さは

三骨納まる御墓山かな　淨久

同　御太子の追善ならん五もじの
峰にはひゞくうぐひすの聲　政弘

同　短尺の雲間に五字の峰あるは
これ句の上の太子なけり　榮貞

芹をつみて花と手向ん御はか山　可清
鶯の經やふぎんのみはかやま　可正
雪やねはん釋迦牟尼佛の五字の嶺　器水
雪と月と花とやみつの御はか山　雲紙
花見衆出立ぶりよし科長山　河州山田 忠之
花にやぶれ禁酒一日の叡福寺　如元
樂にあはせ鶯の歌やゑい福寺　梵達
雨に花さとりやひらく大乘木　器水
叟をきれとゆるす太子の花もがな　立以
花見する人や佛性同たいし　一利
みなかみの太子や法のはなの本　正音
上下の太子の影や月とはな　如貞
法の花もひもとけ四敎五時の嶺　定親
南無のけて鳴鶯や五字の峯　正寛
みち草や仁義禮知信五字の嶺　德清

別都頓宜壽なけおのが名の五字の岺　如元
是もみのりありけり上の太子桃　久任
いひにうへる人やたすけし太子桃　一十
あつまるやおどりぶりよきしなが山　正元
御墓山や叟もかしこもきり／＼す　友和
じかと聞てよるや山路の笛の音　利常
二つ三つ越ぬる鴈や五字の峯　常有
月に雲やあゝ南無阿彌陀五字の嶺　可清
月に數珠やくるりとみはか山廻り　正音
一代の御法や五字の峯の月　空玄
太子にて月見や憲法十七夜　河州山田 重繼
霜に鳥の跡をや殘す五字の嶺　玖也

二王門の向南の山へ橋渡り大日堂有、それより山へ上り西法院といふびくに寺あり、太子の御めのと月益姫日益姫玉照姫三人の寺なり、此三人の御めのとの塚石塔あり、

閏年や月ます日ます花の春　光善
くれなゐよ猶夕日ます姫つゝじ　弘重
塚にたてよ露の玉てるひめ椿　可清
露毎に月ますひめのひかり哉　一十

かゞやく月も玉てるひめの塚　重房
十五夜は御月ますみの鏡かな　河州山田正勝
○用明天皇御廟、中尾山陵と云、春日村の領に在、太
子の御廟より五六町辰巳に在、
三十二代
○妙見寺観音堂十一面観音、御長六尺、初瀬の御衣木(みそぎ)
也、昔の塔の心柱の石ずへの大石あり、いつの比にか
ありけん、和州春日の鹿と當所の春日の鹿と両方の
つかはしめ行合候とて、其より鹿合谷(かがふ)といひ傳へ侍
るとて深長の谷たり、此谷へ大石の三間餘ののぞき
岩あり、又若(ママ)その岩屋此中より弘法太師の御廟の廻
りの四百九十體の観音石取出し給ふとなり、深き事
そこしれず、
雨土やうごか春日の田うへうた　弘重
月も今宵用明天のつかさかな　同
露のとがもおそれよ佛の妙けん寺　永房
ちらしぬることの葉やぬかかすが山　弘重
○敏達天皇御廟、葉室村の山に在、寺の前に五本松と
て名木有、
三十一代
○葉室佛眼寺、十一面の千手観音御長四寸二分、頼朝
の御守本尊と云傳へ侍る、此寺にいにしへ佛眼上人
といふ僧あり、此沙門の眼よりつねに金色のひかり
さす、其時の帝花山院十九歳にして御出家の御望ま
しまして、權化の師を御尋在し折節、河州太子の御廟
のあたり葉室といふ所にて、乞食の沙門其眼より金
色の光さすを勅使御覧じて、權化の聖にて御渡りと
て召具して上洛す、帝へ其むね奏し奉る、帝きこしめ
し御よろこびはかぎりなし、宣旨には眼よりひかり
さすうへは則佛眼上人とし、三月十五日に此上人を
請じ給ひて師匠に御頼、忝も御くしおろし給ひ御法
名を入覺と申奉る、十禪の玉體に麻の御衣を着し受
戒したまひぬ、佛眼上人を先達にて諸國の三十三所
の観音へ法皇順禮あそばさる、是順禮のはじめ也、三
熊野那智山如意輪堂初め御參り、美濃國谷汲(たにくみ)寺にて
參り納め給ひ、大内へ御下向あり、佛眼暫是にあり度
候へ共、熊野證誠殿のあたりにや、有、法師にて候間
御暇申と仰すて、かきけすやうに失給ひけるとぞ、
心あらん人は観音しんかうしたまへと也、現世安穏
後世善所うたがひあるべからずと也、
花折な是は見通しの佛眼寺　元由
飛び渡る色々鳥の羽室かな　惟貞

狂歌御佛の眼の寺に住ながら
法の道にはあき盲かな　正察
○山田村萬法藏院を役行者和州當麻へ移す、今のまんだら堂是也、
○推古天皇(三十四代)御廟南山田村領に在、此村に紫あかねそめる、
すいこてんのみはか守らば梅ぼうし　弘重
狂歌杜若の花の色香にどちいはゞ
猶うつくしき山田むらさき　正音
同 ひよつと來てたづきもしらぬ山田野に
これはさて〳〵郭公の聲　種好
山田ぞめのむらさきか松にさがり藤　言子
金銀花咲はたからの山田かな　政公
山田もる僧都もきるやあかね染　忠貞
紅葉するや是も山田の茜染　安求
○山田菖蒲が谷、毘沙門あり、
どちもでずしやうぶが谷やすまひ草　河州山田重勝
○孝德天皇(三十七代)御廟山田領北の山に有、慈雲庵十一面觀音太子の御作御長三尺七寸、
狂歌親に孝かうとく天の月澄めば
山田の水もちともにごらず　正之
しゆんやよくかへす山田も孝德天　弘重
孝德のたえぬ山田のみのりかな　忠正
○岩屋峠、大岩屋有、又五六町の北の山に十三重の石の塔(但一本石なり三間餘)有、又岩屋有、地藏有、
曼荼羅が十三くわんざう花のたう　吉勝
常住のともし火は月か石の塔　久任
○二上が嶽西原は河州山田村の領内なり、此谷より金剛砂出る、
月は山みがゝれ出るや金剛砂　以仙
○二上が嶽西の谷に九間半の立石有、根の深さしれず、上の太子の持山なり、行所の石なり、石の上に笠松有、
ふる雪のつもりや四五尺二丈が嶽　性空
山越の彌陀か二上の雪佛　政公
○鶯の關、山田峠也と云傳へ侍る、
明玉我思ふ心もつきぬ行く春を
こさでもとめよ鶯の關　康資王母
狂歌鶯の關の戸口をあくるより
山田の里に春やいりこむ　一利

同　鶯のせき所はさしも一めんに
　　たてならべたる軒の鑓梅　次重
同　法花經と鳴つる聲をいく春も
　　耳にやとめんうぐひすの關　自延
同　鶯のせきの戸びらのくわんぬきは
　　梅の古木をせよかしと思ふ　友和
同　鶯の關のかたなやわきざしに
　　かけたるつばのさくも梅たゞ　清風
同　とまり竹のしげるさゝ葉は鶯の
　　關にたて置く大鳥毛かも　榮貞
同　長久に治まりたりしうぐひすの
　　關も戸ざゝぬ御世ぞ繁昌　正重
鶯のせき所路いづら春の聲　以春
歳旦や鳴うぐひすの席はじめ　香澄
鑓梅や鶯の關の番道具　周國
聞とむる聲うぐひすの關所哉　江戸重繼
何者ぞ鶯の關人來〱　如貞
鶯の關の戸さすやかごの口　意朔
鶯の關路の鳥や自身番　永重
鶯の關守なれや花の兄　林城

鶯の關の戸びらや明の春　信之
花笠をぬけうぐひすの關の前　松都
鶯の關守の名やうたのすけ　之次
鶯のせきかくとなれ梅ぼうし　定久
鶯の關にまく引く霞かな　良綱
鶯の關の番屋か窓の梅　義元
鶯のせき〱なくやひから聲　豐後玉來正信
短冊や實(げに)うぐひすの關手形　伊次
鶯の關をもとをせりんし梅　元由
鶯の關の戸ひらく梅花哉　政安
花待や氣も鶯の關の鳥　直房
鶯のせきをすへたる梅花哉　器水
梅若や鶯の關の番がしら　一十
鶯の關の戸びらや雨羽がい　久任
鶯の關でとゞむる歌人かな　堺正勝
鶯の關に聞人とまれとこそ　如元
鶯の關守や花の鳥おどし　行廣
鶯のせきまはりたかどもり聲　清信
鶯の關こがたなに似た羽哉　秀立
鶯のせきや薗生の小鳥網　正安

鶯の關てやゆるせ梅法師　鐵牛
鶯のせき聲なれや鳥合　光之
鶯の關吹こへよひばり笛　定親
鶯の關のそへ番か郭公　利房
鶯の關に飼ひをけ時の鳥　重良
鷹匠や是うぐひすの關破り　檐板
節分やけふ鶯の關の聲　樂也

○大黑村、毘沙門堂有、山王權現の社有、

○壺井、

壺井村は河内守賴信の在所也、伊豫守賴義義家代々誕生所也、賴義義家奥州の朝敵貞任宗任追討の時、大かんばつにて水に渇し、則伊勢太神宮へいのり給へば、則時に清水涌出、諸軍勢のんどをうるほし、軍に勝給ふ、則其水をかめのつぼに入、井をほり井の底にいけ、其より壺井と號すと也、八幡の社まします、山號は石尾山寺、號は花林寺、賴信賴義義家三代の廟所有、通法寺は賴義の菩提所千手觀音、大日、鳥の作昔はがらん所今は草堂有、八幡の社僧住す也、

狂歌　小米花くだけてちれば唐臼の
つぼ井の道に踏み迷ひけり　一有

大日の本尊鳥の作
同　通法寺大日本にかくれなき
ほぞんかけたと鳴鳥のさく　正晉
若水を汲年の矢のつぼ井かな　香隆
大ふくのお茶の水くむつぼ井哉　義元
とその酒汲どもつきじ壺いづみ　芳昌
香をこめて匂ふは梅のつぼ井哉　好貞
友と見んなれて壺井の山櫻　玖也
水も世もおさまる春の壺井哉　愚蛙
花がらのちるや寛永通法寺　如貞
のめば涼し藥の水の壺井哉　自延
かげ涼し壺井の水は神ごゝろ　雲廓
咲は術か壺井に生る仙翁花　久任
月日光る壺井や仙の住所　定久
壺井にもうつる月弓や御八幡　梵達
月の弓はなつ矢さきはつぼ井哉　林城
月弓のほこの雫の壺井かな　唯正
水よしと口きるお茶の壺井かな　玖也
口きりは神のるすんの壺井哉　定軌
汲水や酒の壺井の冬造　以仙

壺井にもさがる氷柱や燒なだれ　友也
ふたと見ん壺井にはりし厚氷　一之
○飛鳥村、祇園牛頭天王最初に御安座の所也、是によりて祇園最初牛頭天王と禮拜申と也、宮二社有、行基菩薩の開基也、古は常林寺とて聖武天皇の御祈禱所にてありけるとぞ、
最中はけふかあすかの花ざかり　河州山田重勝
○駒が谷、太子富士山より磯長の山へ御越の時分、此谷に駒をのりすへ給ふ、其石に駒の足形あり、栫に駒御つなぎ有しとかや、さるによつて此所の栫は葉さきにはりなしと申傳ふる、推古天皇の御祈願寺、山號は十六山金剛輪寺安養院といふ、釋迦堂あり、坐像にて御長四尺五寸太子の御作、十一面觀音是も太子の御作なり、御長一尺一寸、藥師如來辨財天在、三所權現の社ましますも
狂歌　腰につけし瓢箪からも出るなる
こまが谷にてのむ花見ざけ　則武
同　咲花もやがてちりてん〳〵と
引く三味線の駒がたにかも　一有
同　ほゝとぎす今一聲のきゝたさに
山路につなぐ駒が谷かも　自延
同　嶺よりも駒が谷底詠むれば
物すごくして身ぶるひや立　及次
はらあてか駒が谷あひ引く霞　良綱
もえ出る草をやかいの駒が谷　器水
はやされていさむや春の駒が谷　歩月
遊山にや春のひま行く駒がたに　道意
廻文　にたかまご名は何な花駒が谷　周國
花に行やいさむ心のこまが谷　雨謙子
駒がたにの王手成けり花に風　毎雄妻
ちる花もおいかけて見よこまが谷　信昌
さえづるや鶯ならでこまがたに　意朔
駒が谷うちもきゝたやくつて鳥　好春
駒が谷に夕かけてなけくつて鳥　野鹿
駒がたにかつ吹風やあぶはらひ　隆玄
金銀の花や將棊のこまがたに　政公
飛車といふ駒が谷かや夏の月　毎雄
北風に行やかはら毛こまが谷　信道
霧ふりし夜やまつくろの駒が谷　時春
霧はらやけぶるたばこのこまが谷　善心

轡虫の名所といはん駒がたに　重之
駒が谷にたちぎゝやせんくつわ虫　天滿政良
かけ出て見るや月毛の駒が谷　定執
咲亂る尾花あし毛かこまがたに　一之
しぐるゝや雲あしはやき駒が谷　鐵銅
柊や鬼の目つき毛の駒が谷　時春

○圓明村、白山權現の社在、左は八幡子守、右は辨財天八王子以上五社、金塚（こがね）と云山有、

月は猶名も圓明のこよひかな　重榮

大坂軍の時、片山玉手圓明此三村は、道明寺表の合戰場也、

○玉手山に勝松と云大木有、此ふもとにをいて後藤又兵衛年房五十六歳にて討死し侍り、又薄田隼人正兼相は名乘をかへて高賞と云ける、是も此所にて討死、長澤七右衛門是は又兵衛組頭にてありしが、是も同所にて討死、其外多の軍兵幷に寄手の兵も大勢打死し侍るよし申傳る、

○玉手山安福寺は、行基菩薩の開基、珂憶和尚の再興の地也、靈寳に慈覺大師六字の名號の內に、三世十方一切の佛を書あしはし給ふ也、縁に惠心僧都の縁起を書給ふ日本無双の名號あり、又三國相傳の佛舍利有、釋迦如來らほつの舍利と傳記あり、又初瀨の觀音と一體の觀音あり、其外靈寳多し、每年三月十日に開帳有、不斷念佛道場也、山上に玉の井と云名池あり、鎮守牛頭天王山に土の塚穴廿餘有、一の穴は八でう敷の間與に四十八間有由申傳る、つゝじ尾と云所有、

玉手山勝松

狂歌　軍にやさぞかち松のけぶり迄
のろしのやうに螢もゆらん　直房
同　鐵炮の玉手の山のあればこそ
むかしいくさに勝松のいろ　葦葉

すゑ置くや蕨の露の玉手山　可勝
雉子や子をあはれおもひの玉手山　行廣
花に風見るやなみだの玉手山　勝信
諸鳥にや聲勝松の郭公　珂琳
螢火を取るや水精の玉手山　器水
身より出る玉手山かや飛螢　河州木本忠之
稲に置露やぼさつの玉手山　芳昌
月うつる露や夜光の玉手山　久任
照月や面向不背の玉手山　豐昌

丸めおとす風やあられの玉手山　徳清
春の花の景にかち松の雪見哉　天満 政長
雪佛拜むや珠數の玉手山　政公

○片山に大坂軍の寄手奥田三郎右衛門忠一討死の石塔有、同寄手井上四郎兵衛神子田(みこた)やう兵衛岡本少助下野道二阿波伊兵衛此所にて討死、其外軍兵大勢打死、大坂勢は猶以大勢打死、此三村の地あき間もなき程死骸有けると申傳へ侍る、片山に昔の伽藍の跡、塔の石ずゑなど今にあり、

片山

狂歌 咲花を一目に見るとみへぬとは
かたやま高なやま原の奥　林城

石塔をみて

同 人々の心おく田が討死は
義理かた山にのこる石塔　久任

片山や掛つくりするいゑ櫻　周國
誰もめでんかた山寺のちご櫻　河州山田 正利

○原山、古へは伽藍所、原山千軒とて寺有けると云傳へ侍る、

名にしあふやはら山千軒家櫻　珂琳
しげりそふその原山が木賊色　直房
原山に千軒立るか霜ばしら　永富

○五十村(いぶら)峠、國分より駒が谷へ行道と云つたへ侍る、

五百番 跡つくる人もいとはじさびしやと
いぶらの雪に向人もがな

狂歌 梢よりついぶらくれる蓑虫は
木の葉の雨の用意成べし　良弘

同 駒とめてどこにいぶらの陰もなし
こくぶあたり雪の夕ぐれ　惟貞

○田邊村、春日大明神社有又岩屋に稲荷大明神社有、

あがりさがり藤のたなべの花見哉　久永
狐火と人はいわ屋の螢かな　同

○國分村、觀音寺正觀音、弘法の御作、かな佛御長一尺五寸、はたが辻と云ふ所あり、

本俵積置く里や大こくぶ　珂琳
花軍するやしるしのはたが辻　河州國分 重勝
河内もめんをる虫の音やはたが辻　成明

○龜瀨河、河中に龜岩とて龜のごとくなる大石流に向て是あるにより、古へより川をも龜瀨川といひ傳へ侍る、此所に四十八の名石有、しなおほきゆへあら

まし書付侍る、雲岩（は廿間程あり）銚子の口（瀧のごとし）ゑぼし岩小龜岩扇岩蓮花岩高岩笛吹岩ほどけいは、きやうもり岩、屏風岩、三つ岩、のぞき岩、からうと岩、よりかゝり岩、へつい岩、くらがふち、がまがふち、大黒岩、辨財天岩、

狂歌　松竹も山にしげりて鶴まへば
　萬ごうつきぬ龜瀬川かな　淨久

同　龜瀬川流るゝ水の酒ならば
　銚子の口の瀧のみやせん　葦葉

同　君が代は千世にや千世に萬年も
　ごうを經ぬべき龜いはほ哉　直房

同　鶴龜瀬れんげが岩に佛岩
　のりのいはれぞありがたきと　友和

同　大黒岩ゑぼし岩着て能をとせば
　あふぎ岩あり笛ふき岩あり　良弘

同　山人の朝夕食をたきしやら
　へつい岩間にのこる淡雪　則武

同　人がまし思案をまはしよむ歌は
　まことに猿のゑぼし岩かな　秀綱

同　がまが淵のぞきの岩に居る小龜

同　萬代かけてがうやへぬらん　良弘

萬々刧經ぬべき龜瀬のかはらぬは
　今此の御代のため石ぞかし　友和

若水をくめ蓬萊の龜瀬川　芳昌

聲の能き銚子の口やうたひ初　周國

山水のかすみ繪なれや屏風岩　久任

うゝらなる筏や笄木龜瀬川　一樂

蓮花岩にけふ鶯やのりの聲　良長

一目見ばや花の淨木の龜瀬川　永富

くらが淵の岸にはゆるや米柳　政公

花がたか銚子の口に蝶めおと　淨次

くみよるは銚子の口のかすみ哉　遊女藻川

桃の酒はてうしの口の花見哉　政公

咲やかゝる佛岩にもけまん草　吉勝

いく春もかはるまひ鶴や龜瀬河　直房

螢火は燈明ならしほとけ岩　扇斗

雲岩に飛びし螢や星のかげ　則武

水鷄もやてうしが口をたゝく音　河州國分重勝

鵜づかひのかゞりや消てくらが淵　政公

淵の魚もうかびあがるや蓮花岩　直房

川波に渦や舞ぬるあふぎ岩　器水
萬年も泉はつきじ龜瀬川　貞玄
あふがねどすゞし扇が岩清水　天満 政長
高岩も玉のうてなかすゞみ床　正元
扇岩はしるかなめか露の玉　好春
佛岩や苔衣着てけさの露　德清
川波や月をたゝめる扇岩　唯正
置露の玉やしやり／＼佛岩　嘉任
置露の玉はらほつか佛岩　可勝
めど萩や錦しがらむ龜瀬川　以仙
によつと出る水の月をやのぞき岩　珂琳
雲岩の絶間に出るや水の月　永富
とまりなけへつゝい岩に火焼鳥　政公
紅葉紲もはるかに照せくらが淵　常征
山上ならでやゝ冷しやのぞき岩　粧色子
酒といはんてうじの口にふる霰　富吉
三つ岩に一ぱいかゝるやむつの花　同
汲水の氷る龜瀬やたゝきかね　定久
龜瀬川甲ほど堅しあつごほり　辨愚
蹈てわたる龜背や恩の厚氷　玖也

○青谷に中山先達廿八品の行所八大金剛童子社有、
○高井田、伽藍の舊跡有、今正觀音小堂に在、白坂大明神の社河ばたにまします、此の社の前の大河にて住吉の社務代十一日が間水ごりをかき給ひ、鹽ごり湯ごりは住吉にてかき、冠を着給ふ由里人の語りき、
○安堂村、古は伽藍所之由今は小堂に大日如來在す、
○太平寺、太子の御建立七堂伽藍の舊跡也、寛永比里人本堂の跡にて、かな佛の如意輪觀音掘出し小堂に入奉る、

書き初や治る天下太平寺　嘉任
汲そむるかすみや天下大瓶子　定軌

○鴈多尾(かりたう)畑松谷光德寺、人王六十四代圓融法皇之御建立、東廣山照曜峯寺といへる伽藍の舊跡、時の院主を法圓大法師といへり、其後安貞二年のころ、三井寺の碩學俊圓僧都、和州信貴毘沙門靈夢を得て、後堀河院へ奏聞せしめ堂塔造營し給ひ、則勅宣によりて照曜山光德寺と改め、俊惠僧都住持せらる、俊惠後に安居院(あぐゐ)の聖覺法印にあひて念佛宗を開、終には親鸞聖人の御弟子となり給ひて松谷念佛房と申けり、是當寺の元祖といへり、本堂を鴈林(がりん)堂とも又護念堂共號

す、本尊は阿彌陀立像御長二尺御厨子有、圓融法皇の御安置、佛淨藏貴所の御作、女人娠身平産の靈佛とて、女人一たび此本尊に頼をかくれば、難産をのがれて平産の奇特まします由、來有堂の傍に龍水福井とて名井あり、後の山に法主佛念堂の舊跡有、此堂に圓融法皇の尊影（昔の院主法圓大法師の作、木像）ありしと也、其御影今に有、西の方の峯は佛念房の御廟所代々住持の廟もあり、扨松永惣臺の御母儀寺の檀那なりしゆへ石塔有、艮の山に鎭守照曜權現の祉有、寳物は四十八品の什物とて色々有といへ共、數おほき故しるしがたし、又當山より東の方に子安の地藏（法圓御作）有、是も女人平産の利益おはしますとぞ、其後に一社三所の宮有、又十三重の石の塔あり、扨當山より安堂村の方へ出れば、うはなり石長持石ほう石よりかゝり石かろうと石といふ岩あり、又なる瀧とてすゞしき瀧あり、

狂歌 産の紐とくや女松のみどり子を
育つるためのよりかゝり岩　清次

同 倚懸りいわれをきゝてやゝしばし
詠めにけりな三五夜の月　秀綱

同 じやうまへと何をかざして云べきぞ
長もち岩に雪のおほへば　則武

同 賤しきも頼まば子安の御地藏の
あるにつけてやよりかゝり岩　及次

蛇（くちなは）も子をうめ寄かゝり岩の際・　政公

咲たりな長もち岩の桐の花　吉勝

棹岩にほすやむすびし水衣　久任

はらむ稲は子安の地藏ぼさつ哉　則武

ほそ引か長もち岩の蔦かづら　天滿 政長

○大縣村、春日大明神祉在、大雨寺とて堂塔の舊跡あり、高尾峯にいざり松の大木（三葉の松なり）大岩のあひより生出たり、

狂歌 いざり松雨方よりも見る人は
右やひだりの長者なるらん　久任

あふのくやどつと高尾のみねの月　國寛

夕やけは高尾の峯の紅葉かな　常有

○清寧天皇（三十三代）御廟坂門（さかと）原陵、大縣郡平野の山の內、傘松の大木の所にてありけるとぞいひ傳へ侍る、

○平野村十一面觀音、御長一尺二寸五分、行基の作、松隣寺、鈴木正三建立也、

狂歌 はひもつれ枝もたはみしつた紅葉

是や名にあふ朱からかさ松　久任
說經かからかさ松の蟬の聲　政公
見渡せばまづ平野菊盛りかな　二笑子
山はさぞ平野にも見る色々葉　仲也

○山の井の藥師如來、行基作、醫王山藥師寺と號す、

狂歌　山の井の蛙の歌のやまひ迄
　　藥師如來やなをしたまはん　良賢
同　御藥師の胸よりわきて出るにや
　　きれいなりける山の井の水　及次
淺からず見ん山の井の藥師草　嘉任

○橘島は東弓削の內なり、橘寺の舊跡あり、

萬葉七　橘の島にしをれば川遠み
　　さらさでぬひし我下ごろも
萬葉十六　橘の寺の長屋に我がゐねし
　　童女(うない)はなりは髮上げつらん
狂歌　そちは名にたち花寺の郭公
　　ほぞんをかけよ〳〵ひたもの　友和
夏の願かたちばな寺の蟬の經　正儀

○八尾木稱名院殿道中記に、河內國八尾木の金剛蓮華寺と云寺をさして行にけり、吉野參詣御歸京之時　爰なる人云やう此八尾といふは鶯の多き地なり、尋常の尾は十二枚なれども此所のは尾を八つ重ね、すぐれたるよし申けり、

契りをきて爰にぞきかん鶯の
　　八つ尾の椿八千年の聲　稱名院

と書置、是より神妙椋の木の寺へ參りと書き給へり、

八尾木不動屋敷

狂歌　貴かりし不動の屋敷ありしなば
　　かなしばりにやあはん里人　及次
同　木像を八尾木の木にて刻せて
　　不動の堂の建立もかな　正之

八尾木高松塚

同　我綠子の時よりも見初ぬる
　　高松塚は幾世經ぬらん　及次

太子軍の時、八尾木の川にて夜るあけ、それより此川をあけ川と申となり、

同　秋の夜もはやほの〴〵と明川の
　　流れは太子の御手水かな　同

河內國名所鑑卷三終

# 河内國名所鑑巻四

○柴籬之都

人王十九代反正天皇の皇居、都二河内丹比一、是謂二柴籬之宮一、

丹北の郡松原の庄廣場といふあたり、むかしの皇居のふるあとゝ申つたへ侍る、いまの天神の社まします、四方に景ありて小だかきところにて、おもしろき所なり、

狂歌柴垣の宮もわらやもはてしなく
はひつゞきたるへうたんの蔓　意朔

柴垣のみやこに咲くや車ゆり
むくげうへてゆふ柴垣の都哉　浄久
西鶴

○連理の松、丹北郡松原の庄間西天の神木也、

狂歌しなだれるひよく連理の松が枝に
人目もはぢもなし藤のはな　利光

同　葉を敷てふたりふせしは是ぞこの
連理の松のあればなりけり　松緑

巣やかけん比翼連理の松の枝
降り來なけ連理のまつぞ郭公　意朔
如貞

心がはりするな連理の松の宮　器水

○人皇十四代仲哀天皇御廟澤田領に在、大陵山也、

○譽田八幡宮

人皇十六代應神天皇の御廟也、陵は長野山と號す、人皇卅代 欽明天皇廿年に 初て八幡三所の社壇御建立、則天皇勅に曰く、八幡宮を宗廟の神と仰奉るとあり、其年二月十五日に行幸在て一七日中御參籠在しより以來、代々の帝王此例にまかせ行幸在しと也、本社中は八幡、右は神功皇后、左は仲哀天皇なり、外に若宮あり、其外末社多し、今は社家四人あり、禰宜等あり神子五人あり、寺は護國寺眞言宗なり、奥院は寶蓮華寺律僧十五坊あり、御廟の上に栢(かや)大木有、御廟所の前に唐門あり、本堂は阿彌陀、又觀音堂舞臺樂屋あり、奥院に本堂有、そり橋あり、緣起は普廣院義敎御筆以上五卷有、繪は土佐將監なり、卯月八日若宮の御神事車(だんじり)樂二乘(じゃう)渡る、此日能と兒の舞と隔年にこれあり、八月十五日は御輿出御、伶人の舞あり、正月十四日月影をうけてわげ物に水を入、板に目をもり、一年中の水斗(はかり)何合と知る、禰宜の役也、櫻の馬場有、御榊所并に

神功皇后かぶら矢を納給ふ所矢坂とてあり、鐘は頼朝御寄進則建久二年と銘あり、御輿幷に御長刀同御寄進、御廟所境内廻り五町四方社領、代々將軍御朱印あり、

狂歌 八幡といふてくやめど散花を
　ふむは是非ないこん田成けり　元信

同 栢の木がはへこん田れば御山の
　景は八幡よしのぞと見る　及次

同 譽田には軍ならねどくつばみを
　ならべて友にみがくあらそひ　可房

月の水や斗るます見の鏡餅　浄宣
花ちらす六方風かうい譽田　梅翁
花の波にねむる小蝶は磯良(いそら)哉　雲紙
ないこん田八幡咲たり花盛　一之
花の枝ややつこのゑいと折こんだ　萬哲
八幡ぞ見事こなんだ江戸櫻　立以
兒櫻八まんほれたぞ花のかほ　一利
兒櫻見て汲む酒やこん〳〵だ　如元
花摘の御能や出來たないこん田　一ト
ほたるならでだんじり光るこんだ哉　言子
車樂(だんぢり)は八幡見たいこん田哉　一守
轡ならで一くち名乘れ郭公　行廣
どしたこん田なかぬはいかに郭公　天滿政長
郭公聲斷(たつ)神やつかはしめ　一十
きいたこん田八まんうれし時鳥　粧色子
王ずいとうゆるほむ田や末繁昌　可房
拜み見る是やこん田の八幡草　器水
長がたなさし踊りにやふるこん田　典謙
高き音や市口をきく轡蟲　一十
音も高しかわんこん田のくつわ蟲　一利
稻葉もや歸りこん田のひつじばへ　一樂
霜にかねさゆるくつわやこん田馬　以仙
神の名に玉だれの宮のつらゝ哉　一十
神さびたなりやこん田の鷹の鈴　同

○碓井、行基菩薩の御作の井あり、井德院と云寺あり、山號は正寶山十一面觀音御長一尺二寸、春日の作毘沙門太子の御作御長八寸、堂にあり、牛頭天王のやしろあり、

狂歌 とんとつく碓井の里の米はたゞ
　行基ぼさつにかぎる成べし　每雄

所がらうす井を春の氷かな　政公
うすいろの花見小袖をはる邊哉　重房
花の色はうす井けもなし若小町　秀立
うす井ゑんは花に胡蝶の遊び哉　豐後 正信
涼しげに水の粉を引く碓井かな　玉來 可正
時雨せよまだ色うすい初紅葉　天滿 政長

○道明寺

三十四代 推古天皇御願寺、聖德太子開基、此所を土師の里といひ侍る、土師の連八島承りて佛閣甍をならべ建立有しと也、五部の大乘經うづめ給ひし上に木槵樹(もくけんじゅ)生出侍り、此實をたつとみて人々數珠につなぎ侍る、此木の下は夏間てりのつよき日中に雨ふり申也、土師は姓、八島は名也 此人我朝に初ていまやうを詠じ出しける人也、其こゑたへにしてまことにおもしろく侍りける間、ある時八島が屋形のいらかのうへにて、變化の物夜な夜な歌うたふ、ひるなくせみの夜るなかぬ、なけ〳〵こなけ梢にもなけ、八島いぶかしく思ひかの假名住所をいまやうに詠じて尋ばやとおもひて、夜ふけ人しづまつて時のてうしを取てうたひける、

わがやどのいらかにかたる聲はたぞ
　たしかになのれよもの草ども

其聲をへんげの物聞、かんにたえ、いかにもおもしろき聲に返歌、

あまの原南にすめる夏火星(なつはうし)
　豐さとにとへよものくさども

是も三返許うたひ住吉の方へ飛さりぬ、太子の御名を豐さと王子と申也、何事も太子にとへと云也、夏火ぼしとは熒惑星、南方のそらにすむ國土を守る星也と太子のたまひけると也、八島はかやうに南星とうたよみかわしけるめいよの人なりとぞ、

さて此寺に菅丞相の伯母御覺壽と申おはしまし侍るとかや、菅丞相つくしへさすらへの時、御いとまごひに立よらせ給ひしとなり、其夜鷄かしがましくやおぼしけん、

なけばこそ別れをいそげ鳥の音の
　聞えぬ里のあかつきもがな

と詠じ給ひけるとぞ、それより此里に鷄をかはずと申侍ふる、

六十二代 村上天皇御宇天暦元年に都北野に御社を立て、始めて九月九日に天神を遷し天滿大自在天神とあがめ給

ふ、同年に當所道明寺にも三町の森の内に社を立、一町左右に梅をうへ、天滿大自在天神とあがめ給ふと也、本堂は十一面觀音(御長三尺)を一刀三禮天神の御作也、素師堂あり、坊數八坊有、ほしいひ名物、びくにのわざ也、
一 御神體御鏡(後宇多院御勅符也)、一 後宇多院勅筆(天神の名號)あり、
一 松梅の繪天神の御自筆、
一 御小刀、觀音像作り給ふ御小刀也、
一 御笏、兩面也、天神常に御持在しと也、
一 石帶一筋、紋あり、
一 御鏡、常に御持在しと也、
一 御硯、圓の形なり、常に御持在しと也、
一 御櫛箱、内に御櫛あり、
一 小紫本結二筋あり、
一 御香箱、一合に今香有といへり、
一 心經阿彌陀經あり、　一 善巧方便經、
一 觀音普賢經、　一 法華經一部、傳敎大師筆、
一 無量義經、　一 阿字觀御鏡あり、
一 松虫鈴あり、　一 佛舍利、
一 瑠璃の壺有、　一 御劔(一尺七八寸、是は八幡より與へ給ふと也、)
右御手道具は菅丞相より伯母御へ御形見に送り給ふと申傳へ侍る、奧の天神の宮天穗日命と云、此所には神秘在也と云也、代々將軍御朱印あり、權現御制札あり、

狂歌 春過て夏つきけらししろ〴〵と
　　衣ぬぐてふ尼のほしいひ　一利
同 道明寺あつさをすくふほし飯こそ
　　衆生みちびくぼさつ成けれ　正盛
同 天目(もく)に立さゞ波とやきしほと
　　いづれか白きほしいひの色　唯生
梅は星か闇路をはるゝ道明寺　信之
廻文 路次闇か梅白しめむ神社　一利
道明寺の干飯か庭の小米花　勝信
飼たしや鳥なき里も郭公　一十
引いひを道明寺とは名付たり　如貞
大臼は引手尼たのほし飯哉　如元
引飯をいるゝやあま津かみ袋　意朔
ほしいひも天神ぼさつか道明寺　弘重
夕だちかそのまゝひやす道明寺　言周
道明寺寒ざらしには夏もなし　正香
雪道やあけ宮めぐり白太夫　可房

道明寺の干飯に似たり庭の雪　辨愚
神木の松の雪もや白太夫　如元
木槵樹
法の花根にかへりてや木槵樹　玖也
夏の雨や雲にしられぬ木槵樹　淨久
置ならぶ露や木槵じゆ〳〵のつぶ　意朔
大乘のみのりの種や木槵子　一十
蛛の糸につらぬきとめな木槵子　淨宣

○反正天皇（十九代）御廟、ふぢ井寺の南にあり、（三さんざいと里人云、）岡村の領内と也、

○葛井寺

又剛林寺共號す、聖武皇帝（四十五代）御建立の伽藍、行基菩薩開眼供養の梵場也、加レ之平城天皇の御願として阿保親王再造の精舍也、本尊千手觀音と、同木天照太神と春日大明神と、稽文稽首と云二人の法師と變じ給ひて、一刀三禮に作給ふとなり、六十六部奉納の所、三十三所順禮の地なり、
業平朝臣奥の院造立し給ひしと云舊跡あり、

狂歌まいるより短尺かける藤井寺
花も地紙もむらさきの雲　榮貞
同　葛井寺の茶屋にもふぢの花あれば
あづきも同じむらさきの宮　海重
同　大悲の弓知恵の矢はなつ觀音の
力こぶでるふぢ井寺かな　久任
かけてたのむ誓や松に藤井寺　玖也
をらせじと花にごばむか藤井寺　友好
藤井寺花の波もや慈悲の波　梵達
短尺は花の札所やふぢ井寺　正賢
觀音の慈悲をたるゝや藤井寺　河州山田 忠之
順禮やなみよりて見るふぢ井寺　勝信
水びしやくのそこもや匂ふ藤井寺　一雅
觀音講むすぶしみづや藤井寺　良綱

○惣社村社、在二天照太神春日大明神住吉大明神一、此御神前に寛文十年戌冬竹の子三本生出たり、
竹の子は日出た惣社よ神の前　利常

○允恭天皇（二十代）御廟國府に在、市野山と云也、

○潮音寺、沙門獨長建立の寺也、十一面觀音御長二尺八寸、鳥の作、三社在、八幡住吉勝手鐘樓もあり、

○戊亥千軒と云伽藍有けるとぞ、（塔堂の舊跡に今有、）行基菩薩の井有、

○又蛇の目の清水とて通道の左右に二つあり、

狂歌允恭の御廟に生る女郎花

衣通姫の化神なるらし　久任

同　名も高き君の御廟の雪みれば

ふじか三國一の山なり　一利

同　そのかみのがらんの數は子丑より

立つゞくらしいぬ亥千げん　意朔

しほがまの花ちる鐘や潮音寺　友次

蛇の目あくて洗ふ清水や夏衣　一利

神に縁むすびし國府の清水哉　唯正

すゞやかやひかる蛇の目の清水玉　厭

清水にもうつりし月は蛇の目かな　良長

冷しく見るや蛇の目の清水蔭　利常

浪風や尾花さゞめく潮音寺　一利

月二つきんかわ蛇の目の清水哉　竹葉

○舟橋村、水仙花の早咲の名所、

舟橋や世に云わたる水仙花　保友

舟橋や一かゝりあるすいせん花　正元

○當宗神社（志紀の郡式也）、昔奉幣使立つ、四月十四日に祭在しと也、

夕だちやふるひまさ宗の神寳　雲紙

○北條天神、志紀の天神共云也、天照太神春日兩脇にまします、

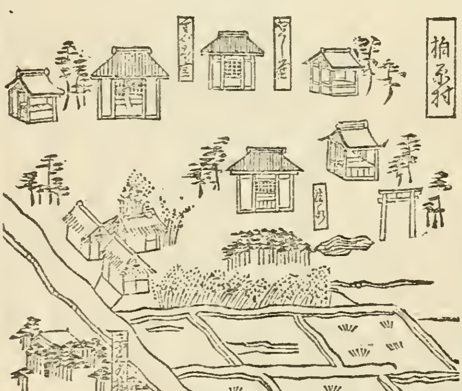
北條の時正しきや梅の花　重長

神の梅北條九代のつぎ木哉　西鶴

梅の繪は四季天神の詠かな　淨久

すそくろは北條の森のしげり哉　堺正勝

○柏原聖觀音御長二尺、御衣木（みそぎ）は葛井寺の觀音と同木、稽文稽主の御作也、藥師御長一尺三寸、阿彌陀御



長一尺三寸、共に惠心の御作也、鎭守牛頭天王、しやうぎの森、むかしは大きなる森にて有けるを、元和六中の五月に柏原堤三百間切れ、又寛永十酉の八月に同所きれ侍り、其時森破失して少殘り今にあり、淸水あり、
京の貞室金剛山へ年詣ありし折ふし、柏原村淨久が亭に詩來り給ひて、夜ふくるまで物語し侍る、發句所望せしに貞室いはく、方々よりはいかいにせめられ、此度ははいかいをのがれにありきさふらふ、其上此道に志深しといへ共、折にしたがひよき句ばかりは出ず、ゆるし給へと有、ぜひと云侍りければ其時、此地はいづれの郡ぞと問はれけるに、志紀の郡とこたへければ、

夏川の溝は郡のしきゐ哉　貞室

淸水、六月にはことにひや〳〵かなりけるまゝに、

眞夏にも冬をかし原の淸水哉　意朔

冬堤をとほり來給ひて、

輝やかしはらきれめたびつかれ　玖也

○志紀の郡の堤をば、世話によめそしり堤といひならはし侍る、

狂歌よめそしり堤の原を見わたせば
　つれ立出るふきのしうとめ　久任

そしり〳〵嫁が萩つむつゝみかな　宜休

よめそしり堤にあるや姥柳　常政

○弓削河原あり、玄賓僧都舊跡あり、延命水の井あり、守屋舊跡あり、八幡春日牛頭天王、府者の大明神社有、

萬葉集　眞鉋もてゆげの河原の埋木の
　顯るまじきことにあらなくに

狂歌薄けぶりゐんめい水に立を見て
　ゆげの里とや名付そめけん　友和

年の矢の手づがひもよし弓削の春　種好

うぐひすは花の守屋か弓削の里　爲三

山田もるそうづや弓削の出來坊主　重良

○沼村、あこだ瓜名物、

○大田、かぶら名物、

○木の本、かんぴやう名物、

○大井常樂寺

堂の本尊藥師如來、御たけ四尺、行基菩薩の御作、西の脇立阿彌陀、東の脇立釋迦共に同作、鎭守牛頭天王社在、

狂歌諸病をばほんぷくいのるこもり人に

利益は大井藥師なりけり
十二神や大井それ〴〵のやくし草　兩謙子
いのりてや利生大井の藥師草　周國
世にふれし味も大井によきみかん　正元

○小山、三好山城守康重入道笑巖古城趾、

狂歌 雲に雪にまがふ小山の花盛
是ぞみよしの古城のあと　久任

同 ちりつみて小山となりし所から
雪ふる城やみよしのゝ景　正之

蓬萊や小山を飾花のはる　政松
月夜よしよゝしみよしの城の山　重與
城山は追手からめてもみぢかな　同
小山なりと富士にもまけなけふの雪　器水

○人皇二十二代雄略天皇御廟、嶋泉村に在、世俗丸山とも云ふ、

霧の海や丸山を沖の嶋いづみ　光榮

○人皇五十一代平城天皇の御子阿保親王、業平の親也、此所に住給ひしと也、故に所の名を阿保村と申ならはす、宮作りし給ひし所今に有、西阿保東阿保とて二村有、東阿保に舊趾有、

春の宮は東阿保の景氣かな　重成

○親王池といふ大なる池有、いつの比にかありけん、ある兒此池にてうせ侍る、おやかなしく思ひちごのとぶらひに、長五間ほどのそとば木を池の中に立しより、兒が池と申ならはすと也、此そとば朽たほるれば又里人もとのごとくのそとば木をたて今に有、一見ニ卒都婆一、永離ニ三惡道一、なさけある里人かなと道行人もかんじ、一返の回向してとぶらへば、旅人も無常心を發し、兒もうかび給ふらんと人々申侍る、

狂歌 跡とはんむかしを今に兒が池の
水に數かくそとば木の文字　宗信

亡靈やかねつけとんぼう兒が池　一十
そとば見てなみだの露や兒が池　重成
兒が池水せがきする卒都婆かな　堺 政長
兒が池すいたか月の影法師　可清
かきながせいろはちりぬる兒が池　元由
氷面鏡見て化粧せよちごが池　宜休
降る雪も水のあはゞや兒が池　常有

○阿保親王御廟、大塚と云ふ山也、

松や是月のくさやすの塚印　一十

大塚やどれをしるしの松の雪　光榮

○中村、昔は觀音堂屋敷にて大に有けるとぞ、今は小堂に入奉る正觀音石佛なり、

○はじ山、櫨山也、

はじ山の名をもすゝぐや姥ざくら　河州山田正利

○若林村永喜山本了寺、法花寺なり、本國寺の末寺なり、

○三宅村十一面觀音、御長三尺五寸、春日の作、天神の社有、社僧有、

○瓜破村、弘法御通り在し時瓜を進めける謂有て、瓜わりと云ふと也、

○城連寺村、觀音堂昔はありけると、舊趾あり、

○天見山と云社、枯木村領内に有、あまぎしといひならはすと也、中は牛頭天王、東は春日大明神、西は我七村の氏神と也、行基居住の寺あり、

○油上村の藥師、砂村の藥師とも云、石佛也、御長一尺二寸、

○住道村慈現寺、本尊聖觀音繪佛也、金岡の筆也、御長二尺在、又木像正觀音御長一尺六寸、

謠初や此娑婆慈現地主の聲　友好

法の花にすんぢりもぢりの枝もなし　成之

慈現ある本尊をかけよ郭公　卜入

己が在所名乘れほとゝぎすんぢ村　友定

時鳥なけ此しやばはじげんして　榮貞

朝觀音參りや露の道すんぢ　俊榮

觀音草摘は慈現寺衆生かな　河州住道重勝

○塚本の狐、是れは布忍に塚有り、泉州信田の狐は女、塚本の狐は男、しのだへ通ひけるとぞ、兩所狐の名所なり、

さすがなるつかもと茂る木立かな　一志

塚もとのきつねばけてや女郎花　榮貞

○布忍七村有、昔は大伽藍所とぞ、更池村の多門院本尊毘沙門、向井村布忍山永興寺本尊十一面觀音、行基作、御長四尺八寸五分、高木村布忍山東之坊本尊十一面觀音、唐鑄佛、御長九寸有、

狂歌　觀音のお前にかゝる鐘の緒は

所がらとて布忍なりけり　榮貞

同　布忍川そこをひくなとゆふだちの

たちまち風のさきてなりけり　貞弘

同　夕だちに大水出れば布忍川

はゝは何丈何尺かある　秀綱

同返し

夕だちに大水出れば布忍川

浪のしはにてはゞもしらず　淨久

糸による物や布忍の川柳　安求

卯の花の波にさらすか布瀬川　光榮

波やしはよするちゞみの布瀬川　政公

布瀬川鮎のさしみや糸造　重成

涼しさやきても見よかし布瀬川　清重

川づらをさらす布忍の氷かな　好貞

氷日や水張をする布忍川　則武

○長曾根、昔は與正菩薩ましく〱ける淸淨光院舊趾、今は善龍寺と號在、

○金田村、金岡の住し舊趾有、金岡の淵とてあり、一條院の時の人也、官は大納言に至る、大社三社在、牛頭天王住吉大明神山王權現、繪馬はなれ馬かきし故によな〱出て作物をあらず、里人此由金岡につげる、金岡則書つなぐ、それより此馬出ずと、又道中の茶屋の屏風に鷄を書しが、時々にうたひけると、其外ふしぎ數多有けるとぞ、金田村に藥師御長一寸八分、春日の作、聖觀音御長二尺、觀音院に在、ほうとう仙人の作と申す、

金岡の淵の芹となる流れ哉　榮貞

○花田村池浦聖觀音、御長三尺六寸二分行基御作、靈寳多有、

陽春の德の種子蒔くはな田かな　貞弘

枯木にも咲や花田の觀音寺　眞弘

ちりぬるはあさはなだなるさくら哉　正寛

さ月待花田に來なけ早苗鳥　政公

穗はぼさつ咲くもみのりの花田哉　同

河内國名所鑑卷四　終

# 河内國名所鑑卷五

○高安郡、恩知神社二座、並名神大月次相甞新甞、延喜式に有、天兒屋根尊第五世之孫大御食津尊也と、本社二社、本地釋迦藥師文珠普賢也と、

小宮七社、天照太神春日西宮玉祖住吉熊野吉野也、八幡の社は六七町奥之山の上にあり、

いにしへは伽藍所にて、藥師堂觀音堂毘沙門堂在しと也、山號は尼川山(あまかはさん)神宮寺、千手觀音今は一坊あり、楠正成まもり本尊之由、不動明王の繪像あり、其外十七體の繪の本尊あり、

○恩知左近將監正遠舊城、山に有、此左近の塚に一本の櫻の大木根ぎはより九本に出る、

狂歌 さとりひらきうかぶ左近の櫻花
　是や九本の淨土なるらん　浮萍子

同 草の露ときえし恩知の其ぬしの
　名のみは殘り年をふる城　良玄

一本の櫻はいづこゝのもと　江戸 重繼

八重一重さけこゝのもと櫻花　同 正次

花は雲井爰も左近のさくら哉　如貞

○かいとう高安の内、垣内と書く也、加茂の長明が文に中將のかきうちとありしは此處のことにて侍るとなん、なりひら彼女に通ひ給ふ折々は此在所へ立より給ひし也、

狂歌 色見えで匂斗をなんじや香じや
　是ぞ目くらの垣内のはな　香隆

おもしろの垣内下りや蝶の舞　德清

戀風といはん中將のかきうちわ　一十

○敎興寺慈心院高安の内、昔は廻り三十四町にて七堂伽藍ありけるとぞ、度々の兵亂に燒滅し、今わづかに一坊有、千手觀音御座す、がゝたる青岩おほふして深谷を見こし、景能所に辨才天の社まします、拜殿有、瀧有、正月七日六月七日、此兩日は緣日にて參詣の群集をなす、緣起二卷有、歌人の阿一上人此寺に住給ひしとなり、

玉葉 たつ田山あらしの音も高安の
　里は荒にし寺とこたへよ　阿一上人

花の貌辨才天女か美人草　義忠

天女もや結ぶ淸水の瀧の糸　河州黒谷 正次

草の露や辨才天より下り月　　檐板
月も天女今宵は十五童子哉　　淨宣
致興寺粟がとばしる瀧津波　　如貞

○服部川村(高安の内)、山上は立石越、ふもとは千塚也、大石にて塚穴を拵へ、何も南むきに口ありて則千あり、此因縁をたづぬれば、いつの頃にかありけん、空より恙蟲くだりて人民をさしころし丶故に、此塚をつかさせ給ひ、石のあひを藥をまぜ土をもつてぬりふさぎけるとなん、又一說には天下ひでり打つゞきける時、はかせうらない申けるは、今いく日有て後に火の雨北よりふり來るべき由そうもんしければ、俄に塚穴を拵へさせ給ふ、あんのごとく火の雨ふりくだりけるに、彼塚穴へはしりこみ人々命たすかりけるとぞ、それより文のよきこと書くに恙なくと書く、又おくがきにあなかしと書きとめ申也と、申つたへ侍る、

○山畑村(高安の内やまたけといひならはす)、昔の新德丸長者跡あり、鏡塚と云もあり、

狂歌 水がねにまがふ草葉の露見れば
新德丸のかゞみづかかな　　良玄

○大窪村(高安の内)、山上はおとごへと常々申候へ共、追頂越と書き申が本說の由、かの女なりひらを是迄をつかけし故にをふとうごへと申と也、

あとを見てをふとうこへそ月の影　　貞範

○手塚(高安の内)、昔和州宇多郡大森にばけ物有、往來の人を取、賴光渡邊綱をめしてかのばけ物を討て參れとて、ひさうの太刀を渡さる、綱女のすがたに出立て通る、木の上より綱が頭をひつつかんでこくうへあがらんとす、かの太刀をぬきこくうを拂切にきりければ、毛の黑くおひたる手の指三つ有て爪のかゞまりたるを切て落しける、賴光此手を秘して朱の唐びつに納め、占にまかせ七日が間は門戸をとぢ、七重にしめを引、四門に十二人の番をすへ、毎夜とのいひきめをぞ射させける、七日に滿じける夜、河內國高安の里より賴光の母儀おはして門をたゝかせける、物いみの最中なれ共、正しき老母の對面力なく、門を開て內へいざなひ入奉てよもすがら酒宴にぞ及ける、賴光醉に和して此こと語出されたるに、老母持たる盃を前に差置いか成物ぞ、あはれ其手を見ばやと所望せられければ、賴光易き程の事にて候とて、櫃の中より件の手を取出して見せ給へば、母是を取てしばらく

見る由してけるが、我右の手のひぢより切られたるをさし出して、是は我手にて候と云てさし合せ、忽に長二丈許なる成牛鬼となりて、酌に立ちたりける綱を左の手にてひつさげながら賴光にはしりかゝりける、賴光件の太刀をぬいて牛鬼が頭をかけず切て落す、其形破風より飛出、はるかの天へあがると見へしが、つゐに地に落て死にけり、是太平記に見へたり、扨高安におはします正眞の母、かの牛鬼の手を一目見ばやと賴光へ所望ありし故に、此處へ送り老母に一目見せ給ひ、則此塚の石のからうとにふうじこめておかれしより、此塚を手塚と申つたへ侍ると也、

おそろしやにぎる手塚の鬼わらび　道次

○十三越峠高安の内、山の上に塚十三ありし故にいふとなり、

狂歌たんじぬる其爪琴の糸の數は
十三越のまつ風のおと　良賢

同 閏月の大晦日に春待は
十三越の峠なりけり　野鹿

月の貌あらまだ若や十三越　貞範

鴈金やことぢの數の十三越　保友

出こしも十三越やよはの月　有安

松風も十三越の時雨かな　以仙

○高安は郡の名なり、

夫木高安にうつりにけりな時鳥
いこまの山を越てかたらふ　公朝

同 くれぬとて獨立田の山の端に
あり明の月は高安の里　鴨長明

新六高安のみもとははやくなれにけり
自らけこのそなへをぞする　行家

狂歌高安の里の花もし戀風に
ちりし昔と共になりひら　秀立

同 戀の水別れの水も高安の
昔を聞ばあはれなりひら　法橋哥慶

田がやすやむかし男のあれ屋敷　定親

なりひらは花に高安かよひかな　仲重

高安や花も二道にさくら梅　一十

里の名の高安くなけ郭公　梵達

時の鳥や聲高安の里通ひ　貞弘

籠の鳥ねは高安のうづら草　良源

高安や二道かくる水の月　芳昌

風もよぎて守る高安のかみこ哉　之次

○神立村、本社玉祖大明神高安明神也、外に五社有、中は天照太神右は住吉西宮左は春日藏王、山號は感應山、寺號は薗光寺竹之坊、本堂千手觀音春日の作御長二尺、觀音經天神の御筆、大般若六百卷春日の御筆也とぞ、賴朝の御祈禱所、梶原が制札あり、あさいなの返狀あり、大師のしん經一卷有、鐘樓有、

狂歌こはくにはあらぬ玉祖の御神も

心はちりにまじりたまへり　松綠

へそまくや玉祖の神の糸櫻　意朔

草ふかき庭にも露の玉祖かな　可圭

神木の露も玉祖の氏子かな　步月

神變か露の玉祖の稻びかり　貞範

○業平高安通ひの事、いつの頃にかありけん、平岡の大明神の宮うつしとて能のありける、見物のために高安の里御通りありしに、折ふし小板屋のむすめ硯の水くみに出られけるをなりひら見給ひ、かたち世にすぐれけん戀忍び給ひしより、此水を戀の水と申侍ると也、小板屋と申給んえんはわら屋の軒のひさしをこけらぶきにめされしを、里人こいた屋殿と申ならはしさふらふと申つたへ侍る、

戀の水

狂歌今の世まで名を流したる業平は

戀の水にもぬれをとこかな　則武

同　これや此名にあふ戀の水ならば

女波男波の立やしぬらん　良賢

同　山畑に深き思ひは井の本を

ほりあたりたる戀の水哉　林城

戀の水むかふ硯やけしやう文　好春

おぼつか浪夜る書ぬるめ戀の水　貞範

むかし男爰でや戀の水いはひ　元由

蛙さへ時分の雨や戀の水　定親

業平の戀の水とやふかみ草　黑水

美人草にうきにし露や戀の水　周國

あつき身のほむらやさます戀の水　雲紙

我戀の水に數書くや文月夜　正音

ひもかゝみたがひに影や戀の水　安成

二道のちぎりつめたし戀の水　野鹿

雪女ながれやたてゝ戀の水　良賢

業平よな〳〵通ひ給ふ程に、めしたるきぬ道芝の露

にしほれけるを、此岩にほし給ひしより衣掛岩と申也、又此岩にほし給ひそれよりこうばい色に成し故に紅梅岩共申つたへ侍る、

紅梅岩

狂歌 業平のそのあととふか鶯の　紅梅岩に經よみしこゑ　淨久

衣掛岩

同 春過て夏になりひら通ひ路の　ひぢけほすてふ衣掛岩　德清

同 其むかし男は爰にきぬかけの　岩ほに岩ののこる念力　一利

衣掛のいわれを見する霞かな　一志
前だれか紅梅岩に下り藤　政公
花の色といづれ衣かけ岩つゝじ　正音
はふ蔦や衣かけ岩の文所　器水

なりひら夜半に通ひ給ひて、かの女とあひづの笛を松の根もとにて吹給ふ故に笛吹松と申つたへ侍る、笛吹松の事謠にもうたへり、

狂歌 高安はのふおもしろや笛吹の　松のはやしにさつ〳〵の聲　典僧

同 いとゞだに音さはがしき鳴神の　つゞみにそふな笛吹の松　重次

笛吹松

狂歌 名卷（めいくわん）はこれ候よふえふきの　松の梢に來鳴くせみなれ　松綠

同 其主はむかし語りに業平の　笛吹松は今にありはら　及次

音に寄か笛吹松に雉子の鳥　器水
さがり葉か笛吹松にさがり藤　德清
笛ふきの松に音をそふ雲雀哉　一志
身やひやり青葉の笛吹松の風　榮貞
笛吹の松の役者や初あらし　安成
ふえふきの松は時雨に青葉哉　良賢

○大竹村の内になりひらの通ひ路とてあり、

狂歌 しのび來て戀しき人に大竹の　よごとにかよふあしまめ男　則武

大竹や里の名に立のぼり芋　政公
あられ酒ふる大竹のさゞへかな　良賢

伊勢物語にいはく、有常がむすめの、
風ふけは沖津白波たつた山

夜半にや君がひとりこゆらん

とよみけるを、業平せんざいのなかにかくれゐてききて、限りなくかなしと思ひて、かうちへもいかずなりにけり、まれ〳〵かの高安に來てみれば、はじめこそ心にく〻もつくりけれ、今は打とけて手づからいゐかひとりて、けごのうつは物にもりけるを見て、心うがりていかず成にけり、さりければかの女やまとの方をみやりて、

君があたりみつ〻ををらん伊駒山
雲なくしそ雨はふるとも

といひて見わたすに、からうじてやまと人こんといへり、よろこびてまつにたび〳〵すぎぬれば、

君こんといひし夜ごとに過ぬれば
たのまぬもの〻こひつ〻ぞぬる

といひけれど、をとこすまず成にけりと侍り、

此段を紀の有常が女の事と云は、貞女の所を顯さん爲也と也、わかれの水の因縁を尋るに里人のかたりしは、なりひら高安がよひたえ〴〵に成けばは、かの女よろづに付うしろめたく思ひ、大和のかたばかり詠めくらし、さて文のおくに二首の歌をかき送るとなり、

君があたりみつ〻ををらん伊駒山
雲なかくしそ雨はふるとも

君こんといひし夜ごとに過ぬれば
たのまぬもの〻こひつ〻ぞぬる

なりひら此二首の歌に心まよひ、なつかしくやおもはれけん、まれ〳〵に高安に來てひがし窓よりのぞき見給へば、かの女手づからいゐかいとりてけこのうつはものにもりけるをみて、心うく思ひしばしたたずみおはしけるに、折ふし月影の窓よりうつり男のすがた見へ侍りければ、かの女まち得てあはん事のうれしさよとて走出るに、なりひら大和の女を貞女と思ひ、高安の女は此時見おとされ、えんやつきぬらん、あとも見ずをうとうごへより笛吹山のかたへにげ給ふとなり、跡よりしきりにおつかけぬる有樣おそろしくやおもはれけん、池のはたの松の大木にのぼり居給ふ、月かげにすがたの水にうつりしを、業平是におはしますといひ、飛て池に入りむなしく成けるとぞ聞つたへ侍る、其より此水をわかれの水と申也、それより高安の里に東に窓をあけぬと申つた

へ侍る、

別れの水

狂歌二道をかくる轍となりひらの

別れの水のそこのつめたさ　正音

出替りは是もわかれの水仕かな　如元

おほとけのわかれの水は手向かな　良賢

曲水のえんや別れの水ばなれ　忠幸

夏衣やあかのわかれの水あらひ　安成母

くむ鮎の別れの水や網の露　好春

露しらむ末や別れの水くさい　似柳

なりひらの水にや影をかゝみ草　器水

汲たびに別れの水ぞ月の貌　貞範

入月に別れの水の名殘かな　林城

○樂音寺(がくおんじ)　高安の內　藥師、いにしへは観音ありけるとぞ、舊跡、

鶯の琴のしらべかがくおんじ　吉勝

○六萬寺、河內郡の內　山號岩瀧山往生院、釋迦阿彌陀観音ましますゝ、昔は此寺に風味世に勝れける柘榴の大木有、此種世間へひろまるよし、ざくろの名所とぞ、

狂歌寺內なる往生院のざくろの實

六萬つぶもあらんとぞ思ふ　意朔

○四條繩手、楠正行楠正時石塔あり、

狂歌石塔を見る人のみか正つらを

みださぬ鴈も泪おとして　久任

同　楠の石になりしを今こゝに

まさに見たりや正つらが塚　松綠

同　敵と見てたぐり寄たる兵は

四條繩手を先がけの武士　林城

花咲ば爰も都の四條かな　器水

○五條正観音、

夕貌や手向ん五條の觀世音　久任

月の都河內にもある五條哉　器水

○出雲井村十一面觀音、

狂歌觀音の光をはなち山端に

十八日の月や出雲井　正之

出雲井に八雲の歌かなく蛙　如貞

○池の島観音、

○生駒山、いつの頃にかありけん、唐土より和國へ駒を渡されける、河內山にはなたしめ給へば、駒共いさみきをふて、わづらはしき駒も生のびて、めでたけれ

ばとて、生駒山と名付給ふと申傳へ侍る、

後拾遺 わたのべや大江の岸に宿りして

雲井に見ゆる生駒山かな　良暹法師

愚草 津の國のこや咲花と今も見る

生駒の山の雪のむらぎえ　定家

新後拾遺 難波よりみえし雲間の生駒山

いまはいづくぞ五月雨の頃　平貞秀

生駒山のふもとにてをはりとり侍けるに

新勅撰 法の月久しくもがなと思へ共

さよ更けにけり光隱しつ　大僧正行基

天平廿一年伊駒麓にて終りとり侍ける遺戒歌

續後撰 かりそめの宿かる我ぞ今更に

物なおもひそ佛とをしれ　大僧正行基

生駒山、和州河州雨國へかゝりし名山也、

狂歌 大和河內雨口引と申べし

生駒の山の霞ありや〳〵　良弘

同 お月さま見つゝ送らん生駒山

雨氣なりとも笠はなめしそ　元信

とんづはねつ生駒の嶽でいさめ春　宗圓

いとゆふに橫雲つなげ生駒嶽　江戶重繼

花見にやいざ引つれて生駒山　一雲

櫻散る木の下鹿毛か伊駒山　政公

つゝら藤は生駒の山のあた荷哉　同

雲に穿ちよいこま鳥の高ねかな　善心

あしもとで鳴くや生駒の沓手鳥　宗音

聞きにいこまだ初聲ぞ郭公　正俊

立霧は生駒の山の尾崎かな　器水

照月の鏡鞍をけいこまやま　常政

時雨にや古はを落す生駒山　政公

身ぶるひや寒る生駒の山颪　清次

○飛火の隈生駒の山に古へはありけると也、

狂歌 なる神が生駒の山にとろめけば

飛火の隈のやうな稻づま　一利

あちこちへとぶ火の隈の螢哉　良弘

○姥が火、此因緣を尋ぬるに、夜る〳〵平岡の明神の燈明の油を盜侍る姥有しに、明神の冥罰にや當りし彼姥なくなりて後、山のこしをとびありく光物いできて、折々人の目をおどろかしけるに、彼火炎の體は、死しける姥が首よりしてふきいだせる火のごとく見へ侍る故に、かの姥が妄執の火にやとて、則世俗

に姥が火とこそつたへけれ、高安恩知迄も飛行、雨け
などには今も出ると也、

狂歌またしては人よせをする雨の中に
うばがひにくのはるゝ煎じ茶　良綱

同　河内鍋の下に燒火のもえ立は
かの執心のうばめ柴かも　良賢

同　かみ白く骨も見えつゝ皺あれば
ちやうちんの火も姥が火の影　及次

姥が火や印を結びて芥子坊主　林城
飛ほたるさながら姥が火孫かな　重次
姥が火かほしか河内に飛ぶ螢　素玄
姥が火がもえぬ間ぞなき五月雨　安求
五月闇てらすは姥がひかり哉　良惠
姥が火は物かはち路の蟲送り　一十
攝待は姥がひごとの手向かな　政公
姥が火をたよりかはた織蟲の音　宗圓
いとし子とだきぬる姿が火桶哉　浮萍子
神のとがめあたるは姥が火ばち哉　正音
くらがりにみゆるは姥が火をけ哉　常政

○枚岡(ひらをか)大明神、

一、枚岡、天兒屋根命
二、鹿島、武甕槌命
三、香取、經津主命
四、會殿姫、天照天神也
若宮殿、天押雲命

正月十五日御神前にて粥を燒、粥の中へ五穀幷に萬作り物の數ほど竹のくだをあみ、一々に名をかき付てにへるかゆの中へ入、神人取出しくだの中へかゆの入樣の次第を諸人につげる、一とせの善惡をしれる事也、

狂歌見あぐれば枚岡山に煙たつ
かゆの竈はにぎはひにけり　政安

同　枚岡の神の所帶は二所
三笠の宮は小屋根づくりに　可房

明神の御しんたくなりひらおかゆ　定圓

枚岡明神の宮寺六坊豐浦(といらとい)(ひならほす)にあり、豐浦の來迎寺十一面觀音御長一尺五寸、

狂歌順禮も爰はどこぞととひらなる
くわん音堂の花の下ぶし　正之

藥師は八木寺と云にあり、御長五尺、

地藏院に子安の地藏、行基の御作、御長四尺あり、

○闇上り峠、

花も火をともすくらがり峠哉　可次

櫻かざしけふもくらがり峠哉　常征

くらきよりくらがり峠や五月雨　未郷

霧ふかく滿てくらがり峠哉　江戸重繼

月の入る跡はくらがり峠かな　常有

月の夜も雨にくらがり峠かな　器水

くらがりもあかゞりとなる峠哉　貞因

雪に名をうづむくらがり峠かな　元由

大年は寶くらがりの峠かな　周國

○鬼取が嶽くらがり峠より三町ほど北へのぼる所なり、役行者孔雀明王の呪をたもつて行ひ叶給へる故にや、此山にして鬼神をとらへ、則髮を切り使者となし給ふ故髮切山と云也、慈光寺は役行者の開基、則自作の觀音幷木像の御自影有り、十社權現あり、役行者の笈錫杖まさかりなどあり、行者此鬼をつれ初てかづらぎ山へわけ入、道をふみ分給ふと也、其後山々の道ふみわけ給ふとぞ、若時は役ノ小角にて、役行者役のうばそくと云し同じ人の事也、山伏のはじまりとぞ、

狂歌野老ほりあざみをかりて山人のかへるをいふや鬼取が嶽　良賢

大森は鬼取が嶽の茂りかな　久任

目にや見えぬ鬼取が嶽の秋の風　野鹿

鬼取が嶽にや牙と三日の月　則武

○鷲尾山鷲仙寺祇薗院、役行者開基、本尊千手觀音御長四尺五寸行基御作、又山の腰に千手寺光堂の觀音、是も千手御長五尺、うんけいの作なり、上の寺へ行道十八町の間は左右千本の櫻の大木有、色々の名木のさくらあり、麓は神並の里藥師堂有、わうばくのせきうん建立とぞ、此わしのをの觀音より上の峯髮切山也、是からもかう切山の寺へ道有、

右わしのを山觀音は三面十一面千手千眼秘佛也、于時延寶七年己未二月十八日より三月八日まで開帳在レ之、

狂歌こらへかね上みぬ鷲の山の名をさくらの花に誰もあをのく　正之

同　上みればうへ見ぬ鷲のを山より出でぬる月に雲がたかとび　正音

鷲の尾や大悲の矢の羽月の弓　保友

月は一つ影や二佛のひかり堂　定圃
茸狩もうへみぬ鷲の尾寺かな　一十

○日下、草香山の歌、津の國より大和へ通る人此所にてよみ侍る由或人云へり、故に爰に書入侍る、名所和歌集には攝津に入、

續古今旅　押照や難波を過てうちなびく
草香の山をけふみつる哉　讀人不知

くさかりの里此所也とある人いへり、

藻鹽　ふる川の入江のあしは霜がれて
さびしく成りぬ草かりの里　師光

名物なり

狂歌　日下莨きつきそもじやのむ手にも
ひたものきせる痴話の餘に　正音

同　草刈の里の小わつぱ籠をになひ
袖には露の玉だすきかな　清重

同　草かりの悟得ぬれば持鎌の
わが心こそ佛なりけれ　次重

草かりの里の庭にや駒つなぎ　富吉
草かりの里の三日月や鎌のなり　元信

○龍間寺、龍起山千手觀音、御長二尺五寸、佛舍利有、

○經寺山龍光寺、敏達天皇の開基、其後頼朝御建立、しかりといへども度々の兵亂に燒失、今は本尊斗草堂に入奉る、十一面觀音秘佛なり、

○野崎觀音、福壽山慈眼寺十一面觀音御長三尺、行基御作、昔多田祐庵鰐の頭骨寄進也、閣しより見ておそろしき物也、觀音堂よりふかうの池を見おろし、よき景也、

狂歌　災難をはらはせ給ふ觀音の
弓にそふ矢ののざきなるらん　松絲

野崎なる藤や觀音の力こぶ　保友

○深野池、大きなる池なり、

狂歌　をのづから子の身の菱と成ぬべし
親にふかうの池にあそばゝ　親吉

歌の理やふかふの池に鳴く蛙　器水
刈て軒にふかふの池の菖哉　如貞
顏回がふかうの池のうす氷　清次

○讃良々、郡の名也、

和名　さゝ分る音もさらゝの河内路に
駒をはやめてけふもくらしつ　行家

綱引や所にきはふゑいさらゝ　周國

侘てをれ此花一枝ひらさらゝ　正之
○北條村、松尾寺正觀音金佛なり、御長一尺五寸、
○飯盛山、昔の城跡也、
狂歌いか許雲の振舞いたしてか
　いひもり山にみゆる雪汁　檜板
同　山の名の飯もりぬるは五畿内の
　河内なべにて燒にやあるらん　榮貞
いげ立と飯盛山の霞かな　歩月
ふたをする飯盛山の霞かな　良賢
汁にしたや飯盛山のとろゝ花　富吉
椎の葉に飯もり山路旅路かな　保友
白箸か飯もりやまの木々の雪　器水
手づからや飯もり山の雪おんな　檜板
雪佛飯盛山のしやくしかな　未郷
○南野村起雲山龍尾寺、正觀音御長三尺三寸、春日の作、此山茶磨(うす)に似たりとて世俗茶うす山の觀音と云ふ、かうの池見おろし、景面白き所なり、
○中野村、小野山正法寺十一面觀音坐像、あん阿彌の作、伽藍舊跡あり、
○中野村領内に、鷹卒都婆と云石のそとば有、いつの頃にか有けん、狩人此所に鷹雌雄有けるを見て則一羽射て見るに首なし、あたりを尋ぬれ共おちたる首有ことなければ甚不審をなせり、明年又其所に鷹一羽來る、狩人悦是をゐるに首を射はなしける、此首則おちて地に有、又羽がひの下より鷹の首一つおちけるを見てあやしみをなし、つくづくとかんじ、去年ゐける所も同じ所、月日も同じ月日なれば、此鳥去年射おとしける鷹のむかはりをしりて來つるにやとて、あはれをもよほしける、此時こぞの鷹の首の見へざるほども思ひかんじて、いよいよたもとをしぼり、それよりかへるいとなみを思ひとまり、道心をおこし出家となり、此處にをゐてそとばをたてゝ彼鳥のしるしとなせるによりて、鷹そとばといへるよしいひ傳へ侍る、
○岡山（忍びの岡と古歌によみしは此處の事也と申傳へ侍る、）慶長十九甲寅年依二大坂御陣一五月五日秀忠此山御本陣、
此山に壽命長久の松の大木あり、見性寺、山號は少林山と號す、本尊は正觀音聖德太子の御作也、御長四尺六寸あり、
勅後撰　待人になどかたらはで郭公

ひとり忍びの岡に鳴らん　法印覺寛
夫木見し人を忍びの岡の花すゝき
靡くは招く心地こそすれ　登蓮法師
狂歌うかくと忍びの岡の郭公
音信もせぬわがれんぼ哉　法橋哥慶
同　年よれど忘りやいたさぬ戀よとて
人目忍びのおかゝなりけり　重次
郭公なれや忍びのおかた聲　一十
そちは誰を忍びの岡の小姫ゆり　政公
紅葉ばはかなおり山の色繪哉　同

○高宮村、放生寺十一面千手、立像御長八寸、
○秦村、太子の臣下秦川勝此所有、舊跡有、
○此秦村に昔名鍛治有、後鳥羽院御宇十月の詰番の鍛治行國勅劔を打上奉る、此所より出る人也、
ゆき國に見まがふ霜の劔かな　定圃
秦村神宮十一面觀音御長一尺三寸、昔此所に名鍛治多く有けるとぞ、
○寢屋村、むかしのはちかづきのさうしにある長者は此所の事也、長者屋敷とて今に松原あり、
○三井寺、京の本能寺、尼崎の本興寺、此三井の本嚴寺、此三ヶ寺は同じ、此所日隆大上人開基、則日隆自筆の石塔あり、其外數多御自筆あり、當一村はのこらず皆法華宗、他宗一人もこれなし、
○中振、龍光寺法雲山正觀音、太子の御作、御長三尺、
○同村光明寺延命山正觀音、ちかくの作御長け三尺五寸、
○茄子作村、藥師堂あり、升谷と云所あり、
○米山、
鷹百首　米山の峯とぶの鷹のますがきの
羽かたのかりの名さへなつかし
狂歌米山を知行に取し人はたゞ
食に焼てもおだい名なり　如元
同　米山のごとくに積し俵こそ
ゆふにいはれぬ分限なりけれ　次重
蓬萊の米山なれや本だわら　器水
米山をつゝむ霞はたわらかな　則武
こめ山の白水は雪の雫かな　野鹿
米山にたがうへてつく小米花　富吉
米山や半分まじりの小米花　江戸正次
米山やつくねんと見るもちつゝじ　正俊

米山はみな杉ばへの若葉かな　一利
たれも目につく米山のうす紅葉　江戸常有
米山にふりしあられはしらげ哉　河州尾木正利・
ふる雪はおとし米山の詠めかな　重次
米山も雨風してや寒ざらし　江戸重繼

○村野觀音寺、天野山と號す、正觀音御長三尺、ちやうてうの作、

○郡津村、大堂山長寳寺十一面觀音、御長二尺、

○星田妙現山小松寺の觀音、此山號は三寶山、ふもとに藥師堂在、明星の池あり、社あり、

狂歌 天の川ふりさけみれば星田なる
　三日の月のいでし山かげ　正之
星田なる苗代水や天の川　幾音
散花をいよ〳〵見まくほし田哉　常征
日でりにや雨は星田の植時分　器水
鍬がたを打や甲の星田うへ　政公
五月雨は空にも見えぬ星田哉　良惠
雲の上はあひし昔の星田かな　嘉任
秋の日に苅てほし田の稲穗哉　政公
月弓をまとひして見る星田哉　元由

明星と見るやほし田に菊の花　周國

○田の口、安樂寺千手の十一面、唐佛也、

○藤坂、嶽山明尾寺十一面觀音、御長一尺五寸、

○因可池、

玉吟下 かた原のよるかの池のねぬなはの
　ねぬ夜は浪の下にくるしき　家隆
夫木 朝氷結びにけりな白糸の
　よるかの池はぬる鳥もなし　衣笠
狂歌 飼付によるかの池の鯉鮒は
　朝とう網をうたんためとや　友和
同 毎晩に忍びよるかの池にたゞ
　ふかきは君が心底にこそ　次重
よるか池ひるに見へてや飛ふ螢　器水

○鳥立原(とたちはら)、

新古今 御狩すと鳥立の原をあさりつゝ
　交野ののべにけふも暮しつ　前關白太政大臣
狂歌 あゝにくや鳥立が原の杜鵑
　名乘もあへず失にけるかな　隆玄
同 鷹犬も鳥立がはらやすぎぬらん
　つかれ〳〵とせこの夕飯　友和

天のあみか鳥立が原にはる霞　定圓
打たゝく戸たちが原の水鷄哉　好春
○福岡村息松山稱念寺十一面觀音、御長一尺二寸、あんあみの作、
○同長尾山正也庵十一面觀音、惠心の御作、
○尊延寺、山號は波多山、正觀音金佛也、御長五寸、弘法の作、五大尊弘法御作、
○私部長壽山光通寺如意輪觀音、坐像御長一尺五寸、後村上天皇の勅願所、開山別峯和當禪、
○森村圓通山須彌寺、千手の十一面、春日の御作、御長二尺七寸、
○私市觀音寺、如意輪觀音坐像、
○岩船山、八間許の岩船山の頂にあり、川瀧あり、一般有、六月晦日には參詣群集する也、
○獅子窟寺しゝくつじ又しゝのいわやでらとも云普見山、行基菩薩開基、聖武天皇四十五代勅願寺也、龜山院八十九代御廟所あり、本堂は藥師如來、屛風岩とてかべのごとくなる大石有、高さ三四間に長さ八間ほど也、光影比丘遥通和尚ましますす寺なれば、一丁口に酒肉禁制札有、きれいにして殊に勝景おもしろき所なり、

ばい取や獅子の岩屋の美人草　清次
すさまじき獅子が岩屋ののきば哉　正音
十六夜しゝの岩屋の月見かな　周國
冬籠り居喰を獅子の岩屋かな　忠昌
○百重が原、
夫木　交野なる百重が原を束のまも
戀ずやあらん花のみやこを　鴨長明
狂歌　送る文の數は百重がはら立や
我に一度の返事だにせぬ　次重
花の場や百重が原の幕づくし　江戸重繼
ちる露や百重が原々藥がり　德清
○大念佛宗の本尊、かけ松、
名も高し本尊かけ松郭公　典僧
○野村妙音山傳福寺正觀音、行基御作、御長け三尺五寸、
○鴻尾山、山の頂に八間四方の岩あり、觀音岩と古へより申傳ふる、正觀音の梵字、石の中ほどに二尺四方許に書ほり付て有、又此石の中程に六十六部の法華經、紺紙金泥に書き一部石をほり中へ納入、上に金泥にて經を納し由書付あり、南の方に三間許の石いく

つも重て有、是は三寶荒神の梵字あり、拝殿あり、鳥井あり、北の方に六間四方程の石有、大日の梵字にて有けると申傳る、

○此山の北に源氏の瀧と申傳ふる有、瀧へ上る中程に觀音堂在り、瀧本山清正寺と云、本尊如意輪御長一尺三寸、瀧本の山上に不動堂有、西方の山面白き景の所也、麓は倉治の里なり、

　鴻の尾の矢にはに入るや月の弓　久任

　木がらしに鴻の尾山や羽ぬけ鳥　良賢

○津の國垂水(たるみ)に岩氏といふ人の娘、河田禁野の人のもとへ嫁して行けるに、久しく物をいはざりけれは、夫啞なりとおもひてたるみへをくり侍るころ、交野を通るに雉子ちまたになくをきゝて、彼夫弓をもつて是を射る、其時彼女輿のうちより聲うちあげて、

　ものいはじ父はながらの橋ばしら
　　なかずば雉子もいられざらまし

とよみければ、夫きゝて扨は啞にてはあらざりけらしとて、又つれて歸り侍りぬ、甲斐田片鉾村の間に三本杉有、是きじの鳴きし所のしるしと申傳へ侍る、

○大橋、いにしへは今の船橋川に大橋ありしかども山々より落來る水早ければ、橋もたまらずして、いつの頃よりか橋は落て船橋になりけると、或人語り侍りき、さるにより此川を船橋川とぞいひ傳へ侍る、片足羽川といへるは此川の事とぞ、

萬葉九　級照(しなてる)や片足羽川のさにぬりの
　　大橋の上にあかもすそひき　讀人しらず

同　大橋のほとりに家あらば心いたく
　　ひとり行く子に宿かさましを　同

大橋に咲くぎぼうしの花見かな　政公

川の名や氷ふみぬく片足羽　意朔

○洞が峠、山城河内兩國之堺松三本あり、

狂歌　ものゝふの貝もやほらが峠より
　　ぬけがけをする花軍かな　正音

河内國名所鑑卷五　終

# 河内國名所鑑巻六

○下の太子勝軍寺 澁川郡

山號は椋樹山、太子十六歳の七月に守屋と軍したまふ、四度の御合戰三度迄御まけ、三度めに守屋のがさじと追かくる、太子御命あやうく見えさせ給ふ時、野中に大きなる椋あり、いかに椋との給へば二つにわれ、太子御馬にめしながら內にかけ入給ふに、此木もとの如くに口あひて常とかはらねば、今迄見へさせ給ふ太子は、天へ上り給ふか地に入給ふかと詮かた盡て、おつかけし兵共歸陣す、時に此木又われさけて太子出し奉る、太子又御馬共にかけ出給へば、又もとのごとくに口こそあひにけれ、扨太子此木にむかはせ給ひ三拜してのまたはく、神妙なる哉、汝非情たりといへ共今日我をたすくる、守屋を討て後此恩のため此所に伽藍を建立すべしとの給ひしと也、扨四度めの御合戰に太子四天王へ願を立給ひ、ぬるでの木を以て四天王の像を作り、臣下共の頭髮におかしめほこさきにもたてさせ給ひ、我今敵にかたしめ給はば、四天王のために四天王寺といふ伽藍を建立すべしと宣ひけるとぞ、二また竹をはたざほになされ御馬にめし守屋が城へおしよせ給ふと也、守屋が城と申は東北はくだら川、南西に堀をほり、矢倉四十八有けると也、城中に高さ十丈餘の榎木ありし故に榎木の城といひしを、籠城の砌惣廻の塀矢倉に稻をかけならべ、榎にもいねをかけ、太子は常にいねを廿五のぼさつとの給ふ故に、矢をはなつ事成まじきと思ふ心にて掛ならべ、稻村が城と名付しとなり、おなじき三日の申の刻ばかり、守屋榎木へ上り物部のふとの大明神の矢と云て放つ矢太子の御鐙にあたる、其時太子跡見の赤檮(いちひ)に命じて定惠の弓に六ッ目のかぶら矢を、四天王のいさせ給ふ矢ぞとて放たしめ給ふに、かぶら矢とをくなりひゞきて守屋が胸いたにあたりければ、守屋さかさまに木の上よりおちて、城中の兵共みなこと〴〵くさはぎしが、川勝やがて守屋が頸をぞきつたりける、此首洗し所を血ノ池と云、又千首池共申也、此首埋し所を守屋塚と申也、かぶら矢おさめ給ふ所をかぶら矢塚と申也、扨太子椋にむかひ四句の文を、

神妙椋樹悲母木　我身出生廣大恩

紹隆佛法今成就　日々影向不退轉

かやうに遊されしと也、其比此所に堂塔伽藍建立あり、則寺號をいくさにかつてらと書きて勝軍寺と名付給ふと也、又願成就寺共申也、其後度々の兵亂に炎上し今は一宇の堂のみ有、則太子十六歳の御髮の毛を以て御影の御ぐしにうゑさせ給ふ、御自作也、御長二尺許ましますゝ祕佛にて開帳まれなる御事也、御植髮の太子と申也、御父用明天皇孝養の御すがたとぞ、

一佛舍利　一百濟國より渡りし如意輪觀音
一太子御自作四天王　一蘇我大臣作の毘沙門
一太子御筆三千佛名經一卷
一秦川勝作の持國天王　一弘法御筆御經一卷
一光明皇后御筆の大般若一部
一惠心御筆藥師如來　一弘法御筆の不動明王
一金岡筆の土面觀音

其外靈寶數多あり、書しるしがたし、

椋木にはらまれ給ひ出生し給ふ故に、人の誕生に似たればとて、御母后のごとくに思召、悲母木と名付給ふ、又戰勝木共名付給ふ、椋木へかけ入給ふ時の駒のひづめ石にのこれり、勝軍寺記文、笠置解脫上人の筆なり、

稱名院殿、天文の春の比紹巴をめしつれ給ひ、吉野高野參詣ありし道中の記に曰、しんへうむくの木のある寺に參り彼木の本を拜、本堂へ參、太子の御影開帳はなきよし語りしかど、案内しれる人ひそかに申てひらきけり、此御歌二首被レ遊けるとぞ、

隔てをくとばかりかゝげん椋の木の
　むくつけきまで向ふ面かげ　稱名院

又

古しへの跡も木ぶかき中とめて
　駒引きむくる春の若草　同

狂歌もろ〳〵の願成就寺と聞からに
　誰もほとけの前へむくの木　元信

同　鏑矢にあたりて流る血の池の
　水のあはれな守屋大臣　正晉

甲冑を太子や御勝はな軍　保友

植髮の御影や岸のさし柳　祐可

此寺の花は太子かちござくら　六松

花軍歌仙や一卷勝軍寺　河州木本 忠之

ちる後やあくたら川の花の波　宗直

むく鳥の巣や悲母木の養子　祐可
軍して血の池となすかはづかな　政公
はへそふやかぶら矢塚にうつぼ草　伴永
名にしおはゞ來なけ馬蹄の沓手鳥　宗繼
茂りぬるむくや太子のかくれみの　久任
椋木は人影もせぬしげりかな　家次
月や太子影かくすむくの木のしげみ　定圓
くわれては血の池なれや足の蛭　器水
うぶ毛にて知やうへ髮の太子桃　成之
かくれ子をたづねしもりや霧の中　全榮
血の池は月のさはりのもりや塚　湛良
いな村が城か稻ほす守屋塚　愚蛙
首かりは稻村が城の落穗かな　柳花
ぬりで紅葉かつ色見せたり勝軍寺　燕石
落行や榎木が城の木葉武者　家次
かみよりやしもにも朽ぬ太子堂　可房
古跡や馬蹄も見えぬ雪の中　廣之

○南木の本北木の本雨村志紀郡は守屋城郭の跡也、物部府都大明神の社有、藥師堂有、本尊は太子の御作也、

狂歌末世まで名のみは茂る木のもとを
賴むかいなく雨はもりやぞ　元信

ゑむしろや一花ひらけば木々のもと　香隆
立よらば大木の本やはなの宿　堺政長
木の本の稻村が城や花軍　久任

○龜井村澁川郡、萬松山眞觀寺十一面觀音、御長三尺、南禪寺金地院末寺也、

若水を汲む萬年の龜井かな　清綱
觀音の手向や花の眞觀寺　定圓
佛名の唱へ幾千萬松山　重榮

○澁川、

しぶ川の歌の會所や柿の本　春宵
澁川やあじろにかゝる紅葉鮒　當政

○久寶寺は觀音の寺號也、本尊十一面觀音太子御自作、慶長の頃兵亂に堂舍悉燒失す、本尊を奪取て伊賀國へ行、國人の夢に河州久寶寺に有緣のさつたなり、速にかの地にうつすべしとあり、國人驚則本尊を持來る所に、よろこび堂を建立し安置し奉る、

木綿糸と見ん久ほうじの村薄　定圓

○久寶寺村顯證寺の開基は法印大和尙位連淳也、親鸞聖人より八代蓮如上人第八の子也、母は石山觀音

の化身たる事世に炳然たり、開山の御影は大津近松寺にていはれありて木像を書寫し、此御影を等身の影と號して、眞向の影の初め天下一體の靈像なり、近松寺より御影を負來て此に安置して、不退の勤行ひまなく、晨には諸行無常の鐘を鳴し、暮には平等大會の太鼓を響かして佛恩の深き事をのぶ、貴賤袖をまじへて堂上に滿つ、是則等身の靈像速淳の選法の嚴然たるに因る者也、

○鞍作村、太子の御代の時、百濟國の佛師多須那が子に鳥といへる佛師此所に住す、

○衣摺村、榎大木あり、

狂歌 行人も爰にきずりの神木の
えの木かねたる下涼み哉　正音

○蛇草村、もゝの名所、大森に太神宮在、

狂歌 夏神樂まふすゞなりの梅の木も
茂る葉草のおいせどの庭　正音

追はなす馬もくふなりはぐさ桃　一十

○岸田堂、寺號は長樂寺十一面觀音、御長三尺一寸、安阿彌作、疱瘡を守り給ふと申傳ふる也、

狂歌 かのきしな堂の御ほとけたゞたのめ
先現世ではいもやはしかを　正音

○成法寺村慶徳寺正觀音、惠心の作なり、

○東郷村、石の高地藏あり、

○八尾に谷小路と云所あり、鷲の尾羽八枚ありけるが來てさへづりしより、村の名を八つの尾と書と申傳へ侍る、此鷲夜毎に南の森に宿りける、其所を八尾木と書くと也、

鷲の八尾やながよむ經の數　宜休

八尾萬代を經る花か姥ざくら　林城

○八尾地藏、小野篁一刀三禮の御作、御長六尺、初日山常光寺と號す、其後藤原又五郎太夫盛繼造營となり、委く縁起に有、略レ之、南の堂阿彌陀、北の堂閻魔王、佛舍利有、

蓬萊や祝ふてむかふ初日山　嘉任

みあかしの油月かげや常光寺　定圃

霜がれの芝居に似たり初日山　顯成

○大坂軍八尾表の合戰、五月六日寄手藤堂和泉守高虎家士討死、藤堂仁右衞門高刑藤堂新七郎良勝藤堂玄蕃良重 藤堂勘解由氏次 桑名彌次兵衞一孝 山岡兵部名乘不レ知 其外數百騎打死、大坂勢は猶以大勢討死の由

聞傳へ侍る、

○八尾村に東本願寺の御堂あり、大信寺と號して御門跡の御連枝すはりたまへり、一年霜月に御門主御下向の節八尾川御通り在し時あそばされし御發句、

八尾川はかけごゑさゆる鼓かな

○穴太村、大日山千眼寺舊跡、天照太神春日住吉社あり、

○若江村觀音、びぢよ御前のまもり觀音と申傳へはべる、

○若江村鏡神社塚本神社、かみなりの手形石とて有、

狂歌 老もせずいつも若江の里に住めば
　かゞみの神の御かげとぞ思ふ　政安

同 紅葉見て若江の宮のかへるさは
　名殘おしかのつの丶塚もと　正之

福むかへ取や里の名の若えびす　政安
御影うつれ餅のかゞみの神若江　萬哲
年經ても花や若江の姥櫻　一卜
滿月をうつす鏡の社かな　信安
神體やいはく若江の氷面鏡　意朔

○若江村、三好左京太夫義次舊城跡あり、

舊跡の花はみよしの若江かな　義忠

○若江碑の銘は山口伊豆守重信の石塔也、大坂軍五月六日ほの〴〵に木村長門守と合戰して敵數多打、終に打死の所也、其後舍弟山口但馬守弘隆爲ニ重信一碑を立、碑銘法印道春石川丈山兩人之作、又色々聞事これありといへども、長ければ略レ之、

跡とふや山口伊豆か郭公　如貞
五月雨にかゝりやつよく伊づ軍　直道
碑の銘や名はのこる世の五月影　信安
碑の銘のひかりや四方に飛螢　直道

○萱振若江郡 牛頭天王、昔より祭の時は神前にて氏子共明松をふり、神をすゝしむる故にかやふりといふと也、地藏院本尊惠心の作、阿彌陀繪像あり、毘沙門堂新堂學所伽藍の舊跡あり、

鶯や聲も學所の窓の梅　讀人しらず
春雨に跳參りやびしや門堂　之吉
土もちてすくふ燕や御新堂　同

○玉串、楊枝の名所、

佐保姫やすゞ玉櫛の柳髮　貞雄
玉櫛や柳の髮をときつ風　政安

彼岸だんごさす玉串の楊枝哉　野鹿
玉串でかせげ柳の糸仕事　萬哲

○岩田八幡若江郡 人皇三十代欽明天皇の御宇に宮を立たまひ、三社の御神を勸請有、其時田の中にある此岩船の上に現じ、社壇の内に入給ふと云々、紫紙金泥の法華經あり、

○通川、

藻鹽はなちての通の川の朝ぼらけ
堤むかひに船よぶや誰　師光

狂歌君さまをおもやこそさて通り川
ながすうき名はせひに叶はぬ　次重

同　礫うつ男の念力岩さへも
通り川原のむかひ岸まで　友和

文月を見るや仰の通り川　政公
月の船や夜な〳〵さして通り川　定圃

○稲葉里 若江郡

鹽藻立別いなばの里にながゐして
さやは契りし待ぞ侘ぬる　光俊

狂歌立別いなばの里の松の木に
巣立の鶴も今歸りこん　久任

歸鴈こそたちていなばの里ごゝろ　江戸重継
折句のくつかふいかさまな花見や春の里の人　周國
おくられていなばの里の田蟲哉　定圃
露分て稲葉の里や毛見の衆　宗信

○新開しびらき

狂歌さ苗をも船に積つゝしびらきに
植なばやがて米を取りかち　正之

菱づるや花の波たつ新開き　義忠

○内助が淵

狂歌内助がふちに龍骨車りうこしやたちつてと
開きのいねに水かきくけこ　正音

同　もし魚に心をかくるものならば
あみないすけが淵なのぞいそ　重次

○河田森原 河内郡

夫木久方の長閑き空を今朝みれば
河田の森は霞みきにけり　傘仲

同　賤の女が河田の原に摘むせりも
たがためにとて袖ぬらすらん　俊成

○玉田横野 茨田郡

堀百取つなげ玉田よこ野にはなれ駒

榴かけだにあせみ花さく　俊頼

あせみは馬醉木（あせぼのき）、此葉を馬くらへば則死すといへり、づつじの
花はひつじにわろしと云、

狂歌 とれ牛の玉田横野に得てしかば
是れぞ河内のたからなるらめ　友和

取つなげ玉田よこ野のほしかぶら　野鹿

雨風や霰の玉田よこしぶき　保友

○會爾賀市（ゑにかのいち） 河内郡

藻鹽 花櫻匂へるなかにすゑにかの
市なる枝を取りてこそ見れ　よみ人しらず

狂歌 酒を酌杓のえにかの市人は
とりつきつゝも醉狂やする　友和

扇にもかくや會爾賀の市の景　一十

○高瀬 茨田郡

夫木 こも枕高瀬の淀にさすさでの
さてや戀路にしほれはてなん　家長

續後撰 いくとせか高瀬の淀のこも枕
假そめながら結びきぬらん　晴命法師

狂歌 指渡す高瀬の川の川はゞは
何げんざほぞ船人にとへ　友和

きれめにや鮎のねだんも高瀬川　友好

月の船は雲のうは荷か高瀬川　一十

○茨田（まつた）寺 太子四十六ヶ寺の内 伽藍所、本尊は藥師、いつの比に
かありけん燒失し、石ずへ斗殘る、舊趾也、小高瀬と云所にがらんの跡
あり、高瀬川此あたり也、

狂歌 後の世を賴申すと手を合せ
かしこまつたの寺の本尊　法橋哥慶

○能登瀬川、

萬葉 高瀬なるのとせの川の後にあはん
妹には我ぞけふならずとも　よみ人しらず

狂歌 のりつねの射る矢の如く行水の
はやきをもつてのとせ川哉　松緑

取る鮎も鯖とやいはん能登瀬川　政公

のとせ川さしさばかりの大河かな　隆玄

洗ひ出るも月夜に釜やのとせ川　器水

○野口 茨田郡

夫木 み狩野の野口の尾花なびくまで
羽風はげしきましらふの鷹　顯仲

雜六 しらざりし野口の里に宿かりて
道のしばふに今ぞ朝たつ　信實

狂歌蛙鳴く野口のはたの歌ぶくろ
ふくらかすみも春のしるしよ　友和
鳥追や野口をたゝく門の春　政公
くつわ蟲聲きく鞍の野口哉　如貞

○清水池　茨田郡

夫木濁なきしみづの池は影すみて
見るに涼しき鏡なりけり　美作
狂歌さま故に思ひしみづが池にすむ
蛇體とならん執心のほど　次重

○守口　茨田郡香物名物、

もり口の梅の匂ひや香の物　高故
時鳥なかずば爰ぞすもり口　隆玄
賤が屋のもり口留る氷柱かな　天満政長

○村の名に一番二番三番十番迄あり、茨田郡に有、

一番に初音きかせよほとゝぎす　久次
村の名の二番白水やうす氷　宜休
三ばんとおとらぬ村のすまう哉　遊女藻川
秋の毛見のもくさんをするごばん哉　良弘
在名を名乘すまうや九番打　器水

○佐太宮天神、一番村也、

○佐太池佐太川、一番村内也、

○佐太宮天神御什物、

仙洞樣御製
家の風世々につたへて神墻や
絕たるをつぐ梅もにほはむ

河州佐太宮は菅神の廟なり、しかれども近代祉あれはてゝ祭奠の儀式も難かりしを、永井信州太守尙政朝臣再興せしにより壯麗目を奪ひ、みる者は尊み聽者はのぞむ、其比太上天皇百和香に梅の折枝をそへて尙政朝臣に給はりしを、神庭につぎて瑞籬のうへ物とす、これに依て右の御製を尙政朝臣にくだしたまふ、即納レ之內陣の寳物となしぬ、何の榮かこれに加へん、されば神の德いよ／＼たかく、かれがまことゝいよ／＼あらはるゝものか、彼御製の由來をかきつぐべきよし所望によりて、やむことをえず聊か記しつくるものならし、

慶安元年大呂念五
北野寺務三品親王良尙書レ之

里人のいはく、二枝の梅、時ならぬ卯月末つかたに御接有しに、勅定おもき故にや二枝ながらつき、瑞

籬の內の神木となり侍ると傳へしを承、扨も忝き御事哉、君の御惠ふかき故神も梅も心ありけるよと、かんるいきもにめいしつゝ、かの接木の梅の御神木を拜してけり、かやうの御製此さうしに書のせ申事、天のおそれもいかならんなれ共、和歌の道あらばとやらん御ゆるし蒙るべし、みな月中旬出ぼしに參詣おがみ奉り、遠國諸人のためにもならんかしと、おゝそれながら書うつし奉る也、

新院樣御自作渡唐の天神の尊像、縫にて被遊候、御づし兩の戸びらに松梅の蒔繪あり、北野寺務二品親王良尙、其脇に御そへ書御判あり、

東福門院樣縫にて御自作の業平東帶掛物一幅、小野小町かけ物一幅、

竹門樣御自畫自讃渡唐天神一幅、

竹門樣御筆の額、佐多天滿大自在天神と在之、

天神束帶の御影、則天神御自筆、

近衞樣信尋公御發句、御自筆前書あり、

河內國佐多といふ所にて年每に聖廟の法樂の連歌せしに、さはる事のありて絕えけるを、今再び興して世をいのらん由いひし發句、所望するものに遣はしける、

神やもる世々のこと葉の花盛　格

天神松梅の賛、道春春齋春德三幅一對、繪は益信筆也

天神　夕顏巷叟

西都北埜秘宮檀、家世儒宗任ニ宰官一、歿有レ靈生有レ節、花時却賞碧琅玕、

松　向陽子

菅相儼然才德隆、蒼髯獨立白儒風、生上一夜顯ニ靈異一、絕勝夢中十八公、

梅　函三子

冷蘂東風紅白芬、淸標今古對ニ菅君一、飛梅似レ振ニ蟠龍勢一、捲盡海西千里雲、

渡唐天神、雪船筆、

十一面觀音白蓮花赤蓮花三幅一對、法眼探幽筆、

墨繪天神松梅同筆、

尙政朝臣に給りし御香合、梨地、ふたの上に蒔繪にて菊の御紋あり、

竹門御筆菊の繪かけもの一幅、上に御自筆にて和歌あり、

秋の野に草の色々咲ぬとも

名だゝる花の菊の一もと
紫野大徳寺江月和尚掛物一幅、
寛永廿癸未載二月日詣ニ佐多宮一惟時再興卒、
賦ニ一偈一以祝遠大三、
佐多北野又西府、一樹梅花面目眞、七百餘年德惟
馥、南無大自在天神、　宗琉拜
歌仙繪は八幡の萩の坊、歌は竹門御筆、
雲會書一冊、歌書也、
佐太宮の起、法印道春筆、
寶劔、銘武藏國豐島郡住大和守包定、
菅家文草十二冊、
觀音の緣起、
往古より佐太宮緣起繪入六卷あり、
右の緣起六卷のやはらぎをかなにて、八幡山法童坊の筆にて有、其外寶物多しといへども書きつくしがたし、略レ之、
菅相寺山號は平林山、院號は玉藏院、坊號は東坊、昔は七坊有しと也、觀音堂十一面觀音、行基菩薩作、牡丹芍藥あり、

佐太池

六帖 我せこがおゆるがおしさたの池の
玉もにもがなかりあげ嗹さん　伊勢

佐太川

名寄 駒なべていざみにゆかんさた川に
枝さしかはすやまとなでしこ　俊賴

狂歌 佐太の宮の庭にぞ生る松梅は
日本さかゆる氏木なるらし　正慶

同 ぼたん花の咲ぞと佐太の宮の前に
笠着連歌もあつまりやせん　淨久

○梶村 茨田郡 紫雲山來迎寺聖衆院 巳未年佐太宮へ移る は大念佛宗の本尊方也、西願上人の草創也、本尊繪像三尊天より降り玉ふ佛也、佛舍利有、良忍上人之像緣起有、南都一乘院殿之序書、繪は土佐將監筆也、其外は略レ之、

○八番村光明寺十一面觀音、行基御作、御長三尺五寸、八幡牛頭天王天神の宮有、

○伊加々崎 茨田郡

古今 梶にあたる波の雫を春なれば
いかゞさき散花とみざらん　兼覽王

續後拾 我はたゞ風にのみこそ仕つれば
いかゞさきぐゝ又は行らん　和泉式部

狂歌兼てより御ともいたさん約束に
　　いかゞさきへは參るべきやは　友和
花に雨時分過てはいかゞさき　保友
○牧方　茨田郡、御茶屋御殿有、昔ひらかたは駒のまきにて有し時、いけづきと云名馬此所より出けると也、故にまき方と書と也、中比より京海道ひらかたへ付申と也、
狂歌古へは牧方よりもいけずきの
　　いづるに今はしんこ馬出る　言因
同　馬とめて袖うちはらふひらかたの
　　茶屋の女の雪の夕ぐれ　よみ人知らず
旅はうきひらかたびらのかりね哉　安成
白雨やひらかたびらの糸しぼり　政弘
丸からでちとひらかたの月見かな　蒲劔
着てふるやひらかたびらの袖の雪　政公
○萬年寺茨田郡牧方　長松山と號す、十一面観音御長一尺八寸、春日の作、鎌佛と云、石の藥師御長一尺八分、弘法鎌にて作給ふと申傳侍る、醍醐聖寶僧正の開基山也、
○大垣内（おほかきうち）、此所へいけずきを追よせ、垣ゆひ廻し取ける故在名に云と也、

○天川　交野郡
方輿集霞たつ嶺の櫻の朝ぼらけ
　　くれなゐくゝる天の川波　定家
類林星合の光やこゝにうつるらむ
　　かた野のみ野の天の河水　前左大臣
狂歌天河ふかきおもひをほしゝゝと
　　かたりあかせよ七日七夜も　一有
同　鵲のはねはなけれど天の川
　　しよろゝゝ水は飛こへにけり　正香
同　我おもひ天の川瀬のにごり水
　　さはがれ出て心わくせき　久女
同　刈くらし七夕妻にこなせさん
　　天の川原に稲をほしつゝ　友和
星や水に落あひ女夫天の川　一志
天の川今ぞ見る日の二ぼし　元由
天の川こす三日月や茶船なり　正晉
七夕の星田や出合ふ天の川　定親
宿をかる天の川原や俄雪　言子
○百濟王子の姫の塚、いかゞ島の辰巳に有、官女が塚はいかゞの東にあり、

○竹川　交野郡

拾遺紅葉ばの流るゝ時は竹川の
　淵のみどりの色かはるらん　躬恒

家集神代より色もかはらぬ竹川の
　よゝを君にやかぞへ渡らん　徳院

狂歌ひたともにうたへ竹川流行く
　世によきふしは是に過じと　友和

同　竹川のふしくれ立し言の葉も
　和歌のながれの末の世がたり　香隆

同　竹川に蟹のかゝりしがらみは
　流れもやらぬもどりなりけり　政公

狂歌手細工に切まはしつゝ竹川の
　水をたゝえて花生にせん　次重

竹川の鮎はさかなよ源氏酒　一十

○禁野（きんや）交野郡和田寺藥師、太子御作、御長三尺二寸、和田新發意建立と也、惟高み子御狩の時金色の三足の雉出しより、此所を禁野と御制札うち給ひしと申傳へ侍る、

鶯もとふ片みたる禁野かな　香隆

一聲も禁野の里か郭公　永宮

○中宮村交野郡西方寺正觀音、行基作、御長二尺二寸、

○百濟王の宮あり、廣き松原有、伽藍の舊跡有、百濟王子來て拜ニ聖德一、其比にてやありけん、交野にて右に鷹すへて遣ひ給ふとなり、

○交野、

新古今又やみん交野のみのゝ櫻がり
　花の雪ちる春のあけぼの　俊成

堀百あふとのかたのゝきゞす妻戀に
　むべほろ〳〵と立ゐ鳴らん　常陸

狂歌日照にや交野の小野に芋をうへて
　ほれる里人あはれ子もなし　好昌

同　鷹ならですゆるかたのゝ灸をさへ
　あつかり場とや炙をいふらん　友和

鶯も歌の心やゝさかた野　道意

これたかの取るは交野の雉子哉　常政

狩場の雉子にげる羽音やかた〳〵野　定久

持おもるかた野の雉の數もがな　檐板

雉も住むや我もかたのゝほけん〳〵　蒲劔

一荷にやかゝるかたのゝ月と花　淨宣

辨當を持つやかたのゝ櫻がり　岔翁

見るかたの手わけをしてや櫻狩　清風
くちなわも衣ぬき掛るかた野哉　政公
帷子はだてなかたのゝかり着哉　似柳
くわう〳〵かかたのに萠るやいど草　政公
礒をやひたうちかたのねまる程　常有
かたのにてながむる月や一つ紋　周國
殘り多きはや入がたの月見かな　正儀
鳴音きけかたのごとくな鶉かな　正俊

○嬰兒山（みどりご）　交野郡

方與集　我とやういねはなくとも時鳥
　　みどり子山に入てこそきけ　よみ人しらず

狂歌　目出度も老せぬ松のしるしには
　　千年經ても見どり子の山　友和

されば柳みどり子山のけぶり哉　未郷
花もりや嬰兒山のうばざくら　富吉
乳やあます見どり子山の雪なだれ　松縁
木の目あくや松のみどり子山そだち　友茂
夜鳴するかみどり子山の時鳥　野鹿
秋風はみとり子山のてうちかな　德清
千種もや嬰兒山のそだち物　富吉

○波瀲（なぎさ）交野郡　渚院觀音寺十一面觀音、御長三尺、古へは千本の櫻有しと也、昔惟喬親王渚の院の櫻殊におもしろしと宣ひて、其木のもとにおりゐて枝を折てかざしにさして、かみなかしもみな歌よみけり、うまのかみなりける人のよめる（業平のこと也）

伊勢物　世中に絶て櫻のなかりせば
　　春の心はのどけからまし　業平



同　ちればこそいとゞ櫻はめでたけれ
　　うき世に何か久しかるべき　有常

家集うちつけになぎさの岡の松風を
そらにも浪のたつかとぞ聞く　信明
狂歌これたかの有しかたの丶時代經て
趾もなぎさの院はどこやら　友和
絕て魚荷とふや渚の櫻鯛　西鶴
惣門の渚に名乘れ郭公　保友
月影の笠にさいたはなぎさ哉　高故
鈴鴨は渚の宮の神樂かな　好昌
○宇山長德寺眞寺院正觀音、作不レ知、
○養父村觀音寺、十一面千手御長三尺、慈覺の作、
○一の宮、牛頭天王帝釋天本堂の本尊也、四天王も有、地藏堂も有、東西へ松原四町程あり、
くる春の一のみやげや梅の花　政公
霞ぬや取し御門も一のみや　重次
初穗とりのたのみぞ一の宮雀　一十
○楠葉の里交野郡觀音寺正觀音、御長三尺二寸、慈覺の作、くす葉道心のやしきあと、松原にしてあり、
續古今曇らじなま澄の鏡かげ添る
楠ばの宮のあきの夜の月　關白左大臣
狂歌露の身の楠葉におこす道心は
後の生れのためになるべし　意朔
夏山は青道心の葛葉かな　正音
立止れうらみくす葉の茶屋のか丶　保友
○釋迦堂、金橋の東にあり、立像の釋迦御長六尺、赤栴檀のよし申つたふる、
○金橋、山城河内兩國の堺に有、渡りそめに兩方の奉行はしのまん中にて行逢、兩方へ渡ると也、

○山城　京

安原氏 貞室四首四句　田結氏 義政三句

○大和

法隆寺 法橋哥慶六首　南都富田氏 野鹿二首九句　宇陀谷氏今南都住 則武五首八句
南都高昌住 成明一句　三輪 芳昌七句　三輪 勝信三句
三輪 一樂二句　三輪奧山氏 豐昌一句　高取在原氏 浮萍子一首四句
高取櫻井氏 利常五句　同土佐 清信二句　多武峯 粧色子二句

宇陀谷氏 扇斗二句　宇陀谷氏 一之四句　宇陀川島氏 草榮一句
宇陀 鐵銅一句　宇陀久野氏 利光一首一句　宇陀 由久一句
宇陀岡崎氏 秀綱六首　宇陀 兩誧子三句　今井細井氏 友和廿四首五句
今井今西氏 正盛一首一句　今井細井氏 次重九首　今井森岡氏 元信五首二句
今井家長氏 一有七首　今井門氏 常征三句　兵庫 政弘四首三句
兵庫 周永四句　下市高津氏 忠貞三句　五所 良弘四首六句
五所 良綱一首六句　五所 一雅一句　五所 良長一首五句
新庄鸕野氏 義元六句　新庄麻野氏 伊次三句　新庄大槻氏 吉方二句
新庄 松都一句　道穂吉村氏 周國一首十九句　西室吉村氏 正寛五句
佐田北村氏 道意二句　佐田北村氏 清風三首二句　佐田村 善心二句
延命寺 宗音一首一句　名柄 一雲三句　名柄吉村氏 正俊五句
名柄中村氏 正儀三句　名柄中村氏 正武一句　高田吉井氏 似柳二句

高田小島氏 言子三句　北花川観音寺 良源二句　北花内村 之次二句
北花内村 定廣一句　鎌田村 光之一句　狐井赤土氏 自延二首三句
狐井赤土氏 永房一句　狐井赤土氏 惟貞一首二句　下田 葦葉二首三句
穴蒸村 仙野一句　寺戸村 正賢一句　牧村 受夕一首
庵治村 辯恩三句　庵治村 正則一句　細井村 一笑子二句
鎰村 時春一首四句　二階堂 仲也一句　西代 信道一句
岩見 信昌一句　王寺村 清綱一句　山角村 秀立一首三句

○河内

中村森氏 政公四首五十一句　石川同所 器水三十句　神山村 一也二首
寛弘寺 吉重三句　寛弘寺 光吉五句　大ヶ塚 可正九句
大ヶ塚 可清一首十一句　大ヶ塚 正慶一首　上太子村 梵達四句
春日村田中氏 弘重三首十二句　春日三村氏 定久九句　山田伊達氏 正利二首二句

山田村 重勝三句
山田村 重房二句
山田村 厭故一句
山田村 唯正二首十句
大黑村 雲廟一句
譽田營氏 可房二首五句
野中村林氏 正信一首一句
岡村内本氏 友好五句
津堂淺田氏 宗信一首一句
小川谷氏 正明二首一句
布忍寺内氏 榮貞五首五句
布忍 一志五句

山田村 忠正二句
山田村 鐵牛一句
山田村 忠之二句
壺井鹽野氏 愚蛙二句
駒ヶ谷 義之二句
譽田 淨宣四句
野中村 回愚一句
小山日暮氏 重與二句
北島泉 光榮四句
三宅村 一守一句
池田藪氏 貞弘一首六句
布忍 好昌一首三句

山田村 正勝二句
山田村 正房一句
山田村 正重一句
壺井村 正安一句
古市 吉重二句
譽田 一十卅三句
野中村 雲紙五句
津堂前田氏 正香一首一句
北島泉 清重二首一句
田井城平本氏 重成四句
布忍 安求五句
布忍 易幸一句

住道村 重勝一句
國分 珂琳四句
國分 重勝二句
國府 久女一首
大井松尾氏 如元一首八句
柏原小山氏 利房四句
弓削西村氏 常政六句
弓削村 爲三一句
大田村 空玄一句
木本巽氏 忠之三句
下太子堂 全榮一句
鞍作村 燕石一句

住道村 卜人一句
國分原氏 直房二首四句
田邊村 久永二句
國府清水氏 竹葉一句
大井村 正元四句
柏原三田氏 淨次一首一句
弓削吉村氏 種好二首一句
太田柏原氏 信之二句
木本巽氏 香隆二首五句
木本巽氏 隆玄一首四句
竹淵村 宗直一句
八尾木村井氏 及次十二首六句

國分 行廣三句
國分 永富四句
國分 一利五首八句
國府西脇 友次一句
大井村 良惠三句
柏原三田氏 久次一句
弓削村 重良三句
大田村 重繼一句
木本巽氏 重次三首十句
植松氏 湛良一句
出戸村 六松一句
八尾木小谷氏 林城四首八句

八尾木村井氏 可次三句　八尾木原氏 正之十三首二句　八尾木原氏 正利一句
八尾東鄕今西氏 毎雄一首二句　同 毎雄妻一首三句　萱振村 好貞三句
萱振村 仲宗二句　萱振村 仲重一句　讀人不知一首一句
萱振村 之吉二句　萱振村 西敎一句　萱振村 友茂一句
若江 政安三首三句　若江 信安二句　若江 萬哲一首三句
若江 晩翠軒一句　若江 直道二句　若江 一卜二首
若江 義忠三句　御厨屋 春宵一句　衣摺原氏 正音十八首九句
衣摺 深譽一句　衣摺 忠幸二句　三島新田小島氏 親吉一首
忍知村 良玄二首一句　忍知村 典僧一首二句　忍知村 重之一句
黑谷 檜板一首九句　黑谷 步月四句　黑谷 正次二句
大窪村 貞範六句　柏原三田氏 淨久八首六句　交野 蒲劔二句
佛眼寺 正察一首

## ○和泉 堺

谷氏 永重一句　池島氏 成之三句　林庵 顯成一句
田中氏 政長五句　岩村氏 光伯五句　岩井氏 敎二一首
柏原氏 正勝二句

## ○攝州 大坂

御菓子所藤原 貞因二句　松山氏 玖也八句　伊勢村氏 意朔七首廿二句
喜多村氏 立以七句　井口氏 如貞十四句　水生氏 樂也二句
伊勢村氏 重安二句　山口氏 清勝三句　井原氏 西鶴五句
高瀧氏 以仙七句　賛也一句　性空二句
小島氏 良賢五首七句　藤原氏 言因一首一句　福住氏 如松子一句
高故二句　露氏 忠昌二句　氣谷氏 安成母一句
氣谷氏 安成四句　曾山氏 曾立二首　林氏 定親七句
林氏 定軏三句　中林氏 宜休九句　遊女 藻川三句

室住氏 元由八句　富川氏 有安一句　堀口氏 初知一句
堀口氏 器音二句　櫻井氏 素玄一句　小野氏 松緑七首四句
友也一句　友定一句
古河氏 定圃十句　重榮三句

○天滿

西山氏 梅翁二句　梶山氏 保友十四句　西田氏 久任十三首廿三句
田中氏 友夢二句　平子氏 政長十二句

○天王寺

以春一句　道次一句　俊榮一句

○平野庄

祐可二句　家次二句　伊永一句
宗繼一句　柳花一句　廣之一句

○武州　江戸

永田氏 重繼一首九句　篠野氏 富吉一首八句　飯田氏 德淸一首八句
松田氏 常有七句　早枝氏 好春七句　內海氏 未郷六句

篠野氏 吉勝五句　今村氏 嘉任五句　飯田氏 淸次五句
宮坂氏 可勝二句　小野寺氏 正次三句　猪股氏 久貞一句
宗圓二柴

○伊勢　神戸　柴田氏 古生一首
○備後　福山　可圭三句
○豐後　玉來　柴木氏 正信四句

されば、しる、三田氏淨久といへる隱士、古來稀なる年に及び、花をうがつ蝶の眠をさまし、水に點ずる蜻蜓の行ては歸りかへりては行、それが住なれし河内の國をあしの駕をはい〳〵と息杖つかせ、心の馬をどう〳〵といなゝかせ、この五とせ六年のうち、すたれたるをたづねたえたる所をあらため、河内の國名所鑑と名づくる事を、その功穆王の馬もしら沫かみ、司馬遷があしもあかゞりきれてんもの也、後の人草鞋をはかず菅笠の緒をしめずして河州一國をへめぐるなるべし、到得歸來別事なし、廬山の煙雨浙江のうしほなめ〳〵て、此書のあんばいをしるものならし、

延寶七のとし卯月の下旬　攝州僑居一時軒

岳西惟中跋

延寶七年巳未七月吉日

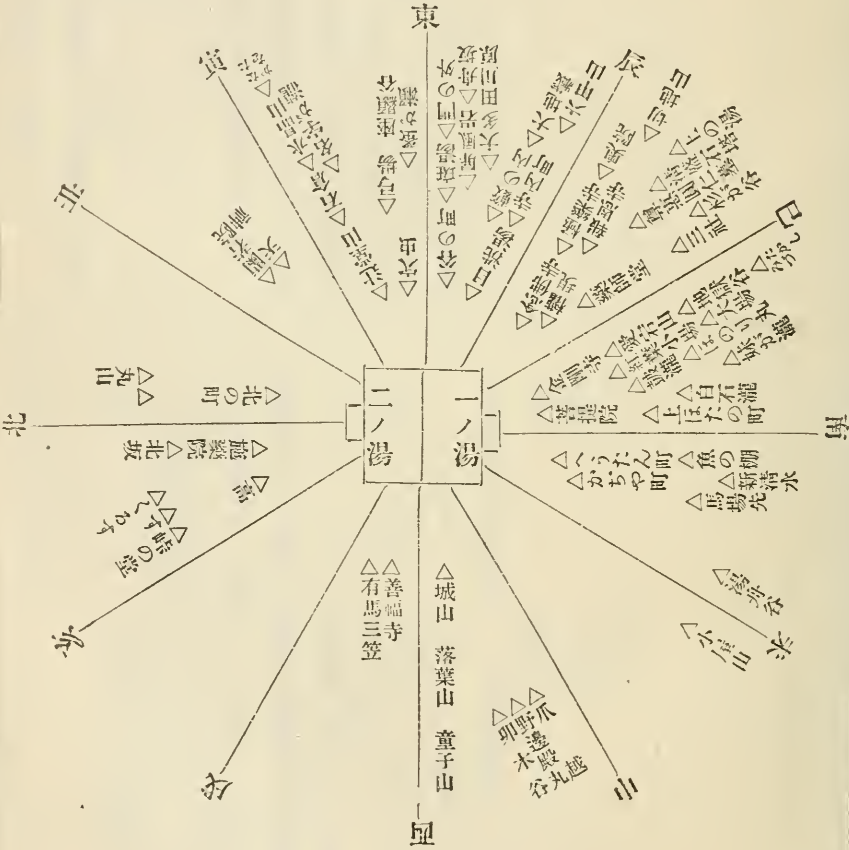
洛陽書林章藏堂

西村七郎兵衞正光開板

河内國名所鑑卷六 終

有馬名所鑑

# 湯山方角圖



湯に入り快氣せしを見及びし數々

一金瘡のたぐひ　一打身骨碎けたゞれてもよし
一中風　一氣のつき幷頭痛
一じんきよ幷腰の痛　一淋病
一痔漏幷下血　一かつけ
一らうさい　一女人こしけの類
一子なき女人いればたちまち懷姙す
一男女ともに病氣なきにも養生に入ればじんをつよくしせい氣をまし脾つよく成て食すゝむ

右は平愈せしを見及びし通なり、此外かはりたるわづらひあらば、醫書にみえざる湯なれば、湯本の坊にたづねとひて、入りたまふべきものなり、

# 有馬名所鑑目錄

○有馬山温湯

傳へきく、神代のむかし大己貴命、少彦名命と御慮を一つにし給ひ、たみくさの病ひをおさむる禁厭の法を定め、猶國に藥草を生たゝしめ、温湯をわかさしめ給はむ御誓ひ、神書に見え侍れば、此温湯のみならず、吾國六十よこくの中に、ありとある温湯は、普く此二神の御惠みなるべし、それが中にも此温湯、世にすぐれたる事、親(まのあた)りに明かなり、幷に津國風土記に曰く、有馬郡に有ニ鹽原山、山の間に有ニ鹽湯、因以爲レ名と見へたり、行幸ありしは舒明天皇三年の秋、同じき十年の冬、又孝德天皇三年の冬なりとかや、されば釋の行基、昆陽寺より爰に徘徊せし時、藥師如來病人と現じ奇特を告け給ふによて、湯槽をかまへたりとなむ、其後承德元年に、淫雨甚しく洪水山を崩し、家を溺らせけるまゝに、温湯の所もわかずなりしを、後鳥羽院の御宇、建久二年二月半に、和州芳野山の僧仁西、熊野權現御告により、彼所に至り御神の敎へに任せ、蜘蛛の引糸をしるべに山に分け入つて、ふるき跡を尋ね出て十二坊舍をたつ、湯槽は村の中程にあり、廣さ方丈ばかり、中を板にてさへぎり、南を一の湯といひ北を二の湯といふ、深さ淺さは折によれり、大方一尋の半にたらず、あつからずぬるきにあらず、されども雨の中には聊あつくおぼゆ、きよき事清水にも增れり、そのかみより今に至りて、諸の病ひをいやす事あきらけし、されば人にみつの寶の內に、壽を第一とす、病ひなく命ながくてこそ、宮祿も暫のたのしびにて侍らめ、唐土のいにしへ、彭祖が齡ひ高かりしも、藥を用ひ、灸治など常に懈らざりしとなり、此國彼國異なれど、人に五つの根はおなじ、これらの人は、大かたわづらはしくなやめる時に至りてのみ、あはたゞしく藥用ひ、灸針などたのみ、又は色々の藥草にて、鹽取まじへ湯あみする事、いと愚かなるかたにや侍らむ、國にをのづからめでたき温湯あり、まいてかみにもいへる二神に、湯山權現、藥師如來まで、力を合て守り給ふとなれば、病ひなく齡をたもたんには、ちかひ有馬の湯にいらんにはしかじ、いつかとはわかねど、四の時の中に土用、同じき前後、寒の湯殊

更よしといへり、さてかしこに至て、始て入るを足あらひといひ、病ひ愈え二たび往ているを迎湯といへり、抑、入湯の中、好みきらへる掟の湯文を聞えて、猶色をさけ、よろづに氣をうこかさず、朝夕の粮くだ物までを選び用ひて、努々(ゆめゆめ)放埒なるふるまひなからんには、たとへ年久しき疾痾全癒なりとも、老若男女をわかたず、迅に愈侍らん事掌をかへすがごとくならんとのみ、

寛永の比、大納言光廣卿入湯ありし時、薬師如來の御夢想に

足はさき頭はのちにかゝるべし
　たゝるは長湯すき腹の時

渡津海は遙けき物をいかなれば
　有馬の山に鹽湯出づらん　源兼昌

千早振神のちかひは今も世に
　たえず有馬の出湯なりけり　行風

夷歌

世間(よのなか)よふしぎこそあれ思ひいる
　山のおくにも鹽湯わくなり　重香

病人をよく治する名は富士よりも
　高き三國一の湯の山

有馬山高きばかりは徳もなし
　湯あるをもつて世にぞ貴ぶ　重友

足引のやまひ有馬の湯の供は
　三里さがつて持つや煩當　衆甫

山の原わきてあまれる泉湯や
　いつ入とても心地よからん　重香

歌よみの名ならぬきせん群集して
　世に湯の山と人はいうなり　愛好

人もをし人にをされて追込の
　湯に入る人も身を思ふゆへ　重香

女にもあらでこのまぬ長湯せば
　くるしかるべきよはい病人

杓をもてかゝれとてしもに湯いれば
　我か黒髪もねばりこそすれ　長屋

我が袖は鹽湯にぬれて帷子の
　着替なければかはくまもなし　重香

あかさらぬ此湯に來る思ひ出に
　今一まわり入るよしもがな

湯治その例まれ〳〵の公家衆も

殿上にての本腹のさた　愛好
いゆべきや有馬の出湯頭から
かゝらざりせばかゝる病の　方頑
入まではよろ〳〵めけるやまひどの
杖をもつかず出で湯奇妙や　一友
目と耳の病ひなをれる湯の山は
見ると聞ともちがはざりけり　長舍
湯でゝいなば病ひ輕しといひやせむ
造作あり馬を入はしらねば　貞林
湯氣やのすかすみの衣に皺もなし　春澄
湯見舞か有馬の村にとぶ胡蝶　重香
有馬にて名のりきかせよ沓手鳥　一友
一聲やとめ湯の山のほとゝぎす　吉勝
たぎりたる聲や湯の山郭公　貞林
かほりよきははなゆの山の木陰哉　長屋
はなせ此花ゆの山の酒の友　酒粕
有馬山祝ふやゐなの笹ちまき　貞次
病人も月もろともに湯出にけり　兩謙子
出湯を樽につめ馬におほせて他國へつかはす
を見て
くに〳〵へ馬におほせてやる時は
一もさながらにの湯にぞなる　伯水
一の湯二の湯をよめる
一の湯や二の湯に入ば片輪なる
人も三四五ろくに成けり　知秋
いらば此一の湯二の湯三のゆの
灸にまけめや養生の爲　貞林
あひを隔一の湯二の湯汲よせば
他所にも縁の有馬山哉　光重
入初や一の湯二の湯三ヶ日　重貞
わたくし雨をよめる
唐笠もえもたでいるは湯の山の
私雨にみのかつぎかも　重友
湯の山の私雨に町なみの
たくり木履をはける諸人　重香
有馬山にてよめる
隔てゝもありとしられて有馬山
霞すみに匂ふ花のはる風　藤原雅章卿
秋の色にはや立そめて有馬山
ゐなのも嘸なうす霧の空　藤原光廣卿

名もしるし夕霧晴て有馬山
最中にまさる秋の月影

○湯山權現 井鹿舌大明神 三輪大明神

湯本より東南に社あり、延喜式神名帳に、有馬郡三座とある内、湯泉の神をかく申奉るにや、むかし此御神、かりに女の姿と顯れ、此山の麓に遊びおはしましまし丶を、所の守護の何某、鷹狩に出し折からにて、彼女人を怪しきものにや思ひとりけん、重籐の弓に白羽の矢をはげ、葦毛の馬に乘り、山の奥まで追かけけりとなん、其御とがめに命を亡し給ひしより、今に重籐の弓、白羽の矢、鷹、葦毛馬など、堅く山の中へ入る事なし、若ししらずして此禁めの物持來る人あれば、山あれ雷電するよし申ならはせり、されば溫湯の所にもいひのべしごとく、此湯一たび絕えにしを、熊野權現の御敎をかうぶり、仁西上人再興せるとなり、愚かながら思ふに、熊野湯野本音おなじ、熊野權現は、天照皇太神の御母尊伊弉冊尊なり、又此御神かりに顯れ給へるも、女體なりといふ傳へり、水と鹽のかはりこそ侍れ、熊野に本宮の湯あり、有馬に鹽湯あり、尊號も共に權現と申奉れば、一體分身の御神なる事、あらはに覺へ侍るは如何、

三熊野の牛王を轉しかへけりな
湯文あり馬の山の權現　行重

名にしおふ禰宜やか鼓打ならば
鈴まいらせう有馬權現　自延

鹿舌(かした)大明神は、いにしへ鹿舌山より勸請し奉り、本地は千手觀音のよし緣起に見へたり、併溫湯の所にいひしごとく、大已貴命と少彥名命、國に溫湯をわかしめ、諸人の病ひをすくひ給はんとの御誓ひありければ、大已貴命に少彥名命をならべて勸請し、鹿舌大明神と號し奉りしとぞ覺へ侍るは如何、神の御名は所所に替る事常なるか、

神木か紅葉もふかき山陰に
鹿舌の宮居爰に有馬は　衆甫

三輪大明神は、素盞烏尊の御子大已貴命、吾が日本の地主御神にてまします、御誓ひ前にいへるがごとし、むかし三田の庄のほとり、三輪村よりうつりますよし緣起に見へ侍り、

そゝぐ湯に身のあつしさを拂ふてふ
しるしを三輪の神の惠みは　行風

三輪の神ちかひ有馬のしるしこそ
杉よわげなる出湯なりけれ　方頑

夷うた

千はやふる神もねがひ湯ある故に
人のやまひのなをる嬉しさ　愛好

○薬師堂 附二王 權現坊 阿闍梨圓仁石塔

常喜山温泉寺と號す、釋行基昆陽寺より爰に來り、徘徊し給ふに、ひとりの病にふせるもの、行基にむかひていへるは、我この湯に赴き痾をあらはんとするに、きのふけふ力盡きていと心ぐるし、あはれ鮮魚を用ひたらましかばと思ひ侍り、得させ給ひたらんには、嬉しくもたうとくも侍りなんとなり、やがて長洲の濱より魚求め來りつゝ、かれが好めるごとく半ばさき、半ば煮てあたへられけり、又病者のいへるは、今瘡しのびかたく痛み出たり、是をねぶれば痛みたちどころにやむ事常なり、ねがはくは舐りかはかし、くるしびをたすけ給ひねとなり、行基聞給ひ、あないとおしとて、くづれたゞれつゝ、にほひあしかる瘡を、聊いとはしきけしきも見へず悉くねぶれる時、病者のかたちたちまち金身の薬師如來と顯れさせ給ふ、行基有がたくふしぎの思ひをなし、拜み奉れる時、我は是温泉山にあり、汝をこゝろ見むため來れり、道心殊勝にこそとてさり給ふ、感嘆のあまりに則等身の薬師を石像にきざみ、又如法經を書寫し、共に温湯の底に埋めり、猶一宇を建て薬師の像を安置す、今の温泉寺是也、行基彼病者にあたへ給ふ魚殘りけるを、昆陽の池にはなち給へば、化して一目の金魚となり、今に彼池に有となん、いと有がたく興ある事ならずや、有馬山に魚うるもの、簀に入提來るは、行基長洲の濱よりもて來り給ふ遺風なりとぞ、されば此寺天正四年の比おひ炎上の時、行基作り給ふ小像の薬師みづから火焔のうちより飛出させ給ひ、堂より南の松が枝に坐しましき、其後關白秀吉公當時御再興あそばされし時、彼小像の御佛を今の大像の頭中にこめさせ給ふ、されば兩像一體に拜みたてまつれば、諸人の病すみやかに愈え侍る事、此御佛の力を添給ふなるべし、ひだり右は日光、月光、不動、毘沙門、幷に十二神なり、又行基みづからの木像、仁西自作の木像あり、其外種々の靈寶あり、猶くはしくは縁起に見へ侍る、住僧に近づきおがみ給ふべきなり、

入御の時よめる　遠江守一政
なむやくしるりの壺湯にたふ〳〵と
いるより老のわか水となる
藥師堂をつゝむ霞は湯の山の
ふところに入れし守袋か　重友
中の〳〵坊ある湯の山の
お藥師さまは小佛かそも　之時
藥師堂の軒に巣をくふ燕の
玉子の數も十二神かよ　光重
なむやくしるりの湯壺は瀬戸ならで
人の病ひの根ぬけなりけり　行風
蛸えし返事に　藤原光廣卿
瑠璃の壺これもやくしの利生にて
阿耨多こをばえたるなるべし
やくし堂に匂ふは花のあうんかな　重友
滿月やるりとも嶺にかゝやくし　重香
藥師堂に啼くや金銀るりの鳥　西圓

此二王は、如何なるゆへにや門なくして、藥師堂の内にこめてあり、そのかみより運慶か作なりといひ傳ふる、爰かしこそこねしを、都より佛師を招き、ありしごとくに繕ひなさしめ、更に又門建立の催しあり、

藥師堂にいつよりこめて有馬ぞや
大刀にはあらぬ二王さぶらふ　行風
此二王作はとゝはゝ法文字の
あうんけいとぞこたへ申さむ　政長

權現坊は眞言宗則權現の社僧にて、溫泉寺の別當をも兼たり、藥師堂の北に寺院あり、

寒垢離やさらで大しやうごんげん坊　行昌

この所に阿闍梨圓仁の石塔あり、圓仁は慈心房尊惠の弟子なり、尊惠の事は末にあり、

ゑんにより墓參りせば水よりも
あしやりしやり〳〵米を手向よ　行風

〇湯本坊舍

仁西上人溫湯再興の時十二坊舍をたて、諸國より集る湯入の次第を、彼十二坊に奉行させられしとなり、かゝりければ、湯入のかた〴〵跡先をあらそひ、或は湯壺より久しく出やらぬ者ありて、とく出よなどいひあがりて、鬪諍度々に及びければ、いづれの時よりか婢女をこしらへ、湯入の支配させつゝ、今に其わざ替る事なし、されば湯壺よりをそくあがる者あり

て、縱あらけなくいかり、わろ口いふにも、もとよりやさしきかたある女の事なれば、いらふ人もなくして、年々二六時中難波のよしあしに付けても、優々としていとめでたし、さればなやめるかたなき身までも、養生にとて國々より爰に到れる人おほし、いにしへは十二坊なりしが、とき代經て國おだやかに、温泉もいよ〱さか行くまゝに、婢女を抱る坊、一の湯二の湯に十坊づゝ、二十坊なり、婢女一坊に二人づゝ、都て四十八、其内に大湯女といふは、或何坊のかゝとよび、小湯女といへるは何坊のまつ、たけ、つる、などよべり、さて諸の病を愈す事、國の中にたぐひなき温湯なれば、五畿七道より入湯の老若男女、膝をいるゝに所なきほどなれば、二十坊の外に舍る旅人其數をしらず、宿の數も本坊に倍々せり、されども湯入の次第をわかち入る事は、或は何屋の客は、何坊の湯女の支配と定りて、是又諍ふ處なし、入湯の人の中にあてなるは、留湯とてそれ〲の幕を引かせ、こと人をいれず、其次はせばきらひとて、思ふどち狹からぬほどに入、それより下つかたは追込といひて、賤のをしづの女、ことやうの片輪者までも、蟻のごとくにあつまり入る、遲くあがるものあれば、大湯女小ゆな手毎に棒をもて、あがれ〱とのゝしれば、湯壺よりあはたゞしく迯出るも、中々興ある事なり、湯口非番のおりおりは、京田舍人の舍りに、向より愛きやうらしく打笑みつゝ、かはらけ取かはし、時勢粧うたひなどするけはひ、棒もていかれるものとはおもひも出ず、打ものかたらふかたもあり、色にまどふ人ごゝろ今更ならず、さて二十坊といふは、一の湯に

御所坊　奥坊　伊勢屋　中坊　尼崎坊
禰宜屋　大門　角坊　上大坊　若狹屋

二の湯に

池坊　休所　川崎屋　下大坊　川野屋
萱坊　水船　大黑屋　兵衞　素麪屋是也、

一之湯　御所坊大湯女は御坊のかゝといひ、小湯女はなまきといへり、他可レ准レ之、

かしこまつてなけ御所坊に郭公　一樂
御所坊に糸よりほそき聲や是
醉つゝくだをまきが挨拶　重貞
名にしおふまきがけゆひの髮姿
一夜は誰も御所望御所坊　一飛

奥坊　小湯女なつ　附坂口

湯入衆は絶えず有馬の山陰も
　ゆたかなりけり奥坊まで　自延
谷越えて奥の坊へと來る客の
　日暮てうてる火はこちりこそ　重香
有馬の湯かゝる病のなをりしは
　三國一ぢやむこの奥の坊　光重
有馬山湯女戀忍ぶ道にまよふ
　客のこゝろの奥の坊見む　貞因
夏をむねとつくれおんなも奥の坊　春澄
坂口
有馬山音に聞きこし坂口や
　のぼれば高き二階三がい　松女
湯の山の奥きかんより坂口に
　あるじ重次へ挨拶に
　尋ねて見はや名所舊跡　重香
伊勢屋　小湯女たけ　鈴屋　京屋　播磨屋　附糸屋
湯入衆は既に伊勢やの宿ちかく
　牛馬の道の先がけてくる　愛好
湯入衆國々よりも集れば
　伊勢や日向の物語せり　貞次

竹のみやいつきてみてもよい湯女と
　名はかくれなきいせや成らん　友和
歌のぞめ阿漕といふと伊勢やなる
　うぐひす聲の竹の一ふし　愛好
糸屋
たなばたに何か願ひの糸やどの　不省
音もほそし糸やの庭の蟲の聲　不德
鈴屋
一の湯にいり身とならば是や此の
　病ひの根をばとめん鈴やか　家保
背戸門もあくるかぎやの夕涼み　利元
京屋
本坊も板も榮へてましますは
　まとにめでたうあゝり京やぞ　愛好
名にしおはゞ京やのぬしにとゝはん
　公家の湯入のありやなしやと　宗由
田舍にも京や有馬の花の王　葦葉
播磨屋
有馬山一の湯二の湯爭ふや
　つゞいて幕をはりまやの客　光重

枝きるははりまやのびし家ざくら　實夢

中坊　小湯女つる　附鹽屋　籠屋　松屋　竹屋　福島屋　米屋

迎湯に又いるべしと思ひきや
　命なりけりやよ中の坊　正武

きかまほし舞つ唄へる湯女衆の
　中の坊なるつるの一こゑ　光重

一藝の中の坊にてほめつるの
　お名をはえ申舞のしほらし　正經

中の坊のおつるや情ふか見草　宗保

鹽屋

濱ならぬ湯の山あひの夕なぎに
　たつは鹽屋の飯烟かな　重香

土産にや鹽屋のあるじのかへり花　政榮

籠屋

夏百日つむか樒の花籠や　勝信

松屋

常盤なる松やの門も春くれば
　今一くらゐます飾り竹　信方

竹屋

鶯か竹やにやどる初客の
　ほう法華經の聲のきこゆる　守辰

福島屋

心あひ渡邊ならん福島や
　物にさかろふヿなかるべし　行安

〇マヽくばるこふく島や花染のちらし紋　重正

米屋

踏分てこぬか〳〵とまたれけり
　米やの庭のうす紅葉見に　行風

尼崎坊　小湯女ゆり　附網干屋　鐙屋

松陰かいやそではないいつもたゞ
　湯けむりかづく尼が崎坊　行重

花の貌にべにさす尼が崎坊の
　ゆりが口ひる人もこそみれ　光重

網干屋

頭痛氣やしんはら〳〵けなをる也
　をんあぼしやにきて湯にいれば　愛宗

鐙屋

鐙屋にふんばつて名のれ郭公　重友

禰宜屋　小湯女すぎ　附赤穂屋

咲花もゐぼしざくらの禰宜屋かな　周國

有馬山私雨の宮守は
　禰宜やよいはゝ湯女は神子かも　政好

杉といふ禰宜やのゆなは有馬なる
　三輪の社の神子のはてかよ　治之

神ならぬ髪かたちまでうつくしや
　あれは禰宜やの杉子なるかよ　正長

神木のそれにはあらず戀しくば
　禰宜やにきませ杉と尋ねて　重香

赤穂屋

出羽ならでたつやあこやの門の松　重貞

あこやにも咲鹽がまのさくらかな　重十

鹽かとぞ見ゆるあこやのうらの霜　兼利

大門　小湯女たつ　附池田屋　足駄屋　平野屋

大もんの袴を着し出でぬるや
　公家の湯入のお迎ひのため　行風

思ひきやかほどよき湯女有馬にて
　大門まにへ市のたつとは　友和

大門に客みちくれは隙をなみ
　あしだやさしてたつ呼渡る　重香

大門にたつやふりよきかざり松　重友

池田屋

池田屋に尤なれやかざりずみ　世香

冬籠る池田屋はよきすみか哉　正辰

足駄屋

朝みどり春たつけふのあしだやに
　またるゝ物は初客のこゑ　重香

有馬山私雨の絶えせぬは
　名も睦まじきあしだやにこそ　吉次

平野屋

いる人は袖の振あはせの類ぞと
　きてこそ思へゆかたびらのや　行安

しゐてもれつぼ平のやであられ酒　利元

角坊　小湯女つた　附泉屋　朔日屋　有野屋

かざり祝へくらはいぬゐの角の坊　心入

角の坊に蔦とはむべも名付たり
　客だにくれははいまとはるゝ　宣由

泉屋

涌出るいづみやすなはち有馬の湯　胡蝶女

朔日屋

浪速江のゐし腰ぬけし人だにも

有馬の湯ではついたちやすると 太女

朔日や二日やいとようきく湯かな 浮萍

有野屋

押あひて二階はしごの枝までも
うやうやのぼるありのやの客 光重

上大坊 小湯女くり 番匠屋 附二階坊

有馬山ゐなの笹などあちはひに
うへ大坊のせんざいのよさ 之時

こつきようへ大坊や栗色に
ぬるでの紅葉しだりなしだりな 光重

かね付てゑみぬる栗か貌ばせの
上大坊をこす湯女もなし 秋露

二階坊

二階坊にのほりて見れは煙たつ
湯口は絶ずにぎはひにけり 松女

番匠屋

番匠やつぼの内なる糸柳 利元

番匠やの小娘や百合の花の貌 康次

若狹屋 小湯女いち 附二見屋

飲てうたふ酒にうかうかうかれつゝ
氣も若狹やの一の湯女かな 貞次

有馬山私雨のぬれものは
是第いちぞ若狹やの湯女 太女

いちといひて二の湯にあらじ若狹やの
かゝを賴みて文をやらばや 友和

二見屋

伊勢の海いやそれならで有馬なる
鹽湯をかゝる二見やの客 重香

月夜よし花と二見や伊勢ざくら 勝信

二見やで見るぞ今夜のこもち月 周國

二之湯

池坊 小湯女まつ 左桑木屋 附明石屋

世話にいふ田舍に京の有馬こそ
見事に花をいけの坊なれ 在治

池の坊に乘べき舟はあらねども
こがれて聞くやかんかゝの唄 政弘

池の坊の松をば花のしんにして
我下草とうたふ一ふし 太女

立別れ池の坊をば出でたれど
まつがよぶなら今かへりこん 吉次

明石屋

家の名にあこや明石や有馬なら
鹽湯汲出すゆなは海士かも　光重

明石屋に妻こふ猫やうらづたひ　政榮

あかなくも夜をあかしやの月見哉　貞次

左桑木屋

貧乏と戀とはしらず有馬の湯
さなき病のなをらざらめや　行安

休所　小湯女たけ　多田屋　附岸下　杓子屋

國本の無事を告こす湯見廻に
旅のこゝろも休所の客　正辰

湯あがりやまづ休所に夕涼み　心入

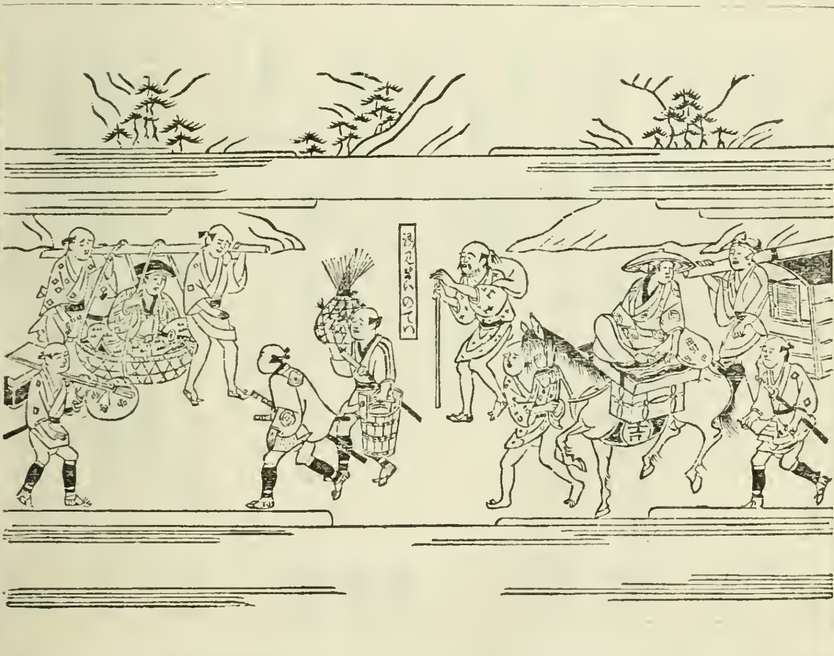
休所に休むとしばしねころぶを
たけ〲しくも呼入るゝゆな　定盛

さゝまいれ我一ふしをうたはむは
何よりもいとやすみ所のたけ　吉次

梓弓心づよくも引見むと
思ひそめはの休所のたけ　秋露

岸下

あぶなひこそ病あり馬の湯入衆



いそかばまはれ岸の下道　政榮
客衆の絶ず有馬の三笠山
今ぞさかえむ此岸の下　重香
多田屋
多田やなら湯は法閑でありなまし
足まめにいれいれや旅人　以樽
杓子屋
むかしより出つ入つ有湯の山の
町の定木に立てむ杓子屋　重香
花の顔にゑしやくしやれと美人草　周國
川崎屋 小湯女やゝ 附井筒屋 絹屋
川崎屋いづれも湯治の友千どり　筆屋松絲
養生にくる病人も湯女の名の
やゝ共すればち話をしぬめり　伯水
川崎や忍びよりつゝそちゆへに
やゝ久しくも門立ぞする　利清
井筒屋
筒井づゝいづゝや出る湯入をば
おひにけらしな足痛むとて　則武
筒井づゝ井筒屋殿の下男

柴を刈つゝおひにけらしな　久任
絹屋
をりてよしと宿をかすみの絹や哉　正辰
筆屋
年玉の筆や軸じくきんなし地　正則
下大坊 小湯女なべ 檜物屋 升屋 附富士屋
身にしめよ世は三寸のした大坊　行安
咲く花の下大坊で酌む酒に
うたふ調子もうきなべが聲　重香
湯女の名のなべの口より下大坊
探りたいとは伊勢衆かそも　友和
涌出る湯女の名によぶなべにだに
口の下にはひこそ有るらめ　酒粕
富士屋
風さへてふる大雪は白妙の
ふじやの空になびく湯けぶり　重香
山ぞ更に有馬ふじやの屋根の雪　政定
檜物屋
名にしおはゞいざ言問はん檜物屋に
數の湯びしやく有やなしやと　松女

ひものやのかざしの花やかばざくら　松緑

升屋

今朝よりぞ富もますやの本俵　正利

花さけばながめもますや米ざくら　重十

川野屋　小湯女みつ　附裏　筆屋

川野屋の二階に通ふ肴うり
魚木に昇るけしきなりけり　松緑

湯女こふる身は生鯉となりはてゝ
水の口れに骨とかはのや　宗定

しつぽりと底からいとしかはゆいと
沾すはうそのかはのやのみつ　太女

手をさせばあちらこちらへ靡きけり
これや蠟虎のかはのやのみつ　秀行

ねかはくは我はへちまのかはのやの
おみつ女郎のゆてとなりたし　行豊

川野屋のみつといひつゝにごらねば
流れはたてぬゆなにぞ有ける　友和

湯女のなのみつ拍子にてさぐりたる
川のやつさとうたふ一ふし　行風

みつ〳〵の契りをかはせ難面は
なみだの瀧とならんかはのや　宗賢

裏

湯の宿の客の來さまといにさまは
たゝく疊の裏おもてかな　貞固

霧の海にうらの二階やふな屋かた　重香

筆屋

せたりおふ賣物の名に有馬なる
すみや筆やと呼ならべつゝ　光重

譬へば繪にかける大ゆな小ゆなをは
見るに有馬の筆やなつかし　太女

おはぐろの筆や試るみつの春　正經

萱坊　小湯女きい　附河内屋　菊屋　御影屋

家名こそかやの坊なれ蚊のくふは
藪の内にもかはらざりけり　一友

法師の舍りもとめけるをよめる

いにしへの道心ならで墨衣
今きて宿をかるかやの坊　香香

湯の山や人のせき合しげければ
名乘てやどをかるかやの坊　家賢

蓬萊を飾るも何やかやの坊　清信

うたゝねの枕につれるかやの坊の
　きいが小うたに夢はさめけり　正房
夕闇はかほこそ見えねかやの坊の
　きいが焼ぬるかやはかたまゝ　光重
萱の坊にきいたかきいたか郭公　兼利

河内屋

行かよふ大ゆな小ゆな二道は
　なりひらめける河内屋の客　貞固

菊屋

音にのみきく屋の客の夜はいねて
　晝は鹽湯に入りぬべらなり　重貞
吾宿のきく屋の座敷客ごとに
　ほこり積りてふるくなるらん　重香
いるといなきくや湯の山郭公　西翁
まれにきくや縁有馬山時鳥　光重
病人もきくや湯の山ほとゝぎす　知秋

御影屋

みかげやにひらくや庭の石の竹　重貞

水船　西坊ともいふ 附橋屋　横坊　小湯女つる

桂おとこかげさしそへて水船の
　さほになりつゝ渡る雁がね　吉勝
水船に生ても見ばやさくら鯛　周國
水船や是ぞ名におふところてん　不竹
暑き日も汲むにつきせぬ水船を
　酒になれよと思ひつる哉　重治
水船にうつるながめや月の貌　光重
彌陀ならでいれとて客を呼出し
　ゆなは道びく西の坊かな　久任

橘屋

客を待花橘やにとひよれば
　昔しのゆなの袖の香ぞする　太女

横坊

喧嘩には眞是ものにかまへつゝ
　やつとまいつた横坊にこそ　一飛
花に垣やくもでかく繩立よこ坊　重正
よこ坊の庭にも立や霜ばしら　定垣

大黒屋　小湯女たけ

湯賃とてをく白がねのかたまでも
　宿の名におふ大黒やそは　治之
大黒屋恵比酒をいはふ年始かな　政寛

竹の子も祝へふたまた大黒や　酒柏

兵衛 北坊ともいふ 附塗屋 新屋　小湯女みや

戸をたてよしぐれて風も北の坊　久任

有馬山遠近人の宿かりを
　兵衛のかどもみやは咎めむ　宗賢

頼朝のたつとびつるが岡ならで
　兵衛の宮といふはめづらし　重香

塗屋

塗屋とはむべも付けり御内儀の
　貌におしろい口びるにべに　一飛

新屋

きけば實(げに)心有馬の宿の名も
　古きをたづねしる新しや　宗定

あたらしや客入發句花の宿　重正

索麪(さうめん)屋　小湯女ふぢ 附角屋 瓜屋

軒口にさがる氷柱は名にしおふ
　索麪やとぞ見世棚のまへ　幽步

三輪の神うつりますより湯の山に
　索麪やてふ名もぞあるらん　宗白

有馬山いづくはあれど禪僧は
　索麪屋にぞつる〱といる　宗賢

索麪や藤さく門に立ならび
　あふて語るや有馬山ほど　道入

索麪やほそく繰出すくだの糸の
　見だれてなびく門口の藤　秀之

角屋

見めぐりて人に語らん湯の山の
　たて横坊や角々屋まで　行安

三階や月も宿かる角やぐら　松女

瓜屋

湯に入ていとしほじみた帷子を
　ひなたへ出しほし瓜屋かな　正辰

駕籠にめす瓜屋の客や一かしら　重香

ひのまくは瓜屋の客のとめ湯哉　岌導

題しらず

錢かねもわき物といふ世話や是
　湯入りの客のをける宿賃　靜友

一の湯の湯女十人をよめる

夏くればゆり栗竹に蔦まきて
　鶴たつ時は杉はいちなり　藤原光廣卿

二の湯の湯女をよみ侍りし

松に竹かざりたちつゝ有馬なる
　二の湯の口やいつも正月　行風

惣湯女をよめる

口はしのきいたる湯女の聲々は
　有馬山から四十から〳〵　重友

あけぬるも入るゝ物とはしりなから
　獨うらめしき湯女の高ごゑ　利秋

遠近のたちゐもならぬ病人を
　おもはくなしに呼小ゆな哉　同

朝夕にきけば有馬のゆなどもが
　隙こそなけれ客をよぶこゑ　長舍

入湯の内によめる

此たびはしやくも取あへず有馬山
　留湯のかずはゆなのまに〳〵　遠江守一政

湯女はそれ見るに目の毒さわりにも
　煩惱有馬とふかくつゝしめ　方碩

ありま山私雨のふるよりも
　湯女にふらるゝ身こそつらけれ　正房

有馬山ゆなとさゝのむ肴には
　いでそろ人のしらぬ小うたも　長舍

有馬山湯女のさゝのむ聲きけば
　いでその人に付さしといふ　正武

湯女とのめ有馬山吹の花見酒　正房

あがれ〳〵湯女の聲よりいかのぼり　酒粕

正月に延年とて大湯女小湯女のこらす集りて
終日酒盛しつゝ祝ふ事あるをよめる

おこなへる大會の場のそれならで
　こゝにあり馬のゆなの延年　行風

時の和歌あはする湯女の延年の
　舞のつゞみの瀧の水おと　貞因

報恩寺

藥師堂のわたり近き寺なり、眞言宗、本尊は聖德太子御手づから作らせ給ふ靈像なり、此坊より湯のうちに常に灯をあぐるとなん、湯文とて湯にいらんほどに好み嫌へる掟、入湯の諸人によみてきかせるわざ、此寺の住僧執おこなへるとなり、

訕りぬる人も勸めて佛道に
　入るゝはあたを報恩寺哉　重香

みめのよき湯女に湯文をよませたら

いよ〳〵人がまいらさん錢　行安

大病に入てこと〴〵とふ人は
是も湯文の道しれるなり　衆甫

湯の由來よめ文月の影法師　保友

湯の内の灯の油つぎ如何なる故にか螺の貝なるを見てよめる

湯の口の闇を照せる灯は
月の行衛のにしからにこそ　柏水

闇き夜もくらき湯壺に入りぬめり
掻立ともせにしからの火を　太女

非人やうの者舍(やど)りの門に立居つゝ、何のあやめもしれず、こわ高に物いふめり、あるじによしをとへば、仁西上人のいにしへより、かれ入湯の人々に祿をうる事に侍り、是を間の錢と申なめり、其御方のいます門の前より、大略までの掃除、朝夕つとめ侍るなりと申き、都にかはり、おかしく興あるわざなりけらし、

物まうか何ぞととへばいや是は
湯入りの客が御座の間の錢　行風

わらさしのみじかきふしの間の錢を
とりて命をつなぐなりけり　方碩

湯本町　北町

乘かけもさんざめかして客衆は
跡よ先よときたの町かな　兼利

谷町

初春にうたへる湯女の一ふしも
うぐひすごゑの谷の町かな　一嘯

谷の町にうる聲するは鶯菜　貞林

京口

京口やいとゞなまめくをんなべし　笑計

門外

入湯に日數をふりけるおりから、旅人の馬にて歸る音しければ

もんのそと乘かけ馬の音きけば
我も歸宅を思ひけるかな　重香

藪内

竹の子や棒ほどに出た藪のうち　不德

若竹を見れは虎ふぞ藪のうち　宗保

蛇や蚊に相住はうしやぶの内　秀由

寺田

有馬山寺田もうへは五月には
湯女を履ひて早乙女にせむ　重友
作り得て咲くや寺田の米ざくら　同
菩提町
山姥のうたひにはあらで有馬にも
煩惱あればぼたい町あり　太女
菩提町植木にあらでひく木地も
また明鏡をいるゝ家なり　方碩
種うへて花の家居やぼだい町　由平
上菩提
慈悲心のありて佛と願ふ身は
此世て種をうへぼだいかな　重香
瓢簞町
旅ごろも乘かけ馬のくら〳〵に
へうたん町から出るあし音　重香
酒もがなへうたん町は湯の山の
腰につきたる名のみ也けり　同
なます尾の脇差さしてぬめりしは
へうたん町の若いものども　葦葉
あの湯女に袖をひかれた面白や
いよなふへうたん町に舍りて　一佐
うきにうくやへうたん町の花見酒　勝信
魚店
魚のたなや花やかになすさくら鯛　政寛
鍛冶町
豆板もうちでの小槌大黑の
福は鐵しり鍛冶町の庭　愛好
馬場先
馬場先を見ればこまかな石あるに
地道にあゆめ孫よ子どもよ　政榮
はゝ先に咲やしらがの糸ざくら　周國
はゞさきに見ゆるはまごか兒櫻（ちご）　重香
○名物人形筆
五色の糸をもて其軸をまく、管頭に小木偶人あり、筆を手にとれば出、納れは軸の内にいる、是なん人形筆といふ、抑筆はもろこしに江淹といひし人、五色の筆を得ると夢見しより、文章日々にまさりぬ、其後又彼筆をとりかへさるゝと見て、文章をとろへしとなれば、生さきを待らん人の子の爲、高きいやしきをわかず、かならず此筆を求て、國のみやげとすべき事か、

出つ入つ我とうごくもことはりと
　　人形筆もいのち毛ぞある　重香
持まはす人形筆のはたらきは
　　たゞ一筋の糸のあやつり　以樽
巻きたてゝ人形筆を客衆の
　　御目にかくるも軸の物かな　靜友
軸にきる竹よりわきて美しき
　　人形筆はかくや姫かも　愛好
世は春じやおきあがり小法師人形筆　由平

染楊枝

此養歯、くろもじといふ木を、いとあらゝかに削りなし、十あまりをわらにて編つらね、暫く出湯に浸せば、其色うす墨に染しやうになれり、老若をわかたず、歯うきうごくにつかへば、忽ち治する德あればとて、入湯の貴き賤しき、みやげ物に第一是を求む、むべなる哉、都御旅町の猿屋河内の國玉串柳もいかで及ばむや、

法師ならで是は愛する木のはしの
　　身は薄墨に染めやうじかな　連之
氣力なき枝や入湯に染やうじ　由平

引物師

此村の引物師、六十餘國の冠なるべし、うつは物のかたちしゝをき、外のたくみの及ぶ所にあらず、物數奇好む人は、かみなか下ともに誂求めざるはなし、かれのありさま、湯本の坊の內にも年寄の外は、村中の老若ともにあてにもてなす事、如何さまそのかみよりの故こそ侍らめ、

けんへとうる詞にもはねはかま
　　きする木地やはきしかとぞ思ふ　酒粕
けやきをばゑいさら皿や盃に
　　引て出すもろくろなりけり　同
器誂へしに日數經ても出來ざればよめる
引物はひくの山のとなどて日を
　　ふる鋸のはかのゆかざる　知秋

竹器

此所はわきてふとくすぐなる竹おほし、其竹の內のうす皮をさき、續飯をもて箱の外に付、いろへのかたちに作りなすものあまたなり、其外銚子ひさく、さまへのうつは物所せく作り置ぬるを、求る人もかずへなりけり、

細工者はこゝに有馬の竹自在
　天下におよそかくれこざらぬ　行安
竹細工一よこめてぞ枕蚊屋　秀之
かんなべや霰たはじる竹細工　由平

鐵器

いにしへより傳えて、包丁、菜刀、木鋏、童のもてあそびの長刀、其外萬の鐵器師おほし、
まうけ出す鍛冶が手なみの長刀は
　水ぐるまにやまはす本がね　愛好
火花ちる鍛冶やの庭や鐵線花　靜友

松茸　黑革茸

松茸の匂ひをこせよ有馬への
　湯見まひにやる返事にも　衆市
つくねんと有馬の山に立そうは
　あやしや御身誰をまつ茸　光正
雨の中に誰まつ茸ぞ笠をみな
　ひらきならびて有馬山陰　胡蝶女
有馬山私雨に松茸の
　笠を開いてさし出にけり　宣由
松茸も有馬三笠に似ておかし　光重

此色の黑皮茸をふるまふは
　何よりもつてやすう候　愛好

○奥院

佛心宗にて、藥師堂のわたり近き地なり、黄檗隱元禪師來朝の砌、この寺の額を望み侍りけるに、如何おもはれけん、清涼院とかゝれしによて、それより清涼院とも奥院ともいふなり、本尊は釋迦如來幷に聖德太子の聖作の正觀音なり、堂の前に慈心坊尊惠の塚あり、此尊惠は叡山の學侶法華持經の僧なりしか、道心ふかくおはしましけるあまりに、山をはなれ給ひ、國國順禮の後、當國河邊郡蓬萊山清澄寺に住給ひしとなり、此寺は宇多天皇の勅願所、靜觀僧正の開基にて眞言なり、されば尊惠は顯密のおこなひうたがひなくこそ侍れ、遠く聞傳ふるに、世こぞりて歸依し奉りしのみならず、承安年中に焰魔王宮よりめしありて赴き給ひ、死したるやうにておはせしが、よみがへり給ひて後、平相國清盛公は慈惠僧正の再來なるよし、世にしらしめ給ふ、德至りぬればさるわざも侍る事にこそ、蘇生記三條殿の筆にて正しく清澄寺にあり、
　鷺は黑く鳥は白しおもへ人

さてこそ法の奥のゐんゑん　行風

慈心坊尊惠塚

冥土へもじしんぼうもてむかふにぞ

焰魔もちとは恐れられけん　同

平相國淸盛公石塔

淸盛の墓の內ではいとゞしく

佛の前ぞ戀しかるべき　同

上湯

天正十七年卯月始つかた、關白秀吉公御入湯のため、有馬山におもむかせ給ひ、靑銅二萬疋を村中へ下し給ひ、御座をしめさせ給ふ事十餘月、其內いろ〳〵の御遊覽は申もさらなり、或日此地にわたらせ給ひ、おほん杖をもて、爰の程にも溫湯あらましかばとのたまふ、おほん言葉の下よりわき出ければ、御感なゝめならず、すなから上湯と名付給ひぬ、いと妙にめづらかなる事ながら、此殿の御事吾日本はいふに及ばず、高麗琉球あらぬ島國まで、掌の內におさめとり給ふほどの御德あればはなるべし、さりとて百とせをふべき人の命ならねば、慶長三年八月十八日黃なる泉におもむかせ給ふに、ひとしく此湯もかはきて出ずなりにけるとかや、あはれ希代の事に侍らすや、

日本の手にいる君の威光には

杖の先でもわき湯なりけり　貞固

極樂寺

奥院のわたりにあり、淨土專念の宗にて、朝夕念佛の聲絕ず、いとたうとし、

地獄谷極樂寺あれば佛法あり

衆生有馬に山姬もあり　光重

彼岸ざくら見るや浮世の極樂寺　太女

一切の花もやみのりごくらくじ　長次

月の舟さすや西方ごくらくじ　重貞

念佛寺

これ又淨土念宗なり、此わたりは關白秀吉公御入湯のおりから、假りに殿作りありし地なりといへり、今に北の方に石垣など見え侍り、

臘月や一挺ぎりの念佛寺　保友

六地藏

谷の町の末にあり、地藏菩薩の御慈悲は、觀世音にもすぐれましますよし、經に見へ侍る、御德の程愚かなる心に、事のべ侍らんもをこがましく、おぼえさしを

きはべりぬ、大かたは智ある人もたうとまんにはしかじ、

谷嶺はよしあらふとも湯の山の　人のこゝろよろく地藏なれ　行安

六地藏に經よめ蟬のからだせん　保友

杉ヶ谷

むかし孝德天皇行幸のおほん時、かりの宮作りありし地なりとぞ、

杉が谷天狗にかはれほとゝぎす　重治

功地山

むかし孝德天皇の御時、民のいとなみのうへをおぼしやらせ給ひ、有馬山の溫湯に行幸し給ふに、行宮をつくらしめ給はむとて、材木を此山にてとらしめ給ふに、この木いとよし此山に功ありとの勅ありしより、本は功德山といひしを、功地山と改ていふとなむ、帝の孝德と山の功德、文字かはれども音同じきゆへ、時の人はゞかり奉りて山の名を改めけるにやと、管見にをしはかり侍るは如何、功德山を誤りしにや、今の俗はくんち山ぞといふなる、後の人定め給ふべし、

功地山くんとはねしは文字の聲　しらぬ子どもがいひしかた言　廣治

花に行くや老若貴賤くん地山　衆甫

天和三癸亥歲九月吉日

有馬上道町

有野屋次郎右衛門板

有馬名所鑑　終

## 長崎蟲眼鏡序

春すぎ夏くれ秋さりて、やまもあらはに木の葉ふり、殘る外山の松のゆき、香爐峯とたのしみ、たそがれのかねにまくらをそばだつる折から、柴のとぼそをたたきて、舊人江原氏、一帙を懷にし來り我にあたふ、燈下にひらきて見るに、彼が崎陽に傳聞せしを記せるもの也、わが黨のわらはべと等しく見んと虫眼がねと號け、梓にちりばむるものならし、時はこれ

元祿十六ひつじのとし冬十一月日

弄古軒　菅　秋

## 長崎蟲眼鏡目錄



目錄終

# 長崎蟲眼鏡上卷

## (一)長崎興建

そも〳〵肥前國長崎は、唐せん着がんの所、繁花ぶねうの津たる事餘州にこえたり、その興起をたづぬるに、文龜天正の比、此所の領主長さき甚ざへもん、春徳寺上の山を城くわくとして居住せられき、此甚ざへもんは、大村のぬし前丹後守あねむこのよし、そのじぶん深ぼりの領主ふか堀茂宅人數五百ばかりもよほし、たび〳〵おしよする、甚ざへもんかたよりも、手勢二三百ほど出してふせぎたゝかひ、一度も長さき方うちまけず、しかるに甚ざへもん不慮の事ありて、太閤秀吉公の御意をそむき、筑後へ浪人す、そののち大むら利仙領地となる、元龜元年かのへ午のとし、長さきへ黑ふねはじめて入津商ばいす、これによつてあくる未のとし三月に、利仙家來友永對馬、見分のうへ地わりをし、そとうら町、大むら町、島ばら町、ひら戸町、ぶんち町、よこせうら町、以上六町はじめて出來たり、そのゝち又本はかた町、かはしま町、今町、元五島町、内下町いできしと也、元來かの利仙きりしたん宗門たるによつて、町屋のぶんてらへ寄附せられて、きりしたんでらよりしをきす、その比高木かんざへもん、別當紹喜、後藤宗太郎、白倉如庵、たかしま一類、よしおか一類、文知ふか川ばゝ山本等、まち〳〵かしらぶんとして諸事を支配す、そのゝち秀吉公九州御げかう、ちくぜんはかた御着津の比、右ばてれん共御禮のため、かの津へ立こゆる、折ふし御老中へ乘打の不禮をいたし、首尾はなはだあしく、御禮とぐるに不ㇾ及、あまつさへながさきへ還る事もかなわず、高來の内かづさ村水月といふ所へ引こみしと也、元來長さきは寺領たるのむね、秀吉公高ぶんにたつし、めしあげられ御公領となる、およそ長さきはじまりて百三十餘年になる、町屋ひろまる事も百ねんあまりになる、そのむかしははかた又ぶんご、あるひは高來の内口の津むら、大村の内よこせうら、ふくだむら、ひら戸などへ入津せしと聞へし、

## (二)御奉行御代々

寺澤志摩守殿　文祿の比より慶長七年迄十一ヶ年程
小笠原一庵老　慶長八年より十年まで三ヶ年

長谷川左兵衛殿　同十一年より十九年まで九年
長谷川權六殿　元和卯の年より寛文二丑迄十一年
水野河内守殿　寛永三寅年より辰の年迄三年
竹中釆女正殿　同六巳の年より同申のとし迄四年
曾我又左衛門殿　同十酉の年より一年是より兩人宛
今村傳四郎殿
榊原飛驒守殿　寛永十一戌のとしより
神尾内記殿　同より壹年
榊原飛驒守殿
仙石大和守殿　寛永十二いのとしより壹年
榊原飛驒守殿　寛永十五寅の年まで五年
馬場三郎左衛門殿　同十三子のとしより
大河内善兵衛殿　同十六卯のとしより壹年
柘植平左衛門殿　寛永十七辰年より午年迄三年
馬場三郎左衛門殿
山崎權八郎殿　同廿未年より慶安三寅年迄八年
馬場三郎左衛門殿　慶安四卯のとしまで十六年
黑川與兵衛殿　同年より
甲斐庄喜右衛門殿　承應元辰年ゟ萬治元亥年迄八年
黑川與兵衛殿　同年より

妻木彦右衛門殿　萬治三丑のとしより九ねん
黑川與兵衛殿　寛文四たつのとしまで十四年
島田久太郎殿　寛文貳寅の年より五巳の年迄四年
稻生七郎右衛門殿　寛文五巳年より午年迄二年長崎死去
下曾根三十郎殿　筑後久留米御目付役、しかれ共、右
七郎右衛門殿死去によつて御越、寛文六午歳也、
同年六月に甚三郎殿御下向交代也、
松平甚三郎殿　寛文六午のとし六月より六ヶ年
河野權右衛門殿　同九月下向
右御兩人支配の内、唐人おらんだ御禮はじまる
牛込忠左衛門殿　寛文十一亥年ゟ延寶九酉迄十ヶ年
岡野孫九郎殿　同十二子の年より延寶七未まで八年
川口源左衛門殿　延寶八申の年ゟ元祿七戌迄十五年
宮城監物殿　同九酉の年より貞享三寅の年迄六年
大澤左兵衛殿　貞享四卯のとし
川口源左衛門殿　元祿四未のとし攝津守殿と御名のり元祿七戌の年江戸へ御下り
山岡十兵衛殿　貞享四卯の年ゟ元祿七戌の年迄八年
宮城越前守殿　同年下着、元祿九年江戸にて頓死
近藤備中守殿　元祿七年九月より

（丹羽遠江守殿　元祿八亥のとし下向
（諏訪兵部殿　元祿九子のとしより
（永井讃岐守殿
（大島伊勢守殿
（別所播磨守殿
（林土佐守殿
右四人御當職

（三）御制札のうつし

禁制　肥前國長崎
一、ばてれん日本へ乘わたる事、
一、日本の武道具異國へ持渡る事、
一、日本人異國へ渡海の事、
附り日本住宅の異國人同前之事、
右之條々於二違犯之輩一は、速に可レ被レ處二嚴科一者也、
仍下知如レ件、
延寶八年八月日　奉行

諭二唐船諸人一
一、耶蘇邪徒、（蠻俗曰二天主教一）以二罪惡深重故一、其駕舶所レ來者、
先年悉皆斬戮、且其徒自二阿媽港一發船渡海之事、既
停止訖、自今以後、唐船若有下載二彼徒一來者上、則速
斬二其身一、而同船者亦當レ伏レ誅、但縱雖二同船者一、告
而不レ匿、則赦レ之可二褒賞一事、
一、耶蘇邪徒之書札幷贈寄之物、潜藏二於日本一來、則
必須レ誅レ之、若有二違犯來者一、早可二告訴一焉、猶有二
匿而不レ言者一、其罪同二前條一事、
一、以二重賄一密載二耶蘇邪徒船底一來、則速可レ告レ之、
然則宥二其咎一、且其賞賜可レ倍二於彼重賄一事、
右所レ定三章如レ此、唐船諸商客皆宜二承知一、必勿二
違失一、
延寶八年八月日　奉行

條々
一、ばてれん幷切死丹宗門のやから、ゐこくより日本
へ渡海のさた、近來これなく候間、しぜん相したゝ
め、ひそかにさしわたす儀可レ有レ之事、
一、先年ゐこくへさしわたさるゝなんばん人子ども、
ばてれんにしたつべきくわだて有レ之よし、此已前
渡海ばてれんども申之條、今程やう／＼ばてれん
になるべきあゐだ、日本船をつくり、日本人のすが
たをまなび、日本言葉をつかひ、相わたる儀これあ
るべき事、

一、異國船近來 四季ともに、とかいじゆうたるあゐだ、浦々の義は申におよばず、在々所々にいたるまで、つねゞゆだんなく心を付、見出し聞出し申出べし、たとひ彼宗門たりといふとも、申出るに於ては其の咎をゆるし、御ほうびのうへ、乘わたる船荷物ともに下さるべし、萬一かくし置、後日にばてれんまたは同類のともがら等とらえられ、拷問の上其かくれあるべからざるあゐだ、不ㇾ申出ㇾあひかくす輩之義は申におよばず、その一類または其所にて一在所のものまで、急度曲事におこなわるべき事、

右之條々、海上見渡すところのばんの者どももちろん、獵船のともがら其外の者に至るまで、念を入見出し聞出し、奉行所迄可ㇾ申出ㇾもの也、仍下知くだんのごとし、

申九月日　　源左衛門

　　　　　　忠左衛門

定

一、ばてれんいるまん、惣而切死丹宗門の者、かくし置べからざる事、

一、異國住宅の日本人、もし歸朝におゐては、かくし置べからざる事、人うりかひ停止たり、但年季のもの十ヶ年をかぎるべき事、

一、請人無ㇾ之ものに家をうり、幷に宿をかすべからざる事、

附、主人のまへそむき來るもの、かゝゑおくべからざる事、

一、武士のめんゞ、異國人てまへより直にかいものてうじの事、

一、異國人のものを買取、銀子もていたすべからざる事、

一、ふり賣に來たるもの、兩となりへ見せずして、かふべからざる事、

一、にせ銀ふき出すまじき事、

一、分銅幷はかりの類、後藤うつしの外、取やりいたすべからざる事、

一、けんくわ口論停止之事、

一、博奕一切停止之事、

右之條々、ゐぼんの輩於ㇾ有ㇾ之者、可ㇾ處ㇾ嚴科ㇾ者也、

申九月日　　源左衛門

定

一、切死丹宗もんの義、累ねん御制禁たりといへども、いよ〳〵以だんせつなく相あらたむべし、自然ふしんなるもの有ㇾ之こと申出づべし、御ほうびとして

ばてれんのそ人　銀五百枚
いるまんのそにん　銀三百枚
同宿并宗門訴人　銀五十枚

又は百枚品によるべし、かくしおき、他所よりあらわるゝにおゐては、その五人組まで曲事たるべし、

右之通囑托下さるべき段、先年仰せ出さるゝといへども、いよ〳〵もつて相守るべし、若違犯のものにおゐては、急度嚴科に處せらるべき者也、仍下知くだんのごとし、

延寶八年八月日　奉行

條々

一、諸國におゐては、にせ藥種一切停止たるべし、若にせやくしゆせうばい仕るともがら有ㇾ之ば、訴人に出べし、急度御ほうび下さるべき事、

附りどく藥一切うりかひ仕るべからざる事、

一、商買のともがら諸色一所に買置、しめうり致すべからざる事、

一、諸しよく人申合せ、さくりやう、手間ちん、高直に仕るべからざる事、

右之條々相守べし、此旨もし違背のともがら有ㇾ之におゐては、輕重をたゞし、あるひは死ざい、あるひは流罪たるべし、そうじて誓約をなし、徒黨をむすぶ者あらば、御せんさくの上嚴科に處せらるべき者也、仍下知如ㇾ件、

延寶八年九月日　奉行

條々

一、公儀之船は申におよばず、諸くわいせん難風にあふ時は、たすけ船を出し、船破損せざる樣に成ほど情に入るべき事、

一、船はそんの時、其所ちかき浦のもの情に入、荷物船具等とりあぐべし、其あぐる所の荷物の內、うき荷物二十分一、しづみ荷物十分一、河舟はうき荷物三十分一、しづみ荷物二十分一、取あぐるものにつ

かはさるべき事、
一、沖にて荷物はぬる時は、着せんのみなとにおゐて、そのところの代官下代庄屋出合せんさくいたし、船に相のこる荷物ふな具等のぶん、證文いだすべき事、
附、せんどう浦の者と申合、にもつぬすみ取、はねたるよしいつはり申におゐては、後日に聞ゆるといふとも、せん頭はもちろん、申合るともがら死ざいに行るべき事、
一、湊になが／＼船を掛置ともがらあらば、其子細を所のもの相たづね、日和次第そう／＼出船いたすべし、其の上難澁せしめば、何方の船と承とゞめ、其浦の地頭代官へきつと申たつすべき事、
一、御城米まわる刻、船具水主ふそく船に積べからず、ならびに日和よきせつ、破船せしむるにおゐては、船ぬし沖のせんどう出事たるべし、惣而りふじんの儀申掛、または私曲あらば申出べし、たとひ同類たりとも、其とがをゆるし御ほうびくださるべし、且又あたもなさゞる様、仰付らるべき事、
一、自然より船幷荷物ながれきたるにおゐては、あげ置べし、半年過迄ぬしなきにおゐては、あげ置ともがら是をとるべし、もし右の日數すぎ、荷物ぬしたづね來たるとも返すべからず、しかれども其所の地頭代官のさしづをうくべき事、
一、博奕そうじて掛けせうぶ、彌〻かたく停止たるべき事、
右之條々此むねを相まもるべし、もし惡事仕るにおゐては申出べし、急度御ほうび下さるべし、とが人は罪の輕重にしたがひ、御さたあるべきもの也、

延寶八年八月日　奉行

右之御制札

七串　櫻町札之辻
壹串　江戸町大波戸
貳串　唐人やしき
貳串　おらんだ出島
三串　浦上村山王前
三串　長さきむら
四串　小せとむら

(四)御公儀御船

東京(とんきん)造之御船　壹艘

六十挺立　壹　　五十挺立　壹
四十六挺立壹　　四十貳挺立壹
拾六挺立　壹　　八挺だて　貳
唐造之御船　　壹艘
五十石積十善寺に有レ之、
(五)御船藏五軒
八間に拾參間壹　　七間に十一間貳
六間に拾貳間壹　　五間に七間　壹
但、前方は板ぶきなりしを、松平右衛門佐殿、
くわんぶん十年かわらぶきに仕なをさる、
(六)御土藏十軒
御船道具入　　壹軒
唐船造御船道具入　　壹軒
御糸ぐら　　貳軒
御米ぐら　　貳軒
御土藏　　四軒
三間に廿七間　三間に廿六間　三間に拾貳間
(七)石火矢臺石垣七ヶ所
壹番　大たお　　長さき領
貳番　神崎　　大むら領
三番　神島　　長さき領
四番　白さゝ　　大むら領
五番　たかた　　ひぜん領
六番　長刀石　　ひぜん領
七番　かけの尾　　ひぜん領
右松浦肥前守殿、承應二年のとしつかせらる、
(八)西泊戸町御番所軒數凡三十八軒
松平肥前守殿　筑前福岡五十二萬石
松平信濃守殿　肥前佐賀三十五萬七千石
右御兩かくねん御つとめ、
侍二十五人　但ばん頭ともに
人數七百九十人　内あしがる百六十人、かご三百二十人、殘は侍并又者、
船數三十艘
右筑前より出る、
侍十六人　但ばん頭とも
人數七百人　内あしがる百十人、かご三百八十八人、殘は侍并又者、
船數貳拾艘
右肥前よりいづる、但何れも番代りによつて、人數并船多少有レ之、
此外にふかぼり

鍋島志摩守殿相つとめらる、
右慶安五年に出來、
(九)江戸町大波戸詰番船
細川越中守殿　肥後くまもと五十四萬五千石
松平主殿正殿　肥前島原七萬石
右御兩所かくねんに御つとめ、ふね御出し、
九月朔日より明る四月晦日迄　細川越中守殿より
五月朔日より八月晦日まで　松平主殿正殿より
御勤船貳艘　四十挺立壹　廿挺立壹
(十)同所常燈籠堂
寛文五巳のとし七月、唐人通詞中ね仰付られたつる、
油ともしともに通詞中より支配す、
(十一)時之鐘
むかしは時のかねなし、くわんぶん五巳のとし八月、
島ばら町の堀のうへにたつる、そのゝちゑんはう元
年丑十一月、今籠町上の畠地へ、鐘樓ならびにかねつ
き居所ともに引なをす、かねつき兩人、給分壹貫四百
目、此給分鐘樓の修理、地下中よりいだす、
鐘の高さ　三尺五寸五歩
口さし渡し　貳尺五寸五歩
かねの重さ　九百斤ほど
いもじちん　壹貫四百目
かねの銘　卽非和尙
(十二)神社幷祭禮
諏訪社　御朱印地
伊勢社　八まん宮
稻荷社　天まん宮
くわう神　大こく堂
こくうぞう
中にも諏訪大明神と申奉るは、くはん永貳年に御再
興、同五年石の大とりゐたつ、同十一戌年御神輿祭禮
能、そのほか當人神職内外月役等をはじめらる、同十
二亥のとし、神しよく三人やくりやうに、唐船壹艘口
せん銀あり次第下しおかる、くはん永十五とらのと
し、祭禮入用に唐船壹艘口せん銀ありしだい遣わさ
る、右のまかなひ船、當人の町内外八町にてこれを支
配す、正保貳年に新やしき拜領ありて、あくる慶安元
年舊地より當社へ御遷宮せられき、同四卯のとし御
本社こんりう有ㇾ之、拜殿は承應二巳のとし末次平藏
きしんす、寛文九とりのとし御朱印被ㇾ下置ㇾ、社境内

山林竹木諸役御免許のよし、延寳六年のとし、舞臺廻廊拜殿の前のもんをつくらしむ、むかしは祭禮ばんばん町三年まはりにて、一日づゝ御供を仕たりしかども、明暦元未のとしより六ケねんまはりになりて、七日九日兩日御供をつとめき、そのゝちくわん文十二子のとしより、大町のぶん御わけありて、町數多くなりたるによつて、七ねんまわりになりぬ、祭禮の町組ひだりにこれをしるし侍る、番付をもつてねんねんの町組をしるべし、七番目より壹番めへもどる、壹年に十壹町宛として、是をつとむる事也、

壹番　元祿十丑のとし

| | | |
|---|---|---|
| 新興善町 | 今下町 | 西築町 |
| 東上町 | 南馬町 | 大黒町 |
| 新石灰町 | 東濱町 | 東古川町 |
| 中紺町 | 本古川町 | |

貳番　とらのとし

| | | |
|---|---|---|
| 本築町 | さくら町 | 小川町 |
| 内中町 | 西上町 | 八百や町 |
| かつ山町 | ゑびす町 | 今紺町 |
| 爐粕町 | 伊勢町 | |

三番　卯のとし

| | | |
|---|---|---|
| 本大工町 | 今魚町 | 今博多町 |
| 本うご町 | 本紺屋町 | ざいもく町 |
| 上筑後町 | 江戸町 | 後興善町 |
| ふる町 | 本興善町 | |

四番　辰のとし

| | | |
|---|---|---|
| 引地町 | 浦五島町 | 桶屋町 |
| 本石灰町 | さゝや町 | 大井手町 |
| ふくろ町 | 舟大工町 | ほり町 |
| 出來大工町 | 新町 | |

五番　巳のとし

| | | |
|---|---|---|
| 船津町 | 樺しま町 | 本はかた町 |
| 平戸町 | やはた町 | 糀屋町 |
| 北馬町 | 萬屋町 | 西濱町 |
| 銀屋町 | 諏訪町 | |

六番　午のとし

| | | |
|---|---|---|
| 榎津町 | 西古川町 | うすや町 |
| 本紙屋町 | 新はし町 | 新大工町 |
| 大むら町 | 本五島町 | 金屋町 |
| 出來かぢ町 | いま町 | |

七番　未のとし

油屋町　今石灰町　下ちくご町
今かぢ町　今かご町　西中町
東中町　ぶんご町　東下町
外から町　島ばら町
此ほかに　丸山町　より合町

右兩町はけいせい町也、此ぶんまいねん〳〵祭禮を相つとむ、

追加

右に記する所の內、御さいれい入用銀、くわん文元丑の年より、口せん銀の內三貫目四貫目つゝ進ぜられし處に、くわん文十一亥のとしより七貫目宛になる、しかれども祭禮修理かたふそくす、これによつて延寶八年より、口せん銀の外に付町壹町つゝ仰付られて、三ケ一のまし銀を附せられき、且又神しよく三人役れうも、明暦元ひつじのとしより、口せん銀のうち三貫目を三人へ下されぬ、其のちくわん文十貳子のとし、神しよく四人になりて、四人え四貫目づゝになりたり、

（十三）佛閣

天台宗
安禪寺　現應寺　多聞院
眞言宗
體性寺　延命院　靑光寺　能仁寺
願成寺　文珠院　聖無動寺　淸水寺
唐寺
興福寺　崇福寺　福濟寺　德苑寺
正福寺
一向宗
大光寺　正覺寺　光源寺　源崇寺
右西本願寺宗
光永寺　勸善寺
右東本願寺宗
禪宗
胎臺寺
此寺御朱印として、延寶五巳のとし丈六の金銅佛こんりう、庭順和尙住持の時也、其後延寶八申のとし大門をつくらしむ、
春德寺　雲龍寺　禪林寺　光雲寺
高林寺　永昌寺

浄土宗
大音寺
此寺も御朱印地として、胎臺寺と同時に大門出來、
三寶寺　浄安寺　法泉寺　雲光寺
正德寺
法華宗
本蓮寺 御朱印地　長照寺
(十四)町中
内外町數八十町
内　廿六町内町　五十四町外町
内町 陸手十五町 船手十一町 陸公役 船公役
外町 陸手卅四町 船手二十町 陸公役 船公役
地子銀内外町中、上納銀高五拾貫目也
惣間數、合壹萬五千三百五十三間貳合四勺貳才
内
三千六百七拾六間五尺七寸七歩　内町
壹萬千六百七十六間貳尺三寸　外町
かまど數、合壹萬千六十五竈、
内
三千六百九十七竈　家持
七千三百六十八竈　借屋
人數、合五萬貳千七百二人
内
貳萬七千七百九十八人　男
貳萬四千九百四人　女
酒屋數、合百六十軒
内
五十九石五斗壹合八才　大酒屋高
二十石　小酒屋高
惣高、合三千七百八十壹石五斗六升二合
橋數、合三十三
内
大はし十七　いたばし四 いしばし十三
小はし十六　いたばし九 いしばし七
町中船數、合四百三十八艘
内
内町船數　百五十九艘　二百五十石より三百づみ迄
外町船數　二百七十九　八十石より三石づみ迄・
日本留住の唐人、まへかたはあまたありけるが、年々

病死有レ之、殘る人數
林一官　陸一官　周辰官　江七官
陳九官　楊一官　蔡二官
右七人は古來より住宅、
魏九官　同子淸左衞門　同淸兵衞　家來嬉
右四人は、寬文十二子のとし御願申上、日本に住宅御赦免ありて、子息二人、延寶七未のとし日本人の姿となる、

けいせい町は、むかし方々にありしかども、くわん永十九午のとし丸山町より合はせ、今のところへうつさる、

（十五）十善寺唐人やしき

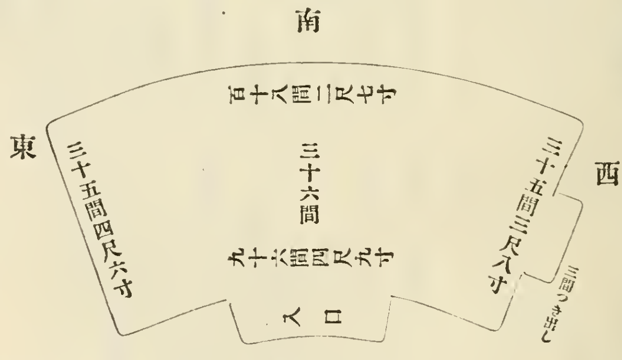
唐人やしきは、そのかみ御藥苑なり、しかるを貞享五たつのとし地割ありて、御公儀普請にてたてらる、あくる元祿二巳のとしはるふねの唐人より、此やしきへめしおかる、此所の
おとな　福田傳次兵衞　高木四郎右衞門
組頭　平野や庄右衞門　水野小左衞門
前は此やしき前に薩摩守殿屋鋪有、しかるを大波戸場へ替地にて、其跡に唐人道具入置く藏たつ、比は元祿四未のとし春の事也、同秋唐人やしき近所の在家十五軒、十善寺上の山へひかれし、唐人やしき火のようじんのためとぞ、在家引料壹坪にて三十匁九分三厘宛とぞ、
右御公儀より下さるゝ、

（十六）出島町

くわん永十三子のとし、南ばん人町屋におる事御てうじなされし、是によつて、まち人めん〳〵に出島をきづき、南ばん人を召おきぬ、子うしとら三ヶねんせうばい致し、卯のとしよりなんばん人日本え渡海の事、かたくとゞめられぬ、そのゝちくわん永十八巳のとし、ひら戸よりおらんだ人を引とり、此出島へめしおかる、出島ぐちのばんは、つね〳〵ふなばん壹人、町年寄、常行司けらい壹人づゝ、一日一夜相つとめ、諸事帳面に書しるし、毎朝御奉行所へ差あぐると也、右のほかに一日一夜づゝ、内外町より相かはりに番をつとむ、白糸割付中よりもつとむる事也、しかし内外町ならびに割付中よりのばんは、おらんだ入津之日より九月廿日出船までなり、右のほかにねずのばん五人、出島町よりやとひ出す、但し出島の口明き商

賣始り、出船迄帳面さし上ず、
出島町軒數二拾五ヶ所
人數二十五人
惣間數二百四間六尺二寸
地子銀壹間にて七匁三分五厘づゝ
　上納高壹貫四百三十二匁三分五厘
宿ちん銀壹間にて二百六十三匁八分
　五拾五貫目
右おらんだ人より出す、

出島町圖




門七間五尺
入二間半
石橋二間二尺
同はゞ二間一尺
惣まはり塀
二百八十六間貳尺九寸

# 長崎蟲眼鏡上卷　終

# 長崎蟲眼鏡下卷

## (十七)來朝幷漂着

南ばん人日本へ渡海の事、寛文十六卯のとしかたく停止せられぬ、しかるところに、あまかわより使者船のよしにて、なんばん人七十四人、あくる辰のとし五月十七日入津す、是によつて御上使加々爪民部殿、六月十四日當地へ下着にて、同十五日なんばん人七十四人ともに籠舍、同十六日にしざかにて斬罪せらる、船はすゝれの沖にてやきしづめらる、のこり十三人、小唐船一艘、ならびにせん中粮料酒さかなたき木なんど給はりて、七月十七日に歸國す、其のちくわんぶん三卯のとし、當所炎燒によつて、地下町としよりことのほかしよやくにん拜領して、右の船に積みしづめし銀、內外おとな一人づゝ出合是をあげ、ろはく町にて灰ぶきにし、銀座え兩がへし、相應にわつぷせしとぞ、

○正保四亥のとし南ばんぶね二そう、六月廿四日にいわうが島へきたる、廿六日入津す、是れによつてきん國の大名衆、にんじゆあまた兵船引ぐし、けいごせらる、しかれども別儀これなきよし御ゆるしかうぶり、八月四日に歸國しぬ、御ばん所御當ばん松平右衞門佐殿、

○承應二巳のとし七月十七日いなさにて、唐せんあきふね一そう、船たつるとてやくる、もとおくぜん町中尾長三郎に來たるあんかいぶね也、當地にて船をつくり歸りしとぞ、

○承應三午のとし七月四日に、黃ばく山ゐんえおしやう、萬や町いとや七郎右衞門方へ來たる、あん海出しのあきなひ船にのりて來朝せらる、則こうぶくせん寺へあげらる、

○承應四未のとし七月九日に、下町石津長右衞門方に來たるあんかい船に、木庵おしやう乘來朝、是はふくさいぜん寺へあげらる、

○明曆三とりのとし二月十六日に、即非おしやう諏訪町河南呂干所へ來たる、丹山船に乘て來朝せらる、則崇福禪寺へあげらる、くわん文十一ねん亥五月廿日にせんげ、

○萬治元戌のとし六月廿四日に、國せんより使者ぶ

ね壹そう入津す、人數百四十七人乘わたる、本はかた町糸會所いわた七ざへもんかたへ宿仰付られ、數日逗留す、しかれども使者幷進物等御うけなされず、九月廿日荷物つみ出し歸帆す、

○萬治貳子のとし、たかさごのおらんだ人をこくせんよりおひおとし、たかさごをこくせんえ取申よしにて、おらんだ船おほくながさきへにげ來たる、此時をんなおらんだあまた來たる、

○萬治三丑のとし、日本へ渡海の陳辰官が船ちうふつといふ所より出せんのところに、おらんだ人かの川口へ出むかひ、船荷物おしとる、是によつて右のこぎ手二十人餘におらんだ船に乘りけるが、俄に逆風にあひ、薩摩こしきの前へたゞよひよりぬ、さつま番所よりばん船を出し、みぎのふねこしきの陸へ引上、彼地よりけいごをそへ、かの船ならびに唐人ともに當地へおくらる、則御せんぎあつて、くわれうぎん、おらんだ人かたより出し申べきむね、おらんだ通詞志築孫兵衞方へ仰わたさる同九月十九日、銀二百七十二貫六百目餘高木作左衞門かた迄持參、町田市右衞門かたに宿せし二郷と申たう人よび出され、右の銀相わたさる、唐人は則船よりかえりぬ、

○おらんだ人朝せんの地にて破船のよし、なが〳〵てうせんにおり、かの地にて八人小船に乘、五島へながれ來る、則五島より長さきへおくりこさる、くわんぶん六午の年八月十三日の事也、右のおらんだいまだ七人てうせんに殘り居るよし、いろ〳〵そせういたし、對馬よりおくりわたさる、

○くわんぶん十いぬのとし八月、おわりのくわいせん逆風にあひ、ゐこくへ漂着し、やう〳〵ふぢからげの小ぶねを作り、十一人乘長崎へ歸朝す、則ろうしや、そのゝち尾はりへ送らる、壹人まへに紺の布子壹つ、もめんはだ着壹つゞ下しおかる、けいごとして與力同心町使、日行事人足、已上十七人相そへらる、

○延寶元丑のとし、ゐげれす船五月廿四日着がんす、しかれ共御ゆるしなく、船中つかひ用ほど商賣し、同七月廿六日歸國す、

○延寶八申のとし六月十七日、ひうが伊東出雲守殿方より、はたに人十八人送られぬ、則もり田與三右衞門方へ一宿いたし、あくる十八日政所へめし出され、御せんぎのうへ、同日十せんじ小やがけへめしおか

る、是によつて内外おとなくみがしら兩人づヽ、一日一夜ばん相つとめ、しよじ帳めんにしるし、毎朝御奉行所へぢさんす、にんそく内外町よりいだす、右ゐこく人十八人のうち、十二人だん〳〵病死す、けんしのため、與力同心、唐つうじ町づかひ當番のおとなくみがしら水野小左衛門まかり出、崇福禪寺へ是をそうす、九月十九日右はたに人乘來たるふね、ならびに船道具どもうりはらひ、銀子のこる六人のものどもへつかはされぬ、此外布子六つ、ほじうを、白米二石、ぢさんのためくだしおかる、出島へつかはされ、おらんだぶねよりじやがたらまで、おくりとゞけ申べきよし、

○貞享二丑のとし六月二日、南ばん船入津、

しゆはんはうてだす
まにやるきやる

右兩人口上書

一日本人、あまかわのうちまかれいらと申島へ、當二月七日にへうちやく仕候由、あまかわかしら分のものうけたまはり、此たび乘來たり候、せん頭をまかれゐらへつかはし、ぎんみいたし候のといろに、



あまかわ住宅のもの、日本人のよし申候につき、あまかわかしら分の者、日本の御儀を大せつに存たてまつり、此たびわざとふねをしたて、此二人を相そえ、すなはち日本人十二人おくりさし上申につき、あまかわかしらぶんのもの書つけ一通に、たうじんやわらげいたさせ、相そへさし上げ申候、商買の存いれ御座なく候ゆへ、荷物少もつみ來たり申さず候、もつとも今度の渡海、何かたへもよせ申ざず候、こんど日本人十二人日本えつれこしさし上げ申候、御うけとりあそばされ、御せうもん拜領させられ下さるべきむね、あまかわかしら分のもの申わたし候、

一日本人に南ばん宗門申聞候やと御たづねあそばされ候、双方ともにことば通じ申さず、ことさら日本御さはうのだん、かねてつぶさにうけ給はり、かつて宗門申きけず候、その上日本人あまかわとうりう中、別宿を申付召置候ゆへ、いさゝか宗もんの儀など申聞けず候、以上、

丑六月二日　　　兩　　人

入津の日本人十二人

口上書

一、わたくしども儀、伊勢國わたらゐのこほり神社むらの者どもにて御座候、たき木商賣のため、われわれ手船十八段帆に乘、去子八月十八日國元出せん、同日ま野の内三うらと申ところへちやくせん、九月三日三うら出せん、その〻ち伊勢國さゞらと申所へ着、同月廿三日に出せん、いづの國三うらと申所に着、十月七日伊豆國下田御番所に着、御あらためにあひ、同十五日にしもだうら出せん、同日三うら地ゐの木と申うらに着船、同廿三日江戸しな川へ着、同廿九日川入、江戸みなと町大こくや與平次と申とひやに着、商賣しまひ、霜月十五日に江戸出せん、同日三浦のうち浦河と申ところに四日とうりう仕、それよりしもだ御ばん所にて御あらためにあひ、十二月廿五日迄とうりう仕、同日七つじぶん出せん、あくる廿六日のばんいせ大山と申沖より北風にふきながされ、三十二日のあゐだ山一ゐん見え申さず、當正月廿六日、あまかわの沖のしまにとりつき申候、同廿九日たうせん見かけ申候

て、わたくし船よりはし船をおろし、たうせんにつかわし、米三斗ほどもらひ申候、すなはち此たうせんにたすけられ、二月五日天川(あまかわ)より二里ほど下にかゝり申候ところに、天川よりけんしをつかはし、わたくしどもつれまいり候、同六日引ふねまいり候て、七日にあまかわと申所へ引付申候、同八日九日両日船道具ことぐくあらため、のこらずくがへあげ申候、同十日よりせん中人数おかへあがり、やしなはれ申候、其上かたびら帯あまかわかしら分よりたまはり候、いろ／＼しんしやく仕り候へども、たつてつかはし申候につき申うけ候、しんしやく仕り候だん、ことば通じかね候へども、とし比七十ばかりの日本人女出あひ、せう／＼日本ことば通し申候ゆへ、右のだん申候、

一、わたくしどもふねに葉たばこ五十五固(こをり)、江戸よりつみまいり申候、あまわにてすておき申べきと仕候ところに、あまかわかしらぶんの者、一ゑんせうゐん是なく、銀八百廿五匁にうりはらひたまはり候、ふねをもうりにつかはし申され候へども、買手御座なく、かしらぶんより大工つかはし、とかせ申され、船いたのこらず銀六百目にうり給はり候、右の銀の内より百五十匁大工ちんにはらひ申候、残てづないかり帆旒道具買手御座なく、此ふねにつみまいり候、

一、われ／＼天川とうりう中、右のばゝをもつて、宗門の義申聞候やと、御たづねなさせられ候へども、さやうの義一言もうけたまはらず候、尤せん中におゐて言ば通じ申さず候ゆへ、猶以てうけ給はり申さず候、

右の通りいつはり申上ざるしやうこは、みさき下田両御ばん所のてがたぢさん仕、さし上げ申候、以上、

丑六月二日

覺

一、一昨日御けんしをもつて御たづねなされ候、今度あまかわへひようちやくにつき、かのちとうりう中または船中すがら、四十七人の南ばん人壹人にても、此十二人の日本人に南ばんの宗門おしえ申候や、または日本人のうち壹人にても、宗門のぎならひ申候や、有ていに申あぐべく候、昨日日本人御うけ取なれ候あいだ、御せんさくのうへ白狀いた

し候へば、われ〳〵ども申ぶんさうゐに罷なり候あいだ、せん中したゞ〳〵なを〳〵せんぎいたし、かくれなく申上べきむね仰られ、せうち仕候、一昨日御出の御けんしへ申上候とをり、われ〳〵二人のものは申におよばず、せん中したゞ〳〵壹人にてもかつてしうしすゝめ申さず候、まして双方口通じ申さず候うへは、宗門おしえ申さず候、その上日本御ちやうしのだん、かねてうけ給はりおよび、宗門傳へ申心ざし、ぞんじよりも御座なく候、そのためかくのごとくに御座候、以上、

丑六月四日　　南ばん人二人　判

右漂着拾二人名

太兵衛 二十二歳

はゝ一人あね一人

與兵衛 四十四

さいし有レ之

せん八 三十四

あね一人

利右衛門 二十八

父一人あね一人

治右衛門 二十四

兩おや兄弟三人

三四郎 二十二

はゝ兄弟二人

治郎十七

兄だい三人

此ぶん神社むら

庄三郎 四十

はゝ兄弟四人

甚三郎 三十一

父兄弟三人

庄五郎 二十五

兩親兄弟五人

十兵衛 三十八

おや兄弟四人

太郎兵衛 三十八

二親兄弟妻子

此分ふぢはら村

藤堂いづみのかみ殿領ぶん

あまかわかしらぶんより、日本人へつかわし候ゐんぶつ、

かたびら 十二

あさぎかたびら 十二

しすのおび 十二

島小ぎれ 二つ

金四十兩一歩

銀廿一匁七分

唐銀三十八匁

右せん頭太郎兵衛方へ

米 六俵

干うを 三からげ

ぱん 十六袋

銀　　八匁
金　　五兩三步
右理右衛門かたへ
○貞享四卯のとし十一月六日に、紀伊のくにへ呂宋船漂着のよし、紀州樣より引ふねあまたにて御おくり有ㇾ之、死殘るるすん人一人來る、船ながさ十二けん、江戸町大はとにめしおかる、
○元祿五未のとし五月、松だいらさつまの守殿より、唐人二人御こし、たう人、おらんだ、その外はうぐ通詞、いろくロつかひ見せ候ても、一ゑん口通せず、是によつてらうしやにめしおかる、薩摩にて八人有ㇾ之內、六人相はつる、
但かはやん人と申たう人にてこれあるよし
○元祿六とりのとしなつ船に、唐僧三人長崎に來朝せり、福州寺、南京寺、とんちう寺へ一人づゝ居住あるべきのよし、江戸より申來る、
○同年八月四日、しやむ一そう入津す、此ふねにかうちのおんなたう人九人乘來たる、すなはち船よりあげ、御せんさくのところに、海上にてはそんにあひ、たすけのせ來たるよし、しやむ人申によつて、またしやむ人船よりきはんす、
○同年八月八日、しやむぶねに、日本しあくのもの七人のせ來たる、是は去ねん十月の比、風にふき流されたるを、ふだせんよりたすけ置、此たびしやむぶねに乘來たるよし、政所えめしよせられ、口上御きゝなされ、江戸左右是あるまで、あがりやへめしおかる、
○同八月廿九日、ふだせんより日本人七人のせ來る、同あがりやに召おかる、件の者同國のよし、

（十八）雜說并炎燒

○そのかみ日本人、異國へとかい心のまゝなりき、そのゝち御奉書てうだいし、ゐこくへとかい商賣をなす、右のおもむき、くわん永十一いぬのとしかたくとどめらる、
○慶長十六ゐのとし、まつくら修理殿奉行にて、やきしづむる所の南ばんぶねのきんぐ、好雲水學などいふものあげ來たるところに、久しくとゞめられて、あぐる人もなかりしを、承應二巳のとし町としより中へ、しづみ荷もつきんぐはいれうし、江戸町町田市左衛門才覺にて十ケ年餘あぐる、
○くわん文三卯のとし三月八日、下ちくご町ひぐち

宗右衛門にはかに亂氣、自家に火を付、巳の刻よりあくる九日巳の刻までやくる、その比は町數うちそと六十六町也、内六十三町やくる、但此内六町は半分やくる、

家數二千九百壹軒

本町の間にして　百卅四町卅四間二尺二寸七步

但　兩がわ町　百五町卅間六寸六

片がわ町　十九町四間一尺六一

やけのこる町數九町、内六町半ぶんのこる、

家數三百五十一軒、

本町の間にして　拾參町半拾二間五尺五步

但　兩がわ町　拾二町半三間四尺四

片がわ町　壹町八間五尺二寸五

米ぐらゐんせうによつて、ちく前、肥前、肥後、大むら、平戸、島ばら、あまくさえ米大豆之儀、仰つかわされ、米大豆石高一萬五千九百八十一石五斗五升を、右七ケ所よりさしこされ、ねだんそうばよりげじきにて、町中へ拜借仰せ付らる、

町はゞ　通りすじ四間

わき町　三げん

みぞはゞ　壹尺五寸

右之通ひろくなる、

御上銀二千貫目

内　千貫目　內町

千貫目　外町

たつのとしより十ケねん、銀上納御さだめはいしやく、

內町　壹間口にて

二百九十匁二りん三毛三絲

外町は上中下有レ之、

上之町　百二拾壹匁九分四りん四

中之町　九十七匁五分七りん七

下之町　七十三匁壹分六りん六

是も壹間口に付て也、

寺社方三十三ヶ所ゐんじやう、

銀高合貳十三貫二百五十匁

兩奉行御やしき類火、是によつて、松平肥前守殿奉行にてふしん在レ之、

手傳　末次平藏

高木作右衛門

獄屋ゑんじやうによつて、松平丹後守殿奉行にて、竹木大工人足等迄さがよりさしこさる、ゑんじやうのみぎり、めしうどども出しまへめしおかれ、國々よりうけ取りのししや來たり、御あづけ有レ之、その丶ちらうや出來之上、本のごとくめしおかる、

宗もんのおんな　三十一人

右大むらへ

同　をとこ　四十人

右島ばらへ

同　をとこ　六十一人

右ひせんへ

合百三十二人

○くわん文七未のとし五月、諸方の者てうせんえ渡海し、商買するのよし訴人これあり、御せんさくのうへ、同十一月晦日に、めしうど共八人斬罪せらる、家財は御闕所、妻子は奴に下さる、對島之者は、あくるとし正月につしまへ渡され、ちうせられけるとなん、

○くわん文十二子のとし、內そと大町より御そせう申上、御わけ是あり、出じま町ともに、內外町かず八十町になる、

築町　今下町　新興善町　大こく町　東上町

上筑後町　出來大工町　南馬町　本古川町　東古川町　中紺屋町　東はま町　出來かぢや町

新石灰町　已上十四町也

但、出來かぢや町は、あくるとし御わけ有レ之、

○くわん文子のとし町中へ御銀拜領して、町々門をたつる、

○延はう四辰のとし、すへ次平藏幷家來かげ山九太夫、唐つうじ下田彌三ゑもん、彌留九郞右衞門、唐人えみつだんし異國へあきなひ舟仕出すべきくはだて有レ之よし、正月九日御せんぎはじまり、同二月十八日、平藏父子ならびに聟平左衞門を松平右衞門佐殿へ御あづけ有レ之、浦五とう町くらやしきへ召おかる、平藏母儀は、大久保加賀守殿御あづかり、新町くらやしきに召おかる、御せんぎのうへ、かげ山九太夫下田彌三ゑもん、彌留九郞右衞門、此三人の者ども、四月廿五日ふゆうがしまにて誅せらる、子ども斬罪あるひは流罪、さてまた四月廿九日平藏父子改易流罪、配所はおきの國、松だゐら出羽守殿より、使者三

人來たりうけ取行、母儀は平戸御領えながさる、平左衞門事は御赦免、ならびに息女二人ともに上方へ引こし、平藏やしき家財等御闕所、同年冬やしきは高木作右衞門はいれう、平左衞門やしきもめし上られ、御糸役所となる、平藏につきそひ行小性角彌と申もの年十六、

右平藏御せんさくのため、松だゐら主殿頭殿當地へ御こし有レ之、

○ゑんはう八申のとし、諸こく不作によつて、八木(米カ)高じきになり、下々こんきうする事はなはだし、御すくひとして肥後米五百たわら下しおかる、内そと町中ぎんみのうへ、一人まへに二升二合九勺九才宛、とりの二月わつぷす、同四月五百俵、これはふくさい寺へつかはされかゆ米にす、是は正月十七日よりふくさい寺にてかゆをたき、一日に一ど宛是をせぎやうす、此米ふそくによつてなり、はじめは三千人餘毎日來たり、しだい〳〵におほく成まゝ、町々ぎんみのうへ、ふだを出せしによつて、二千四五百ほどありしとなん、他國には餓死もありけるよし、長さきにはひにんこつじきおほけれども、餓死するものはなかりし、

○延はう九とりのとし、唐船九そうやう〳〵銀高千六百くわん目、是によつて長さき中こんきうにおよび、そうふく寺へ施行のかゆたかせらる、およそ取に來たる人數五千百五十人ほどありき、

○元祿五申のとし、當はるより唐人おらんだのほかは、ぶたにはとり等食する事をとゞめらる、

(十九)白糸貨物代物替

○白糸わつぷの儀は、東照大神君嚴命によつてはじまる、なつぶねに來たる絲上中下をわけ、此ねだんをもつて冬船あぐる、春船のいとも、おなじねだんにして中間へ取事也、しかるところに、承應三年のとし冬ぶね、ひつじのとし春船、しらいと高十三萬斤餘つみ渡る、是によつて上がたそうば下ぢきになり、わつぷ中間そんしつ有、唐人手前ねだん立かへたきむね、たび〳〵申といへども、唐人承引なく、右のふゆぶね越年す、同四年四月十六日わつぷ御やぶり捨、右のいと御公儀へめし上られ、代銀として五千五百貫目、唐人かたへはらひつかはされ、右のいと二千七百廿二丸出じまにて荷づくりありて、内千三百六十一丸は大さかへ御のぼせ有レ之、相殘る分當所おとなく

み頭幷に地下中たびの商人え、しんだいそうおうに元ねだんにて下さる、此元代銀京都常是包にして、極月十五日に大坂御藏へ上納す、そのゝちしら絲も諸色同前に、相對の商ばいとはなりぬ、しかるところに貞享二年に、しらいとは東照神君御しおきのごとく、わつぷ中えねだん相きわめ、いとかひ取、まし銀五ヶ所わつぷ中としてはいぶんす、丸高はせんれいのごとく

京百丸　江戸百丸　大坂五十丸　堺百廿丸
長さき百丸

右五ヶ所丸高のほかに、分國のごふく所わつぷ高ありといへども、しげゝれば略し侍る、

○くわん文八申のとし三月廿二日御奉書到來、

ゐこくゐ御ちやうじものゝしなゞ

絹　わた　麻　布類　おり木綿幷にくりわた
うるし　銅
但、あかゞねは御そせう申上御ゆるし、
油　酒　此貳色は船中にてつかひ用ほど御免、

ゐこくより日本ゐもちわたるまじきしなゞ

たんがら　丹つち　きやら皮　ひよんかつ　生類
きんし　さんごじゆ　らしや　らせいた
小間物道具　やくしゆにならざるから木
やく種にならざるうへ木類
おらんだのまげもの
そうじてもてあそびものゝたぐひ、衣類にならざるけつかう成おり物

右のおもむき唐人おらんだ内通詞方へ仰わたさる、

○くわん文十二子のとし、おらんだ方へは、金子壹兩代六拾八匁がへ、唐人かたへは、ぎんすにてあいわたすべきよし仰わたさる、

○同としくわもつ御一法はじまる、そのゝち貞享二丑のとし御やぶりすて、此とし迄十四年になる、

○貞享二丑のとし秋ぶねより、おらんだ銀高三千貫目、唐船銀六千貫目、あわせてぎんだか九千貫目、此分御定、

○同五たつのとし秋ぶねより、唐人船かず七十そう仰せつけられ、商買いたすべきむねおほせわたさる、あくる元祿二巳の年、春船廿艘、なつ船三十さう、冬船廿艘、合七十そうぶん商買仰付られ、あまり船はつみもどす、おらんだ船かずは御かまひなし、其ゆゑは

おらんだ一ぶん銀高御さだめのゆへ也、唐人は國々たがふによつて、船かずをもつてわり付らる、此としより唐人、十せん寺やしきにめしおかるゝ事とはなりぬ、

○元祿八亥のとし八月、江戸におゐてふしみや四郎兵衛に、唐人おらんだ兩方にて高千貫目代もの替おほせ付られ、十月八日長さきえ下着す、いまだ秋船長さきに殘り居、是にて商賈す、

高千貫目

内

六百六拾六貫六百目餘

右は唐人方

三百三十三貫三百目餘

右はおらんだ方

右千貫目德用之内

千五百兩　御運上

七十貫目　唐人商賣方

德用一わり地下ゑ遣す

拾五貫目　おらんだ方

德用五歩地下ゑ遣す

合百七拾五貫目

○元祿九子のとし正月、ふしみや四郎兵衛に、つがう銀高五千貫目代物替仰付らる、

右の内

四千五百貫目　唐人方

五百くわん目　おらんだ

春船二十艘　千貫目

夏船二十艘　千百貫目

同　十艘　四百廿貫目

同おひわり　四百八十貫目

秋船二十艘　千四百貫目

同おひわり　百貫目

おらんだ方　五百貫目

都合五千貫目也、

右之利銀

合二千七百三拾貫四百三拾匁三分三厘

内

銀六百貫目　金壹萬兩分

右御運上銀也、

四十貫五百三拾七匁九分二厘

右代物替會所入用、
　さし引して殘り高
　二千八十九貫八百九十二匁四分一厘
是を三つわりにして一つ分
　六百九十六貫六百三拾匁八分五毛
　　地下中へ遣す
同二つ分
　千三百九十三貫二百六拾一匁六分六厘
　　ふしみやぶん

○元祿十丑のとし正月廿一日、ふしみや四郎兵衛代物かへ召上られ、長さきに仰付らる、めうがのため、四萬五千兩のこらずさし上可レ申むね、地下中より申あぐる、其内壹萬兩地下中にくだしおかれ、殘る三萬五千兩御うん上と成けると也、

（二十）異國渡端物字盡

羅　錦　紗　紦　紬
縐紗　縮緬　兎羅綿　襪褐　純子
閃緞　綾機　綸子　綜綾子　紗綾
金緞　柳條　雲絹　絹紬　繻子
八糸　綾木綿　花布　葛布　天鵞絨

木綿　鎖服　芭蕉布　五糸　繻珍
七絲　二彩　紕　綃　黄絹
王絹　金巾木綿　羅背板　羅紗　咬𠺕吧嶋
算崩　霜降花布　光花布　金花布　鬱花枝
花毛氈　毛氈

右之外段物

さむそぎ　さらた　あるめんさい
べるへとわん　さらた金入　さんとめじま
ぎがん　またふぎがん　せいらす
かあさもめん　またふ　らかて
あれしやかいき　あれしや　こんてれき
ふらあた　べんから　おくしま
れいがどうる　かべちよろ　さあい
ころふくれん　すためん　へるさい
あるめんさい　さえつ　かるさい
さるせ　はれいた

日本渡海御停止國々

阿媽港　呂宋　いすぱにや
ほるとぎす　かすてら　まんてい ら
ぱゝやん　ゑげれす

右は南ばん人と號し、則切死丹國也、
或人のいはく、日本ともに文字通ずる國々は、はしをもつてものくふ、横文字の國々は、手つまみにして食するとなり、

横文字のくに〳〵

占城　太泥　六甲　暹羅
呱哇　番旦　毋羅伽　咬𠺕吧
阿蘭陀　東埔寨　もうる

唐人のほか

朝鮮　琉球　東寧大寃ともいふ
東京　交趾

右の外、本唐人國々多く、事繁き故爰にしるさず、

(廿一)海上路程

ちやんはに　一千七百里
たに　に　二千二百里
ろつこんに　二千二百里
しやむろに　二千四百里
ましやわに　三千五百里
はたん　に　三千五百里
もろこ　に　一千七百里
じやがたらに　三千四百里
おらんだ　に　一萬二千九百里
かぼうちやに　千八百里
もうる　に　三千八百餘里
朝鮮　に　對馬より四十八里
りうきう　に　三百四十里
たかさご　に　五百二十六里
とんきん　に　千五百里
かうち　に　千三百卅里
南京　に　三百四十里
北京　に　五百里
廣東　に　九百里

此の國夏至の日、いたゞきのうへにありてかげなし、

福州　に　五百四十里
台州　に　三百二十里
漳州　に　六百三十里
蘇州　に　三百里

是明州の津也、しかれども今は寧波より來たる故、此國より入津なし、

寧波（にんぽ）　に　三百里
阿媽港　に　九百里
呂宋　に　千八十里

（卄二）唐音遣用字づくし

まづ唐音をしらむとおもはゞ、左にしるす五十の字をもつて、文字のよみやう、二首のうたにてしるべし、是を知るときは、御經詩文何にても唐音によまる也、常にいふ語にも唐音有、行燈蒲團のたぐひ也、

あいうゑを　はひふへほ
かきくけこ　まみむめも
さしすせそ　やゐゆゑよ
たちつてと　らりるれろ
なにぬねの　わいうゑお

歌にいはく、

一は五に二は四にかよひ五は三に
　二三のときは本座かへしぞ

一は五　唵（アン和　チン唐）　五三　東（トウ和　ツン唐）　今（コン和　キン唐）
本座　通（ツウ和　ツン唐）　松（シヤウ和　ズン唐）

うたに、

引ははねはぬるははぬる入聲の
　二字は下略三字中略

入聲　ふくつちのかなつきたるをいふ、例へば、
合（カフ）　ガ唐　十（ジフ）　ジ唐　陸（リク）　リ唐
樂（ラク）　ラ唐　悦（エツ）　ヱ唐　鐵（テツ）　テ唐
日（ニチ）　ニ唐　吉（キチ）　キ唐

右の分下略にしていふ

三字入聲
陟（チヨク）　ト　殛（キヨク）　コ　力（リヨク）　ロ　職（シヨク）　ソ

引ははねとは
竟（キヤウ）　キン　忠（チウ）　チン　傾（ケイ）　キン
孔（コウ）　クン

はぬるははぬるとは
春（シユン）　シン　辰（シン）　シン

何れも此格を以てしるべし、左に唐音少々是をあぐ、
單衫（タンサン）　ひとへ物　布衫（フサン）　かたびら
被子（ピツ）　よぎ　綯紗（チユーウサ）　ちわん
麻布（マアプ）　ぬの　帶（テアイ）　おび
金子（キンツウ）　きんす　銀子（インツウ）　ぎんす
一兩（イ、リヤン）　一りやう　一錢（イ、チエン）　一匁

茶瓶(サヒン)　茶わん
絲線(スチエン)　いと
沈香(チンヒヤン)　ぢんこう
硯匣(ケンアフ)　すゞり
筆子(ピイツ)　ふで
飯(フワン)　めし
酒(チウ)　さけ
饅頭(マンテウ)　まんぢう
筍子(フンツ)　竹子
餅(ピン)　もち
祖父(ツフ)　ぢい
父親(フチン)　ちゝ
阿叔(アシユ)　をぢ
姨娘(イニヤン)　おば
阿兄(アヒン)　あに
阿姐(アチエ)　あね
姪兒(チル)　おゐ
岳父(コフ)　しうと
女壻(ニイシイ)　むこ
朋友(パウエウ)　ともたち

茶壺(サフ)　茶つぼ
脚爐(キヨル)　こたつ
火筋(コチ)　火ばし
水滴(スイテ)　水入
墨子(ボツ)　すみ
粥(シイ)　かゆ
盃(ボイ)　さかづき
豆腐(テウフ)　とうふ
芋子(イツ)　いも
菓子(クワツ)　くわし
祖母(ツム)　ばゞ
母親(ムチン)　はゝ
阿伯(アハ)　をぢ
兒子(ルツ)　子
弟郎(テイラン)　おとゝ
阿妹(アハイ)　いもと
堂兄(タンヒン)　いとこ
岳母(コム)　しうとめ
媳婦(シフ)　よめ
啞子(ヤアツ)　をし

醫生(イスエン)　いしや
下雨(ヒヤイ)　あめふる
虹霓(コウグイ)　にじ
地震(テイシン)　ぢしん
路濕(ルシ)　みちじるし
房子(フワンツ)　いゑ
亮牕(リヤンソン)　まど
竹筧(チヨケン)　かけひ
妖精(ヤウチン)　ばけ物
眼(エン)　め
鼻(ピイ)　はな
齒(ツ)　は
腰(ヤウ)　こし
腸(チヨン)　はらわた
一(イ)二(ル)三(サン)四(ス)五(ウ)六(ロ)七(チ)八(パ)九(キウ)十(シ)百(ヒヤ)千(チエン)萬(ワン)億(イ)

盲子(マウツ)　めくら
下霜(ヒヤサン)　しもふる
氷雹(ピンバウ)　あられ
風涼(フリヤン)　すゞし
街上(キヤイシヤン)　町
方柱(フワンチユ)　はしら
厨房(チウフワン)　だい所
卓子(ツツ)　つくへ
鬼魅(クイムイ)　おに
耳(ジ)　みゝ
舌(セ)　した
髮(パ)　かみ
胸(ヒヨン)　むね
背(ボイ)　せなか

長崎虫眼鏡終(チヤンキチンエンキンス)

元祿十七年申正月吉祥日
大坂高麗橋壹町目　富士屋長兵衛板行

# 三河雀序

夫胡漢の諺に、積善は餘慶あり、陰德陽報なんぞ是をうたがはんや、于レ玆貞享二年三河の國寶飯郡三渡野村と云ふ所に、西國順禮せし黎民、延寶年中石觀音を建立せり、元祿二歲の頃より甚感應まし〳〵て、邊里の貴賤袖をつらねて參詣し、盲人腰ぬけも、五七日通夜すれば忽然と眼開き腰立侍り、又は苦所橫難をのがれ惡病の根を絕たりと、爰にとなへかしこに稱す、福を祈れば福を得、爵訴愛情の諸願もかなひ侍りと悅ぶ男女も多し、誠にそれ〴〵に利益有る事あげてかぞへだたし、補陀の靈驗千里にひゞき、佛詣通夜するものいくそばくそや、思ふに聖賢權者の鑄作にもあらず、末法の御世まで佛の御誓に迷闇を照し、闡提の信を起し、かゝる不思議も有かはと、過行昔の佛信を身にそめて尊く思ひ、扶筇をもとめ蛙步して當國の靈社靈佛に詣て侍る中に、ことに有がたきは、東照大權現大慈大悲の御心蒼海妙光より勝れて、神佛へかず〳〵の米邑御寄附の尊さは、思ひやるほど御惠の奧ふかく、神君巍々たる御德風をほどこし給へば、民は堂々の化にほこり侍る、御治世千萬年に及ぶべし、數ならぬ輩の菩提にうとく、佛神へおろかにして、現世後生子孫のさか行末をしもらず、嗚呼愚なり、唐の惟政禪師は、蛤蜊をさゐて菩薩の容體を拜しも、虛とやせん實とやせん、我朝主馬の盛久は、大士の力にて劍刀折て、斷罪をのがれ侍る、かゝる不思議を記憶すれど、土大根の夜盜をふせぎ、三平木の諸願をみくしも萬物一體の理り、佛や神も何ならず、木醬瓦瓶とても信あらば、いかで感應空しからんや、增て靈佛靈社なればと、尊く心閑に禮し侍る、年比日比のほいとげぬと、いかばかり嬉敷侍る、扨もや老たるも若も、ながらへすむべき世にもあらず、つら〳〵浮世のあだ浪は鳴渡よりも高く、三毒の村雲はとこしなへに立ちおゝゐ、此世空しく、來世も又いたづらになしなんも哀なり、ざへくらからぬ人も、誠の道はちりばかりも思ひいらず、只世のほまれを求る方便も有ぞかし、やんごとなからむ人は、仁義の名をかりて邪智をふくみ、名利やむ時なし、權門勢家を求ては、立寄て詞をかざり姿を繕ひ、へつらふけしきも有ぞかし、すべて當代は貴賤の差別もなく、にぎはしき方

へは蟻のごとくに集り、まづしく力なければ、いかなる光も云けちぬ、かゝるゆへに、人の心おのづから惡敷なりて、一向に恥恨をわすれて德をつかんとす、姿は錦繡をかざり、心は淤泥より濁り、横川の地に酒飯をむさぼり、只羊頭をかけて狗肉を賣るにひとしき世の分野ぞや、かく住みなしては、無常の心中々露もおこらず、佛の御誓ひにたがひ侍るも、さりとは淺間しやと、人めきたるわざそらおそろしけれど、すゞろに筆を染、國々近里見聞せし靈奇の所書集れば、四冊の書となれり、若信を起し、所々禮拜の輩あらば、菩提の一助とや成らむかし、

于時寶永四丁亥林鐘日　　三州御油驛

花　翁

# 三河雀卷第一

門谷村煙嚴山鳳來寺、千五百石、顯密兩學頭、十四坊有、昔開山利修仙人、七本楫を伐て手づから藥師の尊像を刻む時に、東方より生身の藥師佛來て禮拜して云、楫木醫王藥師佛、一歩一見諸群生、現世安穩得二長壽一、後生無量壽佛國、と唱て仙人に力を添、尊像刻終て、佛は東方に去り給ふ、人皇四十二代文武帝御惱の時、御修法の勅使として、公宣卿煙嚴山に攀て仙人に勅を述ぶ、利修勅を不レ請、藜の杖頭にのぼりて立、公宣の云、普天の下何國か王土の外ならむ、杖も王土に立てりと、仙答る事あたはず、鳳に駕して參内し御修法あれば、則御惱平愈有、叡感不レ斜、鳳閣御建立、鳳來寺と勅號を下されしと也、仙人の隨身に、太郎鬼次郎鬼三郎鬼とて、山を劈き月を握る術鬼有、爰に源亞相廣忠公、御公達の御祈念として御簾姫共に、天文十一年寅の初春、鳳嶺に御通夜有、御簾姫の錦床下に藥師の尊像有り、御局小宰相、御簾姫に奉りしに、則御瑞夢に相叶ひ御悅喜不レ斜、同十二月玉をのべたる御

若君御誕生有、竹千代公是也、星移物換て、東照大權現大宮修造ましく〳〵、玉樓金殿美蠹善盡せり、奥の院は仙人水定の瀧、藥師の御衣木有、十月八日より同十七日まで延年の御祭禮有、

新田二十石　　權現宮御代官　庄田與惣兵衛

煙巖山　　公宣卿

霧の海山の姿は島に似て

浪かと聞けば松風の音

岡崎吉祥山瀧山寺、六百十二石、天台宗、學頭靑龍院、六坊あり、權現公御宮つくり奉ㇾ祝、四つの海しづかに、戸ざしを忘るゝことも、神君公の御惠澤ならずや、されば四恩の第一にかぞへあげし御恩風、時いたりて吹き盡さず、身毒旃丹まで、武耀、文星かゞやき給ふ御明君なり、二王門は、むかし飛驒の工が建侍る、星霜幾代を經たりき、かゝる名譽の木の道も、桁一本打違て自害せし墓あり、寺前の水の流れ、岩のけしきうつくしく、流にさつきはへ、筆にも難ㇾ及風景也、うしろに岩の流あり、春は昏鐘を惡み、秋は夕日のはなやか成を待なん景氣、洛陽の寺社多けれども、此絕景には及難し、岡崎近里の寺社は、京の弟とも可ㇾ云風致也、

岡崎長輝山甲山寺、二百五十石、天台、六坊有、天下安全長日の護摩所、昔日正八幡東夷征伐の時、當山へ御星甲を上げ玉ふゆへ甲山と號す、古は尾ヶ崎と云ふ、頭は甲山中の大橋、臥竜のうづくまる形、擊ㇾ其首ㇾ則尾至、擊ㇾ其尾ㇾ則首至、擊ㇾ其中ㇾ則首尾共に至、卒然常山の形相叶、寔に神君公御出生、御威風萬世不ㇾ盡、矢作川は西北より南へ流れ、菅生川は東より西へ流、二河の落合也、赤豆阪御合戰の時、甲山六坊御陣の御供仕しによりて、六供六坊と申侍る也、

眞福寺村靈鷲山眞福寺、三百五十石、天台宗也、昔日守屋大臣三男眞福大臣、三河仁木の鄕へ流人、或時山上に瑞光靈香薰ず、大臣攀上れば、池に是故良藥と云法華の文有、此池を埋めて寺を建んとすれども、不ㇾ埋、大臣信心を凝し、金銀珠玉を池中へ投入れば、半埋れり、其上に堂を建、藥師佛を安置す、源氏義朝の臣鎌田政淸兄院主の房住し、大善坊と云寺有、

財賀村陀羅尼山財賀寺、百六拾石、四坊、眞言宗なり、藤九郎盛長七御堂也、梶原景時昔造營の奉行也と申傳ふ、永祿七年三州一宮の城に、本多百助信俊籠城、

今川氏眞一萬餘の人數にて一宮へ押詰攻戰、信俊籠城危かりし時、神君公三千人にて一宮御後詰、御勝利なり、御歸陣の時、今川勢御跡をしたはんかと御思慮ふかく、千兩村より財賀村へ横道御押、萩村より赤坂山手長澤へ御出、是を一宮の御退口と申也、財賀寺僧中御祈念御道しるべ仕り、此時財賀寺村御寄附なり、昔日千兩村に金を産む犬有しによりて、財賀と名付侍ると也、

雲谷村船形山普門寺、百石、眞言也、行基菩薩一七日坐禪の時、山下に紫雲靉くによりて雲谷と云、藤九郎盛長七御堂也、賴朝公上洛の時、岩崎村へ鞍を御奉納、神と奉る、賴朝公幡かけ松、貝吹岩有、文覺上人祈出せし瀧山上に有、

樫山村花薗山櫻井寺、廿七石、眞言也、弘法大師の開基、此地にて櫻杖をたづさへ、東嶺地をつき玉へば、靈泉湧出す、櫻杖をば井のほとりに立給へば、生付て年々花咲く也、花薗山と云は、方角集にも見へし、此の山事か未レ詳、大師の御歌に

ちれば浮び散ねば花の影さして
　　いつもたへせぬ櫻井の水

大和國櫻井にも、此歌石に彫て見へたり、前後いづれとやせん、

宇利村奥貴山富賀寺、眞言、廿石、畠山と云高家の墓有、陪臣熊谷備中守一子兵庫、源淸康公へ逆意有て、宇利の城に楯籠、淸康公廿四歲の御時、御人數八千人にて御發向、幷御一家松平內膳、同右京亮御出陣、熊谷父子城中不レ殘討死す、此時松平右京亮一足も不レ退、主從十三人討死也、淸康公御威勢強き名將にて、千仭の山より圓石を轉すごとくなる御大將なりと申傳ふ、流石の熊谷も武運盡、子孫もうせはてぬ、敵强は下レ之と云、古語を不レ知にや、

半原村松陽山洞雲寺、眞言、安部性都入道御寄附二十石、不二の名石有、

見喜谷二井寺、天台宗也、松平布護暑御扶持領有、此山風景の地とて、三井寺をうつし侍る也、東叡山の直末也、

鴫田村淨土山大樹寺、七百石、鎮西、三河三ヶ寺なり、松平右京亮親忠公御建立、世良田次郎三郎淸康公御取立、永祿三年神君公、織田信長方の軍士楯籠、寺部筋の御合戰御勝利、御歸陣の節、信長の軍兵御跡をし

たひ、大樹寺前にて取切、神君公御防戰被レ遊、此時登譽上人厭離穢土欣永淨土の經文を御旗に押立、寺中不レ殘其外御民を相ひきひて御加勢有、祖道と云大强力の納所房、一丈餘の大卒都婆を引さげ出、敵を悉く追なびけ御勝利也、吉例の御旗是也、近所に平淸盛入道の墓有、宗盛のきづかれしとなり、

岡崎能見山松應寺、百石、鎭西、三河三ヶ寺也、松平道幹公御廟所の孤松をかたどりて寺號とす、紫衣所なり、

同所佛現山隨念寺、五拾石、鎭西、淸康公御妹君泰榮大婦人の御菩提所也、

松平郷本松山高月院、百石、鎭西、松平太郎左衛門尉親氏公御建立、親氏公より御代々松平村に御末孫御舘在、松平村の七平と云は、

柹平、胡桃平、萩平、葛平、小市平、半平、京羅平也、

廣石村御津山大恩寺、百石、鎭西、牧野民部大夫康成御先判菩提所なり、當寺第十二世成譽上人は、神君公御伯父也、御津山風景面白し、孤峯蒼海に入り、神島、篠島、桃取島、作の島、勢州浦々見ゆる、元龜三年壬申仲冬、甲州山縣三郞兵衛昌景、人數一萬餘にて、擧母（コロモ）村岩津筋より東三河へ大物見に出、此寺に陣取、同冬十二月廿二日、遠州味方ヶ原にて、神君公武田信玄と御合戰有、信玄は極月廿四日より、天正元年酉ノ正月六日まで遠州刑部村に對陣、同七日に刑部村出陣、三州野田村の城主菅沼新八郞定盈を攻め玉ひ、此節信玄鐵炮に當り玉ふと也、山縣三郞兵衛此時大恩寺へ立寄侍るなり、兩様不ニ分明一、年號は改元を不レ知と見へたり、

高札　大恩寺

當年甲乙軍勢、於ニ彼寺中一不レ可ニ濫妨狼藉一、若背ニ此旨一者可レ被レ行ニ嚴科一者也、仍如レ件

元龜四年正月三日　山縣三郞兵衛尉

當寺本堂は、牧野右馬丞、牛久保村の御城の書院を以て建玉ふと也、同近所に猿樂と云取手の城跡有、昔日延命權兵衛と云猿樂、鹽濱寄附の事あり、

上野村行福寺、鎭西、十五石、神君公御伯父松平内膳公御寺也、

岩津村彌勒山信光明寺、百八石、鎭西、三河三ヶ寺也、松平右京亮信光公御菩提所、紫衣寺也、

岩津村法惟山妙心寺、百壹石五斗、深草、三河三檀林

所、松平親則公御建立、信光公御籐中の御寺也、紫衣寺也、
岡崎十王山大林寺、百石、深草、廣忠公御尊骸此寺に葬、松平左馬助、松平彈正、同此寺に葬、三河十二ヶ寺の內也、
山中村二村山法藏寺、深草、八十三石、三河三檀林所、寮舍嘉衞軒、拾二石、寺前に下馬扎有、神君公御實植の名松有、昔は出生寺と云、

たのむぞよ我迷すなうゐの世に
出て生るゝ寺とこそきけ　西行法師

三河なる二村山を別れては
此世に我もあらじとぞ思ふ　同

妙大寺村滿珠山龍海院、曹、百石、淸康公此寺にて是と云文字御瑞夢あり、日の下八と云文字なれば、天下を御しろしめす御靈夢也、俗呼て是の字寺と申侍る、酒井御一家の御菩提所也、
八幡村大寶山西明寺、曹、二拾石、乾坤三派太素派也、昔北條相州時賴入道し、道崇諸國抖擻覺了坊と云、大寶山に至り、勝地也とて建立有り、永祿七甲子、今川氏眞大軍を卒し三州へ出張、駿河先鋒の軍士と、酒井左衞門尉忠次と、御油東の臺にて一戰、忠次敗軍、先手六十騎討死、其潰(つひえ)に乘て、野口村八幡村の城主板倉彈正、同主水兩將切て出、忠次と相戰、危所に御油勢山下源助、林孫八、軍兵を催し横鑓を入、もり返し侍る所へ、神君公佐脇村三浦左馬之介を御攻、不慮の合戰御勝利也、板倉兩將討死、味方にて林孫八討死、もちの木と云所に墓あり、此時西明寺住持、軍士へ粥を煮て出すと申傳ふ、此儀神君公被聞召、寺領二拾石御寄也、最の字を西と御改也と、古老の語りき、寺前は鷲坂、味方ヶ原への本坂道なり、
上五井村龍田山長泉寺、曹、三石、松平前外史伊昌の寺なり、藤九郎盛長七御堂の第一也、三河に上中下三個所五井あり、中の五井よりは、禁裡へ御調の御油を獻上するにより、二百五十年已前御油と改む、星野池の水、禁中御鬢水に御油水油と一所に上たりと申傳ふ、御油屋は今吉田魚町に御油より越て住す、
大濱村稱寺名、三十石、時宗、竹千代公　寺號を被下置、信忠公御連歌被遊し寺也、
岡崎田生山滿性寺高田宗、五拾石、親忠公御取立、
下地村聖眼寺、高田宗、十五石、太子堂共云、源淸康公御伯父

松平内膳、吉田城主牧野田藏、田次、新次、新藏兄弟四人、逆心を企候、御兩將御出馬、田藏大河を越、橋を引落し、船を打破り、韓信が囊沙背水の謀を以て、味方を死地に落し、無二の合戰を持しを、淸康公名將なれば、御本陣糠塚に敵の備を御察し、河岸へ敵を追なびけ給ふゆへ、城中より敵の妻子、向の河岸へ集り出て啼かなしむゆへ、牧野軍勢妻子に心引れて、一我よはく不レ殘討死、或は川へ流死す、伊奈村の城主本多彥八郞、此時吉田先手を致し、淸康公御歸陣の節、伊奈村へ御馬入、彥八郞則伊奈村の花の池水葵三本、御酒肴兩種を淸康公へ御獻上、牧野新藏は圍を落て、一の宮へ退りと傳侍る也、

淸田村楠林山安樂寺、深草、拾六石、松平前佐州俊勝御先判、此節西郡城主鵜殿藤太郞長持、神君公へ別心あり、久松俊勝鵜殿追罰の君命を蒙り、長持と相戰ひ、鵜殿を御退治也、神君公智仁勇の明將なるを、鵜殿別心せしも武運の末なり、寺前に四頭三曲の古松有、大樹公御母公御大室の玉牌あり、久松俊勝の廟所あり、

西ノ郡村龍臺山天桂院、曹、十一石、大樹公御妹妃天桂院殿大婦人御菩提所也、

瓜子村通月山滿光寺、曹、三石、下五井繩手にて、本多豐後守廣孝、廿三歲にて今川軍勢と一戰して討死、

深津村瑞雲山本光寺、曹、卅五石、松平主殿頭加助八十俵每年出也、林大學碑文并崎陽大通人道圓額有、

豐川村龍雲山三明寺、曹、廿石、天女垂跡、正七兩月十六日開帳、寛元四年丙午七月廿日、鎌倉平時賴この里に止宿と東鑑にあり、風土記に、今橋の水上に長者ありと侍る、此地の事か村老も未レ知レ之、

岡崎瑞生山惣持寺、曹、百石、比丘尼所也、筑山共云、源尊氏將軍先判也、淳和天皇の御姬宮、三河國宵生の郷の白狐なやましたてまつるよし、博士御占仕り、則同國本間氏弓勢の達者により、野狐退治の勅定を玉はり、野狐を退治す、六十餘州の土を集て、獅子の象に塚を築、中に狐の尸を納め、獅子塚と名也、

同所福應山極樂寺、曹、卅三石六升貳合、土井大炊介御局大檀越にて、神君へ言上有て、天正年中に御寄附なり、

妙大寺村成就院、曹、五石貳斗、昔高宮の里とて鎌倉道なり、東矢作の宿竹園に、伏見中納言兼高愛妾の

長者舊跡あり、兼高の娘淨瑠璃姫の調度に、閻浮檀金を以て鑄たる珠の手筥を、冷泉尼賣て此寺を建立せしとて、冷泉寺と云、姫の身を投たる淵あり、池の主鱸魚と成て流轉の姿淺間し、西矢作にも長者の舊跡あり、源九郎判官、姫が形見に麝香の臍を送れしを、埋たる塚あり、

長篠村醫王寺、曹、水田壹町、奥平信昌在城の時寄附、末寺大通寺城より四町あり、武田四郎勝頼長篠合戰の本陣也、鳥居强右衛門勝高長篠にて討死、法名智海常通居士、此寺に碑石有、

柿平村遊仙寺、花薗山派、奥平定能信昌、永樂十貫文の證文あり、信昌御舍弟仙千代丸、十三歲或は八歲共云、甲州武田へ人質にて、長篠軍の時、鳳來寺の麓金剛童子にて生害、天正癸酉九月此寺に葬、御供には奥平定能御家人黑谷氏と申傳ふ、或は名ハ内助右衛門と云百姓、死骸を送る共云、甲陽軍鑑には、信昌の奥方を、甲州より殺害す共見えたり、兩說何か是ならむや、

桑原村大澤山龍溪院、曹、廿石、茂林上人開基なり、大洞瀧雲雨寺にて、三派づゝ六派より、輪番に當寺へ相勤也、

大久保村瀧雲山長興寺、百石、小本寺也、天甯、祥山、大通三派頭也、此三派より大澤山弁當寺ゟ輪番相勤なり、

野田村大洞山泉龍院、曹、廿石、小本寺也、希世、琴賓、光國此三派より、大澤弁當寺へ輪番相勤、昔嬋娟たる女性夜々出て、開山のすゝめを請て、三熱の業火を解脫し、大蛇と成て貝鞍の淵へ飛込侍り、蛇鱗三枚寺の什物なり、蛇の蹲たる池を埋て、泉龍院を建立す、開山のにくみ給ふとて、今に麥飯を不レ用也、扶桑の飯果山とやいはん、

小松原村東觀音院、臨、百貳石、昔し漁獵の網に、伽羅の名木を引揚しを、行基菩薩觀音に彫刻し玉ふ、實に靈驗無レ計、御衣木殘て籬を結て有、結水一滴も御衣木に不レ請事尤不思議也、初午の日國民群集す、散錢百石、網領百石、合三百石餘也、

片寄村廣澤山天恩寺、關山、七十九石、昔尊氏將軍後胤鹿苑院寺也、尊氏自筆の額あり、

嵩瀨村山高山正宗寺、關山派三十八石、唐の經山寺を寫すと也、

巨海村長壽寺、關山、六石、尼寺也、足利義氏室、賴朝

公の息女、法名本成大姉の寺なり、
岡崎善立寺、拾石、日蓮、親忠公安城より御移し、身延の末寺也、
赤阪驛三頭山長福寺、鎮、三石五斗、三河の名所、宮地山は此うしろ也、吾妻鑑に源頼朝公御上洛、文治六年庚戌二月十九日御下向、宮地山俄に御一宿と有、昔の海道なり、此寺に女蔦石と云あり、力珠姫の魂石と云へり、されば白ら姫は、夫少將の迎に來んとておそかりしに、石にならんと歌をよみ侍るとなり、諸越江南の望夫石は、我夫にこがれて石と成、佐用姫は夫を待て、ひれふる山に石と成、大磯の虎は祐成に離て石と成、今是は力珠姫、定基に先立て身まかり侍りしかば、愛執の念凝て石と成しにや、

宮路山　　阿佛女

時雨けりそむる千鹽のはてにまた
　紅葉のにしき色かはるまで
待けりな昔も戀し宮路山
　同じ時雨のめぐり逢ふ夜を

細川村大松寺、鎮、百石、松平和泉守、同縫殿頭、同兵庫頭御寄附也、

上野村稲荷山隣松寺、鎮、卅石、神君公上野御合戰御陣場、西三河の觸頭也、
吉田狐峯山悟眞寺、鎮、八十石、水野前布護署卅石御寄附、寺内壹萬坪御除地、寮舍十三軒、
上條村神光寺、五十石、眞言也、此寺櫻井、大岡、三河國三白山也、
高隆寺村多寶山高隆寺、眞言卅石、弘法大師開基也、
牛久保村、光輝庵、七石、鎮、牧野駿河守御先祖、養修院殿皎月光輝大居士御廟所也、五人扶持出也、此里に牧野の菊とて名花あり、
渡り村長圓寺、淨土、廿石、久松佐州公御子、御住職の寺也、
萩村虎岳山龍源寺、曹、十石、尾州小川乾坤院、三派宗鼎派也、
御油驛招賢山東林寺、深草派、御黒印五石、唐の廬山を摸寫して、寺前に虎溪の橋のなきは無念、
大塚村寶樹山長興寺、曹、五石、昔丹野村城主、熊野侍萩原左衛門佐寺也、參詣の時馬をつなぎしとて大口あり、
吉田鹽滿山潮音寺、曹、新田五石、小笠原山州御寄附、

昔は潮の滿干ありや、寺前に舟山と云有、
谷熊村本光山長泉寺、曹、新田三十五石、戸田山州御寄附也、
瀧村慈應山萬松寺、曹、貳十石、信光公御建立也、
牛久保村法鐘山上善寺、鎭、十石、牧野右馬丞御先判なり、
川路村聖山松樂寺、鎭、無緣地、長篠御合戰の時、此寺前にて、神君公御勝利有しゆへ、勝の字に御改、勝樂寺と云、御寄附なきはいかゞ、
平井村坂田山東林寺、鎭、本尊藥師也、無緣地、源賴光の勇士、坂田の金時が守本尊也、寺前往來の舟、帆をさげざれば舟をくつがへす、今は堂の向を替て、そのさはりなし、
汗野村、灯明山龍光寺、無緣、鎭、昔飯盛長者此の里に住しに、寵愛の一子を失ひ、夫婦甚悲泣す、時に毎夜童子の啼聲野外にあり、飯盛夫婦立出て聞ば、我子の啼聲なり、夫婦驚き、折節行基菩薩行脚に歸依してかなしみを述ぶれば、菩薩不便におぼしめされ、觀音の像を御刻、此寺に安置し玉ふとなり、昔は泣野と書しを、今は汗野とあらたむ、

行明村星野山行明寺、無緣、昔星野とて高家の舘跡あり、星野の祠倉に、古面を納置たり、星野の從兒鬼王丸、盜術の妙を得て、此面を着たるよし、
麻生村阿彌陀寺、淨土、無緣、竹千代公御歲十五歲、弘治二年二月十二日に岡崎御出馬、御先備は松平甚太郎、軍大將本多豐後守、石川伯耆守、同安藝守、軍兵六備、此寺御初陣所也、日近御合戰と云、梅ヶ坪村、擧母村、寺部村所々信長軍兵楯籠、數度之御合戰、悉く御勝利、三月下旬駿州ゟ御歸陣、弘治三年御元服、右京亮元信と申奉る、關口刑部少輔御姬君の御輿、駿府少將宮町新造の御所ゟ奉レ入也、
西形村忠政寺、無緣、池田輝政陪臣盛寺淸右衞門忠政寺也、
本鄉村蓮華寺、曹、無緣、藥師夢想の五香有、
桑谷村廣忠寺、曹、廣忠御別腹松平右京亮忠政御位牌此の寺にあり、御稚名は松平勘六と申由、當時は光中寺とあらたむ、
大木村鑓水山西漸寺、曹、無緣、弘法大師行脚の時、この寺にて水を望み玉ふに、姥水乏敷とて少奉る、大師錫杖を以て地をつき給へば、鑓をつくやうに淸水

涌出す、則鑓水と云、其後法然上人抖擻の時、此寺にて四十八夜有、上人櫻の杖を逆にさし玉ふに、則生ひつき、逆櫻花あり、

吉田町今橋山興徳寺、曹、無緣、今橋とて小橋あり、吾妻下りに今橋を打渡と有、大橋をば古は船にて越けるにや、間近の渡しあり、

千鳥村石平寺、曹、無緣、鈴木正三道人、二王坐禪の規矩を定む、

名之内村高松院、曹、無緣、與平久兵衛尉貞友の寺なり、御息女は松平長福公の御奥方、二ノ丸姫と申也、同村に八幡宮あり、石の水鉢御寄進棟札有、二ノ丸御妹お久上﨟は甲州に人質、鳳來寺金剛童子にて、勝賴の軍士生害す、法名牛古秀榮大姉、古墳も有レ之となり、

八橋山無量寺、闕、無緣、十境有曰、高師山、業平池、在原寺、折田口、花蘭里、橋雲寺、逢妻川、村黒山、駄野森、落田中なり、八橋は、五つや三つの子共、父母のために、橋を八つ渡したると云、もしは八識のあれやしきをかたどり、佛菩薩の化身もしらず、美人男の色塚あり、業平は一生女犯三千七百卅三人を犯し侍ると、女郎花物語に見へたり、高師直は女犯八千餘人と云ふ、

矢部村勅養寺、禪、勅使公宣、瀧川滿水にて渡事あたはず、此寺に滯留に依て、寺號とすと云、此時山猿集て橋をかけ勅使を渡す、今渡猿橋あり、

作手卅六ヶ村內、鴨谷村、翔龍山甘泉寺、御證文地、四十八石、江州寂室派、小本寺也、

田口村福禪寺、禪、天正年中、信玄野田村にて鐵炮に當り、甲州歸陣の節、此寺にて逝去と、村老の語りし、

桑子村明眼寺、高田、卅石、安藤薩摩守出家念淸房開山也、

力石村如意寺、一向、無緣、親鸞聖人の弟子、六老僧開基也、

平地村善秀寺一向十三石、阿佛女寄進の釣鐘有、永祿一揆の寺也、

佐々木村上宮寺、一向、三河三ヶ寺、佐々木四郎高綱の寺、一里四方寺領高なし、永祿一揆の寺也、

春崎村勝鬘寺、一向、五石六斗五升、三河三ヶ寺也、開山和田袈裟太郎入道願淸房開基、永祿一揆寺、

野寺村本證寺、一向、三河三ヶ寺也、開山小山判官舍

弟新𥙿出家敎圓房開基也、弓勢强く、遠矢を射て落たる所まで領す、

矢作村勝蓮寺、一向、無緣、柳の御堂とも云、德阿彌公新田より御遷浪の時、初て此寺に御休足と云、昔は天台宗なりしに、親鸞聖人と法論して改宗すと也、

財賀村力珠山舌根寺、無緣、財賀寺の安山也、大江定基寵安此山に葬と云、定基は寂蓮法師と改て、天竺淸靈山に渡り天力珠と文珠菩薩と現れ、寂照に拜れ侍るとなり、

牛地村圓通山生馬寺、無緣、馬頭觀音也、猿曳の生馬山の札是なり、三河の名所、生駒山は是を云にや、

二川驛、窟堂、無緣、本尊觀音、昔高足の庄司と云盗人此山に住、高雄の文覺、兵衞の佐殿に變をすゝめ、白川法皇の院宣を乞にのぼりし時、此所にて文覺をはぎ取と云、物見大燃峠と云あり、

信玄村信玄堂、無緣、天正三亥五月、武田四郎勝賴、壹萬五千人を率して、三州に出張、長篠の城主奥平九八郞信昌を圍む、神君公岡崎三郞、幷に織田信長、同城之助、七萬餘人にて勝賴と御合戰、武田四郞敗軍す、甲州勢山縣、馬場、内藤、原、眞田、土屋、安中、横田、高阪、後ノ山本、武田宗徒の軍兵卅四人、都合壹萬餘討死す、則骸を此堂に埋めり、亡靈蜂蟲となりて人をなやましぬ、御津山大恩寺演譽上人、惡靈を弔ひしより、七月十六日、明松をたて火踊して、毎年一村の男女靈魂を祭れり、

藤九郞盛長、當國七御堂は、上五井村長泉寺、丹野村御堂山吉良金蓮寺、雲谷寺、財賀寺、鳳來寺、阿彌陀堂、赤岩堂、七御堂觀音是也、

長澤鄕、羅山子丙辰紀行に未ㇾ詳、昔此鄕に古城有て、長澤殿と云、松平備中守親則、三州岩津村妙心寺御建立、親則廿五歳の御時、同國長澤城御築、長澤殿と云、初名は松平源七郞、是は信光公の御嫡男也、

法名　妙心院前右小丞朝議太夫老中祥公居士

寛正二年辛巳十月朔日卒す

二 親益備中守上野助法名、法巖叟淨久居士 年號未詳

三 親淸備中守上野介法名、白口淨閑居士 明應五年七月十八日卒

四 兵庫頭 初は近宗後は勝宗 法名、覺叟淨心居士 永正六年三月十日卒

五 兵庫頭一忠 名乘不詳 法名、玉心淨金居士 天文十二年十月朔日卒

六 兵庫頭親廣上野介法名、明室淨賢居士 元龜二年二月廿四日卒

七 政忠上野介永祿三年尾州桶挾間にて討死

八 康忠上野介小名源七郎落髪して元齊と云
九 康直源七郎天正十八年病死、御養君神君公御息
竹千代丸　越後少將忠輝公也
○長澤十二家是は赤阪に御住居の御一族也
松平右京　松平左京　松平彦四郎
松平伊賀守　松平忠兵衞　松平彦左衞門
松平越中守　松平甚三郎　小野淺之介
矢部織部　近藤兵部　山田忠兵衞越後糸魚川城主長門守と云
○御油二家
山下源介　林孫八郎
寺部町隨恩寺、鎮西、渡邊半藏御取立、無縁、
小原村西恩寺、鎮西、無縁、
吉田萬年山臨濟寺、百石、小笠原壹州山州より毎年御加助、

三河雀卷第一 終

# 三河雀卷第二

されば堯風舜雨穏に、蒼民時を得て、君子の徳風に誇り、貴賤老若菩提の直路におもむき、杖にすがり、脚にまかせて寺々へ參詣し、諸宗の談義を聽聞し侍る、上人のすゝめさまぐ〵なる中に、五戒の第一殺生幷偸盗を表に説き玉ふ、しかし今時の人、智論の十罪は馬耳風なれど、殺生偸盗は既に地頭代官の斷頭罪恐ろしければ、手を束て止ぬ、邪淫、妄語、飲酒の三戒は、何れの寺にも等閑に説玉ふ、理り哉、當時は野郎男色は我物貌に大酒して、一曲を謡ふもあり、白川の法皇の仰られし、せぬは佛かくすは上人と、實に金言成哉、行季はしらず、或は女色にふけりて俗にかゑるもあり、もしは栖輕か愚眼にもあやかり侍るか、およそ寺々杜撰の僧、風流なる投頭巾を引込て耳を埋め、ぬり緒の雪駄をざりめかし、衣の模様目に立て振舞も、放逸無慙也、菩薩の血肉を喰ひ、玄弉三藏、我朝の一休和尚は權者妙用なれば、鵜の眞似する烏なるべし、唯砂石をむして、飯を用むとするに等しからん、

岡崎大樹寺末山

常在院十四石　大樹公御母后の御寺
芳樹院十四石　六郎御母儀の御寺
大濱村淨行院十二石　長瀨村長壽寺七石
竹用院十石　坂平十郎の御寺
福釜村玉泉寺七石
開花院十石　松平大炊介の御寺
善揚院十八石　石川日向守の御寺
掉井院十二石　松平出雲守の御寺
信行院五石　吉良右京大夫の御寺
愚耕院五石　廣忠公御建立
慈光院五石　鎭如御隱居の御寺
易性院　足立右馬允の御寺
要連院　暹譽上人の閑居寺
回向院　酒井左衞門尉の御寺
深澤村三光院二石　青野村來迎寺五石
小島村西方寺四石八斗　東城村寶王寺松平甚太郎御寺
赤澁村松憐寺七石　大濱村淸淨院六石
尾古曾村西林寺七石　戶苅村大通院三石五斗
桑子村眞如寺三石　細川村積名院三石

松平左官入道祠堂米百俵
中島村、廬安山崇福寺、深草、卅二石、三河三ヶ寺、檀林所也、

同末山

形野原村眞如寺十二石　貝福村正見寺三石餘
酒井村稱名院四石　寺島村大通院一石餘
萩原村西福寺十二石　行用村福泉寺七石
一色村宗用庵二石五斗　赤羽根村隨雲庵三石
赤羽根村西福寺三石　橫須賀村稱名院二石
橫須賀村福泉寺三石　苅宿村常福寺七石
一色村東光院三石　八ヶ尻村光祐寺三石八斗
永良村妙安寺二石　室村林松寺二石
須美村如意寺六斗　駒場村東向寺二石
寺津村義光院五石　水竹村崇心寺三石
道目記村福德院一石餘
道目記村授法山淨圓寺深草十三石
同村昌光山惠眼寺同派十三石
矢田村龜伏山養壽寺同派卅六石
一色村滿國寺同派卅一石
矢田村虎洞山桂岸寺同派卅五石

茯原村海藏寺同派十四石　寺津村妙光院二石餘
巨海村瑞養寺同派六石　岡崎諏訪山誓願寺同派十石
貝子村林松寺西山五石　寺津村十藏山養國寺西山派廿一石
和田村清光山清殊院西山二十石
大濱村海德寺十七石五斗
中野鄕村大聖寺三十三石二斗　土井家菩提所也
岡崎安養院深草派十三石金田惣八寺
坂崎村西方寺深草派二十四石
岩津村西林院七石　山崎村正法寺四石八斗
桑原村龍潰院二十石　岩津村光明寺十一石一斗八升
下大門村永泉寺五石　下大門村安養寺五石
石川村大圓寺鎭西七石　岡崎幸善寺十二石養永の御寺也
田繩村妙福寺同十八石　鷲鴨村遍照寺三石
大門村大圓寺同七石　戸苅村遊藏寺三石五斗
田原村辨天山城寶寺五石　饗場吉田村寶珠院七石
青津村松本寺眞言七石　大草村山寺眞言四石
吉田町白雲山神宮寺眞言御除地三十石
苅宿村滿國寺二十石　山田村泉福寺天台宗百十七石
豐川村天眼山妙嚴寺曹二十五石
大濱村林泉寺曹三十三石一斗

吉田町吉田山龍拈寺曹四十五石
幡頭村安養寺曹七石　田原村龍門寺曹五石
八面村眞昌寺曹十三石　堀切村淨福寺同二十六石
豐川村松樹山花井寺同廿五石
田原村田原山慶雲寺五石　矢口村大法寺曹五石
矢曾根村龍泉寺七石　杉山村長慶寺曹三石
神戸村舜田山傳法寺曹五石　長山村松源院同十二石
江原村願王山妙喜寺同十六石二斗　高松村法藏寺同五石
梁山大龍山妙昌寺同廿石　松平村魚梁山明照寺同五石
津具村白鳥山奈龍寺同十五石　染田村大乘院同五石
杉山村寶林寺同三石　二連木村仙壽山全久院同卅六石
山ノ吉田村萬福寺同十九石　染田村正樂寺同三石
德次村瑞雲山眞龍寺同五石　西ノ町廣全寺同十三石
西ノ町春光院同三石　松ヶ一色村法藏寺同五石
野田村法光院同三石　青津村傳法寺同二石
小瀨間村龍田院同五石　和地村法釋寺同三石
牧山村光林寺同三石　野田村蓮上寺同十石
金田村光福院同三石　牟呂村樂法寺同二石
下田村長養院同五石　八幡村國分寺同五石
岡崎永泉寺同五石　岡崎觀音寺同五石

同所大泉寺同五石　右京亮元信御寄附之地也
二川驛大岩寺、曹、御黒印七石、神君公御書有、
根羽根村松源院、同派、御黒印廿石、三州信州の境也、
二川驛松音寺、同派、御黒印二石、
明大寺村安心院、同御黒印地、
恩田村松雲院曹無緣　杉山村全福寺同三石
赤羽村嚴能寺同五石　岡崎寶福寺同二石
三谷村光昌寺五石九斗　大濱村清淨院十二石
大濱村宗中軒四石六升　同村吉藏庵四斗七升
同村妙福寺十五石三斗五升　同村龍雲庵一石三升
同村搔石寺三十石　熊子村向墨軒二石一升
岡崎慈悲山萬松寺禪廿石　古田村幸林寺三石
古田村廣福寺五石　和田村春興院五石
吉田喜見寺臨三石五斗　大津村安樂寺臨二石
牟呂村柳橋山正林寺三石　同村多門院二石
神戸村正東寺三石　同村祥雲寺三石
神戸村西光寺三石　同大乘院三石
西野町瑞境山實相寺關山七十石吉良義氏御建立
大津村長松山太平寺關山十六石
神戸村松本寺七石　中田村長久院關十六石

神戸村傳德寺五石　高足村圓通寺十石
岡山村崗雲山花岳寺關廿石　同村靈源寺同十石
角平村仙德寺十石　同村廣圓寺同十石
長彥村十輪寺八石　野寄村嵩山寺同三石
月ヶ谷村萬福寺二石　門前村增瑞寺關山五石八斗
寺津村金剛院同七石　大津村大雲庵同五石
牟呂村眞福寺同三石　同村桂昌寺同七石八斗
波上村正圓寺同八石　同村福生院同一石餘
畑村清涼院三石　伊羅古村圓通院三石一斗
善明村隨雲庵一石七斗　善明村西福寺二石二斗
大草村南城坊七石　森越村長壽寺三石三斗二升五合
對込村光松庵四石五斗　對込村光粒坊八石九斗二升
赤羽村松覺坊一石　赤羽村清秀寺七石七斗八升
中田村地藏院一石　池頭村西光庵一石
平口村修德庵一石三斗　笹薗村善光坊一石二斗
米津村光照院五石　長樂村長樂寺三石
高井村慈雲寺三石　高井村長彫寺三石
牛川村東林寺三石　金田村正明寺二石
馬越村法運寺御黒印三石　神鄉村東光寺二石
神鄉村長拜院四石

巨海村願成寺闕九石四斗八升吉良長氏御慈母尼寺也
擧母村長興寺無縁地　廣瀬村廣闕寺無縁
大崎村幸福寺三石　杉山村善福寺三石
長者平村正眼寺卅五石御證文地　大和田村正傳院十五石御證文地
大和田村慶雲寺九石當沼主税黑付　田原村惣持院廿五石御證文地
田原町吉貝寺三石　田原村東光寺二石
同町花善院一石五斗　野田村長樂寺三石
一色村生濟寺四斗一升　行用村行春庵二石七斗
同村善信院一石五斗　下矢田村惠海院一石八斗
下矢田村東光坊二石五斗　針曾根村修福寺一石八斗
德永村安養寺二石六斗　鵜ヶ池村妙滿寺一石一斗
岡崎遊傳寺三斗四升　岡崎圓頓寺日蓮宗此寺者水野前城門郎吉田より御移しなり
田原村當行寺同三石　淺井村了惟寺同三石大津出左衞門寺也
羽田村正光寺二石　和田村妙國寺同十五石六升久世御一家御菩提所
深津村養師山長滿寺同五石　龍泉寺村龍泉寺同三石五斗
田原村法華寺同十五石　赤澤村大圓寺三石
牛田村、泉龍院、在五中將母公の寺、四十年前唐僧隱元禪師開基也、
伊保村大好山永福寺黃蘗派百石本多御一家御寄附也
中島村東禪寺同派四石八斗　羽田村滿福寺三石

尾尻村海雲山長福寺同日蓮宗拾五石大久保淨眼御寺也
上靑野村安養寺一石五斗　八面村善性寺一石六斗
矢矧村光明寺八石　宇利村林松寺三石
楠村阿彌陀院四石三斗　法光寺村法光寺十三石
新海村西光寺高田三石　小島村安樂寺一向三石
家氏村淨顯寺一向三石　梶村淨光寺一向三石
中島村淨光寺一向一石　野田村安樂寺同三石
野田村西圓寺同五石　岡崎專福寺同十三石
岡崎光蓮寺無緣一揆寺　同所覺恩寺同　同
岡崎八丁光圓寺同大田祐泉建立　寺田村御堂淨圓寺同派二石餘
上靑野村本光寺同三石　下靑野村本光寺同三石
楠村龍門寺十一石　草場村大應院二石

○神社之部

櫻井村白山大權現五十石、三河三白山也、
大岡村白山大權現百三十石、大社也、
中島村藥師堂十石
岡崎伊賀八幡宮七百石、靑蓮院殿二品親王御額あり、淸康公十三の御歲、織田彈正八千の人數を以て、伊田の村に取掛、岡崎をせめんとす、御味方八百の軍兵にて、淸康公御勝利、此時八幡宮の寶前より、白羽の

矢敵の方へあゆむとなり、大阪御陣并天草一揆の時も、華表壹間づゝ歩むと申傳也、八月望日甲乙人國中的有、上野御合戰の節、伊賀川にて、三五清四郎立往生したる墓あり、

六所大明神、百六十二石七斗、松平の鄉より此地へ御移し、天下御草創御誓願御成就の御神也、下馬札靑蓮院御筆也、九月十四日國中甲乙人的有、繪女房塚此近所にあり、

東三河八幡村八幡宮、百五十石、高羅の神社有、八月十五日放生會、甲乙人的有、昔爲家卿遠江國へ下るとて、三河成宮路山八幡へ參りて、藤の花盛なるをよめると、いほぬしと云書に見えたり、

名高き藤の咲ける成けり　爲家卿

紫の雲と見するは宮路山

舞木村宇佐八幡宮、百五十石、昔山中俊光と云高家建立の時、虛空より神木下り、遷宮の材木と成ゆへ、舞木と云、

小阪井村、鬼足八幡宮、九十三石、四月十一日每年風の祭あり、四月上旬より十日切に、雀十二翅を射取、雀箭當て血流れぬれば、氏子の災難あり、昔武藏坊辨慶吾妻下り、今橋斷絕して七日逗留の內、大般若六百卷頓寫して神へ奉納すとなり、十六夜の記には、日は入果て、わたうどかや云ふ所に留り侍ると、阿佛の書かれしは此里なり、今龍神此宮の釣鐘をうばひ取んとて、時々雲を起し風砂を卷て目を驚す事あり、小野の小町伊勢より渡海して、木空のみさかへゆける頃にや、此里に杖をやすめし舊跡侍り、

猿投村大明神、七百七十六石、神主四家十六坊あり、尊氏公神主職證文あり、九月重陽の日祭あり、粧馬七十疋三河より棒を持出る、尾州より粧馬百疋長刀を持出る、美濃より粧馬百三十疋刺股を持出る、口付六人づゝなり、天道の宮へも馬を曳くなり、猿共多く、人に木の葉を投掛るゆへに、猿投と云と也、

賀茂村賀茂大明神、百石、貴船大伴三社なり、貴船は陰神にて末社也、大伴の宮は未ㇾ分明ㇾ と云、川下に持統天皇の頓宮立せ玉へば、大伴は御連枝なれば、川上に祝ひ侍るにや、昔淸見原の天皇芳野山を出、大友の皇子と御位をあらそひ玉ひ、大友打まけ玉ふ、是を壬申の亂と云、大伴大友の字を誤るにや、つぶさに雞山子の書に見えたり、

一ノ宮村砥鹿大明神、百石、三河一宮也、文武天皇勅使公宣、此の宮建立の時、帝より草鹿砥氏を公宣子孫に下され、公宣子孫神職相續侍る也、とし毎に五月四日祭禮有、流鏑馬を射なり、

大門村八劒大明神、七十石、尊氏先判也、三河名所志賀須賀の渡り、此ほとりに有、中頃鹿の渡りを人に𣪘ゆるによりて、鹿の渡りと云、右角集には然菅の渡りともあり、八橋の道也、古歌に

行人も立ぞ煩ふしかすがの　渡りや旅の泊り成るらん　藤原家隆

西尾町八幡宮、源氏大切丸の寳劔を奉レ納宮なり、寳劔の神光赫々として、飛鳥忽然と地に落て死す、賴朝公聟君足利左馬頭義氏引出物、二位ノ尼政子愛染の聟君也、

吉田町天王ノ宮、三十石、持統天皇の御陵か、林道春丙辰紀行に、三河國に持統天皇行幸有と、菅野眞道史を見るに、所レ不レ知と書れしは此所か、六月十五日大花火をして、翌日祇園祭あり、

神戸村久丸大明神、三十五石、正月初の申酉の日、久丸と云祭有、氏子七ヶ郷戸を閉て不レ出、荒神也、

池鯉鮒驛大明神、貳拾俵、時の守護より出、四月末より五月端午の馬市あり、長明が道記に、池鯉鮒の馬市と有、

伊羅古崎大明神、二十五石三斗、清少納言も、崎は伊羅古崎と書しなり、此明神は出雲へ神集に參られずと申傳ふ、此崎前にて江戸廻船帆を下す也、

長山村本宮、貳拾石、實は本茂山と云ふ、大寳元年辛丑、煙嚴山の勅使公宣公、誤て此山へ攀のぼる時、童子忽然と出、煙嚴山を敎て歸し侍るとなり、是は一ノ宮の奥の院也、いつの頃にや、三河に熊野山を寫し、那知は夏山村、新宮は國府村にあり、熊野の谷は赤阪にあり、吾妻鑑に、源ノ俊成卿、若一王子を蒲形の里に勸請すと見へたり、

尾曾根村神明、拾石、大池あり、俗に蚰池と云ふ、鯉魚多し、

吉川村山王、伊豆兩社權現、五石、長篠御陣の節、神君公御旗竿を此宮より獻上す、

下和田村尾犬頭神、四十三石、本多、大久保、中根の三家より寄附、

上和田村首犬頭神、無緣、昔し和田氏勇士菜、池のほ

とりに晝寐せしに、池中より大蛇出て和田を呑んとする時、手飼の犬、主をかなしみ大蛇をふせぐ、和田目覺侍れば、大蛇は池中へ入、手飼の犬我をあやまたんとするぞとこゝろへ、枕に立し刀をぬき犬を二つにきりはんべり、其後犬の忠信を感じ、首尾兩社に祝けると也、

根小屋村東照大權現宮、長篠御陣所なり、社領なきは後に祝か、

國府村神社、新宮十郎行家、矢作の軍に打まけて、此の所へきたり、伊勢大神宮ね神馬を獻ずと、盛衰記にあり、

西ノ郡村普相の里、竹島辨財天女、四石八斗、此の島は江の島に似たり、鹽の滿干あり、日本七天女は、相州江の島、安藝の宮島、紀州天の川、江州竹生島、常州ふせ、越後の野尻、三州竹島也、

下青野村神明三石　同村藥師壹石五斗
同地藏領貳石　同村天神壹石
上青野村神明二石　同村天王十二石三斗五升
渡苅村鹿島大明神三石　鴛鴨村神明五石
幡頭村辨天女　竹ノ島辨天女

大津村八王子三石　牛川村天王二石
長彥村大明神三石　和田村八幡宮三石
阿波城村八滿宮十三石　高井村八幡宮三石
羽田村八幡宮十石　山ノ吉田村八幡宮二石
二川驛若宮八幡御黑印二石　永良村八幡宮三石
雲谷村大明神三石六斗　野依村八幡宮三石
高足村明神三石　森越村八幡宮六十石
高足村白山二石　津貝村八幡宮三石
二連木村神明三石　杉山村八幡宮三石
高棚村神明二石　巨海村八劔宮十七石
下大門村神明宮五石　熊子村稻荷大明神廿石
永良村神明宮四石八斗　大濱村熊野兩社權現七十石
吉田町神明宮三十石　御油驛若一王子權現御黑印三石
牟呂村神明宮三石　名倉村白鳥大明神五石
大岩村神明宮御黑印二七　牟呂村八幡天王十石
篠塚村天王十石　野田村八幡宮五石
小島村荒神四石　大津村神明宮三石
中島村神明宮十石　松平村神明宮三石
須美村天王五石　橋目村白山三石三斗二升五合
江原村神明宮四石餘　八面村荒神三十五石

當古村天王五石　東横須賀村天王五石
小島村神明八幡雙宮三十石　六名村八幡宮十三石
西尾町天王二十三石　田原町神明宮五石
尾蘭村住吉明神三石　寺津村八幡宮三十六石
德永村神明宮十七石八斗　岡崎八幡宮五石五斗
熊子村天王十八石　岡崎白山五石
岡崎天王二石六斗六升　馬越村天王二石
月ノ谷村若王子二石　石卷山大明神十一石
西郷村山王三石　三谷村八劔宮源大夫兩社五石

足助村八幡宮、無緣、足助次郎重範古城あり、中ノ御所と云、
廣石村御津大明神、無緣、足利陪臣細川兵部少輔釣鏡寄進之銘あり、
前後村、穂積氏鈴木了鎮、此壹ヶ村永代被ㇾ下置ㇾ也、
杉山村、山守德兵衛五石、神君公御父子、三州田原伊羅胡筋御鹿狩之御時被ㇾ下置ㇾ柳松と云有、年々柳のごとく生出るなり、
土呂村、松平甚助、諸役御免、
岡崎、弦剌庄左衛門、壹石四斗御除地、神事延年、甲乙人之的興行之時、をき壹人分取來也、射弓之弦切れ申時、其場にて弦剌置也、
院内村萬歳作太夫、已前淺草御藏にて、米十五俵被ㇾ下、近年者御勘定御部屋にて、正月十一日萬歳相勤、御金拜領、

三河八郡

碧海郡　高七萬八千七十五石八斗五升五合　御朱印寺三十六本　同社　廿一ヶ所　百三十四村
賀茂郡　高五萬九百四十八石八斗九升七合　御朱印寺壹本　同社　壹ヶ所　三百五十壹村
額田郡　高四萬貳千八百十石四斗五升四合　御朱印寺三十六本　同社　九ヶ所　百五十二村
幡頭郡　高四萬六千六百十八石貳升七合　御朱印寺六十本　同社　十三ヶ所　百二十四村
寶飯郡　高五萬千八百七十八石貳斗貳合　御朱印寺十八本　同社　九ヶ所　百三十七村

設樂郡
高貳萬五百十四石四斗五升六合
御朱印寺貳本
百六十五村

八名郡
高壹萬九千三百六十五石七斗四升四合
御朱印寺十三本
同社　十壹ヶ所
五十貳村

渥美郡
高四萬六百七十四石八升七合
御朱印寺六十六本
同社　二十壹ヶ所
八十貳村

高都合卅五萬八百八十五石九斗二升

外中古新田三萬石餘村、高未詳

御朱印三河之分

高壹萬千三百九十五石五斗七升貳合

此譯

寺高七千七百十六石五斗六升七合

社高三千貳百八十壹石六斗五合

御黑印幷寄附寺社

高三百九十七石四斗

三河雀巻第二終

# 三河雀巻第三

## 第一　響の明神の事

伊豆の國下田の近所に、響の明神とて有、昔結城殿この國にみまそかりし時、大き成松の梢に、尾の長きものぶら〳〵としてあり、見る人魂をひやし、忽に倒れ死す、結城殿あやしくおぼし、大功の侍をゑらび、尾の長きものをとらせて、其所の祠倉に納めさせ、響の宮と祝おかれし、後年月を經て此宮遷宮し、社人神體を拜すれば、大き成いかのぼりにて、小傳馬町貳丁目と書付ありと也、

## 第二　彌勒の家の事

水無月半のころ陸奥に至り、仙臺より右の方に末の松山を見て、松島に詣で侍る、名所多く見し中に第一の景地なり、社壇神さびてうつくしく、石壇數百間見おろし、其の下に神垣結廻し、大きなる釜四つあり、鹽釜の明神の鹽燒給ふ金の器なり、誠に年月の朧いかばかりかと、かぞへられ侍る、此の釜に水の色替れば、國主の災ひありと云、昔し六つありしを、白波の

わざとして、とりも果さず、釜が淵と云所に沈めしと也、東の方山際へ入れば、岩窟を家居して蜑人數をしらず集り、藻鹽燒ありさまなり、か丶る所にも住果つるかといと哀なりき、蜑の夫に價をくれ、小舟を借りて、心靜に松島を一見し侍る、兼て聞しは物の數ならず、山の姿島のけしき、外より物替り、いかなる畫工、十日に一水をゑがき、五日に一石をうつすとも、中々及ばざらまし、此の世にあるとあらゆるいみじさを、一つに集たるにやと覺へ侍る、言に語るにそのまゝ荷なはれば、人のために、いかほどのよき家土産なるべき、舟行き岸うつりて面白、島のめぐりに高き山幾重も重なり、ねぢ上りたる岩根の松風、いと冷敷、向ひに島々、入江々々汀をあらそひ、汐みちくれば、岩尾の松が枝波際にひたり、潮しりぞけば、また根上りて面白く、小島、まがきが島、惠美須島、甲島、都島限りもなくうかび出、外は行衞しられぬ海原、宮戸、さぶ澤など云る迫門より滿來る潮は、山の懷にさし入り、南北三里もやありなん、東西は一里にたんぬ、廣きあわひ、波も一しほ閑なるに、小船こゝら行通ひ、汀の鷗眠を驚し、夏の夜の月影も、所ゑがほにすみ渡りて、水天一色にきらめかし、岸のさつき亂れ〳〵て、山郭公耳にふれ、誠に一日のほどさへ有に、ましてや四時の詠、月花につけて盡せぬたのしみ、さぞやとおもひやられ、一年此所にて過さば、あゝいかばかりのおもひ出成べきとつぶやきつゝ、心に餘るけしき、何れをいづれとわきかね侍る、されば代々の歌枕によせられしも、げにやと思ひつゝ、すゞろに歸らむ事をわすれて、暮鐘をにくみ侍りぬ、

第三　日の背中月のぼんのくぼの事

みな月土用の折から、富士詣せしに、草鞋腰にしばり付、小き竹の筒に水酒などを調入て、ぶらりとさげ、手足同曲して終夜念佛し、夜のあけなんとする時、漸く屏風が嶽にはい上り、八葉の嶺に至りて、夜も明け侍りぬ、東方泥の海、芦原のうちはり、旭一二間はなやかにほの見え侍る、しばらくする内に、はや四五間も上りたまふ、此の時月輪の背中をあり〳〵と見たり、又ありあけの月折を得て、十五日明方、山の端に入たまへば、日輪のぼんのくぼ、たしかに見侍る、誠に仙境界にもこへたり、折節咽かはきて、凝たる雪をつまみてすゝれば、精進の腹にあたり、腹中おびた

だしく、鳴くだる事頻なれば、八葉の外へ尻やり出し、帶に繩を付て友どちにひかへさせ、鼻紙を敷て不淨をおかし侍る、折節八葉の雲風颯々と吹て、鼻紙ともに靈空に吹上げ、大かたは三保の松原あたりへ、吹もて行らんもおかしき、都て八葉は、人間の凡情をはなれ、東は泥灘の風穴、西は千尋の蒼池、是には鰶(このしろ)すめると也、誠に神龍住たまふらんと覺ゆる、是より甲州砂拂まで四里、白雲をふみまどひ、飯一鍋する内に麓へおりぬ、

富士　花翁

八葉名芳三國嵬　淺間神德映二大虛一
立峯烟矣出二林霧一　笑見花開姫與梳

## 第四　草花問答の事

菊月末の弓張の頃、秋の野の千種今を盛なるをりから、牛士(うしかひ)數多牛を曳つれ、野飼をする時、修行の虛無僧野花に心を移し、れんぼを吹きて坐しぬ、虛無僧牛士に向つて云く、扨も汝等は、傍若無人なるありさま哉、今を盛なる千種を、むざ〳〵と牛にはませぬる事よと、牛士が云く、仰は尤なれども、主もなき野原なれば、誰殿にか御免をかふむるべき、つかれし牛の野飼幸也とあざ笑ふ、虛無僧聞て、汝等は下賤の牛飼なれば知まじ、身に取ては普化上人の流をくみ、四方八面來也、旋風打虛空來や、蓮架打と鼻祖の悟を修行し、恐くは我朝武門の遁宗なり、汝等ごときの白丁は、五尺地を云べしと云へば、牛飼聞て、仰はさもあらん、我等も山路のゆるしたまふ、草苅笛もある物を、さて御僧の尺八のゆわれを聞む、虛無僧眉をひそめ、尺八は秦の始皇の吹たまふ、外にゆわれのあらばこそと申侍る、いや〳〵尺八のゆわれは、賤しき牛飼が小耳にはさみ侍る、柹の本のなり平中將と申す、ゆわれは竹の歌口より、六五四三と節の寸法定むるゆへ、尺八と申也、柹の本の中將とは、必ずゆひまわすかきのもとにて、中の上竹なりひらきをと申ゆわれなり、虛無の御知りなきは、あら凡夫といやしめたまふ御詞には違ひたりと云へば、虛無腹にすへかね、汝等は牛の目利を知るまじ、天角地眼鼻水舌黑、壹石貳斗四升とて、角兩方へさし、目は地を見、鼻に水ながれ、舌黑く、壹石とはきはめて黑く、貳斗は大筋、四升は升を四つふみたるごとく、かやうに目利するぞと詈れば、さればこそ牛飼、あたまから下凡といやしめ

たまふ、しらぬも牛飼が耻ならず、さ仰らるゝ御僧も、むねとしたふ尺八のゆわれは知りたまはぬぞとやりこめ、どよみに成て東西へ去りぬ、

### 第五　邪靈物語の事

信州善光寺に詣で、通夜し侍る時、行脚の僧俗あまた成中に、四國の遁世者申けるは、三國無雙の靈佛にておはしませば、罪障懺悔してたすかり申さん、我國には犬神といふ邪神有て、其の家々に傳り侍る、我等わかきにほこり抑へしに、まつり事もせざりしゆへ、妻子けんぞく犬神におかされ、かく修行いたし侍る、此身の因果をあからさまに、御佛の前にて懺悔滅罪して、當來をうかび申さんと、泪をぞながし侍る、今一人の僧申けるは、扨も世には似たる事の候や、某は羽州羽黑山の者にて候が、渡世の業に、後佛(うしろほとけ)と申外法をつかひ侍りしが、金銀は心のまゝにしへたぐる、富貴なるものには、後佛に申て即座になやまし、奇異成術をつかひ、身の榮花を極るは、第一の重寶にて侍れど、常に我身に後佛そみつき、棹投るまもはなれず、この苦みたへがたく、圭山の珠も命有てこそ、あはれ此くるしみをのがれたくおもひ、ある夜佛に云ひ侍るは、野僧は此度善光寺へ行脚せんと思ひ侍る、佛もつれ申さんかといへば、後佛云く、善光寺は焔浮檀金の靈佛なれば、外法のあが佛は、塵芥よりも拙し、御僧にはなれんに物かなし、同行し侍るべし、されども大河を大きにきらひ候へば、道のすがら心をつけてたびたまへと云へば、某申すやう、後佛は何の因縁に大河を嫌ひ玉ふぞや、佛の云はく、外法本來惡凡業凝たるゆへに、河へ入れば外術盡果ると云ふ、よき事を聞たるよと、後佛を笈の内へ入れ、善光寺の前なるさい河へ、だんぶとなげ入ながし侍る、佛しばしうき揚り、扨も此とし月なじみしに、つれなくも大河へはめらるゝよと云へば、僧此川は八功德池なれば、大紅蓮にのり、成佛してつふねと成給へと、さい川より足ばやに善光寺まで迯込み、二六時中念佛して、道心堅固に相つとめ侍ると語りぬ、扨も不思議なる物語、耳のよそに聞くも奇なる事よと、人のために記しぬ、

善光寺　花　翁

自説天皇迷途哀　蘇生厚拜活如來
本田名響善光寺　乙見旅人離苦埃

### 第六　雷電狩倉の事

安房の二山と云所に、毎年正月里人大勢催し、神明狩とて二山を狩倉す、其異形鼬のごとく、大き成けだものの多く狩殺せし時は、神鳴ならず、狩得ざる年は、おびたゞしく鳴動すと云へり、

第七　子母貝（しぼがひ）の事

遠州今切の近村、中の郷と云ふ所に、八幡宮の祠倉あり、此宮になからめの貝の姿したるもの、昔より二三十奉納す、此貝近國遠國五十里三十里飛ゆき、又しては歸り、放生會の頃は、不ㇾ殘相揃ふと云り、若は仙術の子母貝かもしらず、人家におけばたゝりありと云、

第八　月の糞の事

美濃國九景山は、關山和尚の德をかくして、三歳牛をひきて、田畑を耕作し給ふ地にて、風景うつくしく、九景ありと云ふ、坐禪石あり、山の麓に月吉村と云あり、此里へ月の糞ふり侍る、その長四五寸、なりはばいの貝のごとくなるもの也、さききり／＼と曲り、うす白し、旭の水にひたして水を飲ば、瘧疾（をこり）を落す也、虎溪山とも云、

第九　河猿は馬の疫神の事

遠州榛原郡に、河猿と云不思議のけだものあり、此猿河のほとりへ出る也、馬これにあへば忽ち倒れ死す、何れの川筋へも此川猿出れば、馬悉く死すれば、是馬の疫神ならん、

第十　梟の月をうばふ事

丹波の國奥山家に、山の端より月の出しほを、向ひの山にて古老の梟の羽をひろげ、月を羽へうつす、東西に月の出るかとうたがふと也、

第十一　好色の魚の事

加州淺野川に、鯎（こり）と云魚あり、ぶつたいと云魚すく籠を持寄り、流に立て女子共鯎の歌を謡ひければ、多く取といふ、うつくしき女子とおほくすくと云へば、好色の魚にあらずや、某回國の時、足もとにて見侍りき、此魚丹波道桂川にもあり、

第十二　大力の木佛の事

北伊勢多戸山に、一目蓮とて、荒き神立給ふ、夜は疊二疊敷ほどなる丸き光物と化し、虚空を飛行し給ふ、或時三浦氏と云强士、一目蓮の社壇へ手を入れ、鼻をひねれば、三浦歸り道にて、海へ蹴込給ふよし、されども水練の達者にて、恙なしと語りぬ、

第十三　天狗の爪神の箭の事

能登の國は、半弓のやうに出張たる國なり、越後五智の如來より、市ふりまで十六七里、砂濱、親しらず、子しらず、狗戻し、駒返し、比丘尼轉など云ふ難所なり、境川山姥が住ける所、かげろふより能登の國へ至り、石動山のけしき物かはり、常に人跡絕たり、さすがに都遠く、見る人も稀ならむ、此嶋々に天狗の爪有り、さきゝりくと曲り、岩の間木の枝などにかゝりて、羽の付たるもあり、佐渡の國には神の箭と云て、石の羽石の根矢、ありくと自然の石也、昔し神軍の箭也、名譽なるものなり、

### 第十四　なかぬ蛙の譽の事

關東實生大岩寺は、鎭西の談林也、此地に蛙あれどもなかず、又濃州龍生寺の田蛙もなかず、唖かと思へば、なかんと思ふ時は外へはひ出、おびたゞしく鳴なり、いかなるゆへにやと、里人にとへば、開山上人の勤學のさはりとて、封留めたまふと申き、

### 第十五　龍灯松の事

上野國雷電山の麓、池水に春雨などそぶふる夕暮、その池より火の玉のやうなるもの、數をしらず龍灯松と云ふ松枝に光上り侍ると也、

### 第十六　杜若遊君の事

西の京にやさ男あり、利休の流を汲み、月花初雪なんどものとし、いつしか身上うすく成果、京も住うかりけん、卯波立末つかた東へ下り侍る、三河の國池鯉鮒の馬市さかりにて、野芝居の見物、或は菰張の色賣里のけしき、宮古の松梅の風情とは、ものかはりはんべれど、さすが古編笠の風情なれば、物ゆかしくて、爰かしこたゝずみ、漸く野寺の鐘撞比になりて、八橋の村も昔の美人男のゆかりも床しく、腰錢の限りに主の水むまや成も面白く、莚ねこたの上に難面も、一夜を木錢に定め、草の枕に明し侍る、爰に頭斑なる百坊、杜若あやめ草を縄すかりに苅込みて、馬草にはます、やさ男是を見て、扨も名高き八橋の名花なるを、なさけなし拙しとて、色有花をゑらび取て、我杖を切て筒になして、大津繪かけたる古佛壇に指置たり、いとゞさへあけやすき夜、蚤蚊にせゝられ、かなしながらも、都はかくもなかりしものをと、枕もたげ終夜寢もせす、八聲たゝば旅立んと思ふ所に、よはひ二八許のうつくしき女性二人つれ立、わらはゝ八橋の名花杜若、菖蒲の靈魂なりしが、かた樣さもやさしく、夏

草の露をしたひ、あれたる駒の跡を撰、名花也とて我我を筒に立御芳情、花の情にこたへて、忽人間と化生し侍り、今夜一夜のちぎりは、結の神かけて逢妻川の浮藻草、結ぶ化名も高師山、染しなさけも有原の、花薗山の櫻狩、よしや今夜のゑにしぞと、枕うれしく思へども、本來非情の花、形人間に受來らば、此姿その儘春の雪ときへ侍らん、さればなさけも色を替て、おのさまをすくひ申さん、それ樣見ればゑもんうすく、きはめて不自由に見へ給へば、我々が花の姿を此馬市にもて出て、世源に賣代かえて、御身の渡世になし侍ん、必々とかきくどけば、やさ男も涙を流して、こは夢かうつゝか、誠にして誠ならず、しかし何にもせよ御身の姿只ものならず、情は人のためならず、かくの給ふこそ、浮世のうきも幸なり、兩女の袂をさそひつれて馬市にゆき、勢州古市はやり出の茶屋を開立、新金五十兩に二人を賣、御定の請狀書認、さらばさらばと都へのぼり、富榮侍る、慈悲惻隱は榮花の基也と、げにさもあらんかし、

第十七　たゝけばころり一角馬市の事

出羽の國白倉町に、日本一の馬市、六月中比あり、羽奥兩州の駿足數をしらず、白倉を二行に引立侍る、近國の馬買、氣に入れば直段を付け、いや〳〵といへば馬主を取てふせ、頭を一つ打ば百文、貳つ打ば貳百文、馬主をふみつれば、金子壹分の付上、貳度ふめば貳分、始て見る人喧嘩かと思ひ、里人に問へば、たゝけば百文、ふめは壹分の馬市也と云、

第十八　わた持の小町の事

寐覺の床は木曾川の水上也、深山の奥なれば旅人草の枕をし、寐覺がちならんかは、勝地は主なしといへど、引結たる庵あり、八重葎庭も見えず、淺茅軒をあらそひたり、崩れがち成あこめ垣、蔦生しも物哀に、童にあなひさせて、しか〴〵と問へば、昔し浦島の太郎が釣せし所也と云へども、さにはあらず、見歸りの翁と申傳ふ、見おろす川の洲崎に千鳥啼つれ、ちいさき祠倉川岸に有て、自然の包丁、眞那板石、いろ〳〵の名器有て、廻らば牛の聲も絶ぬべし、たとへば、平き皿を見おろす如くなる島の姿、物かはりて繪にも寫しがたし、誠に人の風流、寐覺の床を庭に寫せしも理り也、上ケ松小町の瀧に口をそゝげは、百年に三十もたらぬほどの老母、是は小町が果なりと錢を囉ふ、

幾許年隔ぬれど、小町は化女なればいざしらずと、錢をやりて通るもおかし、
　人は鹿吹ねど笛に寄りし身も
　　今は案山子となれるかなしき　老女

第十九　戀慕の化一盃の事

信州高遠のほとりに、薄、かるかや、萩、女郎花など、おりしり貌にたばね結び、片ばかりの庵引廻したるあり、貴き桑門山居し侍る、佛前に供る蕨飯の付たる鉢の子を洗て、澤岸に休らひ侍る、水中を見れば鴛の雄二翅遊べり、僧思ふやう、鴛は愛情深き鳥にて、番々あるべきに、雄二翅つれ侍るは、哀れ阿曾沼の獵師にやとられぬるかと思ひしに、忽うつくしき男子となりて、僧に向て云やうは、我はむかし武田信玄の子、仁科五郎也、壹人は忠臣小山田備中守也、我若冠の比高遠の城主に選れ、織田城之助四五萬騎の勢を以て八重廿重に取つゝまれ、城中の士卒男女とも七八百人籠城せしも、不レ殘同じ枕に戰死す、某幼年ながら、戰場に死を輕んずるは大將の思出なり、しかし只哀成は是なる郎等小山田備中也、耻かしながら我等が美麗成に戀慕して、數萬騎の中より高遠の加勢を望み、一所に討死をとげ侍る、日頃はさもこそ思ふらめど、誰かは媒せん、嘸や未來までも難面思ふらめ、笹の小笹の一ふしのなさけもなく、せめて誠ある詞を通す便りもなく、神ならぬ身の年月打過し、悔しけれ、繫念無量業愛情の妄執、煩腦の犬と成る身に染付て輪廻し侍る、娑婆にては父の威をかり、武榮にほこりしが、冥土黃泉にては三尺の劔を提れども、獄卒のたけきにくぢかれ、一卷の書も閻王の攻にさく、哀れ御僧我跡とぶらひて、修羅道をまぬがれさせ給へ、その昔しを御目にかけんと、そのまゝ幣振立れば、大將の下知に付て、忽ち數千の鴛水中へ飛込と見へしが、皆甲冑をよろひ、敵味方入亂て半時ばかり切結び、雙へはつと引くと見えしが、松風も音閑に、釋迦の岸に菴ばかりぞ殘りし、

第二十　たかぬ反魂香の事

越中立山のけしき、貴くすごく、幾代の松柏生ひ茂りて千尋の梢雲をきそふ、げにものふりたる分野、神龍すみあらし給ふらん、東の方高き山より落る瀧數萬丈、山の半片にほの見えて糸を亂す、六道三途の川を過ぎ、脫衣婆の堂にて上着の錢をなげ、材木坂彌陀が

原は廣々として、誠に佛菩薩の坐し給ふらんとおぼゆ、ちいさき聖靈田と云て、畦したるに、目なれぬ稲を聖靈植置たり、頃しも水無月半なるに、寒風肌骨を通し、どてら布子二つ重ね、凝たる雪上を草鞋をからげ付、四五里ほど辛苦して、三條の小鍛冶がきたへし大ぐさり、岩間に結付たるにたぐり上り、瀧の鼻、さいの河原など打過、その夜は加賀の黄門より立給ふ堂に通夜し、月舟和尙の寄進ありし、金灯籠の前に睡るにもあらず、夢幻と明し侍る、夜半の頃、不思議なる哉拙妻が召仕し姥すご〳〵と來て、わらはこそ姿婆の緣盡きたり、月比日比つくりたる惡業も覺へねば、後世もさのみあしからず、かなしきは父櫻井と云もの世に有し時、村雲の御所に仕へしが、勢ひにほこり、心さがしらにてものあらく、童部のいたづらし侍るにさへ、手の指を切、僕が少のあやまりにも、耳鼻をそぎなんどし侍る惡業、我身におゝひ、苦みと成上は、哀れ後生の手向してたびたまへ、返す〳〵も云て失にけり、聲姿思ひやるに、身の毛いよたち、夜の明るとひとしく、何か用意して地獄禪定し侍りき、行所何れも谷々もへ出、足のあなうらをやく、白山、湯殿、箱根の地獄とはけしきかはり、數々の地獄の内に、おそろしきは八萬地獄、血の池、紺屋地獄、鍛冶地獄、刀活地獄、堅凍地獄、後妻地獄、酒地獄、一所に水火替れども、その品々の氣色いわずして知なり、震動胸にこたへ、肝を冷し、あまたの湯煙人の形をうづ巻て、それとも見えず、おそろしさに念佛數遍唱て、足早に山下を催し侍り、歸鄕して立山の事、妻にこま〴〵と語れば、月日もかわらず姥身まかりしと、涙をおさへて語りぬ、されば今世もかゝる不思議侍れば、疑心を捨て菩提にもとづくべき事にこそ、

立山　　　　花翁

撥レ雲攀上立山頂　碎邪通レ身汗作レ琅
神德無レ窮向背趣　令三人見二地獄天堂一

三河雀卷第三終

# 三河雀卷第四

## 第一　天然の燈明の事

越後の國入方村、庄右衞門と云民家に、四十有年已前、五十匁がけの蠟燭ほどなる光り、家の庭より輝き出、古き石舂の穴を當て、長き竹を立れば、つる〳〵と光明上り、あたりの男女集りて、夜女業をする也、

## 第二　惡風鎌風の事

駿州に、惡禪師の靈風とて、異形なる化神時々風に乘じて、道の草葉をのべふせ通となり、其姿かき色の袴をきたるごとく見ゆるとなり、又相州に鎌風と云、是にあへば身を損すと云、

## 第三　石龜小便の事

甲州伊澤川に、日蓮上人の書給ふ石題目あり、時々川え出る、昔し平大納言時忠の亡魂を、此川にてなだめられし石題目也と云、此の題目彌勒の代にも消失せずとなり、龜の尿を墨に入て書く時は、後の世まで消へずと云法、本草幷に草木子にみへたり、龜の尿を取には、龜を塗たる折敷の上におき、鏡を見すれば精汁を出すなり、弘法大師の入木道と云も此法なりと云、蒼耳の自然汁、大力子の汁をも用と云說あり、

## 第四　遊君舌根の事

神無月始の比、三河國本野の原を、ある桒門通りしに俄かに日暮、野寺の鐘も不レ聞、人家に煙おゝゐて、さだかにも見へざれば、あじきなく、鴨の長明が蕨ふみわけたる、野原の玉ほこたどりたどりて、宮路山の紅葉も見まほしき心をたへ、金烏とゞめん魯陽が術もなく、衣をかしげていそぐ所に、燈かすかに見ゆれば、嬉敷木陰に立よれば、内の體三所に高燈臺かゝげ、家居さはやかに侍る、欄干により窺えば、琴の音しばしたへしに、二十ばかりなる女房、長き髮をたよたよとゆりかけ、らうたけたるよそほひにて、童女に手燭もたせて、端ちかくゆるぎ出、衣紋をつくろひ袖をかゝげて、僧に向ひて、わらはゝ此家の主に侍る、御僧は何地より來らせ給ふ、聞まほしやと云へば、愚僧は遙か遠國の者にて候が、本野の原より俄に日の暮れて候、行衞さだめぬ獨坊主に候へば、かゝる人家を便りに立寄侍る、見奉ればやんごとなき女性の御身にて、かくいぶせき野原家に、何とて住せ給ふら

ん覺束なし、出家の事に候へば、今夜の御宿は色をも香をも知らせ給へと云へば、主の女性、昔の江口の君は、西へ行人に宿をおしまれたると承る、わらはそれとは違ひまし、草の枕もよしや君、かり寢の夢をおしむべき、今夜は是に御休らへ候へ、中に付て耻しけれども、先に我身のすくせを問ひ給へば、あからさまにしらせ侍る、世の中の人の心は、白むくの染てくやしきその色の、名も赤坂の長者長福が娘に、力珠の前と申遊君にて候が、日も西山にかたふけば、あふさきるさの旅人に打馴、朝な夕なの身の勤つらく、重ぬるさよ衣、我妻ならぬ化枕、寢覺の床のくやしく、三年月日を重つゝ、人貝曲輪に身をよそほひ、ながれの竹のうき思ひ、つらき中にも妹脊山、過世おかしきものぞかし、我かつらぎの神姿、此國の史將大江の貞基に見初られ、後は和理なきあいさつ、漢宮の榮花もたとへて云は塵ならん、此の船山に月花を寫し、遊仙臺と愛しつゝ、長生不老をそねみしに、定なき人生ぞや、俄に病の床にふし、つれなくも黄泉におもむきし、かなしや地獄の分野、御僧に語り申さん、娑婆にて作りし罪障の山高く、その惡業は定張の鏡にうつり、替るな替らじとの空誓文、獄卒鐵鋏にて舌をぬく、毎夜の客の投盃、打こぼす酒のしづく、水火の流と成て、大紅蓮にたゞよふ、すでにわらは命終に近づきし時、君名殘をおしみつゝ、目を吸口を吸て舌を吸出し給ふ、此愛念に輪廻して、終に惑ひのたねと成、かゝる苦み見給へとて、さもうつくしき丹花の唇より、一丈餘りの紅の舌をふつと吹出し、あゝかなしやと倒れ、花の姿を變じつゝ、あらぬ形と成、たすけ給へ御僧と、衣の袖にすがれば、僧は、出廣長舌は彌陀の誓なりと思ひ、南無阿彌陀佛、南無阿彌陀佛と唱て、紅の舌を打落せば、姿はうせて茫々たる草村に、文珠の像ぞ殘ける、僧は奇異の思ひをなし、里人に語れば、昔し此鄕に大江定基と云人有て、此の船山に力珠姫を愛し、偕老同穴のかたらひをなせしに、姫身まかりければ、なきがらを此里の傍に、石經書て葬られし、其亡魂のあらはれて、さこそ候にやと云へば、僧はいよ〳〵哀に思ひ、文珠の像を安置して、力珠山舌根寺と號し、菩提をとぶらふとなり、

### 第五　男女佛神に祝事

曾我兄弟夜討の時、王藤内に添寢したる龜鶴と云遊

女、駿州木瀨川に龜鶴觀音と祝ひ、三條の金賣吉次は、羽州山形の近所に神に祝ひ、神領五百石餘の大社なり、てる手の姫は、濃州大垣の傍結村と云所に、神に祝て社あり、いづれも下品の神ながら、名譽も人によると覺へし、

第六　女像甲冑の事

奥州鐙ずりと云所に、極て樹石もの替り、氣しき筆にも及がたし、傍の尊堂に甲冑をきたる、さもうるはしき女の木像二體あり、由來を聞けば、信夫の庄司が、はらからの子を義經公に參らせて、西國の軍にのぼせたりしが、庄司老病の床にふし、なつかしきとて、二人の姉に甲冑をきせて、弓長刀を持せ、兄弟の子の面影と思ひ打詠し所、爰に寫したると云へり、

第七　袖野山の事

勢州桑名の城頭に、袖野と云ふ所あり、贄氏の何がし身まかりしに、ゆかりのもの吾妻路よりのぼるに、箱根山にて、贄氏出來て云ひけるは、我娑婆の緣つきて冥途におもむく、此の片袖を妻子に見せよとてうせにけり、ゆかりのもの片袖を妻子に渡し、よく引合せ見るに、少も疑所なし、淺間敷おもひて、贄氏菩提のため、茅野を寄進し、今に袖野山と云あり、

第八　鹽賣神鳴の事

江州百足山の甚九郎神鳴と云ふは、昔し同國紀の川村に、鹽賣甚九郎といふもの、鹽を荷ひ都へのぼるとて、ほそき溝川を渡りしに、麪棒のごとく成ものを拾ひ、杖につき、いつしか覺へず飛行自在の身と成、唐天竺までも飛ゆき、換骨羽化して百足山にもどり、雷神とあらはれ、不思議に雨をふらし侍る、今も甚九郎殿〳〵雨をふらしたべと云へば、其儘嶺頭に雲起て、雨をふらすると云、

第九　扶桑名鳥の事

羽州安潟に、善知鳥と云鳥あり、鴎に似て鴎にもあらず、今安潟にも守護の倉庫をかまへければ、善知鳥は外の濱にすめり、白山にらいてうと云鳥有、雉の雌に似て異形なる鳥也、

第十　朱椀龍宮の事

鳳來寺の麓、瀧川と云所に住る民、常に龍宮より種々の器物をかりて自用をたしぬ、ある時皆朱の椀を借り來て、一つの椀を失て返さゞりしゆへ、その後は更に借す事なし、民おもふやう、鬼神に橫道なしと云へ

ば、げにさもあらんかし、一度詫して見むとて邊(ほとり)へ出れば、四十ばかりなる女性、我は昔し矢作の長者に仕へし冷泉と云者なり、色賣里の習ひ、昔は人に袖ひかれしが、世を悶思(あぢきなく)ひて、夜明けなば髮おろさむとくやみ、野寺の鐘鳴ればそゞろに涙を催し、かりなる浮世にいつまでかかくてありなんとは思へども、流石愛執の色にほだされ、難面も候へしが、淨瑠璃姬身まかり給ふにより、かざしをおろし候、しかれ共裟婆の境界あしきにより、畜生道に生れ、龍宮城に住し也、いざさらば私といなせ給へとて、手を取て水門に入れば、民も水練の達者にて、波間をかき分入しかば、うつくしき眞砂の上を、四五町行かと思へば、龍宮城に至りぬ、その體言葉にも及ばれず、しばし金門のからいしきに休らひ居たる所に、內よりやんごとなき女官の出て申やう、是は龍宮城とて人間の到所にあらず、さりながら、我も前生は南閻浮州矢作の宿、金高長者の姬、淨瑠璃姬と申て、深閨にひとゝなり、綾羅錦繡の粧ひ、玉の釵(かんざし)身に飾り、翠帳の內に住侍るが、二八の花の初櫻、戀にひかるゝ牛若の、吾妻に下りたまふ時、あらうつゝなやこま笛に、想夫戀の音にほだされ、一夜あだなる手枕に、かひなく立し浮名川、またも逢瀨のありなんと、たのみ〳〵て一月を、まてど暮らせどさりとては、音なし川の浮藻草、やくや螢の身をこがし、思入江に浮び出て、菅生の川の瀨をはやみ、心閑に觀念し、岸よりかつはと身を投て、底のみくづときへはつる、その妄執の罪おもく、衆合地獄に落べきを、もとよりわらはは嶺の藥師の申子にて、その佛緣やふかみ草、すくいの綱にかゝる身の、不老不死の此世界、その壽は八千代草、長篠の原近き、龍宮城の內にして、龍女體に生れ來て、龍神の后妃と成り、折々此の瀧川の龍花臺にうかれ出、管絃して遊ぶなり、乙女三千の龍女にかしづかれ、金銀瑠璃の樓臺、珊瑚琥珀の几帳の內、硨(しやこ)磲瑪瑙の床の上に、榮花を極め侍也、龍宮の分野、必ず人にさたし給ふなよ、猶珍らかなる淨土を見せ申さんとて、五寸四方の瑠璃の眞壺を手に持て、此の壺は龍宮第一の寶なり、彌勒の代に至りなば、必ず峯の藥師に奉らんと、かの民の手を引て、壺中へ入と思ひしに、さもうつくしき世界あり、東方藥師如來日光月光かゞやき玉ひ、十二神將五百の童女、すきまもなく坐し玉ふ、民は餘の難〱

有さに、是はいか成所ぞと申せば、東方淨瑠璃世界也、四季の體を見よやとて、南表へいざなへば、梅に鶯柳に瑠璃、夏冬蓮花の咲亂れ、鴛鴦の羽をならべ、菖蒲杜若紛紜たり、秋は蘭菊女郎花、桔梗苅萱萩薄、冬は垣ほの初雪、花をあらそふ一氣色、四季を一目に見つる事、人間界とは違ふなり、さらば浮州へかへさんとて、壺の口へ出ると思へば、龍宮城に坐しにけり、時に虚空より五色の絲、つる〳〵とおひさがる、淨瑠璃、是はわらは人間に有し時、手馴し十二の手筥を鬻ぎて、阿彌陀佛を建立し、冷泉寺と號せしなり、其佛像の功德にて、毎日龍宮へ五色の絲舞さがる、わらはもやがて龍畜經の苦をのがれ、佛果をゑんこそ嬉しけれ、さらば是より歸れとて、波間をかきわけ出ると思へば、瀧川の里に歸りき、その程三時ばかりと覺へしが、三年三月をぞ經たり、浦島が心おもひやられ侍り、

## 第十一　扶桑馬丹國の事

神島は伊勢をの蜑の住所なり、髮は猩々のごとし、姿やさしきもあり、海底ふかくくゞるを大かづきと云ふ、淺くくゞるを小かづきと云ふ、夏秋は男女まろ裸にて、犢鼻褌ばかりにて濱の砂に床し、梶を枕にして臥し侍る、女は海底に沈みて蚫を取り、夫は海上に浮て、釣を垂れて生涯を暮すより他なし、されども文月十六日は殺生を斷じ、寺へ集りて受戒し侍りぬ、つら〳〵流轉の業を思ふに、父母と成、兄弟と成り、或時は主從夫妻と成し前生をば、隔生即忘とて夢にだもしらず、人生のありさまは、漕行跡のしら浪にて、夕に來り朝に去る、只蜉蝣の如くしかり、誰がために心を惱し、何によりて目を喜し侍る、其別るゝ主と栖と無常をあらそふ事幻なり、山に入り市に交りても、のがれがたきは黃泉の道成を、哀なる世渡りぞと巾をうるほし侍りき、

## 第十二　報の人違ひの事

工藤左衞門祐經、右大將の前にて雙六を打し時、佐々木の三郎が小冠者と座論し、大庭へ出で石を拾ひ、祐經が面へ打つけ、血をあやし、賴朝の勘氣を蒙り跡を闇ます、又祐經が一子狗坊丸は、夜討の朝、曾我の五郎が貌を扇にて打し罪にて、賴朝の勘氣を得、信州伊奈村へ流人して果ぬ、此所に墓あり、されば報の人違ならずやと覺へ侍る、

## 第十三　佛牙問答の事

西三河に佛牙山と云あり、時花物(はやり)の什物開帳を思ひ立、同國招賢山にちなみて粧立、第一の什物なる佛牙を拜むとて、貴賤群集せり、其の頃招賢山に、杇身坊とて十一歳程成る、擔用有て近村より歸るに、道にて佛牙を拾ひ、懷中して來り、開帳の僧に向て云く、聞說世尊入滅は二千餘歲、香薪燒盡して金灰拂ふと云ふ、しかるに佛牙生身なるはいかん、僧答て曰く、佛は不生不滅の妙體、雙林に滅を示し給ふゆへ、凡夫とは替り、末代に奇瑞をあらはし給はんとて、佛牙正く生身也、杇身問て曰く、涅槃鶴林に寂を示し玉ふ義は諾す、佛牙の員いか程ありや、僧答云、佛は三十二相八十種好とも申、佛牙は三十三牙あり、杇身問云、佛牙日本へいか程渡るや、答て云、十一枚渡りたると舍利傳に見へ侍り、外はしらずと云ふ、杇身其の時懷中より、件の佛牙を取出し、有りや有り此の佛牙、天來や地來や作麼生と云へば、僧の云ふ是は佛牙に非ず、僞也と罵(のゝし)る、佛牙僞也との義いかにも虛顯也、是は野原の牛牙也、足下の佛牙と被レ仰も無二覺束一とて、呵呵大笑し侍る、客僧腹をたて、小さがしき小僧哉、しからば世尊の拈花靈山會上にて、迦葉尊者實相無相破顏微笑の義一不審申さんと云へば、杇身我等はいまだふしんの棟上をいたさぬと、かぶりを振て退出す、扨も當意即妙の小僧哉、後は能化にも可レ成人よと、目を付侍るに不レ違、洛陽西山にて老宿し、今尾州大野に住職せられしなり、又爰に異名りきみと云て十三四の童、一歲馬草不自由にて、瘦馬鞭を痛て死たり、癩人の捨たる馬荷ひ棒拾集て、薪に割り、母のもとへ荷行、山家より出たる薪なりとて、價安ふ母に語れば、母も貪き者にて、我子に價を出して薪にす、かかる梟木を母に僞たる事、諸人是をにくみ、母も勘當して家を追出す、兎角人は少年より生れつきに、善惡見へ侍る、唐の司馬溫公七歲の時、酒甕の邊に童子共群て遊しに、如何したりけん、一人の童子甕の中に陷けり、いかゞせんと周章す、一人は親の方へ告に走る、溫公賢こくも側なる石を以て、甕を打破りければ、童子出て死をたすかりしと云ふ、是を擊甕の圖とて、繪にも寫して世にためしなき事とす、熊坂の長範は、七歲の時伯父の馬を盜みて、我朝の盜跖と名を取も、善惡人を知るためしなりと覺へ侍る、

第十四　雷の巣立の事

水無月初の比、信州丹波川を渡り、さる野をこへ、松もむら立、凉風吹閉、漸々荊茅の親子地藏を見かけ侍るに、小松の村立に親しね子しねと小鳥の囀あり、傍への榎には、三枝の禮を不違、親子鳥上下に翅をならぶるもあり、いか成宿世にや、一世の契りを二世にたくみ、萬世に名を殘す荊茅親子地藏ぞや、さればしらぬ國を回るにも、妻子に似たる人は多し、是れも恩愛の着深き故ならむ、父母に似たる人は壹人もなし、是は至孝の實なきゆへ成べしと、すゞろに淚を催し侍る、誠に善光寺の御寺に、一たび步を運べば、來世三惡道をのがれ侍ると聞くもたふとく、此たびは湯殿山へ心ざし侍り、信越の境山口と云ふ所に、熊阪長範が住跡、しらなみをながす瀧あり、此水を飲ば盜人に成と云ふ、唐にも貪水あり、此水一飲懷千金、試使夷齊飲、終當不易心と列傳に見え侍る、此前村より戶隱明神え詣侍る、神社便覽には手力雄尊とあれども、社僧は九頭權現なりと云、土用の中比成しに、梅花咲亂花の下には、橇反など崩れがちに、鶯囀り春のけしき盛也、戶隱は荒き神にて、社僧三年荒行を勤め、每夜丑の時に、黑米三升供御に燒て供るに、九頭明神大蛇と成て、出不殘服すると云ふ、此山は神鳴の子どもそだち侍るよしかねて聞しに、夏は雷を以て鳴とや、きびしく鳴はためき、頭上へ落かゝるかと思ふに、そば成る松杉の枝より、栗鼠と云もの數をしらず、雷の響に落かゝれば、すは神鳴の巣立ぞと、胸を冷し侍るもおかし。たかく生ひ茂りたる、篠竹原の箭もとをらぬ程なるが、草結を尋おしわけおしわけ、三時ばかりつらき山路を迷て、漸々柏原の上なる、片斗りの草屋、萩すゝき壁にも屋根にも引きおほひたる小家二三軒あり、立寄侍れば、所の求食とて栃樫の飯に、山菜と云物を汁にして、漆もつかぬふる椀に盛てくるれば、今日の露命のたすけと、椎葉にもりたるよりも嬉し、澤水に咽をうるほし、其夜は高田の御城下に宿し侍る、明れば下の越後へかゝり、今町柏崎、出雲崎泊り〳〵して、二日めに寺泊と云所につきて、弘智法印の骨身を拜むに、殊勝さ云ばかりなし、昔しさる武士の、鑓の石突にて胸を突ぬき侍るよし、骨身少かたぶけり、或僧の云るは、白骨を以て人を作る傳あり、頭骨より手足大小の骨不殘拾ひ集

め、藤の若葉の糸にてつがひ〳〵からげ合ひ、ざらと云葉を覆盆子と蘩蔞の汁にてもみ合せ、骨にぬり、皂角の葉木槿の葉黒焼にして、髪のはゆべき所を度度水にて洗ひ、疊を敷て骨をすへ、二七日沈香を焼、反魂香の術を修すれば、人と成と語りし、さて新潟へ船に乘り侍れば、風波はげしく、明る夜出羽國加茂の津へ着船す、日蓮上人の記し殘されし、七面の岩間なる曼陀羅をふし拜み侍り、佐渡が島も手に取やうに見へ侍る、此の浪間の春ののどか成る日は、曼陀羅の名號あり〳〵と見え候と、船人の語るも奇妙なる事と覺へ侍り、

第十五　女の脚布に靈佛揚る事

加州金澤の大守は祿高きゆへ、城頭男女の風俗、都はづかし、をりしも夏のころ、男女大勢水あびしてなぐさめり、歷々は駕籠のすだれを卷あげて、見物するも又よき見物なり、洛陽の涼川、東都の船遊びもしかじとぞ覺へし、金澤を出、八劔え行侍るに、里々に蠶飼する風情は、舊中國と思ひ侍る、名に菊酒の酒旗を慕て、飛騨屋に入、しばらく南陽縣の齢ひを延しぬ、それより白山權現に詣で、その夜はおさうの村に杖を休め、明れば白山の嶺に攀のぼり、加賀室に留りぬ、此の室水とぼしく、岸の溜り水に、棒振虫の底の見へぬほど有を、手拭にて打こし、咽をうるほしゝも、今生の餓鬼道かとぞ覺ゆ、御内陣阿彌陀佛をふし拜む、爰に六道とて、加賀越前兩國鬪手の錢をあらそひ、果は喧嘩に成りて、尊き山にしんいの波を立るは、今生の修羅道かとぞ覺ゆ、大御前十一面觀音は金佛なり、昔し富樫が安置せしと云ふ、山下の盜人等聞及び、數百人來て動せども、さらにうごかず、盜人等山下して、あからさま成る物語を、八十餘りの姥是を聞て、心よげにも笑ひ、若き衆はしらぬも理り哉、奇特ある靈佛には、若き女の月水付たる脚布を、ほとけの頭上へかくれば、靈驗うせ果るなり、金佛ならば盜取、ふきとらかして金となし、姥にも配當させよとおしへければ、盜人どもそれこそいとやすけれとて、姥が敎のごとく、脚布をかくれば、數百人して動しがたき金佛、輕々とあがれば、盜人取て麓へおりしに、俄に震動して、七日七夜洪水出來て、盜賊の一村大紅蓮の淵と成りしとなり、

第十六　栗柄が谷の事

越中の國くりからが谷は、木曾義仲壽永の戰に、千頭の牛角に火を燃し、鉾をさして夜中に追放せば、平家十萬餘騎の軍兵、此の谷底へ落て討るゝと也、

壽永年間兵戰跡　旅行殊愁立秋天
昔時牛火埋ニ溪谷ー　千魄萬魂不レ識レ員

## 第十七　長田蟹の事

それかしこき人は、首陽の蕨もくらはず、愚か成や、主君をうつ見の浦の報をもしらず、おもきが上の又おもき惡名を浮世に殘す人もあり、報をまてよとよみおかれし、討るゝ人も討人も、何れかとゞまり、何れか殘り侍るや、只幻いなづまのかげぞかし、七里の横渡しの灘を漕行船に、その中の長らしき水子に、間遠の渡しとは何地ぞととへば、されば間遠と申は、春の日のうらゝかなるに、鷗のふしたけかくすほど成るに、漪(さゞなみ)打よする磯の汀の寄藻草、我からの住あらしたるに、濱風そよ〳〵吹催す、海原の入日花やかなるに、紫雲の夕日をつゝみ、千鹽に染し氣しき、げにも間遠の詠ならんかは、夕汐のさし込入江の月かげ、あきらかにほの見へ、ゆき通ふ小船の海士の、綱手曳あふ船子等、尻たゝく浦君のほとりを、鳶鳥のむらがり合、鰯ほす濱路の磯間に、長田蟹とて鬼面のごとく成る蟹はいありくは、主君源義朝と、聟がね鎌田正清共に、長田父子が討取たる惡業、鬼蟹と成るも淺間しけれ、いかなれば長田はと、朝長の謠にうたへば、一定魚甲と生ずべき者なるや、是より西の島に唐の楊國中が守觀音あり、されば方士玄宗の勅を請て、貴妃の魂の有かを尋て、熱田の蓬萊宮に至り、貴妃に逢て離山宮の私語、玉の釵(かんざし)を方士にあたへ、玄宗への傳言こまぐ〳〵と云おくり、方士歸て、玄宗に貴妃の筐の品々をさゝげ侍り、貴妃の魂のとゞまりし所なれば、楊國中のまもり本尊を、ほとりの島におさめ侍るも理りなり、

三河雀巻第四　大尾

近世文藝叢書第二　終

(近世文藝叢書第二奥附)

明治四十三年八月二十日印刷
明治四十三年八月廿五日發行

非賣品



東京市京橋區新榮町五丁目三番地
編輯兼發行者　國書刊行會代表者
早川純三郎

東京市神田區蠟燭町八番地
印刷者　武木信賢

東京市神田區三河町三丁目四番地
印刷所　武木印刷所